第7章 準備書についての意見と事業者の見解

7.1 準備書についての一般の意見の概要及び事業者の見解

7.1.1 準備書の公告及び縦覧等

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、準備書の公告及び縦覧等を実施した。その内容については、以下に示すとおりである。

(1) 準備書の公告、縦覧

① 公告の日

令和 7 年 11 月 27 日（木）

② 公告の方法

(a) 熊本県公報による公告

令和 7 年 11 月 27 日付の熊本県公報に「公告」を掲載した。

(b) ホームページへの掲載

上記の公告に加え、事業者の出資企業である石坂グループのホームページに令和 7 年 11 月 27 日（木）より準備書の公表、公告等の「お知らせ」を掲載した。

(c) 縦覧場所

準備書の縦覧場所は、以下に示す 4 か所とした。

①株式会社シムファイブス事務所
②熊本県庁（行政棟本館 1 階情報プラザ）
③御船町役場（本庁舎 1 階ロビー）
④益城町役場（住民課）

(d) 縦覧期間

準備書の縦覧期間は令和 7 年 11 月 27 日（木）から令和 7 年 12 月 26 日（金）までとした。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、縦覧期間は、住民等の意見を踏まえ、令和 8 年 1 月 19 日（月）まで延長した。

縦覧時間は午前 9 時から午後 5 時までとした。

(e) 縦覧者数

縦覧者数（記名者数）は熊本県庁で 1 名、御船町役場で 9 名、シムファイブス事務所で 26 名の記録があった。その他の縦覧場所での縦覧者はいなかった。

(f) インターネットの利用

事業者の出資企業である石坂グループのホームページへのアクセス数は、962 件であった。

(2) 準備書についての意見の把握

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受けた。

① 意見書の提出期限

意見書の提出期限は、令和 7 年 11 月 27 日（木）より、令和 8 年 1 月 9 日（金）までとした（当日消印有効）。

なお、提出期間は、住民等の意見を踏まえ、令和 8 年 1 月 19 日（月）まで延長した。

② 意見書の提出方法

意見書の提出方法は、下記のとおりとした。

(a) 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱へ書面で投函

(b) 事業者への郵送による書面の提出

③ 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 713 通（541 名）、なお本事業における環境保全の見地からの意見の総数は 1,825 件であった。

意見内容の分類別の意見数は表 7.1-1 に示すとおりである。

表 7.1-1　意見内容の区分別の意見数

区分	意見数
事業計画	451
施設計画・運用計画	297
環境全般	264
生活環境	202
自然環境	148
交通	209
地下水	267
PFAS	152
環境その他	65
モニタリング	158
手続き	504
その他	95

注）1 つの意見で複数の区分について記載しているものは、
重複してカウントしているので、意見の総数とは一致しない。

7.1.2 一般の意見の概要についての事業者の見解

準備書についての一般の意見の概要に対する事業者の見解は、表 7.1-2 に示すとおりである。なお、一般の意見の掲載にあたっては、以下の点を除き、原則として原文のまま掲載している。

・個人名や住所等、個人が特定される恐れのある記述については伏字（■■）としている。
・新聞記事等の第三者の著作物については、著作権法上の配慮から内容の概要を掲載している。

表 7-1-2（1）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1	12 月 16 日(火)の御船町で配られた資料からの意見ですので、ぼやけている所があるかもしれません。ご了承ください。 ①希少猛禽類に関する調査がせますぎる。複雑な地形をしていますので、おそらくクマタカやオオタカが繁殖・子育て活動をしていると考えられます。半径 5km 以上の調査が必要。	希少猛禽類の調査地域は方法書の段階で熊本県環境影響評価審査会による審査を経て決定した範囲であり、適切なものであると考えております。また、実際の調査においては調査地域外を飛翔している個体も確認・記録し、その結果調査地域外でクマタカの繁殖を確認していることから、現地調査における対応も適切であると考えています。
2	②サンショウウオ類やアカガエル類の生息史の現状把握が弱さ。 対象事業実施区域から下流の川内田川沿いに生息する、サンショウウオ類やアカガエル類の山との関わりがよくわからない。	方法書の段階で熊本県環境影響評価審査会による審査を経て、調査地域外の川内田川周辺においても現地調査を実施しております。この結果、山地の河川に依存するタゴガエル等を確認しており、現地調査における対応は適切であると考えます。また、川内田川の水質に対しては、事業者の見解に記載したとおり、仮設調整池の設計水質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
3	③底生動物に関する水環境のちがい（川内田川と八勢川） 調査範囲があまりにもせまい。今のところ、川内田川と八勢川の水環境はさほど差異がないと予想されるので、きちっと両川の科学的データをとっておくべき。 ↓ 市民との共同調査・情報交流や検討が望まれる。	八勢川は川内田川の合流先であり、事業の実施による影響は川内田川よりも小さくなるものと考えています。また、川内田川の水質に対して、仮設調整池の設計水質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
4	2 分冊中 1P.357 の上 NO.242 に、事業者の見解として 6 行目に"約 700m"とあるが 800m にあらたまったのではないでしょうか？ また 800m の場合 2 倍の距離を見込み...とすると半径 1.6km の調査地域となるのではないでしょうか？ もう一度環境省の「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を確認していただきたいです。700m が 100m 伸びて 800m、これも子供だましのように感じてしまいます。	ご指摘の 800m については、配慮書のときの排気筒の高さ 49m の予測結果の最大着地濃度出現距離となります。配慮書では、既存資料（益城地域気象観測所及び熊本地方気象台）に基づきに予測を行いました。準備書では、対象事業実施区域内で気象の状況について、1 年間現地調査を行い、その調査結果を基に予測を行いました。その結果、準備書では最大着地濃度出現距離は 700m となりました。
5	TSMC の産業廃棄物は危険な感じがします。特に今問題になっている PFAS など本当に混ざっていないのでしょうか？調べようが無いんだったらこのゴミは施設内で処理しないで下さい。	TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならな

表 7-1-2（2）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
5 （続き）		いと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
6	騒音、振動は予測結果が環境基準ギリギリが多い、この先ずっと続くことなので近くに住まわれている方々の精神面・健康面がとても心配です。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。 予測結果は、最大影響を想定しており、環境保全措置を実施することで更なる低減をするととも、基準を超過しない環境を維持することに努めてまいります。
7	たった一車線のマミコウロードで一日の通るトラックの台数 330 台×2（往復）＝660 台！！本当に渋滞が起きないのか実証実験をするべきだと考えます。（合わせて騒音と振動）	各項目は、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
8	関係地域がわずか 2km 範囲にしたことで、山都町での住民説明会は実施されなかった。縦覧もと中まで 2 町だけで、役場には初めは置いていなかった。インターネットの環境のない私には 1600 ページもの資料に目を通すことは、不可能でした。配慮書・方法書・準備書とどんどん進んでしまってこれが最後の意見書を書けるチャンスです。 知事からの地域住民が納得出来るように丁寧に説明しなさいということには、ならないと思います。もしこの施設が可動してしまったら私の出した燃えるゴミはここ上野地区まで運ばれて焼やされることになります。心が痛いです。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
9	対象事業の目的に、地域循環共生圏を形成すると書かれてありますが、この地域は、いったいどこを想定しているのですか。上益城郡内だと私は、少しは納得出来るのですが（希望としては、山都のゴミは山都町の中で）...熊本県内なのか九州なのか、西日本なのか、あいまいすぎて、わかりずらいです。よく知らない人が読んだら誤解するのではないかと思います。又、エネルギーの地産地消による自立・分散型社会の形成やエネルギーの脱炭素化を図り...と書かれてありますが、あまりにもひどい誇大宣伝と思われるので、対象事業の目的をわかりやすく書き直してもらいたいです。	余剰電力や熱を地域で利活用することにより、エネルギーの地産地消による自立・分散型社会の形成やエネルギーの脱炭素化を図り、災害時の復旧・復興に資する取組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することに繋がりますので、決して誇大宣伝ではありません。また、熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
10	地球の未来のことを考えると世界の目標である 2050 年カーボンニュートラルを日本は達成してもらいたいと願っています。誇大宣伝（全国のモデル事業とかエネルギー回収施設）脱炭素化にいかにも効験している印象をあたえてしまう。国際的にはリサイクルではない、もしあやまった印象をあたえたままだと、CO_2をへらす努力をする気運が悪影響だ	工事中及び供用時の温室効果ガスの予測結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおりとなります。

表 7-1-2（3）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
10 （続き）	と思います。普通、人間は簡たんにゴミが捨てられると、大切な地球の資源を平気で使い、めんどうなリサイクルに向かう心が育たないと思います。 CO_2温室効果ガスについて、どれくらい出すのか？建設の時の総量、運用のときの年間排出量。残渣処分の為のCO_2年間排出量をくわしく示してほしいです。 最終処分場が決まっていないので、もし遠方に灰輸送されるならば、CO_2排出量はふえるものと思われるけれども、分かっている範囲で調べて下さい。	
11	アメダスを導入する気持ちがないのはお金がかかり、情報がつつ抜けになるのがいやなのか、モデル事業であるならば、環境に対して本気で悪影響を回避しようと思うのなら導入を再検討して下さい。	AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法（公定法）に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 測定結果を公表する以上は、日本の公定法で定められた方法により得られた結果を公表すべきであると考えています。 以上のことから、AMESA の導入は考えていませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。
12	熊本県の地下水保全条例によって御船町は重点地域に指定されていて、揚水機では$60cm^2$～$19cm^2$以下は届出、$19cm^2$以上は許可が必要とあるけど、プラント用水で、給水量は約 250 トン/日と驚くほどすごい量で（わが家は 0.5 トン/日ぐらいなので）一般家庭 500 件分ぐらいこんなに地下水を使って本当に周わりに影響がないのか疑問です。公益財団法人くまもと地下水財団に涵養活動に必要な費用を支援すると書かれてはいるけれども、もっと具体的に 1 日に 250 トンもの水を地下水涵養する為には、いったいどれくらいの面積にどんな木をどのくらい植えたらいいものなのか、具体的に教えてもらいたい。 このことによって、土地の、人事・動植物にきれいな水をそのままに使えるように約束してほしい。	地下水の水位については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 地下水涵養については、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで､地域全体での地下水資源の保全に貢献する計画ですが、当社が直接的に貢献できる具体的な取り組みがないかどうか、事業計画地の周辺地域の団体や土地改良区あるいは御船町とも相談した上で、検討していきたいと考えています。
13	No148 の事業者の見解は賛成です。 ぜひ敷地内に環境に敏感な植物を植えて、調整池には魚の飼育をして下さい。 ビオトープを作って住民が入れるようにして下さい。	調整池での魚類の飼育は行いませんが、造成工事に伴い事業計画地内の止水域が消失するため、動物が利用可能な水域を創出し、両生類や水生昆虫等、水辺を生息環境とする動物への影響を代償し、施設の供用開始後も観察を続けます。
14	No196 の事業者の見解は、焼却灰 80 トン/日（主灰 48 トン/日、飛灰 32 トン/日）を、液体キレートによる薬剤処理を施して、安定化させるとあるけれど、作業する人、トラックを運転する人などの健康被害は考えているのか？又、工場内の汚染など対策は考えているのかなど具体的に示してほしい。最終処分方法・埋立基準等にどう適合しているかなどのように確認するのか、教えて下さい。重金属類・ダイオキシンはもちろんのこと、PFAS・PFOA の対応もどのようにするのか、具体的に示してほしい。	企業は従業員の健康を守るために、健康管理の実施（定期健康診断の実施やストレスチェック、最適な人員配置、適度な休憩の取得、労務管理など）や安全な労働環境の提供（安全管理者や衛生管理者の選任、作業に必要な資格の取得、必要な保護具類等の提供など）、定期的な作業環境測定の実施などを通じて、従業員の健康を維持・向上させる取り組みを行う必要があると考えています。 主灰及び飛灰は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施し、埋立基準を満たしているかどうかを確認します。 法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視

表 7-1-2（4）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
14 （続き）		項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
15	当初 2029 年から供用開始予定だったものが準備書では 2031 年供用開始に遅れた。よりよい施設にする為ならいいこととは思うけれども、世界目標のカーボンニュートラル 2050 年まで 20 年以内になる。もし 30 年稼働させる予定なのは（2060 年）とても正気のさたではないように思います。 カーボンネガティブで CO2 削減するなんて希望的観測はピンとこないです。 この施設自体が極大なゴミとなるのではないか、将来に負の遺産にならないことを願います。	焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指します。 将来、施設の稼働限界を迎えて、施設を取り壊す際に発生する廃棄物は、産業廃棄物（ただし、鉄くずなどのスクラップは有価物となります）となりますので、その際には適正に処分します。
16	バグフィルターの交換した残りのものや、目詰まりしたゴミなどはどのように処理するのか教えてもらいたいです。 又、脱臭などで使用した活性炭などについても危険な物質が吸着していると思われます。安全に処理出来るものなのか具体的に示してほしいです。	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。また、使用済みの活性炭については、専門業者にて引き取り後、再生炭として再生されます。
17	この準備書の段階でもモニタリング項目・頻度などは 5 町との協議の上で決めていきたいとなっているので、最後の評価書でも公表されないような感じに受けました。この先住民には、意見書を書く機会はないし、もし公聴会が開催されないならば企業側に希望を直接伝えられないままに進みそうで不安を感じます。	モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果（知事意見や皆様からいただいたご意見も含む）を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
18	大気質（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じん等）予測結果を平均値だけでなく最大値も示してほしい。又、水質なども含めて、施設が極大なだけに、濃度だけでなく累積量（年間排出量）も示して環境に対して、本当に影響がないのか調べてもらいたい。	大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、工事期間中は排ガス量がもっとも多く排出される期間、供用時は各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。また、水質の予測については、工事期間中の濁水の影響を予測しており、累積量とは異なり、降雨時に沈砂池から排出される排水が、公共用水域に合流した際の濃度を予測しております。
19	P. 151 に一般廃棄物のごみ処理状況は R5 年度がのっているけれど、方法書にのっていた R3 年度と並べると直接焼却にかぎって見ると、山都町は 2930 から 2798 トン/年にへ	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効

表 7-1-2（5）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
19 （続き）	っている、嘉島だけは少しふえているけれど、その他の町はみんなへっている。処理量も嘉島以外はみんなへっている。これからもますますへると思うので、焼却施設の 400 トンのゴミを確保して売電収益 12 億円/年）を守る為エネルギー（ガソリン）を使って CO2 をたくさん使って遠方から産廃を持って来そうなのでとても心配です。 発電する焼却施設があって燃やすゴミがたりない場合本当に利益を考えずに徹底的にお金をかけてリサイクルをすることをしてくれるのでしょうか。 No3 の事業者の見解で県北に今秋大規模な中核処理施設が運転開始とあったので、ゴミの取り合いになる前に、規模を見直してもらいたい。うらに続く もし見直せないならこの施設はますます産廃メインの施設になるのでこのままではとても認めることは出来ません。そもそもこの施設は一般ゴミを処理する予定で、民間企業ではなく広域連合に土地を売却した経緯から、私の希望としては一般ゴミだけの施設にして（もうからないので私の断念するとは思いますが）なったら少しは地元の人も納得してもらえるのではないかと思います。このままの計画で進んでしまったらこの先このような施設はどんどん作りにくくなると思うので、ムリしてスベリ込みで作ろうとしてしょうがないです。熊本県下の今後出るゴミの量をシミュレーションして（既存の施設も）計算して予測を教えてほしいです。そして、環境に悪影響が出る前に適正な規模に計画を見直してもらいたい。	率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。 熊本県内の一般廃棄物発生量については人口減少に伴い今後減少していくものと想定していますが、産業廃棄物発生量については企業進出やそれに関連する需要増に伴い今後増加していくものと考えています。
20	御船町廃棄物処理施設計画について、地元住民の理解を得られないまま事業を進行する事に反対いたします。 本計画の地下水影響評価が不十分で、天君水源への汚染リスクが不明です。安全性が確認できないため、環境の保全の見地から計画反対です。 PFAS などの有害物質が排水・煙・灰に含まれる可能性の評価が不足しています。環境の保全の見地から、安全性が確認できません。地下水調査の地点と回数が少なく、水の流れが正確に把握されていません。熊本の地下水依存を考慮し、環境の保全の見地から計画反対です。熊本地震のような災害で施設が損壊した場合の汚染水流出リスクが十分検討されていません。環境の保全の見地から判断できません。 地下水の上流に位置する計画地で、汚染が水源に到達する恐れがあります。一度汚染されると回復に長期間かかるため、環境の保全の見地から反対です。 巨大施設は地域環境負荷を増大させるだけで、住民のごみ処理に必要ありません。環境の保全の見地から規模の見直しを求めます。 天君水源保護のため、地下水の詳細調査が必要です。現在の評価では安全性が不明で、環境の保全の見地から反対します。 災害流出と地下水汚染の複合リスクが検討されていません。環境の保全の見地から根本的な見直しが必要です。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 地下水（水象）、災害、交通については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しています。

表 7-1-2（6）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
20 （続き）	すべての論点（地下水・災害・交通・規模・PFAS）で評価不足が見られます。環境の保全の見地から、現計画には反対です。	
21	本計画における地下水調査の地点と回数が少なく、水の流れが正確に把握されていないことから地下水影響評価が不十分で、水脈の上流に位置する計画地で、天君水源へ汚染が到達する恐れがあります。一度汚染されると回復に長期間かかるため、安全性が確認できず環境の保全の見地から反対です。 また災害多発地域での建設により熊本地震のような災害で施設が損壊した場合の汚染水流出リスクが不明です。 そして地域のごみ量が 40～50 トン程度なのに対し 400 トン焼却・900 トン破砕の巨大規模は過大です。外部産業廃棄物の処理が主目的と推測されます。 以上のことから地下水調査不足と災害リスク、産業廃棄物処理中心の計画と思われる事などを合わせ、全体の安全性や住民の生活が脅かされるであろう不安が払拭されません。さらに住民の利益なども確認できません。 よって環境の保全の見地から住民合意が得られないため計画に賛同できません。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
22	このような機会を頂き、心より感謝申し上げます。 説明会が 12/25 という、クリスマスで人が集まりにくい日の設定、提出期限はお正月休み明けの 1/9 という、地域やそもそも人々から意見を受け止める覚悟が感じられず、悲しいです。ご自分の良心、両親、パートナーさん、お子さん、お孫さんに堂々と仕事のあり方を見せられますでしょうか。映画「ダーク・ウォーターズ巨大企業が恐れた男（字幕版）」を関係者全員とそのご家族、大切な人達皆でお正月休みにでも鑑賞をお勧め致します。アメリカでの実話―何十年にもわたって、産廃をウソをついて垂れ流した結果、何十万人もの健康被害、子孫に続く分断、家畜が発きょうする様子や人類・生態系にいかに持続的に負の遺産を残すかが描かれています。まだ間に合います。関係者の皆様のご健康・ご健勝を心より祈念致します。今後も引き続き、やれる範囲で応援の意を送り続けます。	説明会において、皆様からご要望がありましたので、令和 7 年 12 月 18 日付けで、山都町環境水道課、甲佐町環境衛生課、嘉島町都市計画課でも準備書の閲覧ができるように、また、令和 8 年 1 月 9 日まで閲覧いただけるようにすると共に、その旨を当社の出資企業である石坂グループ及び上益城郡 5 町のホームページで公表しました。その後、令和 7 年 12 月 26 日付けで、準備書を閲覧できる期間及び意見書提出期限を令和 8 年 1 月 19 日まで延長することを当社の出資企業である石坂グループ及び上益城郡 5 町のホームページで公表しました。
23	友人から話を聞いて驚いています。 今時そんな乱暴な話が通用するのですか？ 日本の民主主義をそんなに踏みにじってもいいのでしょうか。 主権在民、主権は国民、住民にあるのです。 住民そっちのけで県が自治体首長が企業が秘密裏に推し進めた今回の計画に断固反対します。 公聴会の開催を要望します。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
24	一日のトラック台数 330 台の予測であれば走行実験をしてほしい。 騒音や排気ガス等、測定して公表するべきだ。	各項目は、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
25	焼却炉の稼動前と後に定期的に近隣住民の血液検査をしてほしい。 有害性がないかどうかは継続的に検査をしなければわからない。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えているため、血液検査を実施する予定はありません。 ・排気筒からの排出ガスの測定

表 7-1-2（7）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
25 （続き）	万が一結果に異常な数値が出た場合は、ただちに停止するべきだ。	・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定
26	一度汚染してしまうと、元の生態系に戻るまで時間がかかるどころではありません。 私たちが使用する飲み水としての地下水の源である水源は、そこに暮らす動物や植物、空気まですべてに影響を与え、森で循環していることも、崩れて次々に困りごとが増えることは目に見えています。 （↑このようなことが原因で、全国各地でクマが行き場をなくしていることもありますよね。） 始めてしまったら、取り返しができません。〝手っ取り早い方法〟ということで選ばないでください。考えなおしてほしいです。 ゴミを出す業者が、処分費を出すようにして、コストがかかっても安全な方法を選んでください。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。
27	＜水について＞ 熊本県民、他の飲み水、また商業利用もされている大切な地下水の源である地域にゴミ処理に関する施設を作ることに反対します。有害な、目には見えない物質が多く混在していることは、他の地域での同様の状況の場所でデータでででています。実際にガン発生率も上がるなど。（東京都西多摩郡の日の出町谷戸沢処分場。当時この地域で暮らしていました。水道から泡がでて、すぐ近くの川でまがった魚がおよいでいました・・・。）30 年以上前のことです。わかっていることをなぜ、〝安全です〟ということで進めていけるのですか？どうか、再検討をしてください。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。
28	人口がへっていく中で本当にゴミ処理場が必要なのか？森林・動植物たちのすみかをうばい人間のことばかり（経済活動）を進めることが、ゴミを増やし、人間自身に返っているのでそろそろ本質的なことに、経済ばかりではなく、自然と共生していく道を本気で考えていくことが今後の人類の未来にえいきょうすると思います。熊本はみなまた病の問題もあり、本当にそれでよいのか考えていただきたいです。	将来的に人口が減少したとしても廃棄物の発生量がゼロになるわけではありませんので、廃棄物を処理するための施設は必要であると考えています。そうでなければ、廃棄物の不法投棄が増加し、結果的に自然破壊に繋がることになります。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
29	①工場から出る水の処置はしてくれると聞きましたが何十年先のことは誰にもわからないと思う。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。
30	②工場でできるだけでたくさんのプラスチック CO2・ゴミがまた生まれると思う（工場につかうしざい）。工場じたいにプラスチックや化学のボンドもつかうと思う。それもいずれはゴミになる。	施設の建設時に発生する廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努めるとともに、これらが困難な廃棄物については、廃棄物処理法や建設廃棄物処理指針に従い、適正な処理・処分を行うこととし、工事業者に対する指導を徹底します。また、将来、施設の稼働限界を迎えて、施設を取り壊す際も同様です。
31	③もともとは五町のゴミを処分する話がいつのまにか産ぱいとか話が大きくなりたくさんの自然をはかいしてそれをつくるのは、本当に地域のためになるのかと思い私はもう一度考え直したほうが良いと思う。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。

表 7-1-2（8）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
31 （続き）		その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
32	そもそも「はじめは上益城郡五町のゴミ処理施設を作る」と言う話だったはずなのに、いつの間にか産業廃棄物の施設の計画に変わっていて、計画の何倍もの量になるとそうで、おかしいと思います。計画を白紙に戻しもう一度はじめから住民も貴社も納得する方法を対話することを求めます。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞ の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。

表 7-1-2（9）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
32 （続き）		また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
33	産業廃棄物施設より下の地下に水が染み込み、それが湧水や地下水として、御船町のみならず熊本全土の人の水として影響します。対策をされるにしても、30 年後、40 年後、100 年後など経年劣化を考えると安全とは思えません。″水の国熊本″の誇り、素敵さを孫子の代までつないでいきたいです。大きな施設が出来ると、水は必ず汚染されます。しかも、山の中、水の上流に存在すると、広範囲に影響されます。もう一度、考えて欲しいです。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。
34	1.地下水涵養について 地下水保全の対策として、事業者は雨水の活用や使用水の再利用、ならびに公益財団法人くまもと地下水財団への資金援助を行うことで、地下水使用量以上の涵養を図るとしている。しかし、実際の涵養にどのように寄与するのかについて、具体的かつ実効性のある取り組み計画が十分に示されていない。現状では、地下水涵養の担保が実質的に財団への資金援助に依存しており、事業地周辺の地下水環境への直接的な貢献が見えない。地下水涵養は地域の地形、森林、水循環と密接に関係しており、施設建設地域周辺での治山事業や適切な森林管理は、涵養機能の維持・向上に大きく寄与するものである。ついては、資金援助にとどまらず、当該地域の治山事業や森林管理事業に対して、人的・物的・資金的な支援を具体的に講じ、事業者自らが地域の地下水涵養に直接貢献する取り組みを計画・実施していただきたい。	地下水涵養については、くまもと地下水財団への寄付だけでなく、当社が直接的に貢献できる具体的な取り組みがないかどうか、事業計画地の周辺地域の団体や土地改良区あるいは御船町とも相談した上で、検討していきたいと考えています。
35	2.PFAS の取り扱いについて 国が規制している PFOA および PFOS については、特別管理産業廃棄物に準じて取り扱わないとしているが、その場合であっても確認方法の実効性を徹底していただきたい。また、PFOA・PFOS 以外の PFAS については、国の動向を注視し適切に対処するとされているが、国の制度整備を待つだけでなく、海外における規制や科学的知見にも積極的に目を向け、少しでも環境や健康への危険性が指摘されている物質については、事業者として独自の管理基準や取り扱い規制を設けるなど、より予防的な対応をしていただきたい。さらに、住民の不安を軽減し、事業運営への信頼性を高めるためには、PFAS に関するモニタリング結果を住民が常時確認できる仕組みの構築が重要である。あわせて、基準値や正常値の考え方を明示し、住民自身が数値の意味を評価・理解できるような情報提供も必要である。PFAS に関しては住民の中でも不安の声が大きいものでもあり、慎重かつ先進的な管理体制を確立していただきたい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。

表 7-1-2（10）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
35 （続き）		なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。また、海外における PFAS 規制や科学的知見にも積極的に注視して参りますが、海外での PFAS 規制がそのまま日本国でも同じように適用されるというものではありませんので、国が法令等で規制する前に当社独自の管理基準を設けることは非常に困難であると考えています。 PFOS 等は受け入れない方針のためモニタリングは必要ないと考えていますが、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
36	3. 施設の更新計画について 準備書では、定期的なメンテナンスを実施することにより、施設を 30～40 年あるいはそれ以上にわたり安定的かつ安全に稼働させることが可能としている。しかし、それ以降の施設更新や建て替え等に関する方針については、現時点では未確定とされており、長期にわたり地域環境や住民生活に影響を及ぼす可能性のある事業であることを踏まえると、一定の方向性を計画として明示すべきであると考える。例えば、説明会において言及のあった、2 炉のうち片方ずつを更新することで廃棄物処理を継続しながら更新を行う方法や、敷地内の空きスペースを活用する方法など、想定し得る選択肢を列挙したうえで、現時点で選択する可能性の高い更新手法を示すことは、地域住民の理解と将来への安心感につながるものと考える。実際の更新時期においては、技術の進歩や社会情勢の変化など、現時点では予測困難な要素により計画変更が生じ得ることは理解できる。しかしながら、それを前提としたうえでも、長期的な視点に立った事業運営の考え方をあらかじめ示すことは、事業者の社会的責任として重要である。本事業が、次世代に引き継がれる 30～40 年後の将来においても、環境や地域社会に対して責任ある形で運営されることを強く求める。	説明会では、2 炉のうち片炉ずつを更新していくことで廃棄物処理を継続する手法があることを一例として挙げました。また、事業計画地内の空きスペースを活用する手法もあるかと考えます。 当社としては、同敷地内での施設更新を計画することで事業を永続していきたいと考えていますが、本件については上益城郡 5 町や地元地区との継続的な協議が必要となり、当社の一存で決定することができませんし、今すぐに決定できるものでもありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
37	4. 生態系について（その 1） 準備書では、対象区域内における動植物や生息環境への影響について一定の調査および評価が行われているが、開発に伴い動物が対象区域外へ移動することによって、周辺の生態系に与える影響については、十分な調査および評価がなされていない。開発により生息環境が消失または質的に変化した場合、動物が隣接区域へ移動することは避けられず、その結果として、移動先における生息域の過密化、餌資源をめぐる競争の激化、既存の生態系バランスの崩壊など、二次的な影響が生じる可能性がある。これらは対象区域内の影響評価だけでは把握できないものであり、周辺環境を含めた広域的な視点での検討が必要である。ついては、対象区域内の環境の消失や質的変化にとどまらず、それに伴って生じ得る隣接区域への二次的影響についても、追加的な調査および評価を行い、その結果を踏まえた回避・低減策を明示していただきたい。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺生態系への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺生態系への影響を低減してまいります。
38	5. 生態系について（その 2） 当該地域では、近年イノシシ・シカによる被害が急増し、有害鳥獣として捕獲の対象となっている。捕獲実績の増加状況からは、両種の個体数が増加しているものと推測され、過剰な採食による植生の劣化など、地域の生	有害鳥獣対策の必要性について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。本事業において有害鳥獣の処理は想定しておりませんが、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償し、有害鳥獣の被害を助長させないことを含めて周辺生態系への影響を低減してまいります。

表 7-1-2（11）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
38 （続き）	態系バランスは現在進行形で悪化しているものと考えられる。このような状況を踏まえると、本事業については、新たに生じる環境影響を回避・低減するという消極的な対応にとどまらず、地域が抱える既存の生態系課題の改善に資する、循環型社会の形成に向けた積極的な役割を果たす可能性についても検討していただきたい。例えば、有害鳥獣として捕獲されるイノシシ・シカの頭数が増加する一方で、その処理や利活用が地域にとって大きな課題となっている現状を踏まえ、本事業で整備が予定されているメタン発酵施設やたい肥化施設において、捕獲個体を適正に処理し、エネルギーや肥料資源として有効活用できないか。また、現在の有害鳥獣対策は、個体数や分布状況、行動パターンの把握が不十分なまま実施されている側面があり、その結果として捕獲を重ねても被害の軽減に結びついていない状況である。循環型社会の形成には、自然資源を適切に管理・利用するための科学的根拠に基づく判断が不可欠であることから、専門的知見を活用した調査・分析を行い、その成果を対策に反映させる必要がある。ついては、本事業を地域資源循環の拠点の一つとして位置づけ、イノシシ・シカの個体数調査や分布・行動解析、捕獲後の資源化に関する取り組みに対し、人的・物的・資金的等あらゆる側面からの支援を行い、地域の生態系保全と循環型社会形成の双方に寄与する事業運営をお願いしたい。	
39	私は静岡在住 72 才の年金生活者です。ゴミ処理場の建設に関する情報は間接的にですが（資料で知る限りですが）真剣に危惧しております。先人達が命をかけて育み守って来た大切な財産の清かな国土と命の水。一度環境が汚染されてしまうとあらゆるものの「調和」が崩壊されてしまい、元の通りには決して戻らなくなります。熊本は素晴らしい水源が住民の人達によって守られてきて、現在の豊かな美味しい水が在るのです。私の祖父は 50 年程前ですが裏山に大きなゴミ処理場が建設されることになり、わき水だけで生活していた集落で大変な騒動になり、祖父は断じて建設したら水が汚染され農業（米が）作れなくなると隣に住んでいる推進派の町長と日夜話し合いや町民の集会を開いて勉強会もしたのですが、結局住民達の中でも対立分断を企だてられて権力側に屈する結果となり結果案の上汚染された排水が原因で田んぼから小動物がいなくなり死ぬまで悔しがっていました。 上益城には私の大切な家族も住んでおります。想うことは 50 年近く前の祖父の行政との闘いです。本来なら仲良く平和に暮らしていた住人達の根本的生活を崩壊させられ命を育む水が消え現代の様に SNS も無い時代で化学分析も出来なかった時代でも行政や議会で散々要望だした様ですが、権力の前には多勢に無勢。かつて、成田空港三里塚闘争でも農民が先祖代々の土地を死守する闘争がくりひろげられた時も最後は強制代執行でした。ですがもう、力ずくの時代は終わったのです。札束を配ったり工作したり...は出来なくなりますし、いわゆる「公金チューチュー」のうま味も今後は量子コンピューターで税金、	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。

表 7-1-2（12）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
39 （続き）	公金を管理してゆくので巨大な投資のうま味の対象ではなくなると思っています。ゼネコンも配管業者もお金の不明な使い道は許されなくなります。 中抜きが不可能になれば政治家も業者も熱意はとがれます。今までは（大阪万博も）税金を湯水の如く投入して関係者達の見返りもあったようですから、初めからそこが思惑だったでしょう。2026 年は旧地球基盤から新地球基盤に変ります。髪の毛一本たりとも、税金の公共建設に伴う出納金は見逃がされなくなるでしょう。そしてこの様な効率の悪いゴミを運搬して美しい野山に造った処理場でゴミを燃やすだなんてナンセンスな発想は（近い将来レプリケーターも各家庭に備われるようですので）過去のモノ。空気や土壌水を汚して国土を守れないことは私達生存する意味が無いと思いますし許されません。 土の中の微生物も植物も森林も常に宇宙と呼吸しているのです。精霊達に守られてかろうじて我々は生かされているのです。素晴らしい日本の国土が在るのは宇宙の叡智と先人達の愛のお陰です。ありがとうございました。	
40	稼働後の永続的周辺環境調査が必要 事業者は法に基づき排気の定期測定を行います。また稼働後の周辺地域での事後調査も期間限定で行う予定です。このことは評価いたしますが排気筒での定期測定および稼働開始後 1 年程度の周辺調査だけでは不十分です。 排気筒での定期調査および期間限定周辺調査だけでは不十分な根拠 1. 拡散後の周辺影響を捉えられない排気筒測定は煙突出口での濃度を確認するもので、汚染物質が大気中に拡散・沈着した後の周辺大気、水質、土壌への影響を評価できません。例えば、PM2.5 やダイオキシン類は大気中を移動し、逆転層発生時に地表近くに滞留・蓄積します。御船町の谷地地形では、このような局所高濃度イベントが発生しやすく、排気筒での排気が基準内でも周辺住民の健康リスク（呼吸器・循環器系疾患）が残ります。環境省のガイドラインでも、拡散予測の不確実性を指摘しており、排気筒での検査だけではこれを補えません。 （平成 27 年「環境アセスメント技術ガイド大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」20170620_2.pdf） Https;//assess.env.go.jp/0_db/seika/0067_01/20170620_2.pdf	本事業の供用時における環境調査について、稼働後の周辺環境調査（環境アセスメントに基づく事後調査）が短期間ではないかとのご懸念をいただいておりますが、モニタリング（排気筒からの排出ガスの測定、敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定、調整池からの放流水の測定、地下水の測定等）こそが、周辺環境を継続的に保全するための最も確実かつ合理的な手法であると考えております。 稼働開始から 1 年間程度実施する事後調査の主な目的は、予測・評価の妥当性を検証することにあります。予測・評価の妥当性が確認できれば、施設の運用と環境保全の整合性が証明されたことになります。 一方、モニタリングは、周辺環境の変化を検知してから対応するのではなく、排出源において基準値を超える兆候を即座に把握し、万が一の際には自動的に運転を制御・停止する仕組みを運用することで、環境負荷を未然に防ぐことが可能です。あわせて、測定データや稼働状況については適切に公表を行い、透明性を確保することで、地域の皆様の安心と安全を長期にわたって守り続けていく所存です。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
41	2. 長期累積リスク施設稼働が 20～30 年続く中で、装置劣化や管理不備による長期累積汚染（土壌・水質への重金属沈着）が起きるため、稼働開始 1 年程度の限定調査では検出できません。	本事業の供用時における環境調査について、稼働後の周辺環境調査（環境アセスメントに基づく事後調査）が短期間ではないかとのご懸念をいただいておりますが、モニタリング（排気筒からの排出ガスの測定、敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定、調整池からの放流水の測定、地下水の測定等）こそが、周辺環境を継続的に保全するための最も確実かつ合理的な手法であると考えております。 稼働開始から 1 年間程度実施する事後調査の主な目的は、予測・評価の妥当性を検証することにあります。予測・評価の妥当性が確認できれば、施設の運用と環境保全の整合性が証明されたことになります。 一方、モニタリングは、周辺環境の変化を検知してから対応するのではなく、排出源において基準値を超える兆候を即座に把握し、

表 7-1-2（13）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
41 （続き）		方が一の際には自動的に運転を制御・停止する仕組みを運用することで、環境負荷を未然に防ぐことが可能です。あわせて、測定データや稼働状況については適切に公表を行い、透明性を確保することで、地域の皆様の安心と安全を長期にわたって守り続けていく所存です。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。
42	3.過去の類似施設事例国内外の焼却施設で、排気筒からの排出基準を遵守しているはずなのに、施設外の周辺地域でダイオキシン汚染が発覚した事例が複数あります。定期検査では非定常時の高濃度排出を検出できないことが一因と考えられます。 ・フランス Ivry-sur-Seine（パリ近郊、2025年調査）：廃棄物焼却施設の付近の苔、土壌、鶏卵でダイオキシン濃度がEU制限を超過。学校の遊び場や公園（2.5km離れた場所）で汚染が検出され、卵は当局により消費不適と判定。PFASや重金属も周辺住宅・公園で発見。 ・オランダ Harlingen（2025年調査）：廃棄物焼却施設付近の水中のPFASが飲料水制限の138倍に達し、土壌ダイオキシンが2013年比で7倍増加。周辺の苔で水銀・鉛が健康リスク閾値を超過。 ・スペイン Zubieta（2020年稼働開始、2025年調査）：廃棄物焼却施設付近の鶏卵のダイオキシンがEU制限の10倍以上（38pgTEQ/gfat、欧州最高レベル）。苔のダイオキシンが2020年比で300倍増加し、水・土壌でPFAS・重金属が検出。 これらの事例はToxicoWatch Foundationの研究によるもので、定常時の排気測定だけでは周辺リスクを防げないことを示している。本施設の規模と地形特性を考慮すると、さらにリスクが高いと思われる。 （RECYCLING magazine 記事 https://www.recycling-magazine.com/2025/04/01/new-data-links-waste-incinerators-to-toxic-contamination-in-surrounding-environments/）	排気筒からの排出基準については、関係法令に基づき適切に管理を行っていきます。
43	要請内容 上記の根拠から、法に基づく排気測定に加え、周辺環境の継続的定期調査を求めます。 ・対象項目：大気質（PM2.5、NOx、ダイオキシン類、PFAS）、水質（周辺河川・井戸水、重金属・ダイオキシン類、PFAS）、土壌（周辺農地・住宅地、重金属・ダイオキシン類、PFAS） ・実施頻度：稼働開始後少なくとも10年間は年4回以上（季節ごと）、その後も施設稼働期間中は継続（最低年2回以上） ・測定地点：施設周辺の複数地点（予測影響範囲内、住民居住地を含む、半径5～10km程度以上を考慮） ・結果の扱い：測定結果を毎年住民に公表し、基準超過時は即時原因調査と対策を実施 事業者に対する要請 住民の健康と生活環境を守るため、上記の継続的な周辺環境調査を自主的に実施し、測定結果を毎年住民に公表していただくよう強く要請いたします。排気筒での排気測定だけでは周辺への実影響を十分に把握できないこ	本事業の供用時における環境調査について、稼働後の周辺環境調査（環境アセスメントに基づく事後調査）が短期間ではないかとのご懸念をいただいておりますが、モニタリング（排気筒からの排出ガスの測定、敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定、調整池からの放流水の測定、地下水の測定等）こそが、周辺環境を継続的に保全するための最も確実かつ合理的な手法であると考えております。 稼働開始から1年間程度実施する事後調査の主な目的は、予測・評価の妥当性を検証することにあります。予測・評価の妥当性が確認できれば、施設の運用と環境保全の整合性が証明されたことになります。 一方、モニタリングは、周辺環境の変化を検知してから対応するのではなく、排出源において基準値を超える兆候を即座に把握し、万が一の際には自動的に運転を制御・停止する仕組みを運用することで、環境負荷を未然に防ぐことが可能です。あわせて、測定データや稼働状況については適切に公表を行い、透明性を確保することで、地域の皆様の安心と安全を長期にわたって守り続けていく所存です。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。

表 7-1-2（14）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
43 （続き）	とが国内外の事例からも明らかです。貴社の社会的責任として、積極的な保全対策をお願いいたします。 熊本県に対する要請 本施設の規模と御船町の地形特性（谷地地形・逆転層発生）を考慮し、上記の継続的な周辺環境調査を許可条件として明確に義務付けてください。排気筒での排気測定だけでは周辺リスクを十分に検証できないため、事業者の主張を超えた保全対策を許可条件に反映していただくよう強く要請いたします。	
44	第9章9.2-1(2)環境保全措置(大気)についての意見（排気ガスの連続モニタリング実施） 今回の建設予定施設は、焼却能力が一日当たり400トンに及ぶ大規模施設であり、地域環境および住民の健康に重大な影響を及ぼす可能性があります。大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法の趣旨に基づき、ばい煙や有害物質の排出管理は厳格に行われるべきですが、準備書に記載された公害防止措置は必ずしも十分とは言えません。COおよび温度については規則に則り連続測定を行うと思います。しかし、複数の汚染物質を対象とした連続排気ガス監視装置(CEMS:Continuous Emission Monitoring System)の導入が明記されていない事は、事業者の環境保全に対する取り組み姿勢は十分なものとは言えません。 また、事業者は第6章で、排気洗浄システムにおいて特に重要なバグフィルターの破損への対応は差圧計・ばいじん計＋定期検査で十分検知・防止可能と述べています。しかし、前者では小さい破損は検出できないし、後者では定期検査が行われるまで長期間汚染が続きます。CEMSはバグフィルター破損をリアルタイムで検出できます。 本意見書は科学技術的根拠、法的考察および国内事例を踏まえ、CEMS導入を強く求めるものです。科学技術的根拠 CEMSは、焼却施設から排出されるばい煙や有害物質（NOx、SOx、CO、塩化水素、ダイオキシン類等）をリアルタイムで測定・記録する装置で、すでに国内でも導入されています。 リアルタイム監視による異常検知を行うことで、以下のような異常事態を早期に検出し、早期対応が可能となります。これにより、周辺住民への急性曝露リスクを低減できます。 ①突発的な燃焼不良や設備故障による排出濃度の急上昇 ②定期測定のみでは見逃される短期的ピーク排出 ③バグフィルターの小さな破損 法的考察 CEMS導入は、現行法令の趣旨から見ても導入が望まれる措置です。 ①大気汚染防止法同法では東京都などの総量規制地域において排気の連続測定を規定しています。熊本県は総量規制地域ではありませんが、同法の趣旨を鑑みると、環境汚染を最小限にするために可能な限り連続測定が望ましいと言えます。	排ガス中のばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、酸素濃度、一酸化炭素濃度については、自動分析装置による常時監視を実施します。

表 7-1-2（15）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
44 （続き）	②ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン焼却施設に対し定期的な排出測定を義務付けていますが、新設のごみ焼却炉においては「最新の技術を盛り込む」ことを求めています。CEMS 導入により測定の精度と頻度を飛躍的に高めることができます。法の目的である「国民の健康保護」に資する措置です。 実際の導入事例 国内でもすでに複数の大規模焼却施設で CEMS が導入されています。 ①東京都清掃工場ごみ焼却施設において CEMS を設置し、NOx や CO の濃度を常時監視。排気ガス状況表示盤が車両出入り口に設置され、住民への情報公開にも活用されています。 ②大阪市環境局の施設大規模焼却施設で CEMS を導入し、異常時には即座に運転調整を行う体制を整備しています。 以上の科学的根拠、法的考察、国内事例を踏まえ、御船町に建設予定の産業廃棄物焼却施設においては、CEMS の導入を必須要件とすべきです。CEMS は単に排出基準遵守のための装置ではなく、住民の健康を守り、環境影響評価の透明性を確保し、国際的水準に整合するための不可欠な手段です。 事業者に対し、本施設の環境影響評価および事業計画において、CEMS 導入を明記し、測定項目・校正方法・データ保存・住民への情報公開を含めた具体的な運用計画を策定することを要請いたします。このような住民に寄り添った環境対策を実施することは、事業者の評価を高めるものでありそれを実施するコストより大きなメリットがあるのではないでしょうか。熊本県知事には、県民の健康被害リスクを最小限にとどめるために、CEMS の導入を建設許可の際の要件とすることをお願いいたします。 参考資料一覧科学技術的根拠 ・堀場製作所排ガス計測機器プラント・発電所向け排ガス計測機器 ｜ HORIBA ・米国環境保護庁 EMC:Continuous Emission Monitoring Systems Information and Guidelines EMC: Continuous Emission Monitoring Systems ｜ US EPA 法的根拠 ・大気汚染防止法資料 3-1 大気汚染防止法（ばい煙発生施設）に係る測定項目・測定頻度について ・ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン 国内事例 ・東京二十三区清掃一部事務組合公式ホームページ kankyohokokusyo2025.pdf ・大阪広域環境施設組合	
45	準備書第 6 章大気中 PM2.5 測定についての住民要望に対する事業者への反論意見の要点 住民が求めた PM2.5 の測定・予測を「手法開発途上で算定困難」との理由で除外したことは科学的・法的に不十分です。PM2.5 評価の追加実施を強く求めます。その際に、精度の高い AERMOD 等の導入を求めます。 1.PM2.5 は焼却施設から確実に排出され、低濃度でも深刻な健康被害を引き起こす→WHO は日本基準(15μg/m3)より厳しい基準	ごみ焼却施設から排出される PM2.5 について、排気筒からの排ガスが大気中で凝縮・合体・光化学反応（化学的・物理的プロセス）を経て粒子となる二次生成によるものであるため、事業による寄与分を算定することが困難であると考えます。 現状では、法令等による排ガス基準は定められていないため、今後の動向を踏まえ、適切に対応します。

表 7-1-2（16）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
45 （続き）	(5μg/m3)を示している：WHO Air Quality Guidelines 2021 https://pmc.ncbi.nlm.nih.gov/articles/PMC9202349/	
46	2.類似規模の焼却施設ではPM2.5寄与分の予測が可能であり、「算定困難」は理由にならない：環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」およびAERMOD等の標準モデル https://www.env.go.jp/recycle/misc/facility_assess/ Modeling Guidelinesfor Air quality Lmpact Assessments（2025版） https://www.ourair.org/wp-content/uploads/aqia.pdf	ごみ焼却施設から排出されるPM2.5について、排気筒からの排ガスが大気中で凝縮・合体・光化学反応（化学的・物理的プロセス）を経て粒子となる二次生成によるものであるため、事業による寄与分を算定することが困難であると考えます。 現状では、法令等による排ガス基準は定められていないため、今後の動向を踏まえ、適切に対応します。
47	3.健康に対し高い影響を及ぼすPM2.5は遠くまで影響を及ぼすことに加え、御船町は谷間地形で逆転層が発生しやすく、特に遠距離拡散による影響が懸念される：2023年カナダ野火による長距離PM2.5影響（北米で慢性死亡64,300人）Nature,2025 https://www.nature.com/articles/s41586-025-09482-1	2023年カナダ野火の影響と本事業による影響は、大きく異なるものと考えます。 貴重なご意見として承ります。
48	4.熊本県環境影響評価条例第12条は「科学的根拠に基づく予測・評価」を事業者に義務付けている：熊本県環境影響評価条例 https://www.l.greiki.net/kumamoto/act/topic/topic110000700.htm 以上の理由により下記を要請します ・PM2.5を大気質調査項目に追加し、さらに正確な予測を行うためにAERMOD等による通常時および逆転層発生時の寄与分予測と、稼働後には実測モニタリングを実施してください。 ・WHO大気質ガイドライン(2021年)に基づく健康リスク評価を明示してください。 ・PM2.5を含む大気質の測定範囲は御船町地形および逆転層発生を考慮し、5-10km程度以上を要望します。	ごみ焼却施設から排出されるPM2.5について、排気筒からの排ガスが大気中で凝縮・合体・光化学反応（化学的・物理的プロセス）を経て粒子となる二次生成によるものであるため、事業による寄与分を算定することが困難であると考えます。 現状では、法令等による排ガス基準は定められていないため、今後の動向を踏まえ、適切に対応します。
49	【知事への要望】熊本県知事におかれましては、上記住民意見を尊重され、知事意見において事業者に対しPM2.5に関する追加調査・評価を求めるよう、強く要望いたします。	ごみ焼却施設から排出されるPM2.5について、排気筒からの排ガスが大気中で凝縮・合体・光化学反応（化学的・物理的プロセス）を経て粒子となる二次生成によるものであるため、事業による寄与分を算定することが困難であると考えます。 現状では、法令等による排ガス基準は定められていないため、今後の動向を踏まえ、適切に対応します。
50	ダイオキシン類モニタリング体制：準備書第6章表6.1-2No.1・1012で示された事業者の説明に対する反論方法書においてダイオキシン類長期間連続採取装置(AMESA)導入を要望した意見に対し、事業者は「差圧計・ばいじん計＋定期点検でバグフィルター破損は十分検知・防止可能」との主張を維持し、AMESAはJIS法に基づいていないとの理由で導入を拒否しています。しかし、2025年現在の科学的知見・実績により、事業者の説明は否定されます。以下に根拠を示します。 1.差圧計は小さな穴(φ数mm)を検知できない：Bächler et al.(2023),Chemie Ingenieur Technik Ingenieur Technik https://onlinelibrary.wiley.com/doi/full/10.1002/cite.202200116 2.差圧計とはいじん計との併用でも不十分である：PowderProcess.net Dust leakage	AMESAはダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESAによる試料採取は、JIS法（JIS K 0311）に規定された方法（公定法）に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 測定結果を公表する以上は、日本の公定法で定められた方法により得られた結果を公表すべきであると考えています。 以上のことから、AMESAの導入は考えていませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。

表 7-1-2（17）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
50 （続き）	on bag filter ： problem solving (breakage detection, prevention) 3.AMESA は最長 1 ヶ月連続採取が可能で、バグ破損時の異常を確実に捕捉できる：グリーンブルー社 AMESA 概要（2025 年現在も有効） https://greenblue.co.jp/service/service05/amesa/ 4.日本でも AMESA はすでに複数清掃工場で導入・運用実績あり：グリーンブルー社（同上） 5.AMESA は欧州で最も権威のある TÜV の認証を受けている：グリーンブルー社（同上） 6.事業者は AMESA が JIS 法に準拠していないから導入できないと述べているが、JIS 法に基づいた測定に AMESA を併用するので問題ない 以上の点から、事業者が環境汚染防止に真剣に取り組むのであれば、AMESA または同等性能の長期連続採取装置の導入は必須です。そして測定結果をインターネットで常時公表することを求めます。JIS 法では年一回測定であり、汚染を発見するのに最大 1 年要します。たとえ月 1 回に頻度を上げても十分とは言えません（最大 29 日間高濃度曝露リスクが残るため）。 要請準備書のモニタリング計画を修正し、AMESA または同等性能の長期連続採取装置の導入を明記してください。検査結果を常時公表し、上益城郡 5 町・住民に報告してください。 明記がない場合、環境影響評価法第 25 条に基づき知事意見で是正を求めます。	
51	ページ 8.2-38 と 8.2-39 の大型と小型は台数が逆になっていると考えられるので、修正してほしい。	評価書において修正致します。また、これに伴う予測結果の変更はございません。
52	準備書のページ 8.2-46 に騒音の予測結果は 64dB であり、搬出入車両の運行に伴う騒音の評価基準書との整合性は図られていると評価する、とある。しかし 64dB は環境基準 65dB の実に 98.5%である。安全マージンが少なく、時間ごとの予測と対策が必要と考え、以下要望を示す。 要望 1：予測は 6 時から 22 時までを評価対象にしているが、対象を 8 時から 16 時にして再評価することを要望する。理由は以下の通り。ページ 8.2-37～8.2-39 の各交通条件表をみると、6 時台、7 時台、17 時台～21 時台は交通量が少なく、この時間帯まで含めると騒音の値は薄くなる。	ご指摘の道路交通に関する騒音について、評価基準は環境基準と比較しており、環境基準は時間区分が定められており、昼間が 6～22 時となります。騒音の評価は、時間区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則として定められております。また、ご指摘の 64dB について、本事業による影響がない現況の調査結果で既に 61dB となっており、本事業による影響の増加量は 2.7dB となります。予測は、最大交通量の増加を想定しているため、今後環境保全措置等により影響の低減に努めてまいります。
53	要望 2：上記に加え 1 時間ごとの騒音を予測し、基準(65dB)をオーバーしている場合は、基準以下になる対策を示してほしい。理由として、以下にあるように時間帯による交通量が大きく違うためである。表 8.2-14(2)から 6 時台～21 時台（昼間）の大型車の交通量は平均 13.1 に対して、14 時台は 30 台であり、平均に対して 2.3 倍である。それに対して、17 時台は 1 台であり、1/8 である。小型車は平均 102.9 台に対し、15 時台は 169 台であり、1.6 倍である。同様に 21 時台は 10 台であり、1/10 程度ある。昼間の平均ではなく 1 時間あたりで最大の騒音を予測値として採用するのが妥当だと考える。	表 8.2-14(2)の大型車・小型車の台数について、台数の記載が逆となっており、誤記となります。評価書にて修正致します。また、それに伴いご指摘の部分について、大型車の各時間の増加台数は 11 台となります。 1 時間あたりでの予測値との比較について、評価基準である、環境基準は時間区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則として定められております。そのため、各 1 時間あたりでは比較は行わず、時間区分ごとに比較を行っております。

表 7-1-2（18）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
54	要望3：騒音が基準をオーバーした時の対策を具体的に示してほしい。配車システムが採用されるとのことだが、要望1,2に照らした具体的な交通量を示して対策を示してほしい。	事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。具体的な交通量の対策については、今後、5町との協議により決定するため、現段階で対策を示すことはできません。
55	ページ8.1-83に、塩化水素の現状の日平均値の最高値は0.002とある。一方、ページ8.1-94の将来予測濃度は0.0190とある。将来、現状の実に9.5倍、基準値の95%の濃度になることが予測されている。 これは逆転層崩壊時（フュミゲーション）の濃度であるが、フュミゲーションは表8.1-26によると、観測日数224の間に、仮想逆転34、全層・二段逆転44の合計78回発生しており、頻繁に塩化水素が高濃度の状態になり、地域住民の健康被害が心配される。 将来予測濃度は計算式を使って求めたものであり、実測値ではない。地域住民の健康に害を及ぼさないよう、塩化水素を低減する具体的な対策と、日常的な監視と報告・是正の具体的な方法を示してほしい。	フュミゲーションについては、今回の予測の逆転層発生時の気象条件風速1.3m/ｓ、大気安定度Ｇの場合について、今回の上層気象の観測結果から3時に逆転層が確認され、その後6時にも逆転層が確認され、9時に逆転層が無くなっていました。逆転層の崩壊は今回のケースのように、夜間の放射冷却で形成された接地逆転層が日の出後、日射で地表から温まり崩壊することとなります。そのため逆艇層が崩壊したと想定される時間帯を6～8時台と想定し、今回の気象条件の発生頻度を算出した結果は年間で0.1%と、発生率が低い状況となります。また、実測値について、法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は2ヶ月に1回以上、ダイオキシン類は1年に1回以上）を第三者機関（計量証明事業所）にて実施し、その測定結果は会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で定期的に公表します。
56	ページ8.6-9にある必要沈砂容量の算定式は誤っていると考える。 （ページ8.6-11にある必要沈砂容量と一致しない） 誤)V=(Q×60)×T 正)V=(Q÷60)×T 誤りであれば、準備書を修正してほしい。 準備書では濁流水流入量(m^3/h)Qは以下の計算式となっている。 Q=f1×r/1000×A1+f2×r/1000×A2。 この計算式において、平均降雨強度(mm/h)rは30mm/hとなっている。理由として平成3年～令和2年までの30年間の統計の出現頻度から30mm/hとしたとある。これは表8.6-8にある>=30.0mm&<=50.0mmは20.7日/年が根拠となっているが、一番低い値30.0mm/hではなく、上限値か平均値で容量を再計算して欲しい。 仮に、平均値を採用し45mm/hとした場合、30.0mm/hと比較して1.5倍となる。すると必要沈砂池容量も単純に250m^3の1.5倍必要になる。 近年は異常気象が頻発していることから1991年～2020年ではなく、直近10年程度の降雨量から計算すべきではないかと考える。また、2025年8月10日と11日は各々降水量が82mm/h、78.5mm/hであった。このような場合の予測と対策も示してほしい。	ご指摘の部分については、ご指摘とおり誤記となるため、評価書にて修正を行います。 また、降雨強度の設定については、年間を通して発生が確認されている30㎜/ｈを設定しました。 平均降雨強度の設定につきましては、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（建設省建設局都市計画課監修）において、「日常的な降雨量を対象に設定するものとする」とされており、一般的には弱雨（3mm/ｈ）を対象とすることと示されていますが、今回の予測では実施区域近傍の観測データに基づき、年間を通じて一定の出現頻度がある強雨時（30mm/ｈ）を予測条件として採用しており、水質保全の観点からは十分に安全側の設定を行っております。
57	温室効果ガス排出量予測に資材及び機械の運搬に用いる車両の走行による排出量は含まれているが、廃棄物を運搬する車両の排出量が含まれていない。 表8.2-14(1)～(3)に基づき排出量を予測し、予測結果に含めるべきである。 その結果を受け、温室効果ガス排出量を減らすために、廃棄物の運搬車両両数と距離を減らすなどの具体的な対策を示してほしい。 （廃棄物運搬車両の通行ルートは不明、または未定とせず、運搬出発到着拠点を想定して予測すべき。資材及び機械の運搬は日あたり走行距離で予測されている。）	廃棄物運搬車両の走行について、現在でも各町において収集運搬は実施されております。供用時は本施設へ搬出入となり、新たに車両台数が大きく増加するわけではなく、収集ルートが変更される程度であり、温室効果ガスの排出が著しく大きく変化することはないことから、影響は軽微であると考えております。そのため、選定は不要と考えております。

表 7-1-2（19）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
57 （続き）	ソーラーパネルの設置なども視野に、カーボンニュートラルを達成する努力をお願いする。	
58	造成計画において、北側町道の出入り口の変更工事が予定されている。マミコロードの施設北側の出入り口（非常時）付近の勾配が大きく見通しが悪いと聞いている。 もともとの問題を解決するために、北側町道の出入り口変更に合わせ、勾配を緩やかにする道路工事を行ってほしい。	いただいたご意見は、上益城広域連合と共有の上、造成検討に反映します。
59	『環境影響評価準備書』のページ 5-2 に知事意見として「[全体事項](2)廃棄物処理施設関連事業の実施には、地域住民の理解が重要であるため、方法書以降の環境影響評価において、説明会等で丁寧な説明を行うように務めること」とある。 そもそも、準備書の内容が専門的過ぎて、専門家でない地域住民にとって内容を理解することが難しいという前提がある。にも関わらず、説明会では、評価結果を国際航業の担当者が淡々と読み上げ「事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価します」と一方的に告げられるだけで、なぜ評価できるのか地域住民は理解できていない。 質疑応答の回数と時間も十分ではなく、準備書を理解するための丁寧な説明がされていない状況にある。 一例であるが、準備書では散水によって建設機械の稼働（粉じん等）を抑えると書いてあるが、その具体的な方法が説明されておらず、説明は丁寧とはいえない。説明会で「雨水」を使って散水することを知ることはできたが、散水にはどの程度の水が必要か、どうやって貯水するのか、雨水だけで足りるのか、足りないときどうするのかが地域住民は理解する必要があるが、できていない。	本事業の推進にあたり、準備書の内容について、説明会や資料等を通じて地域の皆様への周知に努めてまいりました。知事意見にもあります通り、地域住民の皆様の理解が重要であるとの認識のもと、説明会においては専門的な内容をできる限り平易に解説するため、できる限り図を用いたパワーポイント資料を提示し、必要に応じて補足説明資料も提示しながら、丁寧な説明に注力してまいりました。 限られた時間内ですべての詳細を網羅しきれなかった点については、今後の情報提供のあり方として真摯に受け止めております。散水に用いる雨水の貯留計画や不足時の補給体制といった詳細な施工計画につきましては、今後、詳細な情報を公開し、皆様の懸念を解消できるよう努めてまいります。 県の条例に定める事業者からの環境アセスに関する説明会は、今回の準備書説明会までとなりますが、引き続き、モニタリングや工事等に関して、必要に応じ、今後とも丁寧に説明します。
60	本意見書でお願いしたいのは、住民から意見書が提出された後に、その意見書をもとに説明会を行って頂きたい、ということである。そうしなければ、地域住民にとって丁寧とは言えない事業者の説明のもと、十分な理解ができないまま、廃棄物処理施設関連事業が実施されることになる。 規定に従い説明会は実施したので今後の予定はない、という回答が予想されるが、どうぞ地域住民が理解できる丁寧な説明会の実施をお願いする。 住民の要望に従い、準備書の縦覧場所の拡大、および期間の延長がされたのだから、本要望が実施できない理由はないと考える。	皆様からいただいたご意見と事業者見解は、評価書にて公表します。
61	ページ 8.2-16 に工事期間中は仮囲い(3m)を騒音影響を低減するために設置するとある。仮囲いを設置すると、道路を通行する車両の騒音が反射し、直近民家への影響が予測される。この点を考慮し、民家側にも防音壁を設置するなど、何らかの対策を考えてほしい。	反射音は、壁際付近に発生する可能性はありますが、事業実施区域敷地境界からマミコゥロードを挟むと 6m 以上の距離が確保されるため、反射音の影響はほとんどないものと考えられます。
62	方法書と同様に、準備書でも住民からの意見と回答を全て開示して欲しい。自分の意見に対する回答を確認するのみならず、自分以外の意見と回答を知ることは、準備書を理解する上でとても役に立つ為である。	皆様からいただいたご意見と事業者見解は、評価書にて公表します。

表 7-1-2（20）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
63	PDCA のサイクルを準備書の段階で窓口を含め、具体的に決めて、地域住民に知らせてほしい。 P は準備書での計画、D は施設工事、および完成後の稼働、C はモニタリングと評価、A は対策であるが、P,D は事業者であるシムファイブスとなるが、C と A が誰がどのように担当するのか具体的な記述がない。 このままだと、地域住民は問題が発生しているのか知ることができず、また、問題が発生したときに責任をもって誰が対策を行うのか分からず、不安である。 準備書の段階で、チェック(C)と是正アクション(A)の担当者と連絡先の窓口、問題・課題の解決フローを明記してほしい。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
64	12/25 の益城町での説明会に出席しました。事業者シムファイブスは、住民に広く周知させることという意見を知りながら説明会の動画・撮影を拒否しました。知事の意向も無視しているだけでなく住民の知る権利も無視しています。この建設計画はズサンの一言に尽きます。	個人のプライバシー・肖像権を侵害する可能性があることから、説明会での動画撮影をお断りしました。説明会で使用した資料（準備書を要約したパンフレット）と質疑応答の概要は、当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。
65	12/25 の益城町での説明会に出席しました。事業者シムファイブスのメンバーの説明に住民への周知することに関して、誠実な対応が見られなかったことが残念でした。 ①住民のほとんどが産廃処理施設の建設計画を知らないのに、事業者がそれを行う気がないこと	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
66	②稼動中の産廃処理施設の環境情報の収集を全くしていないことが判明準備書が全く不備であることが判明この計画は実行する段階にないこと	説明会でご意見いただいた東京 23 区の事例は把握していませんが、その情報がなければ、今回の予測が成り立たないということは決してありません。
67	12/25 益城町での説明会に出席しました。縦覧期間・意見書提出期間 1/9 迄という時間設定に大いに疑問を持ちました。誰もが年末年始をゆっくり過ごしたいのにその期間に意見書を出すという意見書を書きにくくする仕組みとしか思えませんでした。県にも事業主体にも〆切の延長を強く申し込みました。	説明会において、皆様からご要望がありましたので、令和 7 年 12 月 18 日付けで、山都町環境水道課、甲佐町環境衛生課、嘉島町都市計画課でも準備書の閲覧ができるように、また、令和 8 年 1 月 9 日まで閲覧いただけるようにすると共に、その旨を当社の出資企業である石坂グループ及び上益城郡 5 町のホームページで公表しました。その後、令和 7 年 12 月 26 日付けで、準備書を閲覧できる期間及び意見書提出期限を令和 8 年 1 月 19 日まで延長することを当社の出資企業である石坂グループ及び上益城郡 5 町のホームページで公表しました。
68	12/25 の益城町の説明会に出席しました。説明会には当日家族とのクリスマスをキャンセルした方、クリスマスのために説明会に出席できない方も多数いました。何故こんなに人が集められない日に説明会をするのか、おかしいと感じました。また意見書の提出期限も 1/9 という年末年始にまたがる設定がおかしいと思い期限延長を強く訴えました。	説明会において、皆様からご要望がありましたので、令和 7 年 12 月 18 日付けで、山都町環境水道課、甲佐町環境衛生課、嘉島町都市計画課でも準備書の閲覧ができるように、また、令和 8 年 1 月 9 日まで閲覧いただけるようにすると共に、その旨を当社の出資企業である石坂グループ及び上益城郡 5 町のホームページで公表しました。その後、令和 7 年 12 月 26 日付けで、準備書を閲覧できる期間及び意見書提出期限を令和 8 年 1 月 19 日まで延長することを当

表 7-1-2（21）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
68 （続き）		社の出資企業である石坂グループ及び上益城郡 5 町のホームページで公表しました。
69	準備書 6-337 ページに知事の意見として (1)本事業は①「地域住民に対し事業について周知を図る」とともに②「既に稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報を含めて説明会等において丁寧な説明に努めること」とありますが 12/25 説明会では①については努力していないことは本件を知らない住民ばかり ②については最近の新聞情報すら見ていないことが露呈しました。今回の準備書は未完成ですので再必要なアクションを取ってから作成し直しを要望します。	説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。また、既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。
70	12/25 益城町の説明会に参加しました。事業者シムファイブスの大田さんの説明は矛盾に満ちていました。 説明会の衆知徹底をはかるのはどう取り組みますかという質問に対し、今月の説明会を HP に年内に UP するとおっしゃいましたがまだ UP されていません。 このような方がメンバーにいる事業体の推進を県や知事は支持されるのでしょうか？	説明会での質疑応答の内容を正確にお伝えすべく、確認作業に時間を要したため、公表が遅れましたが、当社の出資企業である石坂グループのホームページで公表しました。
71	当初の計画から説明もなくゴミ処理の規模が変わった理由が知りたい。不都合な理由があるのではないか？ また、どのようなゴミを処理する予定なのか、環境に与える影響から危惧しています。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t /日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
72	産廃処理の導入を行うのであれば、事前承認を得て下さい。一般処理と産廃処理では、環境に与える負荷が違います。地下水を主としている熊本において、土になじむ PFAS・PFOA 等は、恐い存在だと思います。	一般廃棄物を処理する施設の規制基準と産業廃棄物を処理する施設の規制基準は同じですので、環境に与える負荷は一般廃棄物であろうと産業廃棄物であろうと変わりません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める

表 7-1-2（22）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
72 （続き）		特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
73	事業者シムファイブさんが住民に対して、十分な周知をしたり、意見を聞いたりしないままに計画を進めようとしていることに強い憤りを感じます。なぜ、一般ゴミ処理施設の建設がいつの間にか、大型産廃施設の建設の話になっているのでしょうか？なぜ、県民にとって大事な水源地に勝手に建てようとしているのでしょうか。建設計画は停止すべきだと考えます。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。

表 7-1-2（23）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
74	熊本県民として、以下の点に問題と考えます。 ・企業と自治体が県民に意見を聞かずに進めていること。 公聴会を開催して下さい。 ・PFAS に関する記述が無いこと。	熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。 PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
75	6-337 知事意見書を拝見しましたがその説明責任を全く実行できておらず公聴会の開催を要望致します。PFAS に関する記述がどこにもありませんがなぜでしょうか？PFAS を受け入れないならばその確認方法を明らかにしてください。	熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。 PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とさ

表 7-1-2（24）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
75 （続き）		れた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
76	イベントでこの問題について聞きました。住民への説明が明らかに不足している点。不安を取りのぞこうとしない県の方針に私たちの住環境、社会の民主主義を踏みにじられている気持ちです。 また PFAS の問題は住民が不安に思っている事ですので、重点的に PFAS、もしくはそれに関連する化学汚染についての取り決め、説明が必要です。 県外のゴミの処理を受け入れるにしても汚染の問題をもっと解決、もしくは住民に説明する必要があります。住民無視の今回の乱ぼうな計画を白紙撤回して下さい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
77	・一般ごみの処理施設といっていたのに、なし崩し的に産業廃棄物処理場になるのはおかしい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効

表 7-1-2（25）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
77 （続き）		果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
78	水はお金より大事だと思っています。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
79	・一般廃棄物処理施設から産業廃棄物処理施設への計画変更について町議会や地域住民などに秘密にて進められたことに強い憤りを感じます。 PFAS に関する評価および人体への影響に関する検証についてもよく理解できず、こちらについても危険感がつのります。 理由としては、不安と不満しかありません。何か問題が起きてからでは遅いと思います。もっと水俣病の教訓から学んで下さい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞ の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。

表 7-1-2（26）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
79 （続き）		説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
80	県北の上水道整備されていない井戸水採水地区に住んでいます。県内各地でPFAS,PFOSが基準値以上で検出される中地下水汚染問題に大変敏感になっています。 飲水に直結しているからです。井戸水の変化が気になり水質検査を自費で行う中、水質検査業務は、県事務所から外部業者委託となっており、住民の水質に対する懸念点を相談しようにも、委託業者側がそれ程の専門知識がなく、水質に関する不安を、行政の誰が把握できるしくみがあるのかと疑問を抱いています。 今回の産業廃棄物建設計画についても、県民、地域への充分な説明がなされているとは思えません。「汚染源がわからない」というPFAS,PFOS問題がそのまま未解決となっている現状のうえ、新たな汚染が懸念される施設建設については充分な説明が足りていません。 住民への説明会、意見交換会の開催を強く希望致します。（せめて五町全てにおいて！！）	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を

表 7-1-2（27）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
80 （続き）		受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。
81	友人から話を聞いてびっくりしました。 住民に対する説明が不十分なこと、利益の事しか考えていないとしか思えません。そんな状況でスタートして来世の子供達、地球の環境は大丈夫でしょうか。 大好きな地球、熊本、上益城地域を大切に、もう一度再検討していただきたいです。 今の状況では絶対反対です！	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。
82	ちゃんと説明もされておらず、計画が進むのは納得がいきません！！（6-337） 知事の意見を守っていない！！ 公聴会を開いてください。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
83	地域住民に対し事業について周知を図るとともに、既に稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めていただきたいです。	説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。また、既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。
84	・本事業は 1. 地域住民に対し事業について周知を図る 2. 既に稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めることもありますが説明会においては本件を知らない住民ばかり。 ・住民不在の事業ではなく、住んでいる人達が納得のいく説明をし、共に共生出来る方法を行ってほしい。 ・環境では、東京都の実例も知り、最大考えられる可能性を考慮した説明を行って欲しい。要望します。	説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。また、既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。 環境影響の予測・評価に当たっては、最大影響を見込む条件で実施しています。
85	説明がされず進むだけ、納得がいかない。本当の事「だろう」では？影響の大小、予防対策、納得したい。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、

表 7-1-2（28）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
85 （続き）		また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
86	だましうちのようなやり方はゆるせません。いよいよ人が住めない地域になるのではないかと思われます。 土地を手放された方の思いとは、すでにかけ離れた状況というのはゆるされない事ではありませんか。上流がよごれれば下流も全て悪影響を受けるのは間違いないので広範囲へのていねいな説明が必要と思います。 公聴会を開くべきです。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
87	しぜんが大事にされたらよいですね	周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
88	住民に対する説明が不足していることに対して、その場だけでおさめるような態度にがっかりしています。 熊本だけの問題ではないと思います。 これだけ心配しているままのスタートは絶対反対です。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。
89	自然を大事にしましょう。	周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
90	「公」でやる事して…見切り発車させ民間の業者に利益誘導するようなだましうち的押し切るやり方は業者（非合法組織）常とう手段ふざけるな	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。

表 7-1-2（29）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
91	熊本の水脈はつながっていて自然なことなので、どこがつながっているか、人ではわからないところもあり、水源近くにそのような産廃処理場を建てるのはいかがなものだろうかと思います。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
92	・地域住民への周知、同意がないまま進めるのはいかがなものかと思います。 ・長期的な視点でみた場合、地域の環境汚染や地下水への影響を懸念します。 ・地域住民や子供達が安心、安全に暮らせる自然環境を残して欲しい。 ・生態系に与える影響は、回り回って人間へも返ってくると思います。	周知については、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 このように、事業者としては、これまで複数回の住民説明会を開催し、事業内容や環境影響評価の状況について説明を行ってまいりましたが、いただいたご意見のとおり、地域の皆さまの不安が依然として残っていることも認識しております。今後も、適切な方法により周知と情報提供の充実に努めてまいります。 また、環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。 生態系については、本事業において対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺生態系への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺生態系への影響を低減してまいります。
93	知人から話を聞いて、大変残念に思います。 日本の民主主義を蔑ろにしてもよいのでしょうか。 住民の存在を無視して、自治体首長や企業が秘密裏に進めている今回の案件に、断固反対します。 新規有害物質を受け入れるのか、受け入れないのか、はっきりと説明して下さい。 もし、受け入れるのならば、どの様に対応されるのでしょうか。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事

表 7-1-2（30）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
93 （続き）	受け入れないならば、その確認方法を明確にして下さい。 住民そっちのけの今回の乱暴な計画を白紙撤回して下さい。	業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 また、新規有害物質というのが何を指しているのかは分かりませんが、仮に将来、新たな有害物質が設定された場合、法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。 廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 7-1-2（31）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
94	本事業は、当初、上益城5町村の一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯を有している。しかし、その判断過程や、県の関与の内容意思決定の根拠について説明がなされていない。計画変更の内容からも、候補地の選定の段階から、改めて変更計画を見直す必要がある。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
95	静岡県にある浜岡原発において、中部電力が、想定する最大の地震の揺れ「基準地震動」を過小評価していた疑いがあり、原子力規制委員会は再稼働に向けた審査を停止しました。 本事業においても各評価において不利条件が十分に考慮されているとは言えず、本準備書に基づいて事業の妥当性を判断することは適切ではない。	ご指摘の事例と本事業では状況が異なるため、貴重なご意見として承ります。また、本事業においては準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
96	はじめまして。 配慮書など、段階をふんで住民意見や説明会を実施したとありますが、ほとんどの住民が知らない状況ではないでしょうか？この建設は一部の住民だけでなく関わる住民が全てが知る権利を持っていると思います。どれだけの住民が知っているかをどう評価するかを明確にしなければ、実施したことにはなりません。住民周知や環境への影響についての説明会が「十分に」なされたかどうかを明確に（数値など）判断する材料を揃えていただくことを強く要望します。	説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 また、これまでの経緯を含めて、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にも掲載して周知しています。
97	友人よりこの計画について聞く機会があり、興味を持ちました。 ・いつの間にか公的施設→民間施設へ変更されている事 ・規模も大きくなり産廃棄物も受け入れる事 上益城郡の住民ではありませんが、建設予定地が熊本市内に流れ込む川の支流とあっては無関心ではいられません。「水の都」と銘打ち観光資源にもしている熊本で、県民への説明が充分なされないままこのような施設がこの場所に本当に必要でしょうか？（一般の市民・県民は、ほぼ自ら官報を閲覧する事はありません）建設が始まり大規模な反対運動が起きる前に、ぜひ今一度ご一考下さいますよう願います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効

表 7-1-2（32）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
97 （続き）		果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
98	今回の環境影響評価準備書を読み不安に感じる点 ・なぜこの地域にこの施設をつくる必要があるのかが十分に説明されていない。 ・当初は一般廃棄物が中心と聞いていたが産業廃棄物も受け入れる内容に変わっている理由が分かりにくいこと。 ・周辺の人々の生活や健康への不安が解消されていないこと。 これらの点から、現時点での計画には賛成できず反対の立場から意見を提出します。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の

表 7-1-2（33）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
98 （続き）		結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
99	熊本の資源と水を守るため	周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
100	熊本が誇る地下水源の水質の変化が懸念されます。 業廃棄物処理施設を建設、運営していくにあたって、様々な環境に影響を齎す可能性の高さを窺えます。建設時の渋滞、騒音、など。 設の運営に際し、廃棄物の広域搬入、大気汚染物質の拡散、地下水系への影響災害・事故発生時の影響について、環境保全の観点から、環境影響評価書を確認したところ、曖昧さを感じ不十分ではないかと考えました。 たがって、本事業が開始に至った場合、地下水は一度汚染されれば、回復に長い年月を要し、住民の健康、生活や農業、地域文化に悪影響を及ぼす可能性が高い。住民に対する説明の透明性、明確性、謂わゆる調査の信憑性等々、欠くものではない事を強く求めます。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 大気質等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
101	先人達の、100 年、1000 年先を見据えたこの地の豊かな自然環境は、人々の心と生命を守り育み、ひいては熊本県全域の豊かな暮らしと安全を保ってきたと考えます。PFAS などの化学物質の影響、トラックが行き来することへの周辺住民の方々の不安など、まだまだ不安材料が多い中で、住民の方々の不安を払拭する間も惜しんで計画をすすめていくことには「第 2 の水俣病がまた…」と心配でなりません。5 町の住民の出すごみだけを処分する敷設という当初の計画から大きく道がそれていることにも、大変疑問が残ります。 100 年先、1000 年先の人々に（これまで通り）「真に豊かな生活を残す大切さ」ということを再考して頂きたいと切に願います。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならな

表 7-1-2（34）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
101 （続き）		いと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 交通量の増加に伴う大気質、騒音、振動、安全（交通）等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
102	上益城広域連合と（株）シムファイブスの関係性上益城広域連合の議員も交替（改選）があり正直、当初からの計画を十分把握していない者もいる。予算のこともしかり。 後の未来ある子ども達は少子化は逃げられず負担（企業が経営主体であるにしても）は、多く増えていくことも予測できる。大きなリスクを負うより、ゴミを減らすことに（株）シムファイブスが積極的に注力してくださることを祈念します。一担立ち止まり再検討をお願いしたいと考えます。	事業計画地の土地所有者は上益城広域連合となりますので、上益城広域連合にて土木造成工事を実施し、造成後の土地を当社が上益城広域連合からお借りする形になります。 廃棄物を減らすためには、家庭や企業での工夫やリサイクルの実線が重要となりますので、上益城郡 5 町や廃棄物を排出する事業者（排出事業者）に対して、引き続き提案して参ります。
103	1. 事業の背景・経緯について 本計画は、当初、上益城 5 町における一般廃棄物処理施設として検討されていたものである。県が仲介し、事業者と 5 町が協議を進め、5 町が当該土地を一般廃棄物処理用地として購入し、造成に係る費用についても、すでに 5 町の予算として計上・執行されている。しかしながら、本計画はその後、内容が転換され、当初とは異なる事業計画として進められているにもかかわらず、その重要な変更点について、議会全体や地域住民、地権者に対し、十分な説明やリスクの共有がなされてきたとは言い難い。特に、5 町広域連合内での協議をもって決定された経緯について、他の議員への説明が不十分であったこと、また、地域住民や地権者に対しても、将来的な環境影響や健康リスクについて十分な説明がなされていない点は極めて重大な問題である。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概

表 7-1-2（35）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
103 （続き）		要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
104	2.計画変更と契約・手続の正当性について 本計画は、当初想定されていた内容から転換している以上、予算執行の妥当性や事業の必要性について、改めて検討・検証されるべきであった。また、地権者との契約内容についても、計画内容が大きく変更されているのであれば、その前提が失われている可能性があり契約の正当性について再確認が必要である。それにもかかわらず、地域住民および町議会において、実質的な議論や合意形成を欠いたまま計画が進められている現状は、手続的正当性の観点からも問題があると言わざるを得ない。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡5町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
105	3.将来世代への責任と行政倫理について 地方自治体は、現在の住民の利益のみならず、将来この地域で生活する子どもたちの安全、健康、生活環境を守る責務を負っている。環境は一度破壊されれば回復が極めて困難であり、その影響は数十年、あるいはそれ以上にわたり継続する。 その結果として生じる負担は、将来世代である子どもたちが引き受けることになる。十分な説明や合意形成を欠いたまま、環境への不可逆的影響を及ぼすおそれのある事業を進めることは、将来世代に対する責任を果たしているとは言えず、行政の倫理としても容認できない。	将来この地域で生活する子どもたちを含む将来世代の安全・健康・生活環境を守ることが極めて重要であるとのご指摘は、事業者としても真摯に受け止めております。環境が一度損なわれれば回復が困難であり、その影響が長期に及ぶ可能性があることは十分に認識しております。 本事業においては、環境影響評価制度に基づき、事業の実施に伴う環境への影響を事前に把握し、可能な限り回避・低減するための検討を行っております。準備書では、大気質、水環境、騒音・振動、生態系など各項目について、将来世代への影響も踏まえた評価と環境保全措置を示しております。 また、地域の皆さまのご意見を踏まえ、説明の丁寧さや情報提供の分かりやすさを一層向上させることが、将来世代への責任を果たすうえでも重要であると考えております。今後も、環境への不可逆的な影響を避けるための検討を継続するとともに、地域の皆さまとの対話を重ね、理解の促進に努めてまいります。 いただいたご意見は、事業の検討および環境保全措置の充実に活かしてまいります。
106	4.憲法および環境基本法の理念との関係 日本国憲法第13条は、個人の生命、自由及び幸福追求の権利を最大限尊重すべきことを定めており、これには安全で良好な環境の下で生活する利益が含まれると解されている。また、環境基本法は、「現在及び将来の国民が健康で文化的な生活を営むことができるよう、良好な環境を確保すること」を基本理念として掲げている。本計画が、地域環境や住民の健康に長期的な影響を及ぼす可能性がある以上、行政には、問題が顕在化してから対応するのではなく、問題が生じるおそれがある段階で未然に防止する責任がある。これは「予防原則」に基づく、環境行政の基本的な考え方である。	皆さまから示された、憲法や環境基本法の理念、そして予防原則に基づく行政の責務に関するご意見を踏まえ、本事業では地域の生活環境や健康への影響を最小化することを重要な前提として取り組んでいます。大気・水・土壌などの環境影響について事前に調査・予測を行い、問題が生じるおそれがある段階で適切な環境保全措置を講じることで、良好な環境の確保に努めるとともに、調査結果や対策内容について住民の皆さまに分かりやすく情報提供し、理解の促進と不安の軽減に取り組んでまいります。
107	5.未来への投資と「負の資産」化の懸念 本事業が「未来への投資」と位置づけられるのであれば、その利益と負担が、将来世代にとっても合理的なであることが前提となる。しかし、本計画により、環境負荷、健康への影響、施設の維持管理費、さらには地域社会の分断といった問題が将来に残される場合、それは投資ではなく、将来世代に負担を先送りする「負の資産」となる可能性が高	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。また、施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡5町にご負担いただくことはありません。上益城郡5町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。で

表 7-1-2（36）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
107 （続き）	い。地方自治体が、十分な検証と住民合意を欠いたまま、将来世代に重大な負担を残すことは、財政運営上の責任および行政倫理の観点からも看過できない。	すので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 以上より、将来世代に重大な負担を残すことはない事業であると考えています。
108	6. 結論 本計画エネルギー回収施設等設置事業環境影響評価準備書や、説明会での説明を聞いても全く住民の不安を解消できないことを鑑み（環境保全、行政手続、将来世代への責任）法的および倫理的観点のいずれに照らしても、現時点で推進されるべき合理性を欠いている。よって、本計画については、一旦立ち止まり、住民および議会への十分な説明と合意形成を行った上で、白紙に近い状態から再検討されることを強く求める。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
109	環境の問題もありますが、この施設のそもそもに意見があり以下の様に申し述べます。 意見書の前にどうしても申し述べたいことがあります。 どうしてここまで大規模な焼却施設しかも産廃処理施設の建設が進みつつあるのに町の話題になっていないのかということです。 五町の従来計画のまま進んでいると思っている人がいます。それもあります。 どれほどの規模の施設ができるのか想像できた人がいます。その施設が今回の意見書のように「エネルギー回収事業」とすれば、どのような施設か実態が隠されてしまっています。 そこでこの事業の名称を、実態を現わす「一般焼却（従来計画）・大規模産業廃棄物焼却設備及びし尿処理とメタン発酵施設並びに焼却熱を回収しての発電施設の事業計画」と名称すれば名が体を表すことになります。 そこで心配されことや不安が顕在化されます。そこからこの事業計画案のスタートをすべきです。 まず御船に一つだけの施設であれば施設がダウンした場合、五町の一般廃棄物（有害物質が出ないわけではありません）の処理はどうするのでしょうか。焼却施設（200t/日）が二基あるから大丈夫でしょうか。二基とも使用できないときは五町の廃棄物処理ができるようにしておくべきです。少なくとも五町で三基あれば非常のときも心配ありません。万一の場合を考えて一か所に集中せず分散すべきです。御船町だけが犠牲になるという不満もなくなります。財源は国、県が責任もっ	本事業の名称は、「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」としておりますが、これまで公表している配慮書や方法書並びに準備書、また、説明会においても、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理して、エネルギー回収する廃棄物処理施設を整備することをご説明しています。 事故等により施設を停止することとなった場合、一般廃棄物は上益城郡 5 町以外の近隣自治体が運営するごみ処理施設にごみの受け入れを依頼するか、当社の出資企業が運営する施設で受け入れを行います。産業廃棄物は近隣の民間処理施設又は当社の出資企業が運営する施設で受け入れを行います。 また、事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。

表 7-1-2（37）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
109 （続き）	て進めるべきです。財源を理由にすべき施設ではありません。 この施設が、民間営利企業が進めていることに不安を感じます。ダイオキシンはいうに及ばずPFASなどの有機フッソ化合物などや有害重金属の汚染物質を出してはなりません。出さない施設を作るのは無理です。しかもその汚染が発見されるのは数年後人体にということになります。汚染物質を出してはならないのはこのためです。営利のために施設を止められない、廃棄物を処理し続けなければならないという圧力も働くでしょう。これを止めることになるのは不正を隠さなくてもいいという、安全保障機構です。これを担保する何かがなければ進められません。	
110	従来計画と産廃処理施設は分離して進めるべき事業です。産廃処理事業のついでに一般廃棄物の処理も行います、というのは産廃処理施設の持つ特異性を隠すことにつながります。 産廃処理施設は受け入れられないのですが、この施設では産廃処理は県内からだけと歯止めがかかっていますが、間違いありませんか。処理の能力は400t/日、4tトラックなら100台、2tトラックなら200台が御船町を行ったり来たりしますからその二倍の数が行きかうことになります。移動に伴うごみと粉塵の四散、朝夕のラッシュの心配はないでしょうか。24時間焼却するのですから夜に産廃が持ち込まれることもあるでしょう。夜間制限はなされるのでしょうか。御船インターがあるため九州各県から委託が起こるのではないかと心配されます。迷惑施設はよそにお願いしたいのはどの自治体も同じ意向です。せっかくの施設だから他県のものもと、そして次第に施設が大きくなるという心配はありませんか。 「エネルギー回収施設事業」と名を打っているのは施設からの発電とメタン発酵施設での発電としていると思います。二基の発電機が稼働することになるのでしょうか。レシプロエンジンか、ガスタービンか蒸気タービンによる発電か。出力はどれほどでしょうか。その大きさが心配されます。 し尿処理施設は従来計画では83000ℓ/日とありますが、産廃処理を含むこの施設ではメタン発酵施設30t/日としており、どの程度規模が大きくなったか理解できません。メタン発酵ならm³/日が単位とつかわれるのではないでしょうか。ここにも多量の電気を消費すると聞きます。発酵槽の大きさはどれくらいなのでしょうか、においの問題はクリアされるのでしょうか。 最終処分場とは海洋投棄か埋め立てるしかないとなっていますが、焼却したごみはどの程度この施設にとどまっていて、どこに行くのでしょうか。とどまっている期間も問題ですが、どの程度の量までなら許容できるのでしょうか。その間室内で保管されるのでしょうか、外でしょうか。その間の対応も当然考えられているのでしょうか。また、処分場があるとしてその処分場の容量は心配ないのでしょうか。処分場が受け入れなくなったら、ここの施設が最終処分場になることは絶対にあってはなりません。	日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 また、一般廃棄物を処理する施設の規制基準と産業廃棄物を処理する施設の規制基準は同じですので、環境に与える負荷は一般廃棄物であろうと産業廃棄物であろうと変わりません。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 産業廃棄物の搬出入車両台数（廃棄物を搬入する車両、資源物や不燃物を搬出する車両）は、1日当たり大型車約54台/日、中型車・小型車約46台/日の合計約100台/日（片道）を計画していますが、夜間の搬出入はありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）の蒸気タービン発電機の定格発電出力は9,500kWで、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）のガスエンジン発電機の定格発電出力は360kWを計画しています。 し尿処理施設は、御船地区衛生施設組合所有の施設が延命可能であることから、事業地内に施設を建設しません。また、し尿処理施設とエネルギー回収施設（メタン発酵施設）は処理方法も受入物も全く異なりますので、し尿処理施設の代わりにエネルギー回収施設（メタン発酵施設）を設置するのではありません。 主灰及び飛灰は、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。また、主灰及び飛灰は、湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管（基本的にはその日の内に搬出する）し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。万が一、熊本県内の最終処分場が受け入れできないときは、出資企業が保有する最終処分場を緊急対策として活用します。

表 7-1-2（38）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
111	不安や疑問点を整理して見えていたことがあります。この施設の大きさでした。迷惑施設ですが、なければならないものです。出たごみは処理しなければ私たちの生活が成り立っていきません。だからその処理の仕方は当事者である私たちが責任を持って解決していかなければなりません。施設を作るときは空気汚染、土性汚染、河川汚染、地下水汚染などが起きないようにすることは当然なことです、でなければ私たちの生活は成り立ちません。 迷惑料を払って賛成派を作ったりして、町を賛成派と反対派に二分するような進め方が絶対に起こしてはなりませんし、してはなりません。そのようなことが全国で起こっています。小さな町を分断するような進め方だけはどのようなことになろうともあってはなりません。 などと申し上げて意見を述べさせていただきました。	周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。 当社が迷惑料を支払って賛成派を作ったという事実はありません。
112	「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価準備書」について、御船町議会として、環境の保全および地域住民の安全確保の見地から、下記の通り意見を付す。 事業者におかれては、本意見を真摯に受け止め、評価書においては具体的かつ誠実な対応策を提示することを求める。 記 1. 新規化学物質（PFAS 等）に対する予防原則に基づく管理基準の策定有機フッ素化合物（PFAS）については、現時点で国による一律の基準が法制化されていないものの、国際的な規制強化が進んでいる。準備書において貴社は「書類上の確認」により混入リスクはないとしているが、排出事業者が意図せず混入させるリスクや、製品に含まれたまま搬入されるリスクは完全に否定できない。「方針」や「書類確認」のみで物理的に遮断することは不可能であり、将来的な環境リスクとなる懸念が払拭できないため、単なる方針表明にとどまらず、以下の物理的かつ実証的な対策を講じること。 ・自主管理基準の設定および先行的な監視体制の構築・実証を行うこと。 ・どの種類の PFAS を受け入れ、または受け入れないかを明示すること。 ・受け入れる場合はその濃度基準を、受け入れない場合は PFAS 含有の確認方法を具体的に明示すること。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。また、海外における PFAS 規制や科学的知見にも積極的に注視して参りますが、海外での PFAS 規制がそのまま日本国でも同じように適用されるというものではありませんので、国が法令等で規制する前に当社独自の管理基準を設けることは非常に困難であると考えています。
113	2. 大気質および土壌への長期的影響の評価について現在の大気質予測は、最大稼働時等の厳しい条件を想定した評価がなされていない。また、ダイオキシン類については、沈着による土壌・底質への累積影響が評価されていない。ついては、以下の条件や視点での評価を追加すること。	大気質や土壌汚染の予測について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定した予測としており、土壌汚染の予測についてもダイオキシン類が 30 年累積したことを想定した予測としております。各予測・評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（39）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
113 （続き）	・最悪の条件での予測：排ガス量最大時、炉2炉同時運転時、停電復帰直後など、最も厳しい運転条件における予測を行うこと。 ・長期的影響の評価：ダイオキシン類について「年沈着量×30年」等で算出し、土壌環境基準との照合を行うこと。	
114	3.生態系の評価について重要種の影響調査が形式的であり、影響回避策が不十分である。また、周辺の既存施設や他の開発事業との「累積的影響」が評価されていない。ついては、以下の再評価を行うこと。 ・重要種（採餌・繁殖・移動経路）への影響を具体的に検討し、繁殖期の工事制限や緩衝帯（バッファ）の設置等を再評価すること。 ・既存施設および町内の開発事業を含めた合算評価を行い、累積的影響について検討すること。	環境影響評価項目の選定における影響要因は本事業の実施に伴う影響を想定しており、方法書の段階で熊本県環境影響評価審査会による審査を経て決定した適切なものであると考えております。以上のことから、他の開発事業との累積的影響を評価することは想定しておりません。生態系や重要な種における予測・評価については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。土地利用計画においては対象事業実施区域の約5割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しており、これらが重要な種の緩衝帯・移動経路になるものと考えております。また、カエル類の繁殖環境を整備する等、ご指摘の影響に対する環境保全措置も追加検討しております。これらの適切な実施を通して、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
115	4.温室効果ガスの評価について現在は発電量控除のみで評価されているが、事業全体の環境負荷を把握するため、以下の要素を含めたライフサイクルアセスメント（LCA・簡易的でも可）による評価を行うこと。 ・建設資材由来のCO2 ・灰輸送にかかるCO2 ・最終処分場を含めた施設の建設・運用・残渣処分までの総排出量	ライフサイクルアセスメントについて、現段階では資材や調達先など未確定な部分が多いため、算定は困難であることや、工事は一時的な影響であるため、熊本県環境影響評価技術指針に記載のある建設機械、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算により予測・評価を行っております。ご指摘のライフサイクルアセスメントについては、貴重なご意見として承り、今後の事業活動において、必要に応じてサプライチェーン排出量など把握を行いライフサイクルアセスメントを行うなど検討させて頂きます。
116	5.事故時・非定常時運転の評価について事故想定が「停電時は炉停止で終了」となっているなど、楽観的であると考える。住民の安全を担保するため、以下の「最悪のケース」を想定した評価およびリスクマトリクス評価を行うこと。 ・バグフィルター停止、バイパス作動、非常用電源不作動における排ガスの未処理排出の可能性。 ・薬品タンク破損、灰ピット火災等による有害物質漏洩のリスク。	停電、故障、操作ミスなどの予期せぬ異常事態は、その発生条件や事象の進展が多岐にわたり、客観的かつ定量的な予測評価を行うことが困難です。そのため、環境影響評価においては、特定の機器の故障や非常用電源の不作動といった異常事態を想定した排ガス影響の予測・評価は、一般的に実施対象外とされています。 事故時の対応は「安全（防災）」で示した方針をもとに、早急に復旧することにより、ご指摘の事態による環境影響を最小限に抑えるよう最大限努めてまいります。
117	6.地下水採取による地域水資源への影響に対する懸念と対策準備書では「採取量に見合う量（10割）を超える地下水涵養」を目標としているが、地域住民からは周辺井戸（生活・飲用）や農業用水の枯渇、地盤沈下への懸念が強く寄せられている。安易に地下水に依存せず、以下の具体的対策を行うこと。 ・雨水・所内排水の再利用を最大化し、農閑期の用水利用等を含め、地下水揚水量を極限まで削減すること。 ・地下水取水量を明示し影響を再評価すること。 ・地下水位の常時監視体制を構築し、水位低下時の「取水停止基準」を確立すること。	地下水取水量は準備書に記載したとおり、250m3/日を予定しており、それを基に予測・評価を実施しています。 地下水の水位については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
118	7.クローズドシステムにおける「想定外」を排除した監視体制の強化本施設はクローズドシステムとされているが、近年の激甚化災害（想定を超える豪雨、台風による屋根破損）や地震、建設予定地の地質（Aso-4・Aso-3火砕流堆積物）特性を踏まえると、リスクは排除できない。大規模災害発生時でも機能が損なわれないよう、以下の対策を講じること。 ・多重防護と常時監視体制を構築すること。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。

表 7-1-2（40）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
118 （続き）	・調整池からの排水に汚染物質が混入しないよう万全の対策を講じると共に、豪雨時等、調整池を経ずに敷地内から流出する可能性のある雨水についても汚染物質が混入しないよう万全の対策を講じること。	
119	8.透明性の高い常時監視および情報公開事後調査結果の「年1回程度の公表」では、住民の信頼獲得や緊急時対応には不十分である。環境保全の信頼性を担保するため、以下の体制を確立すること。 ・常時監視・常時公表体制を確立し、データの可視化に努めること。	環境アセスメントにおける事後調査とは別に、施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡5町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。
120	9.地域に開かれた施設整備準備書には、本施設が地域にどう貢献するかのビジョンが示されていない。単なる廃棄物処理施設ではなく、「開かれた施設」として以下のように位置づけること。 ・地域振興に資する環境教育および防災拠点としての機能を整備すること。	本施設を子どもたちの環境教育の場として活用いただく計画です。 また、施設から余剰電力や余熱を供給することは可能ですので、御船町にて防災施設の建設をされるかどうかは、今後の協議とさせていただきます。
121	10.地域住民の理解促進と継続的な対話産業廃棄物処理に対する住民の不安を払拭するため、ハード面の整備に加え、ソフト面での活動を強化すること。 ・地域住民との対話や地域活動を通して、産業廃棄物に対する理解を深める活動を行うこと。 ・地元雇用の促進や地元企業への発注を優先すること。 ・施設の余熱利用による農業振興や、発電した電力の地域還元など、地域経済への具体的な波及効果を示すこと。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡5町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡5町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。 当社の事業活動に伴い、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に寄与していく考えです。また、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活で利活用することで、エネルギーの地産地消を実現し、脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成し、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指します。
122	11.環境汚染事故における責任と原状回復義務万が一、周辺環境において汚染等が認められた場合の責任の所在を明確にするため、以下の原則を確約すること。 ・環境汚染が「施設由来ではない」ことの立証責任は貴社が負うものとすること。 ・貴社の責任による汚染が判明した場合、貴社の全責任において原状回復および損害賠償を行うこと。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたしますが、その原因が当社の施設由来ではない場合には、その反証責任は当社（出資企業を含む）で負います。
123	12.廃棄物搬入車両による環境・交通安全対策日量400トン規模の搬入車両による交通負荷に対し、以下の対策を徹底すること。 ・さらなる運行管理の徹底。 ・運搬時の飛散・流出防止対策の徹底。	廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底するとともに、運搬時の廃棄物の飛散・流出を防止するために、カバー使用等を励行します。
124	13.御船町および地域との「個別環境保全協定・立地協定」の締結本事業は広域処理だが、直接的な環境負荷を受けるのは立地自治体である御船町（特に上野地区）である。アセスメント終了後、5町との基本協定とは別に、御船町および地元行政区と個別に協議を行い、以下の内容を盛り込んだ「環境保全協定・立地協定」を締結すること。 ・より厳格な環境基準の設定。 ・立入検査権および事前協議制の確立。 ・具体的な地域活性化策の明記。 ・その他、協議により必要と認められた内容	御船町や地元地区から環境保全協定を締結されたいとのご要望があれば、前向きに協議をさせていただき、その中で御船町や地元地区との取り決め事項等を定めさせていただきたいと考えています。
125	どんなに安全に気を配っていても、各地の産廃処分場からダイオキシン、PFAS、重金属、他が高濃度で検出されている事実がある	大気質、土壌については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、

表 7-1-2（41）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
125 （続き）	ことや有害物質の性質上、粒子レベル、ナノ分子レベルで残留し、大気や土壌、水に溶け込んでゆくことを考えると、「汚染は起きる」ことを前提に、「ではどこに建設するか」を考えるべきだと思います。予定地の上野は、山間地で水の主流部に当たり、周りに工業施設もなく環境基準をほぼクリアした清浄な地です。だからこそ、汚染地に変えてはいけないと思います。 山間部の上流部は、汚れのない生まれたばかりの水の出発点であり、山林がきれいな空気を産み出す場所です。ここが汚れてしまったらそれ以外に回復する場所はなく、その汚染は下流域に拡散されてゆくだけです。下流の都市部は、水、空気を生産も浄化もしてくれません。 清浄な手つかずの地に建設する理由は、数値が上昇してゆくことを見越して、なるべく環境基準値内に納まるようにするためなのでしょうか？そのような見地から建設地が選択されてゆくのであれば人間が健全に暮らせる生活圏は、どんどん狭められてゆくでしょう。数字だけで物事を進めないで下さい。人や生態系に及ぼすリスクは山間部の田舎の方が高くなるのではないでしょうか？田舎には舗装面が少ないので、排気筒からの降下物が直接土壌に浸透する面が広く、地下水や田畑の作物を汚染してしまう可能性があります。都市部のように、浄水施設からの配管を通って給水するシステムではなく、地下水を直接汲み上げただけの井戸水を使っている割合も多くなります。家屋も開放的な伝統的な家屋が多く残っているため、現代的な家屋のように機密性の高い室内でエアコンの空気清浄機を使う習慣もあまりないでしょう。長時間農作業などで屋外で過ごす人の割合も多くなるため、外気の影響を受けやすくなります。排気筒の高さもある気象条件のもとでは意味がなく、排出物を高濃度で吸引してしまうことも起こり得ます。人と自然と触れ合いの場は暮らしの中に根付いています。四季を通じて筍掘りや栗拾い、山菜狩りや花見など、遠方の親族と共に集って、レジャーとして楽しむこともあります。こんな時に山のきれいな空気を味わうことは、醍醐味の一つでもあります。 山間地の田舎には、そこでしか味わえない楽しみや豊かさがあります。それらは汚染されてしまえば全て台無しになってしまうものばかりです。楽しみだけでなく、命にとって必要な、水と空気を産み出してくれる場所でもあります。 きれいな水と空気がなければ健康でいることはできません。 汚染のない貴重な場所を守るべきです！！	国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により地下水、農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
126	本事業が公益性の高いものであることは理解しておりますが、将来にわたりこの町で育つ子どもたちの環境を守る立場から、環境影響評価準備書に対し、以下の通り意見を提出します。以下の具体的な対応策を検討し、評価書において提示することを求めます。 1. 住民の視覚的安心を担保する「デジタル可視化プラットフォーム」の構築準備書で示された「年１回程度の調査結果公表」や議会が求める「常時公表」を実効性のあるも	環境アセスメントにおける事後調査とは別に、施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡５町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。

表 7-1-2（42）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
126 （続き）	のにするため、以下の IT 活用を提案します。 ・リアルタイム・モニタリングアプリの提供：排ガス、排水、騒音などの測定値を、スマートフォン等でいつでも、誰でも、直感的に確認できる専用プラットフォームを構築すること。 ・プッシュ型通知機能の導入：基準値内であっても、通常値と異なる変動が生じた場合には、その理由と対策を即座に通知する機能を設け、住民の「見えない不安」を解消すること。	
127	2.「住民参加型」による監視の実効化 学識経験者による監視委員会とは別に、地域住民が主体的に関与できる場を設けることを求めます。 ・住民環境アンバサダー（市民監視員）制度の創設：公募による住民が定期的に施設内を視察し、臭気や車両の通行状況等を直接確認できる機会を制度化すること。 ・ダイレクト・フィードバック窓口の常設：住民が日常で感じた違和感（騒音や振動等）を即座に伝え、事業者が 24 時間以内に回答・対応する迅速なコミュニケーション体制を確立すること。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
128	3. 子育て世代を対象とした「次世代環境教育・福祉拠点」としての共同運営 「地域に開かれた施設」という方針を具体化し、現役世代がメリットを享受できる体制を求めます。 ・環境学習プログラムの共同開発：施設の最新技術（PFAS 対策等）を教材として活用し、町内の子どもたちが「最先端の環境保護」を学べる教育拠点を、町と共同で運営すること。災害時における「子育て世帯に優しい避難所」機能の整備：施設の発電や余熱を利用し、停電時でも乳幼児や妊産婦が安心して過ごせる設備を、町の防災計画と連携して維持管理すること。	本施設を子どもたちの環境教育の場として活用いただく計画です。 また、施設から余剰電力や余熱を供給することは可能ですので、御船町にて防災施設の建設をされるかどうかは、今後の協議とさせていただきます。
129	別紙のとおり。 別紙 以下の意見については、令和 7 年 12 月 16 日御船町カルチャーセンターにおいて開催された「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価準備書説明会」における配付資料「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価準備書について（以下「準備書」という。）」によります。 《意見》 準備書の P86～88「6. 調査、予測及び評価の結果⑮安全（交通）」の項に安全面だけではなく、安心面に配慮した（安心につながる）調査、予測及び評価を検討していただけないでしょうか。 具体的には、準備書の P10「3. 対象事業の内容〇搬入計画」の廃棄物の搬出入車両の搬入ルート①、特にルート②における廃棄物の搬出入車両の運行（同 P10《廃棄物の搬出入車両台数》を考慮した）に伴う「騒音・振動・低周波音」、「粉じん」、「排気ガス」及び「混雑度」並びに「悪臭」、「生態系」及び「景観」について、次の地点での廃棄物の搬出入車両の走行実験を行い、それに基づく調査、予測及び評価をお願いします。	マミコゥロード沿いの調査・予測地点については、車両が多く集まる箇所であり、事業による影響が大きいと想定される地点を選定しております。その他の地点については、現在選定している地点に比べて影響は小さいものと考えます。 また、ご指摘の走行実験は行う予定はありませんが、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。

表 7-1-2（43）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
129 （続き）	(1)九州中央自動車道小池高山 IC～上野吉無田 IC7.9Km 区間 (2)上野吉無田 IC～マミコウロード 1.3Km 区間 (3)マミコウロード～県道 221 号線の交差点 1.7Km 区間 (4)県道 221 号線の交差点～対象事業実施区域 0.7Km 区間 《理由》 人は、誰でも「安全」の先の「安心」を求めています。少しでも、対象事業実施区域周辺の住民の不安解消に配慮した「準備書」にしていただきたいとの思いです。 化学的に基準値以下だからといわれても、今までにないものを受け入れていく対象事業実施区域周辺の住民には、計りしれない不安があり、それは事業施行後もずっと続くのです。 どうか、そこで暮らす人々の方ちに寄りそった「準備書」にしていただきたいと思います。	
130	ここからは、本件に関し、私が意見を言えるのは最後となりますので、現時点での私の思いを申し述べさせていただきます。一読願います。 1 不安 (1)背景 対象事業実施区域の周辺は、御船町市街地から北東に位置し、西に益城町の飯田山、その右奥に吉無田高原（ユウスゲの丘、水源地あり）、そのまた右奥に南阿蘇外輪山の冠岳、地蔵峠、大矢岳、大矢野原へと続き、又、吉無田高原から振り向けば、左に九州脊梁の山々、眼下には、飯田山、熊本平野、金峰山、普賢岳、有明海へ沈む夕日へと続く、そんな忘れられない原風景の中の緑豊かな静寂な里山です。対象事業実施区域の周辺では、豊かな土と水により、特 A の吉無田高原米や、九州一のお茶、椎茸、芋、ブルーベリーなどを栽培しています。 一方、風向きによっては、大気汚染粒子に悩まされ、時には、陸上自衛隊の大矢野原演習場における射撃訓練時の砲弾音に精神的な恐怖も感じています。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
131	(2)廃棄物の搬出入車両台数の観点から このような中、廃棄物の搬出入車両台数は、準備書の P10 によると、いずれも片道、台/日で、産業廃棄物の搬出入車両台数が 100 台、一般廃棄物の搬出入車両台数が繁忙期で 463 台が予想されていて、仮にその半数（根拠なし。）が、九州中央自動車道を利用すると想定した場合、片道、台/日で約 280 台の廃棄物の搬出入車両が、上記《意見》の(2)上野吉無田 IC～マミコウロード 1.3Km 区間を運行することになり、渋滞を危惧しています。 また、九州中央自動車道は、片道 1 車線・80K 規制の道路で、御船町の吉無田高原、山都町の通潤橋、宮崎県の高千穂峡に至る観光ルートになっているところ、上記《意見》の(1)九州中央自動車道小池高山 IC～上野吉無田 IC7.9Km 区間は、それ相応の渋滞が予想され、地域観光に与える影響も心配しています。	マミコゥロード沿いの調査・予測地点については、車両が多く集まる箇所であり、事業による影響が大きいと想定される地点を選定しております。その他の地点については、現在選定している地点に比べて影響は小さいものと考えます。 また、車両の集中するマミコゥロード付近におての交通については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（44）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
132	2 願い 誰もが、自然環境を守る上で、廃棄物処理が、避けては通れない道であることを分かっています。 株式会社シムファイブス様（以下「御社」という。）には、上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業（以下「本事業」という。）の遂行に当たって、次のことを熟考願います。 (1)その時々において、「best（最善）」を尽くして「better（より良い）」なものを創っていく。一切の妥協は許されない。この世に完璧なものなどありません。どうか、不断の見直しと改善をお願いします。	財政面・環境面を考慮しても、上益城郡 5 町にとって、本事業（公民連携事業）がベストであり、ベターな選択であると考えています。 ＜財政面のメリット＞ 従来計画の施設整備に係る事業費の試算は約 156 億円程度で、国からの補助金等を除いても上益城郡 5 町で約 72 億円程度の負担が必要であると聞いています。ただし、この費用には整備予定であったし尿処理施設の費用が含まれていないことや近年の物価高騰の影響を考慮すると、負担額はさらに高くなるかと思います。さらに、施設の維持管理費用や将来の基幹改良費用も別途かかります。 本事業においては、施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。さらに、固定資産税や法人税等の税収入が見込まれます。 ＜環境面のメリット＞ 従来計画にあった最終処分場を計画地に整備する必要がないことに対する環境面のメリットに加えて、今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
133	(2)その時々において、本事業の遂行に「違和感」を感じたら、全てオープンにし、官・民・住民が一体となって問題点を解決していく。場合によっては、やめる勇気を持つ。決して、見切り発車をしない。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
134	(3)その時々の最高の知見を持った環境モニタリングを継続する。	国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
135	(4)本事業は、官・民・住民が一体となった事業であることを強く意識し、常に説明責任をはたす。本事業は、御社、上益城連合及び地域住民が一体となって遂行することに意義（地域循環共生圏の形成）があります。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
136	(5)本事業の遂行に当たって、もし何かを犠牲にしたり、誰かに我慢を強いうるのであれば、それ相応の補償をする。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
137	3 思い 本事業が、その時々の最高の知見を持って環境問題に取り組み、熊本県の、九州の、日本の、世界の「ごみ処理問題」の見本となってほしいと思います。 御船町に本事業により燈された一つの明かり（環境問題への取組）が、社会の一隅を、心の一隅を照らし、ひいては世の中を明るくし、住み良くし、未来の子ども達に引き継いでいけることを願っています。以上	周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
138	第 5 章 5.1.1-[水循環]と対応する 5.2.1 知事意見「クローズドシステムを基本とする排水計画において、緊急時や定期補修時における焼却炉等停止中の汚水処理方法について明らかにすること。なお、屋内の床洗浄や洗車等の汚水発生源についても可能な限り具体的に示すこと。」に対し、見解及び対応[表 5.1-1(3)]には「...クローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません」や「プラント排水を適正に処理できる業者に委託処理を行います」で結論としているのは「具体的に...」という課題には、まだ答えきれていないと感じます。	配慮書の段階では具体化していなかった給排水計画（汚水発生源も含む）が分かる具体的な資料として、図 2.2-14「給排水計画」を方法書で示しました。

表 7-1-2（45）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
139	クローズドシステムを採用されたことは、一定評価しますが、完璧なシステムではないはずです。ここでほしいのは理想論ではなく、不測の事態をいかに想定できるかと、それに対しどれだけの対応手段を提示できるか、解決に至るまでのメリット・デメリットをどれだけ挙げられるかという問題解決能力も含まれるのではないでしょうか。	廃棄物処理施設におけるクローズドシステム（汚水を外部に排出せずに、焼却施設にて炉内噴霧処理する方法）は、今回初めて採用するものではなく、全国多数の焼却施設で採用実績がある方法です。 不測の事態として、焼却施設の緊急停止に伴い、汚水を炉内噴霧処理できないというケースが考えられますが、その場合においても汚水を十分に貯水できる容量を有するコンクリート水槽を設置します。万が一、貯水量を超える可能性がある場合には、汚水を適正に処理できる処理業者に外部搬出して委託処理を行います。
140	漏洩があった場合の対処、補償、予算に対する言及、漏洩がわかる検知システムをいかに稼働させるか、施設外への連絡等も含めてきちんと記述されるべきと考えます。それに対する取水制限などの自治体からのペナルティも。熊本市は熊本大学に対して、協定違反の場合は全ての水の供給を停止すると勧告されており、大学も 24 時間体制で学内の建物の排水モニタリング及び注意喚起を実行しています。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
141	後半、委託業者に投げて終わりではなく、業者選定の選定基準や、自治体、地元住民等に対する協定、補償や予算の有無まで考えてほしい。	処理業者の選定基準は、適正価格で適正処理できるかどうかで判断します。また、委託業者に投げて終わりではなく、排出事業者として自ら排出する廃棄物（ここでは汚水）が適正に処理されているかどうかを確認する責任があります。 御船町や地元地区から環境保全協定を締結されたいとのご要望があれば、前向きに協議をさせていただき、その中で御船町や地元地区との取り決め事項等を定めさせていただきたいと考えています。万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
142	第 5 章 5.1.1-[その他]〈交通安全〉と対応する 5.2.1 知事意見「事業実施予定区域周辺の道路は、近隣の小学校の通学路等として利用されている。また、事業により当該道路の車両の通行量が増加することが懸念される。そのため、半出入ルートにおいて、交通安全及び、一般車両等の交通への影響について、調査予測、及び評価を行うとともに、具体的な対策を講じること」に対する業者見解[表 5.1-1(7)]「安全（交通）を環境影響評価項目として選定し、今後、詳細な調査及び予測を行った上で、適切な環境保全措置を検討し、環境への影響を回避または提言できるように努めます。」では、単なる環境評価上の数値にしか視点が置かれていないのに違和感を感じます。	ご指摘の部分は、配慮書に対する知事意見と事業者見解となります。配慮書の知事意見を踏まえ、交通については、準備書「第 8 章調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
143	単に通学時間帯への走行車数や、搬出入経路の見直しへの配慮だけでなく、24 時間生活する地域住民がいるという前提で話を進めるべきではないでしょうか。睡眠・食事、通院・介護施設等への送迎、買い物などの日常生活における一般車両、道路を通行する人、緊急車両の走行への影響等への配慮をお願いしたい。交通事故や騒音（特に低周波数）被害などの健康被害に関する判定基準、対応なども自治体や住民ときちんと詰めておくべきではないか。 そもそも、想定される施設規模や大型車両の運航は、この地域の環境保全に対して、現実的な数値であるのか再考してほしい。	予測は、工事時間や施設の稼働時間等を踏まえ行っているため、24 時間を想定しております。また、車両について、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守することを徹底します。 また、騒音、低周波、安全（交通）については、準備書「第 8 章調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
144	第 6 章 6.2.1-[全体事項(1)]と対応する 6.2.2 知事意見「本事業は廃棄物処理施設関連事業であることから、地域住民に対し事業につ	既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。

表 7-1-2（46）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
144 （続き）	いて周知を図るとともにすでに稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めること。」とあり、業者見解としては[表 6.2-1(1)]に「本事業は廃棄物処理施設関連事業てあることから、地域住民に対し事業について周知を図るとともに、すでに稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて、説明会等において丁寧な説明に努めます」と繰り返されていますが、住民への説明会の内容は、本事業に対する表面的で、住民への理解には程遠い不十分なものと感じます。	また、各環境要素の調査、予測及び評価の結果についても、できる限り丁寧な説明に努めました。
145	また、「すでに稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報」については、他県、県内ですでに問題となり報道されている廃棄物処理施設に対してら、詳しい周辺環境の状況、それに対する貴社の想定できる解決策などにも触れられておらず、知事意見を満たしているとは言い難い。そこにさらに、未知のエネルギー回収施設を併設することには、不安しか感じられません。事業として本当にエネルギー回収施設が有効なのかも含め、机上の空論ではない、国内外で稼働中の実験中・実用とも含む施設の誠意ある説明と、熊本において稼働する利点だけでなく、不測の事態とその対策まで含めた見解を求めます。	既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。
146	第 5 章 5.1.1-[全体事項(1)]と対応する 5.2.1 知事意見「事業目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成において、周辺の環境に十分配慮することで、全国のモデル事業となるよう努めること」に対し、業者見解[表 5.1-1(1)]「本事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成については、その意義やエネルギーの利活用方法を十分に説明し、施設周辺地域や環境に配慮した全国モデル事業となるよう努めます」と答えられていますが、美辞麗句で収めるのではなく、数値目標など具体的にあげた本当に地域循環共生が可能なのかの説明が不十分。	地域循環共生圏は理念・考え方として掲げられているものであるため、統一された数値目標はありません。
147	リサイクルについては、さまざまな分野で取り組まれていますが、手間暇かけて地元も巻き込んで、かろうじて稼働しているもの、すでに破綻しているものも含め、採算の取れている事業は少なく、かえって環境の悪化など問題を引き起こしている例も多く存在している。さらにエネルギー回収となれば、生成されるものが具体的な「もの(物質)」ではないため、正しく回収されているかどうかの判断についても、わかりやすく視覚化できるのか、メタンを発生させるということで、爆発などの事故に対する具体時に事例や安全対策、周辺地域や管理自治体への情報の周知など、さらに細かく具体的な情報提供、対応策や問題があった場合の補償、地域との共生に関する提案をすべきと考えます。地域共生を謳うのであれば、具体的に建造物ができる前に、きちんと実施可能なレベルまで最低でも熊本県民まできちんと情報を届ける努力をすることで、地域との歩み寄りも可能になるのではないかと。	焼却施設におけるエネルギー回収とは、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いて電力や熱供給に利用することをいいます。ですので、焼却施設におけるエネルギー回収率（%）は、発電効率（発電出力÷投入エネルギー）と熱利用率（有効熱量÷投入エネルギー）の和で計算されます。本事業計画における焼却施設のエネルギー回収率は約 16%を見込んでいますが、外部への熱利用（今後の検討）を考慮すれば、更なる向上が見込めると考えています。 メタン発酵施設における熱利用率（kWh/ごみ ton）は、発酵槽へ投入された廃棄物の量とそこから発生したバイオガスの熱量（バイオガス利用熱量×0.46÷投入ごみ量）を用いて計算されます。本事業計画におけるメタン発酵施設の熱利用率は約 280kWh/ごみ ton を見込んでいます。 また、メタン発酵施設では、漏洩ガス検知器の設置や逆火防止装置を設置するとともに、施設内および施設周辺での火気使用を厳禁とすることで、爆発火災防止対策を実施します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

表 7-1-2（47）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
148	第 6 章 6.2.1-[全体事項](1) 知事意見「地域住民に対し事業について周囲を図るとともに、既に稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めること」について、年末の慌ただしい時期での貴社主体の一方的な説明会ではなく、住民からの要望も取入れた公聴会の複数開催を希望する。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
149	第 6 章 6.2.1-[全体事項](1) 当初の計画では 5 町の一般廃棄物処理施設老朽化に伴う統合・再建から産業廃棄物の処理も含むエネルギー回収施設等へ変貌した時点で、施設建設予定地近傍の 5 町の地域住民から、周辺主要河川(御船川、緑川)流域の住民や、生活水を地下水に依存する熊本市まで含めた住民への説明会の開催も視野に入れてほしい。ほとんどの住民に情報が届いていない現状で、大規模な産業廃棄物の搬入も伴う本施設の建設・稼働は熊本県内の広範囲にわたる健康被害の懸念もあり、過去に水俣病を引き起こした反省も生かして、具体的に対応を検討し、問題解決の手段や施設の運用基準、稼働させる上で環境に対する負荷や住民の生活に影響する基準値の設定。施設単独ではなく住民や第三者機関による定期的な監視体制と施設の停止条件、ペナルティの明文化を住民も交えて行なってほしい。	皆さまから示された、当初の一般廃棄物処理施設計画から規模の大きい施設へと変わったとの受け止めや、周辺河川流域や地下水への影響、さらに情報が十分に伝わっていないことへの不信感、監視体制や運用基準の明確化を求めるご意見を踏まえ、本事業では大気・水・土壌などの環境影響について事前に調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで周辺環境や住民の健康に支障が生じないよう取り組むとともに、計画内容や検討状況、環境保全対策の内容を分かりやすく整理したうえで適切に情報提供を行い、施設の運用にあたっては環境負荷や生活環境への影響に関する基準を設定し、事業者による監視に加えて第三者による確認の仕組みについても検討し、万が一基準を超過するおそれが生じた場合の対応や運転停止の判断基準についても整理することで、安全性と透明性の確保に努めてまいります。
150	第 6 章 6.2.1-[全体事項](2) 知事意見「事業計画をより具体化するとともに、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、可能な限り環境影響を回避または低減すること。また、事業計画について未確定事項は、想定される案を記載する等、わかりやすい記載に努めること。」について、調査から得られたデータについても詳細不明な上、平均値から導かれた予測・評価に終始している。将来の不測の事態への具体的な考察が不十分と考えられる。過去の県内で観測された災害における最大値から、施設の耐用能力の予測、被害の可能性、及び具体的な災害対策や施設内の連絡網及び住民への対応もきちんと明文化しておくべきだと考える。	準備書では、主に最大影響を想定し予測を行っております。各項目は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
151	第 6 章 6.2.1-[その他]〈交通〉 現在の道路事情と桁違いの大型トラックの運行数について、現在の状況を測定するだけで騒音や振動、住民の日常生活や周辺環境への影響を予測するのは、かなり困難ではないかと。具体的な車両走行試験なども含めるべきではないのか。また、現状の数十倍以上の大型トラックが建設時点から走行することで、現行の一般道の補修等にかかる費用についても検討されるべきではないのか。 道路に関する調査も、建設予定地付近の狭い範囲だけではなく、計画では圏外も想定されているようだが、完成時に搬入先として想定される県内の半導体工場から予定地までの	実証実験は予定しておりませんが、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。 一方で、「一般道の補修等に係る費用について検討すべき」とのご意見につきましては、どのような観点からのご指摘であるか明確ではないため、意図を把握できておりません。道路の維持管理や補修に関する判断・費用負担のあり方は、道路管理者である行政機関が所管する事項であり、事業者が独自に判断することはできないものと認識しております。

表 7-1-2（48）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
151 (続き)	経路でも、最低限の実証試験は行うべきかと。	
152	第8章8.6.1-[(水質)現況調査] 本施設の産業廃棄物処理に含まれるであろう、半導体工場からの廃棄汚染物質として、近年、世界中で問題になっている「有機フッ素化合物」を明記すべきではないかと。 規制方法についても、「全体規制」と数年おきに更新する「個別基準」を併用することで、将来的に追加されるであろう有機フッ素化合物のリスク軽減と、費用の抑制も計れるのではないかと考える。規制基準値についても、国際基準をあげ、測定箇所や施設の稼働停止の条件、対応機関、再稼働の条件も具体的に数値を上げて示すべきと考える。	TSMCでは、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMCが自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMCで発生する廃棄物は本事業では受け入れません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
153	資料集 量的にはとても多くなっているが、準備書の評価を行う資料として、事業者委託調査による測定・予測・解析で、第三者検証資料がほぼ見られない。なぜその資料を選んだのか蓋然性が明確でなく、測定時の周辺状況も不明なものが多い。多くは平均値や計画値内のデータが採用されており、最大値や最悪の場合などの異常値に関する記述がほとんど提示されておらず、異常時の検討や影響の想定に使えていない。住民から見てもわかるよう、出典、データや手法の選定理由の明示、災害・停止復旧時の影響想定、公的データ・第三者調査と事業者委託調査の比較資料もつけるなど、わかりやすい資料作成を希望する。	準備書は最大影響を想定し、予測を行っております。
154	第6章6.2.1-[その他]<交通> 騒音・振動も含め、生活の中で地元住民からの相談窓口を明確にして、健康被害や交通事故に対する補償、危険が想定される場合の迅速な連絡や対応についてなど、行政との連携など具体的に文章にしておく必要があるのではないでしょうか。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡5町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡5町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
155	周辺18km圏内に大気汚染の影響があるとききました大気汚染や水質汚染による農作物への影響や健康被害が心配です。	大気質については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価

表 7-1-2（49）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
155 （続き）	最終処分場は敷地内に作らないとの事ですがきちんと受け入れてもらえる場所は決まっているのでしょうか？	しております。そのため、本事業により農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。 現時点で最終処分先は決まっていません。事業計画地近隣の最終処分場を第一優先と考えていますが、最終的には値段（埋立物を運ぶための運搬費と埋立するための処分費の合計額）の交渉をして判断します。
156	大気汚染や健康被害が出ないか、心配です。	大気汚染は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
157	第 5 章 5.1.1[全体事項](2) 知事意見「廃棄物処理施設関連事業の実施には、地域住民の理解が重要であるため、方法書以降の環境影響評価において、説明会等で丁寧な説明を行うよう努めること。」事業者見解〔表 5.1-1(1)〕より「本事業を進めるに当たっては、説明会等で丁寧な説明に努めます。」とされているが、現状、説明会の日程、開催ヵ所、内容について、事業者からの一方的な提示におわっている感が強く、大変残念です。住民からの意見で意見書の〆切りが延びたことは評価いたします。 とはいえ、内容が単なる測定値の提示で終止してしまい、今後に関しての説明が少ないと感じる。全国のモデル事業をうたっている割に、足を堅めきれていない。 単体での基準値は表記されているが、測定頻度、異常値の定義、その場合の対策、どう公表し是正するかと明記する必要があると考えます。 判断も事業者単体ではなく、自治体や第三者も含めて行う。費用は事業者負担、管理をどうきちんとすのかも住民や自治体と協議して、明文化されることを、求めます。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
158	この水の都〔熊本〕で、水が脅かされる産業廃棄物処理場ができることを、どれだけの人が認識・認知していて、どれだけの人が認可しているのでしょうか？1 度作ったものは、簡単には戻せません。そのことも、どれだけ認識されているんでしょうか？1 部の人達の利益や都合によって、どれだけの犠牲が生まれ、どれだけの存在が振り回され、どれだけの不利益な実情が生まれるか？という部分を考える責任があると思いますが、それは間違っていますでしょうか？そういった点からもう 1 度考え直してもらうこと、中止することを強く求めます！！ ご先祖様達がこの現状を見て、何と思うでしょうか？こういう未来の為に先人達が死に物狂いでがんばってきた訳ではないはずです。考え直して下さい。よろしくお願いいします！！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、

表 7-1-2（50）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
158 （続き）		上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
159	熊本の豊富な地下水が汚染された場合の対策が知りたいです。世の中に絶対大丈夫ということは軽率に使ってはいけないことで何があった場合は、必ず責任を取らなければいけません。世の中には考えられないことが起きます。もし、産業廃棄物処理施で事故があり、水が汚染された場合は熊本県全域にわたって深刻な汚染が考えられ環境修復させることは困難であると考えられるからです。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
160	けっきょく、自己のりえきを求め続ける社会、 自分達の生きる時代さえ良ければいいという考え方で生きる人達があふれる時代であれば、何度も繰返す問題の様に思う。力や権力は、弱者が、経済的りえきをもたらさない存在を、ぎせいにする事に何のためらいもない。だけども、初めから諦めてしまえば、完全に、全ても力を失ってしまう。自分達 1 人 1 人の力は小さくても、知って学んで活動する事は、とても大切だと思う。本当にものすごく大切な事だと思う。 （力を手離してはいけないと思った）	社会の在り方や将来世代への責任についての深い問題意識、そして一人ひとりが学び、考え、行動することの大切さについてのご指摘は、事業者としても真摯に受け止めております。 環境影響評価制度は、まさに地域の皆さまが事業に関する情報を知り、意見を述べる機会を確保するために設けられているものであり、いただいたご意見もその重要な一つであると認識しております。本事業においても、環境への影響を事前に調査・予測・評価し、可能な限り回避・低減するための検討を行うとともに、地域の皆さまから寄せられたご意見を踏まえ、説明や情報提供の充実に努めております。 また、地域社会の一員として、住民の皆さまの不安や疑問に丁寧に向き合い、透明性を確保しながら事業を進めることが重要であると考えております。いただいたご意見は、今後の環境保全措置の検討や情報提供の改善に活かしてまいります。
161	知事意見「全体事項 1(1)御船と益城以外に周知されていないのはおかしい。五町だけではなく大気汚染が広がる可能性はないのか？中国から黄砂が飛来したりするのに。 ゴミ処理場によって周辺の自然環境がくずれ、生態系がくずれる可能性は？水環境、有明海汚染につながると思う。全ての内容に問題がないというのは根拠が説明されていない。	周知については、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。

表 7-1-2（51）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
161 （続き）		また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
162	・私たち住民の想いを聴いてください。 自然の声を聴いて下さい。 動物たち、植物たちの声を聴いて下さい。 本当にこの施設は必要なのでしょうか。 環境への影響はないのでしょうか。 私たちにもわからないことばかりです。もっと説明会などを各地で何回も開いて、納得する話し合いがしたいです。 知らないうちに進んでいるのは、とても恐いです。 子どもたちへ、未来へ大切な地球をつないでいくために お互いにもっとよく考えていく機会がほしいです。計画の中止を求めます。	本事業は地域との共生が図れないものではなく、これまで複数回の説明会を開催し、計画内容や環境影響評価の考え方について説明を行ってきました。環境影響評価では、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで環境や健康に支障が生じないよう取り組むとともに、引き続き分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努め、地域との理解形成と安全性の確保に取り組んでまいります。
163	当初の一般廃棄物処理施設計画から大規模な産廃処理施設に変わったことで、環境への影響が大きくなることに強い懸念があります。 計画変更になった理由、けいいを県民に明示してください。 地元住民への周知が不十分です。 P.82 6.2 方法書について述べられた熊本県知事の意見全体事項住民への説明の知事意見に対して、「既に稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の情報、説明会の会場の回数が少ない。 御船町、益城町以外でも開催してください。 他施設でも事故等が発生している情報も含め、リスクもあわせて、明確に説明する。 説明会を開催してください。 この不十分なやり方では環境汚染、健康被害の懸念があります。一般廃棄物処理施設のみの元の計画へもどすことを再度協議することを、要望します	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和２年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和３年３月 29 日に上益城郡５町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和３年９月 27 日に各自治体の事務方、９月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月１日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和４年３月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡５町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡５町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和７年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健

表 7-1-2（52）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
163 （続き）		福祉センターはびねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
164	御船町上野地区に計画されている、巨大産廃施設の建設計画に反対します。 建設予定地の近くには保育園、学校、老人ホームがあり、まちがいなく汚染の影響がでます。事業者もそれが分かっていて、あまり公にせずに秘密裏に計画を進めている部分もあるのでしょう。 大量のゴミを集めて、そのゴミでエネルギー回収ができるといういい一見、聞こえはよいですが、どこまでいってもビジネスであり、金儲けでしょう。水源地も近くにあります。このまま水が汚染され続ければ子供たちは大変な想いをします。全ての命の根源である水は巡ります。水が豊富なこの地の水を汚せば影響は計り知れません。水とお金でどちらが大事でしょうか？事業の代表者にはもう一度、深く考えて頂きたい。 もう少しでフリーエネルギーもでてきます。ゴミから回収できるエネルギーは知れたものでしょう。大量のゴミを集めるより、有害なゴミになる物を出さないようにしていくほうが賢明だと想います。 石坂孝光さん、この事業の撤退、中止を求めます。	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。また、本事業は秘密裏に計画を進めているものではありません。熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはびねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
165	巨大の施設建設の計画の見直しを求めます。 現地を見に行きました。近隣の高齢者施設、保育所、フリースクール、学校などあり、建設予定地の横に保育園の園児たちがお野菜を育てて食育を行っている畑がありました。	予測は最大影響を想定して予測を行っており、準備書「第8章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（53）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
165 （続き）	子どもたちが直接口に入れるものです。 環境への評価の数値は基準値内なので問題ないと説明会でも準備書でもありますが、（通常稼働時の数値なので最大稼動時の数値で評価してほしい、何か問題が発生した時の対応内容まで載せてないと完全とはいえません。 周辺環境をもっと考慮してください。 今の計画は白紙撤回を希望します。 （事故など） ↑ 6-337 全体事項(2)不十分です ↓ (3)の評価地点も増やしてください。	
166	長い時間をかけてできた環境はこわれるのはいっしゅんだけど、元に戻すことはムズかしすぎます、安心安全のために想定する条件の見直しをおねがいします。	長い時間をかけて形成されてきた環境は、一度損なわれれば回復が極めて困難であること、また安心・安全の確保のためには慎重な想定と検討が必要であるとのご指摘は、事業者としても重く受け止めております。 本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
167	当初、ゴミ処理施設、し尿処理施設の建設ということで候補地の公募があり、住民の理解と協力が大変重要だと記載があります。しかし、計画案が一般廃棄物から産業廃棄物に変更され、建設地も広がるなど、公募内容と違っている点は、住民の理解を十分に得られていることが示されないまま進行しており、周知されていることと、現状進められていることが一致してない状況です。 事業者と行政の強引な進行とも捉えられ、地域周辺住民の不安が置き去りになっています。更に一日 330 台（往復 660 台）の車が通るとのこと、近くに小学校もあり、適地とは考えられません。 住民の安心は暮らしが脅かされる可能性があれば、全住民に周知することは当然ながら、説明会を開催して事実だけでなく、周知が完了した事実を提示していただいてから、進めていただくことを強く要望します。	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の大型車両の通行台数を予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、小学校周辺を含む生活道路における安全性は重要な観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。 また、事業の進め方が「強引」と受け止められているとのご意見については、地域の皆さまの不安や疑問に丁寧に向き合い、透明性を確保しながら事業を進めることが重要であると考えております。いただいたご意見は、今後の周知方法や説明内容の改善に活かしてまいります。
168	当所の計画からの変更がとても多く、ごみ処理の量も 10 倍近くになっていたりする中で、本当にその計画変更が地域住民の理解を得られているのでしょうか？形式的な説明会となっていないかを検証するためにも、住民の何割に周知できているのかを明示していただかないことには、事業者と行政の一方的建設となります。ぜひそこを徹底してください	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健

表 7-1-2（54）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
168 （続き）		福祉センターはびねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
169	実際に産廃処理施設でバグフィルターの不具合で周辺環境を汚染する事故などの事例が起きていること、半径2km以内の住民にしか説明されていないが、大気、水の流れは境界がある訳じゃないので、もっと広範囲の周辺住民に対しての説明が必要と考える。 上記に記述した様に事故の実例を考えると安全と言えないので、現実進んでいる産廃施設建設計画の中止を求めます。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
170	水を汚さないでほしい。 安全なゴミ処理施設を街に作るべき。 森・水源・土・その土地にすむ生き物たちが汚せんされないように、埋めたてるだけのゴミ処理を改善すべき。	本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。
171	・地域の自然を守る為、今一度ご検討をお願いします リスクの高い事業を進め環境を破壊することは望みません 地球に優しい環境維持の為、見直しを希望します	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約5割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
172	・命である水、土壌を汚さず守ってほしいです。	大気質、土壌汚染、水質等については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、最大影響を想定し、予測を行っております。そのため、長期的おいても健康被害が生じることはないと考えています。また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
173	・地域住民全体にしっかり説明した上で進めるべき。特に子どもたち、高齢者の安全を守ってほしい。交通量が増えることで危険が増すことはさけるべき。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町

表 7-1-2（55）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
173 （続き）		と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底するとともに、運搬時の廃棄物の飛散・流出を防止するために、カバー使用等を励行します。
174	・事故（施設及び交通）が万が一起きた場合のリスクをしっかり検証して責任の所在を定めておくべき、その責任をとれなければ進められることではないと思います。	施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
175	・空気・水・土壌汚染は結局人間の命をおびやかします。 命を守ることを最優先して下さることを願います。	ご意見をいただき、誠にありがとうございます。空気・水・土壌といった環境は、人の生命や健康に直結するものであり、「命を守ることを最優先に」というご指摘は、事業者としても極めて重要な視点であると受け止めております。
176	私たちの家庭ゴミをゼロ0にする事は難しく、ゴミ処理場の必要性は感じてます。 ただ従来の計画（5町で一般ゴミ）と新たな計画（一般ゴミ＋産廃）では明らかに違い過ぎます。大量の水が必要と聞いてます。 私たちの生活に影響は無いとは思えません。	本事業における地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万t/年）の約0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
177	工業の発展に産廃が必要な事は理解しています。 環境汚染の懸念から近隣住民に反対されるため、企業側は目立たぬよう計画を進めている印象があります。 そのような企業は隠蔽しようとし、人民は計画を潰そうとする関係性こそ、最も解決すべき課題であると考えます。 企業には誠実さが求められます。「説明したら通らない」企画なら中止すべきでしょう。人民もゴミを出し、工業品を使用している以上は、ゴミ処理場を受け入れる責任はあります。説得して下さい。 また、計画の変更は県全体にアナウンスできるよう、ネットやテレビニュースを活用するといいでしょう。そして外部チェック機関の承諾を得ること。	本事業は秘密裏に計画を進めているものではありません。熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。

表 7-1-2（56）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
177 （続き）		また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。
178	工業の発展には環境汚染を伴いますが、一挙集中ではなく分散が公平と考えます。山や水源地の汚染は取返しがつかないため、限りなく”0”に近付ける努力が求められます。互いに誠意を尽くし、前向きな妥協案が得られる事を願います。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
179	知事ご自身で説明を丁寧にするとおっしゃられているのに、五町のうち二町でしか説明会をされていません。半径 2km 以内というのは、さまざまな状況下で考えると、誠実ではないと思います。まず「五町」みなさんに説明会をよろしくお願いします！！（6-337 の知事の意見について）	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
180	知事意見をよみましたが、全体事項(1)に記載されている地域住民に対し事業について周知を図るとなっていますが、「益城」「御船」のみでしか説明会が行なわれていないのはおかしいと思います。実際、この地域以外の方々で知らない人いらっしゃいます。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12

表 7-1-2（57）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
180 （続き）		月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
181	大気汚染については、5 町だけではなく、もっと広範囲で影響を及ぼすことだと思います。他の地域にも周知すべきです。 ゴミ処理施設での事故のことも、色々な状況をわかったうえできちんと対処できるのか疑問です。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 廃棄物処理施設では、火災や爆発による事故が最も多いと考えています。そのリスクの発生確率を限りなく回避又は低減するために、各種基準に適合した施設の設計・施工、廃棄物の適正な処理、定期的なメンテナンスによる施設の維持管理、安全教育の実施、事故等を想定した対応訓練や避難訓練を実施します。
182	住民に対する詳しい説明もされない中、納得いかない人が多い状態で工事を進めていくには大きな不安があります。 環境影響評価についても、最大稼動条件での予測がされていないことや、長期的な影響が検証されていないこと、PFAS 等の混入に対する対策が何もないことを考えると、とてもこのまま進めて良い計画とは思えません。	施設の稼働に伴う大気質等の影響については、焼却施設が２炉運転時の最大排ガス量で予測しています。また、大気質については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査技術指針」（平成 18 年、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和 61 年 6 月、社団法人全国都市清掃会議）に基づき、施設の稼働（排ガス）による大気質への影響が高濃度になるおそれのある気象条件で短期平均濃度も予測しています。また、大気質の長期平均濃度や土壌汚染の累積的影響についても予測しています。これらの予測及び評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・

表 7-1-2（58）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
182 （続き）		漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
183	自然豊かなこの場所に、産業廃棄物最終処分場を建設してよいのでしょうか。生態系も、大気も、水も、一度汚れたり、壊されてしまうと元に戻すことはできません。この地に大きな処分場を建設してしまう影響を、今一度しっかり精査して、住民の皆様の意見をしっかり聞いていただきたいと思います。	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
184	自然（水源や森林）を破壊して不要な施設を作らないで欲しい。 東北（秋田とか）で熊の問題があるが、もとは太陽光パネルや人間が自然のバランスを壊した要因からだと思う。 これ以上、未来の子供たちの環境を壊さないで欲しい。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
185	ごみ処理施設は、人々が暮らしていく中でどうしても必要なものであると思います。 ですが、水源地である山奥の自然の中に、まるでかくすかのように建設するのは反対です。 処理施設の安全性を証明できないのであればこの計画は進めるべきではないと思います。	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
186	ゴミをへらす努力を、今生きている人々みんなでとりくめるよう、「目に見える」ゴミ処理しせつを建設してほしい。 ゴミの多さを実感する必要もある。	施設の供用開始後は、小中学校の社会見学などの見学会を受け入れることで、廃棄物処理の見える化に取り組みます。
187	巨大な施設から、どれほど、周辺住民の方々の暮らしへ、汚染などの影響があるのか、とても大丈夫とは思えない計画だと思います。周辺、5 つの市、町村、では、熊本全体の地下水にまで関係すること、とらえます。 海へ流れれば、すべて、また巡ってくるのだし、よくよく住民の方との慎重なはなしあ	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（59）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
187 （続き）	いを、してほしいです。各地域に小さい処理場をつくるのがよいと思う。	説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
188	環境に対する配慮が足りないまま強行されている事に疑問、地域や生活圏、自然環境への負担が大き過ぎる、県民、市民、住民に対して説明を行う前からの不必要な工事等を進め、後もどりか難しくなってからの情報公開をするなど、元々デキレースのような仕組みに憤りすら感じる、白紙撤回を求める。	建設工事は、環境アセスメント手続きが終了し、廃棄物処理法などの関係法令手続きが完了してからの着工となりますので、現時点で工事は実施していません。また、上益城郡5町のホームページや各町広報誌を通じて、継続的に情報公開を実施しています。
189	準備書972頁、水質の状況で環境基準項目の鉛、砒素硝酸態窒素等が基準を超過している他、水道水基準項目の方とくに子どもへの脳神経への影響リスクが大きい鉛が水道水質基準を超過しているにもかかわらず、その原因について触れられていない事 環境問題だけでなく、子どもの成長や教育、健康への影響は極めて深刻であり、将来的な学習能力や生活の質にも関わる重大な課題であると考えます。特に発達段階にある子どもは有害物質の影響を受けやすく低濃度であっても長期的な曝露による影響が懸念されます。 速やかに水質悪化の原因究明を行い、具体的かつ実効性のある改善策を講じていただくとともに、住民に対して正確で分かりやすい情報開示を行っていただく事を強く要望いたします。又、継続的な監視体制の強化と再発防止策の徹底をお願いいたします。	地下水の水質の調査は、今後、実施するモニタリングにおけるバックグラウンド濃度を把握するために実施しています。その原因究明は本事業の環境アセスメントの範疇を超えるものです。
190	焼却施設やリサイクル施設が有害物質による汚染や健康被害をもたらさないと事業者が主張するのであれば、それを確実にするために、あらかじめ健康調査や調査のやり方、化学物質の分析方法、調査の主体などを厳密に	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定

表 7-1-2（60）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
190 （続き）	定めた文書を、自治体と取り交わして頂きたいと思います。	・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
191	準備書の 2-8 ページ 平均扱い計画量の種類が表 2-2-2 にありますが予定量の内容はありません。 その内訳の合計が総量になるはずでどの産廃が多くなるかで排出される有害物質の量や中身も異なるのではないでしょうか取り扱う廃棄物の予定量の記述をしてほしい	各施設で取り扱う廃棄物の種類毎の想定量は、準備書の表 2.2-3～表 2.2-6 に記載しています。
192	上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業に係る環境影響評価準備書について、熊本県内に居住する者として意見を申し述べます。 本事業は御船町における計画ではありますが、熊本県は地下水を主要な生活基盤とする地域であり、環境影響や運用のあり方は、特定の町にとどまらず、県全体にとって将来的な前例となり得るものと考えています。その意味で、本事業を「一地域の問題」としてではなく「熊本県全体に関わる環境・資源管理のあり方」として慎重に検討する必要があると感じています。 準備書では、現行の法令や環境基準に基づき、地下水や大気環境等への影響は適切に管理可能であると説明されています。しかしながら、近年の PFAS 問題に象徴されるように、現時点では規制対象ではない物質や、想定されていない影響が将来的に社会問題化する事例は少なくありません。 そこで特に確認したいのは、本事業が長期にわたって稼働する中で、 ・将来、国や県の環境基準や規制が強化された場合 ・地震や豪雨等の災害時、異常時において地下水や周辺環境への懸念される事態が生じた場合 ・現在想定されていない有害物質や影響が明らかになった場合 これらに対して、事業者としてどこまで責任を負い、どのように対応を行うのかという点です。 準備書では「影響はない」「基準内である」との評価が示されていますが、将来の不確実性や長期的・累積的影響については、なお抽象的な説明にとどまっている印象を受けました。本事業が熊本県内における同種施設の先例となる可能性を踏まえると、通常稼働時のみならず、想定外の事態を含めたリスク管理方針、責任の所在、情報公開や第 3 者による検証の仕組みについて、より具体的かつ明確な説明が必要ではないでしょうか。 本事業が真に「地域循環共生圏」や「持続可能性」を掲げるのであれば、短期的な基準適合だけでなく、将来世代に対しても説明可能な責任の枠組みを示すことが不可欠であると考えます。その点を含め、評価書作成にあたり、より丁寧な検討と説明が行われることを強く求めます。 以上です。	将来、国や県の環境基準や規制が見直され、強化された場合には、事業者として関係法令を遵守し、必要な設備改良や運用の見直し等を行うことが前提となります。また、地震や豪雨等の災害時・異常時に備えては、関係法令や行政機関の指導に基づき、緊急時対応手順や設備の安全対策を検討し、地下水や周辺環境への影響を最小限とするよう努めてまいります。 現在想定されていない有害物質や影響が将来的に明らかになった場合についても、国や県の動向、科学的知見の蓄積を踏まえ、関係行政機関と連携しながら、必要な対応を検討していくことが重要であると考えております。 リスク管理方針や情報公開、第 3 者による検証の仕組み等につきましては、関係行政機関の指導や制度の枠組みを踏まえつつ、モニタリング結果の公表など、地域の皆さまの安心につながる形での情報提供のあり方を検討してまいります。いただいたご意見は、評価書の作成にあたり、長期的・累積的な影響やリスク管理の考え方をより丁寧に説明していくうえでの重要なご指摘として活かしてまいります。

表 7-1-2（61）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
193	シムファイブス石坂孝光社長様へ 山都町■■に住んでいる■■と申します。私の住んでいるこの地区に令和四年九月星山商店さんが管理型最終処分場建設を計画され環境アセスメント配慮書の手続きを始めました。現在は取下げ棚上げ中です。 それ以来三年半ぐらい、たくさんの勉強会に参加させてもらいゴミについていろいろ学ばせてもらいました。地球環境の大問題で、私も含め全ての人が等しく責任を負わなければいけない、人類最大のテーマだと思います。 自分は田舎でひといちばい気を付けて生活しているつもりだったのですが、知らない事がたくさんあって見て見ぬふりをしていた自分に恥ずかしいかぎりです。 石坂グループが出資した(株)エコポート九州を昨年夏に見学させていただいて驚きました。本当にすばらしい会社だと思いました。石坂グループのこれまでの経緯は詳しくは知りませんが、世間では卑やがられる大変なお仕事を誠実にされていたものと思い経緯を表します。 まさにエコポート九州の会社案内に書かれていた社長のあいさつそのままです。こんな素敵な地元の企業ならと思いますが、悪名高い大栄環境が後にいることがなんとなく恐ろしいです。 ついにシムファイブスの環境影響評価が第三段階の準備書まで進んでしまいました。県外からも大量に搬入されるだろう産廃を想像しただけで気が重いです。私の出した燃えるゴミもこの施設で燃やされることになると思うと地元住民の上野地区の方々に申し分けないです。そもそも用地取得のときと内容が大きく変わった巨大な施設であることから地元の方との合意は大変ムツかしいと思います。地元住民の悲痛な声をたくさん聞いています。 いったい本当にこの計画が未来の地球環境にとって正しい選択なのかはわかりません。今まで生涯ひとすじに考えてこられた方に対して、たかが二・三年自分なりに考えた対案も責任もない意見ですが、失礼をどうぞお許し下さい。 企業行政民間が手を取り合い世界に誇れるようなことがおこるように願っています。 私は私なりになるべく環境に付加が少ないような生き方を考え続けて生きていこうと思っています。合掌三拝	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t /日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
194	大気質の評価について 準備書では大気質の評価が年平均予測で行われていますが、最大稼働時を想定していないので、最大時の最も厳しい運転状況における予測を追加してください。 すなわち以下の 3 要件での再予測を求めます。 ・排ガス量最大 ・炉 2 炉同時運転 ・停電復帰直後	大気質について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定した予測としております。各予測・評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
195	ダイオキシン長期沈着評価について 着地濃度のみの評価になっていて土壌蓄積が評価されてません。 ダイオキシン類の沈着による土壌・底質への累積影響評価をしてください。	土壌汚染の予測については、ダイオキシン類が 30 年累積したことを想定した予測としております。各予測・評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減

表 7-1-2（62）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
195 （続き）	長期的影響の検討をしてください。 ・年沈着量×30 年 ・土壌環境基準との照合 をしてください。	が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
196	PFAS に関する記述がありません PFAS 等新規有害物質を受け入れるのか、はっきりさせて下さい。	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
197	焼却処理にともなう大気汚染問題 健康被害 農産物への影響 地域イメージ悪化 周辺環境への影響 （悪臭・騒音・振動など）	大気質、悪臭・騒音・振動の予測・評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 地域のイメージは、住民の安心感、移住・定住、農産物の評価、観光など、多方面に影響を及ぼす重要な要素です。施設の建設や稼働により、地域が「環境リスクのある場所」と受け止められることへの不安は、事業者としても理解しております。 そのため、本事業では以下の点を重視しています。 ・環境基準の遵守だけでなく、透明性の高い情報公開を行うこと ・環境保全措置やモニタリング結果を分かりやすく示し、誤解や不安を生まないこと
198	地下水の汚染問題 PFAS、有害物質の浸出水による影響 農業用水・土壌汚染 飲料水への影響 熊本のイメージ悪化	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。

表 7-1-2（63）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
198 （続き）		主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 土壌汚染の累積的影響についての予測及び評価の結果は、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。 万が一、当社に起因して、（環境・健康に）影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って対応し補償します。 地下水（水象）、災害、交通については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価します。
199	・建設予定地の地形的リスク（地盤・地形）	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
200	・地下水および農業用水への影響 地下水が汚染されれば農作物や生活用水にも影響	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
201	・施設建設による地域ブランド力や生活環境に与える損失 「焼却場の近くの作物」と風評が出た場合死活問題となります。誰が責任をとるのですか？ ・住宅資産の評価減 施設の建設により周辺住宅・御船町宅地の売却価格の下落や地域活用の制限が予想されます。誰が責任をとるのですか？	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に1,000ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
202	5町焼却施設建設からスタートした事がなぜ他からも受け入れる産業廃棄物処理施設にすり替わっているのですか？なぜ御船町に建設あるのですか？町の大きな決定なのに御船町民でもこの計画を知らない人が沢山います。 それなのに進めて良いのですか？すべての調査データーを専門用語を避けた形で全住民に公開し、メリット・デメリットやリスクについてもちゃんと伝え、住民投票で決定するべきだと思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置

表 7-1-2（64）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
202 （続き）		する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
203	・健康被害への懸念（排ガス・有害物質） 焼却炉から排出されるダイオキシンや他物質が、長期間にわたって周辺住民の健康にどのような影響を与えるのかとても不安です。 ↓ 最新鋭の公害防止設備の導入と稼働後の排出物質の数値をリアルタイムで公開し基準値を超えた場合の即時停止を明文化してください。	排気筒からの排出ガスについては、モニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。 排ガス等のモニタリング結果などは会社ホームページで公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡5町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 各種設備については、最新の公害防止設備を導入します。
204	・収集車両による交通安全と騒音 予定地近くに小学校・保育園・介護施設があるとのこと。 登下校中の子供の安全や騒音・振動が懸念されます。	廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底するとともに、運搬時の廃棄物の飛散・流出を防止するために、カバー使用等を励行します。
205	・地下水および農業用水への影響 建設に伴う掘削や施設の稼働により、水源への汚染や地下水脈の変化が起きないという科学的根拠を示してください。 山間部からの流れは下流の町民にも影響！	対象事業実施区域は台地上に位置しており、建設に伴う掘削深度においては、帯水層が確認されなかったため、地下水脈の変化は生じないもの考えます。 施設の稼働に伴う地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・ 旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万t/年）の約0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約

表 7-1-2（65）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
205 （続き）		1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。 地下水の水質については、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
206	5 町焼却施設建設からスタートした計画がなぜ他からも受け入れる産業廃棄物処理施設にすり替わってるのですか？御船町民でもこの計画を知らない人が沢山います。 町の大きな決定なので、専門用語を避けた形で全住民に伝え（メリット・デメリット・リスク） 住民投票で決定するべきだと思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしまし

表 7-1-2（66）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
206 （続き）		た。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
207	12/25 の説明会の席上、シムファイブスの大田さんは、説明内容は年内に HP にアップすると約束しましたが、12/26 の時点でアップされていませんでした。 このような言い逃れする大栄環境は県民の健康や安全を守る企業としてふさわしいでしょうか。 又、放映されたビデオには、R1 年静岡県の建設中止など載っておらず情報がかた寄っています。事業者としてふさわしくないと考えます。	説明会での質疑応答の内容を正確にお伝えすべく、確認作業に時間を要したため、公表が遅れましたが、当社の出資企業である石坂グループのホームページで公表しました。 既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。
208	12/25 の説明会でコンサルティング会社の国際航業の担当者は、知事意見 6 章 337 ページに「既存の産業処理施設の周辺環境の情報収集も含めて説明に丁寧な説明に努めること」とあるのに対し、会場から朝日新聞の記事や、学会等の公知の情報すら全く知らないと断言しました。 このことはこの説明会は未完成な会合であり内容不十分と考えられます。 「再度きちんとした説明会」の開催を求めます。	既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。 説明会でご意見いただいた東京 23 区の事例は把握していませんが、その情報がなければ、今回の予測が成り立たないということは決してありません。
209	説明会資料 P.74 に景観への処理施設の影響評価が出ています。 眺望景観の変化は小さいとありますが、この一枚の写真で判断はおかしい、私はこれは変化は大と考えます。 多面からの景観を比較した上でないと意味を持たないと思います。 準備書は不備です。早急な改訂をお願いします。	説明会資料では、眺望の変化の大きい地点を抜粋を記載しております。準備書において、景観の調査は対象事業実施区域周辺で 10 地点調査し、そのうえで眺望の変化があると想定される地点 4 地点を予測しております。 景観については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
210	説明書 P.45 に③悪臭についての調査、予測及び評価の結果、規制基準を満たしているとの記述がある。これは建設前のデータである。 知事意見から、既に稼働中の産廃処理施設の稼働周辺の環境への影響情報をとることとあるのに、国際航業の環境部長は、一切取っていないと断言しました。これは知事意見をも無視しており、建設推進の事業体としてふさわしくないと考えます。準備書の作り直しが必要です。	悪臭の予測は、煙突排ガスの排ガス条件を基にした定量的な予測及び計画施設の環境保全対策を基にした定性的な予測を実施しており、適切であると考えます。
211	調査、予測及び評価の結果（12/25 説明会資料 P.25-89） いずれも評価基準以下ということで合格としているが、近年の温暖化や線状降水帯での大雨（2025/8/11 に熊本で大きな被害を出した）などの危険性について一切触れられていない。 これは重大な調査ミスである。 改めて考えられる事象を含めた準備書にしていただきたい。この準備書は未完で不完全なので改訂を求めます。	事業計画地近隣の地域気象観測所における過去の気象状況や事業計画地での現地調査の結果を踏まえて、予測評価を実施しています。
212	交通量の推定が非常に甘いと考えます。 そのために、事前に想定最大数での交通量の実証を行ない取り進めを考えていただきたい。	準備書に記載した本事業による車両の台数は、最大台数を想定しております。

表 7-1-2（67）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
212 （続き）	この実験なしに建設に向かうことは、住民の安全の確保ができず、地域の環境の悪化が避けられない。 この準備書は未完成です。	
213	12/25 の説明会です。質問が出た、コンサルティング企業としての国際航業のあり方であるが、依頼主がシムファイブスであれば国際航業は当然依頼主の意向を受けた報告書を書くのは当然である。 このことに対しては、この準備書が適切であるかどうか、県なりのしかるべき部署がチェックを入れることが必要。早急に第三者機関の評価をすべきと考えます。準備書は未完成です。	準備書については、関係市町村長の県及び熊本県環境影響評価審査会の意見を勘案するとともに、準備書についての意見の概要等に配意して、知事意見が出ることになります。 なお、準備書は、熊本県環境影響評価技術指針や国のマニュアル等に準拠して、適切に作成しています。
214	12/25 説明会資料 P.15 には主な一般の意見と事業者の見解という資料がある。 これによれば意見書 207 通、意見総数 2138 件とある。 準備書の 6-1-6-335 のページの中には本事業の取り進めについて、一般に衆知撤底されていないことや、稼働中の産廃処理設備の情報など一切見当たらない。 この準備書はその観点から未完成と言わざるを得ない。 作り直しをお願いします。	説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。また、既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。
215	方法書の説明会の時、シムファイブス大田取締役は産廃ゴミの搬入・搬出は 9:00-17:00 で行ない昼食時、通学時間帯は搬入・搬出は行なわないとはっきりと言われました。 しかし、説明会資料では（P.10）24 時間稼働と表記に変えられています。 まず 9:00-17:00 搬入・搬出で実際にトラックの運行が可能なのか、実地検証の実施を行なって下さい。	ごみの搬入・搬出については、8 時 30 分～17 時 00 分までを想定しております。説明会での 24 時間稼働については、施設の稼働時間となるため、ごみの搬入を 24 時間行うわけではございません。 また、本事業で想定している搬入ルートは、大型車同士の離合が可能な道路を選定しており、交通安全の確保を前提として計画しています。なお、事業者としては計画段階で必要な道路条件の確認を行っており、走行試験を行うことはありません。道路状況については必要に応じて確認し、安全な運用が図れるよう取り組んでまいります。
216	12/25 説明資料 P.68 に重要な種についての自生状況が報告されています。 10 種が該当しています。御船のような古くから自然が守られてきた場所の植物を、他の場所へ移植してうまく育つか疑問があります。 育たなかった場合、次世代、次々世代の人々には荒地を残すことになります。 このような移植の対策は不十分であり、止めるべきです。準備書は不完全です。改訂願います。	植物に対する代償措置である移植は環境影響評価の他事例でも実施されており、環境保全措置として実績のある内容です。また、植物の重要な種の移植候補地は対象事業実施区域内を想定しており、近距離で生育環境と類似した環境を選定することで移植個体に対するストレスをできる限り低減する等、適切に対応してまいります。移植後は、事後調査において移植個体のモニタリング調査を実施致します。以上により、環境保全措置の適切な実施に努めてまいります。
217	ダイオキシンや PFAS の長期沈着評価が不十分である。 御船町を含む上益城郡は、ほとんど農業を主として生活している方が多い。 ダイオキシンや PFAS の混入した野菜、米、茶などを食すると、生体に蓄積し、健康を害する事が言われており心配である。 土壌、河川、地下水への沈着、不安である。このようになった場合、どこが責任を取るつもりでしょうか？県？町？5 町？事業者？	ダイオキシン類の長期沈着評価については、土壌汚染の累積的影響について予測しており、予測及び評価の結果は、準備書「第 8 章調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基

表 7-1-2（68）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
217 （続き）		準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
218	施設建設の建設費用は、事業者が出資すると聞いているが、地震、豪雨などで、建屋が崩壊した場合も事業者が、事業者の方でお金でするのか？ それとも地主である 5 町が出費するのか？阿蘇 4 火砕流地質であるから、災害には弱い地質と思われる。 それでも建設するのか？	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 万が一、建物の補修・改修などが必要となった場合には、当社が全額負担して実施します。
219	全国的に点在する大栄環境の施設から出る排水について、PFAS を始め、その他の物質の含有する種類や、濃度を一覧表にして示していただきたい。 その地の地下水や河川も調べた結果を示していただきたい。	全国施設の排水データ一覧の提示は本事業の環境影響評価の範囲を超えるため行いませんが、本事業に関する排水・地下水等の調査結果については法令に基づき適切に評価し、その内容を丁寧に公表してまいります。
220	御船町の住民のほとんどが、この産廃施設建設の事を知らない。 5 町の一般廃棄物処理施設計画だと思っている。 御船町の住民が知らないのだから、他の 4 町の住民が知る由もない。 住民に周知せずに、産廃施設計画を進めて良いのか？ また、山頂に作られる訳であるから、下流域、有明海に至るまでの住民にもこの計画を知らせるべきと考える。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞ の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
221	熊本県は農業大国である。 農業に従事している人口は多い。 この産廃建設地から流れる水は、 八勢川→御船川→緑川→有明海へと続く。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄

表 7-1-2（69）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
221 （続き）	また、産廃建設が拡大していった場合は、及勢川の矢形川→加勢川→有明海へと汚染物質は流れていく。 この緑川、加勢川を利用する農地はかなり広い。 農作物への影響は測りしれない。 また、有明海に注いだ汚染物質による海産物への影響も大きいと思われる。	水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
222	産廃計画地は、阿蘇 4 火砕流堆積物層である。 先日発生した産山村（震度 5 強）も阿蘇 4 の地層である。 10 年前の熊本地震においては、この上野地区、また他の阿蘇 4 地層分布の部落においては、かなり被害が多かった。（中原団地、宗心原、滝尾←445 号線崩落、七滝、田代など）。 杭を打つと聞いているが、セメントと火山灰を混ぜると六価クロムの有害物質の発生もあるし心配しています。 震度 6、震度 7 などに耐えられるのか？心配である。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
223	この産廃計画地は、山頂なので谷間も存在する。 深い所で 35m の谷間がある。ここに盛り土をすると聞いている。 また「建設費が高額になるので、擁壁は作らない」と御船町町長の弁。 豪雨、地震などが多発する昨今、こんないいかげんな計画は許されないと思う。 下流域に住む方々にも知らせてないのもたいへん遺憾である。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
224	御船町町長は、この産廃施設への雇用が生まれるから、とおっしゃるが、PFAS などの受け入れる施設でのスタッフの健康被害などを心配している。 シムファイブスは、スタッフ教育をしっかりやっているか？ 健康被害などおこった場合の補償など、きちんと示してほしい。 PFAS の健康被害は、アスベストのように、長期間を経て症状が出る場合がある。 その際の補償もしっかり示してほしい。	企業は従業員の健康を守るために、健康管理の実施（定期健康診断の実施やストレスチェック、最適な人員配置、適度な休憩の取得、労務管理など）や安全な労働環境の提供（安全管理者や衛生管理者の選任、作業に必要な資格の取得、必要な保護具類等の提供など）、定期的な作業環境測定の実施などを通じて、従業員の健康を維持・向上させる取り組みを行う必要があると考えています。 現時点で当社には従業員がいませんので、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
225	今、現在、御船町には半導体工場もなく、土壌や、地下水、河川などへの PFAS 汚染はありません。 もし、河川、地下水、土壌などから PFAS が検出された場合は、明らかに、この産廃施設からだという事になります。 将来、そうなった場合は、どこが責任を取るのでしょうか？ 土壌の浄化、地下水の浄化、河川の浄化など。 住民の健康被害など、どこが責任を取るのでしょうか？ 明確にしておいてほしいと思います。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める

表 7-1-2（70）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
225 （続き）		特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
226	不思議に思う事がある。 クローズドシステムを県も、町も強調する。「安全である。」と。 であれば、半導体工場が集積している地域にそばに産廃場を作れば良いのでは？と。 なぜ、裾野が広がっている山頂に、山の中に、いつも産廃場が作られるのか？ 水は、高い所から低い所に流れる。 汚染物質も下流域へ、しかも裾野は広がっている。汚染面積も広がるのに。	建設地の選定については、「第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.1.2 事業の背景・経緯」に記載したとおりになります。
227	この産廃施設建設の調印から 2 週間後に TSMC の熊本建設が発表された。 この産廃施設は、県が必要としたものではないだろうか？ 半導体工場がたくさん集積しているし、今後も増えるであろう。産廃処理施設（PFAS 処理場）は、必ず必要である。 県が必要とし発案したものであるならば、県からの説明が必要である。	本事業計画は、TSMC の廃棄物処理を目的として計画されたものではありません。 TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。
228	全国的に災害が多くなっている昨今、大量の産廃物、災害ごが集積される事態になった際、仮置き場に野積みされる事などはないのだろうか？ この地の回りは、A4（阿蘇 4 火砕流堆積物層）であるから、有害物質の土壌への浸透が心配される。	災害廃棄物については、発生場所から直接搬入することは想定しておらず、自治体側で設置された仮置き場であらかじめ分別や選別されたものを搬入し、コンクリート舗装された建屋内で荷下ろし、処理します。
229	10 年前の熊本地震以降、マミコウ道路は、斜面からの落石が多いし、山の斜面や、道路の表面も波うっている。この道路自体が火砕流地質である。地震、豪雨の際、この道路は通行できるのだろうかと心配している。 災害ごみ運搬も可能なんでしょうか？	マミコウ道路の地質特性や地震・豪雨時の通行確保、災害ごみ運搬への影響に関するご懸念は重要な指摘として受け止めており、本事業では道路の維持管理や災害対応を所管する行政機関と連携しつつ、安全性の確保に支障が生じないよう必要な対応を検討してまいります。
230	御船町議会も聞かずに（他の町も議会と聞かずに）県の立ち合いの下、産廃施設建設の調印が行われた。町民に何も知らせずに。 その後もこっそりと、事業計画は進んでいる。 知ろうとしない我々町民がいけないのだろうか？ 元知事案件で進められた事は、聞いている。 県が発案であるならば、県による説明があってしかるべきと考える。 県は、黙秘（？）しているのには納得がいかない。県に説明をお願いしたい。	御船町議会にはこれまで説明を行っておりますが、県による説明の要否については事業者としてお答えできない事項であり、事業の進め方に関するご懸念は真摯に受け止めつつ、引き続き事業者としての説明責任を果たしてまいります。
231	御船町に計画されている産廃施設への産廃物は、どこの地域から、どこの事業所から、何が、どんな種類の物が持ち込まれるのか？	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はあ

表 7-1-2（71）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
231 （続き）	町の環境保全課に尋ねても、「町はわかりません。シムファイブスしかわかりません。」と返答をくり返すばかりである。 住民としては、とても不安である。 こんな何が運び込まれるかわからない産廃施設計画であって良いのか？	りますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 各施設で取り扱う廃棄物の種類毎の想定量は、準備書の表 2.2-3～表 2.2-6 に記載しています。主に建物の建設現場や製品の製造工場、倉庫、病院、農業、漁業などで発生する産業廃棄物を取り扱います。
232	PFAS、という最近耳にするようになった物質。この PFAS の怖さを私達熊本県民は知らない。半導体を製造するには、この PFAS が必須だという事も私達は知らない。 この PFAS を排水から吸着させた活性炭などのものをこの御船町の産廃において焼却されるであろう事も、町も、県も事業者も発表しないでいる。とても不安であるし、不信感も抱いている。	TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。
233	TSMC の進出による産廃処理施設が必要な為、計画された事柄だと考えている。 知事案件である事は承知している。 TSMC だけでなく多くの半導体工場が熊本に集積している。 当然 PFAS を使用する訳だが、この PFAS に特化した PFAS 処理（焼却など）ができるのか？疑問に思っている。 不完全な処理だと、環境汚染が拡大するのではないか？不安である。	本事業計画は、TSMC の廃棄物処理を目的として計画されたものではありません。 TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
234	御船町は主に農業が主体となっている。 上野地区、田代地区、七滝地区は、米、栗、竹の子、果物などなどが栽培されている。 （産業廃棄物の処理施設など元々必要はないと思っている）。 PFAS は、植物の根から吸収されると聞いている。PFAS の土壌汚染から、農作物への PFAS の移行は農作物を食する人体に危険を及ぼすと考えている。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けら

表 7-1-2（72）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
234 （続き）	大気汚染物質による農作物への被曝もあってはならないと考えている。	れています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
235	先の説明会時に配られた資料の 25 ページ、地上気象の状況の項目で、 年間の最多風向は東に卓越しており…とある。つまり有明海側からの西風が多いという事。 御船町、山都町の農作物は、この西風に乗ってくる大気汚染物質にさらされるという事になる。 茶の生産が多い御船町と山都の茶の生産者は、風評被害に悩まないだろうか？ どこが責任を取りますか？	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
236	上益城郡は、農業が主体である。 農作物への PFAS 汚染、農作物への大気汚染、海産物の被害、また、風評被害などが出た場合の損害賠償は、どこが責任を持って対応するのか？ 5 町の広域連合か？ 御船町か？ 熊本県か？ シムファイブスか？ 責任の所在をはっきりしてほしい。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
237	PFAS の混入した産廃をどのように分別するのか？PFAS 付着物は PFAS に特化した焼却でないと分解できないのではないか？ PFAS を受け入れるのか？ PFAS 含有の確認方法はあるのか？	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とさ

表 7-1-2（73）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
237 （続き）		れた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
238	この産廃で処理物の中には、PFAS が付着した半導体関連からの産廃が含まれ、ここで処分するのではないだろうか？と心配している。 PFAS は、PFAS に特化した焼却しないと完全に分解しないと聞いている。 ここの産廃において、特化した PFAS 焼却が行われるのか？説明が欲しい。	TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
239	熊本地震における産廃予定地の震度はいくつだったのか？ 崩壊時の道路の陥没などから見ると、震度計のある御船町役場の平地部分とは、かなり違うのではないか？ この阿蘇 4 火砕流地質の震度はいくつだったのか？ 本当にこの地に建設して大丈夫なのか？ 施設崩壊時の河川、地下水、土壌への汚染が心配される。	気象庁が公表している推計震度分布図では、事業計画地付近の震度は、震度 5 強と推計されています。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
240	昨年夏、御船町町長にお尋ねした。 「4 年前、産廃建設の調印をした時、PFAS という言葉をご存知だったか？」と。 町長は、「知らなかった。」と答弁。 「では、PFAS 処分場である事を知らずに調印したのか？」と尋ねると。	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準）を超える有害物質を含む廃棄物、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は取り扱わないことを説明しています。

表 7-1-2（74）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
240 （続き）	町長は、「一般的な産廃処理場だと思っていた。」と答弁。 県は、またシムファイブスは、町長に何を、どんな種類のものを処分するのか説明していなかったのか？県とシムファイブスにお聞きしたい。	
241	日本一環境に良い産廃処理場建設を目指していらっしゃる貴社であるならば、AMESA の設置をお願いしたい。 常に測定する事により、異常にすぐに対応できるであろうから、住民は不安が軽減すると思う。	AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法（公定法）に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 測定結果を公表する以上は、日本の公定法で定められた方法により得られた結果を公表すべきであると考えています。 以上のことから、AMESA の導入は考えていませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。
242	調整池から排水される水の水質検査を毎日やってほしい。 異常に高い数値が出た場合は、操業停止の措置を取れるような決まり事を県や町は作ってほしい。 ここは、土壌が火砕流地質なので、有害物質の浸透が速い。危険である。特に PFAS は水に溶けやすい性質を持っている。	モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果（知事意見や皆様からいただいたご意見も含む）を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。 万が一、調整池からの放流水の水質に異常が認められた場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。
243	2040 年頃には、全国的に太陽光パネルの大量廃棄が行なわれるであろうと言われています。西日本全域の太陽光パネルがこの山頂に集まるのでしょうか？ パネルには、鉛、カドミウム、ヒ素、セレン、が使用されている。破損時に、解体時に、この有害物質が土壌や河川や、地下水に浸透するのではないか、と心配している。 特に、阿蘇 4 火砕流地質由に、浸透が心配される。 汚染が発覚したら、どこが責任を取るのか？	本事業計画では、太陽光パネルのリサイクル施設を設置する計画はありませんので、太陽光パネルは専門業者にてリサイクルされます。
244	御船町カルチャーセンターでの説明会時、「TSMC から産廃は持ち込まれないのか？」の問いに、シムファイブスは、「TSMC からは、持ち込むない」と返答。 TSMC からではなく JASM から産廃は持ち込むのか？の質問であったとしたら、どう答えたのか？お尋ねしたい。 また、JASM→浄化センター→ここから上野の産廃処理場に持ち込むものはないか？も。	同じ回答になります。
245	町は、どこから、何が入ってくるかわからないと答えている。 事業者しかわからないと、町は返答。 では、町に代って、事業者にお答え頂きたい。 産廃の搬入先の名称、搬入される物体の種類、量、どのくらいのひん度で入るのか、詳細に全て発表していただきたい。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 各施設で取り扱う廃棄物の種類毎の想定量は、準備書の表 2.2-3～表 2.2-6 に記載しています。主に建物の建設現場や製品の製造工場、倉庫、病院、農業、漁業などで発生する産業廃棄物を取り扱います。現時点で処理委託契約を締結している訳ではないため、排出事業者の名称はお答えできません。また、搬入頻度については、排出事業者それぞれで異なりますので、毎日搬入があるケースもあれば、1 週間に 1 回、1 ヶ月に 1 回といったケースもあります。
246	御船町上野地区への廃棄物の運搬については、運搬を行う車両数について廃棄物処理施設前との比較において増大することが交通渋滞など地域住民等の通行の阻害になること等問題視されていましたが運搬車両の排気ガスの増大も同じく問題であると考えるべきで	車両の走行に伴う大気質・騒音・振動の予測・評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 また、電気自動車については、貴重なご意見として承ります。

表 7-1-2（75）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
246 （続き）	す。排気ガスについては環境汚染をさせない考え及び対策が必要であると考えますが、貴社は具体的対策をどの様にされようとしているのかお尋ねします。私の提案ですが、従来のガソリン車では、騒音・排気ガス・振動など運搬作業に伴うマイナス面が多く存在します。 この際、運搬に使用する車両はガソリン車から電気自動車に変えて行く等、大胆な方策を導入されては如何でしょうか。	
247	廃棄物処理事業が正しく行われているのか監視がこまめに必要であると考えるが、監視業務は具体的にどうなっているのか具体的に示して頂きたい。	施設や設備機器が正常稼働しているか、計器類は正常値を示しているか、不具合が発生しそうな予兆がないか、不具合が発生していないかなどといった日常点検を実施し、維持管理点検簿に記録します。日常点検の結果を踏まえて、年間のメンテナンス計画を策定し、施設のメンテナンス時に設備機器の補修や取替えを行います。また、焼却施設については、廃棄物処理法に基づき、5 年に 1 回程度、熊本県の定期検査（通常の立入検査とは別物）を受ける必要があります。 施設稼働時に作業手順書をあらかじめ整備し、社員教育を定期的に実施することで、従業員の運転管理技術の向上を図ります。
248	廃棄物の運搬車両の走行時の騒音、振動、低周波、クラクションなどによって住民の健康に影響を与える可能性があります。それらの対策をどの様にされようとしているのか具体的に示して頂きたい。	廃棄物の運搬車両の走行時の騒音、振動については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 また、低周波、クラクションについては、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底させることで影響を低減させます。
249	2025 年 12 月 25 日、益城町の保健福祉センターはぴねすにおいて開催された「環境アセスメント準備書説明会に参加しました。参加者からの質問や意見に会社側から説明がありましたが、その説明のほぼ 100%が準備書を作成された委託会社の担当者からの説明でした。シムファイブスの代表取締役及び専務からの説明はほとんどありませんでした。特に石坂社長からの説明はなかったと記憶します。準備書が専門業者への委託をされていたものとしても、実際に事業を行うのは準備書を作成された会社ではなく、シムファイブスが行うものです。そうであれば「環境影響評価」については、その事業を行う予定であるシムファイブスから説明すべきものと考えます。如何でしょうか。 書類作成ではうまくできたものでとなっても、いざ業務を行う会社が自信をもって説明をされなければ形だけの説明会で実際に業務を行う場合に環境を本当に守ることができるものか大変に危惧するものです。シムファイブス社長自らの説明が欲しいものです。	今回の説明会でコンサルタントが主に回答を担当したのは、環境アセスメントが高度な専門知識と科学的データに基づくものであるため、技術的なご質問に対して数値の誤りや根拠の欠如といった瑕疵（ミス）のない、正確な情報をお伝えすることを優先した結果です。不正確な回答による将来的なトラブルを防ぎ、信頼関係を維持したいという判断からではありましたが、結果として事業主体としての熱意や責任感が伝わらなかったことは、真摯に反省しております。 環境影響評価の内容は、すべて当社が内容を精査し、自社の責任において承認したものです。準備書に記載された環境保全措置を実際に実行し、地域の環境を守り抜く責任は、委託先ではなく、あくまでも事業者である株式会社シムファイブスにあります。
250	環境アセスメントは、「住民等の意見を聴き、十分な環境保全対策を実施することにより、より良い事業計画を作り上げていく制度です」と環境影響評価の手続きにおいて謳われているが、行政の意見はどのようなものがあっているのか 5 町全ての自治体からの意見を知りたい。多くの意見があっているものと考える。全ての自治体からの意見を知りたいし、公表すべきだと思う。公表して頂きたい。廃棄物処理をどう考えているのか。一般廃棄物の処理をどう考えているのか。産業廃棄物の処理をどう考えているのか環境をどうか考えているのか。施設建設予定地の住民の思いをどう考えているのか。等明らかにさせて頂きたい。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 山都町、甲佐町、嘉島町は関係地域ではありませんので、熊本県からの意見照会はありませんが、関係地域である御船町と益城町からの意見を踏まえて、知事意見が出ています。 御船町からの意見については、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。

表 7-1-2（76）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
251	本準備書における大気汚染の評価は楽観的なものであり廃棄物処理施設特有の不確実性や事故・異常時を十分に考慮していると言えない。 環境基準値を下回ることのみをもって「影響は軽微」と結論づけており累積影響や長期曝露、住民の生活実態に即した評価が欠けている。 大気汚染は広域的影響を有する問題です。影響範囲の再設定を含め、調査予測評価をやり直すべきである	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。また、土壌汚染におけるダイオキシン類の影響については、30 年間の累積影響について予測を行い評価を行いました。
252	御船町と甲佐町の友人へ民間の産業廃棄物処理事業へと性格が大きく変化していることをたずねると皆んな知らないといいます。 どうして説明会がないのだろうと皆おこっています。町民等にきちんと説明すべきだと思う	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
253	御船の人にきいてみると 準備書ではマミコウロードについて「児童の利用はない」とされているが実際には 10 人近くの児童が通学路として日常的に横断していること事実と異なる。 これが一番大事なこと。 通学路の有無は交通安全評価の前提条件と思います。通学時間帯を考慮した再調査と再評価を求めます	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
254	私は時々、マミコウロードを通ることがありますが、本計画では、片側一車線の道路を、1 日片道 330 台、往復 660 台の産廃運搬車が通行すると聞き、道路の安全性や、子供達の通学路として利用されているのに大変危険だと思います。 又、排気ガスも大量に発生し、周辺住民や農作業者に対して健康上問題があると思います。	大気質、安全（交通）について、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
255	本事業は当初、一般廃棄物処理施設として計画されていたものが、産業廃棄物処理施設に変更されていたと知り、大変おどろいています。それも市町村が責任主体となっていた一般廃棄物処理が、民間の産業廃棄物処理へ変更されて、その判断基準が準備書に明確に説明されていない。 この様な事が、まかり通るような時代かと思うと大変腹が立ちます。 きちんとした説明をお願いしたい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。

表 7-1-2（77）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
255 （続き）		その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
256	私は美里町住んでいますが、大気汚染のことが心配です。風向や気候などで周辺地域や他県まで影響する可能性があると思います。 本事業に係る準備書では、大気汚染の評価は、平常事、平均的条件を前提としていて、事故、異常時を十分考慮しているとは思えません。 近年の異常気象を考えると評価の見直しが必要だと思います。	大気質について、排気筒からの排ガスによる影響は、最大着地濃度出現地点が約 700m 離れた箇所となり、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。そのため、最大着地濃度出現地点以外の箇所についての影響は、最大着地濃度出現地点より影響は小さくなると考えられます。 また、事故・異常時については、施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生防止に努めます。また、万が一、事故等が発生した際の緊急連絡体制の整備を含めた事故等対応マニュアルをあらかじめ整備し、適切な対応を取ることができるように定期的に訓練を実施します。
257	一般廃棄物処理場として購入された土地を、汚染物質を多く含む可能性のある産業廃棄物の処理場としても利用するとの情報を聞きました。 周辺住民をはじめ、関連する可能性のある市民に十分な情報提供などがないまま計画が進められていることに強い危機感を感じています。 土地の周辺やその下流域の川などの汚染に対しての対策、多くの業務用トラックが往来することになる可能性のある中での安全対策や環境対策など、想定される自然環境や住環境への影響を利害関係にない専門家の意見を聞き、考えられる変化に対しての具体的な対策をもっと明確に示していただきたいと思い意見を述べさせていただきます。	大気質、生態系、安全（交通）等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 準備書の内容については、熊本県環境影響評価審査会において各分野の有識者である委員により審査を受けます。

表 7-1-2（78）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
258	地下水に対する影響が心配される。熊本の地下水は阿蘇の火山噴出物の中にあるので、広くつながっている。活断層の近くで、熊本地震でも被害が大きかった地域に処分場を作ることに対して心配される。100 年とか 1000 年とかのスパンで考えたときに、施設の保全ができるのか？一度汚染されると、取り返しがつかない。広く県民に説明が必要である。 処分場ができることを何%の県民が知っているのか？地下水を利用している住民の何%が知っていて、それに対して参成しているのか？しっかりと調査とパブリックコメントをする義務があると思うがされたのか？	本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。
259	九州全域はやめて下さい。重要な情報は、タイムリーに報道して下さい。地下水への対策についても入念に検討して下さい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。事業の経緯や説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
260	・これから先、太陽光パネルなどの処理も出てくると思われます。その対応がわかりません。（知りたい）	本事業計画では、太陽光パネルのリサイクル施設を設置する計画はありませんので、太陽光パネルは専門業者にてリサイクルされます。
261	・ダイオキシンなどの対応はわかりましたが、ピーファスなどについての対応が出されていないのが不安です。	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。

表 7-1-2（79）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
261 （続き）		なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
262	・なぜ西日本全体なのか、ゴミの処理は、自分たちの県でして頂きたい。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
263	上益城 5 町との契約が交わされたということですが、住民のほとんどは現状を理解していません。 5 町の一般廃棄物の焼却量が 1 日に 80 トンであるのに対し、産業廃棄物の焼却量が 320 トン。いつの間にか、一般廃棄物焼却場が産業廃棄物が大きな比率を占める焼却場にすり替わってしまいました。それを仲介したのが、県民の生活を保護する立場である県が行ったということに憤りを感じています。 極秘にではなく、正確な現状をもっと丁寧に県民、特に 5 町の住民に広く伝えるべきです。エネルギー回収施設の主たる事業が産業廃棄物の焼却であることを知っている住民が果たしてどれだけ存在するのか疑問です。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。

表 7-1-2（80）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
264	山形県上山市のエネルギー回収施設周辺では、高濃度の PFAS が検出されています。 また、オランダ、スペイン、フランスなど海外では、産業廃棄物焼却場周辺でダイオキシンや PFAS が高濃度で検出され、警戒レベルに達しているという論文を見ました。稼働後の人体への影響が大変心配です。特に子供達への影響を危惧しています。 数年後に健康被害が生じたとき、責任を持って対処出来るのでしょうか？ 誰がその責任を負うのでしょうか？ そのためにも事前健康調査、定期的な健康調査を要望します。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 施設の稼働に伴う大気質、土壌汚染等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、科学的・客観的な予測・評価に基づき、健康被害が発生することはないと考えております。
265	第 2 章 2・2・5(1) 廃棄物を処理した後の不燃物や主灰、飛灰等は県内の最終処分業者に委託し適正に埋立処分の計画とありますが、どこに埋立処分されるのでしょうか？ 上流の水源地である山都町東竹原地区への搬入・埋立に関しては断固反対いたします。	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。また、山都町東竹原地区で計画されている最終処分場には搬入・埋立しません。
266	第 3 章 3.1.4(3) 活断層の状況について 熊本県とその周辺の主な被害地震図が掲載されており、対象事業実施区域の今後 30 年間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率は 3～6%と記載されていますが地震図は 2014 年までのものになっています。熊本地震が起きたのは 2016 年であり対象事業実施区域も大きな被害に見舞われました。その被害状況が記されていないのは不自然です。前回の地震で起きた断層のずれによる反動の大きな地震が起きる可能性が高いと指摘されています。地震が起きた場合の有害物質等の拡散による周辺住民への被害を懸念します。	2016 年に熊本地震が発生しましたが、既存資料調査の結果、地震調査研究推進本部事務局が公表している最新の資料では、2014 年までの被害地震図となっています。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
267	交通について 1 日往復 660 台の車両の通行、近隣には学校、保育園があります。 通学時の通行は出来るだけ避けるとのことですが、狭く曲がりくねった道幅の道路にこ	廃棄物運搬車両について、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。

表 7-1-2（81）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
267 （続き）	れだけの交通量は許容範囲を超えているのではないでしょうか？ 安全面が心配です。また、通学時以外の時間帯では渋滞も考えられるのではないでしょうか？ 事前の走行実験を要望します。	
268	熊本のきれいな水が汚されると思います。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
269	自然のカタチを壊すことは、安易ですが、元に戻す事は今の経済の中では非常に困難です。 阿蘇がインバウンドから支持されているのは、自然を地元の方々が守って来たからだと私は思います。 上益城の未来を考えるなら、 「今」は必要ではないと思います。 若者の未来を大人が「残す」べきだと思います。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
270	自然を壊すのは一瞬。 でも、元に戻すことは出来ない。 一度壊れた自然は水も空気も土壌も汚れを無くすことは出来ない。 壊してからは遅い。 壊す前にもう一度考えて欲しいです。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
271	資料 6. 調査予測及び評価の結果 ⑫廃棄物等 「環境保全措置」について 発生する主灰・飛灰・不燃物を処分する県内の最終処分業者を明らかにすることまた、建設発生土の搬出先を明らかにすることを要求します。	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。 現時点で最終処分先は決まっていません。事業計画地近隣の最終処分場を第一優先と考えていますが、最終的には値段（埋立物を運ぶための運搬費と埋立するための処分費の合計額）の交渉をして判断します。建設発生土についても同じ考えです。
272	処理施設から半径数百メートル内に今後も居住する、施設から出る煙に含まれる科学物質による健康被害が予想されるため、施設稼働前から１年単位で近隣住民への血液検査の実施を求める。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えているため、血液検査を実施する予定はありません。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定

表 7-1-2（82）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
273	このエリアの住民ではありませんが、甲佐、御船、山都町は、大好きな町で自然豊かな、熊本のほこれるエリアです。そこに大規模なゴミ処理施設ができるとは、全く知りませんでした。しかも企業のゴミを受け入れるのは、別問題です。ぜひ住民の方の意見をしっかり聞いて、住民のための施設にして下さい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
274	「どうせ分からないだろう」といろんなのをすっとばしてシレッと事が進んでいることに怒りを覚えました。納得のいく説明がいると思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。

表 7-1-2（83）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
274 （続き）		その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
275	○交通量の問題、お年寄りの方のバス利用も多いかと思います。	廃棄物運搬車両について、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
276	○水質汚染の問題	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
277	○近くの小学校、フリースクールの子どもたちに何らかの悪影響があるかと思います。	近隣の小学校やフリースクールへの影響に関するご懸念を重く受け止め、本事業では大気質や騒音・振動などの環境影響を事前に調査・予測し、子どもを含む周辺住民の安全と健康に支障が生じないよう必要な環境保全措置を講じる方針です
278	緊急を要する出来事、火事か地震、山崩れなどの発生の際、貴社の事業があることにより何らかの二次的被害がないとは言い切れないと思います。 ※緊急車両の通行妨害など このまま計画を進めることになれば、 次の選挙に悪影響があると思われます。→町村にとって。	緊急時の通行確保や二次的被害に関するご懸念は重要な指摘として受け止めており、本事業では緊急車両の通行を妨げないよう交通影響を評価したうえで関係行政機関と連携し必要な安全対策を講じる方針です。選挙に関するご指摘については事業者としてコメントする立場にありません。

表 7-1-2（84）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
279	PFAS について。現況としては 国内における製造、輸入等が原則禁止されていますが熊本では各地で基準値を超える PFAS が検出されています。 計画施設では含有廃棄物を受け入れない方針とのことですが、国においても知見集積に努めている段階にも関わらず、混入リスクがないと考えている、との説明では納得できません。 処理物の検査で安全が確認できるのか、十分な証明が現段階でできるとは思えず、不安しかありません。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、環境省の「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に定められている PFOS 及び PFOA を含む廃棄物は受け入れないため、受入物への混入リスクはないものと考えています。 ただし、PFOS 及び PFOA 以外の PFAS については、現時点では法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にありますので受け入れをしますが、今後の国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処（規制されれば受け入れない）していくという意味になります。
280	環境汚染が心配です。そんなに大きな施設が必要なんでしょうか？	各環境に対する項目については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。 そのため、事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
281	本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯を有している。しかしながら、その判断過程や県の関与の内容、意思決定の根拠について、環境影響評価準備書ではほとんど説明がなされていないのが問題である。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。

表 7-1-2（85）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
281 （続き）		また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
282	一般ゴミだけだった計画が、なぜ産業も入ることになったのですか？それをいつ県民に知らせ、いつ県民からの賛成を得ましたか？	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞ の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
283	産廃処理施設の建設を反対します。 私は熊本の誇りは美しい水だと思っています。 水が美しいから食が豊かであり、食が豊かなので私達のくらしが豊かになり、日々の生活の糧になっていると思っています。 これ以上、美しい熊本がこわされるのはとても辛く、熊本に住む意味がなくなると思っています。 どうかこれ以上美しい熊本を汚さないでください。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。

表 7-1-2（86）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
283 （続き）		調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
284	これ以上熊本県に産業廃棄物処理場が必要とは思えない。 既在の処理施設で産業廃棄物を処理すれば良い。熊本県の自然や安全、安心を確保する県政であってほしい。 環境や人体に影響が無いという保証は自然をそのまま残す事である。 汚染が確認された場合の対応手順があったとしても確認された時点で手遅れである。	既存施設での処理を望む声や熊本県の自然・安全への強い懸念、また環境や人体への影響は「自然を残すことこそ最大の保証である」とのご意見を真摯に受け止めつつ、本事業では環境影響評価に基づき大気・水・土壌への影響を事前に調査・予測し、汚染が生じないよう必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の安全と安心の確保に努めてまいります。
285	焼却したゴミからの有害ガスによる環境破壊はどうなるのでしょうか。 そして人体への被害にはどのように対応してくれるのでしょうか。	施設の稼働に伴う排気筒からの排ガスの影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
286	燃やした煙はすぐ近くの民家や小学校に届いてしまうし農家さんの育てる作物や土に影響はないと言えるのでしょうか。呼気から肺に入っていくこどもたちへの健康には配慮されているのでしょうか。自然ゆたかな土地への汚染がとても気になります。何かあった時の保障は誠意あるものですか？生態系すべてにつながる話だと思いますので、今一度考え直していただきたいです。私は反対です。水脈のことまで、未来の影響をしっかり考えてください。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
287	産業廃棄物の焼却による大気汚染、水質汚染、土壌汚染の人体への影響は、将来に渡ってどのような形で出てくるかは過去、世界中の事例を見れば、「問題がない」とは言えないと思います。すぐ近くに人家や通学路がある中で、建設は安易すぎると思います。	大気質、水質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
288	近隣に民家や公共の施設がある場所に産業廃棄物を燃やす施設を建てるのは焼却が大気に及ぼす影響を考えれば適切でないと思います。 日本各地で近隣住民の健康を害することで会社の責任が追及されることも多いし、上益城の当該地に施設の建設をするのは再考され、住民の健康及び安全を害することがないようにしてほしいです。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
289	一般廃棄物処理施設として購入した土地を一方的に変更することは「住民説明義務・環境影響評価関連の違反」ではないか。 5 町それぞれに再度説明会、熊本市においても、山からの水や空気はつながっているのだから説明会を再設定してほしい。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。

表 7-1-2（87）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
289 （続き）		財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡5町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
290	現在進められている産業廃棄物処理施設の建設に反対します。 理由は、この計画が住民の声や環境への影響について十分な議論や情報公開もなく、企業の利益追求に偏っていると感じるからです。実際、住民の不安や疑問に対する対応の不十分さを感じます。日本は災害大国であり、今や異常気象も当たり前となっています。公平な情報公開及び共有と意見反映を可能にする柔軟な対応を求めます。今一度、災害による流出と地下水汚染への多様なリスクについて根本的見直しをお願いします。これら住民の合意を得られなければ、現計画には反対します。	住民の声や環境影響への懸念、災害時のリスクや情報公開の不足を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
291	上益城にこのようなゴミ処理場をつくる事は心外に感じている。 美しい自然をこわすことは絶対にあってはならない。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約5割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
292	PFASに関する記述がどこにもありませんが、なぜですか。新規有害物質を受け入れるのか受け入れないのかはっきりしてください。	PFASについては、準備書「第6章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水

表 7-1-2（88）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
292 （続き）		質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 また、新規有害物質というのが何を指しているのかは分かりませんが、仮に将来、新たな有害物質が設定された場合、法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは扱います。
293	自然を与えて頂いた恵みを壊すのは一瞬。 大自然、美しい水、おいしい水な熊本の誇りです。 大切に守り、次世代に継ぐ、今を生きる私達の使命だと思います。 不明確な点が多過ぎるように感じます。 住民共に協力し、美しい地球を借りて住ませて頂いているこの場を、大切に守っていけたらと願っております。	自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思い、そして本事業に不明確な点が多いとのご懸念を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
294	大津に出来た TSMC。その後、いろんな場所で水問題が出ている。PFAS 等…今回の産廃処理施設が予定されてる場所が、水源のある森で自然豊かな御船町や益城町はもちろん水の都の熊本や九州を守りたいです。	TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を

表 7-1-2（89）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
294 （続き）		受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
295	農地に隣接している。野菜やお米をつくる農家にとって農作物が汚染されたら生活ができなくなる。空気や土壌が汚染されることで農作物より汚染物質がでてくる可能性がある。	大気質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
296	そんなデカイの作るより体育かんやテニスコートとかを作ったほうがいいと思います。	自治体が体育館やテニスコートなどの公共施設を作るためには財源が必要となります。今回のような廃棄物処理施設を作る際にも財源が必要となります。従来計画（元々の上益城郡 5 町だけでの計画）と本事業計画を比較した場合、以下に示す財政メリットがありますので、その浮いた財源を利用して、体育館やテニスコートを作ることも可能になると考えています。 ＜財政面のメリット＞ 従来計画の施設整備に係る事業費の試算は約 156 億円程度で、国からの補助金等を除いても上益城郡 5 町で約 72 億円程度の負担が必要であると聞いています。ただし、この費用には整備予定であったし尿処理施設の費用が含まれていないことや近年の物価高騰の影響を考慮すると、負担額はさらに高くなるかと思います。さらに、施設の維持管理費用や将来の基幹改良費用も別途かかります。 本事業においては、施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。さらに、固定資産税や法人税等の税収入が見込まれます。
297	私は生まれつきアトピー性皮膚炎、ぜんそく等の持病があり、水と空気がキレイな土地を求めて移住して暮らしています。息子 2 人は、建設予定地の近くの小学校に通っています。 吉無田水源の水や環境が汚染される事に強い不安があります。上益城 5 町の一般廃棄物処理施設であれば納得いくのですが、産業廃棄物処理施設となると、大気汚染だけでなく、交通量の心配があります。 全ての住民に対して解りやすく説明会を開催して頂きたいです。	大気質、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しい

表 7-1-2（90）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
297 （続き）		との要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
298	環境汚染に影響があることが心配です。 5 町のごみ処理施設という話から大規模の施設へ変更の話をすべての 5 町でされてない話も聞き、より不信感を持たざるおえません。この計画の白紙を申し上げたいです。	環境汚染への不安や、5 町の一般廃棄物処理施設から大規模施設へと計画内容が変わったとの受け止めによる不信感を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し必要な環境保全措置を講じるとともに、計画内容や検討状況について住民の皆さまに分かりやすく伝わる形で情報提供を行い、ご懸念の解消に努めてまいります。
299	ごみは、自分では処分できません。だから、他人にお任せする以上、自分の庭先でそれが行われていても平気なのかどうか、しっかりと確かめる必要があります。原発事故は「津波がこの高さまで来るとは想定していなかった。」と言われますが、原発だからこそ、そんな想定では困るわけです。今回の施設は、最新式のはず。そうならば、もしもの想定をお聞きしたい。安全だと言い張らず、誠実に、心配事や不安を想定し、それが実際に起こったら、どんな対応をしていくのかを説明してください。 ベールにかくしたり、安易な想定で終わらせず、最悪の事態を想定して、話してください。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
300	熊本はきれいな町。自然は、大切にするべき。一度こわした自然は戻りません。伝えたい。よく考えてください。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約 5 割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
301	熊本に大規模な産業処理工場が建設される事、その話が進められている事自体を地元に住む人達が知らない。 知らない・知らされてない状態で事が進んでいる事が大いに問題である。 まず周知を。 大多数の住民が事実を知って、その人達の意見を聞く事をのぞみます。	住民の多くが計画を十分に知らないまま進んでいるとのご懸念を重く受け止め、本事業では施設の内容や環境影響、検討状況について分かりやすく整理した情報を広く住民の皆さまに届けられるよう情報提供を充実させるとともに、ご意見を伺いながら理解の促進と不安の解消に努めてまいります。
302	PFAS について 特別管理産業廃棄物は受け入れない方針であることの説明がありました。これまで PFAS が検出された場所でも、受け入れようと思って受け入れたわけではないのではないでしょうか。何が原因で PFAS が検出されているのか、原因の究明とその公表がしっかりと行われていない中で、「受け入れないから心配ない。」という説明だけでは安心できません	他施設での検出事例について、私共がその原因を特定し公表することは、調査権限や情報の制約から極めて困難です。PFAS は数十年前の埋め立て物から溶け出すこともあれば、周辺環境から流入することもあり、その経路は複雑を極めます。他所の過去の原因を追うよりも、当施設において何を防ぐべきかに全力を注ぐことが、住民の皆様の安全を守る現実的かつ最善の方法であると考えております。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国

表 7-1-2（91）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
302 （続き）		的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
303	内容が市民全体へ伝わるようにしてほしい。	住民の皆さまへの周知が不十分であるとのご懸念を真摯に受け止め、事業内容や環境保全対策、調査結果などが分かりやすく伝わるよう、情報提供の方法や内容をより分かりやすく整理し、必要な情報が適切に届くよう取り組んでまいります。
304	上益城郡に住んで 52 年になります。 その間、山都町（蘇陽に 2 年、清和に 9 年、矢部に 4 年間に）に 14 年間、御船町に 38 年間暮らしました。 豊かな自然環境に恵まれ、水清く空気美しいこの地に住むことができるのは大きな幸せです。かけがえのない土地です。 特にこの地の農業は、長年にわたり、無農薬や有機栽培など、心ある人々により営まれてき、歴史があります。とかく困難の多い中山間地、そして高冷地の農業に、良心的に取り組んで来られました。おいしい米、夏秋のトマト栽培～そして名産のお茶など信頼されている農産物は多くあります。 これらの農業に与える影響を心配しています。焼却の煙や、排ガス等による大気の汚染の影響です。広範囲にわたる影響が心配です。風向き、降雨などの条件の変化により、大気への影響や汚染などは変わってくると思います。 この地の農業と農産物は、又、かけがえのないものです。守っていきたいです。それは、私たちの責任です。後世への、後の世代への。 環境への影響評価はいつの世も“安全”が強調されますが、必ず、それに収まりきれない事態は常に発生してきました！	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
305	人と動物の共存を第一に事業を考えていただきたいです。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実

表 7-1-2（92）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
305 （続き）		行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
306	友人から話を聞きました。 当初の計画と違う内容になっていると聞き、きちんと話し合いや、環境に対する調査をするべきだと思います。特に水源に影響が出るおそれがあるものは止めてほしいです。 長い目で見て、結局、全ての生き物にとってマイナスになるだけだと思います。 特に産業廃棄物であるなら、各企業、工場に、廃棄物が無害な状態になるまで処理してほしいです。とにかく、住民が反対していることに対してきちんと説明、話し合いをして下さい。	産業廃棄物は各企業・工場で無害化まで処理すべきとのご意見を踏まえたうえで、実際には事業者単独での無害化が困難な種類の廃棄物が存在するため、法令に基づき専門的な設備と管理体制を有する産業廃棄物処理事業者が受け入れ、安全に処分することが求められています。本事業においても、大気・水・土壌への影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、水源を含む周辺環境に支障が生じないよう取り組むとともに、これらの内容を住民の皆さまに分かりやすくお伝えしてまいります。
307	・一般廃棄物処理施設の予定地としての公募だったのに、地元住民には産業廃棄物を取り扱うことは知らされていないのが、まずおかしいと思う。 ・もともと 80t くらいのごみ処理施設のはずが、400t もの処理施設となれば環境へのリスクはかなり大きくなるのではないか。きちんと、どんなリスクがあるのか明らかにしてほしい　PFAS のことも含めて。 ・山都町では有機農業を大切にしている町です。他の上益城の町も農業を大切にしています。そのエサや水が汚染されることを重く受けとめています。	施設の稼働に伴う大気質、土壌汚染等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。

表 7-1-2（93）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
307 （続き）		主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
308	上益城地域は農業が盛んであり、山都町などは有機農業にもとりくんでいる町です。処理場ができることにより、水や土の汚染がとても心配されます。そのことについて、将来本当に害がないと言えるのか、疑問に思います。現在、熊本市に可燃ゴミは委託しています。新たに処理場は本当に必要なのかと疑問に思います。ましてや産廃がくるとは聞いていない話です。地域住民に説明をきちんとすることが最優先ではないかと思います。そして処理場は必要ないことも考えてほしいと思います。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 事業の経緯については、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
309	来年度からプラスチック分別がはじまり、燃やすゴミは熊本市に委託してるので、今後もお願いすれば新しい処分場を作って公害問題にならなくて良いと思う。住民は困っていないのに他県の産廃を受け入れて住民が公害病になるのはおかしいと思う。	各環境に対する項目については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。 そのため、事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
310	建設が予定されている御船上野地区は水もきれいで緑豊かな地域です。そこに一般廃棄物だけでなく産廃ゴミまで燃やすのは、環境破壊になるのは明らかです。 水や空気が汚染されてからではあと戻りできません。計画の見直しを求めます。 PFAS を受け入れないとの話を聞きましたが、県内の各地域で PFAS 関連が検出されている地域がたくさんあります。 PFAS を受け入れないなど、できないと思います。 とにかく建設に反対します。 今のまま、熊本市への委託でもいいのではないかと考えます。	他施設での検出事例について、私共がその原因を特定し公表することは、調査権限や情報の制約から極めて困難です。PFAS は数十年前の埋め立て物から溶け出すこともあれば、周辺環境から流入することもあり、その経路は複雑を極めます。他所の過去の原因を追うよりも、当施設において何を防ぐべきかに全力を注ぐことが、住民の皆様の安全を守る現実的かつ最善の方法であると考えております。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考

表 7-1-2（94）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
310 （続き）		えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 大気質等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
311	「一般廃棄物処理施設」として説明されていた事業だが実際の処理計画との間にズレがあると感じている。産業廃棄物焼却を主とする施設なのであれば、それを明確に示し、住民が正しく理解し判断できるよう、準備書の記載を見直してほしい。	準備書は、一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、作成しています。
312	説明会で PFAS 等の対策として事前に血液検査を行なってほしいと意見がありました。私もそう思います。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。

表 7-1-2（95）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
312 （続き）	不安のある方、希望する方には事業開始前から定期的に血液検査を行なってほしいです。お互いの為にも（安全性を担保する為）取り組んでほしいです。強く希望します。	PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えているため、血液検査を実施する予定はありません。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定
313	廃棄物焼却炉の排煙は御船、益城町での影響しかないと言われていますが、空気は東西南北どちらの方向にどこまでいくかは決めきれないはずです。なぜ山都町や甲佐町などの近隣地域の測定はしないのですか？必ず調査を進めた上で行って下さい。	影響範囲については、準備書「第 12 章 関係地域及びその認定理由」に記載したとおり、大気質、地下水、景観の影響範囲を踏まえ、対象事業実施区域周辺 2 ㎞の範囲を設定しており、その範囲内である御船町、益城町を選定しております。
314	私達が住んでいるこの上野地域は心優しい人達が多く住んでいて他の人を押しのけてという方々はいません。犬の散歩に行くと季節の物が頂けます。（椎茸、大根、レタス、柚子、柿や栗 etc）熊本地震の時も震源地の隣だったから被害は酷いものでしたが、家にある物を持ち寄り「普段、ぜいたく～」などと言いながら助け合って過した所です。電気も止まり、水道も止まり、でも近くの出水（でみず）で生活を凌ぎました。 1 月のどんどん焼、2 ヶ月 1 回の地域のサロン、4 月の鼎春園でのマルシェ、花見、6 月の宮部貞蔵顕彰会、11 月の鼎秋園マルシェ、12 月のクリスマス会と小さな子供から高齢者まで一緒に楽しく暮しています。 美しい自然と美味しい水と、美味な空気が心優しい人達を育てています。自然と共に暮している私達の生活を、お金の為に奪わないで欲しい！！2 億円の利益って何なのですか？ウルグアイの「ムヒカ大統領」の言葉です。貧しいとは、物質が少ないことではなく、「無限の欲を持ち、いくらあっても満足	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。

表 7-1-2（96）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
314 (続き)	できない人」だと国連で演説して喝采を浴びました 2012 年	
315	熊本の良い所は水がとてもきれいで、その流れで田畑の野菜も豊かな所だと他県の方から評価頂いてました。 自信もって自分の地域を紹介していたのですが、近年の PFAS の問題並びに上益城地域のエネルギー回収施設の件に恐怖さえ感じます。 私達の見えない小さなエネルギーから命を絶ってしまう事と同じ事をしているのではないでしょうか？情報も薄いです。アナタの家族が汚水してる水、大気まみれを想像して下さい。 ゴミの件、全てにおいて反対です。	汚水は一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 大気質等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 7-1-2（97）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
316	ゴミ処理場をつくる事は、上益城側にとってとてもめいわくだと感じています。つくる事を白紙にしてほしい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
317	人が生きていく上で重要な水。いろんな経験で水の大切な事を知っている。熊本県は水が命だと思う。 人と動物、自然との共存を一番に考えて、事業を見直してほしい。	各環境要素については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
318	ゴミ処理場を作るなんて反対です！！ 説明も丁寧にされてないしひどいです。	住民の皆さまから、計画そのものへの強い反対の声や、これまでの情報提供が十分でないとのご指摘があったことを真摯に受け止めています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。

表 7-1-2（98）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
319	処理施設建設停止を願います。 市民、住民への説明をしっかりオープンにして納得できるものにしてほしいです。 熊本の自然環境を守りたい一心です。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
320	地下水が豊富なこの熊本県に産業廃棄物処分場を作る事にリスクがあると思います。地下水が汚染された場合、被害は上益城だけにとどまらず広範囲になる事も予想され、九州全域での問題となると思います。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
321	準備書には地下水取水について涵養対策により「10割相殺」とあるが降雨変動や地下水流動特性を踏まえた長期実測による検証は示されていない。影響評価の前提条件として不適切である。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大110mと予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は1年間実施しています。
322	TSMCが来てから（来る以前も）多くの森林がものすごいスピードで切りたおされ、ソーラーパネルや工場がどんどん建てられ胸苦しいほど心配になっています。熊本の素晴らしい財産である山や水を荒らし、食いつぶしていくようなことは自らの首をしめることになるのではないでしょうか。県外から移り住んだものとしては、なんてもったいない！と感じます。真の発展、豊かさとは何でしょうか。当初予定されていた焼却施設から大規模なものに変更されて土地をゆずった方もそんなつもりではなかったという話があったり、進め方にも不信感がうまれて心配が増すのではないでしょうか。形だけの話し合いではなく、必要な時間をとってください。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。

表 7-1-2（99）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
322 （続き）		その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
323	上益城 5 町で進められ合意された当初の一般廃棄物の処理場（計画）が、上益城 5 町以外の地域（近隣だけでなく県外からも）からの受け入れを可能とした規模の大きなものに変更されていることに対し、地域住民、路線沿い地域への説明が不充分、不明確なまま進められていることに強い不信感と懸念を感じます。直ちに情報の公開と地域住民、路線地域だけでなく、地下水、環境公害含む広い地域への説明を求めます。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。

表 7-1-2（100）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
323 （続き）		本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 本事業では、大気・水・土壌などの環境影響について事前に調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで周辺環境への影響を最小限とするよう取り組むとともに、計画内容や検討状況、環境保全対策に関する情報を分かりやすく整理し、引き続き情報提供の充実に努めてまいります。
324	私は、御船町外に居住しておりますが、御船町上野地区の建設予定地周辺が、地域一帯の地下水涵養域、いわゆる「水瓶」であるとされていることから、本事業が私の居住地域を含む広域の水環境に影響を及ぼす可能性があると考え、地域外住民として意見を述べます。 高森町を含む阿蘇地域は地下水への依存度が高く、地下水は生活用水・農業用水として不可欠な資源です。産業廃棄物処理施設の設置・稼働により、通常時のみならず、事故や災害時に地下水への影響が及ぶことが懸念されます。地下水は一度汚染されると回復が困難であり、その影響は長期かつ広範囲に及ぶ可能性があります。つきましては、御船町内に限らず、私の住む高森町を含む周辺地域への影響を考慮した、広域的かつ長期的な地下水影響評価の実施と、その結果の分かりやすい公表を要望いたします。 以上の理由から、本事業について慎重な検討がなされることを求め意見を提出いたします。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
325	水は命です。環境を守る立場から産廃処理施設建設に反対します！ 少なくとも地域住民の意見を尊重するよう、すべての情報を詳らかにするよう、心より要請するものです。	水環境や自然環境の保全を重視すべきとのご意見を踏まえ、本事業では大気・水・土壌などの環境影響について事前に調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで周辺環境や健康に支障が生じないよう取り組むとともに、事業内容や環境保全対策、調査結果などについて、幅広い方々に分かりやすく伝わるよう情報提供の充実に努めてまいります。
326	世の中は矛盾していて自分達が出したゴミを処理する為に税金を払い、その処理費やそれにかかる経費や施設の不足、老朽化が言われていますが、新しい施設を建てる為にまた税金がつかわれまた私達の負担が大きくなる。これが将来的にもずっと続くどころか人口は減ったとしてもゴミは増えるという仕組みが出来てしまっているからです。 新しい施設建設を進めるより国民の意識改革中心のゴミ削減の取り組みをするように国民の目に見える形のメリットを提案する。例えばどこでもどんなものでも引き換え可能なポイントが溜って還元され自分の生活の一部に取り入れやすい物であること。ゴミ回収が個分化されそこにかかる経費があがるのだから、ゴミは自分で処理して生活に還元する。という流れが出来れば各々の負担も減る。このような仕組みを構築し、意識改革をしていくのが最優先かと思います。 たとえ反対が反映されてもまたどこかで同じ事が繰り返される現実が見えています。一	ごみ処理を巡るコストの矛盾や意識改革の必要性について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 いただいたご提言は住民の皆様の切実な声として承り、今後の事業運営における参考とさせていただきます。 単なる施設建設にとどまらず、地域の負担軽減に寄与できる資源循環のあり方について、引き続き検討を重ねてまいる所存です。

表 7-1-2（101）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
326 （続き）	刻も早くこの負のループから抜け出せるよう祈るばかりです。	
327	世界では、毎年20億トンという途方もない量のゴミが生まれているとのことです。 このゴミをゼロにすることは難しいことですしゴミ処分場は更に必要になることだと思いますが、仮にゴミ発生大国のゴミ（一般や産廃、リサイクルなど含む）処分量を半分に削減することができればゴミ処分場を新築する必要性はなくなってくるかもしれません。いったい国民がどのような努力をすればその目標が達成できるのでしょうか。その達成が不可能な数字であれば国民は処分場反対を唱えられないと思います。その目標値と根拠を国民に示して下さい。	全国のごみ総排出量は、2000年度の5,500万ｔをピークに、2023年度は3,897万ｔと減少傾向にあります。また、日本の産業廃棄物総排出量は、1996年度の42,600万ｔをピークに、2023年度は36,500万ｔと減少傾向にあります。今後も人口減少や更なる分別・リサイクル意識の向上に伴い、総排出量は減少していくと予想しますが、まだまだ廃棄物処理は必要であると考えています。
328	世界は今、ゴミ問題の方向として、研究、学習等で環境にやさしい地球にやさしいに向かっています。 日々地域で、分別やリサイクルのとり組みが進み、ゴミは縮小化に進んでいます。（めざしています）巨大な施設で、他者におまかせ、見えない世界より小さい地域コミュニティを多く作る事で個々の意識を高め、人ごとではなく又つながりをもつ事で災害時のリスクも下げれると思います。 当事者をぬきに物事が進んでいます。自治体はもっと丁ねいに説明をすべきだと地域住民との話合いをして下さい。 私たち当事者でなくても一緒に学び考えていきたいです。 今の時代本当に大型施設は必要なのか？誰の為に必要なのか？	日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。ですので、これまで地域コミュニティーで取り組んでいただいていた分別やリサイクルも引き続き継続して実施いただくことは非常に重要であると認識しています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。
329	上益城地域外に住んでいるものではありますが、この処理施設問題を知り、他人事とは思えず、意見書を書きます。 まず、当初の計画が途中で住民無視の県外企業の手（主導）に渡り、進められていることです。これは、どの地域に住んでいてもおこることで大変不安です。 企業は利益を追求をするものであるので、地域の住民の生活を優先できないことは想像できます。 小学校や保育園もある場所に、地域のゴミだけではない大量のゴミを運ぶトラックが660台通ることは、とても安全とは思えません。 当初の上益城五町運営による処理施設計画に戻していただくことを希望します。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等

表 7-1-2（102）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
329 （続き）		に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 本事業では、大気・水・土壌などの環境影響について事前に調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで周辺環境への影響を最小限とするよう取り組むとともに、計画内容や検討状況、環境保全対策に関する情報を分かりやすく整理し、引き続き情報提供の充実に努めてまいります。
330	どうか愛を！大地を その土地に大事に！ こわしてしまってから元に戻す方が沢山お金がかかります。なので安くでなく、しっかり排水排液のガードを、もっと高い代金を発注側にもらって下さい。 貴社にできるのはそれだけ。多分施設は作るの止まらないでは？完ぺきな物を！	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
331	益城町クリーンセンターのダイオキシン排出濃度1.8ng-TEQ/Nm3に対してエネルギー回収型施設の排出基準0.1ng-TEQ/Nm3とのことですが実態値がいくらになるか検討がつかない為、実際稼働している施設の値を出すべきだと思います。 トラックは何台ぐらい往来されるのでしょうか？本当1日600台も往来されるのであれば大変不安です。	排気筒からの排出ガスについては、モニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。 排ガス等のモニタリング結果などは会社ホームページで公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡5町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 廃棄物の搬出入車両の運行に伴う大気質、騒音、振動、安全（交通）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
332	大型の産業廃棄物施設の設立による健康被害が心配です。 また、通学路にトラックが多く通ることにも大変不安です。	車両の走行による大気質、騒音、振動の影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
333	災害時における環境リスクの低減策を十分に検討した上で計画を進めるべきです。特に豪雨や地震などの自然災害による施設損壊や浸水が発生した場合、焼却灰や産業廃棄物の流出が、地下水や河川に重大な影響を及ぼす可能性があります。計画地は県内で過去に豪雨災害や地震の被害を受けた地域に位置しており、災害発生のリスクは現実的です。また、新計画では産業廃棄物が処理対象の約8	事業計画地は高台に位置することから、集中豪雨による洪水の影響はないと考えています。仮に集中豪雨により大量の雨が事業計画地に降った場合であっても、廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、廃棄物や廃棄物に触れた水が下流に流れていくことはありません。 また、本事業の建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計・施工、土地の造成にあたっては、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計・施工、防災調整池の設計にあたっては、都市計画法の開発許可申請に伴う

表 7-1-2（103）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
333（続き）	割を占め、焼却施設の処理能力も従来計画の約5倍以上に増加するため、災害時に流出する物質の量と影響が大きくなることが懸念されます。加えて、流出した廃棄物や焼却灰に含まれるPFASなどが公共水域に拡散した場合、長期的な環境汚染や住民の健康被害につながる恐れがあります。そのために、災害時の緊急対応計画や廃棄物の安全な封じ込め対策を事前に明確化し、地域住民に説明することが不可欠です。	調節池設置基準に適合する設計・施工を行い、施設稼働後の供用時において、危険物等の取扱い及び貯蔵にあたっては、「消防法」及び「毒物及び劇物取締法」等を遵守し、消防署等、関係機関と協議の上、実施します。 施設の供用時においては、施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生防止に努めます。また、万が一、事故等が発生した際の緊急連絡体制の整備を含めた事故等対応マニュアルをあらかじめ整備し、適切な対応を取ることができるように定期的に訓練を実施するなどの対策を講じます。
334	交通量が増える際の渋滞はないのか	安全（交通）において交通混雑度を予測しており、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
335	○生きていく上で必要な水、私たちの体も60%は水でできています。体を健康にするにもそうじゃなくするのも水は関わっていると思う。その水をきれいなままで、後世に残すことは、今の私たちに課せられた課題だと思う。きれいな自然をこわし、そこにゴミ処理場を作ることは、本当に未来の子どもたちのためになるのでしょうか。今の時点で私はならないと思うので、反対です。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
336	○住民無視で行われるのはいかがなものか…。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
337	○水質汚染、環境問題上の説明をしてないのも気になる。	水質、地下水については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
338	○きれいな水、森、土地は人が住む、生きていくのは必須なのにそれを無視はしててはならないと思います。整備された場所で工場運営はして下さい。	各環境要素については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（104）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
339	熊本の水はとても重要で貴重です。 わき水をもったいない使い方はしないでほしいです。自然が豊かで、キレイな水を生活にたくさん使っている方たちもいるのでその方たちの生活も汚染されてしまいます。水は命。命をまもるための正しい方法を考えてほしいです。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。 地下水の水質については、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
340	廃棄物の運搬車による交通量の増加が心配です。 片側一車線の道路に多くのトラックが通れば小学生の通学にも影響が出ると思います。安全面と、排気ガスも気になります。	廃棄物運搬車両の走行による大気質、安全（交通）の影響は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
341	水 観光 水質汚染による、動物、自然への影響。 実質的なところだけでなく、「イメージ」も悪くなる。 体への健康被害 イメージの低下による観光への影響。 どの視点からも「良い」と思えるところが少ないように思えます。自然は熊本に住む私達にとってなくてはならないものだと思います	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
342	・大気汚染：本事業所に係る準備書では、大気汚染物質による健康影響について、子どもや高齢者など感受性の高い人々への影響が十分に検討されていない。環境基準値を下回る場合であっても、長期的、慢性的暴露により健康影響が生じる可能性は否定できない。大気汚染に関する。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。
343	・マミコウロードを、大量の産廃運搬車が通行すると聞いている。児童の交通安全に関する影響を心配する。又、交通に伴う騒音、振動なども懸念する。	廃棄物運搬車両の走行による騒音、振動、安全（交通）の影響は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
344	・産廃物回収における、処分場の近隣の水質汚染についても多大な影響があるのではと懸念する。	地下水の水質については、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴

表 7-1-2（105）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
344 （続き）		霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
345	水、大気汚染などからの健康被害。 次の水俣病などのように…。 今も大切であるが次世代、次々世代の事を考えてほしい。 説明会不足、県としてはどうしていくのか！	大気質、水質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 住民の皆さまから求められている「分かりやすい情報提供」に関するご意見を真摯に受け止め、事業内容や環境保全対策、周辺環境への影響に関する調査結果について、全ての住民の方に理解しやすい形で丁寧にお伝えできるよう、引き続き情報提供の充実に努めてまいります。
346	いつの間にこんな施設の計画が進んでいたのか、がく然としました。 あの豊かで私たち人間にも多くのものを（水、空気、いやし）与え続けてくれている山々の自然を、人間の勝手な都合で壊していいのでしょうか？そしてそれは私達人間にも影響が出てくると想像がつきます。一般廃棄物処理施設の計画だったものが産業廃棄物処理施設への（もっと害の大きいものへ）なし崩しのような形で変えられていたこともとても、不信感がわいてきました。 もっと話し合いを続け、自然をそのままの形で次世代へ渡せるよう希望します。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。

表 7-1-2（106）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
346 （続き）		これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
347	当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画だったと思います。 でもいつの間にか県の関与を経て大栄による産業廃棄物処理施設へ住民に無断で変更されました。その身勝手な変更は、住民の理解と信頼を失う事につながりました。 県がどの段階で、どのような理由により、この計画転換に関与したのかを明確にし、その妥当性を説明しない限り、本事業を進めることは許されない事だと思います。 ”水俣の二の舞を起こさないで下さい”。今後、100 年後までずっと熊本に安心して住みたいです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
348	町のゴミ処理場を作る話から、産業廃棄物処理場に、いつのまにか入れ替わってしまっていることを水面下にしたまま、町民に十分な説明がないまま事業が進んでいることに不信感をとても感じている。 自分たちの住んでいる町に関係ないゴミをこの先何年も処理し続けなければいけないことに納得いかない。←自分たちの町以外の処理をする必要ない。まして、ゴミ処理場プラスエネルギー会社（発電）も一緒に作ることになっている。発電することになると、燃やし続けることになってしまう。排ガス、水の汚染、燃やした後の灰の処理はどうなっているのか。 大気汚染、水質汚染が進む。そしてそれが原因で健康被害が起きてくることになるでしょう。だれが責任を取るのか。 全町民に知らせることなく計画が進んでいくことが許せないです。 計画を中止ストップして下さい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、

表 7-1-2（107）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
348 （続き）		上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 万一、弊社の事業活動に起因して環境汚染や健康被害が発生した場合には、事業者としての責任を明確に認識し、弊社がその責任を負う立場であることを改めて申し上げます。
349	御船町上野地区にゴミ処理場ができると聞きました。 上益城 5 町の一般ゴミの処理だけではなくて、上益城 5 町だけではなく熊本県や県外、又九州全県、九州外からも一般ゴミだけではなく産廃ゴミが運ばれてくるかもしれない、その可能性があると聞き意見書を書かせて頂いています。今一度ご検討よろしくお願いします。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。
350	大気汚染物質による健康影響について、子供や高齢者への影響が十分に検討されていない。 環境基準値を下回る場合であっても、長期的慢性的暴露により健康影響が生じる可能性は否定できない。 通学や屋外活動、日常生活の場を考慮した評価が欠けており、住民の健康保護の観点から、大気汚染に関する調査、予測、評価を見直すべき。 当初一般廃棄物処理施設として検討された計画が県の関与を経て民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯を有している。その判断過程や県の関与の内容、意思決定の根拠について環境影響評価準備書ではほとんど説明がなされていない。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。 これまでの経緯については、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲

表 7-1-2（108）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
350 （続き）		に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 住民の皆様からいただいた意見については、全てではありませんが、事業計画に反映（例えば、直近民家から施設まで100m以上離した設備レイアウトの見直し、排気筒高さを35mから49mに変更など）しています。
351	九州の中心部各地に流れ下る河川にとっては分水嶺に当たる重要な地域に、充分な環境アセスメントが公表されていないまま事業を推進してはならないと考えます。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
352	資料4、方法書に対する意見と事業の見解の中で、有機ふっ素化合物（PFAS）についての対応が書かれていますが、それらが検出された場合の対応が不明確です。 今の段階ではすべてが計画、努力目標であり検出された場合にどうするのかを明らかにすることを要望します。	地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施します。 モニタリング調査において、指針値の超過、または明らかな変動が確認された場合は、以下の手順を即座に実行します。 ・原因究明調査の実施：検出地点の周辺状況を確認し、事業活動との因果関係を特定するための詳細調査を行います。 ・工程の一時停止・変更：工事や操業が原因である可能性が高いと判断される場合は、原因が特定され対策が講じられるまで、該当する作業を一時停止いたします。 ・具体的な対策技術の確保：水処理設備の導入、拡散防止措置等の検討 ・情報公開と透明性の確保：測定結果の公表、有識者等の助言内容
353	当初の予定であったごみ処理施設の規模が、かなり広範囲に及ぶ事を知りました。熊本の大切な資源である水源をどうにか守り続けられるよう、今一度話し合っていただきたいです。 かつての水不足を、長年の月日を費やし、努力して回復させた人々の労力が無駄にならぬよう、きちんと地域の住民の方々と情報をシェアしながら進めていただきたいです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。

表 7-1-2（109）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
353 （続き）		その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
354	一般廃棄物処理施設と偽って計画を進め実は産業廃棄物処理施設でしたでは通りません。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
355	①そもそも、一般廃棄物処理施設だったものが、産業廃棄物処理施設へ変更になったのは再エネを促進する為であるように取りましたが、このために新しく、事業社をつくるには、あまりにもその後のことがわかりません。再エネはどのように使われますか？CO2 も、約 9 万トン-CO2 出て、回収予定は 2.5 万 t-CO2。また、生態系の保全についても、色々検討してありますが、「できる限り」という言葉が多用してあります。 一度建設してしまうと、こわせばゴミになります。もう一度、本当に必要な施設であるのか、考えて下さい。	本事業では、焼却処理の過程で発生する熱エネルギーを最大限に回収し、化石燃料に頼らないエネルギーとして、地域の企業等で活用するなど、地域の資源循環、脱炭素に貢献します。 生物の保全については、評価の手法が「重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているか」を検討するものであるため、「できる限り」という文言を使用して評価手法に即した表現としております。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
356	建設予定の場所は、私が昔から大好きな場所。 自然のエネルギーを感じ、農作物の恵みがあり、動物も、植物も様な生態系が守られている所。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約 5 割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維

表 7-1-2（110）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
356 （続き）	守られるべき自然を崩してまで、ゴミ処理場を建設すべきではありません。産業廃棄物から出る化学物質が土壌、水質、空気までも汚染していくことは、素晴らしい生態系を崩壊させていく可能性が見えている。特に川の上流エリア…多くの地域にマイナスの影響をおよぼすような事はすぐに止めて頂きたい。 未来ある子どもたちのために、自然を守ることを優先に考えるべきです。	持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
357	地下水の問題について、私が一番気になっているのが一度汚れたら戻すまで何十年もかかってしまうことです。今あるものを大切に保つことが将来の熊本、日本のこめであること、今を生きている私達が考えるべきだと思います。だからこそ、慎重に、丁寧に真摯に向き合っていただきたいです。未来の子どものために、未来の日本のためによろしくお願いします。	地下水の水質については、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
358	環境がガラッと変わるものを、そこに住む方に周知することなく作ろうとしていることに憤りを感じる。生活に必要な水が汚染されるということはそこに住む方の子孫にまで影響をうけるということ！みんなの賛成なしに作っては絶対にあってはいけない。なぜ工場を作るときに、このゴミ処理問題をクリアにして作り始めなかったのか。ありえない住民をバカにしないでほしい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
359	本来は、工場ができる前に徹底的になされているもののはずなのに、あと出しじゃんけんのようになって環境汚染が懸念されるのはあってはならないこと。 私たちが住む熊本、今だけでなく子ども、孫たちその先の世代へとつなぐため環境汚染に反対します。 大気、土壌、水質、空気、植物、生物、騒音、その他私たちの環境を、これ以上汚さな	ご指摘の項目含め、環境影響評価を行った各項目については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（111）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
359 （続き）	いでほしいです。安心安全に住める環境づくりを願うばかりです。	
360	ごみ処理場建設にあたり説明がしっかりないと聞き大きな問題だと思います。 ごみ問題は水や環境、動物などにも関わり健康問題に関わってきます。これから先健康に安心安全で過ごすためには問題点がないのか？大丈夫なのか？しっかり説明の場をお願いできたらと思います。 私達もですがこの先未来のある子供達の未来のために理解ある対応をお願いします。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
361	熊本を代表する資源「水」が汚染されていく問題点を見過ごすことはできない。 近隣住民の方々の意見を聞かず進めていくことはやめてほしい。TSMC が熊本に来たことで、水質汚染、大気汚染、渋滞問題と様々な問題がうきぼりになる、懸念します。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
362	熊本地震から 10 年になりますが、日奈久断層による大地震の可能性が専門家から指摘されています。私たちはどんなに頑丈な建物でも地震の前には無力であると学びました。これからの時代に自然や地域住民を犠牲にして大規模な産廃施設を作る意味はないと思います。計画の再考を求めます。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
363	知人からこの話を聞きました。 美しい豊かな土地を壊す計画が住民への詳しい説明なしに進められていることに憤りを覚えます。 100 年先、1000 年先のこの地の事を思うと断固この計画に反対いたします。公聴会の開催を希望します。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。 また、公聴会については、熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
364	熊本の豊富な地下水が、汚染されていく事により多くの資源が失われていく事がつらいです。	地下水の水質については、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。

表 7-1-2（112）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
364 （続き）		調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
365	地下水の汚染がとても心配です。地域の先人達は、現在の私たち、未来の子孫のために植林を続け、この地域は水の豊かな水田地帯をつくることができました。実際にお米もおいしいです。 設備は老朽化します。50 年後、100 年後、有害物質から地下水は守れるのですか？ 一度汚された地下水、自然をとりもどすためには何百年もの年月がかかります。この自然と水が豊かな地域に作るべきではないと思います。	地下水の水質については、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
366	当初は上益城郡 5 町の一般ごみ処理をする計画から随分と内容が変っている。 しかもその周辺に暮きている住民にきちんと説明がされていないというのは強引な手段だと思う。 こんなことでは地域と共に発展することは不可能です。この計画をストップして、別の方法を考えるべきです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しい

表 7-1-2（113）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
366 （続き）		との要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
367	友人から今度、建設予定のゴミ処理施設が、当初の計画と違う内容になっていると聞き、きちんと話し合いや環境に対する調査をしてあるのか、不信感でいっぱいです。 一般家庭ゴミなら仕方のない面もあるが、工場などからでる廃棄物を処理する施設ができるとあっては話が違うと思います。よその家で出たゴミを大量に自分の家のとなりですてられる気持ちを自分ごととして想像してみて下さい！ 施設規模が住民のごみの量を大幅に超えているのではないか！？安全の根拠を示してほしい！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
368	53 について。 要約では PFAS に関する記述がどれもないが、なぜですか？ 新規有害物質（PFAS 等）を受け入れるのか受け入れないのかはっきりしてほしい！！	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業

表 7-1-2（114）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
368 （続き）		者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
369	60 について。 予定地は自然豊かで全国から水汲みに訪れられる吉無田水源の近くです。介護施設、保育園、学童保育、フリースクールも近くにあるそうです。 その中で通学路、生活道路への大型車集中に対する事故リスク評価が不十分です！	各施設の通学時間帯については、交通量調査は 24 時間調査を行っているため、調査結果に含まれております。マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。その他、歩行者や自転車への安全配慮について、交通規則を遵守することを徹底することで安全に配慮いたします。
370	この度、建設予定の大型ゴミ処理施設の候補地の選定に当たっては、一般からの公募とありますが、平成 29 年 7 月～9 月までの公募はあくまでも一般廃棄物処理施設の予定地であり、地元住民は産業廃棄物を取り扱うことは知らされぬままの応募ではないですか？いかにも地域住民が産廃に手を挙げたかのような表現は不信感しか湧かないし不正な表現でいまわしいです！ 建設が予定されている地域の自然環境は地質的時間としての経緯を経て形成された財産です！ 処理場がすべての役割を終えた時、すべてを自然に返すための手順とコストを具体的に示してほしいです！	平成 29 年度に実施された公募が一般廃棄物処理施設の予定地選定であったこと、また現在の計画への見直しが令和 3 年度で行われたことは事実です。ご意見にある「地域住民が産業廃棄物処理施設に手を挙げたかのような表現」については、事業者としてそのような趣旨の記載は行っておらず、どの部分を指しているのか現時点では把握できていません。本事業では、環境影響評価に基づき大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。また、施設の役割終了後の原状回復に関する具体的な手順やコストについては、現段階で詳細を示せる状況にはありませんが、今後の検討の中で適切に整理していく必要があると認識しています。引き続き、計画内容や環境保全対策の考え方について分かりやすく情報提供を行い、透明性の確保と理解の促進に努めてまいります。
371	56 について。 一般廃棄物処理施設を名目としながら実質的には産業廃棄物焼却が主体となっている点について疑問が多数あります！ 準備書に示された処理計画を見ると焼却量の大部分を産業廃棄物が占めており事業の実態と説明との間に大きなかいりがあるのではないか？！	一般廃棄物と産業廃棄物の処理量の関係について、準備書の記載から事業の実態に疑問を抱かれたものと受け止めています。本事業は、一般廃棄物と産業廃棄物の双方を対象とする施設として計画しており、処理量の内訳は、対象とする廃棄物の性状や発生量の見込みに基づき設定したものです。準備書に示した産業廃棄物の処理量が相対的に大きく見える点については、処理対象物の特性や需要を踏まえた結果であり、事業の説明と実態に齟齬が生じるものではありません。環境影響評価では、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。
372	59 について。 元の 5 町のゴミ処理施設の計画としては過大な施設規模であり代替案検討義務を満たしていないと思います！	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
373	地下水を使用するとの事ですが、水位を下げない対策が地下水財団への寄付とは驚きです。どこに寄与されるかわからないとの事で、無責任過ぎます。しかも地下水財団寄付は税金控除対象とか、なんの努力も認められない	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万 t/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万 t/年）の約 0.05%です。

表 7-1-2（115）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
373 （続き）		地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
374	交通問題。 産廃運搬車が毎日往復 660 台も通行するとその周辺では振動、騒音、大気汚染など問題が浮上しますが町民の精神面のケアとかはどのように考えていますか？	廃棄物運搬車両の走行による大気質、騒音、振動の影響は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
375	一端計画の停止を。 元御船町在住者です。 説明も周知も不足。近隣でこの件を知らない人がまだまだ多い。つまり透明性に乏しいので信頼するのがむつかしい。 市民県民にむけて情報をオープンに。 そうでなければ納得出来ません。再考を！！	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。
376	準備書第 13 章「業務委託先の名称等」において環境影響評価業務を担った委託先が明示されているが調査・予測・評価の各段階において、事業者自身がどのように関与し、最終的な判断や責任を負っているのかが不明確である。 事業者自身がどのような責任を負うのか詳しく、明確にして下さい。 （何か不測の事態が起きた時など）事業者自身が責任が取れない施設を作らないで欲しい。	準備書において環境影響評価業務の委託先を明示している点について、事業者自身の関与や最終的な判断の在り方が不明確であるとのご意見を受け止めています。本事業の環境影響評価では、調査・予測・評価の各段階において専門的知見を有する委託先の技術的支援を受けつつも、評価の基本的な考え方の整理、調査項目の設定、予測結果の確認、環境保全措置の検討などについて事業者が主体的に関与し、最終的な判断と責任は事業者が負うものです。今後も、事業者としての役割と責任を明確にしながら、評価内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供に努めてまいります。 また、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
377	エネルギー回収施設ができることにより、土壌汚染の心配はないと準備書には書いてありますが、本当にないのでしょうか。 御船町木倉地区は湧き水や井戸水を使用している家もあります。上流に、施設ができることにより、井戸水の汚染が心配です。 下流の地域の井戸水の水質検査を毎年、必ず実施してもらいたい。	土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
378	当該地域住民ではありませんが。 住民の方に聞いたところ、当初の計画では一般ゴミの処理施設だったとのこと。土地を提供された方も、自分たちのゴミをもやすためだからと提供したと話されているそうです。地域のゴミだけでなく九州全体のゴミが集まってくるなんて、寝耳に水ではないでしょうか。 計画の内容が変更されたことをきちんと住民に知らせる責任があると思います。住民説明会も、不充分ではないでしょうか。山都町、甲佐町、嘉島町では説明会が行われていないのは問題だと思います。事業内容に対しても意見ありますが、そもそもの進め方自体に大きな問題があると思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等

表 7-1-2（116）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
378 （続き）		に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞ の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
379	ゴミ処理施設の計画予定地が、どのような場所かご存じでしょうか。 そこは夜になると真っ暗で静か、星が美しく見える自然豊かな地域です。その場所に、1 日に片道約 330 台もの車両が出入りし、24 時間稼働ある施設が建設される予定だと聞き、私は大きな衝撃を受けました。 これまで穏やかに暮らしてきた周辺住民の生活は、一気に変わってしまいます。大量の車両の往来は、交通事故のリスクを高めます。また、排気ガスやゴミの悪臭による健康被害も懸念されます。 自分の子どもが、そのような環境の中で毎日生活するとしたら、親は本当に安心できるでしょうか。その環境で育つことが、子どもたちの幸せにつながるとは思えません。この地域には、山があり、きれいな水があり、かけがえのない自然があります。その恵まれた環境を壊してまで、企業が掲げる「エネルギー化」を優先する必要が本当にあるのでしょうか。 「自分たちさえ良ければいい」という考えではなく、一人ひとりが”自分ごと”として向き合わなければならない問題だと思います。 今、必要なのは新たな施設を建てることではなく、ゴミを減らしていくこという方向へ考えをシフトチェンジする事です。建設計画は今一度立ち止まり、見直されるべきだと強く訴えます。	大気質、悪臭の影響は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（117）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
380	来た時よりも美しく。未来にとって必要なの？他の方法はないのか？立ち止まる。これも大切だと思います。	「来た時よりも美しく」「未来にとって本当に必要なの」「他の方法はないのか」といったご意見は、地域の自然環境や将来世代を大切に思うお気持ちとして受け止めています。本事業では、環境への影響を最小限に抑えることを重視し、環境影響評価に基づき大気・水・土壌などの影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。また、地域の自然環境を損なうことなく事業を進めるため、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努め、地域の皆様との理解形成に引き続き取り組んでまいります。
381	大型車どうしでは離合できない道であるが実際に試したことはあるのか？ないなら実際に走ってみよ！	大型車同士が離合できない道路があるのではないかとのご意見については、搬入ルートの安全性に対するご懸念として受け止めています。本事業で想定している搬入ルートは、大型車同士の離合が可能な道路を選定しており、交通安全の確保を前提として計画しています。なお、「実際に走ってみよ」とのご指摘については、事業者としては計画段階で必要な道路条件の確認を行っており、走行試験を行うことはありません。道路状況については必要に応じて確認し、安全な運用が図れるよう取り組んでまいります。
382	TSMC の稼動以来、新しい PFAS が出ています。 今まで知られていない、新しい物質が出る可能性があるのですが、もしそうなった時に知らなかったと逃げるつもりですか？その言い訳は通りませんよ。	PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
383	PFAS の前駆物質はどう対処する予定になっていますか？	PFAS（全般）の前駆物質は、環境中や体内で有害な PFOS/PFOA 等に変化するため、国際条約（POPs 条約）に基づき規制が強化されています。日本でも、2025 年 1 月より PFOA 関連物質、2026 年以降に PFHxS 関連物質が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の第一種特定化学物質に指定され、原則製造・輸入禁止となるなど規制対象が前駆体全般に拡大しています。 日本（化審法）の動向は以下のとおりです。 PFOA 関連物質:多数の前駆体が指定され、2025 年 1 月 10 日から製造・輸入が原則禁止。 PFHxS 関連物質:2025 年 12 月に第一種特定化学物質への指定が決定し、2026 年 6 月より輸入規制。 長鎖 PFCAs 関連物質:2025 年の COP12 で新たな規制対象となり、今後国内での規制強化が予定されている。 現在、前駆物質について国内の水道水質基準や排水基準などは定められていませんが、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
384	少しの汚染も出ないように、水に関してはクローズドシステムと聞きましたが空気に関しては、どうしますか。 有害物質の吸気被ばくが恐ろしいです。少しももらさない方法は考えられていますか？過去に他社でもれた例はいくらでもありますよ！具体的な対策を示してください。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
385	環境に影響は全くない訳ではないですよね。想定外の影響が出た時、どのように責任をとるつもりですか。担当者はもう辞めて居ません。となるのが嫌です。一生責任取るようにしてください。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
386	TSMC からのゴミは受け入れ予定ですか？ 私は PFAS の入ったゴミを受け入れるべきではないと思っています。永遠の化学物質です。燃やしたら気化して排出されるのも恐ろしいし、ゴミはどこに持っていくのか、それも知りたい。	TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。
387	たくさんトラックが通る道路端の草木は汚れます。砂ぼこりがついてしまうので汚なくなるのです。産業のことしか考えていない人には分からない価値感です。ゴミは田舎で処分すればよい、という考えはやめて。ゴミは出たところで、処分してください。田舎に持	工事中や供用時に走行する車両による粉じんの影響は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。また、工事用車両のタイヤに付着した土砂の払落しや清掃等を徹底することや、廃棄物運搬車両は、廃棄物の飛散・流出を防止するために、カ

表 7-1-2（118）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
387 （続き）	ってこないでください。目にもきれいな環境をそのままにしてください。	バー使用等を励行することで、粉じんの飛散防止を行っていきます。
388	搬入車は搬出車とは別ですか。概要の p34 搬出車はどこから来てどこへいくかルートが示されていません。しっかり示してください。	車両台数は、搬出車両も含めた台数となっており、各ルートごとの走行台数については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」の予測条件に示しております。
389	産廃トラックの展開検査は全台するのですか？1 台あたり何分かけますか？焼却トラックの抜きうち検査は定期的と書いてあるがそのひん度を具体的に示してください。	産業廃棄物を搬入する車両の展開検査や抜き打ち検査に関するご質問は、施設運用の安全性や適正性に対する関心として受け止めています。展開検査については、搬入物の性状やリスクに応じて必要な車両を対象に実施するものであり、全車両を対象とするものではありません。1 台あたりの検査時間は、積載物の状況により異なるため一律には示せませんが、適正な確認が行える範囲で実施します。また、焼却対象物の抜き打ち検査については、定期的に実施する方針としており、具体的な頻度は運用計画の中で適切に設定していきます。いずれも、搬入物の適正管理と安全な施設運営を確保するための措置として実施してまいります。
390	住民の静かな環境はどうやって確保するのですか。熊本地震の時、迂回路となっていた現地では大変の迷惑をこうむっていました。 ①トラックは片道 300 台以上も通るが本当はもっと多いのではないか。 ②御船より規模の小さい忠岡市では搬入搬出計画が御船より多いのはなぜか？	車両台数は、最大台数を想定し予測を行っております。また、他市との比較については、搬入する廃棄物の種類等の状況が異なるため、比較はできないものと考えます。
391	以前の説明とは日々変化しているようですが。OK したら、規模を拡大して何でもありになるのが見えています。やり方が汚いと思います。	「以前の説明が日々変化している」「規模を拡大して何でもありになるのではないか」とのご意見は、事業の進め方に対する不安や不信感の表れとして受け止めています。ご指摘の「以前の説明」が、5 町において検討されていた一般廃棄物処理施設の計画を指しているのであれば、その後の行政側の検討経緯により規模や内容が変化したことは事実と承知しています。一方で、株式会社シムファイブスが公表している本事業の内容については、当初の公表時から変更しておらず、計画の規模や対象物の範囲を拡大するものではありません。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
392	緑と水の豊かな町に処理場が建設されると、汚染により、今おいしく頂いているお米やお野菜たちがどうなってしまうのか、と心配です。 食べたもので私たちの身体はできています。空気がきれいな水から育った食物は、それ自体に幸せがつまっています。 どうか！私たちのために、食物のために建設を考え直してほしいです。	地域の豊かな緑や水、そしてそこで育つ農作物が将来どうなってしまうのかという強いご心配は、地域の環境と暮らしを大切に思うお気持ちとして受け止めています。本事業では、周辺の農作物や水環境に影響が生じないよう、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などについて事前に調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じる計画としています。これらの調査結果に基づき、環境や健康に支障が生じないよう適切に管理しながら事業を進めることを前提としています。 また、地域の自然環境を損なうことなく事業を実施することが重要であると考えており、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。今後も、地域の皆様の不安や疑問に向き合いながら、理解形成に取り組んでまいります。
393	住民に対して正しい情報提供なしに計画を進めることは納得がいかない。事前に十分な検討・検証が必要。問題が起こってからではどうしようもない。私たちはこれまでに何度も反省させられてきた。今、環境を守り安全に生活できる社会を作っていくことはとても大切なみんなの課題だと思います。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。
394	大気や土壌への影響について、長期的で慎重な評価を行ってください。 敷地内に降った雨水は、調整池を経由して、公共用水域に放流されます。中山間地である上野地区にごみ処理場を置くと、河川や海に影響がないか心配です。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響

表 7-1-2（119）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
394 （続き）	子どもたちの未来のために、豊かな自然を育み残してゆくためにぜひ検討してください！！	は軽微であると考えられます。また、土壌汚染におけるダイオキシン類の影響については、30 年間の累積影響について予測を行い評価を行いました。 また、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施し、管理します。
395	熊本への移住者です。移住したのは子どもたちと自然豊かに安心安全の食べものを育てたかったからです。 これだけ物にあふれれば、どこかで産廃処理施設は必要だと思いますが、湧き水が豊かでその水で農業がされている場所に作ることは 20 年後の食の安全から考えると適切ではありません。	地下水の水質については、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
396	処理場の建設に県もかかわっているなら県の担当部所からの説明も必要だと思います。関係部所は事業者と共にていねいな説明を行うべきです。 水俣病と言う大きな公害を経験している県は住民の不安にしっかり向きあう必要があります	本事業につきまして、熊本県は上益城郡５町長へ事業概要をご紹介されたのみであり、事業の実施主体として関与しているものではありません。 ただし、環境影響評価法に基づき、手続の一環として知事意見を述べられる立場にはあります。 住民の皆様からのご意見に対しては、事業者である当社が責任をもって説明・回答を行うこととしており、県の担当部局が事業者とともに説明を行う手続にはなっておりません。 一方で、地域の皆様が抱かれる不安や懸念に真摯に向き合うことは重要であると認識しております。当社といたしましても、環境影響評価の各段階において、丁寧で分かりやすい情報提供に努め、地域の皆様の理解の促進に取り組んでまいります。
397	巨大ゴミ処理場なんていりません！！	日本では、平成９年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
398	・大量の水を使用するようだが、地盤沈下や漏れは考えられないか。現状の生活に支障はないのか。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和２年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約１億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05％です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2㎞）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の採取深度は、現況地盤面から約 120m深い岩盤である御船層群を予定しており、地盤沈下の影響はないものと考えます。
399	・汚水の影響は？下流地域までの説明は十分なのか？	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄

表 7-1-2（120）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
399 （続き）		水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
400	最初の目的”地域のごみを地域で処分”がすりかわり、九州内外からごみが集められることへの理解が得られていない状態で、施設建設がすすむことはおかしいです。 一度立ててしまっては水俣病と同じ完全に元にもどすことは難しいからこそ、十分な話しあいを行ってほしい。	ご指摘のとおり、「地域のごみを地域で処理する」という考え方は、地域の将来を考えるうえで大切な視点であり、その点に不安を抱かれていることを真摯に受け止めております。 また、一度施設を建設すると容易に元へ戻せないというご懸念は、長期的な環境への影響を心配される立場からの重要なご意見であり、重く受け止めています。 これまでにいただいたご意見につきましては、一つひとつ丁寧に確認し、事業内容や環境保全に関する考え方を整理しながら対応を進めております。 地域の皆さまの不安や疑問に真摯に向き合い、いただいたご意見を踏まえた検討を行うことで、より安全で信頼いただける事業となるよう努めてまいります。
401	以前御船での説明会に行って話をきいていました。 予定されている場所があまりにも勝手な言い分に住民の人達や周りの美しい環境（川や森）に対する思いを無視していると感じました。 去年久しぶりに清和の生産者へ車で通り道路の囲いの木々の手入れがされてなく高速を利用する人が増えた為だろうと思いました。 一度出来たものは、大きくなるこそすれ、なくすことは出来ない。きれいな空気や水が汚染されていき故郷がなくなっていくのが心配です。	予定地周辺の自然環境や、地域の方々が大切にされてきた景観・暮らしへの思いに十分に配慮すべきとのご指摘は、真摯に受け止めております。 施設が一度整備されれば長く地域に残るものであり、空気や水環境への影響を心配されるお気持ちはもっともなものと理解しております。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
402	御船町は水がきれいな町です。 その御船町の水源の上にゴミ処理場が建設されると地下水の安全性に不安があります。 有害物質の雨水混入の可能性のデータが少ないので、とても不安を感じます。 環境の保全を、強化していただきたい。そして地下水と災害リスクの両方を充分に調査していただきたい。 環境保全という見方から安全性が確認されていません。安全性を充分に調査していただきたい。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
403	12 月 25 日の説明会に参加した。企業側の説明としては、あらゆる項目において環境への影響は「評価基準以下である」とのことである。現在の国の基準として、それは事実であるとしよう。しかし、そもそもの問題として、「基準を満たしている」＝「人体や環境に影響は無い」ということではない。当たり前であるが、騒音は起き、大きな車が通ることで危険性は増し、粉じんは舞い、人体に悪いガスは排出され、動植物にも影響はあるわけである。それが、「自分の生活圏ではないから」「他人事であるから」「利益になるから」無視できるだけであり、近隣に住む者たちや地域に縁のある者たちは被害を確実に受けるわけである。このようなことが「決定事	ご懸念のある大気質、騒音、動物、植物各項目については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 なお、予測結果は、最大影響を想定しており、環境保全措置を実施することで更なる低減をすることに努めてまいります。 また、工事中及び施設稼働時には、準備書「第 10 章 事後調査の内容」に記載したとおり、事後調査を実施します。その結果は、事後調査報告書としてまとめ、県に提出して、公告・縦覧されます。 その他に、条例に基づく事後調査とは別途、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定

表 7-1-2（121）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
403 （続き）	項」として進められていることに憤りを感じるし、事業の中止を求めたい。	・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 予想外のトラブルが発生した場合は、施設を稼働停止して原因を究明した上で、追加の環境保全措置を講じます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
404	処理施設から半径数百メートル内に今後も居住する。施設から出る煙に含まれる化学物質による健康被害が予想されるため、施設稼働前から1年単位で近隣住民への血液検査の実施を求める。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えているため、血液検査を実施する予定はありません。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定
405	自分の土地がこのようなことになると問題だなと思います。一度汚染された自然はもとにも戻りにくいとも思います。地域の方ともっと事情説明がいると考えます。	ご自身の土地や周辺の自然環境への影響を心配されるお気持ちは、地域を大切に思われる立場からの重要なご意見として受け止めております。 自然が一度損なわれると回復が難しいというご指摘についても、その重みを認識しております。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
406	もっと住民にメリットデメリットを伝えてから計画に入るべき。住民の声を聞くのが遅い。工業的に産廃は、その工場内（そのエリア内）で処理する仕組みを作ってから、工場建設をするべき。産廃の無害化にも、研究開発に力を入れてほしい。水資源を使わない（減らさない）環境基準を設ける必要がある。	産業廃棄物を工場内で完結して処理する仕組みを整えるべきとのご意見は、環境負荷の低減に向けた重要な視点として受け止めております。 一方で、産業廃棄物の種類や性状は多岐にわたり、すべてを発生源の工場内で処理することは、技術面・安全面・運用面から現実的に難しい場合があることも認識しております。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響について事前の調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。 今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供に努めてまいります。
407	地域のごみの量が40～50トン程度なのに、今回作られる規模は、400トン焼却と、900トン破砕とは過大で必要性があるのかわかりません。産業廃棄物が中心だと思われます。ごみを燃やすことで有害物質の煙や灰への影響評価が欠如しており、不明な点が多いように思います。環境の保全の面から考えても、慎重な対応が必要と思います。	各環境に対する項目については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。

表 7-1-2（122）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
408	有害物質の雨水混入可能性データが少なく、不安が残りますし、災害流出と地下水汚染の複合リスクが検討されていません。負の遺産を後の世代に残す愚行を行うべきではないので、環境保全の見地からも根本的な見直しか、現計画の中止を望みます。	そのため、事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
409	計画地において、あのような大きな施設がほんとうに必要なのか疑問です。地域環境の負荷が大きくなるとしか思えません。住民のごみ処理に必要なく、また周辺環境の保全を考えても、規模や内容の見直しをして下さい。	各環境に対する項目については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
410	221 号線に面している我が家は地震後、少し大きな車が通る度家がゆれます。トラックが今より通るのが恐怖でなりません。	そのため、事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
411	私は 5 年生で水またに行き、工場のはい水で病気になるということを学び、近くの水げんの水が、おせんされて病気になるかもしれないから不安です。二度と水またのような悲しいことがおきてほしくないから建ててほしくないです。	地下水の水質については、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
412	私は緑豊かで静かで住みやすい上野地区に 4 年前に移住してきました。移住してからゴミ処理場が家のすぐ近くに建設されると知り今まで何も知らされず悲しく思いました。窓を開けたら緑が消えゴミ処理場の景色へと変わってしまいます。自然豊かな場所（目立たない場所）ではなく多くの人々がゴミのことと向き合えるよう、自分事として捉えられるよう、人の目に触れる場所での共生を検討してください。	眺望景観の変化の程度は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、変化は小さいと予測しています。また、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
413	49 2.1.1 事業目的について 発電した電力は事業所で利用するとともに余剰電気や熱を地域で利活用するとあるが具体的などのように地域に利活用するのか不明である。売電し利益を上げることが目的ではないですか？ エネルギーの地産地消ならば、地域の学校・保育園・介護施設等への電気は無料提供されるのか？明確な答えを下さい！！	本事業で発電した電気については、事業所内での利用に加え、売電を行うことで事業を成立させる計画としております。そのため、地域の学校や保育園等へ無償で電力を提供する仕組みは想定しておりません。 一方で、発電に伴い生じる熱エネルギーについては、周辺施設での利用可能性を含め、地域での利活用の可能性を検討しているところです。具体的な活用方法については、技術的条件や需要の状況を踏まえ、実現可能な範囲で整理を進めてまいります。 地域の皆さまからいただいたご意見は、計画内容の検討にあたり重要な視点として確認し、分かりやすい情報提供に努めてまいります。
414	自分の家のすぐそばに、ゴミの埋め立て地ができることを想像してください。 それも、全然他の地域の、ゴミが、大量に、近所に捨てられる気持ちを、自分ごとのように、想像してみてください。その土地、その草むら、木の上、ほらあな、葉っぱのうら、その全てに小さな命、動物、虫、がいることを想像してください。全ては、想像力からくるる、やさしさです。それを考えれば、美しい森に、ゴミをもやそうとは思いつかないはずです。もっと想像力をもって、世の中をみてください。	本事業では最終処分場の建設計画はありません。 また、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
415	施設規模が住民のごみ量を大幅に超えており、外部産業廃棄物の処理が主目的と推測されます。 PFAS の測定データや異常気象による排水設備破壊リスクの評価など不十分である見地	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。

表 7-1-2（123）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
415 （続き）	から安全根拠が示されていません。根本的見直しを求めます。	PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用します。また、敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。防災調整池の設計にあたっては、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計・施工を行います。
416	地域のゴミだけでなく、九州全域のゴミが集まることが想定され、それをとても不安に思います。 地域の環境が汚染されることはもちろんのことながら、地域に住みつく人々以上の業者が、出入りすることで、子ども達の安全が保障されなくなるのではと懸念しました。 小さな単位で地域ごとに循環できる仕組みを模索したいです。	また、ご懸念を重く受け止め、本事業では大気質や騒音・振動などの環境影響を事前に調査・予測し、周辺住民の安全と健康に支障が生じないよう必要な環境保全措置を講じる方針です。
417	友人から手紙を受け初めて参加しました。 豊かな風景の中にむしした様な事は絶対ダメな事等行ったらいけない。 自然保全、自然豊かな町づくり要望します。公聴会の開催要望します。	豊かな自然環境を守りたいというお気持ちからご意見をお寄せいただいたことに感謝申し上げます。 地域の風景や自然が損なわれてはならないというご指摘は、地域に暮らす方々の思いとして真摯に受け止めております。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響について事前の調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。 自然環境を大切にしたいという地域の皆さまの思いを踏まえ、環境への負荷を最小限に抑えることを重視しています。 また、公聴会の開催については、熊本県環境影響評価条例に基づき熊本県の判断により開催されるものと存じます。
418	実家は熊本に有ります 九州が大好きです。理由は自然豊かな所 子供を 2 人生み育てています ゴミを増やして自然をこわす事大反対です。 過去のまちがいをくり返さない様にかしこい人達で続く未来、続く地球について本気で考えて政治して欲しいです PFAS など表に出にくいけど、あきらかに大問題、目先の利えき、未来のゴミ。知ってるハズ	施設の稼働に伴う大気質、土壌汚染、動物、植物、生態系等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視

表 7-1-2（124）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
418 （続き）	乱時、ご字失礼しました	項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
419	水の清い、自然が豊か、命があふれる場所をきり開き最終処分場を作ることは本当に必要でしょうか。 もし、汚染された水がそこから流れだしたら、責任をとれるのでしょうか。自然をこわし、命をうばい、水が汚れる可能性があるものは決してつくるべきではないです。 他の方法や、ゴミを減らすことを考えるべきです。	本事業では最終処分場の建設計画はありません。 また、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
420	候補地近辺には、吉無田水源があり、広い範囲に地下水脈があります。降り積もった汚染物質が土壌を汚染し、地下水を汚染する未来は目に見えています。その影響が無いというのならば、具体的な数値で示してください。	土壌汚染の累積的影響について予測しており、予測及び評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
421	大型の産廃施設ができるとのことで、有害物質の除去について不安がある。周辺町村だけでなく、県内あるいは九州いっぱいからたくさんの廃棄物が集まってくることになるだろう。出てくる有害物質の量もかなりになるはず。本当に安全なのか具体的に示してほしい。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
422	産廃処理施設を作ることに関して、10 年後、20 年後、はたまた 50 年後、環境に対してどのような影響が出るのか、きちんと調査されたのでしょうか？産廃施設で働いていた人から、新しく処理場をつくらなくても既存の施設で対応できるはず、という意見を聞きました。水や大気への影響などを考えると、御船のあの美しい場所に大型の施設を新規で作るのは不安しかありません。失われてからではもう取り返しがつかないことになります。人口も減っていく中で、新規の大型施設はもう不要だと思います。	環境影響の予測・評価に当たっては、最大影響を見込む条件で実施しています。 各種の環境影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
423	このような廃棄物処理施設は、大気汚染等、住民に健康被害等影響が大きいと思います。	大気質等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、

表 7-1-2（125）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
423 （続き）	地下水やPFAS汚染等、美しい自然を守るよう、本当にこの場所に必要なのか？今一度白紙に戻して、自然を守り、育てる方に私達の大事な税金を使ってほしいと思います。	国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
424	熊本県上益城郡五町のゴミ処理問題のことを最近知りました。10年程前から計画されてたとのことでしたが、五町の為のゴミ処理場だったはずが、熊本地震後みんなが知らないうちに大きなプロジェクトになってた事に驚きました。熊本には充分過ぎるくらいのゴ	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物

表 7-1-2（126）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
424 （続き）	ミ処理場が有るのに、これから人口も減って行くのに何の為にこんな大きな施設が必要なのか…納得できません。明らかに自然破壊、TSMC が出来た事で水や環境の問題が問われていく中で、五町の皆さん、県民への説明も無くこの様な施設が出来る事に反対します。県民への説明も欲しいくらいです。熊本の自然豊かな土地と水と空気を侵される事の無い、減少して行く未来の子供たちが幸せに暮らせる土地であって欲しいと希望し願います。	処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
425	児童の安全という視点から意見を述べさせていただきます。 ○児童の登下校の安全の確保について 本校児童はバスによる通学の児童もいますが、徒歩による通学の児童もおります。本校区は狭い道路も多く、児童はいくつか道路を横断して登下校を行っています。近辺の道路に数多くのトラックが通ることによって登下校の危険性が増すことが予想されます。児童の安全を最優先した具体的な安全対策（例えば、児童の登下校時間を配慮することや交差点の標識等の充実など）をお願いします。	車両の走行について、環境保全措置として、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することとしており、安全対策を実施したうえで、事業を進めてまいります。
426	まず、5 町のゴミを集めるのに、益城町と御船町でしか説明会をしてないのにビックリしました。町の広報紙などで報告されているのでしょうか？そもそも、一般のゴミを焼やすためのものが、なぜ産業廃棄物の受け入れに変わったのかも、不信感しかありません。 今の時点で、この事業をすすめることはこの先の環境破壊や、人（住民）への影響などものすごく考えなければならないと思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、

表 7-1-2（127）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
426 （続き）		上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
427	環境基準値を下回る場合でも、長期的に生活していると蓄積されのちのち健康被害が出る可能性も考えられるので、大気汚染に関する調査、予測をしっかり見直してほしい。	大気質について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定した予測としております。各予測・評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
428	エネルギー回収施設とか、地域循環共生圏とか、いかにも良さそうな言葉を並べているが、その地の住民が排出してないものを他所から持ってきて、なぜそれが地域循環になるのか、欺瞞的である。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
429	現在上益城郡五町のゴミ処理は熊本市に持って行っていると聞いた。熊本市で焼却する余裕があるのならば、そのまま委託方式でいいと思う。建設費用もかからないし、国も広域処理施設を薦めている。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
430	事業が開始される前に水質の調査をしてほしい。	水質の調査結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載しています。
431	現在すすめられている産業廃棄物処理施設の建設に反対します。 理由はこの計画が住民の声や環境への影響について十分な議論や情報公開もなく、企業の利益追求に偏っていると感じるからです。実際、住民の不安や疑問に対する対応の不十分さを実感しており、それは民間企業の利益のために 2 年のもの期間をかけて膨大な文書を作成し、お金も潤沢に使われている様子は一般住民の立場から納得し難い状況です。また土地の取得経緯や企業選定の理由も明らかに納得できるものではなく他に適した企業や方法はなかったのかと疑問を抱かざるを得ません。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。

表 7-1-2（128）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
431 （続き）	今後の方策として、まず環境アセスやリスクについて根本的な見直しを行うことです。特に日本は災害大国であり、今や異常気象もあたり前となっております。複合的なリスクへの備えは必要不可決といえます。公平な情報公開および共有と意見反映を可能にする柔軟な対応を求めます。また海外のように、住民が希望すれば、調査や弁護士導入を負担する対応など考えるべきです。 どうか今一度、災害流出と地下水汚染への複合リスクについて根本的見直しをお願い致します。 これら住民の合意を得られなければ現計画には反対です。	その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 本事業では、環境影響評価手続に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。 また、災害リスクや地下水への影響に関するご意見は、事業内容を検討するうえでの重要な視点として確認しております。
432	私たちもゴミを出さない様に努力しますので、もう一度、こんなに反対をしている人たちの事を考えて最初に戻って上野より適切な場所がないか考え直して下さい。	事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。
433	「搬出入車両台数」について。産業廃棄物車両が 100 台/日（片道）とのことで、つまり 200 台/日（往復）ということ。一般廃棄物車両が繁忙期には 463 台/日（片道）、つまり 926 台/日（往復）ということ。予測の最大としては、200+926＝1126 台/日（往復）となる。 搬出入の時間帯が不明であるが、朝～夕の 8 時間程度の間に行われるとすると、140 台/1 時間の交通量増加となる。「通学や通勤の時間は避ける」との話もあったようだが、その分他の時間帯の交通量は増えることとなる。また、当然学校の下校時間や通学する曜日も一定ではないが、「そのスケジュールを把握した上でそれに合わせる」等を行うまでの努力がなされるとは到底思えない。 また、「交通量が多い場所の交通量が増える」よりも「交通量が少ない場所の交通量が増える」方が、環境の変化や危険性の増大は遥かに大きいであろう。交通量のみについてもこれだけの不安がある。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（129）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
434	人間が生きていくうえで水は重要だ。 熊本地震を経験して水の大切さを私達は実感している。地球の 70%を締める水だが淡水は 2.5%さらに我々が使う河川や湖などの水はわずか 0.01%だ。熊本県は水が豊かで、すばらしい土地で、いろいろなテロワールがありたくさんの農作物が育っている。それもこれも阿蘇の恵である湧水の力が大きい。吉田高原もそのひとつで熊本名水百選に選ばれる湧水だ。ニュースで菊池に建設された大きな工場群から出た排水に有機フッ素化合物（PFAS）が検出された。この工場が出来る前誰が水が汚染されると思っただろうか。今回エネルギー回収施設等が建設計画されるこの時に今 1 度、この規模のリサイクル施設が本当に必要なのか考えるべきである。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
435	静かできれいな町御船町をゴミ処理施設が建てられるなんて絶対反対です地下水と災害のリスクが高すぎる！！	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
436	他の地域のゴミが大量に持ちこまれる住民の気持ちを考えてほしい。 自然もこわされる。 未来の子ども達のために自然を残してほしい。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自

表 7-1-2（130）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
436 （続き）		然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
437	私のまわりでは、この九州に一般のゴミではなく、産業廃棄物を一緒に燃す事が話題になってます。 本当に人事ではすまないです。 見えない場所で化学物質を出している事！！水源に影響が出る恐れがあるのでやめてほしいです。住民が反対していることに対して、きちんと説明や話し合いをしっかりしてほしい。ゴミを増やして、自然をこわさないでほしい。未来の子供達の為にもっと真剣にとり組んでほしいです。	産業廃棄物を含むごみを焼却することへの不安や、水源への影響を心配されるお気持ちは、地域の将来を大切に思われる立場からの重要なご意見として真摯に受け止めております。 見えない化学物質が環境に影響を及ぼすのではないかというご懸念も、地域の皆さまにとって大きな不安であることを理解しております。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響について事前の調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 本事業では、環境影響評価手続に基づき、大気・水・土壌などの環境影響について事前の調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで、災害時を含め環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。 災害リスクや地下水への影響に関するご意見は、事業内容を検討するうえでの重要な視点として確認しております。 また、住民の皆さまが抱かれる不安や疑問に向き合い、分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めることが必要であると認識しており、いただいたご意見は今後の検討において参考とさせていただきます。
438	上益城地域のエネルギー回収施設はとても心配です 水が飲めるのか大気がどうなるか？ 新規有害物質（PFAS 等）を受け入れるのか受け入れないのか はっきりして下さい。もし受け入れるのならばどのような対応をされますか？ PFAS を受け入れないならばその確認方法まで明らかにして下さい 熊本は水と自然が美しくて移住してきました。 命を第一に考えて下さい	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とさ

表 7-1-2（131）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
438 （続き）		れた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
439	大量の産業廃棄物を処理すると、自然を破壊し、地域住民の健康を害され、川の下流の住民の健康も害され、良いことは、何１つないので、産業廃棄物処理場は、建設しない方が、いいと思います。 五町町民毎詳しく正確な説明をした方がいいと思います。五町町民の賛同なしに決定し、運営しても、結局、立ちゆかなくなるからです。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
440	山地の役割である涵養により、熊本の地下水だけでなく、植物、動物達の生態系を形づくっているものを壊すような今回の事業は、そもそも慎重に行われるべきものである。 しかしながら、事業の説明会の不十分さ、事業回の不透明さを地元の方達から聞く機会があり、いったん事業を停止し、丁寧な説明を５町の住民ベースでまずは行うべきだと思います。更に山地から下の地域である熊本市民に対しても、問題提起を行い、パブリックコメント等で、広く意見を募るべきだと思います。 水俣病といった公害のあった熊本県だからこそ、軽々に実施する事業ではないと思います。	動物、植物、生態系については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡５町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和７年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計３回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和８年１月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
441	全ての町民（５町）にきちんとした説明がない上に同意を得てないまま、多くの人々が何も知らない状態で環境破壊や健康問題になり得る巨大なゴミ処理施設を建てる計画が進められていることは憲法違反なのではないでしょうか？ 高い場所である山にゴミ処理場を作る事はその土地だけではなく下に流れていく全ての街にも広範囲で影響が及ぶことは、少なくとも想像がつきます。人口が減っていく田舎に巨大なゴミ処理場をつくるのはなぜなのか？違和感しかありません。美味しい農作物、美しい自然、町民の健康を守り続けるのが、町や県の役割なのだと思います。白紙撤回を求めます。	地域の皆さまへの説明が十分でないまま計画が進んでいるのではないかというご懸念、また自然環境や健康への影響を心配されるお気持ちは、地域を大切に思われる立場からの重要なご意見として真摯に受け止めております。 山間部での施設整備が周辺地域にも影響を及ぼすのではないかというご指摘についても、その不安の大きさを理解しております。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響について事前の調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（132）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
441 （続き）		説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
442	産廃施設が本当に必要なのか？ゴミを減らす工夫の方が重要なのではないか？ 日本の資源は自然・山豊かな自然環境である。豊かな自然・山が失われた時、日本は終わる。そのことは高明な方ならわかっている。それは説明してくれれば誰にでもわかる。本質を通じてやってゆかねば、日本の未来は行き詰まるのではないか？産廃が必要になるほど便利なものや文明が進んだ今、過渡期ならぜひ全ての人々で話し合い、本質的な目指す”方向性”を明らかに、地元民も県民も国民も相互理解を深めた上で、慎重に進めてほしい。進んだ上で、また次の新しい話し合いを深め、国民県民、人々の納得ゆく美しい日本を、日本国民の意識と総意で創ってゆきたい。心からお願いします。民の声を聞き話し合いをして下さい。	ごみの発生抑制やリサイクルの推進が最も重要であるというご意見は、持続可能な社会づくりに向けた大切な視点として受け止めております。 一方で、現状ではリサイクルや再資源化だけでは処理しきれない廃棄物が一定量発生しており、適切に処理するための施設は必要とされています。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響について事前の調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。ごみを減らす取り組みと適正処理の両立が重要であり、いただいたご意見は今後の検討においても大切な視点として確認しております。
443	・まず、5 町の問題であるのに対して、説明会が 2 町でしかないこと。そして、年末年始という時期をはさんでいること。 ・熊本県全体の問題として、各自治体に対しても説明があるべきなのでは？	直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
444	これは、上益城だけに留まるだけの問題ではありません。熊本県だけでもない。このような自然豊かな場所にあえて焼却施設を作るということが理解できません。 PFAS、ダイオキシンなどの有害物質による健康被害が心配です。空気中に排出されたものは、必ず拡散され土壌に積もり、水にも含まれ、自然環境破壊・人間の健康被害につながります。これまでの日本でもそういった事例がたくさんあります。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・

表 7-1-2（133）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
444 （続き）	絶対大丈夫、絶対安心、などという安易な言葉では、私たちは安心できません。 徹底的に検査する、安全だというならば、それを証明できるデータを出してください。これからの時代を生きていく子どもたちに、安全な環境を残すことができる、という証明が、本当にできるでしょうか？住民の意見を無視してすすめるようなことは、絶対にやめていただきたいです。	漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 大気質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 PFOS 等は受け入れない方針のためモニタリングは必要ないと考えていますが、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
445	なぜ上益城郡五町の一般廃棄物の処理施設を作る計画だったのに産業処理施設に変更になったのか。産廃処理施設が必要であるならば差し替えるのではなく、一から計画しなければならないのではないか。（入札など行なわれたのでしょうか）、焼却後のものはどうするのですか？そもそも、24 時間稼動、1 日に 900t もの廃棄物はどこから集まってくるのでしょうか、今現在はどこに処理されているのでしょうか。 五町の方々が出すわけではないのに、十分に町民の方々に（町議や町長ではなく）説明、理解がされているのでしょうか。 住民の方々、特に建設に反対されている方に健康被害があった場合、どのように補償されるのでしょうか。 毎日 9:00-17:00 にトラック 660 台学校や保育園の近くを通ることは教育環境に適していますか？どれくらいの騒音、振動なのか検証されていますか？ 2021 年、静岡県熱海市で起きた大規模な土砂災害のようなことが起きたら、どのように許可した県も含めて、責任を取るつもりでしょうか？	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る

表 7-1-2（134）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
445 （続き）		環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 車両の走行による騒音、振動については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 また、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
446	九州の真ん中に位置する所で、見えないからと化学物質を出し続けるのは、この先の子どもたちの健康を守る為にも、よく考えてほしいと思います。一般ゴミだけでなくて、産業磨き物を一緒に焼やすと、内容が変更されていることも、ちゃんと市民の許可を得るべきではないかと思いました。 又、動き出すのだとしたら、煙の中にある毒素を完全に害のない状態にするよう、フィルターの安全管理を求めます。本当は、九州全体の命を生かすお水なので、施設を作る場所を、見当しなおして見直しをお願いしたいと感じています。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城

表 7-1-2（135）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
446 （続き）		地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、排ガス処理設備の安全性や管理体制については、法令や技術的指針に基づき、適切に運転・監視を行うことが求められており、本事業においても必要な環境保全措置を講じる計画としています。
447	環境、特に大気、水への影響を再考し、住民への説明を改めてすることを望みます。	大気質、水質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
448	初めに建設ありき… 聞けば説明会の日程を 12 月 25 日にしたとか… ありえません！子育て世代を無視してます？	説明会の日程について、子育て世代を無視しているのではないかとのご意見をいただきました。 しかしながら、特定の世代を排除したり、意図的に参加を妨げたりする趣旨で日程を設定したものではありません。 説明会の日程は、会場の確保状況や手続き上の期限など、複数の条件を踏まえて調整したものであり、住民の皆さまを無視する意図があったものではないことをご理解いただければと考えております。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。

表 7-1-2（136）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
448 （続き）		説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
449	・今回初めて、大規模なゴミ処理施設の建設を知りました。 ゴミ処理施設は何故急に 80 トン/日から、人口減少している傾向の中 24 時間稼動でそれも最大 900 トン/日の処理…その説明を全くわかりません。 ・環境問題が問題になっているこの時世に逆行していると思います。熊本は水俣の病問題をかかえている県なのに…終っていない。豊かな自然がなくなることに、さみしいです。 これから生まれている子供たちの為にも、私たち大人が向きあわないといけないと考えます。 ・この地域に住む、生活している人々の事への配慮お願いします。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
450	現在進められている産業廃棄物処理施設の建設に反対する。 ・説明がなさすぎること、あのような大きな施設が本当に必要なのか疑問である。24 時間稼動ってありえません	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。

表 7-1-2（137）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
450 （続き）		本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 焼却施設は、800℃以上で廃棄物を焼却する施設になりますので、24 時間連続運転となります。施設の始動・停止を毎日繰り返して運転すると処理効率が非常に悪くなり、また、膨大な量の重油を必要とすることから環境への負荷もより増大することになります。
451	・圧倒的な交通量が増えること。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
452	・大気汚染	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
453	・地下水問題	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利

表 7-1-2（138）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
453 （続き）		用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
454	・立地場所の地震とかの安全性	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
455	・近隣住民への説明が足りないこと。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
456	・ゴミ処理工場を作るのは環境破壊！キレイな水も汚すのも分かってる。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
457	・トラックの出入りもとてもこわい	事業実施の際には、安全に努めてまいります。
458	上益城郡 5 町の廃棄物は、現在熊本市の施設で支障なく処理されており、国の廃棄物処理広域化政策にも合致している。この状況下で、新たな施設を建設する必要性は乏しく、	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることか

表 7-1-2（139）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
458 （続き）	委託方式と比較した生涯コストの合理的検証も行われていない。 さらに、本来公共性の高い一般廃棄物処理を、民間産業廃棄物処理事業へ転化したことで、行政責任は後退し、環境・防災リスクのみが地域に集中している。 以上より、本件は政策判断・財政判断のいずれにおいても合理性を欠き、当該支出および事業推進は不当である。	ら、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としています。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。
459	計画地は活断層の近くにある崖で、大きな盛り土工事が行われると聞き、とても不安です。 盛り土は一度始まると元に戻せず、地震が起きたときの安全が心配です。熊本地震で盛り土造成地に被害が出たことも思うと、子どもや若者が安心して暮らせるのか疑問です。今のうちに計画を立ち止まって見直してほしいです。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
460	自然豊かな工場所に、あえて作らないでほしい。水質汚染・土壌汚染による健康被害はまちがいないです。本当に作らないで下さい。ご自分の家族が住んでいると考えて下さい	水質、土壌汚染については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
461	人と動植物の共存を第一に考え未来の子どもたちのために自然が一番だということを教えて下さい事業をしない事を考えてほしい	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
462	今回の施設の設置場所付近の道路状況は良く存じ上げておりますが、パッカー車搬入で片道 300 台超の通行が予想されていると言う事で周辺の環境変化に対して御社の見立ては大変に甘いと感じております。 大変少ない現在の状態からの急な変化に周辺住民の方も大多数が実感が沸いておられないと思われますのでパッカー車やそれに準ずるトラック（2t 以上）での実地実験をして頂きたい。往復で 660 台と言う規模を予定へ向かうことが予定されている 3 方向から全て走行させる実験をし住民の意見を聞いてから決めるよう求めます。	安全（交通）については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、ご要望のあった大規模な走行実験については、交通安全上の課題や周辺への影響を踏まえ、実施する予定はありませんが、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
463	基本的に地元町民に納得のいく説明がない同意の無い状態で進めるべきではないと思います。加えて責任の所在も明確に書かれない状態は問題です。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置

表 7-1-2（140）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
463 （続き）		する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。事業に起因して環境への影響が生じた場合には、法令に基づき、弊社が責任をもって対応することが求められており、弊社としても適切に責任を負います。
464	いったん破壊された環境を原状回復することの困難さはこれまでの数多の例で明らかです。また環境破壊による汚染された場合の責任の所在やとり方が明らかではないことも問題と感じます。 上益城郡が全九州の廃棄物の収積地となることを甘んじるには危険が大きすぎると思います。またその計画が住民へのさしたる情報公開もなされないまま隠密裏に進められることに憤り覚えます。	本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
465	焼却施設の建設に反対します！焼却施設の下流には、自然豊かな土地が点在しており、例えば山都町は日本一の有機農業で知られています。日本の焼却施設風力発電等の補助金システムのため、お金目当ての一部の人々の為私達一般庶民に害を及ぼす事は止めて頂きたい。他焼却施設の分別一斉焼却の比率など重要な数値の公表など透明な運営をお願いします。	本事業は、補助金の獲得を目的として計画しているものではありません。 地域で発生する廃棄物を適切に処理し、環境や生活環境への負荷を抑えるために必要な施設として検討を進めているものであり、事業の目的や内容は補助金の有無によって左右されるものではありません。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。 なお、数値の公表については、モニタリング頻度も含め、環境アセスメントの結果（知事意見や皆様からいただいたご意見も含む）を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。
466	太陽光パネル問題、PFASなどの水質汚染問題が取り沙汰される現代においてこのような施設を十分な住民説明なしに建設に向けた動きがあること自体良識を疑う事案と思います。 今後は真摯な対応や適切な情報開示など良識ある行動をよろしくお願い致します。 豊かな日本の、熊本の自然を、大切に次世代に繋いでいきましょう。	本事業では太陽光パネルを取り扱う計画はありません。 また、有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める

表 7-1-2（141）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
466 （続き）		特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
467	ゴミによる水質汚染の問題は社会全体の問題です。行政と共に私達が悔いを残さないようにするために、そして何よりも未来の子供達のためにも、上益城郡のゴミ処理計画の情報、詳細を明かす必要があります。一度水が汚染されれば、元の綺麗な水を取り戻す事は、大変難しい事です。 地域住民だけでなく、地域外の皆んなにも、巨大なごみ処理施設が本当に必要かどうか、処理施設を作って大丈夫なのか、納得できる十分な情報の公開と説明を希望します。	本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
468	まず、話しをするべき。従来の計画と大幅にちがう。過疎地だからと言って、土地を台無しにする。自然に生かされて生活をしている。水が大切だという事を心して欲しい。ゴミを増やさない様な施設を考える事の方が未来に残すべきであると考えます。とにかく、何で説明が十分にできないのか、その辺りもひっかかります。水の豊かな熊本県だからこそ土地にも、人にも、植物、動物、虫を大事にしていく様であってほしい。とにかく納得ゆくよう説明にして下さい。必要のない規模の施設、オカシイよ、絶対反対～！！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲

表 7-1-2（142）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
468 （続き）		に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
469	地下水の汚染のことをしっかりわきまえて決めて欲しい。地球のことを考えて限りある資源を大切にするとり組みこれからの子どもたちや動植物への影響を皆で考えるような機会を増やせたらと思う。 安心安全な水を守りたい。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 動物、植物については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価します。
470	産廃処理施設を作ろうとしてる人たちもそれに関わってる人たち皆、同じ土地、熊本・日本・地球に住んでいてその環境が汚染されて公害や自分にも返ってくる事をしっかりと考えて欲しいです。家族のことを...。	本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。
471	環境影響評価準備書の作成お疲れさまです。 さまざある計測、お手間大変なことと思います。 建設までのケアは細かいデータ、基準よくわかりました。 ・懸念しているのは、稼動後です。 ある程度厳しい基準で廃棄物、排ガス、水汚染などしっかり検査されるのか、され続けるのか。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定
472	・人は弱い生き物、どうしても利益のために、守れないことがあります。その危険性（今までの他の施設などでもあったはずです）どの程度認識されているか。 ・万一、環境破壊になったときの責任の所在をあきらかにして下さい。	施設の供用時においては、施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生防止に努めます。また、万が一、事故等が発生した際の緊急連絡体制の整備を含めた事故等対応マニュアルをあらかじめ整備し、適切な対応を取ることができるように定期的に訓練を実施するなどの対策を講じます。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。 そのうえで、事業に起因して環境への影響が生じた場合には、法令に基づき、弊社が責任をもって対応することが求められており、弊社としても適切に責任を負います。
473	とても迷惑だと思います。 熊本の歴史に恥じては熊の豊かさをこわすことは絶対にゆるされない事だと思う。	本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。
474	処理施設の建設反対 未来の子どもたちやここに住む人たちに喜ぶことをしよう。	本事業では、将来世代に負担や影響を残さないことを重要な前提としており、環境影響評価手続に基づき、大気・水・土壌などへの影響を国や県の技術的指針に沿って調査・予測し、必要な環境保全

表 7-1-2（143）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
474 （続き）		措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。 いただいた「未来の子どもたちのために環境を守るべき」というご意見は、事業を進めるうえでの大切な視点として確認しており、住民の皆さまの不安や思いに丁寧に向き合いながら、分かりやすい情報提供と説明に努めてまいります。
475	僕は建設予定地近くにある小学校にかよっています。 学校で、いもうえやいもほり、田植えや稲刈り等の授業があります。給食も自校式で地元の食材を使うこともあるので、水や空気がよごれると困ります。	本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
476	産業廃棄物の最終処分場を造るのは絶対反対です。 それも地域以外から運びこまれ、有害物質（PFAS 等）が命にとって大切な水をつくり出す山々を通汚染する可能性がある。	本事業では、最終処分場の設置は行いません。
477	評価の対象の化学物質等が少なすぎると思いました。また、環境への影響が、そんなにせまい範囲内でおさまるとは思えませんでした。 また、説明が山都町 甲佐町 嘉島町に行われないのが失礼だなと思います。交通の問題は、9～17 時に 300 台がマミコウロードのせまい道のぼり下りある道で安全に交通が行えるとは思えません。 特に冬場は路面凍結等もある地域だと思います。現実的とは思えない。乗せ降りもそんな平地ではないと思います。300 台往復の実証実験も必要だと思いました。	各項目の対象物質等は本事業により影響が想定される項目を選定しております。 また、影響範囲について、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。なお、車両の走行の実証実験は行う予定はありません。
478	自然豊かなこの土地にこのような施設を作る理由 なぜこの場所を選んだのか、明確な理由を明記して下さい。 貴社様に、貴社の社員様の家の隣にこの施設ができたときのことを想像してみてください。それは歓迎されるものですか？毎日以前と変わり安心してすごせるのでしょうか？ また遠方からのトラックでダンプ輸送、その運搬費、車両費ガソリン代、人件費その他諸々、コストと環境汚染、とても地球に優しい、とは言えません。 どうか、子どもたちにも胸を張れるお仕事をして下さい。持続可能な未来のためによろしくお願いいたします	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。

表 7-1-2（144）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
478 （続き）		また、ご懸念を重く受け止め、本事業では大気質や騒音・振動などの環境影響を事前に調査・予測し、周辺住民の安全と健康に支障が生じないよう必要な環境保全措置を講じる方針です。
479	5町の当初計画から内容が大きく変わっていることに不信感、不安、怒りすら覚えます。 住民無視で企業優先的な今日の計画は根本的見直しもしくは白紙撤回を希望します。 環境保全の見地より、地震多発地での施設において、汚染物質拡散のシナリオ情報不足です。建設を許可すべきではありません。	施設の供用時においては、施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生防止に努めます。また、万が一、事故等が発生した際の緊急連絡体制の整備を含めた事故等対応マニュアルをあらかじめ整備し、適切な対応を取ることができるように定期的に訓練を実施するなどの対策を講じます。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。
480	地下水の上流に位置する計画地で不安です。 一度汚染されると回復に長い期間がかかります。 災害リスクなど評価も不十分なため白紙撤回を求めます。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。
481	ゴミ問題は、我々住民にとって、最も生活に密着した最大の問題です。ゴミ処理場は、その地域に住む人々に、長い年月にわたり、多大な迷惑をかけることになります。自分達のゴミの為なら我慢もできましょうが、民間事業者のみならず九州外からの産廃ゴミまで、面倒を見なければならない状況も懸念されている状況を考えると、まだまだ結論を出すのは早いと言わざるを得ません。住民への説明会の不足、行政サイドの情報隠ぺい体質は、とても気になります。結論は、議論を尽して、もっと先に！！	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 最後に、「行政サイドの隠ぺい体質」とありますが、事業者としてそのような事実を一切把握しておらず、隠ぺいが行われているとは考えておりません。 ただし、行政の判断や内部の手続きについて事業者が言及する立場にはないため、行政運営そのものへの評価は控えさせていただきます。
482	自分達だってゴミを出しますから、処理については責任があるとは思いますが、そんな事以前に、こんな、だましうちのような作ってしまったもんがちのような、低俗なやり方にははらがたつ。仕事だから平気なんですか？自分の住む町に、それができたらどうですか？もっとスマートなやり方考えて下さいよ。悲しくなる。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。

表 7-1-2（145）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
482 （続き）		その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
483	環境への影響が心配です。野菜を多く生産する地域なので、大気、土壌、地下水への影響がひいては私達への身体、子どもたちにいってしまうことが心配です。 なぜ、当初の一般ゴミの処理施設が、なんの説明もなくほぼ産廃メインで、処理量も大幅に増えているのでしょうか。しっかり説明してほしいです。	また、各説明会においても、要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を用いて説明会で配布し説明をさせて頂きました。
484	環境保全の観点からゴミ処理場を建設することに反対します。何故ならば充分な話し合いが行われていないからです。とても重要な論点を含む問題であるにもかかわらず早急に建設を進めることは不健全な話だと考えます。ゴミ処理場を作るという事は住環境、水質、電気全てのリスクをひとつひとつ丁寧にクリアしていかねばならないと思います。その為の話し合いは必要不可欠ですし、町や県、国の立場は民主主義の立場からすると、常に住民の味方・環境保全の味方になるべきだと思います。まして産廃について言うと後付けの詐欺まがいの話だと憤慨してしまいました。どうか健全な民主主義の話し合いが実現できます様にお願い致します。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。

表 7-1-2（146）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
484 （続き）		また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
485	大気、土壌、水質汚染が心配です。	大気質、土壌汚染、水質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
486	本計画は、産業廃棄物を主とする大規模施設であり、子どもたちの健康や、将来への環境への影響を強く懸念しています。特に、地下水の使用や汚染が飲み水や農業用水に及ぼす影響について、十分な安全性が示されていません。 水と農業は一度失えば取り戻せず、将来世代に責任を持てる計画とは思えません。十分な検討がなされないまま進めることなく、影響の再評価と丁寧な説明を求めます。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
487	・当初説明があっていた一般ゴミの処理場から、上益城 5 町以外からも運ばれてくる産廃ゴミ処理場も計画されているということであれば、住民説明会を必ず開催するべきである。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット

表 7-1-2（147）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
487 （続き）		（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
488	・国の規制がない PFAS については、どう評価していくのか、説明をしてほしい。土壌にしみ込んだり、河川に流れ出たりする汚染物質をどう計測していくのか、また土壌や河川が PFAS 含む汚染されないようにどう対策していくのか説明が必要。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
489	農地の多い場所に土壌や水の汚染の恐れのある産廃施設を十分な説明なく建設して欲しくないです。県外からの産廃を受け入れる事も反対で、出来るだけ行政の関わりがあった方が良いと思います。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はあ

表 7-1-2（148）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
489 （続き）		りますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 「出来るだけ行政の関りがあった方が良い」というご意見については、関係行政機関の指導や制度の枠組みを踏まえつつ、モニタリング結果の公表など、地域の皆さまの安心につながる形での情報提供のあり方を検討してまいります。
490	産業ハイキ物はどのような物を持って来るのか。細かく列挙する。 行政の厳しいチェック組織を必ず必ず必ず作る。それが可能ならば、作っても良し。 ↓ 毒物などの基準値を決めて、違反者をきびしく取りしまる。	取り扱う廃棄物は、準備書表 2.2-2 に記載のとおりです。廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 行政の組織体制や監視体制については、事業者がコメントする立場にはありませんが、事業者として必要な管理措置を確実に実施し、適切な運営に努めることが重要であると考えております。
491	私達の体は約 70%が水でできています。 食物はすべてといっていい程水分を使います（魚、野菜、肉、加工品）。 寒暖の差がひどい昨今、環境悪化に加えて人間及び生物に不可欠な水の悪影響が懸念される事は由々しき事です！！	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
492	大気や土壌、河川や海への影響について心配します。今までの公害からも解るように、後々取り返しのつかない被害になっています。上益城 5 町の住民と、地域外への理解しやすい説明を希望します。家庭内から出すゴミ問題でもあり、自分ごととして考える大事なきっかけともなります。問題を公にしてほしいです。	大気質、土壌汚染、水質の影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
493	・焼却灰の処分所はどこになりますか、	焼却灰については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。
494	・地下水が汚染されることはないのでしょうか、	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
495	・自然破壊につながりませんか、	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
496	・大気が汚染されることはないのでしょうか、	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（149）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
497	本事業が開始された場合、一日 660 台のトラックが往来するそうだが、通り道であるマミコウロードは、小学生の歩く通学路でもあるので、再度調査して欲しい。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
498	PFAS の値も予測・測定して欲しい。（特に小学校内各所も）	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 大気質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 PFOS 等は受け入れない方針のためモニタリングは必要ないと考えていますが、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
499	特に子供への健康の影響が心配です。事前に正確な予想をして欲しいです。	各影響項目については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
500	施設だけでなく、一日 660 台のトラックが往来することによる近隣への騒音や大気汚染、動植物など環境への影響が心配。	大気質、騒音、安全（交通）について、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 動植物への影響については、上記項目で実施する環境保全措置を通じて、その影響を低減してまいります。
501	近くに保育園や小学校があるので、児童の通学路や校庭、プール等各所の汚染が心配。	各影響項目については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（150）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
502	煙突が当初の計画より高く建設されるとの事で、それに伴い、排出される煙が遠くまで届くと予想されますが、大気の測定地点も予定よりも遠い場所にも設けるべきだと思います。	準備書で予測した結果、最大着地濃度地点は排気筒から約 700m の地点となりました。測定地点についても、約 700m 付近で設定しているため、適切な位置であると考えております。
503	山の水が汚染されると下流への影響も必ずあるので、下流域への影響についても事前に調査して欲しい。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
504	農地の多い地域なので、地下水の汚染による農作物への影響が心配。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
505	大気や水質の汚染について、風向きに関わらず周辺の全ての地域（甲佐町・山都町含む）で測定してほしい。	本事業の影響範囲については、準備書「第 12 章 関係地域及びその認定理由」に記載したとおり、大気質、地下水、景観の影響範囲を踏まえ、対象事業実施区域周辺 2 ㎞の範囲を設定しており、その範囲内である地域において調査を行っております。
506	長期的な水質や大気の変化をあらかじめ予測して情報を開示して欲しい。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。
507	交通関係 私は、知人がこの地域におり、たびたび訪れます。 知人から、本計画ではマミコウロードを産廃運搬車が片道 330 台、往復 660 台も通行すると聞きました。ありえないことです。交通量だけの問題ではなく、安全性の問題、この良い環境や景観にも影響するものだと思いました。この評価には納得いきません。	景観、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
508	事業の背景 私は、知人から本計画のことを知りました。 本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更されたと聞いています。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。

表 7-1-2（151）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
508 （続き）	水と緑の熊本、公害である水俣病を経験している熊本県が、民間企業の利益のために動いていると感じ、残念に思います。 本事業に限らず、「大丈夫」ということだけを大きく打ち出して、開発を進めていっていることが多いことも残念です。 事業を一旦白紙に戻し、最初から計画し直して欲しい。その際には、どのような県を目指すのかといった、県民あげての議論を経てからにして欲しい。別の地域に同じような形で計画が持ち上がらないように。	その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
509	大気汚染について 私は、アレルギー体質で咳がひどくなったりします。一度なるとなかなかおさまらないことも多いです。また、目の痒みを伴うこともしばしばです。 大気汚染は県境や自治体の境界で区切られるものではなく、風向きや気象条件によっては周辺地域や他県にまで影響が及ぶ可能性があると思います。こうした広域性を踏まえた影響範囲の設定および再評価を行わない限り、本準備書に基づいて事業の妥当性を判断するのは適切ではないと思います。 アレルギーを持つ人は多くいます。私も含め、アレルギーを持つ者のために、設定の変更、再評価をお願いしたい。	本事業の影響範囲については、準備書「第 12 章 関係地域及びその認定理由」に記載したとおり、大気質、地下水、景観の影響範囲を踏まえ、対象事業実施区域周辺 2 ㎞の範囲を設定しております。
510	交通関係 私は、知人がこの地域におり、たびたび訪れます。 知人から、本計画ではマミコウロードを産廃運搬車が片道 330 台、往復 660 台も通行すると聞きました。ありえないことです。交通量だけの問題ではなく、安全性の問題、この良い環境や景観にも影響するものだと思いました。この評価には納得いきません。	景観、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
511	大気汚染について 私は、アレルギー体質で咳がひどくなったりします。一度なるとなかなかおさまらないことも多いです。また、目の痒みを伴うこともしばしばです。 大気汚染は県境や自治体の境界で区切られるものではなく、風向きや気象条件によっては周辺地域や他県にまで影響が及ぶ可能性があると思います。こうした広域性を踏まえた影響範囲の設定および再評価を行わない限り、本準備書に基づいて事業の妥当性を判断するのは適切ではないと思います。 アレルギーを持つ人は多くいます。私も含め、アレルギーを持つ者のために、設定の変更、再評価をお願いしたい。	本事業の影響範囲については、準備書「第 12 章 関係地域及びその認定理由」に記載したとおり、大気質、地下水、景観の影響範囲を踏まえ、対象事業実施区域周辺 2 ㎞の範囲を設定しております。

表 7-1-2（152）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
512	事業の背景 私は、知人から本計画のことを知りました。 本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更されたと聞いています。水と緑の熊本、公害である水俣病を経験している熊本県が、民間企業の利益のために動いていると感じ、残念に思います。本事業に限らず、「大丈夫」ということだけを大きく打ち出して、開発を進めていっていることが多いことも残念です。事業を一旦白紙に戻し、最初から計画し直して欲しい。その際には、どのような県を目指すのかといった、県民あげての議論を経てからにして欲しい。別の地域に同じような形で計画が持ち上がらないように。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
513	交通関係 私は、知人がこの地域におり、たびたび訪れます。 知人から、本計画ではマミコウロードを産廃運搬車が片道 330 台、往復 660 台も通行すると聞きました。ありえないことです。交通量だけの問題ではなく、安全性の問題、この良い環境や景観にも影響するものだと思いました。この評価には納得いきません。	景観、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
514	事業の背景 私は、知人から本計画のことを知りました。 本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更されたと聞いています。水と緑の熊本、公害である水俣病を経験している熊本県が、民間企業の利益のために動いていると感じ、残念に思います。本事業に限らず、「大丈夫」ということだけを大きく打ち出して、開発を進めていっていることが多いことも残念です。 事業を一旦白紙に戻し、最初から計画し直して欲しい。その際には、どのような県を目指すのかといった、県民あげての議論を経てからにして欲しい。別の地域に同じような形で計画が持ち上がらないように。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。

表 7-1-2（153）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
514 （続き）		本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
515	すぐ隣町に住んでいるのに、産業廃棄物処理施設ができる。更には当初の予定の 5 倍のごみの受け入れが可能な施設ができようとしている。ということを友人から聞くまで知らなかった。近隣住民への説明が足りないと思っています。周知徹底をお願いします。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
516	地下水は山の上から下へ、市内、有明海に向かって流れていくということは、益城町の住民への説明だけでは不十分と感じます。自然災害、人災、特に自然災害は近年、史上最大級など人の予測を超えたことが起こっています。その為、予想外の事が起きた時の影響範囲は益城住人だけでは決して足りないと思います。山都町、甲佐町、嘉島でも必ず説明会を開いて下さい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しい

表 7-1-2（154）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
516 （続き）		との要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
517	この地域は、先人の知恵と努力により現在の「水に困らない」土地になったことをご存じですか。もちろん、おいしいお米がとれる、きれいな水です。この地域の歴史を学べば学ぶほど、先人の知恵と努力に本当に頭が下がります。江戸時代の祖先は、当時の自分たちのためではなく、私たち子孫のために 52 年間かけて 341 万 8 千本の植林をしました。おかげで今は豊かに水を蓄える森林になりました。さらに、利水事業で木倉まで続く元禄・嘉永井手を作り、山の上にも水田が広がる光景がみられます。重機がなかった江戸時代に、山を貫くトンネルを掘って完成された井手はこの地域の宝です。 先人のおかげで御船は水不足に悩まされない、と地域の方も誇らしそうに話をされます。施設ができたら、水はどうなるのでしょうか。とても不安です。これまでのように安心して飲めるのでしょうか。地下水は守れるでしょうか。 先人が、子孫のために作ってくれた豊かな水を守らないといけません。私たちも、将来の子供のためにここの水は守らないといけません。産廃施設ができたら、水俣の前例もあるので正しく処理はされると思いますが、50 年後、100 年後の水の保証はできますか？ 今ある豊かな水を、汚染の危機にさらさないでください。施設の建設はやめてください。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 また、地下水位への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、御船町水道水源の天君水源地や川内田地区を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測されます。
518	この自然豊かな土地に産廃処理施設ができると聞いてとても驚いています。 地域の小学校に通う子ども達は、この地域の自然が大好きです。地域に住む子供たちだけでなく、特認校制度を利用して辺田見や滝尾、高木など、町内の様々な地区からこの学校を選んで通う子ども達も多いそうです。豊かな自然に囲まれて育つ子供たちは、優しく穏やかでのびのびとしています。学校の授業の中には、地域を歩き、季節の変化を感じたり地域の史跡や歴史を現地で学ぶことを重視されています。 子供たちはこの地域が大好きで、誇りに思い、将来は地域で生業を見つけ、生きていきます。私たち大人も、そんな子供たちを地域の宝として大事に見守っています。この地域はそのまま、豊かな今のまま、子供たちに残していかなければなりません。こんな自然豊かな校区は他にありません。誇るべきものです。 このまま計画が進み、施設ができてしまったら、奪われた自然、きれいな水、子供たちの誇りは取り戻せるものではありません。 どうか計画を撤回してください。豊かな自然が育んだ、豊かな心をもつ子供たちを守りたいです。地域の将来を担う子供たちのことを、町も業者の皆さんも考えていただきたいです。	地域の豊かな自然環境を大切にし、子どもたちの成長や学びを守りたいという強い思いは、地域の将来を真剣に考えられている立場からの大切なご意見として受け止めております。 子どもたちが自然の中で学び、誇りを持って育っているという地域の姿は、私たちとしても尊重すべき価値であると認識しております。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。 また、将来世代に負担や影響を残さないことを重要な前提として、環境保全対策の検討を進めております。 いただいた「子どもたちの誇りや自然を守りたい」というご意見は、地域の皆さまの不安や思いに丁寧に向き合ううえでの重要な視点として確認し、今後の説明や情報提供の改善に活かしてまいります。

表 7-1-2（155）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
519	この産廃施設の計画を、住民の方から聞きましたが、詳細を明かさないまま計画が進んでいるとのことで、それはおかしいと思います。この土地で生活を営むのは、住民です。ごみを出すのも私たちで、できる限り出さない努力や工夫は必要だと思います。しかし、当初の予定とは量も計画も変更があり、納得いっていないとのこと。 熊本は、他の県もですが、住民が声をあげる前に、「これはおかしい」と気付く前に、十分な公開や話し合いもせず、計画された事業を進めてきました。専門的な言葉や、数字を並べても、専門家でもない私たちが理解するためには、自分たちで学習していくしかありません。日々の生活に追われる中で、学習に割く時間も労力も十分ではありません。 川辺川ダム問題、水俣病問題など、住民側からすれば「だまされた」と思うような、承諾を得るやり方が行政からなされたのも事実です。明らかに民主主義に反します。結果、住民同士の対立・地域の分断、差別問題を招きました。生まれ育った愛着のある土地を離れざるをえない住民もいました。過去に学び、繰り返されてはいけないことです。行政や業者の方は、数年たてば担当も変わり、規模や計画も変わっていくので、痛みはないでしょう。しかし住民はそこに住み続けます。澄んだ空気や水が変わってしまうのを一番実感します。 今回の計画を聞いて、同じことが繰り返されていると感じました。どうか、住民ありきで話をしてください。謝罪や補償で済む問題ではないはずです。民主主義の本来あるべき姿に戻して、過去の失敗に学び、同じ過ちを繰り返さないでください。問題点を明らかにし、住民の不安・疑問に真摯に向き合って議論を尽くしてください。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
520	産廃処理施設が小学校の近くに計画されているとのことで、とても不安を感じました。小学校は、地域に根差した学校で、地域に出向いて地域の方の話を聞いたり、農業体験をよくされています。もちろん、徒歩で学校に通う子どももいます。地域の中を歩くことも多く、毎年 12 月に行われる持久走大会は、道路を走ります。 施設ができたら、マミコウロードや高速道路を使って大型車の往来が格段に今より増えるため、交通事故の恐れが容易に想像できます。子供は注意しながら歩くと思いますが、何がきっかけで事故に遭うかわかりません。やはり怖いです。どうして小学校の近くなのでしょうか。もし命を奪うような事故があったときには、責任は誰がとるのでしょうか。この、子供が行き来するのどかな地域に施設をつくるのはやめていただきたいです。	景観、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
521	建設予定地は、子ども達の通学路で、朝・夕、地域の子ども達が歩きます。また学校では地域学習で畑に行って体験学習をしたり自然を見つけたりと、地域を子ども達がよく歩きます。1 日 330 台の運搬車、往復で 660 台になるとのことですが、現在と比べものにならないと思います。こちらが常に気をつけなければならないのでしょうか。ずっと、落ち着かない生活を強いられるのでしょうか。子ども達だけでなく高齢の方も多いです。もし	車両の走行について、環境保全措置として、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することとしており、安全対策を実施したうえで、事業を進めてまいります。

表 7-1-2（156）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
521 （続き）	何か事故があったら誰が責任をとるのですか。	
522	2.1.2 事業の背景・経緯 本事業の成り立ちを確認すると、当初は複数町による一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、その後の経緯の中で、民間事業者による産業廃棄物処理施設へと性質が大きく転換している。しかしながら、町民の多くは本計画を「5 町のごみ処理施設」として理解しており、なぜ、いつ、どのような判断によって民間による産業廃棄物処理事業へ変更されたのかについて、十分かつ具体的な説明はなされていない。一般廃棄物処理と産業廃棄物処理では、事業目的、責任の所在、処理内容、想定される環境負荷や住民生活への影響が本質的に異なる。にもかかわらず、この極めて重大な計画変更について、町民への説明や合意形成が適切に行われた形跡は見受けられず、行政および関係機関の説明責任が果たされているとは到底言えない。計画の前提条件が大きく変化しているにもかかわらず、その必要性や妥当性が十分に検証されないまま事業が進められていることは、住民の理解と信頼を著しく損なうものであり、手続きの公正性にも重大な疑念を生じさせる。 以上のことから、本計画は現行のまま進められるべきではなく、事業の成り立ちや性質変更の経緯を含め、ゼロベースでの再説明および再検討を行うことが不可欠である。町民の理解と納得を欠いた計画は、到底容認できない。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
523	6.2 方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解 表 6.2-1(1)住民への説明 本事業に関する「方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解」では、地域住民への周知と丁寧な説明を行うことが明確に求められている。しかし、御船町における実際の周知状況は著しく不十分であり、事業者が掲げる「丁寧な説明に努める」という文言は、現状では単なる形式的記載に過ぎない。特に市街地に居住する多くの住民は、本事業が大規模な廃棄物処理施設の整備を伴う重大な計画であることすら知らされておらず、この状況は説明責任の放棄と言わざるを得ない。 廃棄物処理施設は、地域の環境・健康・生活に長期的かつ深刻な影響を及ぼす可能性がある事業である。にもかかわらず、住民が基本的な情報すら得られないまま計画が進められている現状は、住民参加の原則を根本から損なう重大な問題である。行政・事業者は、御船町の回覧板等を用いて準備書要約版を全戸に配布し、住民が確実に情報を受け取れる体制を直ちに整えるべきである。また、住民が参加しやすい説明会を再度開催し、住民の意見を真摯に受け止める姿勢を示すことが不可欠である。 以上の理由から、周知不足が解消されるまで事業を進めるべきではなく、事業内容・規	準備書の公告・縦覧及び公表並びに説明会開催の公告は、熊本県環境影響評価条例及び同施行規則に基づいて、県公報への登載、町掲示板への掲示、町ホームページ・広報紙への掲載、事業者ホームページへの掲載により実施しました。また、関係地域の御船町、益城町以外の嘉島町、山都町、甲佐町についても、縦覧場所では無いものの、任意で見ていただける形を取りました。 公表図書については、ホームページからダウンロードも印刷もできる形で公開しました。 準備書説明会で使用した資料や準備書説明会における質疑応答の概要につきましても、ホームページで公開しました。 また、準備書説明会において、意見書提出期間が年末年始を挟むので延長してほしいとの要望をいただきましたので、縦覧期間及び意見書提出期間を令和 8 年 1 月 19 日まで延長しました。

表 7-1-2（157）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
523 （続き）	模・立地の妥当性について全面的な見直しを強く求める。	
524	8.8 土壌汚染 御船町で暮らす一人の主婦として、本事業の土壌汚染に関する調査と評価には強い不信と危機感を抱いています。方法書ではダイオキシン類と水銀だけを調べ、「影響はほとんどない」と結論づけていますが、これはあまりにも不十分です。土壌汚染の懸念はこの二つに限られません。PFOS・PFOA などの有機フッ素化合物、その他の重金属類、長年の産業廃棄物処理施設から染み出してきた可能性のある多様な汚染物質が存在します。これらは環境中で分解されず、人体への影響も深刻で、国際的にも問題視されています。それにもかかわらず、調査すら行われていない現状は「安全」ではなく「未調査」であり、住民の健康を守る姿勢が欠けていると言わざるを得ません。 私たち御船町の市街地の飲み水は地下水に依存している家庭も多く、土壌汚染はそのまま子どもたちの飲み水の汚染につながる重大な問題です。この点についての評価も全く不十分です。美しい里山と清らかな水は、私たち家族の生活を支える大切な宝であり、一度汚れれば元には戻りません。 以上の理由から、調査項目の抜本的拡大、過去の蓄積汚染の再評価、地下水への影響調査のやり直し、そしてこれらが完了するまで事業の見直し・中止を強く求めます。住民の命と暮らしを守るため、安易な「問題なし」という結論は到底受け入れられません。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
525	8.13 人と自然との触れ合い活動の場鼎春園 本事業の「人と自然との触れ合いの活動の場」に関する調査内容に強い疑問と不信感を抱いています。準備書では、鼎春園について「冬・春・夏・秋いずれの季節も利用者の確認はなかった」と記載されています。しか	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの

表 7-1-2（158）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
525 （続き）	し、これは明らかに実態と大きくかけ離れています。鼎春園は、私たち御船町民が年に数回開催されるマルシェで利用しており、その際には市街地から多くの住民がマミコウ道路を通って訪れています。実際には家族連れや子どもたち、高齢者まで幅広い住民が集う大切な交流の場です。 それにもかかわらず、「利用者なし」と断定する調査結果は、地域の実情を全く把握していないか、極めて短時間・限定的な確認しか行っていないとしか思えません。交通影響についても「影響は小さい」とされていますが、マルシェ開催時には車両の往来が増え、交差点周辺の混雑も実際に発生しています。生活者として日々道路を利用している私たちから見れば、この評価は現実を無視したものです。 このようなずさんな調査で「影響なし」と結論づけられていることに強い不安を覚えます。鼎春園の調査がこの程度であるなら、他の項目も同様に不十分なのではないかと疑わざるを得ません。 以上の理由から、実態に基づく再調査と、住民の声を反映した評価のやり直しを強く求めます。	影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
526	「燃やしてエネルギー化」が循環型社会形成推進基本計画に反している。 本事業では「燃やしてエネルギー化」することが、準備書第 2 章および第 11 章において、事業の効果として示されています。 しかし、この考え方は廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を優先することを基本とする循環型社会形成推進基本計画の理念と整合しないと考えます。 また、条例第 11 条および第 12 条が求める「環境影響の総合的評価」および政策との整合性の観点からも、単にエネルギー回収を評価するだけでなく、廃棄物の削減や資源循環への影響を含めた検討が必要です。 本事業が循環型社会形成推進基本計画とどのように整合しているかについて、具体的かつ丁寧な説明を求めます。	循環型社会形成推進基本計画では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定しています。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。廃棄物の削減は排出事業者の責任となりますが、資源循環への影響を考慮して予測評価しています。
527	周辺地域の人口減少が、この事業施設が出来ることで懸念されます。こんなに巨大な施設が出来てしまうと、せっかく、小学校、保育園があるのに、移住しようという人がいたとしても選択肢から外してしまうと思います。 事業者の皆さんは、このような施設が出来る場所に住みたいと思われますか??安全だというなら、なぜ山の中にひそかに、計画変更したこともすぐに知らせずにこの事業を進めているのでしょうか。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。

表 7-1-2（159）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
527 （続き）		本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
528	リサイクル施設から出るガスなどによる健康被害がとっても心配です。 東京都杉並区での「井草森公園周辺環境問題」や「杉並中継所周辺環境問題」にあるように、不燃ゴミを圧縮するだけでも、人体に悪影響を及ぼすガスが発生し、化学物質過敏症や原因不明の体調不調者が続出する環境問題となっています。 本来、5 町のゴミ処理施設ならば、1 日 15t のリサイクルゴミ処理で良かったものが、900t/日もの処理をする施設になり、その分、人体に悪影響を及ぼすガスの発生量が増えるわけです。そして、国が安全基準を厳しく定めていないリサイクル施設となると健康被害が出た際、どのように責任を取るつもりですか？責任が取れない施設の建設に反対します！！	排ガスの影響については、焼却施設及びメタン発酵施設から排出される排ガスを予測しております。予測結果は、準備書「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 また、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
529	環境の変化により毎年のように大雨や地震など災害が起きている中、住民の生活の場に隣接した場所に建設することに不安を感じます。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
530	近隣には小学校もあり、子ども達の通学路にもあたる。交通量が増えることでの大気汚染や、子ども達の事故の心配などが懸念される。子育て世代や体調を崩している方にとっては、車の振動や音もストレスになりうる。公共施設や住宅などもある中での建設はどうなのか。	車両の走行による大気質、騒音、振動、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
531	当初、地域のゴミの焼却所としての説明から、広域の産廃の処理と内容が変わったと聞いています。住民の方々の納得と合意の得られないまま計画が押し進められてゆくことに不信感を抱きます。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。

表 7-1-2（160）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
531 （続き）		本事業スキームは、上益城郡５町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
532	私は埼玉県所沢市の高校に通っていましたが、その地域はダイオキシン汚染により大きな問題が起きました。予定地は近隣に民家や学校、老人ホームなどもあり、畑や田んぼ、農地もあります。 継続して排出される排気や排水は微量であったとしても周辺に広域にわたり蓄積され、その土地を汚染し、そこに暮らす人々の健康に影響を与えてゆきます。一度汚染された土地を戻すことはとても大きな労力、お金もかかります。保障の問題も出てきます。人々の暮らしに隣接しておりそこに暮らす人々が安心して暮らせなくなる、近くに川などもあり広域に汚染が広がる可能性もある事を考慮し、見直しを求めます。	大気質については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 また、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
533	エネルギー回収施設とか、地域循環共生圏とか、いかにも良さそうな言葉を並べているが、その地の住民が排出していないものを他所から持ってきて、なぜそれが地域循環になるのか、欺瞞的である。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
534	現在上益城郡五町のゴミ処理は熊本市に持って行っていると聞いた。熊本市で焼却する余裕があるのならば、そのまま委託方式でいいと思う。建設費用もかからないし、国も広域処理施設を薦めている。	現在、上益城郡５町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡５町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
535	日本は焼却炉数が世界一です。地球温暖化に拍車をかけるのですか？上益城は現在ゴミ処理を熊本市に委託してます。そのままでいいと思います。	現在、上益城郡５町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡５町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としています。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。
536	工場内に降った雨水は調整池に溜めておいて上澄み部分を用水路に流すという計画は川の汚染、ひいては海の汚染に繋がる。やめてほしい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。

表 7-1-2（161）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
536 （続き）		廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
537	環境アセスの真っ只中に広域連合会長が「事業の計画を早急に進める」と公言。極めて問題発言である。	行政関係者の発言内容や意図については、事業者が評価・解釈する立場にはなく、行政の組織体制や判断についてコメントすることは控えさせていただきます。
538	どうして一般廃棄物処理施設の計画で用地買収した土地を産業廃棄物処理施設に変更するなんてことができるのですか？非常識です。もう一度一から出直すべきです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
539	今まで水道水については一言も触れてなかったのに、今回突如として水道水使用を言い出したのは何故か、説明すべきである。また、関係機関は認めたのか？それはどこか説明すべきだ。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
540	地下水を使用するとの事ですが、水位を下げない対策が地下水財団への寄付とは驚きです。どこに寄与されるかわからないとの事で、無責任過ぎます。しかも地下水財団寄付は税金控除対象とか、なんの努力も認められない。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万t/年）の約0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約

表 7-1-2（162）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
540 （続き）		1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
541	透き通った青空を見られなくなりました。熊本の空がいつの間にか灰色に感じます。大気が汚染されています。これ以上汚さないでください。大型焼却炉建設に反対です。	大気質については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
542	熊本地震から10年が経過しようとしています。「熊本では大地震は起きない」なんて変な自信を語る人もいましたが、自然は過酷でした。今も忘れません。想定外では済まされません。弱い地盤の所に産廃施設を造らないでほしい。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
543	マミコウロードは自転車の競技者や愛好家が利用してます。とてもいい環境で気に入ってます。660台もの運搬車、困ります	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の大型車両の通行台数を予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、生活道路における安全性は重要な観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。
544	“PFAS含有物は持ち込まない”とのことですが、PFAS含有していないものを探す方が難しいです。PFASは高温処理すると言っても本当に出来るかは不明。水俣の二の舞にしないで欲しい。撤退して下さい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
545	250t/日の地下水をくみ上げることで下流の水位が下がる懸念を質問したところ“熊本の地下水総量からするとごくわずか”と解答されましたが、地下水は全てつながっているわけではなく、流れている地下水を考えるとごくわずかとは言えません。実際サントリー	PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・

表 7-1-2（163）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
545 （続き）	は年間 1183t 揚い購入していることで近くの井戸の水位も下がっている。処分場はそれよりもっと多い量を使うのに水が大丈夫とは言えない。	漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。
546	益城郡 5 町はゼロカーボンシティーを表明しているのにもかかわらず、燃やせば CO2 ガスは発生します。一企業が 5 町が表明しているゼロカーボンシティーをないがしろにするようなことはあってはならないと考えます。	当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。
547	災害ゴミを持ち込むとありますが、東日本大震災のように核災害が起きた場合、災害ゴミは引き受けるつもりいるか？	なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
548	表 8.3-6 と表 8.3-7 振動レベルの予測結果が平常時と繁忙期が載っているけれど、繁忙期が振動レベルが低いのはなぜなのか？説明がない。	廃棄物の搬出入車両における振動の予測結果は、廃棄物の搬出入車両が走行する時間帯において、各時間帯に平常時、繁忙期それぞれ将来交通量を想定して設定しております。この際に平常時、繁忙期の各時間帯の一般廃棄物の搬出入車両台数は、御船甲佐クリーンセンター等の実績値に基づいて設定しております。予測結果は、最大である時間帯の結果を示しております。各時間帯の車両台数が全ての時間で平常時より繁忙期のほうが台数が多くなるということではなかったため、平常時が大きくなる時間もあったこととなります。
549	災害ゴミの処分も担うとのことですが、3.11 を見てもわかるように核災害が起こる可能性も否定出来ない。放射能汚染された物も持ち込まれないと言えるのか？疑問です。（実際 3.11 の汚染土も全国にバラまかれようとしています。）	本事業において放射性廃棄物は取り扱いません。
550	紙オムツのリサイクルは経済的理由で断念とのことですが、と言うことは利益が出ない処分方法は行わないと理解しました。今後処分方法のわからない PFAS はそのまま“適切な”処分が行われなくなる懸念があると思います	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確

表 7-1-2（164）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
550 （続き）		認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
551	排煙をバグフィルタを通すとおっしゃられましたが、新たな産廃を生み出すことになります。バグフィルタにはあらゆる汚染物質が付着します。“適切な処理”が本当に出来るのか？疑問です	バグフィルタで発生する飛灰については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。
552	一番の懸念は PFAS による“環境”汚染です。現在、PFOS、PFOA に関して水道水基準は決められているが、今後世界の流れでも多くの種類が規制対象になると思われます。その場合も適切に処理を行ってもらえるのか？疑問です。規制前は受け入れられていた産廃も受け入れないと本当に出来るのか？	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
553	ゴミ処分は公共のインフラと考えます。民間企業が行うには利益を出さなければなりません。先日の住民説明会において、御社は「これから人口減少になるから…」とおっしゃられていました。であるならば排出されるゴミの量もおのずと減っていきます。産業ゴミに関しても今後本当に増えているのでしょうか？大規模な施設を建設してもゴミが集まらなければ採算は見込めません。そのような状態に陥った場合、当初の説明と異なるゴミの処分方法に変わるのではないかと危惧します。ゴミの処分は地域毎に担う方法にすべきです。	熊本県内の一般廃棄物発生量については人口減少に伴い今後減少していくものと想定していますが、産業廃棄物発生量については企業進出やそれに関連する需要増に伴い今後増加していくものと考えています。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画ですので、将来も処分方法は変わりません。
554	焼却処理の過程で発生する熱エネルギーを最大限に回収し、化石燃料に頼らないエネルギーとありますが、焼却処分になるゴミは石油由来製品であれば結果的に化石燃料を使っていることになりませんか？（燃えにくいから…と言う理由で燃料に重油やプラスチック製品を投入しませんか？）	プラスチックは、製造段階で温室効果ガス排出量がカウントされていますので、廃棄物の焼却施設で発電された電気は非化石エネルギーとなります。 焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸

表 7-1-2（165）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
554 （続き）		化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指す計画です。 また、一般廃棄物と産業廃棄物を混合することで十分な発熱量を確保できますので、廃棄物の燃焼中に助燃材（重油など）を吹き込む必要はありません。
555	嘉島町長は 2006 年のお便りに『水の郷の保全と魅力発信。私たちのアイデンティティである清らかな水と緑を守り抜きます。』とありました。しかし、上野地区に産廃処分場が出来れば嘉島町の水と緑は守れないと考えます。横田基地、嘉手納基地の PFAS 汚染を見ればあきらかです	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 横田基地、嘉手納基地の PFAS 汚染は、泡消火剤の流出事故が原因とされており、廃棄物の焼却が原因ではありません。
556	当初の説明から時が経つごとに変化しています。施設で使用する水も水道水も使うようになると言い始めました。それ程大量の水を使うと言うことが後々に出てくることから不信につながります。今後も“やっぱり水が足りません”と言われかねないと思います。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
557	エネルギー回収施設の概要にどの位の温度で燃却するのか書かれていない。	廃棄物処理法における焼却施設の構造基準では、次の要件を備えた燃焼室を設けることが求められていますので、構造基準に適合する施設を建設します。 ①燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること。 ②燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。 ③外気と遮断されたものであること。 ④燃焼ガスの温度を速やかに 800℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 ⑤燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
558	再合成されたダイオキシンを捕集したバグフィルタはどのように処分をするのか？	バグフィルタ内に設置したろ布の上部から圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とします。払い落とした微粒子は、飛灰として回収します。 また、バグフィルタを交換する際は、バグフィルタを養生し、バグフィルタ内に設置したろ布を取り外し、新しいろ布を取り付けま

表 7-1-2（166）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
558 （続き）		す。使用済みのろ布は焼却処理や溶融処理、埋立処分されるのが一般的です。
559	排ガス中のばいじん対策として使用されるバグフィルタのダストの漏れを常時監視するダストモニタは使用するのか？使用するとして全てのバグフィルタに設置するか？	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 また、バグフィルタ内に設置したろ布の上部から定期的に圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とすことで、ろ布の目詰まりを防止します。 操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
560	県外搬出ごみが大量に出ていると当初から説明がありましたが、H30 は 427 千ｔだったのに対し、R5 は 230 千ｔまで減っているという情報がありました。この情報でもゴミは減っていることが裏付られています。大規模な産廃処分場は必要ですか？	県外への搬出量が減少していることは、県内での廃棄物処理体制が充実に向かっていることと推測します。引き続き、産業廃棄物の県外搬出ゼロに貢献できるよう、当社としても取り組んで参ります。
561	説明会において、住民の方からの疑問に対し「シミュレーションをしているから大丈夫です」と言われましたが、気候が大きく変化している現在において、これまで使えていたシミュレーションが通用するのでしょうか？将来に対して、現在のシミュレーション結果だけで安全を担保出来ますか？	予測は最大影響を想定して予測を行っており、準備書「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 また。将来に対して、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定
562	2.2.5 主要な施設及び設備の概要 (1)廃棄物処理、エネルギー回収フロー 特別管理産業廃棄物の判定基準を超える有害物質を含む廃棄物……は取り扱わないとありますが、基準以下だったら取り扱うのですか？	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準を指します）を超える有害物質を含む廃棄物は扱いませんが、基準以下のものは通常の産業廃棄物となりますので扱います。また、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物等は扱いません。
563	嘉島町に在住して 74 年、自然が無くなってきたことを大いに感じる。60 年程前では、地元幾ヶ所で地下水が湧いていて、のどが乾いたらその場できれいな美味しい水が飲めた。庭には大小さまざまな蛙がピョンピョン跳ねたり、幾種類のトンボも蝶々も、また沢山の昆虫もいて楽しませてもらった。それが何年単位か判らないが今では一変してその環境は目にしなくなった。原因は沢山あるだろうがそのひとつに水（地下水含む）だろうと思う。また、その水の中でも、田んぼに使う農薬である。昔もホリドールという劇薬を使用していたが田に生える草は人の手によって取り除かれていた。今では田植えの後田んぼの中に入って除草する人を見かけることもなくなり、十数年前まで見かけていた（隣の	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。

表 7-1-2（167）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
563 （続き）	田んぼから道路を横ぎり隣りの田んぼに走り行く蛙達）を今は全くなくなった。水によって自然が奪われてしまっている。現在では小さな生き物が犠牲になっているが時おかずして人々にも起こることであろう。人が飲める地下水保全を切に願いたい。また、蛙の大行列を目の当たりにすることを願いたい。人間が安全に生きる為に人間がそれを壊してはならない。瞬に人間が存在しなくなる	
564	上益城5町のうち、説明会が開かれるのは御船町と益城町のみである。嘉島町、甲佐町、山都町で説明会を開かない理由は何か。環境アセスメント条例では、「準備書の縦覧期間内に関係地域内において準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない」とある。今回、ゴミの集収を行う範囲は熊本県全域となる可能性があると思うが、県内他市町村での説明会の予定はないか？	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
565	12月16日の説明会で、人口減が見込まれ、規模の縮小が見込まれるからこそスケールメリットで大規模化が必要という説明がありました。スケールメリットを生かすためには、地域外から大量の産廃を持ち込むことになるが、環境のためにはなるべく分別して資源化し、ゴミの分量を減らすことが重要であるという考えと矛盾する。廃棄物を焼却すれば有害化学物質や重金属等、環境を汚染する可能性が大きい。地域にとって大規模化のメリットがあるとは考えられない。ゴミの量が不足した場合、リサイクル可能なものを焼却しない保証はあるのか？	本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画ですので、将来も処分方法は変わりません。
566	マミコウロードは片側一車線の一般道路であり、大型トラックが大量に通行する前提とした構造ではない。にもかかわらず、本計画では産廃運搬車が片道330台、往復660台も通行するとされている。実際、児童が通学路としている道路にこれほどの大型車輌が常に通行するということは、大変危険であり、交通影響評価として容認できない。	安全（交通）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
567	本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更されている。市町村の住民の一般廃棄物処理は、市町村の責任において公共性を前提に行われるべきもので、住民理解が不可欠である。それにも関わらず、本計画では事業の性質が大きく異なる産業廃棄物処理事業へと転換されているが、なぜ変更となったのか、県はどのような判断のもとで関与しているのか、十分な説明がされてない。計画の前提条件が大きく変化している以上、その必要性や妥当性については、改めてゼロベースで検証されるべきである。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。

表 7-1-2（168）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
567 （続き）		本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
568	リサイクル施設や焼却施設では木くずを扱うことになっている。木くずの中には、放射能で汚染されているものもあり、燃焼後の灰が放射能が濃縮されている例もある。「放射性廃棄物は取り扱わない」のであれば、焼却施設で受け入れる廃棄物がどこから運ばれてきて、放射能等の有害物質に汚染されていないかを確認する必要がある。排出先との契約書に明文化し、必ず測定すべきである。	どこから放射能に汚染された木くずが搬入されると想定されているのか、現時点では情報が判然としておりませんが、弊社としてそのような木くずを取り扱う予定は一切ありません。 本事業で受け入れる産業廃棄物は、法令に基づき受入可能な品目に限定されており、放射性物質を含む廃棄物は対象外です。 また、搬入される廃棄物が適切なものであることを確認するため、排出事業者との契約内容の明確化や、必要に応じた測定・確認など、事業者として実施すべき管理措置を適切に講じる計画です。 不適合物が混入しないよう、受入時のチェック体制を整え、基準に適合しないものは受け入れない運用を徹底します。
569	「関係地域は、（中略）事業実施想定区域（排気筒）から半径 2km の範囲に含まれる上益城郡御船町及び益城町とした」とあるが、大気や水環境への事業の影響範囲は、実際はもっとずっと広いと考えられる。海外では、数十 km まで影響があるとの文献もある。山形県上山市の上山地区エネルギー回収施設では、5km 先のマンションベランダで鉛やカドミウム等の重金属類が発見されたなどの実例もある。関係地域については、改めて見直し調査を行うべきである。	関係地域については、各項目の予測結果を踏まえ、設定しているため適切と考えております。
570	一般廃棄物処理は、市町村が責任主体となり、公共性と住民合意を前提に進められるべき事業である。それが、県の関与のもとで、性質の大きく異なる民間の産業廃棄物処理事業へと転換されたのであれば、その理由、代替案の検討状況、県としての判断基準が明確に示されなければならない。にもかかわらず、準備書では事業転換の是非そのものが検証対象から外され、あたかも当初から民間産廃施設であったかのように扱われている。このような整理は、事業の前提条件を意図的に不可視化するものであり、住民の理解と信頼を著しく損なう。 県がどの段階で、どのような理由により、この計画転換に関与したのかを明確にし、その妥当性を説明しない限り、本事業の環境影響評価を進めることは適切ではない。計画の成り立ちを含めた再検証を強く求める。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。

表 7-1-2（169）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
571	環境影響評価制度は、本来、事業の必要性や計画の妥当性を含め、環境の保全の観点から事業を根本的に検証するための制度である。しかし、本準備書における評価の進め方は、その制度趣旨から大きく逸脱している。	準備書は、方法書及び方法書に対する知事意見を踏まえ、熊本県環境影響評価技術指針に基づき作成しており、適切であると考えます。
572	事業の背景・経緯に関して 5町の当初計画は一般廃棄物処理施設の計画でした。県が仲介をして業者と5町を引き合わせたといありますが5町が購入したその土地は、一般廃棄物処理施設として購入しているのだから別の話として用地獲得をするべきではないでしょうか。また地権者にも事前の了解が必要だと思います。それなのに地域住民におろか町議会にも秘密裏に進められたこの計画を認めることはできません。住民無視の今回の乱暴な計画を白紙撤回してください。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
573	友人から話を聞いて驚いています。今時そんな乱暴な話が通用するのですか？日本の民主主義をそんなに踏みにじってもいいのでしょうか。主権在民、主権は国民。住民にあるのです。住民そっちのけで県が、自治体首長が企業が秘密裏に推し進めた今回の計画に断固反対します。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、 財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、

表 7-1-2（170）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
573 （続き）		上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
574	当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間の産業廃棄物処理施設へと変更された経緯について、準備書では判断過程や根拠が説明されていない。公共性の高い計画が性質の異なる民間事業へ転換された以上、県がどのような理由で関与し、なぜこの結論に至ったのかを明らかにすべきである。説明を欠いたまま評価を進めることは手続き上不適切である	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
575	本事業では、一般廃棄物処理計画から民間の産業廃棄物処理事業へと性格が大きく変化しているにもかかわらず、その妥当性を検証	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。

表 7-1-2（171）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
575 （続き）	しないまま環境影響評価が進められている。これは事業を所与の前提として影響を小さく見せる手続きに陥っており、環境アセス制度の趣旨を空洞化させるものである。計画の成り立ちから含めた再評価を求める。	
576	第2章2.9搬出入計画について ●山間地に搬出入することは平たん地とは違いがあります。 産業廃棄物車両、一般廃棄物車両の台数については繁忙期の最大値を反映した車両台数を算出し走行実験を行ってください ●配車システムの導入について 車両は必ず往復で走行します。搬入については予約で時間を管理できるとありますが搬出についてはどう管理するのか記載がありません配車システムについて詳しく説明をお願いします	準備書では、廃棄物運搬車両の繁忙期も予測しております。また、ご指摘の走行実験は行う予定はありませんが、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。 配車システムについては、「どの排出事業者の／どんな廃棄物を／どの車両が／いつ（○月○日）／何時頃にどこで積み込んで／何時頃にどこで荷降ろしするのか」の入力された情報から車両毎に1日の運行計画を作成し、特定の時間帯に搬入車両が集中しないよう調整した上で、施設に搬入する車両台数を分散させるようにいたします。
577	使用計画の地下水についての地下水涵養計画が不十分 第2.章2.8給排水計画 1日約250tの用水を地下水や水道水を使用する計画になっており、地下水の使用量以上の涵養に努めるとなっています その具体的な方法が公益財団法人くまもと地下水財団に涵養活動に必要な費用を支援するとありますが全く具体性がありません ●地下水採取量に見合う量（10割）をどのように費用で割り出すのか ●公益財団法人くまもと地下水財団は熊本県全体の地下水保全を行うとおもうが御船町の地下水の涵養とは言えないのではないか ●例えば令和7年度冬季湛水事業の地下水涵養量1㎡あたり5.7円の寄付金を払えば県に報告ができ税制の優遇が受けられるとある寄付で済まそうというのはあまりに地域を軽視しているのではないかきれいな水と空気をもとに有機農業を営む人も多い計画地で地下水を採取することは生活を脅かす可能性があります。詳しく調査し企業側が具体的に自ら涵養を行うべきだと思う 以上により地下水涵養について公益財団法人くまもと地下水財団への寄付についての具体的説明を求めます またそれ以外の涵養対策を具体的に検討導入して下さい	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万t/年）の約0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
578	準備書の調査、予測、評価の対象に住民の健康がふくまれていない理由をお尋ねします。 産廃施設建設中も稼働後も住人はこの地域で暮らしていきます 住民の健康に対する不安を軽視せず責任のある対策をしてください ●関係地域と認定した範囲の住人の現在の健康状態を調査してください 現在の健康状態が把握できていないと稼働後に住人に体調不良が発生したときに産廃施設との因果関係を証明できませんダイオキシン、PFAS等新規環境汚染物質を対象とした血液検査を実施してくださいまた定期検査も実施してください ●施設における事故時、否定常時運転時に発生した環境汚染によって住民の健康被害が発生した場合の対処方法を具体的に示してください	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えており、また、PFOS等は受け入れない方針のため、血液検査を実施する予定はありません。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

表 7-1-2（172）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
579	第 8 章 8.17 安全（交通）第 2 章 2.9 について 県道 221 号線の通行について地元の利用状況を正確に反映しているとは言えません小学校、病院、郵便局、商店等を利用する地域の住人は単に通り抜けるのではないのです駐車場も狭く、すれ違うのにも神経を使いながら日常的に県道 221 号を利用しています高齢者が運転していることや通行していることも多いです大型トラックの通行によるストレスは計り知れないものがあります搬出入計画のルート②の通行を想定から削除してください地域住民に配慮した想定を再度おこなってください 産業廃棄物の搬出入車両の通行だけでなく家庭ごみの委託車両や許可車両についても受け入れ企業が搬出入について責任を持ってください搬出入ルートを再度検討し示してください	県道 221 号線の影響について、各車両が合流するマミコゥロードと比べて、影響は小さいと考えられます。また、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守することを徹底し、安全に配慮して事業を進めてまいります。
580	8-1 大気質 環境影響予測が平常時かつ平均的な気象条件を前提としている ●建設予定地は山間地であり、逆転層の発生、無風・弱風時、地形による滞留などが考慮されなければ環境影響は軽微とは言えない ●ダイオキシン類の着地濃度のみで評価され、沈着による土壌への蓄積が評価されていない地域住民にとって長期の影響がどうなるのかが一番の不安要素である ●大雨や台風で施設に異常が発生した場合など最悪の状況での環境影響や対処方法を示すべき想定外なので責任はないという言い訳は通用しない危険にさらされる地域住民の不安に向き合う評価を求める	大気質の予測について、施設の稼働に伴う煙突排ガスによる影響の長期平均濃度は、事業実施区域周辺は山地が分布していることから、ERT PSDM モデルを用いて、地形の変化踏まえ予測を行いました。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。 ダイオキシン類の土壌への蓄積について、予測は 30 年間蓄積されることを想定し予測を行っております。 施設に異常が発生した場合について、安全（防災）の項目でお示ししたように万が一、事故等が発生した際の緊急連絡体制の整備を含めた事故等対応マニュアルをあらかじめ整備し、適切な対応を取ることができるように定期的に訓練を実施することで、周辺に影響を及ばないようにいたします。なお、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
581	8-18 安全（防災） 施設建設地は熊本地震で被害が甚大な地域であるまた近年は豪雨災害や土砂災害も多いにもかかわらず産業廃棄物施設が被害にあった想定がない災害シナリオの検討稼働している類似施設の事故の調査報告の提示を求めます	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 また、類似施設における事故の事例については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.18　安全（防災）」に示しています。
582	2-2-9 搬入計画一般廃棄物の搬入車両について 5 町の一般廃棄物の直接持ち込み車両については時間やルートをどのように伝えルールの徹底を図るのか上野地区の住人は環境負荷を受け生活に影響を受けるにもかかわらず甲佐、益城、山都、嘉島の多くの町民はその実態を全く知らない御船、益城以外の町でも説明会を開催し事業の内容を丁寧に説明するべきである	直接持込車両については、1 台当たりの積載量が平均約 90kg（パッカー車や許可事業者の積載量は平均約 1,000kg）と少量であることから、今後、搬入車両台数の縮減についても、株式会社シムファイブス及び上益城郡 5 町共同で検討を進めていく予定です。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概

表 7-1-2（173）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
582 （続き）		要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
583	排気筒の高さについて 100 メートル以上の高さの排気筒での大気質の影響範囲及び地下水の影響範囲を提示してください 大型産業廃棄物施設では排気筒の高さは 100 メートル以上に設定されているところがあります 御船の施設がなぜ 49 メートルなのか 50 メートル未満に設定する理由は何ですか ・35 メートル or49 メートルしか選択肢がないような説明はとても丁寧な説明とは言い難い ・樹木に隠れるから景観に配慮しているということと地域住民の健康に配慮することは別の問題である 地域住民の意見を考慮して決定したというのは問題のすり替えである	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
584	8.13 人と自然と触れ合いの活動の場ついて 8.13-1(2)鼎春園 利用状況の確認方法が理解できない撮影日に利用がなかったことで地域で住民が大切に守り利用していることが無いような表記になっている地域住民に確認すればすぐにわかることをしないことの理由は何ですか地域住民の生活を過小評価しているし住民にはこれまでと同じような生活を送る権利があります搬入搬出の計画にも影響があると思います地域住民への聞き取り調査をお願いします	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
585	2-1-2 事業の背景・経緯について 事業の成り立ち、手続きに全く妥当性がありません 当初一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が県の関与を経て民間の産業廃棄物処理施設と変更されたそこに住民の理解や合意は全く確認されていない計画の前提条件が大きく変化している以上改めて必要性や妥当性をゼロベースで検証してください 県の関与を経て計画が変更された経緯についての説明がほとんどない県がどの段階でどのような理由でこの計画転換に関与したのかを明確にし妥当性を説明してください	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、

表 7-1-2（174）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
585 （続き）		上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
586	8-1 大気質 大気汚染による健康評価について 子供や高齢者など感受性の高い人々への影響が十分に検討されていない小学校、老人保健施設、学童保育所などが近接する地域であり長期的、慢性的な暴露により健康影響が生じる可能性は否定できない通学、野外活動、日常生活の場であることを考慮した評価をしてください	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
587	搬入搬出車のマミコウロード通行について マミコウロードは本来農免道として整備されたものであり、現在も農作業車が駐停車し、出入りを繰り返していますまた住民の生活道路として、通勤、通学、買い物、通院等に日常的に利用されていますこうした利用実態がある道路を大型トラックが頻繁に通行することは住民の安全が全く配慮されていない山道を通行することによる加減速は排気ガスの量が増加することが知られている現在の評価は過少評価で不十分である 大型トラック通行による農免道路のいたみはどのように修復されるのか責任の所在が明確になっていない県、御船町、施設側、がどのように道路環境を整備するのか提示してください	マミコゥロードを走行する排気ガス量の設定について、各地点の予測結果は、勾配を踏まえて予測しているため、過小評価とはならないと認識しております。 道路の補修については、マミコゥロードの管理者である御船町と今後、協議します。
588	地下水への影響について 地下水位の変動だけでなく地下水の質について調査してください地下水位の調査を 1 年間実施し環境影響が著しいことが明らかになった場合追加の環境保全措置を講じると記載されています ●PFAS による地下水汚染の可能性を調査項目に追加してください ●PFAS の発生源となりえる工程の有無	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。

表 7-1-2（175）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
588 （続き）	PFAS の流出漏洩リスク汚染が確認された場合の具体的対策について検討して示してください	廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
589	8-13-1 人と自然とふれあいの活動の場 地調査の項目に「元禄井出」「寛永井出」を追加してください 江戸時代に先人が行った水利事業で現在も管理運営されて高地での稲作や農業が可能になっている地域住民の生活を守る大切な水でありまた文化的な価値も高い産業廃棄物施設の建設稼働による水質の悪化や水量の低下の可能性が考えられる住民や農家への聞き取り調査、水量、水質調査を行い稼働後との比較ができる様にしてください	地下水の水位については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
590	産業廃棄物搬入車両について 2026 年 1 月 4 日に栃木県佐野市で発生した茶殻を運んでいた大型トラックの事故で 1 人死亡 3 人重軽傷の被害が出ました原因の一つがトラックの過積載という情報がありました ・配車システムで積載量はどう管理されるのか ・万が一事故が発生した場合責任はどこにあるのか 産廃処理を委託したところ、産廃施設、ドライバーなどが考えられるがドライバーに多くの責任を負わせるのは無理があるのではないか搬入予定道路のマミコウロードは狭い 2 車線の山道の農免道路で、住民の大切な生活道路です事故発生時に通行できなくなれば生活に大きな影響が出ます搬入経路の根本的な見直しを求めます搬入専用の道路を造る計画を導入してください。	走行車両は、交通規則の遵守を行うため、過積載となることはございません。 また、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
591	日本は焼却炉数が世界一です。地球温暖化に拍車をかけるのですか？上益城は現在ゴミ処理を熊本市に委託してます。そのままでいいと思います。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としています。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。
592	マミコウロードは自転車の競技者や愛好家が利用してます。とてもいい環境で気に入ってます。660 台もの運搬車、困ります。	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の大型車両の通行台数を予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、生活道路における安全性は重要な観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。

表 7-1-2（176）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
593	地下水を使用するとの事ですが、水位を下げない対策が地下水財団への寄付とは驚きです。どこに寄与されるかわからないとの事で、無責任過ぎます。しかも地下水財団寄付は税金控除対象とか、なんの努力も認められない。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
594	エネルギー回収施設とか、地域循環共生圏とか、いかにも良さそうな言葉を並べているが、その地の住民が排出していないものを他所から持ってきて、なぜそれが地域循環になるのか、欺瞞的である。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
595	工場内に降った雨水は調整池に溜めておいて上澄み部分を用水路に流すという計画は川の汚染、ひいては海の汚染に繋がる。やめてほしい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
596	環境アセスの真っ只中に広域連合会長が「事業の計画を早急に進める」と公言。極めて問題発言である。	行政関係者の発言内容や意図については、事業者が評価・解釈する立場にはなく、行政の組織体制や判断についてコメントすることは控えさせていただきます。
597	現在上益城郡五町のゴミ処理は熊本市に持って行っていると聞いた。熊本市で焼却する余裕があるのならば、そのまま委託方式でいいと思う。建設費用もかからないし、国も広域処理施設を薦めている。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
598	どうして一般廃棄物処理施設の計画で用地買収した土地を産業廃棄物処理施設に変更するなんてことができるのですか？非常識です。もう一度一から出直すべきです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整

表 7-1-2（177）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
598 （続き）		備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
599	今まで水道水については一言も触れてなかったのに、今回突如として水道水使用を言い出したのは何故か、説明すべきである。また、関係機関は認めたのか？それはどこか説明すべきだ。	本事業における水道水の利用については、生活用水を限度として、必要な事項を行政と協議を行いながら進める予定としております。 一方で、水道水の利用については、法令上、特別な許認可を要するものではないと考えており、適切な手続のもとで運用する予定です。
600	透き通った青空を見られなくなりました。熊本の空がいつの間にか灰色に感じます。大気が汚染されています。これ以上汚さないでください。大型焼却炉建設に反対です。	大気質については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
601	熊本地震から10年が経過しようとしています。「熊本では大地震は起きない」なんて変な自信を語る人もいましたが、自然は過酷でした。今も忘れません。想定外では済まされません。弱い地盤の所に産廃施設を造らないでほしい。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物

表 7-1-2（178）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
601 （続き）		の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
602	ぼくは、学校で嘉永井手と元禄井手の勉強しました、その2つの井手は昔から地域の人たちが大切に、大切にされてきたものです。ですが、産廃処理施設が建設されてしまうと井手の水が汚染されたり、重金属が水に蓄積することによって、農作物に被害が出るので、建設しないでほしいです。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が井手に流出することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
603	一日に通るトラックの台数が平常時でも209台なのに繁忙期には、463台通るのがこわいし、周りの人にめいわくをかけるようなことをしないでほしい。	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の繁忙期についても予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、生活道路における安全性は重要な観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。
604	古閑迫には、とらまいという伝統げい能があるから産廃処理しせつができたら、空気が悪くなってとらまいがまえなくなるからやめてほしい	大気質については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、本事業により伝統芸能への影響が生じることはないと考えています。
605	初めの計画と今の計画がちがいすぎると思います。最初は、町のゴミを処理するから、それほど大きくない施設だと思っていました。でも調べてみると、ものすごい量のトラックが通ることを知りました。もし計画が変わっていくのであれば、もう一度住民にわかりやすく、ていねいに説明してほしいです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（179）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
605 （続き）		説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
606	対象事業実施区域周辺には、小学校が2校があり各小学校へ通学路等の状況をヒアリングしました。その結果マミコウロードを通学路として利用する児童はいませんでしたと、書かれていますが、ぼくは、徒歩で通学しています。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和7年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
607	なぜあんなきれいな場所に産廃処理しせつをつくろうとするのかがふしぎです。産廃処理しせつをつくるのなら、もっとみんなが楽しくて、遊べる場所を作ってほしいです。例えば、サッカー場や野球場を作ってほしいです。	本事業は、地域で発生する廃棄物を適切に処理し、生活環境や自然環境への負荷を抑えるために必要な施設として検討しているものです。 環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じないよう、計画内容や環境保全対策について分かりやすい情報提供と丁寧な説明に努めてまいります。
608	あんなにきれいな場所につくらないでほしいです。なんで、そんなに家の近くにつくるのですか？自然をこわすようなことをぜったいにしないでほしいです。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約5割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
609	ごみ処理場ができたら、おいしいお水が飲めなくなるので、やめてほしいです。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
610	事故やトラブル、地震や災害がおきた場合の「最悪のシナリオ」が示されていない点に非常に不安を感じています。遮水シート破損時など最悪の場合どうなるのかを明示し、その対策を示して下さい。	本事業は最終処分場建設ではないので、遮水シートによる遮水工は行いません。

表 7-1-2（180）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
611	当初の説明では一般廃棄物の処理施設でありました。地権者もそのつもりで売却したのに途中で話を変えてしまうなんてそんなことが許されていいのでしょうか？計画が変更拡大されるのであれば、その経緯や理由を住民にわかりやすく説明すべきだと考えます。住民が納得いくような公聴会の開催を求めます。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
612	焼却施設が 24h 稼働した場合の大気への影響について十分な説明がなされていません特に山間部特有の地形を考慮した評価を求めます。	大気質の予測について、施設の稼働に伴う煙突排ガスによる影響の長期平均濃度は、事業実施区域周辺は山地が分布していることから、ERT PSDM モデルを用いて、地形の変化踏まえ予測を行いました。
613	本事業は複数の町に関わる問題であるにも関わらず説明会の開催地域が限られています。すべての関係町での説明会を実施して下さい。仕事や家庭の事情で会場に行けない住民も多くいます。オンラインでの配信を求めます。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（181）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
613 （続き）		これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
614	近年 PFAS は健康や環境への影響が懸念されており、水資源への影響についても全国的に問題となっています。PFAS を使用、発生、含有する可能性のあるものを処理しないと約束して下さい。又、PFAS のチェックを月に 1 回～2 回実施し、公表して下さい	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 PFOS 等は受け入れない方針のためモニタリングは必要ないと考えていますが、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
615	今までの説明会は、会社側から一方的に調査結果をよみ上げて、質問や対話する時間が	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせてい

表 7-1-2（182）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
615 （続き）	殆ど持たれませんでした。しかも年末の忙しい時期に ONLINE 参加も許されないという非常に住民に寄りそっているとは思えない説明会でした。もっと住民によりそった説明会、公聴会の開催を求めます。	ただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城 に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 公聴会の開催については、熊本県環境影響評価条例に基づき熊本県の判断により開催されるものと存じます。
616	徒歩で通学している子供たちがいるマミコーロードに 1 日最大 463 台もの大型車が通ることは非常に不安です。近くには高齢者施設、保育園、フリースクールが混在する場所での大型車が通るということは住民の暮らしをおびやかすことになる。	今回の説明会でコンサルタントが主に回答を担当したのは、環境アセスメントが高度な専門知識と科学的データに基づくものであるため、技術的なご質問に対して数値の誤りや根拠の欠如といった瑕疵（ミス）のない、正確な情報をお伝えすることを優先した結果です。不正確な回答による将来的なトラブルを防ぎ、信頼関係を維持したいという判断からではありましたが、結果として事業主体としての熱意や責任感が伝わらなかったことは、真摯に反省しております。 環境影響評価の内容は、すべて当社が内容を精査し、自社の責任において承認したものです。準備書に記載された環境保全措置を実際に実行し、地域の環境を守り抜く責任は、委託先ではなく、あくまでも事業者である株式会社シムファイブスにあります。
617	計画地は水源地であり古くから大切にされてきた元禄井手や嘉永井手などがあります。しかし地下水流水動や汚染リスクについて具体的な解析がなされていません。 周辺では農場がたくさんあり農作物への汚染の心配の声も上がっています。健康被害や風評被害があった場合どのように対応されるのでしょうか明確なこたえを求めます。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が井手に流出することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
618	準備書 6.(15)について 通学路等の状況について マミコーロードを徒歩で通学する者はいなかったという旨の調査がありますが我が子達は毎日徒歩で通学しています。学校に問い合わせをすればすぐにわかることです。どうしてこんなずさんな調査が許されるのか不安でしかありません。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
619	土壌汚染が心配です。ちゃんと調査が行われていないのが心配。土壌汚染は地下水汚染につながるし、農作物にも被害が出ると思います。とてもあぶないです。	土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方

表 7-1-2（183）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
619 （続き）		公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
620	水が汚染されると、水は海まで流れていくのでたくさんの生物に被害が出るし、熊本は水がきれいと有名なのに、その地下水を大切に守ってきた歴史が失われると思います。	環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
621	将来世代への影響があると思います。影響を受けるのは、今の住民だけではなく、これからの子どもたちへのリスクもあると思います。	将来この地域で生活する子どもたちを含む将来世代の安全・健康・生活環境を守ることが極めて重要であるとのご指摘は、事業者としても真摯に受け止めております。環境が一度損なわれれば回復が困難であり、その影響が長期に及ぶ可能性があることは十分に認識しております。 本事業においては、環境影響評価制度に基づき、事業の実施に伴う環境への影響を事前に把握し、可能な限り回避・低減するための検討を行っております。準備書では、大気質、水環境、騒音・振動、生態系など各項目について、将来世代への影響も踏まえた評価と環境保全措置を示しております。
622	産廃処理場の近くには動物がたくさんいるので、そのことも考慮してほしい。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
623	バグフィルターについては、過去にいくつもの破損等の事故事例が存在します。バグフィルターの交換の仕方をくわしく教えてください。	バグフィルタを養生し、バグフィルタ内に設置したろ布を取り外し、新しいろ布を取り付けます。
624	トラックの往来増加や騒音・埃などの日常生活への影響。通学時間帯には配慮すると言っても、小学校では授業があるのでどっちにしろ影響があると思いました。住民の事故の心配もあります。	車両の走行による騒音や粉じんの影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業による影響は小さいものと認識しております。
625	小学校が近いので大気汚染による小学生の健康被害が心配。	大気質については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
626	最近は地震が多いですが、災害時、設備が壊れた場合の汚水、廃棄物の流出リスクが心配です。近隣住民への影響はないと言えるのか。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
627	人間と自然との共存を第一に考えてほしい。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
628	小学生たちが外で遊ぶのにも影響があってよくないと思います。きれいな空気で子どもたちは元気に遊ぶべきだと思います。	大気質については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価

表 7-1-2（184）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
628 （続き）		しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
629	マミコウロードは農免道路として整備されたもので産業廃棄物の大量輸送を想定していない。そこを産廃運搬車が片道 330 台、往復で 660 台も通行するのは道路の安全性に大きな問題が出ると考えられます。通学路として横断している道路にこれほどの数の大型車両を行き来させるのは危険な状況であって容認できることではない。交通影響評価は見直すべきである。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業による影響は小さいものと認識しております。
630	施設の建設予定地とされる場所を見学に行きました。目と鼻の先には民家があり、本当にこんなところに建設されるのかと目を疑うほどの近さでした。住民の健康保護の観点から、大気汚染に関する調査・予測、評価の見直しを求めます。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
631	マミコウロードについて、実際には約 10 人近くの児童が通学のために利用しているのにもかかわらず、「児童の利用はない」と環境影響評価準備書には記載されているのは事実とは異なる。これは調査方法が不十分であるか実態を正確に把握していない記載であって環境影響響評価としては信頼性に欠けるものである。事実関係を正確に確認した上で通学時間帯を考慮した交通影響の再評価を行うべきである。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
632	当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が産業廃棄物処理施設へと変更された詳しい経緯が説明されていないのはなぜか？施設の目的の変更があるのを最初からわかっていたら土地の所有者は土地を売却していたでしょうか。準備書では説明されていない判断過程や根拠、経緯について明らかにすべきである。計画の成り立ちから含めた再評価を求めます。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明

表 7-1-2（185）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
632 （続き）		会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
633	環境影響評価準備書の「人と自然との触れ合い活動の場」の項目の鼎春園について事実とは異なる評価がされている。私はすぐ近くの学童保育に勤務しています。準備書では当該施設について「利用がない」または「利用実態が確認されていない」との評価がされているが実際は学童保育時に児童たちと歩いて行き、サッカーをしたり鬼ごっこをしたりして利用しています。子供たちの大好きな場所です。また、地域住民たちが日常的に利用していて、季節によってはマルシェを開催したりしています。正確な利用実態を調査しなおすことを求めます。その結果に基づいて影響予測と評価をお願いします。	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
634	通学する児童への安全な交通環境の保障について マミコウロードを通って学校へ通う児童が 1 名いると聞きました。（12/25 説明会にて）そのたった 1 人の子どもは、大きなトラックが行き交う道を歩かなければなりません。子どもは大人より地面に近い。近年、走行車のタイヤと道路面との摩擦によって有害な化学物質の発生があることが明らかになっています。通学する児童の安全と健康をどう守るか、具体的にお答え下さい。（ガードレールの設置だけではなく、大気の汚染から守る方法を明記して下さい）	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
635	非常時の対応について、これまでの他の処分場での大きな事故について無頓着というか無関心すぎるのではありませんか。万全の態勢で臨んでも、何が起きるかわかりません。前例に学んでこそ対応すべきことが明らかになり技術的にも進歩すると思います。机上の計算でうまくいっても、現実にはいろんな要素が入ってくるからです。12 月 25 日の説明会に参加して、そこが一番心配になりました。今からでも、他所での様々な事故について調べて、事業計画に反映させて下さい。	類似施設における事故の事例については、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.18　安全（防災）」に示しています。
636	粉じん計はナノ粒子まで測れるものをつけて下さい。これまでバグフィルターに関わる事故が各地で多発しています。炉布の破損や破孔、脱落、などなど。それらの事故が起きたとき、すぐ対応できるよう、粉じん計を付けて、検査結果を常時公開して下さい。粉じん計はナノ粒子まで測れるものをつけて下さい。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 また、バグフィルタ内に設置したろ布の上部から定期的に圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とすことで、ろ布の目詰まりを防止します。 操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐

表 7-1-2（186）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
636 （続き）		に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
637	第2章対象事業の目的及び内容 2.1 対象事業の目的 2.1.1 事業の目的 「発電した電気は…（略）…余剰電力や熱を地域で利活用化することにより、エネルギーの地産地消による自立・分散型社会の形成やエネルギーの脱炭素化を図り、災害時の復旧・復興に資する取組みを推進することとしている。」とあります。余剰電力や熱は、どれほど発生すると見込んでおられるか。また、その余剰の電力と熱をどのような方法でどこにどのように公平に分配するのか、具体的に記述されたい。	余剰電力は、「第8章　調査、予測及び評価の結果　8.15　温室効果ガス等」に示したとおり、約4,500万kWh/年（発電量−電気の使用量）を見込んでいます。 施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。
638	走行実験をして下さい。水俣でも産廃処分場の建設計画が出され市が走行実験を実施したら予測結果と違って渋滞が発生したと聞き知っています。実際に走行実験を行ってこそわかることがあると思います。ぜひ走行実験をして下さい。	ご指摘の走行実験は行う予定はありませんが、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
639	建設予定地の地盤が心配です。 (3)造成計画の概要、の中で、なお、土地の造成にあっては各種基準に適合する設計・施工を適切に行うことで、とあるが、具体的にどのような、施工、安全対策をするか明記されていない。 特殊な土地である為、特に注意が必要であると共に、このような不安定な土地にこんな大規模な施設を作るべきではないと思う。安全だというなら、住民が納得のいく説明を明確に説明して下さい。造成に関しては広域連合がするとは言っても、建設してすぐ地震などが起きた場合など事業者に責任逃れをしてほしくないです。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社が責任を持って補償いたします。
640	マミコウロードは農免道路として整備された道であり、10トン車約100台を含む多数の産業廃棄物運搬車を恒常的に運行させるには適していません。 このように大規模な施設が出来ることで、道路が痛み、その工事や補修を地域（町）が担うのはおかしいと思う。道路工事などを地域・町にさせるのであれば、通行料を支払うべきだと思う。往復660台も運行する際の、マミコウロードの混み具合、なども詳しく調査して、通行料として支払うよう事業者の予算にも組み入れて下さい。	安全（交通）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
641	予定地の近くには、介護施設、保育園、学童保育、フリースクールなどがあります。その中で、通学路、生活道路への大型車集中に対する事故リスク評価が不十分です。 第8章、8.17「安全（交通）」 交通量の数え方は適切か？	交通量の時間については、本事業による車両が走行する時間帯を対象に行っています。また、調査は年間の平均的な状況が把握できる時期として、秋季（11月中旬）に実施しております。 また、雨の日等の交通量について、非定常時の評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影

表 7-1-2（187）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
641 （続き）	・平日の昼間だけでなく、朝夕の通学や通勤、雨の日など ・調査した日時、場所は偏っていないか？ ・事故リスクの予測が甘すぎないか？ 「問題なし」と言う根拠がちゃんとあるか？ こうした調査方法そのものが妥当かどうかを求めます。一つ一つ解答をお願いします。	響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。また、事故リスクについて、安全（交通）において、交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っているため、適切に行われているものと認識しています。
642	五町のごみ処理施設が、このような大きな事業施設に計画変更されたこと、この事業者の説明会が五町で行われていないことは、不当であると思います。五町もお金を出し合っている事業です。ならば五町それぞれできちんと説明会を開き、住民にこの事業の全容を明らかに周知徹底するべきです。五町での事業者説明会を開催することを求めます！！	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 公聴会の開催については、熊本県環境影響評価条例に基づき熊本県の判断により開催されるものと存じます。
643	第 13 条：生活環境への影響の記載 「住民の暮らしにどんな影響が出るか、ちゃんと書きなさい」 という条文です。 対象になるものは ・騒音（トラック、施設の稼働音）・振動・悪臭・大気汚染・水質への影響・景観の変化・子ども、高齢者、病気の人への影響など、日常生活に直接関係することすべてです。 どんな人に、どんな影響が、どの程度出るのか、保育園、学校、介護施設が近い場合は特に丁寧に調査する必要がありますので、調査、評価お願いします。そして、この場所は水源地の近くです。水源地の暮らしへの影響は「基準値以下だから大丈夫」では第 13 条として不十分と言えます。この条例を踏まえて再度評価をして下さい。	各項目の影響について、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。各項目最大影響を想定し、影響の変化についてもお示ししております。また、ご指摘の各施設における評価について、予測結果は最大影響を想定しているため、各施設では同等又はより影響が小さくなるものと考えられます。
644	上益城五町のごみ処理施設は必要だと思いますが、こんなに巨大な一般産業廃棄物処理施設は必要ありません。 第 13 条・第 14 条：準備書には代替案・ゼロオプションの比較を含める必要があると思います。この条例に基づき、科学的に根拠のある方法で、事業のさまざまな選択肢や、事業を行わない場合も含めて比較・検討し、その結果を準備書に記載する必要があると思い	本事業は一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプション（事業を行わないという選択肢）も含め現実的に実施可能ではない別の案は設定していません。

表 7-1-2（188）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
644 （続き）	ます。代替案、ゼロオプションの比較を含めて、調査、再検討して下さい。	
645	第 8 章 8.3「振動」、8.4「低周波音」、8.5「悪臭」において示されている基準は、いずれも「許容範囲」とされていますが、実際にその影響を受けて生活している住民の実感とは大きくかけ離れています。 振動や低周波音は数値上問題がないとされても、睡眠の妨げや体調不良、不安感など、日常生活に支障をきたしています。また悪臭についても基準内であることを理由に軽視されがちですが、窓を開けられない食事や生活に影響が出るなど、深刻な問題となっています。数値のみで判断するのではなく、実際の生活への影響や住民の声を十分に考慮した対応を求めます。	振動、低周波、悪臭については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
646	排ガス（排気ガス）の評価が普段の通常運転のときだけ対象にしていて、機械のトラブルが起きた場合や負荷が高くなった場合に排ガスがどう変化するか、どんな影響が出るかについては十分には調べられていない。十分に調べてどんな影響があるか記載して下さい。 第 8 章 8.17「安全（交通）」 熊本県環境影響評価条例第 4 条：非定常（起動・停止・故障時）を含む評価が必要という指針解釈があります。これは排ガスなどの環境影響評価は、通常運転だけでなく、非定常状態も含めて行う必要があると言っています。非定常状態は、排ガスが一時的に増える、有害物質の濃度が高くなるといったことが起こりやすいため、通常運転だけの評価では不十分です。非定常状態の評価をして下さい。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
647	第 34～36 条との関係では、事後調査およびフォローアップに関する規定との整合が求められます。事業開始後も、環境への影響を継続的に確認することが必要とされています。 具体的には、 ・規定どおりの排ガスとなっているか ・トラブル発生時に、想定外の環境影響が生じていないか ・必要に応じて対策の見直しが行われているか といった「事後調査」や「フォローアップ」をどのような方法で実施するのか示して下さい。また、もし予想外のトラブルが発生した場合、その後の影響をどのように評価するのかについても提示してください。	工事中及び施設稼働時には、準備書「第 10 章 事後調査の内容」に記載したとおり、事後調査を実施します。その結果は、事後調査報告書としてまとめ、県に提出して、公告・縦覧されます。 また、条例に基づく事後調査とは別途、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 予想外のトラブルが発生した場合は、施設を稼働停止して原因を究明した上で、追加の環境保全措置を講じます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
648	PFOS・PFOA 含有廃棄物は受け入れない方針とあるが、国内における製造輸入等が禁止される以前のありとあらゆる製品が、処理ゴミに混入している可能性は大です。WHO では、明確に PFOS・PFOA を発癌物質としているものであり、製品の破砕段階や焼却段階で土壌汚染・空気汚染する危険がある。その事について、何も対策に触れられていない。職員の PFOS・PFOA の曝露や、近頃熊本で高濃度が指摘されている水の汚染も大きな心配となります。この準備書ではこの点について全く不備だと考えます。又表 5.2-1(3)に施設のモニタリング等監視する為には、5 町から一部出資すれば可能との文がありますが、これはおかしいと考えます。シムファイブスが	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS

表 7-1-2（189）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
648 （続き）	もし稼働するなら、この地を提供するのは5町であり、元々、5町のゴミを処理する為の施設であるのだから、会社の説明通り、搬入物が守られているか、排ガスや排水その他の環境汚染のモニタリングはなされているか、5町にチェックする権利があると考えます。又貴社が当初から述べられる地域を利する施設であるなら当然報告すべきと考えます。	等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 また、一般廃棄物において、PFASを含む古い製品（撥水加工製品や一部の消火剤等）が微量に混入する可能性はゼロではありませんが、国内ではすでに10年以上前から段階的に製造・輸入が制限されており、現在ごみとして排出される製品に含まれるPFASは、工業用原液などと比較して極めて低濃度であること、PFOS等はダイオキシン類除去のための活性炭を含む飛灰に吸着しやすい特性がありバグフィルターで大部分が捕捉されることから、施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響は無視できるほど小さいと判断しております。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 PFOS等は受け入れない方針のためモニタリングは必要ないと考えていますが、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。
649	施設で使う水はクローズドシステムとの事だが、使い続ければ様々な化学物質で汚染され使い続ける事はできないのではないのでしょうか？ 施設内の雨水は、調整池や仮設沈砂池等に導き流量オーバーの分を公共用水に流すとの事だが必ずしも汚染物質が沈殿物とはならず、排気ガスや施設内で循環した水に、ダイオキシンや重金属類に汚染された土が公共用水に流れる事は、十分考えられます。 しかも、近年極端な大雨が降る事もあり、流量調整等、間に合わない事もあると考えられ、汚染水が流出し、近隣の土や土壌が、化学物質等に汚染蓄積した場合、住民の健康被害に及びます。他の地でこれまでもゴミ処理場近くの健康被害はあっています。元々の地権者の思いは5町のゴミ処理場という事で受け入れたのですから、大型の処理場にして、健康被害のリスク、環境汚染のリスクを高める事は貴社の「地域の為」とか「未来をみすえて」などの理念にも反します。元々の5町のゴミ処理場を望みます。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。
650	施設は地下水及び水道水の利用をし、地下水の使用量以上の積極的涵養に努めるとありますが、地下水財団に費用の支援をしただけでは、施設近辺の地下水にどの様な効果のある涵養がなされるのか、全く具体的に示されていない。又、天君水源とは800m、川内田地区まで1.2kmしかないのに、地下水の利用が周辺に影響はないと、どうして言い切れるのですか？むしろ、近い為、又、地下水脈はつながっている事は当然考えられる為、水量が減少する事は、考えられます。これは、そ	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万t/年）の約0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定

表 7-1-2（190）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
650 （続き）	こに住民が居る事を考えれば、大きな問題で、具体策がなければ、一日に約 250t もの地下水及び水道水を要する大量のゴミ処理施設は中止すべきと考えます。	める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
651	深刻な地球温暖化を止める為には、ゴミ減量化と、地域の身の丈に合った処理量を扱うのが最良だと考えます。大災害があった時の処分を考えるにしても、各自治体単位で処理した方が互助できるというもの、1ヶ所に県下一円まして、九州全体からゴミを集めるなどという運搬・焼却全て、一地域の住民及び環境に負荷がかかりすぎます。	ご指摘のとおり、地球温暖化対策として「ごみの発生抑制・減量化」が最も重要であり、当社としてもまずは地域全体での排出抑制の取組が進むことが不可欠であると認識しています。そのうえで、本施設は地域の実情に応じた適正規模を設定し、過大な処理量を前提とした計画とはしておりません。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。
652	法に沿った準備書との事だが、元々排ガス規制もダイオキシンと水銀のみで、他の重金属のチェックがない不備なアセスメントで、ダイオキシン測定も規定の年に1回では、途中高濃度で分からない。バグフィルタの入口煙道に活性炭を吹き込むとの事だが、この汚染した活性炭は、どこに廃棄するか不明近頃、この汚染活性炭を廃棄した所の下流域に環境汚染が明らかになっている廃棄についても明確にすべきだと考えます。又バグフィルターの不具合、破損のチェックどのように行っているかも不明確です。又、大型ゴミ処理場故に搬入トラック台数も1分間に1台走行する計算になり非常に危険であり、排気ガスも基準内との説明だが、土壌に蓄積し、地域の農作物、動植物にも時間と共に悪影響が考えられる。5町のゴミ処理ならその種のリスクは無いものと思われる。貴社が実行可能な範囲内で影響の低減を図る守れると言い切れないでしょう。→裏へ 言い切れないのであれば貴社の言われる「未来思考」も「地域の為」にもなりません。どうか元の5町のごみ処理場に戻して下さい。	準備書は、熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。 活性炭については、バグフィルターで飛灰と共に確実に回収し、埋立て基準等に適合していることを確認した上で、適正に埋立処分します。バグフィルター自体も、センサーによる 24 時間の連続監視システムを備えており、微細な破損も逃さず検知し、安全に運転を制御する体制を整えております。 また、車両通行による排ガスの影響については、準備書「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
653	会員の自宅は合志市と菊池市の境界にあり、農業・山林地帯ですが、空家も多く、屋敷森にあたる部分は放置されている場合も多いです。 40 年前は菊池渓谷に似た川や山林に囲まれ湧水もあり、小さな公園も整備されています。 しかし、近年渓谷の一部は埋めたてられ、湧水の水量も減り、屋敷森も消えつつあります。熊本県の水俣市も大正時代日本一の企業を誘致しました。その結果は今に至ります。日々の暮らしを穏やかにすごすのは無数の地道な努力があってこその結果です。夏目漱石に森の都と言わせた樹木の美しさをとり戻し、“肥後もっこす”の頑固さがとり戻されるように。 百年以上の樹木に囲まれた自宅から祈る日々です。	大気質、土壌汚染、水質等については、準備書「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、最大影響を想定し、予測を行っております。そのため、長期的おいても健康被害が生じることはないと考えています。また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
654	今まで命がけでまた身体を張って公害の恐ろしさを示してきた熊本県です。 お願いです。人を自然を、今あるものをもっともっと大切にしてくれませんか。 お金で償えないという事ははっきり分かっていると思います。	環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
655	御船町七滝は私の故郷です。	近隣施設やフリースクールへの影響に関するご懸念を重く受け止め、本事業では大気質や騒音・振動などの環境影響を事前に調査・

表 7-1-2（191）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
655 （続き）	800m 圏内には、おいっ子が通う学童があり、高齢者施設や、フリースクールもあります 660 台/日に大型トラックは単純計算で 8:00-17:00 で稼動したと考えてると、1 分間に一台以上になり事故や、ふんじんなどが心配です。 我が子をそんなところへ通わせられるでしょうか。 トラックが通る別のルートの道路を作って下さい。 人命を第一に考えて下さることを強く望みます	予測し、子どもを含む周辺住民の安全と健康に支障が生じないよう必要な環境保全措置を講じる方針です。
656	環境汚染や、水質汚染に関する予測評価が足りない。 専門家による評価項目を増やして安心させてほしい。 大切な空気や、地下水を、子孫の代まで、残してあげたいのです。 どうぞよろしくお願いします。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
657	水質汚染について、 PFAS など、有害物質が見つかった後の、健康被害についてどう対応するつもりか？現在の水の状態と、近くに住む人々の血液検査の実施を強く望みます。	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えており、また、PFOS 等は受け入れない方針のため、血液検査を実施する予定はありません。
658	本計画施設は他県からのゴミも可能とするなど処理量の規模を大きくしているが安定した操業が出来るか不明である。 処理量の大きさは交通量の増加をまねくことから環境への影響は大である。 さらに、地下水については調査が不十分であり、有害物質の混入も完全には避けられず大きな問題となりうる。 この様なリスクを考えると上益城 5 町の一般廃棄物焼却計画に戻すべきと考える。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
659	「永遠の化学物質」PFAS については、地域の汚染濃度に大小がありますが、高濃度の汚染地域では、やはり生活以外の大企業の PFAS 使用によるものだと言われています。高濃度の数値が熊本でも昨今ニュースになっていましたが、その原因となる PFAS は土壌から水を通じて農作物へ移行します。種類も多いこの化学物質は、生物濃縮も起きやすいことが分かっています。体内に一度入れば排出されずらい性質から水俣病と同様に考えられています。これまでＰＦＡＳ汚染の特定については有効な手立てはありませんが、1 万種類以上もの化学物質を少しでも減らす事は出来ると考えます。何年か後に地域住民が被害を受ける様な事があってはなりません。そ	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS

表 7-1-2（192）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
659 （続き）	のためにＰＦＡＳを使用している大企業等からのゴミの搬入は止めて欲しいと思います。環境破壊を防ぐためにも、5 町から始まったゴミ処理計画以上の過大なゴミ処理は必要ないと考えます。焼却ゴミはなるべく減らす方向で努力すべきと考えます。	等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
660	日本は焼却炉数が世界一です。地球温暖化に拍車をかけるのですか？ 上益城は現在ゴミ処理を熊本市に委託してます。そのままでいいと思います。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としています。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。
661	マミコウロードは自転車の競技者や愛好家が利用してます。 とてもいい環境で気に入ってます。660 台もの運搬車、困ります。	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の大型車両の通行台数を予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、生活道路における安全性は重要な観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。
662	熊本地震から 10 年が経過しようとしています。「熊本では大地震は起きない」なんて変な自信を語る人もいましたが、自然は過酷でした。今も忘れません。 想定外では済まされません。弱い地盤の所に産廃施設を造らないでほしい。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
663	透き通った青空を見られなくなりました。熊本の空がいつの間にか灰色に感じます。大気が汚染されています。これ以上汚さないでください。 大型焼却炉建設に反対です。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
664	今まで水道水については一言も触れてなかったのに、今回突如として水道水使用を言い出したのは何故か、説明すべきである。 また、関係機関は認めたのか？それはどこか説明すべきだ。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
665	どうして一般廃棄物処理施設の計画で用地買収した土地を産業廃棄物処理施設に変更するなんてことができるのですか？非常識です。もう一度一から出直すべきです。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。

表 7-1-2（193）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
665 （続き）		その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
666	環境アセスの真っ只中に広域連合会長が「事業の計画を早急に進める」と公言。 極めて問題発言である。	行政関係者の発言内容や意図については、事業者が評価・解釈する立場にはなく、行政の組織体制や判断についてコメントすることは控えさせていただきます。
667	工場内に降った雨水は調整池に溜めおいて上澄み部分を用水路に流すという計画は川の汚染、ひいては海の汚染に繋がる。やめてほしい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建

表 7-1-2（194）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
667 （続き）		屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
668	エネルギー回収施設とか、地域循環共生圏とか、いかにも良さそうな言葉を並べているが、その地の住民が排出していないものを他所から持ってきて、なぜそれが地域循環になるのか、欺瞞的である。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
669	現在上益城郡五町のゴミ処理は熊本市に持って行っていると聞いた。 熊本市で焼却する余裕があるのならば、そのまま委託方式でいいと思う。 建設費用もかからないし、国も広域処理施設を薦めている。	現在、上益城郡5町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡5町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
670	菊池に建設された大きな工場群の排水に有機フッ素化合物（PFAS）が検出された。 この工場ができた時、誰が水が汚染されると思っただろうか？ 今回、エネルギー回収施設等が建設計画されるこの時に今一度、この規模のリサイクル施設が本当に必要なのか考えるべきである。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
671	九州の真ん中に位置するところで見えないからと化学物質を出し続けるのはこの先の子どもたちの健康を守るためにも、よく考えてほしい。一般ゴミだけでなく、産業廃棄物も一緒に燃やすと計画の内容が変更されていることも、ちゃんと市民の許可を得るべきではないか？	本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響について事前に調査・予測を行い、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。今後も、誤解や不安が生じることのないよう、計画内容や環境保全対策について、分かりやすい情報提供に努めてまいります。 計画変更について、詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十

表 7-1-2（195）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
671 （続き）		分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
672	稼働するとき、煙の中にある毒素を完全に害のない状態にするよう、フィルタの安全管理を求める。本当は、九州全体の命をまもりたいので、施設を作る場所の見直しをお願いしたい	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 また、バグフィルタ内に設置したろ布の上部から定期的に圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とすことで、ろ布の目詰まりを防止します。 操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
673	人と動物の共存を第一に事業を考えてほしい！！	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約5割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
674	きちんと話し合いや、環境に対する調査をするべきだと思う。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。

表 7-1-2（196）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
674 （続き）	特に水源に影響が出るおそれがあるものはやめてほしい 長い目でみて、結局全ての生物にとってマイナスになるだけだと思う。とくに産業廃棄物で儲けるなら、各企業、工場に廃棄物が無害な状態になるまで置いてほしい！！ とにかく、住民が反対していることに対してきちんと説明と話し合いをしてほしい！！	敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡５町と協議の上決めていきます。
675	他の地域のゴミが大量に近所に捨てられる気持ちを自分ごととして想像してみてほしい	周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
676	表 2.2.6 エネルギー回収施設（焼却施設）の概要について この表の中に、「燃焼温度」と「整備点検」についての記述がないので困った。膨大な資料からその記述を見つけるのは困難であるし、そもそも概要の表には必ず記載すべき情報ではないか？ ネットで他の施設のアセスをいくつか見たが、焼却施設の概要の表にこの 2 点が書かれていないのは本事業のみであった。記載をお願いします。	廃棄物処理法における焼却施設の構造基準では、次の要件を備えた燃焼室を設けることが求められていますので、構造基準に適合する施設を建設します。 ①燃焼ガスの温度が 800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること。 ②燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。 ③外気と遮断されたものであること。 ④燃焼ガスの温度を速やかに 800℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 ⑤燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。 また、施設や設備機器が正常稼働しているか、不具合が発生しそうな予兆がないか、不具合がないかなどといった維持管理点検（日常点検）を実施します。 維持管理点検の結果を踏まえて、年間のメンテナンス計画を策定し、設備機器の補修や取替えを行います。 施設稼働時に作業手順書をあらかじめ整備し、社員教育を定期的に実施することで、従業員の運転管理技術の向上を図ります。
677	上益城地域のエネルギー回収施設はとても心配です 水が汚れるのか？大気が汚れるのか？ 新発見有害物質（PFAS 等）を受け入れるのか、受け入れないのかはっきりしてほしい。 PFAS を受け入れないならその確認方法を明らかにしてほしい 命を第一に考えてほしい	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とさ

表 7-1-2（197）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
677 （続き）		れた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 PFOS 等は受け入れない方針のためモニタリングは必要ないと考えていますが、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
678	8.7.3 地下水評価について 施設の稼働（地下水利用）に伴う地下水の水位への影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するという記載は環境保全の実効性を担保するには不十分であると考え、客観的な基準、具体的な低減措置、第三者による検証、そして情報公開が不可欠だ。 以上の点を踏まえ、事業者および行政に対して再評価と改善を強く求める。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。
679	準備書第 11 章 対象事業に係る環境影響評価の総合評価 事業者により実行可能な範囲で、できるかぎり記されているが、どこまでが可能な範囲なのかが、不明確で事業者の都合や技術的、経済的制約を前提にしており、必ずしも環境保全の最大限の努力がなされたとは言えないのではないか。 以上のことから、事業者および行政に対して再評価と改善を強く求める。	評価手法は、熊本県環境影響評価技術指針に基づき、「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。」とされております。そのため、事業者として影響を回避・低減できているかの観点から、適切に評価しております。 準備書「第 9 章　環境の保全のための措置」にお示しした環境保全措置を実施することで、影響の低減に努めてまいります。
680	第 2 章 複合的影響について 住民は「水源は守られているか」「子供たちの健康は大丈夫か」と常に生活に直結する不安を抱えている。 複合的影響の評価を曖昧にすることは、住民の安心を軽視する行為だ。科学的な調査だけでなく、住民が納得できる形で影響を説明し、不安を払拭する努力が必要だ。安心して暮らしたいという住民の願いを無視したまま事業を進めれば、地域社会との信頼関係は失われる。 住民の不安を真摯に受けとめ、安心を具体的に保障する姿勢を強く求める。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
681	PFAS 等の対策として事前に血液検査を行ってほしい 事業開始前から！！徹底して下さい	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。

表 7-1-2（198）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
681 （続き）	健康被害の出ないことが大前提です！！お願いします！！	PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 PFOS 等は受け入れない方針のため、血液検査を実施する予定はありません。
682	上益城郡 5 町の一般廃棄物の処理施設を作るという計画だったのに、なぜ産業処理施設に変更になったのか？ 十分に町民の方々に（町議や町長だけではなく）説明、理解されているのだろうか。 毎日 9:00～17:00 にトラック 660 台、学校や保育園の近くを通ることは教育環境に適しているだろうか？ 騒音、振動など検証しているか？（しているか？） 2021 年静岡県熱海市でおきた大規模な土砂災害のようなことがおきたら、許可した県も含めて、どのように責任を取るつもりだろうか？	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。

表 7-1-2（199）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
682 （続き）		騒音、振動については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
683	本地域以外、九州全域のゴミが集まることが想定され、それとても不安に思う。 地域の環境が汚染されることはもちろん地域に住む人々以上の業者が多数出入りすることで子供たちの安全が保障されなくなるのでは？と懸念している	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
684	この計画が住民の事や環境への影響について十分な議論や情報公開もなく、企業の利益追求に偏っているのでは？と感じるからだ。 実際に、住民の不安や疑問に対する対応の不十分さを実感しており、それは民間企業の利益のため？	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。
685	表 2.2.6 エネルギー回収（焼却施設）の概要について 整備点検は、年に何回行うのか？（今のところ見つけられていない。） ネットで調べてみると、ロータリーキルン、ストーカ炉は、ロータリーキルン炉とストーカ炉のハイブリッドであり、まだ多く使用されていないようだ。 大栄環境の和泉エネルギープラザの新焼却施設（ストーカ炉）は、方法書では整備点検が年に 2 回であったのを、準備書では年 4 回へと変更している。少しでも点検を多くして事故を防いで下さい	本事業では、おおむね 60 日間の連続運転後に施設を停止し、約 2 週間程度のメンテナンスを実施しますので、年 4 回程度となります。

表 7-1-2（200）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
686	事後調査計画にある文章が当たり前すぎて何を書いているのかわからないことが問題です。「追加の環境保全措置を講じる」とは、具体的に何をするのか明確にしてください。	事後調査の結果、予測との乖離や環境への影響が確認された場合には、まず速やかに「影響が生じている直接的な原因」を特定・分析します。その上で、特定された原因に対して最も低減効果が高いと判断される手法を選択し、機動的に追加実施します。 これらの判断基準や実施プロセスについては、事後調査報告書等を通じて透明性を持って公表し、客観的な妥当性を確保しながら環境保全に努めます。
687	マミコウロード周辺住民の通行の安全はどのようにして確保する予定ですか 今までほとんど車が通らない道路だったのに毎分１台も通るようになったら激変します。 住民のストレスが半端ないレベルです。	安全（交通）については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
688	半導体関連企業のゴミをどのくらいひきうける予定ですか。	TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。それが JASM であっても同様です。
689	１日往復 600 台以上の大型トラックが流入するということは、静かな生活道路から産業道路へと変わってしまい騒音や振動、多数のディーゼル車の低速走行やアイドリングを行うことで排気ガスや粉塵が発生し、精神健康に影響が懸念されます。	大気質・騒音・振動については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。 た、各車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底することで、影響を低減させます。
690	子供達がゴミ処理場建設予定地の近くの小学校に通っています。片道 330 台の膨大な数のトラックが通るようになるそうですが子供達がいる地域に不適切です。 とても不安になります。 なぜわざわざ小学校付近に建設しようとするのかしっかり学校、保護者、児童が納得のいく説明が必要です。	廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底するとともに、運搬時の廃棄物の飛散・流出を防止するために、カバー使用等を励行します。 また、小学校児童の通学時間帯への配慮を徹底します。
691	七滝中央小学校の授業で水の少なかったこの地域に昔の人たちが苦労して井手を通したことを子供達は学んでいます。とてもきれいな水源から流れる水の通り道にゴミ処理場を建設することが理解できません。建設されるだけで環境は変わってしまうしもう元には戻りません。水も自然も地球の大事なずっと守っていかなければならない財産です。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が井手に流出することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
692	地域環境の保全の見地から意見及びその理由 本事業が計画されている地域は、県内でも屈指の自然の宝庫と言える地域である。その空気、水、緑どれも宝だと言える。しかし環境影響評価準備書において「人と自然の触れ合いの活動の場」の項目における鼎春園の評価一つとってみても、実態を反映していない重大な問題が認められる。調査手法自体が不十分だと言える。他の環境への評価も同様だと言える。	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
693	環境保全の見地からの意見及びその理由 現在、世界的にも課題となっている「PFAS」について、「持ち込まない」と断言している。しかし、「PFAS」の発生や環境へ	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。

表 7-1-2（201）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
693 （続き）	の影響、その対策等まだまだ未知の部分もあることも事実であり、全国での事例も現在進行形で増え続けている。 「PFAS について持ち込まない」と断言できる根拠が必要である。しかし様々な物が紛れ込んでいる産業廃棄物であり、「持ち込まない」は不可能だと考えられる。 事業の計画自体に無理があると言える。	PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
694	事業の背景や地域住民への説明等への意見及びその理由 一般廃棄物処理施設は、昨今様々な問題等（地域環境への影響、地域交通事情への影響、地域住民への合意形成等）が指摘されている。現代において、地域への影響を否定することはできず、本来徹底した地域住民の実情や地域環境の実態等徹底した事前調査と、それを踏まえた対策等を公表し、さまざまな意見を集約しながら進めるべき事案である。本計画では、十分な広報・説明等がなされたとは言えない。また、事業の性質が大きく異なる産業廃棄物処理事業へと転換されたにも関わらず、その必要性や妥当性の説明等も不十分である。こうした事を不問に付したまま環境評価を進めることは、住民の理解と信頼を著しく損なうものであり、本準備書の手続的妥当性に重大な疑問がある。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観

表 7-1-2（202）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
694 （続き）		の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
695	事業転換における県の関与の妥当性の意見及びその理由 当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間による産業廃棄物処理施設へと変更された。当然準備書において十分な説明がなされるべきであるが、その経緯について、十分な説明がなされていない。公共性の高い計画が性質の異なる民間事業へ転換された以上、その必要性や理由、妥当性等は慎重に検討されるべきである。この点を不十分なまま環境影響評価を進めることは、手続の妥当性を欠く。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
696	環境問題における調査結果等の妥当性の意見及びその理由 本事業は、大規模な産業廃棄物処理施設の建設・運営である。廃棄物の広域搬入、大気汚染物質の拡散、地下水系への影響、災害、事故発生時の影響など、特定自治体の範囲にとどまらない。本事業の妥当性は、当該地域内の問題だけでなく、広く社会全体への環境保全の観点から慎重に検討すべきである。	熊本県環境影響評価技術指針において、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
697	水道水利用における妥当性の意見及びその理由 本準備書では、事業に水道水を使用するとしているが、給水主体である自治体の同意や協議内容が明らかにされていない。水道水は住民生活を最優先に確保すべき公共資源である、大規模事業での恒常的使用は自治体の判断が不可欠である。どの自治体とどのような合意がなされているのか、明確にすべきである。また、昨今の県民の関心も高く、周知する必要がある。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
698	水道水利用における妥当性の意見及びその理由 本準備書では、事業に水道水を使用するとしているが、給水主体である自治体の同意や協議内容が明らかにされていない。水道水は住民生活を最優先に確保すべき公共資源である、大規模事業での恒常的使用は自治体の判断が不可欠である。どの自治体とどのような合意がなされているのか、明確にすべきである。また、昨今の県民の関心も高く、周知する必要がある。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
699	環境問題における調査結果等の妥当性の意見及びその理由	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の

表 7-1-2（203）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
699 （続き）	本事業は、大規模な産業廃棄物処理施設の建設・運営である。廃棄物の広域搬入、大気汚染物質の拡散、地下水系への影響、災害、事故発生時の影響など、特定自治体の範囲にとどまらない。本事業の妥当性は、当該地域内の問題だけでなく、広く社会全体への環境保全の観点から慎重に検討すべきである。	結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
700	事業転換における県の関与の妥当性の意見及びその理由 当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間による産業廃棄物処理施設へと変更された。当然準備書において十分な説明がなされるべきであるが、その経緯について、十分な説明がなされていない。公共性の高い計画が性質の異なる民間事業へ転換された以上、その必要性や理由、妥当性等は慎重に検討されるべきである。この点を不十分なまま環境影響評価を進めることは、手続の妥当性を欠く。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
701	地域環境の保全の見地から意見及びその理由 本事業が計画されている地域は、県内でも屈指の自然の宝庫と言える地域である。その空気、水、緑どれも宝だと言える。しかし環境影響評価準備書において「人と自然の触れ合いの活動の場」の項目における鼎春園の評価一つとってみても、実態を反映していない重大な問題が認められる。調査手法自体が不十分だと言える。他の環境への評価も同様だと言える。	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
702	環境保全の見地からの意見及びその理由 現在、世界的にも課題となっている「PFAS」について、「持ち込まない」と断言している。しかし、「PFAS」の発生や環境への影響、その対策等まだまだ未知の部分もあることも事実であり、全国での事例も現在進行形で増え続けている。「PFAS について持ち込まない」と断言できる根拠が必要である。 しかし様々な物が紛れ込んでいる産業廃棄物であり、「持ち込まない」は不可能だと考えられる。事業の計画自体に無理があると言える。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義

表 7-1-2（204）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
702 （続き）		務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
703	事業の背景や地域住民への説明等への意見及びその理由 一般廃棄物処理施設は、昨今様々な問題等（地域環境への影響、地域交通事情への影響、地域住民への合意形成等）が指摘されている。現代において、地域への影響を否定することはできず、本来徹底した地域住民の実情や地域環境の実態等徹底した事前調査と、それを踏まえた対策等を公表し、さまざまな意見を集約しながら進めるべき事案である。本計画では、十分な広報・説明等がなされたとは言えない。 また、事業の性質が大きく異なる産業廃棄物処理事業へと転換されたにも関わらず、その必要性や妥当性の説明等も不十分である。こうした事を不問に付したまま環境評価を進めることは、住民の理解と信頼を著しく損なうものであり、本準備書の手続的妥当性に重大な疑問がある。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
704	そもそも廃棄物処理を環境への影響をもたらすことなく完遂するためには、取り扱う廃棄物の種類、性状、含有成分の化学物質の全てが把握できなければ、実態に合わせた適切な無害化処理等が行なわれるはずがない。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施します。

表 7-1-2（205）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
704 （続き）		万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
705	PFAS は環境中で分解されにくい化学物質で、永遠の化学物質とも呼ばれている。 1 万種以上もあると言われ、現在使用が禁止されている PFOA、PFOS 以外にも、日本では規制されていないが欧米では基準値が決まっている PFAS も多い。 日本でもこれから新たに規制されるものもあると予想されるがそういうものに対しての対応はどうするのか。	PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
706	御船町は水がきれいな町だ。 その御船町の水源の上にゴミ処理施設が建設されると地下水の安全性に不安がある。 有害物質の雨水混入可能性のデータが少ないので、とても不安を感じる。環境の保全を強化してほしい。 そして、地下水と災害リスクの両方を十分に調査してほしい。 環境保全という見地から安全性が確認されない。 安全性を十分に調査してない。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
707	地域にとって大規模化のメリットがあるとは考えられない。 企業であるからには地域環境より利益を優先することが考えられる。 リサイクル可能なものを処理し残ったものを焼却するというがゴミの量が不足した場合、リサイクル可能なものを焼却しないという保証はあるのか。	事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。 また、本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画ですので、将来も処分方法は変わりません。
708	PFAS の一種である PFOA は 1100 度以上の高熱で燃焼すれば分解されると言われているが、今回上野地区の焼却施設では 1100 度以上での燃焼は可能か。 これまではダイオキシン類を分解することが重要視され、今回の施設でもダイオキシン対策として燃焼ガス 800℃以上 2 秒以上とされている。 しかし、永遠の化学物質と言われる PFAS が有害であることが明らかになってきている以上、PFOA を分解できる焼却炉は絶対に必要だと思う。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。

表 7-1-2（206）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
708 （続き）		当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 以上のことから、計画施設は、PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の受け入れを目的とした専門施設ではないため、現在の設計を維持する方針です。超高温での燃焼では、過剰なエネルギー消費による二酸化炭素排出量の大幅な増加や、超高温での燃焼による炉壁や配管の早期劣化や故障リスクの増加が考えられることから、安定したごみ処理を継続するためには、現在の設計温度が最も効率的で安全です。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
709	24 時間稼働可能か？ 24 時間稼働の計画だが将来的に廃棄物が減少していくと、24 時間稼働は難しくなる可能性がある。 十分な廃棄物の量が得られない場合は、どのような対策するのか。その場合の環境影響は評価しているのか。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 ないとは思いますが、万が一、焼却量（400 t/日）が不足するといった場合には、1 炉運転（200 t/日）といった対応を行います。環境アセスメントにおいては 2 炉運転時（最大稼働時）での予測評価を実施していますので、1 炉運転となった場合は、より環境への影響が軽減されると考えます。
710	計画地において、あのような大きな施設が本当に必要なのか疑問だ。 地域環境への負荷が大きくなるとしか思えない。 住民のごみ処理に必要なく、また周辺環境の保全を考えても、規模や内容の見直しをしてほしい。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
711	地下水は山の上から下へ、市内、有明海に向かって流れていくということは、御船、益城町の住民への説明だけでは不十分と感じる。 自然災害、人災、特に自然災害は近年、史上最大級など、人の予測を超えたことが起こっている。 そのため、予想外のことが起きた時の影響範囲は、御船町、益城町だけでは決して足りないと思う。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。

表 7-1-2（207）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
711 (続き)	山都町、甲佐町、嘉島でも必ず説明会開いてほしい。	
712	地下水の上流に位置する計画地で不安だ。 一度汚染されると回復に長い時間がかかる。 災害リスクなど、評価も不十分なため、白紙撤回を求める。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。 また、災害リスクについて、建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
713	五町の当初の計画から、内容が大きく変わっていることに不信感、不安、怒りを覚える。 住民無視で企業優先的な今回の計画は、根本的見直し、もしくは白紙撤回を希望する。 環境保全の見地より、地震多発地域での施設において、汚染物質拡散のシナリオ、情報が不足だ。 建設を許可すべきではない。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。施設の供用時においては、施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生防止に努めます。また、万が一、事故等が発生した際の緊急連絡体制の整備を含めた事故等対応マニュアルをあらかじめ整備し、適切な対応を取ることができるように定期的に訓練を実施するなどの対策を講じます。 本事業では、環境影響評価に基づき、大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで、環境や健康に支障が生じないよう取り組んでまいります。
714	環境を変えてまで産廃処理施設が必要なのかと疑問をもってしまいます。	将来この地域で生活する子どもたちを含む将来世代の安全・健康・生活環境を守ることが極めて重要であるとのご指摘は、事業者としても真摯に受け止めております。環境が一度損なわれれば回復

表 7-1-2（208）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
714 （続き）	施設を建設する前にもっと出来る事があるとは思いますが住民への周知もしっかりとせず意見もごくわずかな人達だけに聞き事業を進めていく事が不信感しかありません。 この事業がこれから生まれてくる子供達の未来が明るくなることなのかそれとも負の遺産としての負担になってしまうのか不安しかありません。	が困難であり、その影響が長期に及ぶ可能性があることは十分に認識しております。 本事業においては、環境影響評価制度に基づき、事業の実施に伴う環境への影響を事前に把握し、可能な限り回避・低減するための検討を行っております。準備書では、大気質、水環境、騒音・振動、生態系など各項目について、将来世代への影響も踏まえた評価と環境保全措置を示しております。
715	大気汚染物質の予測評価項目が少なすぎる。 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等の他、有害物質についてはダイオキシン類、塩化水素・水銀の 3 物質しか予測評価項目にない。	熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。
716	準備書 730 頁～738 頁 大気拡散シミュレーションでは現地における複雑な地形を考慮した適切な予測評価が行われない。 とくに逆転層の発生時等における短期平均濃度の予測に難点がある。	ご指摘の部分は、建設機械の稼働による大気質への影響と認識しております。建設機械の稼働による影響については、発生源の高さも 2m と低い位置であり、対象事業実施区域敷地境界で最大影響となるため、地形は考慮しておりません。一方で、施設の稼働に伴う煙突排ガスによる影響の長期平均濃度は、事業実施区域周辺は山地が分布していることから、ERT PSDM モデルを用いて、地形の変化踏まえ予測を行いました。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生等の状況を踏まえて予測を行っております。
717	水環境で水の汚れ、有害物質および地下水の水質について施設の稼働に伴う排水は敷地外への排水は行わないクローズドシステムとすることから影響はないことを選定の理由としているが、敷地内に降る雨には施設の稼働により排気塔から排出される有害物質が溶けて降下すると考えられる。 2-45 では 「敷地内に降った雨水は、排水溝側により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流」し、また「放流水のモニタリングを定期的に実施」するとあるが、モニタリングする物質は何であるか具体的に示してほしい。 有害物質はダイオキシン類や水銀だけでなく、重金属類や PFAS についても調べる必要があると思う。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
718	地下水使用量　県全体の水収支を 施設の使用量は 250t/日であり「地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画」とあるが、この「地域」は、御船町上野地区でも上益城郡でもなく、熊本県全体のことだということが明らかになった。 熊本県では半導体企業 TSMC の子会社 JASM が 7600t/日の地下水を使用している。 このような状況で、上益城郡周辺の地下水位の低下も予想される中、実際に地下水の涵養が可能であるのか疑問である。県全体の水収支を考慮すべきである。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
719	「配慮書」「方法書」に対する一般の意見に正面から真摯に回答を行っていない。	令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物

表 7-1-2（209）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
719 （続き）	規模の算定根拠や手順を丁寧に示していない。 影響範囲が狭すぎる。 化学物質等を評価項目に加えるべき。 環境基本法に放射性物質による放射能公害が加えられたにもかかわらず放射能公害に関する予測評価が成されていない。 環境リスク評価を義務付けるべき。	処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 また、影響範囲の設定は、準備書「第 12 章 関係地域及びその認定理由」に記載したとおりです。 評価項目は、熊本県環境影響評価技術指針や国の指針等に基づき選定して、方法書に対する知事意見も踏まえて設定しています。 本事業において放射性廃棄物は取り扱いません。また、環境省が策定した「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」は、主に福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による影響を対象としており、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある対象事業としては、避難指示区域等で事業を実施する場合が一つの目安とされています。 熊本県は福島第一原子力発電所から遠く離れており、事故由来の放射性物質が「相当程度拡散・流出するおそれ」があるとは考えにくく、熊本県内の放射線量の状況も「第 3 章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に記載したとおり、すべての地点において「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である 0.23μSv/h を下回っていることから、評価項目として選定しなかったことは適切であると考えます。
720	地域循環共生圏とは？ エネルギー回収施設で発電する電気は売却する。県が買い取って TSMC 等へ売却する仕組を構築中という説明があった。 説明書にある地元地域への供給が単に売却ということであれば、地域循環共生圏とは言えないだろう。 何が地域循環なのか説明してほしい。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 〇地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす 〇エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。
721	準備書の環境保全対策では、「適正に焼却処分する」や「適正に埋立処分する」とされている（準備書 48 頁）が、具体的な担保となる科学的・技術的根拠が示されていない。	リサイクル施設（選別破砕施設）や堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）では、特別管理産業廃棄物は取り扱いませんので、発生する可燃物（可燃物や包装類、発酵液など）は通常の産業廃棄物となります。それらは他の可燃物と同様にエネルギー回収施設（焼却施設）で十分に焼却が可能となります。

表 7-1-2（210）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
721 （続き）	とくに埋立に対しては具体的な重量と汚染物質等の説明がされていない。	主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。
722	住民だけでなく、日本全体の問題だ。 国民および住民の合意なくすすむ計画に違和感しか感じない。住民の幸せ子供達の未来を思うなら建設を今一度見直すべきだと思い、白紙撤回を要求します。	将来この地域で生活する子どもたちを含む将来世代の安全・健康・生活環境を守ることが極めて重要であるとのご指摘は、事業者としても真摯に受け止めております。環境が一度損なわれれば回復が困難であり、その影響が長期に及ぶ可能性があることは十分に認識しております。 本事業においては、環境影響評価制度に基づき、事業の実施に伴う環境への影響を事前に把握し、可能な限り回避・低減するための検討を行っております。準備書では、大気質、水環境、騒音・振動、生態系など各項目について、将来世代への影響も踏まえた評価と環境保全措置を示しております。
723	有害物質の雨水混入可能性データが少なく、不安が残る。 災害流出の地下水汚染の複合リスクが検討されていない。 負の遺産を後の世代に残す愚行を行うべきではないので、環境保全の見地からも、根本的な見直しか、計画の中止を望む。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
724	悪臭の測定は、煙突排気塔における発生源の臭気測定は比較的容易であると思いますが、その影響受ける周辺地域における臭気測定には、調査時の臭気成分の採取の難しさや、採取した容器への臭気成分の吸着などによる成分調査の困難さ、正確な実態把握が難しいと思われます。この測定調査をどのように行い、地域住民への影響（人体　環境など）がどのくらいあるのかお聞かせ下さい。	悪臭の調査は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、公定法により実施しており、環境の状況を適切に把握できていると考えます。現地調査の結果は､全ての項目で定量下限値未満となっています。
725	大気汚染物質の予測評価項目が少ない。 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等の他、有害物質についてはダイオキシン類、塩化水素・水銀の 3 物質しか予測評価項目にない。（環境要素物質） 環境の影響、身体への影響などの有無をもっとしっかりと調査をし長期的に影響などがないか説明をして下さい。	熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。
726	土壌汚染の現況についての調査が行なわれていない。土壌汚染対策法には言及していますが、この法律は今回のような事業の現況汚染に関する実態把握には不向きであり、土壌汚染の予測評価について、環境省告示による土壌調査マニュアルでは表層の高濃度汚染の実態の把握が出来ない欠点があり、土壌汚染経由の地下水汚染の評価・実態についてお答え下さい。	土壌汚染の調査は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、ダイオキシン類、水銀を対象として、公定法により実施しています。また、30 年間の累積的影響について予測しており、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、土壌経由での地下水質への影響はほとんどないものと考えます。
727	評価対象物質が少なすぎる。化審法・PRTR 法対照物質及び「化学物質と環境」（エコチル）対照物質を加えるべき。 電磁波公害、電波障害、熱害（ヒートアイランド）などを加え環境リスク評価を義務付け、住民への回答をして下さい。	熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。 また、電磁波、電波障害、ヒートアイランド現象については、熊本県環境影響評価技術指針における参考項目ではなく、一般的な施設運営において周辺環境への重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断しています。 しかしながら、住民の皆様の不安を払拭するため、以下の通り適切な対策および配慮を行います。 電磁波については、標準的な送電設備を利用するため、国の基準値を十分に下回り、健康への影響はないものと判断しております。

表 7-1-2（211）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
727 （続き）		また、電波障害については、建物の配置工夫や遮光型照明の採用など、適切な環境保全対策を講じるとともに、万が一、電波障害は生じた場合には、共同受信施設の設置等の適切な措置を講じます。 ヒートアイランド現象については、施設からの排熱に対しては、ボイラによる熱回収や排熱の再利用を徹底し、エネルギーの有効活用を図ります。さらに、十分な高さを持つ煙突から排ガスを放出することで上空での拡散を促進し、地上付近への影響を最小限に抑えます。あわせて敷地内の緑化を推進し、蒸散作用による温度上昇の緩和にも努めます。
728	「配慮書」「方法書」に対する一般の意見に正面から真摯に回答を行っていない。 規模の算定根拠や手順を丁寧に示していない。影響範囲が狭すぎる「影響が及ぶ可能性がある範囲」にするべき 化学物質等を評価項目に加える。 環境基本法に放射性物質による放射能公害が加えられているのに、放射能公害に関する予測評価が説明されていない。	配慮書、方法書に対する各意見については、準備書「第5章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解」、「第6章 方法書についての意見と事業者の見解」において、一つ一つの意見に対し、真摯に事業者の見解を記載させて頂いております。 また、影響範囲については、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2㎞の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 ご指摘の放射能公害については、本事業においては放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定しておりません。
729	上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業 環境影響評価方法書についての知事意見の中で「地下水の使用量の根拠を示すとともに地下水涵養を行う場合はその具体的方法を示すこと」とありますが 2-2-8 給排水計画の中に、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努める。 地下水採取量に見合う量を超える地下水涵養を目標として取り組む。 かん養活動に必要な費用を支援。とありますが努める。目標として取り組む。費用を支援、では、具体的な方法ではない示されていません。具体的な方法を示して下さい。	本事業における地下水採取量は、約7.5万ｔ/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万ｔ/年）の約0.05％です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
730	防災対策の評価をして下さい。 防災対策は住民の生命に直結する項目です。 豪雨、地震、火災、停電など最悪シナリオの評価がなく、影響は小さいと言える内容ではないと思います。 必要な追加調査と再評価をして下さい。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
731	排ガスの評価 熊本県環境影響評価の第34～36条では、事後調査およびフォローアップに関する規定との整合が求められています。 ・想定どおりの排ガスとなっているか。 ・トラブル発生時に想定外の環境影響が生じていないか。 ・必要に応じて対策の見直しが行われているか。 といった事後調査、フォローアップをどのような方法で実施するのか記載して下さい。	工事中及び施設稼働時には、準備書「第10章 事後調査の内容」に記載したとおり、事後調査を実施します。その結果は、事後調査報告書としてまとめ、県に提出して、公告・縦覧されます。 また、条例に基づく事後調査とは別途、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 予想外のトラブルが発生した場合は、施設を稼働停止して原因を究明した上で、追加の環境保全措置を講じます。

表 7-1-2（212）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
731 （続き）	又、もし予想外のトラブルが発生した場合、その後の影響をどのように評価するのかについても提示して下さい	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
732	PFAS など「化学物質」の項目がない。 PFAS、PFOA が地下水や公共用水域に検出されています。 東京の武蔵村山市の一般廃棄物、産廃焼却施設では重金属に加えて高濃度の PFAS が高濃度で検出されています。 今回の施設の予測評価に PFAS などの化学物質の評価がないです。 まずできる前に検査をしないと産廃施設の評価ができません。 そして、PFAS などの化学物質を含む廃棄物をうけ入れない方針としても、具体的にどのような方法で受け入れないとするのか？ PFAS などの化学物質の評価、調査と、実際にうけ入れないとする 具体的計画を示して下さい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
733	産廃を移送している時の事故は、 トラック運転手の責任になっている事例を多くみます。 企業が出すゴミは企業の責任となっているのであれば、移送中の事故も企業側が責任をもつべきだと思います。企業がどのように責任をとるのか説明をして下さい。	廃棄物を排出する事業者（排出事業者）は、事業活動に伴って発生した産業廃棄物を適切に処理する責任（排出事業者責任）があります。廃棄物を運搬業者や処理業者に委託した場合でもその責任は免れません。ただし、万が一、廃棄物の運搬中や処理中に事故が発生した場合は、その事故を発生させた運搬業者や処理業者の責任となります。 この場合、排出事業者は、適正な運搬業者や処理業者に委託したのかどうかを問われることになると考えます。
734	1 日のトラック台数 330 台の計画です。走行実験をして下さい。 水俣市で産廃処分場計画が出た時、1 日 10t トラック 55 台の走行実験を市職員が行ったところ、橋が狭くなるところでの渋滞がわかりました。 1 日 330 台往復 660 台想像がつきません。道路も、排ガスも、交通事故も心配です。本当に 1 日往復 660 台の往来が可能なのか走行実験をして下さい。	車両の走行による大気質、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。 ご指摘の走行実験は行う予定はありませんが、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
735	重金属の予測評価が水銀のみはおかしい。 山形県上山市「エネルギー回収施設」稼働後に起きたことで、近隣農園名産のブドウの変色、干し柿乾燥時の異常、隣接する事業所の従業員 30～40 代の健康に異変、1 名が白血病で死亡エアコンのフィルターに鉛や亜鉛など高濃度の重金属を検出。 煙突からの排ガスは 5 キロ先の高層マンションのベランダ粉塵から鉛やカドミウムを検出したという事例があります。今回の施設は	熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。

表 7-1-2（213）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
735 （続き）	影響を与える範囲を半径 3km としているのは、狭すぎる。重金属も水銀だけではなく、鉛、カドミウムの検査も必要。再度、影響範囲を広げ、重金属も追加した調査をして下さい	
736	大型車専用進入路の設置検討を要とします。 1 日 600 台もの車の往復は、道路の劣化、車での移動が主な住民、又は歩行者、自転車利用者の安全性の低下、騒音、振動の発生、そして安全確保に対する懸念があります。大型車両の通行ルートを生活道路から分離することで交通事故の未然防止、騒音、振動の軽減、ならびに地域住民の生活環境の維持ができます。高齢者や児童が日常的に利用する道路においては、安全対策の強化が必要です。	車両の走行に伴う騒音、振動、安全（交通）について、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
737	新会社の産廃施設にエネルギー施設新電会社の設立もあります。 この電力で年間 2 億の収入を見込んでいると記載がありました。 これではごみを燃やす施設よりも電力会社設立の為のゴミ集めになっている気がします。この企業の収益の為に、私達は水汚染、空気汚染、生活道路の不自由さをがまんして生きていかなければいけないことになるのですか？一般ゴミの施設であれば、私達は今からゴミのことを考え、少なくする為に努力していけると思います。 やはりこの産廃は必要ないと考えます。 ゼロウエストも考えてこの事業を再度必要か考えて下さい。	施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 本事業により、ごみの分別やリサイクルをしなくても良いのではなく、これまでと同様あるいはそれ以上に、ごみの分別やリサイクルを推進していただきたいと考えています。
738	地下水への影響（水不足、水汚染）が心配なのです。地下水がどの方向に流れ汚染がどこまで広がるのかを詳しく予測できてないし、長期間にわたって確認する仕組みも整っていないので熊本県環境影響評価条例 34 条で、地下水の長期事後調査の項目の確認すると、合わせて、長期事後調査について、継続かつ十分なモニタリング計画を明言して下さい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
739	もともとは上益城 5 町のごみ処理場の計画だったのが石坂グループ、大栄環境株式会社の 2 社が民間廃棄物処理施設を造りたいと提案し、大型の廃棄物処理施設をつくる計画に変更され手続きが進んでいます。 元の 5 町のごみ処理施設の計画としては過大な施設規模であり代替案検討義務を満たしていないと思います。 熊本県環境影響評価条例では第 4 条「科学的合理性のある手法・代替案比較」第 13、14 条、「準備書には代替案、ゼロオプションの比較を含める必要がある」とあります。この条例に基づき、科学的に根拠のある方法で事業のさまざまな選択肢や事業を行わない場合も含めて比較、検討し、その結果を準備書に記載する必要があります。代替案、ゼロオプションの比較を含めて調査して下さい	本事業は一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプション（事業を行わないという選択肢）も含め現実的に実施可能ではない別の案は設定していません。
740	臭い、振動、低周波音について「問題ないレベル」という決められてる基準が、実際に人が日常生活で感じているつらさや不快感と合っていないです。 振動や低周波音は数値上問題ないとされていても睡眠の妨げや体調不良、不快感など日常生活に支障をきたします。また悪臭については基準値内であると軽視されがちですが窓	振動、低周波、悪臭については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。

表 7-1-2（214）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
740 （続き）	をあけられない、食事や生活に影響がでるなど深刻な問題となります。 数値のみの判断ではなく、実際の生活への影響や住民の声を十分に考慮した評価を記載して下さい	
741	今回の廃棄物処理施設の予定地は熊本市と流れる緑川の支流、御船川の上流地域自然豊かで全国から水くみに訪れる吉無田水源の近く介護施設、保育園学童保育、フリースクールも近くにあります。その中で通学路生活道路への大型車集中に対する事故リスク評価が不十分です。熊本県環境環境影響評価条例の第 4 条：交通量調査、事故リスクの予測手法の妥当性があります。交通量の数え方は適切ですか？平日の昼間だけ測って、朝夕や雨の日は測ってますか？調査した日時、場所は偏ってませんか？調査した日はいつですか？調査した場所はどこですか？ 事故リスクの予測が甘すぎではないですか？ 問題なしという根拠はちゃんとありますか？ 一つ一つ解答をお願いします	交通量の時間については、本事業による車両が走行する時間帯を対象に行っています。また、調査は年間の平均的な状況が把握できる時期として、秋季（11 月中旬）に実施しております。 また、雨の日等の交通量について、非定常時の評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。また、事故リスクについて、安全（交通）において、交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っているため、適切に行われているものと認識しています。
742	熊本県環境影響評価の第 13 条：生活環境への影響の記載 住民の暮らしにどんな影響があるのかきちんと書く必要があるといってます。 騒音（トラック、施設等の稼働音） 振動 悪臭 大気汚染 水質への影響 景観の変化 子ども・高齢者・病気の人への影響 日常生活に直接関係することすべて、どんな人に、どんな影響が、どの程度あるのか保育園、学校、介護施設が近いので丁寧に調査、評価して下さい。そして、水源地近くの暮らしへの影響で「基準値以下だから大丈夫」では第 13 条としても不十分といえると思います。 この条例をふまえて再度評価して下さい	各項目の影響について、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。各項目最大影響を想定し、影響の変化についてもお示ししております。また、ご指摘の各施設における評価について、予測結果は最大影響を想定しているため、各施設では同等又はより影響が小さくなるものと考えられます。
743	排ガスの評価が、普段の通常運転のときだけで、機械のトラブルがおきた場合や負荷が高くなった場合に排ガスがどう変化するか、どんな影響がでるかについては十分に調べられてません。 熊本県環境影響評価条例 4 条の非定常（起動、停止、故障時）を含む評価が必要という技術指針解釈があります。非定常状態は、排ガスが一時的に増える、有害物質の濃度が高くなるといったことが起こりやすい為、非定常状態の評価をして下さい。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
744	一般ごみと産廃は、物ではなく出どころが基準となり、産廃は、少量でも、不法投棄されても責任は排出者に戻り、排出者責任として、罰則対象にもなります。 一般ゴミ処理施設を作る予定だったのです。 排出者、企業の為に先祖代々守られてきた自然をこわすわけにはいきません。 白紙撤回をお願いします	自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。

表 7-1-2（215）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
745	配慮書、方法書段階の住民意見、知事意見への回答が形式的で誠実さがないです。 どの意見をどのように検討し、その結果として事業内容がどのように修正、反映されたのかが十分説明されていないと感じます。 “今後検討する”“適切に対応するといった表現では住民参加制度の趣旨を十分に果たしているとは思えません。 提出された住民意見および知事意見について個々の意見への具体的な回答と、事業計画や評価内容にどのように反映したのか反映できない場合はその理由を明確に示して下さい	配慮書、方法書に対する各意見については、準備書「第5章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解」、「第6章 方法書についての意見と事業者の見解」において、一つ一つの意見に対し、真摯に事業者の見解を記載させて頂いております。
746	計画地周辺の生態系について 四季を通した調査を求めます。 1年ではわからない実態もあると思うので3年以上取り組んで下さい。 熊本県は「生物多様性くまもと戦略2030」を策定して豊かな生物多様性の維持を図る取り組みを進めているが、これは国や世界の動きでもあるので、このことをふまえての調査、評価をよろしくお願いします	動物、植物、生態系の調査は、熊本県環境影響評価技術指針に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な手法で実施しており、その結果を基に予測・評価を実施しています。 なお、代償措置を講じる種については、事後調査を実施します。
747	生活環境への影響が心配です。 この地域では、農作業、子どもの遊び場、など住民が日常的に環境の恵沢を享受している場であるのに、この利用価値が十分に評価されていない為に、この場所での建設予定となっていると思います。 生活利用の実態が十分に反映されているかを再度調査、検討して下さい	各項目の影響については、準備書「第8章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
748	燃やしてエネルギー化というのは、 循環型社会形成推進基本計画に反しています 本事業ではエネルギー化することを事業の効果として示されていますが、これは、今から私達の課題の廃棄物の発生抑制、再使用、再利用を優先する循環型社会形成推進基本計画の理念とあってないと考えます。 本事業が、循環型社会形成推進基本計画とどのように整合しているかについて具体的かつ丁寧な説明をして下さい	循環型社会形成推進基本計画では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定しています。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
749	温室効果ガス、気候変動への影響評価について 本事業による CO2 削減効果の評価は十分とは言えないです。 特に他の処理方法や事業内容を想定した代替シナリオとの比較が行われていないので、本事業の位置づけや妥当性が明確になっていません。 又、本事業による建設、運転、維持管理、廃止に至るまでの温室効果ガス排出量の整理や代替案との比較評価が十分に示されていません。 温室効果ガス排出や気候変動への影響を適切に評価する為、条例のライフサイクル全体をふまえた代替案を含めた科学的合理的な評価を求めるという考え方に基づき、複数の代替シナリオとの比較を含めたより客観的で総合的な評価を行い、その結果を明確に示すことを求めます。	ライフサイクルアセスメントについて、現段階では資材や調達先など未確定な部分が多いため、算定は困難であることや、工事は一時的な影響であるため、熊本県環境影響評価技術指針に記載のある建設機械、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算により予測・評価を行っております。ご指摘のライフサイクルアセスメントについては、貴重なご意見として承り、今後の事業活動において、必要に応じてサプライチェーン排出量など把握を行いライフサイクルアセスメントを行うなど検討させて頂きます。
750	文化財、景観、歴史的環境の扱いが軽いと思います。 事業予定地周辺の文化財について該当するものは見当たらないという記載だけで、調査内容や確認方法が具体的に示されていません。この記載では、文化財や歴史的環境、景	文化財については、準備書「第8章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。

表 7-1-2（216）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
750 （続き）	観への影響が十分に検討されたとは言い難いです。 文化財は一度失われると回復が困難であることから事業実施前の慎重な調査と評価が不可欠です。 文化財、歴史的環境、景観への影響について調査方法および結果を具体的に示し、追加調査や保全措置を検討して下さい	
751	地震、豪雨、土砂災害、火災と廃棄物施設が複合した場合の被害想定がないです。 地震、豪雨、土砂災害、林野火災等が複合して発生した場合を想定し、被害の広がりや二次災害の可能性、交通、避難への影響を含めた具体的な被害想定と対策ならびに事後のモニタリング体制を明確にして下さい	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
752	景観、観光、地域イメージへの影響を軽視し、観光、移住促進政策と矛盾しています。当地域では、観光振興や移住促進を政策として進められています。景観は地域価値の重要な要素である為、より慎重な検討が必要です再度、地域の設定と影響の及ぶ範囲が適切か調査して下さい	景観については、対象事業実施区域周辺の景観資源、主要な眺望点、集落等の不特定多数の方が多く利用する場所等を踏まえて調査地点を設定し、調査しました。予測は本事業により、眺望の変化がある地点を予測しており、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
753	希少種、里山的生態系に対する調査期間、調査地点が不足しています。条例に基づく確認の結果、希少種および里山的生態系に関する調査が不十分なので再度里山での生態系の調査期間、調査地点を見直し調査して下さい	動物、植物、生態系の調査は、熊本県環境影響評価技術指針に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な手法で実施しており、その結果を基に予測・評価を実施しています。
754	調査予測及び評価の結果、動物の項に、「重要な種及び群集並びに注目すべき生息地にかかる影響は実行可能な範囲内でできるだけ低減されており環境の保全についての配慮が適正になされていると評価」とあり「環境保全処置予測地域内に存在する開放水面を創出し両生類や水生昆虫、水辺を生息環境とする動物への影響を代償します」とありますが、 水の場所を作ればいいというものではなく、どのように以前の生態系（多種多様な生物同士のつながり）が維持できるのかが重要です。 コウモリ類、猛きん類のタカ科の鳥など、絶滅危惧Ⅰ類のクマタカ、ツミ、ハヤブサが確認され、フクロウやクロツグミも確認される極めて貴重な自然環境であることは明らかです。 環境保全についての配慮は適正ではないです。再度調査、評価して下さい。	生態系については、動物、植物の調査結果から生物同士のつながりを示す食物連鎖図を作成し、その内容を踏まえて地域の生態系を指標する種として在来カエル類（典型性）を選定しております。このため、在来カエル類の予測・評価を通して、地域の生態系に対する影響の低減を図っております。以上により、在来カエル類の繁殖環境として水域を創出することは、地域の生態系への影響の低減につながるものと考えています。また、環境を創出して終わりではなく、その利用状況については事後調査でモニタリングしていく計画としております。その他、記載頂いた種についてもその確認状況に応じた予測・評価を実施しており、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。引き続き、環境保全措置及び事後調査を適切に実施してまいります。
755	「関係地域およびその選定理由」において示されている関係地域の設定範囲が不十分であると考えます。 本事業による環境影響は事業実施区域周辺に限定されるものではなく大気、騒音、振動、水環境、生態系等を通じてより広範な地域に及ぶ可能性があります。 例 1 条“県民の環境保全”条例 13 条の影響範囲及び関係地域の妥当性の観点からも再検討が必要であると考えます。 再検討して下さい	関係地域については、各項目の予測結果を踏まえ、設定しているため適切と考えております。

表 7-1-2（217）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
756	事後調査計画の具体性欠如があります。 「必要に応じて調査」するといった抽象的な事後計画では実効性がありません。（準備書の中の第 10 章）このような抽象的な計画では事後調査の実効性を担保することは困難です。どの項目を、いつ、どの程度の頻度で調査し、どのような基準で評価し、結果をどのように公表、活用するのか明確にして下さい	事後調査の調査項目、調査地点、調査期間及び調査方法は、準備書「第 10 章 事後調査の内容」に記載したとおりです。 事後調査の結果は、事後調査報告書としてまとめ、県に提出して、公告・縦覧されます。
757	事業者の責任の所在について。 本準備書では委託業者の役割と事業者の責任分担が十分に整理されておらず、審査の透明性及び信頼性を損なうおそれがある。 調査、予測、評価の各項目について 事業者がどのように関与し、どの部分について最終的な責任を負っているのかを明確に示すとともに、事業者としての見解や判断を自らの言葉で説明することを求めます	本準備書において、委託業者の役割と事業者の責任分担が十分に明確でないとのご指摘については、真摯に受け止めております。本事業に係る調査・予測・評価は、専門的知見を有する委託業者に実務を委ねつつも、最終的な判断と責任はすべて事業者である当社が負うものです。 具体的には、 ・調査段階では、調査計画の妥当性を当社が確認し、必要に応じて追加調査や方法の修正を指示しています。 ・予測段階では、委託業者が実施した解析結果について、当社が前提条件・手法・結果の妥当性を精査し、必要な検討を加えています。 ・評価段階では、得られた結果を踏まえ、環境保全措置の内容やリスク低減策について、当社が主体的に判断し、事業者としての見解を形成しています。 準備書に記載された内容は、委託業者の報告をそのまま掲載したものではなく、当社が最終責任者として確認・承認したうえで取りまとめたものです。
758	・えんとつからでるけむりがいやです。	排気筒からの排ガスの影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
759	・水がほんとうにのめるのかしんぱいです。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
760	・みらいの子どもたちのことを考えたほうがいいと思います。	将来この地域で生活する子どもたちを含む将来世代の安全・健康・生活環境を守ることが極めて重要であるとのご指摘は、事業者としても真摯に受け止めております。環境が一度損なわれれば回復が困難であり、その影響が長期に及ぶ可能性があることは十分に認識しております。 本事業においては、環境影響評価に基づき、事業の実施に伴う環境への影響を事前に把握し、可能な限り回避・低減するための検討を行っております。準備書では、大気質、水環境、騒音・振動、生態系など各項目について、将来世代への影響も踏まえた評価と環境保全措置を示しております。
761	・そんなデカイゴミしょりしせつはいりません。 それより子どもたちのためになにか作ったほうがいいんじゃないんですか？	本施設の規模については、地域で発生する廃棄物量をもとに、必要な処理能力となるよう設定しています。過大な施設をつくることは事業者としても望むものではなく、地域の実情に合った適正規模を確保することを基本方針としています。 また、子どもたちのための環境づくりという点では、安全に配慮した廃棄物処理体制を整えること自体が、将来世代への責任であると考えています。適切に管理された施設があることで、不法投棄や老朽化施設による環境リスクを減らし、地域の生活環境を守ることにつながります。 今後も、誤解や不安が生じることのないよう、計画内容や環境保全対策について、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

表 7-1-2（218）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
762	・小学校もちかいのにそんなもの作ったらどうなるかそうぞうは、つかないんですか？	近隣の小学校への影響に関するご懸念を重く受け止め、本事業では大気質や騒音・振動などの環境影響を事前に調査・予測し、子どもを含む周辺住民の安全と健康に支障が生じないよう必要な環境保全措置を講じる方針です。
763	・人の体は、70%水なんですけどその水が、のめないものになったらこまりますよね。もしあなたがこんなじょうたいの場所ですむことになったらどうですか？	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
764	・がくどうの子がどうろをわたるときにもしこうつうじこがおきたらあぶないからいやです。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
765	・小学生のとうこう中にもしじこがおきたらどうするんですか？	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
766	・小さな子どもが外であそぶときにトラックがよくとおるから安心して外であそべないと思います。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
767	・小学校でべんきょうをしているのにトラックの音が大きすぎて勉強にしゅうちゅうすることができないと思います。	騒音については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
768	・ゴミしょりじょうができたところで水もほんとうにのめるかわからない場所にあなたは住めますか。ぼくは、ぜったいにいやです。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
769	・小学校の運動場であそぶのがしんぱいです。	排気筒からの排ガスの影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
770	私は、2024 年 8 月 18 日、8 月 21 日 2024 年 10 月 14 日 10 月 19 日に行われた「令和いきもの会議」というミュージカルに参加し動物と人との共存について深く学びました。産廃の人に与える影響もすごく心配ですが、動物たちに与える影響もとても心配です。これは、人間だけの問題ではなく、動物や植物に与える影響も問題だと思います。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
771	私は御船町の高校に通っています。小学校は産業廃棄物処理場ができると予定されている場所にある学校に通っていました。まわりの小学校とは少し違いグラウンドが芝生であ	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。

表 7-1-2（219）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
771 （続き）	ったり、地域の人たちとの交流が盛んな小学校です。御船町にある小学校で唯一学校内で給食が作られています。おいしい給食を作るにはおいしい『水』が必要となります。 産廃ができることによって、お水は汚染されないという保証はあるのでしょうか。これから小学校に通う子どもたちは増えるのでしょうか。私が通った小学校の良さが失くなるのは望んでいません。	
772	立地場所はとても空気のきれいな場所です。悪臭の測定は、煙突排気塔における発生源の臭気測定は比較的容易であるが、その影響を受ける周辺地域に臭気測定には、サンプリング時の悪臭成分の採取の難しさや採取した容器への臭気成分の吸着などによる困難さを伴い、正確な実態把握が難しいという難点があるため、しっかりと調べてほしい。	悪臭の調査は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、公定法により実施しており、環境の状況を適切に把握できていると考えます。現地調査の結果は、全ての項目で定量下限値未満となっています。
773	立地場所のまわりの住宅の悪臭の影響が気になります。悪臭の影響により、窓も開けられなくなり洗濯物も干せなくなります。 悪臭についてもしっかり調べてほしいです。	悪臭については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、窓を開けられない状況はないものと考えられます。
774	産廃処理場の問題を御船町だけでなく、上益城郡五町のすべての住民にはなしをするべきだと思います。 そして、小、中、高生にも分かるような説明をしていただきたいです。 この問題は大人だけでなく子どもも考えるべきです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 一方で、学校教育の内容や年齢に応じた説明資料の作成については、教育現場との調整が必要であり、事業者単独で特定の世代向け資料を作成することは難しい面があります。そのため、特定の年齢層に限定した資料の作成は行っておりません。 今後は、いただいたご意見を踏まえ、地域の皆さまにとって分かりやすい情報提供に努めてまいります。
775	自然豊かな場所につくるということは動物たちや植物たちに多大なる影響を与えます。人間と自然界への共存を第一に考えてほしいです。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実

表 7-1-2（220）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
775 （続き）		行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
776	土壌汚染もすごく心配です。 近くでは野菜を育てる方も多いため土壌の調査も予測評価について調べてほしい。	土壌汚染については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
777	水問題が心配です。 地下水を汲み上げることで地下水量への影響が心配です。 人も 70%は水でできているので、水が大切なので徹底的に調べてほしいです。	地下水の水位については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
778	人の影響ばかりを考えるのではなく、自然界にいる動物、植物たちのことも大事にしてほしいし、人と同じようにそれ以上に考えてほしいと思っています。自然界に住まわせてもらってるので、もっと考えるべきです。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
779	産廃ができてすぐ影響がでるわけではなく、これからの子どもたちが一番影響を受けてしまいます。『今』のことではなく、『未来』のことを考えていく必要があると思います。	将来この地域で生活する子どもたちを含む将来世代の安全・健康・生活環境を守ることが極めて重要であるとのご指摘は、事業者としても真摯に受け止めております。環境が一度損なわれれば回復が困難であり、その影響が長期に及ぶ可能性があることは十分に認識しております。 本事業においては、環境影響評価制度に基づき、事業の実施に伴う環境への影響を事前に把握し、可能な限り回避・低減するための検討を行っております。準備書では、大気質、水環境、騒音・振動、生態系など各項目について、将来世代への影響も踏まえた評価と環境保全措置を示しております。
780	地下水の汲み上げ摂取によって周辺の地下水流が変動（吸い込み）し、流動や地下水流量への影響が想定されるが、その予測評価が行われていないことが心配です。	地下水の水位については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
781	立地場所の近くには小学校があるというのに、1 日 330 台の運搬車　往復だと 660 台が通り小学生に危険が及ぶ可能性があることが心配です。	車両の走行について、環境保全措置として、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することとしており、安全対策を実施したうえで、事業を進めてまいります。
782	大気汚染の問題がとても心配です。私にはむずかしくて何が有害かはっきりとは分からないのですが、産廃からでる物質は有害物質も含むと思います。人たちの心配だけでなく、自然や動物たちへの配慮も必要だと思います。	大気質については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。 動物への影響要因について、熊本県環境影響評価技術指針におけるごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目において「排出ガス」の影響が含まれていないことから、予測・評価は実施しておりませんが、大気質の予測・評価から被害が生じることはないと考えています。
783	熊本の地下水が汚染されるのが心配です。熊本の大切な資源です。自然界にとっても大切な『水』です。どうか計画を中止してください。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
784	人間がここまで楽しく生きていられるのは自然があるからだと思います。この事業計画	将来この地域で生活する子どもたちを含む将来世代の安全・健康・生活環境を守ることが極めて重要であるとのご指摘は、事業者

表 7-1-2（221）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
784 （続き）	は、自然を破壊する行為です。「今」の人たちだけでなく「これから」の子どもたち、未来のことも考えてほしいです。	としても真摯に受け止めております。環境が一度損なわれれば回復が困難であり、その影響が長期に及ぶ可能性があることは十分に認識しております。 本事業においては、環境影響評価制度に基づき、事業の実施に伴う環境への影響を事前に把握し、可能な限り回避・低減するための検討を行っております。準備書では、大気質、水環境、騒音・振動、生態系など各項目について、将来世代への影響も踏まえた評価と環境保全措置を示しております。
785	人体に影響がないように大気や土壌への影響を長期的な評価を行ってください。	大気質の長期平均濃度や土壌汚染の累積的影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
786	産廃をつくるにあたって、『大気』や『土壌』への影響について、長期的な評価を行ってほしい。	大気質の長期平均濃度や土壌汚染の累積的影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
787	産廃に捨てられるゴミは県内のゴミ以外に九州そして九州外から数%の産廃ゴミが持ち込まれる可能性があるとのことですが、その場合九州外の人たちにも説明をすることが重要だと思います。そして、その割合が増える可能性はゼロなのでしょうか。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。
788	住民説明会に行きましたが、全く理解できませんでした。その場で資料を渡され、それをただひたすら1時間読み、質疑応答に移りました。この説明を聞き、質問なんて思いつきません。もう少し頭を使って工夫した説明を求めます。	説明会にご参加いただいたにもかかわらず、内容が理解しづらかったとのご意見を真摯に受け止めています。資料をその場で配布し、読み上げる形式となったことで、十分に分かりやすい説明にならなかった点については、事業者として改善が必要であると認識しています。 今後は、いただいたご意見を踏まえ、地域の皆さまにとって分かりやすい情報提供に努めてまいります。
789	産廃ができる場所には「小学校」「学童保育」「保育園」があります。「小学生」は歩いて登校する人もいます。そんな中トラックが1日に330台も通り、小学生にも危険が及ぶ可能性が高いです。 交通予測については、机上で計算するのではなく、走行実験を行ってください。	車両の走行について、環境保全措置として、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することとしており、安全対策を実施したうえで、事業を進めてまいります。
790	最終処分場がはっきりと決まってないのは心配です。供用を開始する時点で決定するとのことですが、どこに行くのも分からないゴミを受け入れるのは心配で不安です。	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。 現時点で最終処分先は決まっていません。事業計画地近隣の最終処分場を第一優先と考えていますが、最終的には値段（埋立物を運ぶための運搬費と埋立するための処分費の合計額）の交渉をして判断します。
791	上益城5町のゴミ処理に関わる問題なのに、住民説明会が行われたのは『益城町』と『御船町』だけです。私は御船町の七滝中央小の説明会に行きました。そこではストーブもなくすごく寒かったです。益城では、クリスマスの夜に行われました。事業者側から住民に丁寧に説明しようとする気持ちを感じ取れませんでした。質疑応答の時間も1時間しかなく、すごく不満でした。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしまし

表 7-1-2（222）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
791 （続き）		た。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
792	私は御船高校に通っている御船高校生です。産廃のことを知ったのはつい最近です。これから大人になっていく私たちにも産廃のことを分かりやすく教えてもらう権利があると思います。今は限られた人だけが一生懸命になっています。五町だけでなく熊本県全員の人たちに説明をしていただきたいです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
793	廃棄物の性状及び有害物質に関する評価不足を人間の健康影響の観点から感じます。 本事業により、発生又は取り扱われる廃棄物には重金属類、有機ハロゲン化合物、発がん性、神経毒性、生殖毒性、内分泌かく乱作用などを有するおそれのある物質が含まれる可能性がある。しかし、準備書における評価対象物質は極めて限定的で、住民が長期間にわたり低濃度で曝露されることによる慢性的な健康影響について十分に検討が行われていません。特にこれらの有害物質は大気、水、土壌を介して複合的に環境中へ放出、移行し、食物連鎖や生活環境を通じて人の健康に影響を及ぼす可能性があります。にもかかわらず、排出、溶出、蓄積・二次生成等を考慮した包括的な健康リスク評価が示されていない点は重大な問題だと思います。なので、廃棄物の性状を踏まえ、重金属類、有機ハロゲン化合物等の有害物質について評価対象を抜本的に見直し、発がん性物質や慢性毒性等の健康影響を考慮した調査、予測評価を実施するとともに、周辺住民、とりわけ子どもや高齢等の感受性の高い人々への影響を重視した評価を再度行って下さい。	大気質の項目は、熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。 排気筒からの排ガスの影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
794	本事業に係る準備書では大気汚染物質の影響予測が平常時かつ平均的な気象条件を前提としており、逆転層の発生、無風・弱風時、地形による滞留、設備トラブルや異常運転時といった不利条件が十分に考慮されていない。もう 1 度調査をしてほしい。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。

表 7-1-2（223）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
794 （続き）		事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が1年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。大気質の各物質の予測結果は「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、複合暴露や長期・累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
795	準備書ではマミコウロードについて「児童の利用はない」とされているが実際は約10人近くの児童が通学路として日常的に横断しており、事実と異なります。もう1度再調査と再評価を強く求める。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和7年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
796	自然を1回こわしてしまったら、お金では取り戻すことはできません。 自然は素晴らしいものです。 自然がこわれてしまったら、全ての生態系がこわれてしまいます。もう少し自然と向き合ってください。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約5割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
797	地質、土壌汚染について、調べている土のサンプルが少ないため、場所によって存在する土壌汚染を十分に把握できてないと思います。 熊本県環境影響評価条例第4条、13条に基づき再度土壌汚染調査を行って下さい	土壌汚染の調査は、熊本県環境影響評価技術指針に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な手法で実施しています。
798	処理場ができる場所の近くには、小学校、学童保育、そして保育園まである。 こんなに子どもたちがいるのに、それでもつくるというのですか？	近隣の小学校やフリースクールへの影響に関するご懸念を重く受け止め、本事業では大気質や騒音・振動などの環境影響を事前に調査・予測し、子どもを含む周辺住民の安全と健康に支障が生じないよう必要な環境保全措置を講じる方針です
799	地域のごみの量が40～50トン（80～90トン）であるのに対し今回作られる規模は400トン焼却と、900トン破砕というとても大きなものである。こんなに大きくある必要はあるのか。	日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量400 t /日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。

表 7-1-2（224）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
800	熊本の自然と水を壊そうとしている。そして、動物たちの住む場所まで。常に「人」中心として話を進めるのはおかしい。	自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
801	御船町に住んでいる人たちは、このゴミ処理場計画について知っている人は、何人いるのでしょうか。おそらく、ほとんどの人は知らないと思います。そして、知っている人も御船町から聞いたわけではなく、友人や知人からだと思います。説明が少し足りないのではないですか？子どもたちにも伝えるべきだと思います。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
802	新規有害物質（PFAS 等）を受け入れるのか受け入れないのかを、はっきりしてほしい。受け入れないのであればその確認方法を明らかにしてほしい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 7-1-2（225）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
803	初めに建設ありき… 聞けば説明会の日程を 12 月 25 日にしたとか… ありえません！子育て世代を無視してます。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
804	今、全国的に問題となっている PFAS の事が準備書では触れてませんね、なんていい加減なんですか？信用できません！	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
805	何故山間部を狙うのか？ 住人が少なく反対運動も起きにくいとみくびっているのか、許せない！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。

表 7-1-2（226）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
805 （続き）		令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
806	友人が熊本なので地震の時、心配しました。 施設立地場所は熊本地震で大きな被害を受けた所でしょう？やめてください。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
807	施設計画地は崖の上に盛り土した造成地なんですね、しかも阿蘇 A4 火砕流地質でもろい地盤だとの事、あまりにも無謀です。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
808	友人からの話では、この計画を紹介したのが県ですって？ そんな事が許されるのか、信じ難い暴挙だ。 環境アセスメントの意味がない、許認可権は県にあるんですよ。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等

表 7-1-2（227）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
808 （続き）		に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
809	初めに建設ありき… 聞けば説明会は3回だけ、5町に関係するのに説明会場は二つの町だけ…ひどくないですか？	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
810	準備書における大気汚染対策の不思議、 空気には壁があるのですか？ 大気影響範囲を2kmなんて考えられません。 中国からの黄砂やPM2.5の飛距離をどう捉えるのか	自然現象により発生した事象と、施設で排ガス処理を行い発生した事象では比較はできないものと考えます。また、大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。
811	農免道路を660台の運搬車とありますが、 使用目的が違うでしょう、いい加減にしてください！	車両の走行について、環境保全措置として、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することとしており、安全対策を実施したうえで、事業を進めてまいります。
812	遠く東京からです。 昨今の行政、住民無視・軽視が許せません。 一般廃棄物処理施設を産廃施設にすり替えるなんてひど過ぎます。民主主義を踏み躙る恥ずべき行為です、許せません！。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効

表 7-1-2（228）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
812 （続き）		果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
813	何故山間部を狙うのか？ 住人が少なく反対運動も起きにくいとみくびっているのか、許せない！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
814	今、全国的に問題となっている PFAS の事が準備書では触れてませんね、なんていい加減なんですか？信用できません！	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基

表 7-1-2（229）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
814 （続き）		準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
815	施設計画地は崖の上に盛り土した造成地なんですね、しかも阿蘇 A4 火砕流地質でもろい地盤だとの事、あまりにも無謀です。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
816	初めに建設ありき… 聞けば説明会の日程を 12 月 25 日にしたとか… ありえません！子育て世代を無視してます。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
817	初めに建設ありき… 聞けば説明会は 3 回だけ、5 町に関係するのに説明会場は二つの町だけ…ひどくないですか？	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（230）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
817 （続き）		説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
818	友人からの話では、この計画を紹介したのが県ですって？ そんな事が許されるのか、信じ難い暴挙だ。 環境アセスメントの意味がない、許認可権は県にあるんですよ。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
819	友人が熊本なので地震の時、心配しました。 施設立地場所は熊本地震で大きな被害を受けた所でしょ？やめてください。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
820	農免道路を 660 台の運搬車とありますが、使用目的が違うでしょう、いい加減にしてください！	車両の走行について、環境保全措置として、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することとしており、安全対策を実施したうえで、事業を進めてまいります。
821	準備書における大気汚染対策の不思議、空気には壁があるのですか？ 大気影響範囲を 2㎞ なんて考えられません。	自然現象により発生した事象と、施設で排ガス処理を行い発生した事象では比較はできないものと考えます。また、大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。

表 7-1-2（231）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
821 （続き）	中国からの黄砂やPM2.5の飛距離をどう捉えるのか	
822	遠く東京からです。 昨今の行政、住民無視・軽視が許せません。 一般廃棄物処理施設を産廃施設にすり替えるなんてひど過ぎます。民主主義を踏み躙る恥ずべき行為です、許せません！。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
823	初めに建設ありき… 聞けば説明会は3回だけ、5町に関係するのに説明会場は二つの町だけ…ひどくないですか？	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
824	初めに建設ありき…	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城

表 7-1-2（232）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
824 （続き）	聞けば説明会の日程を 12 月 25 日にしたとか…ありえません！子育て世代を無視してます。	地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
825	何故山間部を狙うのか？ 住人が少なく反対運動も起きにくいとみくびっているのか、許せない！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
826	施設計画地は崖の上に盛り土した造成地なんですね、しかも阿蘇 A4 火砕流地質でもろい地盤だとの事、あまりにも無謀です。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。

表 7-1-2（233）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
827	今、全国的に問題となっている PFAS の事が準備書では触れてませんね、なんていい加減なんですか？信用できません！	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
828	友人からの話では、この計画を紹介したのが県ですって？ そんな事が許されるのか、信じ難い暴挙だ。 環境アセスメントの意味がない、許認可権は県にあるんですよ。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせてい

表 7-1-2（234）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
828 （続き）		ただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
829	友人が熊本なので地震の時、心配しました。 施設立地場所は熊本地震で大きな被害を受けた所でしょ？やめてください。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
830	遠く東京からです。 昨今の行政、住民無視・軽視が許せません。 一般廃棄物処理施設を産廃施設にすり替えるなんてひど過ぎます。民主主義を踏み躙る恥ずべき行為です、許せません！。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
831	農免道路を 660 台の運搬車とありますが、 使用目的が違うでしょう、いい加減にしてください！	車両の走行について、環境保全措置として、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することとしており、安全対策を実施したうえで、事業を進めてまいります。
832	準備書における大気汚染対策の不思議、 空気には壁があるのですか？ 大気影響範囲を 2km なんて考えられません。 中国からの黄砂や PM2.5 の飛距離をどう捉えるのか	自然現象により発生した事象と、施設で排ガス処理を行い発生した事象では比較はできないものと考えます。また、大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。
833	水質 敷地内に降った雨水は排水側溝により集水し調整池に導き流量を調整して公共用水域に放流するとある。 常時焼却している施設の排気塔からは様々な化学物質が放出されている。 当然雨水には化学物質も含まれるが昨今の異常気象頻発で集中豪雨や線状降水帯発生も多々ある。 調整池から想定以上の豪雨に見舞われた場合、化学物質等を含んだ水は公共用水域に流れ出る。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。

表 7-1-2（235）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
833 （続き）	産廃施設がある限り水質汚染は避けられない。水質汚染されないという科学的で明確な答えを示してほしい。	廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
834	車両台数について 日常的にこの地域の車両走行数、だいたい 1300 台（一日）とある。 この台数に産廃用の車両 660 台が加わり、この事業所で働く方々の車も加われば、この山里に 2000 台近くの車両が走ることとなる。 マミコウロードは追い越し車線はない。 1 か月以内に車両走行実験をすべきである。 また危険個所・解析も実施しておらず科学的見地での評価もされていない。	走行実験は予定しておりませんが、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
835	8-2④交通量について 調査結果でも日常的に大型車 60 台程度、小型車は 1,255,5 台程度とある。 マミコウロードは地域の生活道路となっている。 買い物、病院、仕事、介護者の送迎、子どもの送迎（塾など）約 1300 台の車が一日走行している上に産廃の車両 660 台がプラスされる。個人的に搬入する車両もあるだろう。多忙日には 490 台（大型）ほどになることもあると記載。御船の 445 からマミコウに入り施設まで 4km 程である。 マミコウロードには追い越し車線はない。御船玉虫団地入口から予定地まで連なるのではないか。走行実験を行い渋滞がないのか示してください。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、渋滞等は発生しないと考えております。
836	2-2-8(2)排水計画排水計画 排水計画で定期補修時や緊急時、焼却施設が停止中においてもプラント排水が充分に貯水できる水槽を設置とあるがオーバーフローした場合はどのようにするのか それでも足りない場合は、プラント排水を適正に処理できる業者はどこか、明確に示してください。	不測の事態として、焼却施設の緊急停止に伴い、汚水を炉内噴霧処理できないというケースが考えられますが、その場合においても汚水を十分に貯水できる容量を有するコンクリート水槽を設置します。万が一、貯水量を超える可能性がある場合には、汚水を適正に処理できる処理業者に外部搬出して委託処理を行います。処理業者は今後決定する予定となるため、現時点では未定となります。
837	事業の背景について 令和 7 年 5 町のゴミは熊本市に委託することになっている。この事業がなくても問題はない。 焼却施設は減らせるので地球環境にもよい。今後リサイクル社会で廃棄物も減っていく。 産廃施設建設は白紙撤回を検討すべき。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
838	給排水計画について 用水は地下水と水道水の利用を基本とある。今まで水道水の利用には言及していなかった。地下水を 250 トン（1 日）でも驚きだったのに…地下水では足りないのか説明がない。図 2-2-14 も何を書いているのかわから	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。

表 7-1-2（236）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
838 （続き）	ない。水道水を使う予定ならば、どの程度の利用になるのか具体的に述べるべきである。	
839	事業の目的について 日本は世界で最もごみ焼却率の高い国の一つである。世界にある焼却炉の内約 7 割が日本の焼却炉だと言われる。昨今の異常気象は人間活動による気候崩壊である。私たちがすべきことはゴミを燃やして電気を生み出すことではなくあくまでもゴミは減らし、作り出さないことだと思う。ゴミを燃やして発電するそして売電などは、更に地球熱を上げる原因となる。そしてその事業のために地域住民は大気・水・の汚染や車両の増加に伴う空気汚染で健康被害を受ける。考え直してほしい。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
840	事業の目的について AI による概要でも 「世界的にみるとごみ焼却は廃棄物処理の一つの方法だが日本は世界で最もごみ焼却率の高い国の一つである。その方法は世界のスタンダードではない。世界の約 7 割が日本の焼却炉だ」とある。もともと 5 町の一般廃棄物処理 80 トン（一日）程度の焼却施設をなぜ 5 倍もの大きな施設で 400 トンのごみ焼却含めた施設が必要なのか、「産業廃棄物を核とした地域循環型共生圏」など地域住民は望んでいない。地域住民にとって大気・交通・水質・農地汚染等デメリットしかない。産廃建設はやめるべきであるそもそも上野の住民は、産廃施設を建設する為に予定地を売っていない、	日本のごみ焼却率が高い理由は、日本は国土が狭く、最終処分場の確保も難しいため、廃棄物の 3R の推進や焼却等の減容化による埋立が進められてきたという背景があるからと理解しています。また、日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
841	2.1.1 事業の目的 発電した電力は事業所で利用するとともに余剰電気や熱を地域で利活用するとあるが具体的にどのように地域に利活用するのか不明である。 売電し利益を上げることが目的ではないのか エネルギーの地産地消ならば地域の学校・保育園・介護施設等へ電気は無料提供されるのか？明確な答えを求む。	施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。
842	搬入計画について マミコウロードはもともと農免道路。 巨大トラックの走行を想定してない。 道路を造っていた時、地盤がもろくなかなか橋脚が定まらず日程が延びた。 建設予定地の古閑の原地区は熊本地震の際も道路陥没や地崩れがひどかった。 もともともろい地盤上に一日何百台ものトラックが走る、交通量に耐えられる道路ではない。 地崩れなどがあった場合の責任はどこにあるか明示すべきだ。	マミコウ道路の地質特性や地震・豪雨時の通行確保、災害ごみ運搬への影響に関するご懸念は重要な指摘として受け止めており、本事業では道路の維持管理や災害対応を所管する行政機関と連携しつつ、安全性の確保に支障が生じないよう必要な対応を検討してまいります。

表 7-1-2（237）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
843	2.1.2 候補地の選定 候補地の選定に当たっては、一般からの公募…とあるが平成 29 年 7 月～9 月までの公募は、あくまでも一般廃棄物処理施設の予定地であり、地元住民は産業廃棄物を取り扱うことは知らされぬままの応募である。 いかにも地域住民が産廃に手を挙げたかのような表記は不正な書き方である。そしてその産廃施設であることを知らない住民の方が多い。 周知が足りない！知事意見に反するのではないか？ この産廃施設建設を知らない住民がいるというのはあなた方の広報不足であり、怠慢ではないか？住民が知らないまま建設を進めるつもりではないですよね？	平成 29 年度に実施された公募が一般廃棄物処理施設の予定地選定であったこと、また現在の計画への見直しが令和 3 年度で行われたことは事実です。ご意見にある「地域住民が産業廃棄物処理施設に手を挙げたかのような表現」については、事業者としてそのような趣旨の記載は行っておらず、どの部分を指しているのか現時点では把握できていません。本事業では、環境影響評価に基づき大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置を講じることで環境や健康に支障が生じないよう取り組んでいます。また、施設の役割終了後の原状回復に関する具体的な手順やコストについては、現段階で詳細を示せる状況にはありませんが、今後の検討の中で適切に整理していく必要があると認識しています。引き続き、計画内容や環境保全対策の考え方について分かりやすく情報提供を行い、透明性の確保と理解の促進に努めてまいります。
844	8-13.1(2) 主要な人と自然とのふれあい活動の場の分布に宮部鼎蔵とその弟を追慕する鼎春園がある。 その利用状況に冬季、春季、秋季、利用者の確認はなかったとある。 ○日常的にフリースクールの子どもたちの遊び場となっている。 ○保育園の遠足であったり、小学校の町探検場所ともなる。 ○年に 2 回地元茶屋本区のマルシェが開催されている。 ○年に一度、宮部鼎蔵の顕彰会が開催されている。 ○春にはお隣の山都町主催の歴史ウオーク出発地点となっている。毎年 700 名程の参加者がある利用状況の記載は虚偽であり信憑性に欠ける。	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
845	2.2.11(8)交通 一般道では速度制限の交通規則を遵守するとともに地元車両を優先し…とあるがマミコウロードは片側一車線の道である。追い越し車線などない。 御船側から登ってくれば追い越す場所などなく一貫して 10 トントラックの後を走らなければならない。 地元車両をどのように優先するのか具体的に示すべきである。	交差点において、対向車線の右折車を優先するなど行っていきます。
846	水環境について 永遠の化学物質と言われる有害物質（PFAS 等）が混入されているものをどのように対応するのか ・受け入れるのか ・受け入れた場合 1100 度以上で焼却するのか ・受け入れない場合 PFAS 含有の確認方法はどのようにするのか具体的に科学的に示してください。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。

表 7-1-2（238）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
846 （続き）		当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
847	生態系の評価について 2023 年 2 月 5 日 世界で初めての白亜紀後期恐竜の卵殻化石が見つかっている。 産廃施設のわずか 800m の範囲の天君ダム地層から発見されている。これらの文化財について環境保全措置としてどのような対策をするのか、言及すべきである。	文化財については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおりであり、新たに埋蔵文化財等が発見された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処します。
848	2.1.2 事業の背景 熊本地震等の処理を踏まえ石坂グループと大栄環境が県内に場所を探していたとある。そして熊本県から「5 町における一般廃棄物処理の内容と聞き」とあるが、そもそも 5 町の一般廃棄物処理計画は公的なものである。 なぜいわゆる民間企業一社が入札なしで県の紹介で参入できるのか？ 詳しく説明してほしい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
849	2.2.8(2) 排水計画で定期補修時や緊急時、焼却施設が停止中においてもプラント排水が充分に貯水できる水槽を設置とあるがオーバーフローした場合はどのようにするのかそれでも対応できない場合はプラント排水を適正に処理できる処理業者はどこか明確に示してください。	不測の事態として、焼却施設の緊急停止に伴い、汚水を炉内噴霧処理できないというケースが考えられますが、その場合においても汚水を十分に貯水できる容量を有するコンクリート水槽を設置します。万が一、貯水量を超える可能性がある場合には、汚水を適正に処理できる処理業者に外部搬出して委託処理を行います。処理業者は今後決定する予定となるため、現時点では未定となります。
850	4-1(C) 環境保全について必要な施設の状況	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又

表 7-1-2（239）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
850 （続き）	保育園、小学校、介護施設、フリースクール、病院とあるがこの上野地区にはそれ以外にも嘉永井手（かつて水不足に悩まされていた上野・田代地区を潤す用水路、全長28km）おいしい水で作られる豆腐店鼎春園・八勢眼鏡橋等の歴史的遺産がある地域である。 概要には対象事業実施区域内には含まれないとあるがわずか数メートルの差で影響が及ばないはずがない。空気に壁はなく当然施設からの排気の影響は受ける。対象事業実施区域でないからというのは誠実な答えになっていない。用水路への影響評価がない。 雨水で流れた排気は用水路にも当然流れ込む、その水で無農薬でおいしいお米を作っている方々もたくさんいる。水の汚染はないと、言い切れる根拠を示して欲しい	は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、排ガスは大気中での拡散により濃度は大きく低減されることから、降雨による沈着を考慮した場合においても周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられます。
851	4-1(C) 環境保全について必要な施設の状況 上野保育園、七滝中央小学校、多機能ホームみどりの丘、古閑整形外科胃腸科医院及びフリースクールが産廃施設の 0.8km 以内にあるとしか述べていない。 しかしこれらの施設に大気や交通等の及ぼす影響は大きい。そしてこの 0.8km 以内の住居は高齢者が多い。 社会的弱者の方々に対して具体的に何を配慮するのか示すべきである。	大気質、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、影響は小さいと考えます。
852	4.1(C) 環境保全について配慮が必要な施設の状況で保育園、小学校、介護施設、フリースクール病院とあるがこの上野の地区には、それ以外にも ・嘉永井手（かつて水不足に悩まされていた、上野、田代地区を潤す用水路全長 28km） ・美味しい水で作られる、とうふ店 ・鼎春園、八勢眼鏡橋、等の歴史的な遺産のある地域である、 概要には対象事業実施区域内には含まれないとあるがわずか、数メートルの差で影響が及ばないはずはない空気に壁はなく、当然、施設からの排気の影響は受ける。対象事業実施区域でないからは、誠実な答えになっていない用水路への影響評価がない	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が井手に流出することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。
853	2.2.11 環境保全の対象に人間が含まれていないピーファス、ピーフォア等が人間の体に汚染すれば、発ガン等の恐れがある。 稼動前に、希望者に血液検査を実施し稼動後、定期的に血液検査を実施し体調変化の推移を調べて下さい。 稼動後に体調変化する人達がいても「因果関係が認められない」とかの発言を防ぐためにも必ず実施して下さい。 「因果関係がわからない」と御社が言わなくてもいいようにです！	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA

表 7-1-2（240）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
853 （続き）		含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 PFOS 等は受け入れない方針のため、血液検査を実施する予定はありません。
854	事故リスクの評価について 昨今の気候変動で豪雨、スーパー台風、異常乾燥など様々な想定外の気象状況がある仮に近年頻発している森林火災などが起きて、施設に飛び火する可能性もあるがその様な時単なる森林火災とは比べものにならない災害が起る 産廃施設から大量の廃棄物が大気に流れ出れば短時間に広範囲の環境を汚染し住民の命と生活にとりかえしのつかない被害をもたらす、「想定外でした」などと言う言い訳は聞かない！ そもそもそんな危険な施設は要らない！！ 科学消防隊などの準備、設備はあるのか示して欲しい	建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置します。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えています。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制、自衛消防隊をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。また、万が一、近隣で山火事が発生した場合でも、十分な離隔距離を確保することで、施設への延焼を防止します。
855	交通・騒音・振動・大気質について 準備書には 24H/1300 台の通行があるとされている。その上、往復 660 台がプラスされれば 1200 台以上の車がこの静かな山里地帯を走ることになる。タイヤと道路の接触における粉塵や排気ガスでも大気は汚染される。 車両は繁忙期には 463 台片道とあるしこのくねくね道の車幅はわずか 3m 程の片側一車線であるから車両同志のすれ違いなど危険は伴う 走行実験は必ずして欲しい。走行実験はできるはずです！！できないなら撤退すべきである。住民の生活と安全を守る気があるのなら	大気質、騒音、振動、安全（交通）については、準備書「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 本事業で想定している搬入ルートは、大型車同士の離合が可能な道路を選定しており、交通安全の確保を前提として計画しています。なお、事業者としては計画段階で必要な道路条件の確認を行っており、走行試験を行うことはありません。道路状況については必要に応じて確認し、安全な運用が図れるよう取り組んでまいります。
856	大気質について ○上層気象の状況 高度別の気温調査から、夜間を中心に逆転層の発生が確認される、とある。逆転層がある事によって山間地では度々濃霧やスモッグ等の気象状況が発生する。山との谷間に空気溜り等があればそこに大気の汚染された空気は停滞する。平坦地よりも浮遊粒子物質は地域住民にとって、環境悪化になるものであるし介護施設や保育園にいる幼い子供達に悪影響である人間への環境評価をキチンとして欲しい	大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。また、短期平均濃度予測においては、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時等の高濃度が出現するケースを予測しており、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。ご指摘の浮遊粒子状物質についても、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
857	※PFAS による影響について 「PFAS については、法令等に基づく規制もなく国において、知見の集積に努めている状況にあり事業者としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い適切に対処に努めます」とあるが永久の科学物質と云われ	ご指摘の米国等の基準値については承知しておりますが、各国の基準はそれぞれの飲用水の状況や土壌環境、法的体系に基づいて設定されているものです。 当社としては、国が検討している最新の国内基準が示され次第、速やかにその基準に対応できるよう、施設の運転管理体制を整えてまいります。個別の民間企業が独自に評価を下すのではなく、国の

表 7-1-2（241）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
857 （続き）	て自然界で分解されないものである。この物質は人体に長く残留し健康被害を及ぼすものである。地域住民の健康に及ぼす影響の大きいものであるにも関わらず法令等がないから、注意を払うで示すだけは、企業として、住民に対して健康責任を持つ態度ではない、厳しい基準を己ずから課すべきである国への責任転化であり、企業として信用できない。アメリカではPFOS,PFOAは4ng/Lの基準値である。環境保全を言うなら見習うべきではないか！！	科学的根拠に基づく統一的な判断（法令・指針）に則って運営することが、結果として地域の皆様に公平かつ確実な安全を提供できるものと考えております。
858	・知事意見として （全般事項） ・事業計画をより具体化するとともに調査、予測及び評価の結果を踏まえ可能な限り環境影響を回避又は低減すること等にあるが 業者の見解として 知事意見を踏まえ適切に対応しました としかないそもそも説明会が御船町と益城でしかない！5町の一般廃棄物も燃やす訳でその説明会が、山都、甲佐、嘉島でないのはおかしいのではないか適切に対応してない知事意見を軽視している	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
859	8章（排ガス拡散予測） ばいじん、塩化水素、NOx、NOx、ダイオキシン類、水銀などの影響は小さいと評価しているが拡散モデルが不明で、影響は、御船、益城とある「空気に壁は無い」特に上野は中山間地で逆転層が発生し汚染物質は滞留しやすい地域保育園に通う、小さな子供達の気管支や肺、介護施設の肺や体力的に弱い高齢者に対して決して安心して吸える空気ではない！産廃施設なければ今まで通りのきれいな空気と水に守られる生活が保障される。産廃はいらない！！	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しているため、妥当な結果であると認識しております。
860	2.対象事業の目的 「エネルギー回収施設を核とした地域循環共生圏の形成」とあるが そもそも地域循環共生圏とは何か？ AIでは、地域が持つ自然、社会資源を活かし、とあるが県内、または、九州から産廃を持って来ることがこの地域の社会資源になるのか！住民は単に環境負荷を受けるだけである！理念だけを、いかにも環境保全と地域住民の為のように装うのはやめて欲しい！！産廃はいらない！！	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカルSDGs）とは、環境省が第5次環境基本計画（2018年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 〇地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす 〇エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGsの理念に沿って計画しています。 熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
861	8章 搬入車両台数について 「影響は小さいと評価」とある。 マミコウロードは、畑仕事や、田んぼ作業の車、トラクター等が止めてあり、仕事のた	安全（交通）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると

表 7-1-2（242）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
861 （続き）	めに保育園、小学校、介護施設へ通う先生方の車フリースクールへの送迎の車、作った作物の配達など地域住民が各方面へ仕事に通う為の通勤に使われる日常的に生活道路として使われているのに搬入台数往復 660 台の影響が小さいはずが無い！！445 の御船からマミコウへ入り産廃予定まで、わずか 4km である、渋滞が起るのは必死である。このような山里にこんな施設を作るべきではない！！	評価しております。そのため、渋滞等は発生しないと考えております。
862	2-2-8(1)排水計画 地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めるとあり地下水の涵養については「公益財団法人くまもと地下水財団を通じて必要な費用を支援する」とある。地下水採取量に見合う量（10 割）とあるが 1 日 250 トンの使用分の支援をするという事か？1 日 250 トンの使用量をどのように換算するのか費用支援以外の涵養は考えていないのか答えてください。公益財団に支援をすると、税制控除が受けられると聞く結局、お金で解決する体質ではないのか？サントリーは、サントリーの森づくりをしている。環境保全を云うのなら里山をそのまま残して欲しい	公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
863	2.2.9 搬入計画について 車両台数大型車 25 トン、10 トンが一日片道 54 台とあるがマミコウロードはもともと農免道路であり巨大なトラック走行を予定して造られてない。橋脚がなかなか定まらず、道路を造ったときに日程が延びた話を聞いた。予定地の古閑の原、古閑の迫は熊本地震でも道路陥没や地崩れのひどかった土地である。一日の何百台もの交通量に耐え得る道ではないと思う。地崩れなどがあった場合、責任はどこにあるのか。 道路の補修などの費用はどうするのか、明確に示して欲しい！	マミコウ道路の地質特性や地震・豪雨時の通行確保、災害ごみ運搬への影響に関するご懸念は重要な指摘として受け止めており、本事業では道路の維持管理や災害対応を所管する行政機関と連携しつつ、安全性の確保に支障が生じないよう必要な対応を検討してまいります。
864	焼却施設について 2-2-6(1)概要で排気塔（煙突）の高さが 49 メートルで配慮書の検討結果及び方法書についての一般の意見を踏まえ決定とあるがどのように検討し方法書についての一般の意見とはどのような意見だったのかそもそも 35 メートルと 49 メートルの高さはどこから導き出されたのか排気塔が高いのはゴミを燃やして時に出る排気ガスを上空で十分拡散させるためと聞く。49 メートルの高さが充分であるという科学的根拠を示してください。 （煙突）の高さは高い程、排気ガスが薄められる。何故 49 メートルが妥当であるという科学的根拠を示して下さい	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
865	・事業の目的 そもそも 5 町の家庭から出るゴミ処理の予定でごみの量は（80～90 トン）のものだったのにそれが焼却 400 トンそして 900 トン破砕の産廃施設を作る事に変わっている、入札したのですか？もともとの計画の 15 倍の大きさにする必要がどこにあるのか！5 町のゴミは今、熊本市が受け入れてくれている産発施設を作る必要はない。企業の儲けの為にだけ、作るのですか？その為に私達の生活を犠牲にするのなら許しません！！撤退して下さい	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。

表 7-1-2（243）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
865 （続き）		その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。
866	5 町の当初の計画から、内容が大きく変わっている。住民に知らされずに、進んでいる事に不信感、不安、怒りを覚える、し、信用できない！説明会も少なく住民無視で、企業優先的な今回の計画は根本的に見直しするか白紙撤回をするべきである。どうにも作りたいのなら堂々と、産発施設を作りたいと改めて手を上げるべきである。もちろん、住民達は受け入れないが！！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。

表 7-1-2（244）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
867	◎交通について ◎大気汚染 マミコウは日常的に 24H/1300 台程度走る。それに加えて産廃施設によって 660 台以上の車両が増えるが自動車のタイヤの摩耗による、マイクロプラスチック（MPs）も生じこの合成ゴムタイヤ由来の MPs が大きな割合を占めることがわかってきたそうである。これらの粒子が川から運ばれ海に流入沈殿、蓄積され、大気汚染の原因となる。車両が増えることによる、マイクロプラスチック汚染について、準備書には、全く触れていないし影響がないという根拠はどこにあるのか示して欲しい	自動車のタイヤの摩耗により発生するマイクロプラスチックについては、現時点では、熊本県環境影響評価技術指針及び環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」において評価項目として位置付けられていないことや、法令等に基づく環境基準や規制基準が定められおりません。このため、本事業に係る環境影響評価においては評価対象項目として選定しておりません。 なお、マイクロプラスチックに関する知見については、現在、国等において調査・研究が進められているところであることから、今後の国の検討状況や法令等の規制動向を注視し、必要に応じて適切に対応してまいります。
868	10.3 事後調査計画 （大気質）（土壌汚染）（騒音）（動物）（振動）（植物）（低周波音）（生態系）（悪臭）（安全、交通）（地下水）環境影響が著しいことが明らかになった場合「追加の環境保全を講じる」とあるが、しかも環境への影響は事業者により実行可能な範囲内でとある。健康への悪影響が懸念される場合は、しっかりとした予防的措置を講じるべきだと思う企業は地域住民の生活と健康を守ることが第 1 使命と思うがそのような視点が欠けているとしか思えない	大気質、土壌汚染等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、科学的・客観的な予測・評価に基づき、健康被害が発生することはないと考えております。 事後調査の結果、予測との乖離や環境への影響が確認された場合には、まず速やかに「影響が生じている直接的な原因」を特定・分析します。その上で、特定された原因に対して最も低減効果が高いと判断される手法を選択し、機動的に追加実施します。 これらの判断基準や実施プロセスについては、事後調査報告書等を通じて透明性を持って公表し、客観的な妥当性を確保しながら環境保全に努めます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
869	5.1 住民への説明 地域住民の理解が重要であるため説明会等で丁寧な説明を行なうよう努めるとある今回の準備書の説明会が ①地域の小学校 ②御船町のカルチャーセンター ③益城町のわずか 3 ヶ所のみ。 しかも、一会場でわずか、2 時間で 10 分間は CM 動画残りは準備書資料を読むだけ、質疑応答はわずか 1 時間 3 ヶ所で住民の声を聞くのはたったの、3 時間である上益城 5 町の一般廃棄物の焼却も含むのに住民説明・疑問に答えているのか、あり得ない状況である！！まともにもっと説明会をするべきである！	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
870	5.1.1 知事意見と事業者の見解（全体事項） 各施設の起因する影響要因による複合的な影響予測及び評価すること、とある。 その対応に各施設に起因する環境影響についてそれらを調査、予測、評価を行いますとあるが茶屋本地区には、てい春園の利用について春、夏、秋冬利用なし、などとある。調査するのに何故てい春園の利用がないなどと記載にあるのか決して調査してあるとは言えない	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
871	説明会において、PFOA および POFOS は受け入れません、と断言したが PFAS は使用が禁止されている PFOS、PFOA だけではなく、代替物質として使用される PFAS 類もたくさんある。テフロンフライパンが有名だがその他の日常生活でも消ごむ、長ぐつ、レインコート、繊維くずなど医療系廃棄物には多くの PFAS 類が含まれている可能性がある。それらをトラックに乗せて、一つ一つ確認できるのか？その方法を詳しく示して欲しい	一般廃棄物において、PFAS を含む古い製品（撥水加工製品や一部の消火剤等）が微量に混入する可能性はゼロではありませんが、国内ではすでに 10 年以上前から段階的に製造・輸入が制限されており、現在ごみとして排出される製品に含まれる PFAS は、工業用原液などと比較して極めて低濃度であること、PFOS 等はダイオキシン類除去のための活性炭を含む飛灰に吸着しやすい特性がありバグフィルターで大部分が捕捉されることから、施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響は無視できるほど小さいと判断しております。

表 7-1-2（245）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
872	自動車タイヤの摩耗によるマイクロプラスチックの発生源は、自動車と地面の摩耗によって生じる合成ゴムタイヤ由来が大きな割合を占めることがわかって来ている。静かで美しいこの山里に産廃運搬車 660 台/日も増えることによる大気汚染の原因としてタイヤ摩耗によるマイクロプラスチック汚染の状況も評価して欲しい。準備書にはこの問題には触れていない！	自動車のタイヤの摩耗により発生するマイクロプラスチックについては、現時点では、熊本県環境影響評価技術指針及び環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」において評価項目として位置付けられていないことや、法令等に基づく環境基準や規制基準が定められおりません。このため、本事業に係る環境影響評価においては評価対象項目として選定しておりません。 なお、マイクロプラスチックに関する知見については、現在、国等において調査・研究が進められているところであることから、今後の国の検討状況や法令等の規制動向を注視し、必要に応じて適切に対応してまいります。
873	排気筒からでるというダイオキシンは体内に蓄積し、脂肪組織に長期間残留すると云われる。 企業の言う、環境基準は健康を守る「基準」ではない！また「基準」のない有害物質、更に化学合成で作られる新しい物質も排出する可能性がある。産廃が出来ると地域住民は長期に渡りダイオキシン類を吸う事になる。1 日毎の排出で「基準」以下などとごまかさないで欲しい	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。
874	焼却施設で想定されている廃棄物のうち廃プラスチック類、等あるが医療系廃棄物には多くの PFAS 類が含まれている可能性がある。医療系廃棄物は受け入れるのだから PFAS 類は燃やすことになる。1100 度以上で処理する事はできるのか？なぜ PFAS 類を持ち込まないと断言できるのか科学的に明確に答えて下さい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。また、医療現場で使用される消耗品（カテーテルやバッグ等）は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく厳しい品質管理下にあります。現在、主要な PFAS 類を原材料として使用した医療用消耗品が新たに市場に出回ることは、法令上の規制により事実上ありません。
875	バグフィルタの信頼性 「排ガス中の硫黄酸化物や塩化水素対策でバグフィルタで煙を吸着させて、捕集、除去」とあるがバグフィルタが焼け焦げて穴が開くという事故が起きる。バグフィルタの故障・事故の対策はどうなっているのか、破損事故が起きた場合、大気における環境影響評価も示して欲しい事故が起きた時、地域の住民が被災する可能性ももある。地域住民に健康被害が出た時、因果関係は認められないと、言わせないで！！	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 また、バグフィルタ内に設置したろ布の上部から定期的に圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とすことで、ろ布の目詰まりを防止します。 操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
876	2021 年時の環境大臣が「熱回収のことをリサイクルという人がいるが我々は言わない。もはや、国のごみ発電は事業として終焉を迎えている」と発言しているゴミを燃やして発電する、と言う事は、更に地球熱を上げゴミをなくしていこうという世界の流れにも逆流する。しかも産業廃棄物を燃やせば、様々な化学物質や汚染灰が出る、この施設建設のどこに地球環境を保全する正当性があるのか、述べて下さい	本事業が地球環境を保全することではありません。余剰電力や熱を地域で利活用することにより、エネルギーの地産地消による自立・分散型社会の形成やエネルギーの脱炭素化を図り、災害時の復旧・復興に資する取組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することに繋がりますので、決して誇大宣伝ではありません。また、熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
877	環境保全措置の主な目的として「大気、水、土壌を守り生物多様性を保全し次世代へ	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影

表 7-1-2（246）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
877 （続き）	健全な環境を引き継ぐこと」とある。ここ上野の地区は、その昔、水のない地域で米作りが出来ず住民は貧しい生活を強いられていた。水が欲しい水を引こうと、江戸時代に340万本もの植林をし、水を蓄える森林を作り、その水を、手を使って井手を掘り、トンネルを掘ってこの地域は水の豊かな土地になった歴史がある。 その土地を、ごみ焼却場に使い大気、水、土壌を汚染することは許せない。有機農業で土づくりに専念している方々もいる。次世代への健全な環境を引き継ぐ事は土壌を、水を、そのままに、おいしい米や野菜を作ることではないのかゴミ処理の為に使う水ではないです！！	響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が井手に流出することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
878	環境保全の見地として ・主灰、飛灰、埋め立て等の最終処分場へのトラックの台数、ルートについての記載がない燃やした灰を１日にどれぐらいの台数で運び出すのか、そして、どこへ持って行くのか示さず片側一車線のマミコウロードに、更に車両が増えるのではないのか、搬入先と、処分場のルートはどうなっているのか、廃棄物の発生が稼動した場合、合計50,160t もの廃棄物があり、その約半分を、埋立するとなれば 25,000t をどこに持って行くのか、場所を示して欲しい。廃棄物は事業者の実行可能な範囲内でというあいまいな言葉ではなく、具体的にどの様に埋立するのか示して欲しい	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。 現時点で最終処分先は決まっていません。事業計画地近隣の最終処分場を第一優先と考えていますが、最終的には値段（埋立物を運ぶための運搬費と埋立するための処分費の合計額）の交渉をして判断します。また、準備書には搬出車両も含めて予測を行っております。
879	2.1.1 事業の目的 ※日本は世界でも焼却施設の特段に多い国だが国土が狭いからとの理由だそうだだが日本より狭いニュージーランドは焼却施設はないと云う。国を上げて、ゼロ、ウエストを掲げているからで廃棄物を出さない社会を目指す、先進的な取組みをしている。これこそ地域循環共生型社会だと思う。焼却や埋め立てをしないそもそもゴミを出さない仕組み作り。焼却施設を作ることは、ゴミが必要なものとなり“もっとゴミを”という社会となりれます、これは循環型共生社会などではない、それは大気、水、土を汚染せず温暖化、沸騰化といわれている地球を救うことである。	循環型社会形成推進基本計画では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定しています。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
880	昨年御船町議会の議長か「日奈久地震はいつ起こるかわからない、いつ起きてもいいように防災意識を高め」と言っていたが、日本は世界有数の地震大国でれる。そのような国で常に焼却している産廃施設を作る事のリスクを考えて欲しい。施設が被災した場合、一番に被害を受けるのは地域住民である。火災などが起きるととんでもない汚染物質がばらまかれる。産廃は撤退して欲しい。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 また、建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置します。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えています。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制、自衛消防隊をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。
881	準備書では排気筒の高さを、35m から、49m にしたとありますが 35m が 49m にしたところで地域住民が受ける汚染度はそもそも変わらない。	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響

表 7-1-2（247）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
881 （続き）	東京の光が丘清掃工場では、焼却が 300t の能力を持つ施設の排気筒は 150m だそうだ地域住民にとっては高ければ高い程健康被害は少ない。更に高い排気筒を建設するべきである。処理能力 1300 トンの施設であれば 49m は低すぎる！！	を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 また、焼却施設の処理能力は、1300 t /日ではなく、440 t /日となります。
882	そもそも 5 町の一般廃棄物の建設予定が説明が充分なく産業廃棄物処理施設としたが説明会が中央小、御船町カルチャーセンター益城町でしかなく、それぞれの質問時間が 1 時間しかない！5 町の問題なのに。たった、3 時間で説明したと言えるのか説明会のない甲佐、山都、嘉島の住民達は知らない町民もいる。知らぬまま事業を進めていくつもりなのか知事意見は丁寧な説明をとありますがこれでいいのですか？企業の体質が問われます。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
883	煙突の高さ 準備書には 35m→49m にしたとあるが大気拡散予測及び設定根拠が十分に示されていない（35m ではなく、49m にしたのは、意見が多かったからとある）決して科学的根拠ではない！ 煙突の高さは大気汚染評価の前提条件で逆転層が発生する地域であるから、排ガスが生活圏に滞まり、濃度も高くなる。中山間地であるので、山の間に風の流れが止まったりする。49m は、影響がないとは絶対に言えない。住民の健康を本当に考えているなら、より高い煙突の複数条件を出して再評価するべきである。	排気筒の高さについて、高くすることで拡散する距離が延びるため、地上に着地する濃度も低くなります。 大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、上層気象調査において、逆転層の発生を調査したうえで、短期平均濃度予測においては、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時等の高濃度が出現するケースを予測しております。予測結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、妥当な結果だと認識しております。
884	「産廃の施設建設をめぐっては事業主体は建設計画を住民には直前まで知らせず秘密裏に進行させ「決まったことだから」として、結論を住民に押しつける。そして「施設は安全」と主張、理想的数値が並べられている。そして企業の利益『売電して、利益を上げること』だけが大手をふって歩き出す」と言う文章を読んだが「産業廃棄物の現状と問題点」よりまさにその通りである。有害な産廃を燃やせば当然大気、水、土壌は汚染される環境保全のためには、このような産廃施設はいりません	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせてい

表 7-1-2（248）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
884 （続き）		ただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 大気質、水質、土壌汚染については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
885	ゴミの焼却を推し進める企業側からの環境保全とは何なのですか？ ゴミを焼却してしまえば灰しか残らず、灰もゴミです。サーマルリサイクルは、もう世界的にもリサイクルと言わず、ゴミを燃やせばCO2排出も問題です。 昨今の、地球温暖化どころか、沸騰化といわれる猛暑や、異常気象の常態化にあって私達が目指すべきは、食品ロスを減らす、物の再利用など焼却する物を減らす事です 巨大な施設を作れば、「もっとゴミを！！」と必要になるのではないですか、そして将来ゴミ焼却がなくなった時作った施設もまた巨大なゴミになりませんか？教えて下さい	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカルSDGs）とは、環境省が第5次環境基本計画（2018年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGsの理念に沿って計画しています。 また、施設規模以上のごみを処理することはございません。
886	※事業の背景 広域連合のトップが「アセスの最中だが、この計画を進めることが大事」と繰り返し公言している。これは評価の最中であるにもかかわらず「早期実現に向け取り組んでいきます」などと、アセスの中立性を否定しアセスそのものを、冒涜している。環境アセスの環境影響評価制度は結果次第で計画の修正、縮小中止もあり得るとしてある。その最中に、トップが事業推進を公言するなど、はなから、住民の意見など聞く耳持たないという事であり正当性に著しくかけ離れた恥ずべき行為である！！	行政関係者の発言内容や意図については、事業者が評価・解釈する立場にはなく、行政の組織体制や判断についてコメントすることは控えさせていただきます。
887	表8.2-13 施設の稼動に伴う騒音に係る評価基準に騒音レベル、昼65dB夜50dBとあって環境影響の回避又は低減に係る評価で事業者の実行可能な範囲内でとある。 ここの建設地は、民家に囲まれており、24時間稼動するとあるから、騒音と振動が常に民家に悪影響を与えるのは目に見えている。施設の稼働音と搬出入車両の騒音の同時の評価がされていない回避を実行可能な範囲というのは何か示して下さい	本事業に係る騒音の予測評価については、熊本県環境影響評価技術指針及び既存の騒音評価手法に基づき「施設の稼働」と「廃棄物の搬出入」の影響要素ごとに予測・評価を実施しております。 施設の稼働に伴う騒音については、設備機器からの発生する騒音を対象とし、敷地境界における騒音レベルを予測したうえで、工場・事業場騒音に係る考え方に基づき評価を行っております。 本事業における施設の稼働騒音は設備から発生する定常的な騒音であり、敷地境界を中心とした評価となるのに対し、車両の走行に伴う騒音は道路上を移動する移動音源であり、評価地点や発生時間帯も異なります。また、車両の走行は時間内で分散して発生するものであり、施設騒音と道路交通騒音が同一地点において常時重畳する状況は限定的であると考えられます。 なお、施設運営に当たって、低騒音の機器を採用することや搬入車両を分散させるなどの環境保全措置の実施により、周辺生活環境への影響の低減に努めてまいります。
888	8.5悪臭 悪臭の測定結果は表8.5.1に示すとおり全ての地点で全ての項目が定量下限値未満となっており規制基準を満たしていた。とあり、特定悪臭物質の表の羅列で感じているがどこで、どのような悪臭を出し、どのように調査したのかが示されてない。	悪臭の現地調査結果は、まだ計画施設がない現況の調査結果です。悪臭の調査方法は、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、公定法により実施しています。 また、悪臭については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地

表 7-1-2（249）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
888 （続き）	臭いには個人差もあり、表に示して、基準値以下だと断定する事には、無理がある。 要約書の 155 ページの悪臭物質の項目にある種類が施設内に持ち込まれる事も納得できない基準値以下だろうが、24 時間稼動し続け、年 320 日燃やし続ければ煙突からこれらの物質は放出されるという事ではないのか？そして新たな化学物質も発生する環境基準は健康を守る基準ではない！	方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
889	6.2.方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解、 表 6.2-1(1) これらの事業者の見解は、全く住民を馬鹿にしている。知事の意見に対して、最後の文面だけ書き方が違うだけである。 ・丁寧な説明に努めます ・分かりやすい記載に努めました→分かり易くない ・予測など評価の地点を選定しました ・環境保全措置を検討しました ・積載量を考慮し設定しました 等このような回答をされても事業者が真に環境措置を考え、調査し、評価したのか全く信用できない	方法書に対する各意見については、「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」において、一つ一つの意見に対し、真摯に事業者の見解を記載させて頂いております。また、各意見を踏まえた内容を、準備書に記載しております。 また、各説明会においても、要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を用いて説明会で配布し、説明をさせて頂きました。
890	R.8.1 月現在だけでも 山梨の上野原市、神奈川秦野市、群馬桐生市と山火事が発生している。この時期は、雨も水なく、消化活動も進まない。産廃施設のある地域で山火事が起らない保障はない。飛び火は、人間の力で止める事はできない。上野地区は山林の中にあり、消防署からも遠い場所である。山火事などが起きた時、どの様に対策を取り事故を防ぐ方法があるのか、示して下さい	建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置します。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えています。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制、自衛消防隊をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。また、万が一、近隣で山火事が発生した場合でも、十分な離隔距離を確保することで、施設への延焼を防止します。
891	◎給水 今回事業に水道水の使用が書かれているが説明会等でも、地下水を使うとの説明だった。水道水を使うという説明はなかった。水道水は住民の生活を最優先に確保すべきであり、公共的なものである。昨今の異常気象の中、水不足が懸念される中で大規模事業での恒常的な使用は地域住民の水資源を守る為にも大いに危惧される事である。自治体とどのように合意されているのか明確に示して下さい。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
892	◎対象事業の目的 「当該施設において、産発と一般の両方を処理し資源循環の取組み強化による循環型社会の実現を」とあるが、説明会において配られた影響評価準備書の P81 にはこの施設が稼動した場合、年、50,160t の廃棄物が発生し、半分の 25,800t を再資源化、残りの半分の約 25,000t は埋め立てとある、廃棄物の半分しか再資源化できてないのに資源循環の取組み強化と言えるのか！資源循環とはリユース（再利用）リサイクル（再生利用）リデュース（発生抑制）の事、廃棄物の発生を最小限に抑えようとする取組のことです！	資源循環の取組み強化により、リサイクルを最優先とし、リサイクル施設（選別破砕施設）で発生する資源物や堆肥化施設で発生する堆肥は再資源化します。 また、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。本事業で発生する廃棄物 50,160ｔ/年のうち 18,360ｔ/年は、焼却施設で発生する主灰及び飛灰となりますので、これらは埋立処分します。
893	◎大気について 今 1 月 16 日の熊本は黄砂が舞い市内の道路は見にくいものであった。黄砂は中国大陸のゴビ砂漠やタクラマカン砂漠など、日本から 2,000k～3,000km 離れたところから運ばれてくる。雲仙岳の噴火の時も 90km 離れているが家の前に止めていた車は、灰が積った。	自然現象により発生した事象と、施設で排ガス処理を行い発生した事象では比較はできないものと考えます。また、大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。

表 7-1-2（250）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
893 （続き）	産廃施設の上空に舞い上った汚染物質は、何故範囲が 2km しか影響がないのか？教えて欲しい。 そして有機農業の町として、頑張っている山都町や嘉島町、甲佐町に影響が及ばないという科学的根拠と数値を実証で示して下さい	
894	本準備書では、水源として水道水を使用するとされているが、当該水道事業者ある自治体が、本計画に伴う大量使用について正式に同意している事実は示されていない。水道は住民生活を最優先とする公共資源であり、供給能力や渇水時の対応を含めた具体的な合意が存在しない場合、本計画は実現性を欠く前提に基づく評価であると言わざるを得ない。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
895	本準備書では、地下水への影響について、涵養量との比較により「相殺される」と説明している。しかし、涵養量は理論計算に基づく推計値であり、降雨変動や地下水流動特性を踏まえた長期実測による検証は示されていない。地下水影響は局所的・時間差で発生するものであり、単純な量的比較により「10割相殺」と結論づけることは妥当とは言えず、影響評価の前提条件として不適切である。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は 1 年間実施しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
896	マミコウロードは元来、農免道路として整備されたものであり、現在も農作業トラックが路肩に駐停車し、出入りを繰り返している。こうした利用実態がある道路に、10 トン車約 100 台を含む多数の産業廃棄物運搬車を恒常的に通行させることは、道路の設計思想および現況利用と著しく乖離している。 特に、駐停車や低速走行が前提となる農免道路では、大型車の頻繁な加減速により事故リスクが構造的に高まるとともに、排ガスによる NO2 や PM2.5 の局所的な高濃度化が生じる。準備書はこのような道路特性と曝露実態を考慮しておらず、交通安全および大気汚染の評価はいずれも前提から見直す必要がある。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。 また、車両からの排ガスの影響について、各車両からの影響濃度は、バックグラウンド濃度よりはるかに小さい値となっております。そのため、低速走行等においても影響は、ほとんどないものと考えております。 また、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
897	工場内に降った雨水は、車両走行路や廃棄物関連区域を流下する過程で汚濁物質を含む可能性がある。これを貯水池に集め、そのまま用水路へ放流する計画は、河川汚染リスクを内包している。貯水池は水質改善施設ではなく、沈殿物の再浮遊や豪雨時の越流も想定される。雨水を「安全」と前提づけた評価は妥当ではない。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
898	貴本事業に係る準備書では、大気汚染物質による健康影響について、子どもや高齢者など感受性の高い人々への影響が十分に検討されていない。環境基準値を下回る場合であっても、長期的・慢性的曝露により健康被害が生じる可能性は否定できない。通学や野外活動、日常生活の場を考慮した評価が欠けており、住民の健康保護の観点から、大気汚染に関する調査・予測・評価を見直すべきである。貴社が作成した環境影響評価準備書における大気汚染の評価について、いくつか懸念がある。影響予測は平常時および平均的な気象条件を前提としており、逆転層発生時や無	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時

表 7-1-2（251）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
898 （続き）	風時、設備の異常時など、不利条件への配慮が十分とは言えない。また、環境基準値を下回ることのみをもって影響が軽微と評価している点についても、累積影響や長期曝露の観点から再検討の余地があると言える。これらを踏まえ、大気汚染に関する評価内容の見直しを検討されたい。	や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 その他、短期平均濃度予測においては、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時等の高濃度が出現するケースを予測しており、逆転層の発生状況や無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。
899	※ゴミ処理広域化は国としても推奨していることである。現在、5町の一般廃棄物は熊本市の焼却場に処理してもらっています。 この上、新たな焼却場を作る必要がありますか？しかも産業廃棄物施設です。産発施設を作りたい為に5町の一般廃棄物を焼却するのですか？産発は必要ありません	現在、上益城郡5町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡5町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
900	準備書の説明会で円グラフのようなもので、ダイオキシンの含有率のような事を示していました。 一番ダイオキシンが多いのは、魚であり、二番目は肉？だとかいかにも、ダイオキシンがたいした事ないかのような説明をしていたがダイオキシンは猛毒です。魚が多いなら個人の判断で月一回食べる事にするなど量を減らせます。肉類もそうです。しかし、空気に含まれるダイオキシンを今日は吸わないでおこうとはなりません！空気を吸わないでいる事など、できないからです毎日毎日、ダイオキシンを吸わされる、住民の立場に立って下さい	説明会でお示しした円グラフは、環境省の方で公表されている日本におけるダイオキシン類の一人一日摂取量を参考資料としてお示しております。大気からの摂取量の割合は1日あたり0.88%となって低いものとなっており、ダイオキシン類の予測結果は、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
901	悪臭についての事後調査に施設の稼働が定常的な状態となった時期の代表的な1日とする、とあるが、代表的な1日とは何ですか？ 住民にわかるように具体的に説明して下さいそして、環境影響が著しいことが明らかになった場合、追加の環境保全措置を講じるとあるが何をもって追加の環境保全措置とは何ですか、具体的に示す事と共に、悪臭は住民の日常生活に多大な影響を及ぼすので苦情の受け入れ先と、その場合稼動はストップされるのか示して下さい	「代表的な1日」とは、施設の稼働が安定し、施設のフル稼働時で、気象条件（気温や湿度）が悪臭の拡散に不利に働くと予想される時期などを考慮して選定します。これにより、一時的な数値ではなく、通常運営における「最も厳しい状況」での影響を正しく評価します。 「追加の環境保全措置」とは、原因を特定した上で行う直接的な対策です。その時の原因に対して最も防臭効果の高い手法を速やかに選択し、実施います。 悪臭に関するご意見や苦情につきましては、住民相談窓口を常設し、真摯に承ります。 万が一、周辺環境に甚大な被害を及ぼすような異常事態が発生した場合には、原因を究明し安全が確認されるまで、対象となる設備の稼働を一時停止、または制限する措置を含め、迅速かつ適切に対応します。
902	建設予定地周辺の畑へ収穫体験に行ったことがあります。排気ガスもなく、緑豊かな山の中できれいな空気と水で育った野菜はどれもとても美味しいものでした。もし計画が予定通りにできたらひっきりなしに通るトラックの排気ガスやアスファルトとタイヤの摩擦による粉塵、施設から排出される有害物質の影響など心配な点がたくさんあります。食料自給率向上のためにも農地への影響の調査もお願いします。	大気質、土壌汚染等については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、農地への影響が発生することはないと考えております。
903	建設予定地の近くには年間たくさんの方が水を汲みにくる吉無田水源があり、週末吉無田高原に遊びにくる家族連れでにぎわってます。皆さん、緑豊かで自然が美しいこの地に魅力を感じて来られると思いますが、産廃施設ができたら空気や水の質は果たして守られ	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。

表 7-1-2（252）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
903 （続き）	るのでしょうか？水を汲みたいと思うでしょうか？子どもたちを遊ばせたいと思うでしょうか？どうかご自分たちはどうしたいか考えてもう一度検討おねがいします。	自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
904	今回の件に関し、嘉島町では住民説明会も行われておらず、不信感があります。健康で生きられる権利がうばわれてしまいかねない事態であると思います。建設予定地は嘉島町から見て上流に位置し、どんなに安全対策が施してあっても、地震や火災で有害物質が環境に放出されてしまうリスクがあると感じます。人口が少ない地域とは言え、そこに暮らしていらっしゃる人々、野生動物、森林を壊していい理由にはならず計画の見直しを求めます。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
905	準備書と排気筒の高さが 35m から 49m に変更されていますがそうすると大気質に係る調査範囲の対象範囲はより広くなるのではないでしょうか。 大栄環境さんが、大阪で同様の施設を計画されていますが、施設の規模は、御船のものの半分であるのに、環境影響評価の対象範囲は 3km となっているそうです。御船の方の対象範囲が 2km になっているのはなぜですか。山都町は有機農業をかかげる町です。より対象範囲を広げて、影響評価をすべきだと考えます。	熊本県環境影響評価技術指針において、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲にとしております。
906	事業の目的に「廃棄物処理施設を核として、地域循環共生圏を形成することを目的とする」とありますが、本当にそうでしょうか。地域外から大量のゴミを持ちこんで、24時間煙を出し続け、生み出すものは有害物質です。堆肥化についても、ほとんどは産廃の残さ、また、生み出された電気も売られるもので、地域に生かす具体案はなく、循環とは何でしょうか。住民が求めているのは、当初の計画、五町の一般ゴミ処理施設としての、地域循環共生です。より丁寧な住民説明を求めます。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 〇地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす 〇エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。 熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。 また、施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。 堆肥化施設で製造した堆肥は、廃棄物残渣ではなく、製品となります。
907	排出ガス濃度について、PFAS 類について記載がないですが、どのような対策を考えられていますか？	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021

表 7-1-2（253）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
907 （続き）	「適正に処理」という表現だけでなく、具体的な計画、方針を示すべきだと思う。また、6項目についても、稼働年数に応じて土壌へ蓄積されていくはずで、長期的な視野での影響の可能性を示してほしい。	年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
908	搬入されるゴミの車両についても追い越し禁止車線が多い中、住民車優先とはどのように優先させるのですか。具体的な対策を示してほしいです。工事段階からも含めて、当該地域を走る車両数は、多すぎるし、事故等があってからでは遅いです。	車両の走行について、環境保全措置として、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することとしており、安全対策を実施したうえで、事業を進めてまいります。
909	防塵対策として、ヘパフィルターHPの併設も必要である。 防塵対策として、バグフィルターが掲げられているが、気体状及び超微小粒子（ナノ粒子）の除塵対策は無いと言われる。環境保全対策としては、アスベスト除塵対策で採用されているヘパフィルターHPの併設も必要と言われている。 公聴会の開催を要望します。	バグフィルターの入口煙道中に消石灰を噴霧し、排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素を中和反応処理してバグフィルタにて捕集・除去します。また、入口煙道中に活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着させてバグフィルタにて捕集・除去します。なお、本事業では、アスベストは扱いませんので、ヘパフィルターは設置しません。 熊本県環境影響評価条例第19条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
910	大気汚染物質の予測評価項目が少なすぎる。 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等の他、有害物質については、ダイオキシン類の塩化水素・水銀の3物質しか予測評価項目にない。 公聴会の開催を要望します。	熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。 熊本県環境影響評価条例第19条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
911	非定常時の予測評価を義務づけるべきである。 現行の環境アセス制度の欠陥であると思うが、定常時におけるアセスに加えて環境への影響が著しい非定常時の予測評価を義務づけるべきである。 （たとえば爆発、地震、火災などの予測評価も必要） 公聴会の開催を要望します。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常

表 7-1-2（254）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
911 （続き）		時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
912	マミコウ道路の車両による排ガス滞留の危険性の調査がない。 マミコウ道路は、農面道路として整備され、現在も農作業トラックが駐停車し、出入りする道路です。この道路に 10 トン車約 100 台を含む産廃運搬車を恒常的に通行させる計画は、道路の性格として不適合であり、事故の予見可能な構造である。 また、頻繁な加減速により、排ガスが局所的に滞留し農作業や周辺住民への大気汚染が懸念される。実際に現地で調査されたのか、でなければ、この評価は、前提から成立していない。 公聴会の開催を要望します。	車両からの排ガスの影響について、各車両からの影響濃度は、バックグラウンド濃度よりはるかに小さい値となっております。そのため、加減速による影響は、ほとんどないものと考えております。また、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。 公聴会については、熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
913	環境アセス調査は、机上の調査であり、再調査を求める！！ マミコウ道路について「児童の利用はない」と記載され、事実と異なる。実際には、約 10 人近くの児童が日常的に通学路として道路を横断している。「利用なし」と評価しているのは、実態を反映しない記載であり、重大な問題。この問題は、交通安全対策や、大型車両の通行計画を検討するうえでの前提条件であり、この前提が誤っていれば、アセス全体の評価まで、その真が問われ、アセスウソの評価であると信頼をなくす。再評価を行うべきである。 公聴会の開催を要望します。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
914	環境影響評価をゼロベースで見直すべきである。 当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が県の関与を経て、民間の産廃処理施設へと変更された経緯や判断過程や根拠が説明されていない。公共性の高い計画が、性質の異なる利益を追求する民間事業へ転換された以上、説明を欠いたまま、その評価を進めることは手続き上、不適切である。 事業を前提として、影響を小さく見せる手続きに陥いっており、環境アセス制度の趣旨を空洞化させるものであり、計画の成り立ちから含めた再評価を求めるものである。 公聴会の開催を要望します。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
915	大型車通行の実証走行実験が必要である。 予定されている搬送車両の通行道路は、多くが、マミコウ道路といわれる農面道路、地域住民の生活道路で、駐禁など交通規制もなく道路舗装も浅く高規格道路でなく、カーブと高低が多い山道で、10 トン車ベースの大型車の通行には危険と考える。 しかも、片道 300 台/日以上の搬送車で、業者の方は、民間の車に優先させ注意するというが、カーブが多く、対向車を事前に確認も出来ない。そこで大型車 10 台位を連ねて走行実験をされると判ります。また、道路の破損も多く発生すると懸念している。 公聴会の開催を要望します。	走行実験は予定しておりませんが、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。 また、公聴会の開催については、熊本県環境影響評価条例に基づき熊本県の判断により開催されるものと存じます。
916	産廃処理施設建設が、なぜ上野地区なのか、一旦、立ち止まり、白紙撤回し、原点にもどすべきである。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。

表 7-1-2（255）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
916 （続き）	民間事業者が熊本県に打診し、県側が上益城連合に仲介、住民や議会にも知らせることなく、極秘裏に進められていたことが、今回の行政への不信感ある。あくまで現行政は推進の姿勢であり、住民は、ダマされたと言っている。 この住民と行政の対立をそのままにしておいては建設は成り立たない。この環境評価を進めることは、手続きの正当性を欠いている。 業者は、一旦、立ち止まり、地域の対立の解消を考える余裕が必要である。これもしないで建設を強行したら、住民の反対行動は、更に激化し、警察沙汰にも発展する懸念があり、その責任追及では、御船町行政も破壊してしまう。建設計画が町と住民を巻き込んだ、大問題となっている。 公聴会の開催を要望します。	令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 大気質、水質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 なお、公聴会の開催については、熊本県環境影響評価条例に基づき熊本県の判断により開催されるものと存じます。
917	御船町との環境保全協定・立地協定の締結すべきである。 直接的な環境負荷を受けるのは、立地自治体の御船町であり、御船町と、地元行政区と個別に協議を行い、立地協定を締結すべきである。 公聴会の開催を要望します。	環境保全協定、立地協定等については、上益城郡 5 町と締結するのか、立地町である御船町と締結するのかは、これからの判断となります。 なお、公聴会の開催については、熊本県環境影響評価条例に基づき熊本県の判断により開催されるものと存じます。
918	廃棄物搬入車両による環境交通安全対策。4000 トン/日規模の搬入車両による交通負荷に対し、運行管理の徹底・運搬時の飛散、流出防止対策の徹底を明確にしておくべきである。 公聴会の開催を要望します。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。 また、公聴会の開催については、熊本県環境影響評価条例に基づき熊本県の判断により開催されるものと存じます。
919	受け入れる場合は、その濃度基準を、受け入れない場合は、PFAS 含有の確認方法を具体的に明示すること。 方針や書類確認のみで物理的に遮断することは不可能であり、将来的な環境リスクとなる懸念が払拭できないため、単なる方針表明にとどまらず、物理的かつ実証的な方策を講じること。 公聴会の開催を要望します。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・

表 7-1-2（256）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
919 （続き）		漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
920	どの種類の PFAS を受け入れ、また受け入れないかを明示すること。 どのような体制・手法で作業員が選別できるか不可解であり説得力もなく、不安を増長させるだけである。 公聴会の開催を要望します。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
921	自主管理基準の設定および先行的監視体制の構築、実証を行うこと。 準備書において、「書類上の確認により混入リスクはない」としているが、排出事業者が意図せず混入させるリスク、製品に含まれ	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視

表 7-1-2（257）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
921 （続き）	た時、PFAS を搬入させるリスクは完全には否定できない。 公聴会の開催を要望します。	項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
922	「人と自然との触れ合いの活動の場」へ、ウソの評価されている。 調査対象の鼎春園は、地域住民により、日常的に散策や憩いの場として利用されており、季節によっては、行事や集りの場として使用されているにもかかわらず、準備書では、「利用がない」と評価、これは評価書の信頼性を著しく、失っており、大いに反省し、住民に確認して再調査を早急しないと、評価書全体に悪影響となる。 公聴会の開催を要望します。	鼎春園の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 マミコゥロードを通学路としている児童について、準備書の調査結果は各学校関係者へヒアリングした結果となります。ご意見を踏まえ、評価書では、マミコゥロードを通学路とする児童を想定し、予測・評価を行います。 公聴会については、熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
923	水道水、使用に至ったいきさつを説明すべきである。 これまでの住民説明会で、水道水は使用しないと答弁されていた。ここに来て、今回使用すると言い出した。敷地面積の拡大・煙突高さの延長・なぜ基本計画と考える事がこうも変わるのか、不思議である。 そこで、水道の源泉はどこか、一日の予定使用量はどの位か、地域住民生活への支障はないかなど、住民生活にかかわる問題であり、早急に事前説明すべきである。説明なくば、更に不信感が増すことになる。 公聴会の開催を要望します。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
924	低周波音対策に関する項目が欠落している。 低周波音については、一般家庭のエコミュートはじめ多くの発生源からの低周波音が問	準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」にお示ししており、振動が発生する機器は、低振動の機器を採用することや、施設機器の運転管理において低周波音の発生の低減に努めるとともに、各設

表 7-1-2（258）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
924 （続き）	題となっている。その対策は、極めて困難であるが、今回の各種施設の設備では多様な発生源が考えられることから、対策について具体的事例を明示すべきである。 公聴会の開催を要望します。	備の定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底することの環境保全措置を実施いたします。 公聴会については、熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
925	具体的な担保となる科学的・技術的根拠が示されていない。 そもそも廃棄物処理を環境への影響をもたらすことなく完遂するためには、取扱う廃棄物の種類、性状、含有成分の化学的物質のすべてが把握できなければ、実態に合わせた適切な無害化処理等が行われるはずがない。 適正に焼却処分するとか、適正に埋立処分するとされているがその具体的な担保となる科学的・技術的根拠が、示されていない。 公聴会の開催を要望します。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施します。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。 リサイクル施設（選別破砕施設）や堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）では、特別管理産業廃棄物は取り扱いませんので、発生する可燃物（可燃物や包装類、発酵液など）は通常の産業廃棄物となります。それらは他の可燃物と同様にエネルギー回収施設（焼却施設）で十分に焼却が可能となります。 主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
926	大気中への降下物による地下水汚染の評価が出されていない。 産廃施設等から大気中に排出される排ガス（超微小粒子）中の、特に、有害物質のフォールアウトと言われる降下物による土壌汚染や、土壌汚染経由の地下水汚染の予測評価が出されていない。 公聴会の開催を要望します。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
927	地下水への予測評価が不足している。 地下水の汲み上げ（揚水）採取によって、周辺の地下水流が、変動（吸い込み～周辺の地下水まで吸い込まれる）し、流動や地下水水量への影響が想定されるが、その予測評価が、行われていない。 公聴会の開催を要望します。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
928	雨水の水質調査も必要である。 事業所敷地内に降る雨水自体の水質の予測調査が、行われていない。また、敷地内を流れて調整池に入る降雨水は、ダイオキシン類だけでなく、煙突から排気される多種多様な有害物質を含有している可能性があるにもかかわらず予測評価が行われていない。 公聴会の開催を要望します。	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。

表 7-1-2（259）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
929	環境汚染事故に対する責任の明確化。 万が一、周辺環境において汚染事故が発生した時点で、施設は、終わりであり、原状回復は不可能である。施設の責任により、損害賠償を行うことを明示しておくべきである。 公聴会の開催を要望します。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
930	透明性の高い常時監視及び情報公開の必要性。 事後調査結果の年一回程度の公表では、住民の信頼獲得や緊急時対応には、不十分であり、環境保全の信頼性を担保するため、常時監視・常時公表体制を確立し、データの可視化に務めること。 公聴会の開催を要望します。	環境アセスメントにおける事後調査とは別に、施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
931	クローズドシステムにおける想定外を排除した監視体制の強化 大規模災害や豪雨発生等、調整池からの排水に汚染物質が混入しないため、万全の対策が必要である。 ・多重防護と常時監視体制を構築すること。 ・豪雨時等においても調整池からの排水に汚染物質が混入しないよう万全の対策を講じること。 クローズドシステムは安心というが、49M の煙突から出る水蒸気は常に排出されており、降雨の際に、雨でたたかれ、有害物質も地面に落ち、地下水に含まれ地面に染み込む。クローズドシステムといえども、大気汚染は必ず発生するものである。 公聴会の開催を要望します。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
932	地下水採取に対する、施設の姿勢 施設は住民の懸念を考え、安易に地下水に依存せず、 ・雨水・所内排水の再利用を最大化し、農繁期の用水等を含め、地下水揚水量を極限まで削減すること。 ・地下水取水量を明示し影響を再評価すること。 ・地下水位の常時監視体制を構築し水位低下時の取水停止基準を確立すること。 等を図る必要がある。 公聴会の開催を要望します。	地下水取水量は準備書に記載したとおり、250m3/日を予定しており、それを基に予測・ 評価を実施しています。 地下水の水位については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
933	地下水採取における住民の懸念解消の対策 住民からは、周辺井戸（生活、飲用）や農業用水の枯渇、地盤の沈下への懸念が多く触れている。 上野地区は、晴天が続けばすぐには節水呼びかけされる。施設は常時、監視体制をとり、定期的な住民向けの公表をしていく必要がある。 公聴会の開催を要望します。	地下水の水位については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
934	事故時・非定常時運転の評価不足 事故想定が、停電時は、炉停止で終了となっているなど、楽観的である。住民の安全を	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定

表 7-1-2（260）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
934 （続き）	担保するため、最悪のケースを想定した評価、 ・バグフィルター停止、バイパス作動、非常用電源不作動時における排ガスの未処理排出の可能性。 ・薬品タンク破損、灰ピット火災等による有害物質漏洩のリスク 等を行うこと。 公聴会の開催を要望します。	常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
935	温室効果ガスの評価不足。 現在は、発電量控除のみで評価されているが、事業全体の環境負荷を把握するため 建設資材、由来の CO2 灰輸送にかかる CO2 最終処分場を含めた施設の建設・運用・残渣処分 までの総排出量に対する評価を行うこと。 公聴会の開催を要望します。	ご指摘の部分について、現段階では資材や調達先など未確定な部分が多いため、算定は困難であることや、工事は一時的な影響であるため、熊本県環境影響評価技術指針に記載のある建設機械、車両等の稼働に伴い発生する二酸化炭素の排出に関する計算 により予測・評価を行っております。ご指摘の部分は、貴重なご意見として承り、今後の事業活動において、必要に応じてサプライチェーン排出量など把握を行いライフサイクルアセスメントを行うなど検討させて頂きます。 公聴会については、熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
936	生態系の評価が形式的である。 重要種の影響評価が形式的であり、影響回避策が不十分である。重要種（採餌・繁殖・移動経路）への影響を具体的に検討し、繁殖期の工事制限や、緩衝帯の設置等を再評価の必要がある。 公聴会の開催を要望します。	生態系や重要な種における予測・評価については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しており、これらが重要な種の緩衝帯・移動経路になるものと考えております。また、カエル類の繁殖環境を整備する等、ご指摘の影響に対する環境保全措置も追加検討しております。これらの適切な実施を通して、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
937	土壌等への長期的影響の評価がなされていない。 ダイオキシン類については、沈着による土壌・底質への累積影響が評価されていなく、長期的（30 年等）に土壌環境基準との照合を行うこと。 公聴会の開催を要望します。	土壌汚染の予測結果は、30 年蓄積したことを想定し予測を行っております。また、予測したダイオキシン類については、評価において環境基準と比較しております。 公聴会については、熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
938	大気質への最悪の条件での予測が必要である。 最大稼働時等の厳しい条件を想定した評価がなされていない。排ガス最大時、炉 2 炉同時運転時、停電復帰直後など、最も厳しい運転条件における予測を行うこと。 公聴会の開催を要望します。	大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
939	通学時間の走行禁止要求をします。 7:30～8:30 15:30～17:00	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。

表 7-1-2（261）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
939 （続き）	必ず守っていただき、違反した車両への罰則も記載して下さい。	また、実際の状況を踏まえ通学時間帯へ配慮します。罰則については貴重なご意見として、お受けいたします。
940	交通事故のリスクが高いです。 事故リスク＝交通量×危険度係数×暴露時間 大型の車が1日600台も往復すると、この計算ではリスクが高いです。国土交通省によると、大型車は普通車に比べ、死亡事故率が2～3倍と言われています。科学的根拠に基づく交通安全対策を記載して下さい。	道路交通における安全の科学的根拠を示すことはどの事業においても示すことは困難と考えます。 本事業では、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守することや、地元車両を優先し、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
941	通学路の安全影響評価の再実施をお願いします。 最優先は人命の保護です。小学校があり保育園があり、近くに住んでいる子ども達が通学などを利用します。土・日は歩いて自転車で遊びにも行きます。毎日600台もの車の往復は、事故も想定し危険で、人命を考えると、大型の産廃は必要ないと考えます。	安全（交通）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
942	焼却炉の建設で1日250tの水を使うということだが地下水のくみ上げに関する専門家による予測評価は不可欠である。 江戸時代に吉無田高原に住民が植林することによって水を涵養した歴史がある地域だ。先人達の努力を無駄にしてはならない。豊かな地下水ときれいな空気を守ることは次の世代に向けて最も大切な大人の役割だ。 今回の計画において予測評価項目が少なすぎる。 予測評価にPFASなど化学物質の項目を入れるべきだ。現在SDGsを進めている中で、この焼却炉の建設は予測評価が全く不充分であり、また一般廃棄物処理施設として購入した土地を一方的に変更することは到底納得できるものではない。 計画は白紙撤回すべきだ。	地下水（水象）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しています。 環境影響評価項目の選定は、対象事業実施区域周辺の環境特性、対象事業での事業行為による影響の内容及び程度について検討した上で、「熊本県環境影響評価技術指針」（平成12年熊本県告示第1011号の2）の別表第13に示されているごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目を勘案して、環境影響評価項目の選定を行い、方法書についての知事意見の内容等を踏まえ、選定しています。なお、熊本県環境影響評価技術指針では扱われていない安全（交通、防災）も選定しており、環境影響評価項目の選定は適切であると考えます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 7-1-2（262）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
943	御船町は活断層が近接する地震ハザードの高い地域であり、防災教育や地震研究の拠点でもあります。そのような場所に大規模産業廃棄物処理施設を立地させることは、地震時の火災や有害物質流出など二次災害の危険を高め、防災上きわめて不合理です。計画は再考すべきです。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
944	マミコウロードのような農免道路では、農作業車両の駐停車や低速走行が常態化しており、大型車両の通行に伴う排出ガスは拡散しにくい環境となる。特に、10 トン車の頻繁な発進・停止・加減速は、NO2 や PM2.5 の排出量を著しく増加させることが知られている。 準備書における大気汚染評価は、走行距離と台数を基にした平均的な排出量算定にとどまり、農作業という長時間屋外曝露、局所的滞留、低速・高負荷運転といった条件を考慮していない。このような条件下では、環境基準を下回る平均濃度であっても、実際の曝露量は過小評価される可能性が高い。 農作業者や周辺住民の健康影響を適切に評価するためには、道路特性と利用実態を踏まえた局所曝露評価を行うことが不可欠であり、現行の評価は科学的に不十分である。	また、車両からの排ガスの影響について、各車両からの影響濃度は、バックグラウンド濃度よりはるかに小さい値となっております。そのため、低速走行等においても影響は、ほとんどないものと考えております。予測結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により地下水、農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 また、実際の暴露量についてが過小評価されることについて、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
945	マミコウロードは農免道路として整備され、現在も農作業トラックが駐停車・出入りする道路である。こうした利用実態のある道路に、10 トン車約 100 台を含む産廃運搬車を恒常的に通行させる計画は、道路の性格と著しく不適合であり、事故が予見可能な危険な構造を生む。また、頻繁な加減速により排ガスが局所的に滞留し、農作業者や周辺住民の大気曝露が無視されている。評価は前提から成立していない。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業による影響は小さいものと認識しております。
946	評価していない危険物質について、 「持ち込まない」と説明した時点で、環境影響評価は制度として破綻している。 御船町は活断層が近接する地震ハザードの高い地域であり、恐竜博物館の被災・復旧記録を通じて防災教育や地震研究の拠点ともなっています。そのような場所に、大規模産業廃棄物処理施設を新設することは、地震時の火災や有害物質流出など二次災害リスクを高め、防災上きわめて不合理です。地域特性を踏まえ、本計画は立地選定から再考すべきです。	環境影響評価において、持ち込まないとしている危険物質を評価対象としていないのは、制度の破綻ではなく、「科学的根拠」と「法令遵守」に基づいた合理的な選定によるものであり、制度上正当なプロセスであると考えます。 地震による災害については、建築物の建設にあたっては、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計・施工、土地の造成にあたっては、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計・施工、防災調整池の設計にあたっては、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計・施工を行い、施設稼働後の供用時において、危険物等の取扱い及び貯蔵にあたっては、「消防法」及び「毒物及び劇物取締法」等を遵守し、消防署等、関係機関と協議の上、実施することにより、安全性は確保されるものと考えています。
947	本準備書では、事業において水道水を使用するとの記載がなされているが、その使用について、給水主体である自治体の明確な同意や協議結果が示されていない点に重大な疑問がある。 水道水は住民生活を最優先に確保されるべき公共資源であり、特に大規模事業による恒常的な使用については、供給能力や渇水時の影響を含め、自治体の判断と責任のもとで慎重に検討される必要がある。事業者の計画だけで使用が当然視されるべきものではない。事業者は、水道水使用について、どの自治体と、いつ、どのような内容で協議し、どの範囲まで同意を得ているのかを明確に示すべきである。これが示されない限り、本準備書の水資源に関する評価は前提条件を欠いた不十分なものと言わざるを得ない。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。 地下水の水位については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、地下水の計画取水量 250m3/日を基に予測・評価を実施しており、適切であると考えます。

表 7-1-2（263）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
948	環境影響評価制度の趣旨との乖離に関する意見 環境影響評価制度は、本来、事業の必要性や計画の妥当性を含め、環境の保全の観点から事業を根本的に検証するための制度である。しかし、本準備書における評価の進め方は、その制度趣旨から大きく逸脱している。 本事業では、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間の産業廃棄物処理施設へと転換されている。このように事業の性格が大きく変化しているにもかかわらず、準備書では、その経緯や転換の妥当性が検証されないまま、現行計画を所与の前提として環境影響評価が進められている。 これは、環境影響評価を「事業を前提に影響を小さく見せるための手続き」に矮小化するものであり、環境アセス制度の形骸化にほかならない。事業の成り立ちや公共性の変質を問わないまま行われる評価は、住民参加や情報公開という制度の根幹を空洞化させる。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
949	一般廃棄物処理は、市町村が責任主体となり、公共性と住民合意を前提に進められるべき事業である。それが、県の関与のもとで、性質の大きく異なる民間の産業廃棄物処理事業へと転換されたのであれば、その理由、代替案の検討状況、県としての判断基準が明確に示されなければならない。にもかかわらず、準備書では事業転換の是非そのものが検証対象から外され、あたかも当初から民間産廃施設であったかのように扱われている。このような整理は、事業の前提条件を意図的に不可視化するものであり、住民の理解と信頼を著しく損なう。県がどの段階で、どのような理由により、この計画転換に関与したのかを明確にし、その妥当性を説明しない限り、本事業の環境影響評価を進めることは適切ではない。計画の成り立ちを含めた再検証を強く求める。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
950	計画の前提が大きく変更された以上、環境影響評価もゼロベースで見直されるべきであり、本準備書はその前提を欠いている。制度の趣旨に立ち返り、事業の必要性・妥当性を含めた再評価を行うことを強く求める。 当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間の産業廃棄物処理施設へと変更された経緯について、準備書では判断過程や根拠が説明されていない。公共性の高い計画が性質の異なる民間事業へ転換された以上、県がどのような理由で関与し、なぜこの結論に至ったのかを明らかにすべきである。説明を欠いたまま評価を進めることは手続き上不適切である	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
951	本準備書では、地下水影響への対応として地下水財団への寄付が示されている。しか	本事業における地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土

表 7-1-2（264）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
951 （続き）	し、事業者自身が当該寄付が計画地周辺の地下水涵養に直結するかは不明であると認めており、影響を受ける地下水と対策との因果関係が成立していない。さらに、寄付は税制上の優遇措置を伴う可能性があり、実質的な負担や影響低減努力とは言い難い。このような手法をもって地下水影響対策とすることは、環境影響評価制度の趣旨を著しく損なうものである。	市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
952	通学路の有無は、交通安全対策や大型車両の通行計画を検討する上での前提条件であり、この前提が誤っていれば、影響予測および評価は成立しない。事実関係を正確に確認した上で、通学時間帯を考慮した交通影響の再評価を行うべきである。	安全（交通）の項目について、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、適切に行われているものと認識しています。
953	準備書では PFAS について一切評価されていないが、説明会では「PFAS は持ち込まない」と断言された。しかし、産廃処理施設で特定物質の混入を完全に排除することは現実的に不可能である。PFAS は一度環境中に放出されると回収が困難な物質であり、評価せずに運用説明で済ませることは環境影響評価として不十分である。	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
954	地下水影響への対応として地下水財団への寄付が示されているが、事業者自身が当該地の地下水涵養に直結するか不明と認めている。影響を受ける地下水と対策との因果関係が成立しておらず、実効性も検証できない。さらに寄付は税制優遇を伴う可能性があり、実質的な負担や影響低減努力とは言い難い。これを対策と位置づけることは不適切である。	本事業における地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努

表 7-1-2（265）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
954 （続き）		めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。 そのため、適切であると考えます。
955	活断層が近接する御船町に産業廃棄物処理施設を建設することは、地震時の重大事故リスクを高め、防災上許容できません。立地選定そのものが不適切です。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
956	「PFAS は持ち込まない」という説明は、評価を省略してよい理由にはならない。評価できないから触れていないだけではないのか。	環境影響評価において、計画施設に持ち込まないとしている PFAS を評価対象としていないのは、「科学的根拠」と「法令遵守」に基づいた合理的な選定によるものであると考えます。
957	計画地周辺では多くのコウモリが確認されており、数の少ない種類も含まれています。コウモリは、えさをとる場所や飛び回る空間、休む場所がそろって初めて生きていけます。工事による森林の伐採や夜間の明かり、騒音が、これらの環境にどのような影響を与えるのか心配です。準備書では十分な説明がなく、本当に守られるのか疑問です。丁寧な検討と説明を求めます。	コウモリ類の利用環境の内、ねぐら環境として対象事業実施区域内に坑道が存在し、キクガシラコウモリの利用が確認されておりますが、坑道は改変区域外に位置していることから、事業の実施による消失はないものと予測しております。また、コウモリ類のうち、重要な種の多くは対象事業実施区域外の環境で確認していることから、周辺に利用環境が存在し、今後も残されるものと考えています。一方で、施設の供用時に周辺環境の光環境が変化することが想定されるため、LED 等、昆虫類を誘引しにくい照明の採用、フードルーバー等による照明方向の制限、建屋内の光を制限するブラインドの設置等の環境保全措置により、その影響を低減する計画としています。以上により、コウモリ類への影響を低減してまいります。
958	鼎春園は地域住民により日常的に利用されているにもかかわらず、環境影響評価準備書では「利用がない」と評価されている。これは調査方法・調査期間が著しく不十分であり、実態を反映しない評価に基づいて「影響はない」と結論づけている点は容認できない。 利用実態を踏まえた再調査を行い、騒音・悪臭・景観・心理的影響について改めて予測・評価すべきである。	鼎春園の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 騒音、悪臭、景観、低周波音（心理的影響）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
959	「当該地の地下水に影響を与え、当該地では何もせず、寄付で済ませる」これは対策ではなく、責任の外部化である。おらず、地下水影響評価の前提条件として採用することは妥当ではない。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
960	騒音問題について 予測結果として 58～59dB となっていますが、これはテレビがうるさいと感じ始めるぐらいの騒音であり、近隣に住む人にとって日常的に聞く音としては生活に問題が出てくる可能性があるのではないでしょうか？ もし騒音問題が起きた場合近隣住民に引っ越しを促すのか、それとも近隣住民に我慢を強いるのか、そのことを考えるとやはり建設には反対します。	建設機械の稼働に伴う騒音については、対象事業実施区域周辺の直近民家の予測値は 58～59dB となりますが、環境基準及び規制基準を満足する結果となっております。 予測結果は、最大影響を示しているため、騒音型建設機械の使用に努めることや必要に応じて防音シート等の設置を行う等の環境保全措置を実施することで、影響を低減いたします。を図る計画としております。 また、近隣住民の方に対して転居等を求めることや、生活上の負担を一方的に強いることを前提とするものではありません。今後とも、環境保全に十分配慮しながら事業を進めてまいります。

表 7-1-2（266）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
961	クマタカについて クマタカの巣が見つかったとのことですが、準備書のなかでは調査地域対象外だったため選定種からはずれたとの記載がありました。 ですが、今現在クマタカは絶滅危惧 IB 類（EN）になっている貴重な種です。 将来絶滅する可能性がたかいカテゴリーに入っているため、調査地域対象外だったとしてもつがい、巣が確認できた時点で保護するべき種であり、その近くに騒音、悪臭、汚染問題が起きる可能性のある施設を建てることには反対です。	クマタカについて、営巣地が調査地域外に位置していることが理由で重要な種に選定していない、ということはありません。重要な種の一覧表に記載し、他種と同様に予測・評価を実施しております。また、クマタカの予測・評価においては、環境省から示されている「猛禽類保護の進め方」に基づいて行動圏解析を実施しております。この結果営巣中心域、高利用域に対象事業実施区域が含まれておらず、繁殖が確認されたペアの行動圏から離れていることから、影響はないものと考えております。
962	本準備書では事業に水道水を使用するとしているが、給水主体である自治体の同意や協議内容が示されていない。水道水は住民生活を最優先に確保すべき公共資源であり、大規模事業での恒常的使用は自治体の判断が不可欠である。どの自治体とどのような合意がなされているのか、明確に示すべきである。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
963	本準備書では、地下水取水について涵養対策により「10 割相殺」が可能と説明しているが、地下水は涵養地点と取水地点が一致せず、時間差や地質条件の影響も大きい。涵養量と取水量が機械的に相殺されるとの前提は、地下水の不確実性を過小評価している。全量相殺が成立すると判断した科学的根拠を具体的に示すべきである。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
964	計画地周辺では、日本アカガエルが確認されています。日本アカガエルは冬に水辺で卵を産みますが、それ以外の時期は森の中で生活し、落ち葉の下で冬眠します。そのため、水のある場所を作るだけでは生きていくことはできません。水辺と周囲の森や落ち葉のある環境が一体として守られることが必要です。しかし、準備書では水辺を作ることだけが書かれており、周りの環境がどう守られるのかが分かりません。本当に日本アカガエルが守られるのか、丁寧な説明と見直しを求めます。	生態系において、ニホンアカガエルを含む在来カエル類を典型性の注目種として選定しております。この予測・評価においては、産卵が確認された場所から成体の行動圏までの範囲を推定した上でその範囲内の改変率を算出しており、この解析により産卵環境である水域と樹林等の陸域環境との連続性を考慮しています。また、水域は現在存在している開放水域の近くに創出することで、元々の生息環境の連続性に配慮した措置とする計画です。さらに、在来カエル類の行動圏内で工事の実施時に一度改変される環境についても、約４割を本種が利用できる環境（緑地）として整備することで、生息環境の修復に努めます。以上により、ニホンアカガエルを含む在来カエル類への影響を低減してまいります。
965	本計画地周辺では、絶滅の心配があるクマタカが、つがいで巣を作っていることが確認されています。クマタカは静かな森と広い行動範囲を必要とする鳥で、工事による騒音や人の出入りによって子育てができなくなるおそれがあります。もし繁殖が失敗すれば、その影響は取り返しがつきません。それにもかかわらず、準備書では「環境への配慮は適切」とする理由がはっきり示されていません。貴重なクマタカが暮らし続けられるのか、本当に問題がないのか、納得できる説明と見直しを求めます。	クマタカの予測・評価においては、環境省から示されている「猛禽類保護の進め方」に基づいて行動圏解析を実施しております。この結果営巣中心域、高利用域に対象事業実施区域が含まれておらず、繁殖が確認されたペアの行動圏から離れていることから、影響はないものと考えております。
966	今、上益城郡 5 町のごみは熊本市の施設で処理されています。国も「広域化」を進め、既存施設の活用が基本です。処理が足りていない、困っているという事実も示されていません。 それなのに、なぜ新しい施設を造るのか。しかも、公共の一般ごみではなく、民間の産廃施設としてです。 これは「必要だから作る」のではなく、「作ることが前提になっている」計画です。必要性・財政・安全性、そのどれもが置き去	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。

表 7-1-2（267）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
966 （続き）	りにされています。だから私たちは、「作る前に止めて考え直せ」と言っているのです。	令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
967	ダイオキシン長期沈着評価について 着地濃度のみの評価になっていて土着蓄積が評価されてません。ダイオキシン類の沈着による土壌・底質への累積影響評価をしてください。 長期的影響の検討をしてください。 ・年沈着量×30 年 ・土壌環境基準との照合をしてください。	土壌汚染の予測結果は、30 年蓄積したことを想定し予測を行っております。また、予測したダイオキシン類については、評価において環境基準と比較しております。
968	御船町上野は私の古里です。幼少期をこの地で過ごしたたくさんの思い出があります。両親のお墓もあります。この大好きな私の古里に巨大産廃施設を建設するなんて絶対反対です。どこか工業地帯に建設すべきではありませんか…。計画の撤回を求めます。	事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
969	住民の健康被害について ダイオキシンや PFAS による健康被害を心配しています。どのような影響を受けているかは科学的医学的見地からの調査が必要です。そのためには現在の住民の血液検査（特に PFAS 濃度）が必要です。5 町の検査希望者には実施しましょう。そして操業を始めて 1 年ごとに血液検査をすれば影響度合いがはっきりします。健康影響がないというのであれば、上記の事を実行してください。	施設の稼働に伴うダイオキシン類の影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、科学的・客観的な予測・評価に基づき、健康被害が発生することはないと考えております。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と

表 7-1-2（268）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
969 （続き）		考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 PFOS 等は受け入れない方針のため、血液検査を実施する予定はありません。
970	自動車の排出ガス 4.2.1 大気質　主な大気汚染発生源について主要な発生源は自動車による排出ガスをあげている。それなのに片側一車線のマミコウロードに 660 台もの運搬車を走行させるのは問題ではないか。大気汚染をますます悪化させるとしか思えない。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
971	2.2.8 給排水計画の(1)給水計画について 「用水は地下水及び水道水の利用を基本…」とあるが、水道水利用とは今まで一度たりとも説明はなかったはず…。なぜそうなったのかの説明なしに突然「水道水利用」を表明するのは不誠実としか思えない。そうなった理由を説明すべきである。また水道水利用について関係筋の了承を得たのか、どこのどういう部署が承認したのかその経緯も克明に説明すべきである。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
972	事業の背景・経緯に関して 5 町の当初計画は一般廃棄物処理施設の計画でした。県が仲介をして業者と 5 町を引き合わせたといありますが 5 町が購入したその土地は、一般廃棄物処理施設として購入しているのだから別の話として用地獲得をするべきではないでしょうか。また地権者にも事前の了解が必要だと思います。それなのに地域住民はおろか町議会にも秘密裏に進められたこの計画を認めることはできません。住民無視の今回の乱暴な計画を白紙撤回してください。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしまし

表 7-1-2（269）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
972 （続き）		た。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
973	事業の背景について 友人から話を聞いて驚いています。今時そんな乱暴な話が通用するのですか？日本の民主主義をそんなに踏みにじってもいいのでしょうか。主権在民、主権は国民。住民にあるのです。住民そっちのけで県が、自治体首長が企業が秘密裏に推し進めた今回の計画に断固反対します。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。
974	大気質の評価について 準備書では大気質の評価が年平均予測で行われていますが最大稼働時を想定していないので、最大時の最も厳しい運転状況における予測を追加してください。すなわち以下の 3 要件での再予測を求めます。 ・排ガス量最大 ・炉 2 炉同時運転 ・停電復帰直後	大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
975	PFAS に関する記述がどこにもありませんがなぜですか？	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。

表 7-1-2（270）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
975 （続き）	新規有害物質（PFAS 等）を受け入れるのか受け入れないのかはっきりしてください。もし受け入れるのならば、どのような対応をなさるのでしょうか。PFAS を受け入れない方針ならば、その確認方法まで明らかにしてください。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
976	大気汚染について 1999 年米国海軍厚木基地は隣接する産業廃棄物焼却施設からの排煙による影響を心配し調査を依頼した。AMESA による基地内三か所モニタリングサイト設置 24 時間の環境大気サンプリングを 56 日間連続して行った。結果環境基準の 90 倍のダイオキシン類濃度が観測されたとのこと。度々AMESA による常時監視を要求しているが、無視しないでいただきたい。なぜ設置しないのか理由を教えてください。	AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法（公定法）に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 測定結果を公表する以上は、日本の公定法で定められた方法により得られた結果を公表すべきであると考えています。 以上のことから、AMESA の導入は考えていませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。
977	地下水への影響および PFAS 汚染リスクに関する懸念と、追加環境保全措置の不明確さについて 本事業に係る環境影響評価準備書では、地下水に関する事後調査として「地下水位の調査を 1 年間実施し、環境影響が著しいことが明らかになった場合には追加の環境保全措置を講じる」と記載されている。しかしながら、その「追加の環境保全措置」の具体的内容が示されていない点は重大な問題である。さらに、本事業の性質上、PFAS（有機フッ素化合物）による地下水汚染の可能性を無視することはできない。PFAS は極めて分解されにくく、いったん地下水に混入すれば長期間残留し、住民の健康や農業生産に深刻な影響を及ぼすことが国内外の事例から明らかになっている。しかし準備書では、 ・PFAS の発生源となり得る工程の有無 ・PFAS の流出 ・漏洩リスクの評価	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズ

表 7-1-2（271）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
977 （続き）	・地下水中の PFAS 濃度の事後調査の必要性 ・汚染が確認された場合の具体的な対策といった重要な点が一切検討されていない。 このままでは、地下水位の変動のみを調査しても、地下水の「質」に関する重大なリスクを見逃す可能性が高い。地下水は地域住民の生活用水・農業用水・自然環境の基盤であり、特に上益城地域では湧水や井戸水に依存する世帯も多く、汚染が発生した場合の影響は計り知れない。 よって、事後調査の実効性を確保し、住民の安全を守るために、以下の点を明確にすることを強く求める。	ドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
978	・「近隣の学校・保育園・介護施設への影響について“独立した第三者機関”による評価はありますか？」 ・「通学路に大型トラックが通ることに対する安全対策の“具体的な実施責任者”は誰ですか？」 ・「子どもの健康被害が出た場合、初期治療費・通院費を誰が負担しますか？」 ・「過去の説明会で出された質問の“未回答リスト”を提出してください。」 ・「今後、すべての住民質問に“文書で回答する”と約束できますか？」 ・「住民の不安が解消されるまで、説明会を何度でも追加開催できますか？」 ・「地域環境に重大なリスクがあると後から判明した場合、事業を中止する可能性はありますか？」 ・「第三者機関の評価で“安全でない”と判断された場合、計画撤回できますか？」	準備書は、熊本県環境影響評価審査会で学識経験者や専門家の委員の審査を受けることになります。また、関係町長からの意見や住民意見を勘案して、知事意見を出すことになっています。環境アセスメントは硬直的なものではなく、より良い事業計画を作り上げていくために、柔軟に対応することが求められていると考えていますので、その上で、出来る限りの環境保全対策を実施したとしても重大な影響が回避できないなどの場合は、事業撤退も考えられます。 廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、当社が責任を持って、運転手に周知・徹底します。 施設の供用開始後、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 住民の皆様からいただいたご意見は、方法書、準備書、評価書に掲載し、事業者の見解を示しています。 今後、住民説明会を開催する予定はありません。
979	・「地元住民の生活や農業被害を補償する“供託金（保証金）”はいくら積み立てていますか？根拠資料を示してください。」 ・「事故時に備えた賠償保険の契約内容（保険金額・免責事項）を公開してください。」	ご意見にある資料の公表予定はありません。 「安全基準」というのが何を指すのかは分かりませんが、排ガスについては、法規制値（最低ライン）よりも厳しい自主基準値を設定しています。 調整池の規模は、「開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）」に基づき、年超過確率 1/50 の後方集中型降雨波形と実績型降雨波

表 7-1-2（272）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
979 （続き）	・「廃棄物処理終了後、長期管理費用を賄う財務的裏付けはどこにありますか？」 ・「なぜ安全基準の“最低ライン”で設計されているのですか？もっと高い安全基準を採用しない理由は？」 ・「豪雨想定は“何年に一度の雨量”ですか？その根拠と計算プロセスは？」 ・「熊本地震級の揺れを想定した耐震基準は、具体的にどのレベルですか？」 ・「地下水調査の“生データ（未加工データ）”をすべて公開できますか？」 ・「都合の良い数値だけでなく、“不利益なデータ”も含めて公開できますか？」 ・「環境測定を第三者機関に依頼した証拠書類を提示してください。」	形（S28.6.26－熊本気象台－日雨量 360mm）を利用して、両者による調節容量計算を実施し、比較のうえ大きい方を採用するとされています。 建築物は、「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計することになります。この指針は「震度●以上に耐えれる設計」と明記されている訳ではありませんので、震度をお示しすることはできませんが、指針に適合する設計を行うことで、建物が倒壊するということは考えられません。
980	・「貴社および関連会社が過去 10 年間で受けた行政指導・改善命令・罰則の一覧を提出してください。」 ・「貴社が運営する他地域の処理施設で発生した事故・苦情・環境トラブルの詳細データをすべて公開してください。」 ・「事故件数、苦情件数、環境測定値の“ワースト値”を隠さず提示できますか？」 ・「最悪の場合、地下水が汚染されたときの“原因企業としての責任範囲”を明確に示してください。」 ・「災害時に施設が損壊して有害物質が漏れた場合、誰がどの期間・どこまで補償しますか？」 ・「仮に貴社が倒産した場合、汚染処理費用は誰が負担しますか？」	ご意見にある資料の公表予定はありません。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
981	ダイオキシン長期沈着評価について着地濃度のみの評価になっていて土着蓄積が評価されてません。ダイオキシン類の沈着による土壌・底質への累積影響評価をしてください。 長期的影響の検討をしてください。 ・年沈着量×30 年 ・土壌環境基準との照合 をしてください。	土壌汚染の予測結果は、30 年蓄積したことを想定し予測を行っております。また、予測したダイオキシン類については、評価において環境基準と比較しております。
982	大気質の評価について 準備書では大気質の評価が年平均予測で行われています。最大稼働時を想定していないので、最大時の最も厳しい運転状況における予測を追加してください。 すなわち以下の 3 要件での再予測を求めます。 ・排ガス量最大 ・炉 2 炉同時運転 ・停電復帰直後	大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
983	PFAS に関する記述がどこにもありませんがなぜですか？ 新規有害物質（PFAS 等）を受け入れるのか受け入れないのかはっきりしてください。もし受け入れるのならば、どのような対応をなさるのでしょうか。PFAS を受け入れない方針ならば、その確認方法まで明らかにしてください。	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考

表 7-1-2（273）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
983 （続き）		えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
984	本事業は、法令遵守を前提としながらも、地下水・PFAS・廃棄物管理・モニタリングにおいて自主的・予防的対応が著しく不足しており、熊本の地域特性を踏まえた計画とは言えない。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
985	貴本事業に係る準備書では、大気汚染物質による健康影響について、子どもや高齢者など感受性の高い人々への影響が十分に検討さ	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標

表 7-1-2（274）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
985 （続き）	れていない。環境基準値を下回る場合であっても、長期的・慢性的曝露により健康影響が生じる可能性は否定できない。通学や野外活動、日常生活の場を考慮した評価が欠けており、住民の健康保護の観点から、大気汚染に関する調査・予測・評価を見直すべきである。社が作成した環境影響評価準備書における大気汚染の評価について、いくつか懸念がある。影響予測は平常時および平均的な気象条件を前提としており、逆転層発生時や無風時、設備の異常時など、不利条件への配慮が十分とは言えない。また、環境基準値を下回ることのみをもって影響が軽微と評価している点についても、累積影響や長期曝露の観点から再検討の余地があると考える。これらを踏まえ、大気汚染に関する評価内容の見直しを検討されたい。	として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 その他、短期平均濃度予測においては、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時等の高濃度が出現するケースを予測しており、逆転層の発生状況や無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。
986	本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと転換されている。一般廃棄物処理は本来、市町村の責任において公共性を前提に行われるべきものであり、住民理解や合意形成を重視した手続きが不可欠である。それにもかかわらず、本計画では、事業の性質が大きく異なる産業廃棄物処理事業へと転換されており、この変更がなぜ必要であったのか、また県がどのような判断のもとで関与したのかについて、準備書では十分な説明がなされていない。計画の前提条件が大きく変化している以上、その必要性や妥当性については、改めてゼロベースで検証されるべきである。こうした経緯を不問に付したまま環境影響評価を進めることは、住民の理解と信頼を著しく損なうものであり、本準備書の手続きの妥当性に重大な疑問がある。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
987	当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯について、準備書では十分な説明がなされていない。公共性の高い計画が性質の異なる民間事業へ転換された以上、その必要性や妥当性はゼロベースで再検証されるべきである。この点を不問に付したまま環境影響評価を進めることは、手続きの正当性を欠く。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
988	本事業では、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間の産業廃棄物処理施設へと転換されている。このように事業の性格が大きく変化しているにもかかわらず、準備書では、その経緯や転換の妥当性が検証されないまま、現行計画を所与の前提として環境影響評価が進められている。 これは、環境影響評価を「事業を前提に影響を小さく見せるための手続き」に矮小化するものであり、環境アセス制度の形骸化にほかならない。事業の成り立ちや公共性の変質を問わないまま行われる評価は、住民参加や	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。

表 7-1-2（275）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
988 （続き）	情報公開という制度の根幹を空洞化させる。計画の前提が大きく変更された以上、環境影響評価もゼロベースで見直されるべきであり、本準備書はその前提を欠いている。制度の趣旨に立ち返り、事業の必要性・妥当性を含めた再評価を行うことを強く求める。	
989	環境影響評価準備書において、「人と自然との触れ合いの活動の場」の項目における鼎春園の評価について、実態を反映していない重大な問題が認められる。 鼎春園は、地域住民により日常的に散策や憩いの場として利用されており、季節によっては行事や集まりの場としても使用されている。しかしながら、本準備書では当該施設について「利用がない」または「利用実態が確認されていない」との評価がなされており、実際の利用状況と明らかに乖離している。 これは、調査日数や調査時間帯が限定的であること、定量的な利用実態調査や施設管理者・利用者への聞き取り調査が行われていないことなど、調査手法自体が不十分であったことに起因すると考えられる。 利用実態が存在するにもかかわらず「利用がない」と評価することは、騒音、悪臭、景観変化、心理的影響等の影響予測を形式的に「影響なし」と結論づける前提を成立させるものであり、環境影響評価として適切とは言えない。 よって、鼎春園における実際の利用状況を踏まえた再調査を実施し、その結果に基づいて「人と自然との触れ合いの活動の場」に対する影響予測および評価を改めて行うことを強く求める	準備書の調査結果は、4季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
990	事業転換における県の関与の妥当性に関する意見 本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯を有している。しかしながら、その判断過程や県の関与の内容、意思決定の根拠について、環境影響評価準備書ではほとんど説明がなされていない。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
991	本事業に係る準備書では、大気汚染物質による健康影響について、子どもや高齢者など感受性の高い人々への影響が十分に検討されていない。環境基準値を下回る場合であっても、長期的・慢性的曝露により健康影響が生じる可能性は否定できない。通学や野外活動、日常生活の場を考慮した評価が欠けており、住民の健康保護の観点から、大気汚染に関する調査・予測・評価を見直すべきである。	大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が1年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。大気質の各物質の予測結果は「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、複合暴露や長期・累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
992	本事業に係る準備書では、大気汚染物質の影響予測が平常時かつ平均的な気象条件を前提としており、逆転層の発生、無風・弱風時、地形による滞留、設備トラブルや異常運転時といった不利条件が十分に考慮されていない。また、環境基準値を下回ることのみをもって「影響は軽微」と結論づけているが、複数汚染源の累積影響や長期的・慢性的な曝露への評価が欠けている。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常

表 7-1-2（276）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
992 （続き）		時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が1年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。大気質の各物質の予測結果は「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、複合暴露や長期・累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
993	大気汚染は県境や自治体の境界で区切られるものではなく、風向きや気象条件によっては周辺地域や他県にまで影響が及ぶ可能性がある。こうした広域性を踏まえた影響範囲の設定および再評価を行わない限り、本準備書に基づいて事業の妥当性を判断することは適切ではない。	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。
994	マミコウロードのような農免道路では、農作業車両の駐停車や低速走行が常態化しており、大型車両の通行に伴う排出ガスは拡散しにくい環境となる。特に、10トン車の頻繁な発進・停止・加減速は、NO2やPM2.5の排出量を著しく増加させることが知られている。 準備書における大気汚染評価は、走行距離と台数を基にした平均的な排出量算定にとどまり、農作業という長時間屋外曝露、局所的滞留、低速・高負荷運転といった条件を考慮していない。このような条件では、環境基準を下回る平均濃度であっても、実際の曝露量は過小評価される可能性が高い。 農作業者や周辺住民の健康影響を適切に評価するためには、道路特性と利用実態を踏まえた局所曝露評価を行うことが不可欠であり、現行の評価は科学的に不十分である。	マミコゥロードを走行する車両の排出ガス量の設定について、各地点の予測結果は、勾配を踏まえて予測しているため、ご指摘の加減速による不可を踏まえて予測をしております。予測結果は、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により地下水、農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 また、実際の暴露量についてが過小評価されることについて、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
995	意見は、事業予定地周辺の利害関係の有無にかかわらず、環境の保全の見地および広域的影響を懸念する立場から提出するものである。 本事業は、大規模な産業廃棄物処理施設の建設・運営を伴うものであり、廃棄物の広域搬入、大気汚染物質の拡散、地下水系への影響、災害・事故発生時の影響など、特定自治体の範囲にとどまらない環境影響を有するものである。よって、本事業の妥当性は、当該地域内の利害調整の問題としてではなく、広く社会全体の環境保全の観点から慎重に検証されるべきである。しかし、環境影響評価準備書を確認したところ、以下の点において評価の前提や調査手法に重大な問題があると考える。 第一に、水資源に関する評価である。地下水および水道水を併用するとしながら、その使用割合や切替条件、広域的な水需給への影響が十分に示されていない。特に地下水依存度の高い熊本地域においては、地下水保全は地域を越えた公益的課題であり、より厳格な評価が不可欠である。 第二に、「人と自然との触れ合いの活動の場」に関する評価である。鼎春園について、	地下水について、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。また、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 人と自然との触れ合いの活動の場について、準備書の調査結果は、4季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 悪臭、騒音、交通については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（277）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
995 （続き）	実際には地域住民により継続的に利用されているにもかかわらず、準備書では「利用がない」とする評価がなされている。これは調査方法が実態を反映していないことを示しており、影響評価の信頼性を著しく損なうものである。 第三に、悪臭、騒音、交通負荷等の生活環境への影響についても、影響が限定的であることを前提とした評価が多く見られ、事故・災害時を含めた最悪シナリオの検討が十分とは言えない。環境影響評価制度は、事業の円滑な実施を追認するための形式的手続ではなく、将来世代を含む環境の保全を目的とする制度である。利害関係の有無や居住地に左右されることなく、科学的・客観的な検証が求められる。 以上の理由から、本準備書については、調査方法の抜本的な見直しと再調査を行った上で、広域的影響を含めた再評価を実施すべきであり、現段階で本事業の妥当性を判断することは適切ではないと考える。	
996	環境影響評価準備書では、マミコウロードについて「児童の利用はない」と記載されているが、これは事実と異なる。実際には、約10人近くの児童が日常的に通学路として当該道路を横断している。 このような明確な利用実態があるにもかかわらず、「利用なし」と評価していることは、調査方法が著しく不十分であるか、実態を反映しない記載であり、環境影響評価として重大な問題である。通学路の有無は、交通安全対策や大型車両の通行計画を検討する上での前提条件であり、この前提が誤っていれば、影響予測および評価は成立しない。事実関係を正確に確認した上で、通学時間帯を考慮した交通影響の再評価を行うべきである。 準備書ではマミコウロードについて「児童の利用はない」とされているが、実際には約10人近くの児童が通学路として日常的に横断しており、事実と異なる。通学路の有無は交通安全評価の前提条件であり、これを誤れば影響評価は成立しない。調査方法の不備または事実誤認に基づく評価であり、通学時間帯を考慮した再調査と再評価を強く求める。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和7年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
997	マミコウロードは片側一車線の一般道路であり、産業廃棄物の大量輸送を前提とした構造ではない。にもかかわらず、本計画では産廃運搬車が片道330台、往復で660台も通行するとされている。これは交通容量の問題ではなく、道路安全性の問題である。実際に児童が通学路として横断している道路に、これほどの大型車両を恒常的に通行させることは、日常的な危険状態を意図的に作り出すものであり、交通影響評価として到底容認できない。	安全（交通）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
998	マミコウロードは片側一車線の一般道路であり、産業大量輸送を前提とした構造ではない。本計画では産廃運搬車が片道330台、往復660台も通行するとされており、交通容量以前に安全性が深刻に損なわれる。児童が通学路として横断する実態がある以上、この交通量は日常的な危険を生じさせるものであり、道路条件を無視した計画である。交通影響評価は前提から見直すべきである。	安全（交通）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業による影響は小さいものと認識しております。

表 7-1-2（278）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
999	マミコウロードは元来、農免道路として整備されたものであり、現在も農作業トラックが路肩に駐停車し、出入りを繰り返している。こうした利用実態がある道路に、10 トン車約 100 台を含む多数の産業廃棄物運搬車を恒常的に通行させることは、道路の設計思想および現況利用と著しく乖離している。 特に、駐停車や低速走行が前提となる農免道路では、大型車の頻繁な加減速により事故リスクが構造的に高まるとともに、排ガスによる NO2 や PM2.5 の局所的な高濃度化が生じる。準備書はこのような道路特性と曝露実態を考慮しておらず、交通安全および大気汚染の評価はいずれも前提から見直す必要がある。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。 また、車両からの排ガスの影響について、各車両からの影響濃度は、バックグラウンド濃度よりはるかに小さい値となっております。そのため、低速走行等においても影響は、ほとんどないものと考えております。 また、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1000	マミコウロードは農免道路として整備され、現在も農作業トラックが駐停車・出入りする道路である。こうした利用実態のある道路に、10 トン車約 100 台を含む産廃運搬車を恒常的に通行させる計画は、道路の性格と著しく不適合であり、事故が予見可能な危険な構造を生む。また、頻繁な加減速により排ガスが局所的に滞留し、農作業者や周辺住民の大気曝露が無視されている。評価は前提から成立していない。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業による影響は小さいものと認識しております。
1001	本事業に係る準備書では、大気汚染物質の影響予測が平常時かつ平均的な気象条件を前提としており、逆転層の発生、無風・弱風時、地形による滞留、設備トラブルや異常運転時といった不利条件が十分に考慮されていない。また、環境基準値を下回ることのみをもって「影響は軽微」と結論づけているが、複数汚染源の累積影響や長期的・慢性的な曝露への評価が欠けている。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。大気質の各物質の予測結果は「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、複合暴露や長期・累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1002	本準備書における大気汚染の評価は、平常時かつ平均的条件を前提とした楽観的なものであり、廃棄物処理施設特有の不確実性や事故・異常時を十分に考慮しているとは言えない。環境基準値を下回ることのみをもって「影響は軽微」と結論づけており、累積影響や長期曝露、住民の生活実態に即した評価が欠けている。大気汚染は広域的影響を有する問題であることから、影響範囲の再設定を含め、調査・予測・評価をやり直すべきである。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。

表 7-1-2（279）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1002 （続き）		大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が1年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。大気質の各物質の予測結果は「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、複合暴露や長期・累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1003	本件事業は、最終的な意思決定主体が上益城郡5町であるにもかかわらず、環境影響範囲から外れるとの理由により、嘉島町・甲佐町・山都町を住民説明会の開催対象から除外している。しかし、環境影響評価制度における説明会の趣旨は、単に物理的な影響範囲内の住民に情報提供を行うことにとどまらず、意思決定に関与する自治体住民に対し、判断材料を公平に提供することにある。 本件では、5町すべてが事業の可否判断に関与するにもかかわらず一部町村の住民のみが説明機会を与えられ、他は排除されているという構造が生じている。これは、意思決定権と説明責任の範囲が意図的に分断されている状態であり、民主的意思形成の観点から重大な問題を含む。 特に、環境影響範囲の設定自体が準備書に基づく推定である以上、その外側に位置する自治体住民を説明会から排除することは、評価の妥当性を検証する機会そのものを奪う行為に等しい。 以上より、本件説明会の対象自治体限定は、環境影響評価制度の趣旨および地方自治における住民参加原則に照らし、著しく不適切である。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1004	エネルギー回収とか地域へ還元とか聞こえはいいが、具体的にどう還元するのか答えていない。上野地区の電気代を肩代わりするのか？そういう具体的な対策示すべきである。	余剰電力は、「第8章　調査、予測及び評価の結果　8.15　温室効果ガス等」に示したとおり、約4,500万kWh/年（発電量−電気の使用量）を見込んでいます。 施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。
1005	本件では、雨水を貯水池に集めた後に放流するとされているが、時間雨量50㎜、あるいはそれ以上の集中豪雨時における以下の点が評価されていない。 ・貯水池容量を超過した場合の越流の有無 ・越流時の水質（未処理雨水の直接流出） ・越流頻度および気候変動による豪雨増加の考慮 ・越流時の用水路・河川への即時影響 近年の気象状況を踏まえれば、50㎜/hは想定外ではなく、想定すべき条件である。これを評価せずに「影響は軽微」とすることは、安全側に立った環境影響評価とは言えない。	調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があり、基準に適合する設計・施工を行うことで、豪雨による調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1006	計画地は活断層に近く、しかも崖地を大規模に盛り土することが前提とされています。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術

表 7-1-2（280）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1006 （続き）	盛り土は一度行えば元に戻せない工事であり、環境アセスメントの結論が出る前から計画が進められていることに強い不安を感じます。これでは、アセスメントが本来持つ「結果を踏まえて計画を見直す」という意味が失われてしまいます。 　また、熊本地震では盛り土造成地で大きな被害が出たことは、多くの人が知っている事実です。その教訓があるにもかかわらず、同じような危険性を持つ場所で計画を進めることは、住民の安全を軽視しているのではないでしょうか。 　この計画は、法律以前に判断そのものが無理のあるものだと思います。将来の被害を防ぐためにも、今の段階で事業と支出をいったん止め、根本から見直すべきだと強く求めます。	基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 　また、現在、環境アセスメントの手続き中であるため、土木造成工事は実施していません。
1007	越流を想定しない雨水処理計画は、成立していない。本件環境影響評価準備書において、PFAS（有機フッ素化合物）に関する記載および評価は一切行われていない。しかし、PFAS は現在、国内外で深刻な環境・健康影響が指摘されており、水環境・土壌環境を評価対象とする事業において、無視できない物質群である。 　説明会において事業者は「PFAS は持ち込まない」と断言しているが、産業廃棄物処理施設において特定物質の混入を完全に排除することは、現実的にも制度上も不可能である。PFAS は多様な製品・廃棄物に広く含まれており、廃棄物の外観や通常分析のみで確実に識別・排除できる物質ではない。したがって、 ・PFAS が混入する可能性を前提とした評価 ・浸出水・雨水・排水への移行可能性 ・地下水・河川への影響 ・モニタリングおよび検出時の対応 　を検討せず、「持ち込まない」との運用説明のみで評価を省略することは、環境影響評価としての前提条件を欠く。PFAS は「一度環境中に放出されると回収が極めて困難」であり、未然防止と事前評価こそが不可欠である。これを評価対象から除外した本件準備書は、重要な環境要素を意図的に見落としたものと評価されてもやむを得ない。	防災調整池の設計にあたっては、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計・施工を行います。 　有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 　PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 　当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 　なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 　環境影響評価において、計画施設に持ち込まないとしている PFAS を評価対象としていないのは、「科学的根拠」と「法令遵守」に基づいた合理的な選定によるものであると考えます。
1008	本件では、雨水を貯水池に集めた後に放流するとされているが、時間雨量 50㎜、あるいはそれ以上の集中豪雨時における以下の点が評価されていない。 ・貯水池容量を超過した場合の越流の有無 ・越流時の水質（未処理雨水の直接流出） ・越流頻度および気候変動による豪雨増加の考慮 ・越流時の用水路・河川への即時影響	調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があり、基準に適合する設計・施工を行うことで、豪雨による調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。

表 7-1-2（281）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1008 （続き）	近年の気象状況を踏まえれば、50㎜/h は想定外ではなく、想定すべき条件である。これを評価せずに「影響は軽微」とすることは、安全側に立った環境影響評価とは言えない。	
1009	工場敷地内雨水の水質評価において、**ファーストフラッシュ（降雨初期流出）**の評価は不可欠である。降雨初期には、路面・構内に堆積した粉じん、油分、重金属、有機物等が一気に洗い流され、平均雨水より著しく高濃度の汚濁が発生することが広く知られている。 本件準備書では、工場内雨水を貯水池に集め用水路へ放流するとしながら、 ・ファーストフラッシュの有無 ・初期流出に含まれる想定汚濁物質 ・初期流出量の遮断・処理方法 について一切評価がなされていない。これは、非点源汚染評価の基本を欠くものであり、「雨水は比較的清浄」という前提に依拠した科学的に不十分な評価である。 特に、産業活動が常時行われる敷地においてファーストフラッシュを考慮しないことは、河川水質への影響を体系的に過小評価する結果を招く。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1010	地下水影響評価において最も重要なのは、 ①影響発生地点 ②影響内容 ③回避・低減措置 ④効果の検証可能性 が一体として成立していることである。 本件で示されている地下水財団への寄付は、①の影響発生地点である計画地周辺の地下水と、③の対策との間に空間的・水文学的な連続性が確認されていない。事業者自身も「直接的な保全効果は不明」と認めている以上、本手法は地下水影響への代替措置として成立しない。 また、寄付行為は涵養量、時期、効果範囲を定量化できず、④の検証可能性を欠く。これは科学的対策ではなく、社会的配慮を装った間接的措置に過ぎない。 地下水は地域固有の公共資源であり、影響を与える場所で、影響を与える主体が、直接的に保全措置を講じることが不可欠である。本件寄付案はその原則を満たしておらず、地下水影響評価の前提条件として採用することは妥当ではない。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110ｍと予測しており、適切な評価であると考えます。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1011	煙突高さを 49m とした大気拡散評価は、設定根拠が不十分である。煙突高さは大気汚染影響を大きく左右し、特に逆転層や無風時には低い煙突ほど地表付近で汚染物質が滞留しやすい。周辺地形や集落分布を踏まえれば、49m が影響最小化に適切とは言えず、より高い煙突を想定した比較評価を行うべきである。	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1012	本準備書では煙突高さを 49m として大気拡散予測が行われているが、その設定根拠が十分に示されていない。煙突高さは大気汚染影	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと

表 7-1-2（282）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1012 （続き）	響の前提条件であり、特に逆転層発生時や無風時には、低い煙突ほど排ガスが生活圏高度で滞留・高濃度化するおそれがある。周辺は山裾集落が点在する地形条件であり、49m が影響最小化の観点から最適であるとは言い難い。より高い煙突を想定した複数条件での再評価を行うべきである。	評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1013	当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が県の関与を経て民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯について、準備書では十分な説明がなされていない。 公共性の高い計画が性質の異なる民間事業へ転換された以上、その必要性や妥当性はゼロベースで再検証されるべきである。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
1014	本準備書では、地下水取水について涵養対策により「10 割相殺」が可能と説明しているが、地下水は涵養地点と取水地点が一致せず、時間差や地質条件の影響も大きい。 涵養量と取水量が機械的に相殺されるとの前提は、地下水の不確実性を過小評価している。 全量相殺が成立すると判断した科学的根拠を具体的に示すべきである。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1015	本準備書では事業に水道水を使用するとしているが、給水主体である自治体の同意や協議内容が示されていない。水道水は住民生活を最優先に確保すべき公共資源であり、大規模事業での恒常的使用は、自治体の判断が不可欠である。どの自治体とどのような合意がなされているのか、明確に示すべきである。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
1016	エネルギー回収施設による、環境汚染、健康被害に対して不安があります。七滝は有機農家が多く、健康的な暮らしをしている方が沢山住んでいる地域なので、農作物への影響、有機農家の被害が多く見込まれます。	施設の稼働に伴う排ガスの影響は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、本事業により、農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
1017	七滝中央小学校では、吉無田水源の水を運ぶ為に使われた井手を歩く授業があります。通学路でもあるので、交通量が増える事に対して不安があります。一日のトラック台数 330 台、往復 660 台との事ですが、実際にどのくらい車が通る事になるのか、交通実験をする等対応をお願いします。	交通実験は予定しておりませんが、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。 また、公聴会の開催については、熊本県環境影響評価条例に基づき熊本県の判断により開催されるものと存じます。
1018	子供が、建設予定地の近くの小学校に通っているので不安です。小学校は自然豊かな土地にあり、給食は自校式なので、地元の食材を使っています。近くの田んぼでお米を作ったり、芋植え、芋掘り、玉ねぎや、梅の加工、茶摘みの授業があります。農産物への影響がとても心配です。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価していることから、本事業により農作物への影響が生じることはないと考えています。
1019	住民の言葉を無視して、話を進めてもいいのでしょうか？	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。

表 7-1-2（283）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1019 （続き）		また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1020	建設予定地の近くに友達が住んでいて、よく自転車で遊びに行くので、車が多いと横断歩道をわたったりするのが恐いです。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1021	周辺は家屋や小学校など、少なくない住民が暮らす地域であり、環境面を含めた住民との充分なコンセンサスが得られていない点においては特に、現状のまま進めることは不可能であると、ここに意見致します。 特に住民の健康保護の観点から、大気汚染、水質汚染に関する調査、予測、責任について見直し、評価の上、それら全てを住民に公開の上、住民との充分なコンセンサスを得てのみ、進められますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1022	建設予定地周辺は、熊本でも有数の水量を誇る吉無田水源地域であり、地下水涵養を考えると、巨大ゴミ処分、焼却には、適しておりません。地下水汚染につきましては特に、新たな水俣とも言われる PFAS 流出のリスク、汚染確認された場合の、具体的な対策と	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視

表 7-1-2（284）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1022 （続き）	責任の取り方、所在について、検討、明記をどうぞよろしくお願い致します。	項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1023	なぜ、自然豊かな所にあえて自然破壊してまで巨大なごみ処理施設を作らないといけないのでしょうか？ 施設を作ることにより、水質汚染・土壌汚染による健康被害がとても心配です。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価していることから、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1024	10 年後、20 年後…とこれからの時代、未来を生きていく子ども達に安全な環境を残すという義務が私たちにはあります。自然は人間だけのものではなく、森に住む動物たち、そして海の生物にも影響を与えます。そしてゆくゆくは人間にも…。私たちが安心できるよう、ちゃんと証明できるデータを出して下さい。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1025	計画予定地の近辺には小学校、学童保育、保育園、介護施設、フリースクールなどあります。そこに片道 330 台ものトラックが往来して「何もない」「安全だ」と言えるのでしょうか？そんな状況になれば、子どもたちを安心して学校に通わせることが出来なくなります。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1026	1 日 330 台の運搬車というとても多い車がせまい道路をとおります。もし子どもをひいてしまったらどうしますか？	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1027	産業廃棄物処理施設が出来る場所の近くの農家から、小学校の行事で田んぼをするための苗をもらっています。産業廃棄物処理施設ができたら水が汚れ、学校行事がなくなったりします。他にも、その農家さんからいもの苗も頂いています。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価していることから、本事業により農作物への影響が生じることはないと考えています。
1028	住居と工場は最低 100m 離すと約束されたのに、レイアウト図を見ると 20m しか離れていない、約束をやぶるのはどうですか。	準備書「第 2 章 対象事業の目的及び内容」での土地利用計画図にお示ししており、住居と施設は 100m 以上離す計画としております。
1029	産業廃棄物処理施設の近くに友達の家があってよく遊ぶから、車の量がふえてしまうと不安だし、こわいと思う	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の繁忙期についても予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、生活道路における安全性は重要な

表 7-1-2（285）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1029 （続き）		観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。
1030	焼却によるダイオキシン対策のため、850度以上で燃やすようになっているそうだが、PFASを分解するためには、1000度以上で燃焼させないといけないと聞いた。どちらにしても燃焼温度がきちんと提示してないため、提示してほしい。1000度以上にできるのか、そのとき炉は耐えうるのか、きちんとした情報がほしい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 以上のことから、計画施設は、PFAS含有廃棄物の受け入れを目的とした専門施設ではないため、現在の設計を維持する方針です。超高温での燃焼では、過剰なエネルギー消費による二酸化炭素排出量の大幅な増加や、超高温での燃焼による炉壁や配管の早期劣化や故障リスクの増加が考えられることから、安定したごみ処理を継続するためには、現在の設計温度が最も効率的で安全です。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1031	濃度という基準値ではなく、排出総量をきちんと示してほしい。 そして、30年間の積算で被害を考えてほしい。山都町への影響は範囲外というが、平常時だけで考えているのは危機管理がなさすぎる。事故時についても検討してほしい。	大気質について、各項目の基準に応じて評価を行うため、濃度における予測を行っております。また、大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が2炉稼働で1年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において各基準等を満たしているため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1032	準備書において、子どもたちの意見に対する答えを読んだが、同じ文言、難しい漢字の羅列、それまでの回答のコピペだらけで誠意がなさすぎる。 ひらがなで書いてある意見について、子どもたちにもわかる言葉で答えるべきではないか。私たちは、この子どもたちにきれいな環境を手渡す義務がある。そのことを肝に銘じてほしい。	回答については、優劣を付けない回答とさせて頂いております。
1033	事後調査計画について	事後調査の結果、予測との乖離や環境への影響が確認された場合には、まず速やかに「影響が生じている直接的な原因」を特定・分

表 7-1-2（286）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1033 （続き）	すべての項目において、環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針に「追加の環境保全措置を講じる」とだけある。 それは当たり前のことであって、どのような「追加の保全措置」を想定しているのかが全く書かれていない。誠意をもって説明することとはほど遠く、怒りを覚える。	析します。その上で、特定された原因に対して最も低減効果が高いと判断される手法を選択し、機動的に追加実施します。 これらの判断基準や実施プロセスについては、事後調査報告書等を通じて透明性を持って公表し、客観的な妥当性を確保しながら環境保全に努めます。
1034	2.1.2.候補地の選定 一般からの公募は「あくまで一般廃棄物処理施設の予定地」としてされたのであり、地元住民は産業廃棄物を取り扱うことに対して承諾されたものではない。この計画には地域住民の納得と了解は得られたものではないのでそもそも成り立ったものではないか。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡5町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1035	大気質の評価について 準備書では年平均予測で行なわれていますが最大稼働時を想定してありません。 最も厳しい運転状況時に、台風等がきていたらどうしますか。そうなれば影響範囲外とされている山都町だって影響を受けることになると思います。だから、その予測を追加して下さい。 そして ①最大稼働時の排ガス量最大 ②2炉同時運転時 ③停電復帰直後 での再予測をして下さい。	大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が2炉稼働で1年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1036	ダイオキシン等の有害物質の基準値は、濃度であり総排出量ではありません。 単純に計算しても80tの施設が400tの施設になれば総排出量は5倍になってしまいます。 その排出されたダイオキシン等は、たとえ濃度が基準値以下としても30年間ずっと土壌に蓄積されていくわけです。 その累積の影響評価がありません。長期的影響の評価は、ぜひ必要です。農業が盛んな上益城5町の農作物への影響が大変心配です。	土壌汚染の予測結果は、30年蓄積したことを想定し予測を行っております。また、予測したダイオキシン類については、評価において環境基準と比較しております。また、評価結果は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により農作物へ影響が生じることはないと考えています。
1037	大気質の現地調査結果を見ると上層気象の状況の高度別気温調査結果から夜間を中心に逆転層の発生が確認されています。 その様子の写真がないのはなぜですか。写真はとってないといわれましたので、もう1度確認の写真を撮影して下さい。そして、えんとつより低いところの逆転層（下層逆転）があれば、排ガスはその層の上にたまり、濃縮されます。そしてその層が太陽が昇れば消え、濃縮された排ガス（有害物質）は、下に落ち、地面に蓄積へまた住民の頭上に降ってくることになります。濃縮蓄積される量の再計算とその影響評価をして下さい。	逆転層の様子の写真についてですが、観測では写真撮影ではなく、上層気象観測機器による気温の高度分布データにより逆転層の有無を確認しているため、写真はございません。 また、煙突より低い高度に逆転層が形成される、下層逆転が発生した場合の排ガスについて、排気筒排出ガスは、排出温度や排出速度により上昇が生じ、排気筒高さよりも上方に上昇した後、大気中で拡散し希釈されます。そのため、特定の高度で長時間にわたり蓄積・濃縮され、そのまま地表面に沈降するような挙動は生じにくいと考えられます。
1038	現地にて土器片が発見されている。また、この地の近くには、恐竜の化石の発見地もある。今後御船町のほうで試掘調査する予定とあるがいつするのか、そして文化財に相当するものが見つかったときは、関係法令に基づき対処するとあるが、具体的にどうするのかの記述がない。	現時点では、関係機関（御船町教育委員会等）との具体的な日程調整を行っている段階であり、詳細な時期は確定しておりません。今後、事業の進捗に合わせて協議を進め、調査時期が決まり次第、適切に周知してまいります。 準備書に記載しております「関係法令に基づき対処する」という事項の具体的な内容は、主に文化財保護法に則った手続きを指します。 万が一、調査や工事中に土器片や恐竜化石などの貴重な埋蔵物を確認した場合には、速やかに作業を中断し、関係機関の指導を仰ぎ

表 7-1-2（287）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1038 （続き）		ます。その上で、専門家による鑑定や記録保存調査など、地域の歴史的・学術的財産を損なわないよう、適切な措置を講じます。
1039	関係地域は半径 2km の範囲とされているがそのことが納得できない。 「環境アセスメントの技術」（社）環境情報科学センター編によると煙源種類で煙突の高さが 50m 未満（計画では 49m）だと最大着地濃度距離及び設定方法は 0.5km～2km となっていて対象範囲は 4km までとなっている。影響範囲を有機農業の町山都町にまで広げて影響評価をするべき。説明会が必要なのは一廃を出す五町の住民すべてであり「関係地域」は、五町すべてです。	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。また、関係地域については、各項目の予測結果を踏まえ、設定しているため適切と考えております。
1040	エネルギー回収施設（焼却施設）の概要の表の内容は不十分「燃焼温度」「整備点検」がないのは、なぜか。 整備点検は、年に何回行うのか。大栄環境の和泉エネルギープラザの新焼却施設（ストーカ炉）は、2 回から 4 回に増やしてある。少しでも点検を多くしてほしい。燃焼温度は、有害物質を低減するために大変重要。PFAS を分解するといわれる焼却温度の 1000℃より低い温度であれば問題である。	燃焼温度、整備点検については、準備書「第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2.11 環境保全対策」に示しています。 燃焼温度は、燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制します。また、施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生防止に努めます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 以上のことから、計画施設は、PFAS 含有廃棄物の受け入れを目的とした専門施設ではないため、現在の設計を維持する方針です。超高温での燃焼では、過剰なエネルギー消費による二酸化炭素排出量の大幅な増加や、超高温での燃焼による炉壁や配管の早期劣化や故障リスクの増加が考えられることから、安定したごみ処理を継続するためには、現在の設計温度が最も効率的で安全です。
1041	搬出入計画について まず、マミコウロードに 25t,10t 車や 4t,2t 車が行き交うことの実証実験をしてみて、計画して下さい。 地元車をどのように優先するのか、の手立てもはっきりしません。そして、リサイクル施設に搬入された産廃は、全車展開検査するのであれば、車輌はスムーズに動かないのではないですか。 図 2.2-16 の車輌の動線もよくわかりません。どこで展開検査するのですか。	ご指摘の走行実験は行う予定はありませんが、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。 事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。 マミコゥロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優

表 7-1-2（288）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1041 （続き）		先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。 展開検査は、各施設内で実施します。
1042	○PFAS のこと 準備書では PFAS について一歳評価されていません。説明会でも「PFAS は持ち込まないと断言されました。しかし、産廃処理施設で特定物質の流入を完全に排除することは現実的には不可能だと考えます。PFAS は一度環境中にひ放出されると回収が困難な物質です。評価せずに運用説明で済ませることは環境影響評価として不十分です。事業計画の見直しを求めます。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 環境影響評価において、計画施設に持ち込まないとしている PFAS を評価対象としていないのは、「科学的根拠」と「法令遵守」に基づいた合理的な選定によるものであると考えます。
1043	○地下水について 地下水への影響について、本準備書では検証が不足していると考えます。地下水への影響について涵養量との比較により「相殺される」と説明されていますが、涵養量は理論計算に基づく推計値であり、降雨変動や地下水流動生を踏まえた長期実測による検証が示されていません。地下水に与える影響は局所的・時間差で発生するものです。「10 割相殺」の結論づけは妥当ではありません。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は 1 年間実施しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1044	○交通問題について マミコウロードは片側一車線の一般道路であり、産業廃棄物の大量輸送を前提とした道路ではありません。本計画では産廃運搬車が片道 330 台、往復 660 台も通行するとされています。大型車の頻繁な加減速により事故リスクが高まることを懸念します。児童が通学路として利用もしています。日常的な危険状態が意図的に作り出されようとしていることを心配します。交通影響評価のやり直しを求めます。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1045	○大気汚染について 本事業に係る準備書では、大気汚染についてかなり楽観的なものになってると懸念しています。今の準備書では大気汚染物質の影響	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定

表 7-1-2（289）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1045 （続き）	予測が平常時かつ平均的な気象条件を前提としています。逆転層の発生、無風・弱風時、地形による滞留、設備トラブルや異常運転時といった不利条件を十分に考慮した再調査・予測・評価を要求します。	常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が1年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。大気質の各物質の予測結果は「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、複合暴露や長期・累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1046	○事業の背景について 本事業の成り立ちや手続きの妥当性について疑問があります。当初は一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、住民理解や合意形成のないままに、民間による産業廃棄物処理施設へと変更されました。この変更がなぜ必要であったのか、また県がどのような判断で関与したのかせ説明を求めます。さらに、計画の前提条件が大きく変化した以上、施設の必要性や妥当性について、改めてゼロから検証されるべきだと思っています。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健

表 7-1-2（290）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1046 （続き）		福祉センターはびねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1047	○水資源について 環境影響評価準備書について、水資源に関する評価について疑問があります。地下水および水道水を併用するとしながら、その使用割合や切替条件、広域的な水需給への影響が分に示されていません。特に地下水依存度の高い熊本地域においては、地下水保全は地域を超えた公益的課題であり、より厳格な評価が不可欠だと考えます。	地下水の水位については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、地下水の計画取水量250m3/日を基に予測・評価を実施しており、適切であると考えます。
1048	○雨水について 工場内に降った雨水は、車両走行路や廃棄物関連区域を流下する過程で汚濁物質を含む可能性があります。これを貯水池に集め、そのまま用水路へ放流する計画は、河川汚染リクをはらんでいるのではありませんか。貯水池は水質改善施設ではなく、沈殿物の再浮や豪雨時の越流も想定されます。雨水を「安全」と前提づけた評価は妥当ではありません。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1049	○生活環境への影響について 悪臭、騒音、交通負荷などの生活環境への影響についても、影響が限定的であることを前提とした評価が多く見られることを懸念します。事故や災害時を含めた最悪のシナリオも十分検討されるべきだと考えます。将来の世代のことも考慮した環境の保全について、学的・客観的な検証を行ってください。事業の円滑な実施を追認する形式的な手続きにならないよう、また、利害関係の有無に左右されることのないように願っています。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1050	○人と自然のふれあいについて 鼎春園について、実際には地域住民により継続的に利用されているにも関わらず、準備書では「利用がない」とする評価がなされています。これは調査方法が実態を反映していないことを示しています。環境影響評価準備書における他の項目についても信頼性が疑われます。	準備書の調査結果は、4季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
1051	日本は焼却炉数が世界一です。地球温暖化に拍車をかけるのですか？ 上益城は現在ゴミ処理を熊本市に委託してます。そのままでいいと思います。	現在、上益城郡5町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡5町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。

表 7-1-2（291）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1051 （続き）		一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としています。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。
1052	マミコウロードは自転車の競技者や愛好家が利用してます。 とてもいい環境で気に入ってます。660 台もの運搬車、困ります。	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の大型車両の通行台数を予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、生活道路における安全性は重要な観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。
1053	熊本地震から 10 年が経過しようとしています。「熊本では大地震は起きない」なんて変な自信を語る人もいましたが、自然は過酷でした。今も忘れません。想定外では済まされません。弱い地盤の所に産廃施設を造らないでほしい。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1054	透き通った青空を見られなくなりました。熊本の空がいつの間にか灰色に感じます。大気が汚染されています。これ以上汚さないでください。大型焼却炉建設に反対です	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
1055	地下水を使用するとの事ですが、水位を下げない対策が地下水財団への寄付とは驚きです。どこに寄与されるかわからないとの事で、無責任過ぎます。 しかも地下水財団寄付は税金控除対象とか、なんの努力も認められない。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は 1 年間実施しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1056	今まで水道水については一言も触れてなかったのに、今回突如として水道水使用を言い出したのは何故か、説明すべきである。 また、関係機関は認めたのか？それはどこか説明すべきだ。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
1057	どうして一般廃棄物処理施設の計画で用地買収した土地を産業廃棄物処理施設に変更するなんてことができるのですか？非常識です。もう一度一から出直すべきです。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1058	環境アセスの真っ只中に広域連合会長が「事業の計画を早急に進める」と公言。極めて問題発言である。	行政関係者の発言内容や意図については、事業者が評価・解釈する立場にはなく、行政の組織体制や判断についてコメントすることは控えさせていただきます。
1059	工場内に降った雨水は調整池に溜めておいて上澄み部分を用水路に流すという計画は川の汚染、ひいては海の汚染に繋がる。やめてほしい	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水を河川に放流することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。

表 7-1-2（292）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1059 （続き）		調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1060	地域のゴミだけではなく、九州全域のゴミが集まることが予想される。 全域からゴミが集まることにより、地域の人々の生活の不安が高まるし、処理場から出される汚染物の可能性もより高まると思われる。 地域ごとに循環できる仕組みが大事なのではないか。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。 また、熊本県以外の地域から産業廃棄物を集荷することによって、施設から排出される廃棄物（不燃物や主灰・飛灰）の汚染物質の濃度が高くなるようなことはありません。
1061	産業廃棄物処理場なら、PFAS による地下水汚染の可能性がとても高まると思う。上益城でもしそれが起これば、地下水は高きから低きに流れていくので、下流域にある地域の水の汚染が広がることになる。 上益城だけの問題ではなく、下流域の住民の命や暮らしを破壊しかねないと思う。 そうした危険な大規模産業廃棄物処理場をつくるなら、行政区を超えた説明会を開かなければならないのではないか。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 準備書の縦覧及び説明会を行う必要のある関係地域は、熊本県環境影響評価条例に基づき、適切に設定しています。
1062	上益城郡 5 町の一般廃棄物の処理施設を作る計画だったのに、なぜ産業廃棄物施設に変更になったのか。産業廃棄物施設であることへの住民への納得がない中、強硬に進めるのは、断じてあってはならない。 また、1 日 900 トンもの廃棄物は、どこから集まってくるのか。その灰の中に有害物質が存在するのは明らかである。それによる地下水汚染も大きな懸念されることである。一度地下水汚染されたら、取り返しがつかない。 今、PFAS の地下水汚染が広がっていますが、上益城に、危機を助長する施設を作るのは、反対です。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、

表 7-1-2（293）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1062 （続き）		上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1063	上の方で内密に決めておいて決定事項を押し付ける アセス最中に連合会長が「建設推進」を公言している！ アセスの精神を無視している大問題！ 住民の声を聞かないのは、絶対におかしい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。

表 7-1-2（294）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1063 （続き）		説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1064	公聴会を求めます。	熊本県環境影響評価条例第19条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
1065	大気の影響範囲が2キロ？ その根拠は、何か？ 山間部は滞留もするぞ 空気は、どこまでも流れていくのではないか	2㎞の影響範囲については、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲としております。
1066	なぜ、住民の声を無視して進めるのか。 人口の少ない山間部狙い撃ち許せん！ 人が少ないから狙うのか反対の声がちいさいから狙うのか 行政は、住民の命や生活を守ることが最優先ではないか。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1067	交通の視点でも、大きな問題がある。 片側一車線の農免道路に往復660台の運搬車… 8時間として割ると1時間に82.5台 元々農免道路はそんな用途に応じて造られてない　道路破損 渋滞　大気汚染と次々と大きな問題が起こるのではないか。	交通（安全）、大気質については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 道路の補修については、マミコゥロードの管理者である御船町と今後、協議します。
1068	虚偽調査報告と聞いた。 鼎春園利用なし　マミコウロード児童利用なしと。 実際に、その地区に足を運べば1時間もあれば済む事だと。 事実は違うと住民から聞いた。 虚偽報告は、絶対にしてはならない。 犯罪ではないか。 虚偽報告を、信じて言い訳がない。	鼎春園の調査結果は、4季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 マミコゥロードを通学路としている児童について、準備書の調査結果は各学校関係者へヒアリングした結果となります。ご意見を踏

表 7-1-2（295）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1068 （続き）		まえ、評価書では、マミコゥロードを通学路とする児童を想定し、予測・評価を行います。
1069	地下水財団寄付と聞いた。 地下水汚染の可能性があるからでしょう。 地下水汚染があった場合、お金で解決できるのですか。 綺麗にならないでしょう。 また、その寄付がどこの地下水に涵養されるのか全くわからない。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することは、地下水位への影響の低減を図る環境保全措置であり、地下水汚染とは関係ありません。
1070	「ダーク・ウォーターズ巨大企業が恐れた男」の映画をみました。PFOA・PFOS の恐ろしさを感じています。健康被害が出てからでは遅すぎるのです。環境汚染されてからでは遅すぎるのです。地元住民、動物・植物全ての”命”を守るために充分に調査しリスクを明確にし、どう対策するのか教えて下さい。住民が不安なものは作らないで下さい。やらないで下さい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1071	自分達が出したゴミを自分達の所で処理するのは分かります。 でも他からしかも大量にしかも有害なものが含まれている産業廃棄物を処理する巨大な施設がつくられるとなると話は全く違います。 絶対に認められません。 しっかり説明して下さい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。

表 7-1-2（296）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1071 （続き）		その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t /日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1072	現地調査をして下さい。 地元に住んでいる人達の生活、 動物、植物、豊かな環境を守るために どうするのか明確にして説明して下さい。	当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。
1073	環境基準を超えた場合は自治体・行政の改善命令等が行われることになるとの説明があ	なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社と

表 7-1-2（297）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1073 （続き）	りますが、行政が5町の一般ごみの処理施設としていたものを産業廃棄物の処理も認めたのであれば、改善命令が本当に意味のあるものとなるのか疑問です。 一般ごみが自分たちの地域で処理せざるを得ないのは仕方がありません。それでも、ごみを出す側の私たちには、処分がどのように行なわれて最終的にどうなるのかに関心を持たねばなりません。しかし、まだまだ、5町への説明は、足りていません。「知らなかった。」という人が一人でも少なくなるように説明会を積極的に開いてください。	しては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1074	ダイオキシン排出の監視について ダイオキシン濃度については第三者分析会社に委託し測定する旨の記述があります。 測定は常時やるべきものであり、いつでも即時公表できる体制が必要であると考えます。排出ガスは大気中に放散されるものであり、自然環境下での測定では、数値が流動的であるからです。もっと言えば、都合のいい数値だけが抽出される疑念も生まれます。例えば的確ではありませんが、太陽光発電も、一戸一戸の家での発電できる状況はパネルでモニタリングできます。施設内のみならず、周辺主要施設（学校、役場、郵便局等）はもちろん、関係自治体も積極的に測定してください。自治体の責任で監視してください。	ダイオキシン類の分析は、公定法に基づき極微量を精密に測定する必要があるため、常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。 そのため、当社では法令に基づき、高度な技術を持つ第三者機関に委託し、施設の稼働状況が安定した条件下で厳格にサンプルを採取・分析する「定期測定」を確実に実施いたします。これにより、恣意的な数値の抽出を排除し、客観的かつ信頼性の高いデータを継続的に取得・蓄積してまいります。 ダイオキシン類の環境基準は、短期的な変動ではなく、一生涯にわたって摂取し続けた場合の安全性を考慮した年平均値によって定められています。 排出ガスは気象条件等により一時的に数値が変動（流動）することがありますが、ダイオキシン類が微量かつ一時的に検出されたことによる即時の健康被害は想定されておりません。当社としては、この「年平均値」としての基準を十分に下回るよう、排ガス処理設備の適正な運用を徹底し、長期間にわたる安全性を担保いたします。 自治体が実施している大気質測定結果は、自治体のホームページで公開されています。
1075	環境のためには、作らないほうがいいです。しかし私たちはごみを出し続けているので、一般ごみの処分場をどこかに作って処分をお願いするしかありません。「ならば自分が先祖代々の土地を。」と我が家の土地を利用することを承諾された地権者のお話を聞きました。その方の今の思いは何でしょう。「こんなはずじゃなかった。」ということではないのでしょうか。未来の子々孫々までの思いで地域全体を守り続けてきた人たちが、この事業を簡単に推し進めることで、未来への責任が果たせないと思っておられます。その場所でくらす人達の納得がいくまで説明と改良をしてください。それがないとごみを預けられません。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡5町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。

表 7-1-2（298）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1076	本事業における周辺地域は農業が大部分をしめているが、事業開始にともない、工場排気などの大気汚染や運搬車の増加による排ガス量の増加など、農作物への影響が懸念される、本事業と農作物への影響などの因果関係を農業者個人や、農事組合が証明する事は難しく、公平中立な立場をもって調査、モニタリングなどの機関が必要になってくると思う。そして、何かあってから調査を開始してもとほうもない時間をついやし、その間、本事業は、止まる事がなく、事業を継続するようでは農業者を守る事はできず、農業の衰退を招く結果になりえる。周辺地域の農業者が安心して農業を営む為には具体的かつ明確な、規約を農業者、町、事業者、環境に対しての有識者をまじえ、話し合いの場を設けて欲しい。	施設の稼働や関係車両の走行に伴う大気質、土壌汚染については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、科学的・客観的な予測・評価に基づき、農作物への被害が発生することはないと考えております。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1077	焼却における煙を高性能のバグフィルターを通すので安全だと説明があったが、100％科学物質は環境外に排出されないと断言できるのでしょうか？ できると断言するのであれば、なぜ、煙突部に排気監視システムのアメーサを設置しないのか明確な理由をおしえてほしい。	化学物質の排出を物理的に「分子レベルで完全にゼロ（100％除去）」にすることは、現代のいかなる最新技術においても困難です。しかし、本施設に導入する高性能バグフィルターと高度な排ガス処理システムは、ダイオキシン類などの有害物質を 99％以上の極めて高い効率で捕集し、人の健康や生活環境に影響を与えないレベルまで浄化するものです。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法（公定法）に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 測定結果を公表する以上は、日本の公定法で定められた方法により得られた結果を公表すべきであると考えています。 以上のことから、AMESA の導入は考えていませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1078	昨今の異常気象で農作物の奇形や生育不良といった事が頻繁に起こっています。 排ガスや煙から出た化学物質が化学反応を起こして野菜やお米に付着し、そこに灼熱の太陽が照りつけると更に農作物へのえいきょうが出るのではないかと思います。もし近隣の農家さんが何か異常を感じた時、検査などは行なってくれるのでしょうか？農家さんが何か対応してほしいと言った時はどうされますか？	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1079	植物に対して植え替えをして代償するといったような事がかかれていましたがただ植え替えをすればいいといった事ではないと思います。その土地の環境に根づくまでには時間もかかるし、枯れてしまう事もあるからです。 もっと優しい気持ちをもって接してほしいです。代替地で代償するといった事は可能なのでしょうか？	植物に対する代償措置である移植は環境影響評価の他事例でも実施されており、環境保全措置として実績のある内容です。また、植物の重要な種の移植候補地は対象事業実施区域内を想定しており、近距離で生育環境と類似した環境を選定することで移植個体に対するストレスをできる限り低減する等、適切に対応してまいります。移植後は、事後調査において移植個体のモニタリング調査を実施致します。以上により、環境保全措置の適切な実施に努めてまいります。
1080	動物に対し生息可能な環境を代償するといったような内容が記載されていましたが、ニホンアカガエルなど産卵場所と時期、それ以外の生息環境が異なる場合、ただ水があれば良いといったような人間目線の話ではなく生物に寄りそった立場で考えるなら、ただ似たような環境（水辺をつくるとか）だけではだめではないかと思います。	生態系において、ニホンアカガエルを含む在来カエル類を典型性の注目種として選定しております。この予測・評価においては、産卵が確認された場所から成体の行動圏までの範囲を推定した上でその範囲内の改変率を算出しており、この解析により産卵環境である水域と樹林等の陸域環境との連続性を考慮しています。また、水域は現在存在している開放水域の近くに創出することで、元々の生息環境の連続性に配慮した措置とする計画です。さらに、在来カエル類の行動圏内で工事の実施時に一度改変される環境についても、約４割を本種が利用できる環境（緑地）として整備することで、生息

表 7-1-2（299）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1080 （続き）	周りの環境保全はどう対策をされるのでしょうか？	環境の修復に努めます。以上により、ニホンアカガエルを含む在来カエル類への影響を低減してまいります。
1081	逆転層の発生時の評価がありません。 評価して下さい。	短期平均濃度予測においては、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時等の高濃度が出現するケースを予測しており、逆転層の発生状況を踏まえて予測を行っております。
1082	水質汚染が問題となっている中で PFAS の評価が含まれていないのはどうなんでしょう。 PFAS 及び PFOA 等の予測評価を必ずして下さい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1083	近くに小学校があります。幼稚園もあります。 日々の飛散物質は基準値をおさえているかもしれませんが、蓄積したらどうなるのでしょうか？グラウンドやプール、花壇は蓄積していく可能性があると思います。定期的に基準値を超えていないか測って下さい。アセスメントにも土壌調査をもり込んで下さい。	土壌汚染の累積的影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1084	電磁波公害を追加して下さい。	電磁波については、熊本県環境影響評価技術指針における参考項目ではなく、一般的な施設運営において周辺環境への重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断しています。 しかしながら、住民の皆様の不安を払拭するため、以下の通り適切な対策および配慮を行います。 電磁波については、標準的な送電設備を利用するため、国の基準値を十分に下回り、健康への影響はないものと判断しております。
1085	電波障害を追加して下さい。	電波障害については、熊本県環境影響評価技術指針における参考項目ではなく、本事業において周辺環境への重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断しています。 万が一、電波障害は生じた場合には、共同受信施設の設置等の適切な措置を講じます。
1086	マミコウロードを使い通学している子供がいます。アセスメントでは徒歩通学している子供はいないとなっています。通学している子供もいるといった点をふまえて評価をやり直して下さい。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。

表 7-1-2（300）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1087	地下水涵養の対策について くまもと地下水財団に寄付するということですが自社での涵養対策はされないのですか？ くまもと地下水財団の HP などみると涵養面積がとてもせまいです。実際に涵養面積（冬季湛水）と涵養量はどうなっていますか？ 年間どれくらいの量を涵養できるのですか？	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は 1 年間実施しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1088	水質調査について 有機化学物質を追加して下さい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
1089	御船町の木倉地区、高木地区などは天君ダムの貯水タンクから水を配給されています。 生活の水です。 もし調整池の水や敷地内の雨水が地面をつたい地中にしみ込んでいったら貯水タンク内に化学物質が入り込んでしまうのではないかと思います。水質汚染をひきおこさないためにも定期的に貯水タンクの水質検査を行なってください。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
1090	水質調査で重金属類を追加して下さい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
1091	”人と自然とのふれ合いの活動の場”で七滝神社と春園で年間通して利用者なしというのは間違っていると思います。 遠足、イベント、お祭り、カフェの利用など沢山の人が訪れています。 実態を反映していません。 影響予測、評価をやり直して下さい。	鼎春園、七滝の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
1092	大気について現時点で 3 ヶ所しか測定されていないのが納得できません。 五町のゴミを搬入するのであれば五町全ての町で測定する必要があるのではないでしょうか？ 測定地を増やして下さい。	大気質の調査は、配慮書における大気質予測結果の最大着地濃度出現距離の約 2 倍を調査地域として設定し、最大着地濃度出現距離付近の集落の代表地点を調査地点として選定しています。長期平均値（年平均値）の予測結果も最大着地濃度出現地点は、約 700m（二酸化窒素のみ約 130m）であり、調査地点の設定は適切であると考えます。

表 7-1-2（301）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1093	産業廃棄物処理施設の近くで農業を営んでいるというと失礼ですが、大変イメージが悪いです。 実際、近くに建設予定があると言うと嫌がられます。 今後建設され稼働するとなると今までのお客様がはなれてしまうのではないかと危惧しています。 もし何らかの不利益をこうむる事があった場合、何か援助されるとか対策はお考えですか？ 具体的に策を教えて下さい。	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1094	近隣の方、特に小学校や保育園の保護者の方が子供たちに安全の為、健康調査を行なってほしいと言われたら健康調査など実施してもらうことは可能ですか？ 大人より体が小さい子供達は特に影響を受けやすいです。ぜんそくなどの呼吸器に影響が出ないか心配です。 年に一度、学校で健康調査を行なうことを要望します。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えているため、健康調査を実施する予定はありません。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定
1095	住民車優先と書いてありますが、曲りくねった道で車を寄せる所など無いと思います。どういった対策をとられての優先なのでしょうか？ 新たに道をつくるのですか？対策方法をちゃんと書いて下さい。	交差点において、対向車線の右折車を優先するなど行っていきます。
1096	焼却灰を持ち出す時の方法を教えて下さい。 トラックの荷台にのせて出すのであればホロー等飛散しない為の対策は何があるのでしょうか？ 具体的な持ち出し方を教えて下さい。	焼却灰は湿潤化して車両の荷台に積み込んで搬出します。焼却灰の飛散・流出を防止するために、荷台へのカバー使用等を励行します。
1097	”搬入するゴミの量をゆくゆく減らしていきたい”と説明会で言われていましたが、それではエネルギー回収がむずかしくなるのでは？と疑問に思いました。ゴミの量が減った時、エネルギーの回収はどの様に行うのですか？ 具体的に説明して下さい。	説明会では、「搬入する廃棄物の量を減らしていきたい」ではなく、「上益城郡 5 町から搬入される一般廃棄物の搬入車両を、パッカー車ではなく大型車に積み替えることで、搬入台数を縮減していきたい」と説明しました。
1098	焼却灰は毎日搬出するのでしょうか？ ・一日にどれくらいの量を搬出するのか ・そのルート ・台数 明確にしてほしい。	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。 現時点で最終処分先は決まっていません。事業計画地近隣の最終処分場を第一優先と考えていますが、最終的には値段（埋立物を運ぶための運搬費と埋立するための処分費の合計額）の交渉をして判断します。
1099	最終処分場が決まっていないと説明会で言われていましたが、決定していないと搬出ルートの交通量が予測できない。 決定後に必ずそのルートの交通量調査を必ず行なってほしい。	事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1100	現行の環境アセス制度の欠陥であることは重々承知の上で「定常時におけるアセスに加えて環境への影響が著しい非定常時の予測評価」を行ってください。事業者の一部である大栄環境は御船をはじめ、今後全国であわせ産廃の施設を建設される予定です。それらの施設は今後何十年も稼働していきます。 ・地震などの災害 ・人的ミスこれらは起こりうることです。 ①仮に爆発事故が起き従業員又は住民に健康被害があった場合の対応シナリオがあれば教えてください。 ②なければない理由を教えてください。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早

表 7-1-2（302）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1100 （続き）	③非定常時の予測評価を行わないのであればその理由を教えてください。 事業者の責務という言葉を用いてお願いします。下線部３つの回答を	急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 また、あわせ産廃処理とは、市町村が必要性を認めた場合には、例外として、少量の産業廃棄物を含んでいる場合でも、一般廃棄物とまとめて処分できる制度になります。本事業は、一般廃棄物を処理するための許可と産業廃棄物を処理するための許可をそれぞれ取得することになりますので、意味合いが違います。 現時点で施設の事業運営を行っていませんので、リスク管理や対応マニュアル並びに事故対応マニュアルなどは整備していませんが、今後、施設の供用開始に向けて整備していく計画です。
1101	搬出入車両の見積もりが少ない。 理由大栄環境が関わっている忠岡地域エネルギーセンターの車両台数が 25t・10t 車 70 台 4t・2t 車 52 台、平均取り扱い計画量は、焼却施設 200t/日、リサイクル施設 50t/日である。（方法書より） 御船の産業廃棄物処理施設の方が、焼却量もリサイクル量も多いのに、車両台数が少ないのはなぜですか。忠岡のセンターと御船の施設を比較して、説明してください。	ご指摘の他施設と本事業では、状況は異なるため、比較は困難であると考えます。 また、搬入車両について最大台数を設定しております。
1102	環境影響評価に化学物質の項目を加えること。 法律や条例になくても、事業者が自主的に加えるべきだと思います。熊本では水俣病が発生し、今も健康被害に悩まされている方が沢山います。当時水銀の排出は規制されておらず、結果甚大な被害が引き起こされたという史実を小学生以上の県民は皆学びます。私自身小学 5 年生の宿泊学習で語り部の方のお話を聞きました。水俣病問題は産廃問題であり、発生から 69 年が経っても新たな患者が出続けている未だ終わらぬ公害問題でもある。決して新たな公害を生んではならない、という県民意識があります。説明会ではシムファイブスは優良企業だとおっしゃいましたが、チッソが大企業であったことを考えると、大きな企業であるから安心してほしいという説明に納得することができません。健康に影響があると予測される物質（化審法・PRTR 法対象物質及び「化学物質と環境」対象物質）を評価項目に加えてほしいです。加えることをしないのであれば、その理由を教えてください。	熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。
1103	6-331 1009(619)事業者の見解において、「当社の出資企業が運営する施設周辺での健康調査は実施しておりませんが、地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害が発生しているというお話は聞いておりません」とありますが、 ①健康調査をおこなわない理由を教えてください。 ②「地域とのコミュニケーション」は具体的に何を指しますか。 ③健康被害にあった住民がいても、家族に企業に勤めている人がいる場合は声をあげることができない、（水俣病の場合認定申請をすることができない）という事柄についてはご存知ですか。 ④③について知らなければ水俣病センター相思社に問い合わせていただけますか。熊本で事業を展開されるのであれば水俣病の歴史は避けて通れないことです。 ③④はイエスかノーで、ノーの場合は理由を教えてください。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えているため、健康調査を実施する予定はありません。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 また、地域とのコミュニケーションとは、施設が立地する地元自治会やその周辺自治会との定期的な意見交換会（協議会など）のみならず、地域住民や行政との普段からの会話等を含めたコミュニケーションを意味します。 企業は従業員の健康を守るために、健康管理の実施（定期健康診断の実施やストレスチェック、最適な人員配置、適度な休憩の取得、労務管理など）や安全な労働環境の提供（安全管理者や衛生管理者の選任、作業に必要な資格の取得、必要な保護具類等の提供など）、定期的な作業環境測定の実施などを通じて、従業員の健康を維持・向上させる取り組みを行う必要があると考えています。万が一、当社の事業に起因して従業員が健康被害にあわれた場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

表 7-1-2（303）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1104	環境アセスメントは『住民個人の健康維持を目的としていない』という明確な説明を、地域の回覧板や新聞広告等、住民が通常目を通す・購読するものを使って、広く行なってほしい。 住民説明会で環境アセスメントについて、『住民個人の健康維持を目的としていない』という説明はありませんでした。「（化学物質等の大気排出が）基準値以内であるため問題ない」という言葉は、住民に健康への影響は全くないという誤解を与えています。 環境アセスメント自体に欠陥があるということは、事業者もコンサルの方も理解されていることだと思いますが、住民にとっては調べなければわかりません。 そして、健康被害が起きるということは、住民はもちろん事業者にとっても望ましくないことだと思います。被害者を発生させることなく発生源で未然に防止する場合に比べ、被害を拡大させてから、汚染の除去、被害の救済をしていくのは、コストもかかります。現状のアセスメントの制度では、健康被害を未然に防ぐことはできないということに対して、事業者としてはどうお考えなのでしょうか。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定
1105	6.2.1 方法書について述べられた熊本県知事の意見［全体事項］（1）にすでに稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めることとありますが、この説明はいつ行われますか。日時を教えてください。 準備書説明会に出席しましたが、そのような説明が事業者によるありませんでした。説明をされなかったことについて、理由を教えてください。 下線部分 2 ヶ所への回答をお願いします。	既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、準備書の説明会において、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。
1106	6-331 1009 事業者の見解について 「万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は当社（出資法人を含む）が責任を持って補償いたします」とありますが、影響が認められる・補償されるまでに何年、場合によっては何十年もかかる、被害者の死後であることもあるということを私たちは水俣病に対する企業と県・国の対応を見て知っています。被害者は裁判を起こしたり座りこみをしたりして交渉しなければ補償を勝ちとることができませんでした。このことについて①ご存知でしょうか。イエスかノーで教えてください。そのような事態にならないために事業者は万が一影響があった場合被害者は②どこに言えばいいのか、影響があったかどうか③どのような調査をし、④事業者はどんな手続きをおこなうか、裏面へ 被害（にあったと思われる）者は⑤どんな手続きをすれば補償がうけられるのか、明確に①～⑤までお答えください。子どもを抱いたまま書いているので乱筆になりました。読みづらく申し訳ありません。	当社（出資企業を含む）は水俣病の当事者ではありませんので、その発生原因や対策、当時の関係者の対応が正しかったどうかについて、当社からご説明することはできませんが、本事業における施設の供用開始後は、当社が責任をもって施設の運営管理を実施することから、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 また、施設が供用開始した後に、事務所内に問い合わせ窓口を設置いたします。 補償等の手続きについては、個別の事案・事象ごとに対応が異なり、一概にその手続きをお示しすることは出来ないと考えます。
1107	「方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解」についていくつか意見を書かせて頂きます。No.52 2-廃施設に同意したが大規模産業処理には同意していない ↓ まず、これと同じ意見がたくさんあったことについてやはり…という気持ちです。特に	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。

表 7-1-2（304）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1107 （続き）	土地を売った方がこうおっしゃっているというのは重要なことです。同意を得られないまま計画を押し進めて地域住民との間に溝ができたら”地域を豊かにする”の逆へ行ってしまいます。この意見を重く受け取め、計画を一度ストップさせるべきです。	
1108	要望：五町（山都・御船・甲佐・嘉島・益城）での住民説明会を開催すること＜絶対＞ 理由：まだまだ知らない住民が多い。そもそも五町の一般ゴミを処理するための施設を作ろうとしていたことすらきちんと知られていません。それがどのような経緯で産廃ゴミの施設になったのか、今一度丁寧に説明してください。 説明会の開催日時は熊日をはじめ県民が目にするメディアで告知してください。五町の広報・防災無線なども利用してほしい。最低でも１ヵ月前には告知してほしい。会場に行けない人のためにオンラインでの参加もできるようにしてほしい。各町１回ずつだと参加できない人もいると思うので２回ずつ開催してほしい。それが誠意だと思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和２年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和３年３月 29 日に上益城郡５町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和３年９月 27 日に各自治体の事務方、９月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月１日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和４年３月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡５町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡５町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和７年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計３回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和８年１月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1109	計画地周辺の生態系について四季を通した調査を求める。（動物・植物・虫 etc…）また一年では分からない実態もあると思うので三年以上取り組んでほしい。山都町からは矢	動物、植物、生態系の調査は、熊本県環境影響評価技術指針に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な手法で実施しており、その結果を基に予測・評価を実施しています。

表 7-1-2（305）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1109 （続き）	■■■■代表の■■■■さんを調査員に推薦します。他にも御船・甲佐・益城・嘉島それぞれの住民であり自然調査に詳しい人をメンバーに入れてください。住民目線の人が絶対に必要です。 現地調査を必ずしてください 理由：自然は失われてからでは取り返しがつかないため。昨今の温暖化の影響もあり、生態系の実態・変化は文献だけでは分からないと思います。現地調査をしたメンバーも公表してください。	現地調査を実施した調査員の氏名は個人情報なので公表しませんが、準備書「第 13 章 環境影響評価準備書に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び従たる事務所の所在地」に委託した事業者を記載しています。
1110	12 関係地域及びその認定理由について関係地域は半径 2km の範囲（御船町・益城町）とされ、その根拠として、大気質のあ影響範囲を、煙突排ガスの最大着地濃度出現地点を約 700m とし、その概ね 2 倍の 1.5km とすることが書かれている。大気質の影響範囲について検索し、影響評価関係の資料に必ず出てくる表を見つけた。それが（社）環境情報科学センター編の「環境アセスメントの技術」の中にある下記の表である。この目安に本事業を照らし合わせてみると、ばい煙発生施設（煙突の高さ）が 49m である施設で、最大着地濃度距離が 0.7km、対象範囲が 1.5km というのは狭すぎるのではないか。もし仮に煙突の高さが＋1m で 50m になれば、最大着地濃度距離は 2km 以上、対象範囲はその 2 倍の 4km 以上となる。（表内赤字参照） （※表の貼り付けあり）出典：「環境アセスメントの技術」（社）環境情報科学センター編 また、大阪府の忠岡町に大栄環境が同様の廃棄物焼却施設を計画中だが、施設の規模は処理能力 220t/日と御船の半分であるのに、環境影響評価の対象範囲は 3km となっている。この 3km という数字でも忠岡町の住民は納得しておらず、住民へ知らせるチラシに問題点として挙げている。ウラへ	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。また、関係地域については、各項目の予測結果を踏まえ、設定しているため適切と考えております。
1111	なぜ、本事業の対象範囲を 2km と大変狭く設定したのか。影響範囲を 4km まで広げ有機農業の町山都町まで影響評価並びに周知をするべきだと思う。住民への理解を求めるためには、不安要素を一つずつ取り除くことが必要だ。そのためには、影響評価の対象範囲を 4km まで広げること、また上益城 5 町の一般ゴミ処理施設計画を住民に知らせずに変更した経緯からも、説明が必要な「関係地域」を 5 町全てとすることを求める。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1112	災害廃棄物の取り扱いについて この施設は災害時にもがれきなどの廃棄物を受け入れることになるが、そこではデータシートや目視・展開によるチェックは出来にくいのではないか。そして通常は取り扱わない規制値を超える有害物質、PCB 廃棄物、水銀廃棄物、アスベスト及び放射性廃棄物などが混入する可能性は大きくなるのではないか。 またリサイクル施設の処理能力は、災害廃棄物の引き取りを見込んで 900t ということだと思うが、その場合の搬出入車両台数はどのようになるか提示してほしい。災害廃棄物の処理は、基本的に各自治体の責任で行うことが法律で決まっている。災害時、大量の廃棄物が上野に運ばれたらどのようなことが起	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。

表 7-1-2（306）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1112 (続き)	こるのか、交通、環境汚染等シミュレーションが必要だと思う	
1113	6.1.2（方法書についての）一般の意見の概要についての事業者の見解　一般の意見で多かった PFAS による環境影響に対する懸念について、事業者は PFOS 及び PFOA 含有廃棄物を受け入れない方針であると答えているが、規制されたのはつい最近のことであり、廃棄物の中に PFOS や PFOA を含むものが混じってくることは十分考えられる。そしてそれを目視でチェックするのは不可能であろう。焼却炉の概要に焼却温度が書いてないが、たぶん PFAS を分解できる焼却温度の 1000℃よりかなり低いと思われる。（850℃？焼却炉の燃焼温度は必ず明記してほしい！）1 万種あると言われる PFAS、「化学物質と環境」（環境省環境安全課が実施している化学物質の環境調査結果をまとめて公表する年次報告書）では、まだ規制されていない幾種もの PFAS が調査対象になっている。PFOA、PFOS、PFHxS も、規制される前からこの調査対象になっていた。TSMC の熊本進出によって関連工場が軒並み増え、PFAS 含有廃棄物が大量に出ることは想像できる。そして代替物質でどのような PFAS を使用するかは企業秘密であり簡単には明らかにされないのではないか。「PFOS、PFOA は受け入れない」ではなく、混入を前提に、また現在規制されていない PFAS にも有害性が報告されていることを前提に、対策を講じていただきたい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 燃焼温度は、準備書「第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.2.11 環境保全対策」に示しているとおり、燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制します。計画施設は、PFAS 含有廃棄物の受け入れを目的とした専門施設ではないため、現在の設計を維持する方針です。超高温での燃焼では、過剰なエネルギー消費による二酸化炭素排出量の大幅な増加や、超高温での燃焼による炉壁や配管の早期劣化や故障リスクの増加が考えられることから、安定したごみ処理を継続するためには、現在の設計温度が最も効率的で安全です。
1114	第 2 章 対象事業の目的及び内容 2.1.1 事業の目的 「廃棄物処理施設を核として地域循環共生圏を形成することを目的とする」という表現には違和感を持った。生み出された電気を地域に生かす具体案が無いし、この施設に使うことが主であるなら地域には循環しない。そもそも大量の産廃を持ち込んでまで、それを 24 時間燃やしてまで電気が欲しいと思っている人がどれだけいるだろうか。堆肥化については、地域づの生ごみは 1t のみで、あとの 59t は産廃の汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ等を対象としていて、わざわざ使いたくない気持ちである。地域にあるものを上手に回して地域の人々が精神的にも豊かになるならば素晴らしいし、「地域循環共生」という表現を使っても良いと思う。初めの計画「五町の一般ゴミ処理施設」は、まさに地域循環共生圏を目指し実現するチャンスであったと思う。大量生産大量消費の現代、ゴミについて見つめ直すためにも自区内	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 〇地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす 〇エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。

表 7-1-2（307）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1114 （続き）	処理は基本であった。あらためて、なぜこの事業の目的が「地域循環共生圏を形成する」ことになるのか、具体的な内容を示してください。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。 また、施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。
1115	2.2.9 搬入計画　益城町での説明会で、搬出入車両の台数の中に焼却灰を搬出する車両は入っているのかという質問があり、入っているということでした。そのようなことが分かるように、車両台数についての表 2.2-8 を書き直してください。また、搬出入車両台数についての根拠を説明してください。 ちなみに、大栄環境さんが共同出資している忠岡地域エネルギーセンターの車両台数は、方法書により次のようになっていました。 産業廃棄物搬入車両 25t・10t 車 54 台 4t・2t 車 42 台　産業廃棄物搬出車両 25t・10t 車 16 台 4t・2t 車 10 台合計 25t・10t 車 70 台 4t・2t 車 52 台（片道台数/日） この施設の平均取り扱い計画量は、焼却施設 200t/日、リサイクル施設 50t/日で、それぞれ御船の半分、御船の 4 分の 1 と小さいのですが、御船の産業廃棄物搬出入車両台数（焼却・リサイクル施設のみ）は、25t・10t 車が 51 台、4t・2t 車が 30 台となっており、非常に少なく見積もっていると言わざるを得ません。あらためて施設全体の車両台数をその根拠とともに提示してください。	ご指摘の他施設と本事業では、状況は異なるため、比較は困難であると考えます。 また、搬出入車両の台数については準備書搬出する車両台数も含めて最大台数を設定しております。
1116	6.2.1 方法書について述べられた熊本県知事の意見〔全体事項〕（1）に、すでに稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めることとあります。私は 2 回目と 3 回目の説明会に出席しましたが、そのような説明は一切ありませんでした。2 回目の説明会終了後、個別に上山市のエネルギー回収施設で起こっている健康被害や精神、生業への被害について調べてほしいとお願いしたつもりです。しかしそれから 9 日後の 3 回目の説明会で、施設や諸外国の事例は影響評価には必要ないというようなことを仰って残念でした。住民が不安に思っていることを受け止めることが環境影響評価の役割ではないでしょうか。事業者と住民、どちらも一方通行の説明会では理解し合うことはできないと思います。あらためて、「すでに稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況の情報も含めて丁寧な説明」をお願いします。	既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1117	説明会に 2 回参加しました。大栄環境さんが廃棄物処理の大手企業であり、最新の技術で地域のために貢献する、多発する災害の廃棄物も処理する、皆のために良い事をするのだから受け入れてほしいということであったと思います。全国屈指の優良企業である私達を信じろ、というのは難しいです。なぜなら、私達熊本県は「水俣病」の経験を持っています。周辺住民の方をはじめ、個人個人が抱えるかもしれない環境汚染による健康や精	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極め

表 7-1-2（308）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1117 （続き）	神、生業への被害を心配しています。相手が大きな企業であればあるほど警戒心もあります。未知数である化学物質の有害性にも敏感です。質疑応答で、「他の廃棄物処理施設で起きた事故や環境汚染、健康被害、また諸外国の例についてご存じか」という質問に「環境評価には必要ない。」「うちは大丈夫。」というような回答でしたが、大きな不安を感じました。 ・このような施設で、どのような事故や、環境汚染、健康被害の可能性があるか・それを起こさないために、どのような対策をするのか、問題があった施設とどこが違うのか・この先、たとえば未知数の化学物質を焼却することによって環境汚染や健康被害が起きた場合、即刻この事業を停止し、原因究明に努め、最後の一人まできちんと責任を持っていただけるのかまたは、廃棄物を出した企業の責任とするのか。あらためて回答をお願いします。	て困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 万が一、排出基準を超過する排ガスを放出した場合には、速やかに施設を停止し、熊本県や上益城郡5町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。
1118	2.2.6 エネルギー回収施設（焼却施設）の概要 この表の中に、「燃焼温度」と「整備点検」についての記述が無いので困った。膨大な資料からその記述を見つけるのは困難であるしそもそも概要の表には必ず記載すべき情報ではないか。他の施設のアセスをいくつか見たが、焼却施設の概要の表にこの2点が書かれていないのは本事業のみであった。記載をお願いします。意見書を書いている現在、定期点検が年に何回されるのかわからない。何回の予定なのか。ネットで調べてみると、ロータリーキルン・ストーカ炉は、ロータリーキルン炉とストーカ炉のハイブリットであり、まだ多くは使用されていないようだった。大栄環境の和泉エネルギーのプラザの新焼却施設（ストーカ炉）は、方法書では整備点検が年に2回であったのを、準備書では年に4回へと変更している。少しでも点検を多くして事故を防いでいただけたらと思う。	廃棄物処理法における焼却施設の構造基準では、次の要件を備えた燃焼室を設けることが求められていますので、構造基準に適合する施設を建設します。 ①燃焼ガスの温度が800℃以上の状態でごみを焼却することができるものであること。 ②燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できるものであること。 ③外気と遮断されたものであること。 ④燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 ⑤燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。 また、施設や設備機器が正常稼働しているか、不具合が発生しそうな予兆がないか、不具合がないかなどといった維持管理点検（日常点検）を実施します。 維持管理点検の結果を踏まえて、年間のメンテナンス計画を策定し、設備機器の補修や取替えを行います。 施設稼働時に作業手順書をあらかじめ整備し、社員教育を定期的に実施することで、従業員の運転管理技術の向上を図ります。 本事業では、おおむね60日間の連続運転後に施設を停止し、約2週間程度のメンテナンスを実施しますので、年4回程度となります。
1119	除塵対策としてバグフィルターが使われるが、気体状及びナノ粒子の徐塵効果は無いと聞いた。ヘパフィルターの併設をしてほしい。	バグフィルターの入口煙道中に消石灰を噴霧し、排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素を中和反応処理してバグフィルタにて捕集・除去します。また、入口煙道中に活性炭を吹き込み、ダイオキシン類を吸着させてバグフィルタにて捕集・除去します。なお、本事業では、アスベストは扱いませんので、ヘパフィルターは設置しません。
1120	今計画で建設予定地周辺は河川や森などの自然が豊かな地域です。排水やごみ焼却による煙等、人間には影響がないとされる基準値でも、野生動物や昆虫、水生生物、植物には影響があります。生態系の歪みは建設予定地周辺だけには収まらず広大な地域に被害を与えます。・希少生物の現象・鹿、猪の生息地域現象による農作物の被害・種の絶滅や活動地域の変化による生態系の変化等 種の多様性を守ることは未来を守る上で非常に重要です。人を含めたあらゆる種の共存を考えた事業にしていただきたいです。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約5割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
1121	今計画の建設予定地は地下水を作り出す豊かな森です。地下水への影響はすぐには表面化せず時間が経ってから分かります。つまり回復させるのも難しいということです。地下水量の減少や水質低下などは熊本全域に影響	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万t/年）の約0.05%です。

表 7-1-2（309）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1121 （続き）	を及ぼすリスクは目を瞑ることはできません。具体的対策とそれの検証を専門家や住民と一緒に行ってほしいです。それができない、もしくは問題解決に至らない場合は今計画を認めることはできません。	地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
1122	様々な部分で基準値以下であることをアピールされていますが、その基準というものは人体や環境、生物全てを考慮しているかが気になります。排水が流れ込んでいる河川で魚が生きていけなくとも基準値的には問題ないという事例が京都であります。今計画でそうなってしまわないかが心配です。住民側が信用できる人物や専門家を含め事前に調査を行ってほしいです。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気質、土壌汚染、水質等については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、最大影響を想定し、予測を行っております。そのため、長期的おいても健康被害が生じることはないと考えています。また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。
1123	・計画されている施設のそばには小学校やフリースクールなど子どもが行き来する場所があるとのことです。 1日にものすごい数の大きな車が往来するのは危険で心配です。 排気ガスや振動・騒音が身体と精神に与えるストレス、健康被害もとても心配です。	大気質、騒音、振動については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1124	・県外から熊本に住むようになって10年が過ぎました。 多くの山や木々、きれいな川、海、素晴らしい自然があり、土地も人も命のエネルギーにあふれていると感じます。 そのことを大切にして人の知恵や技術をつかっていくことがすこやかに気持ちよく暮らしていくことになると思います。 計画されている場所へ、計画されている規模の施設をつくることは水、空気、住環境を損なうと感じます。どんなに対策しても人には知恵がなさすぎると心配です。	環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
1125	・こんなに大規模な施設建設の計画が進んでいることを、つい最近まで知りませんでした。なぜ、この施設が必要なのか？計画の必要性について、十分に住民に説明した上で進める必要があったのではないかと思います。また、一般廃棄物の処理施設の計画が、なぜ産業廃棄物の処理施設へ変更になった理由も、もっと広く周知していただきたかったです。これからでも、計画の必要性について詳しく広く知らせてほしいと思います。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等

表 7-1-2（310）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1125 （続き）		に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1126	・施設建設の影響についても、「軽微な影響しかない」と結論づけられていますが、疑問です。狭い自宅の庭でも、草木がまったくないときは、少しの雨でも水があふれていましたが、草木を植えたところ、水があふれることはありませんでした。建設予定地で、これまで植林なども行いながら長年にわたって大切に守られてきた山を切り崩して起こる影響は、計り知れないもので、建設してからでは取り戻せないと思います。水、大気汚染などによる住民への影響と、施設建設によって壊れた自然の将来的な影響は、これまでの調査で考えられている以上のものがあると思いま	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。

表 7-1-2（311）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1126 （続き）	す。再度の調査と計画の見直し、住民への説明を求めます。	
1127	・この計画について、嘉島町で暮らしていると情報を得る機会が少なかったと感じています。広報誌に小さな記事が載せられている程度です。実際に周囲にこの計画の進行状況を知っている方は少ないです。 御船町と益城町のみでしか住民説明会が行われなかった理由について「5 町のうち環境への影響が考えられるのが 2 町のみだから」と回答されたと参加された方に聞き、驚きました。5 町の行政のことです。知る機会を排除する回答に不信感を持っています。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1128	・自分たちが出したゴミは自分たちで考えていくことが大事だと思っています。ゴミ処理施設は必要なものです。しかし今回の計画は当初の目的から大きく内容が変わっています。このことについて丁寧な説明と住民側の承諾を経て次へと進めるものではないでしょうか。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観

表 7-1-2（312）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1128 （続き）		の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1129	・一般廃棄物に含まれる PFAS をどのように扱われるのか教えて下さい。	一般廃棄物において、PFAS を含む古い製品（撥水加工製品や一部の消火剤等）が微量に混入する可能性はゼロではありませんが、国内ではすでに 10 年以上前から段階的に製造・輸入が制限されており、現在ごみとして排出される製品に含まれる PFAS は、工業用原液などと比較して極めて低濃度であること、PFOS 等はダイオキシン類除去のための活性炭を含む飛灰に吸着しやすい特性がありバグフィルターで大部分が捕捉されることから、施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響は無視できるほど小さいと判断しております。
1130	・水質汚染が心配です。御船町の木倉地区は井戸水を使用している家もあると聞きました。 私の住む嘉島町は多くの家庭が井戸水を利用しています。 下流地域の井戸水の水質検査を定期的に実施して下さい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
1131	・吉無田水源は元々草原地で涵養能力が低かったと知りました。今でこそたくさんの人が訪れる水源は先人達が水不足を解消するために植林をするなど大変な時間と努力をかけて長い年月で育まれた場所です。建設予定地周辺は下流域を潤すための井手が作られた場所。計画の規模はその豊かな大地のシステムを壊してしまいかねないと思います。取り返しがつかなくなる前に見直しをお願いします。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05％です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的に

表 7-1-2（313）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1131 （続き）		は、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
1132	・建設予定地周辺は子ども達の学びの場も多くあります。私自身も我が子を連れて、度々自然体験活動に参加させてもらっています。 今回の計画の規模が実現すれば周辺を行き交う搬出入の車両だけ見たとしても子どもたちの安心、安全の場を脅かすものとしか思えません。計画の見直しをお願いします。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1133	・嘉島町、山都町、甲佐町でも説明会を開いて下さい。 自然災害等不測の事態が起きたとき知らなかった。で大丈夫でしょうか。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞ の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1134	・熊本は水がいいのがなんといっても魅力。どんな開発事業もそれぞれの地域の自然を守ることが大前提です。地下水への影響は事業者自身が当該地の地下水涵養に直結するか不明と認めています。こんないい加減なことは絶対にやってはなりません。一度汚れてしまって健康被害が出たら地域に住めなくなります。曖昧な調査や説明で強行しないでください。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は 1 年間実施しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1135	・初めに建設ありき… 聞けば説明会は３回だけ、５町に関係するのに説明会会場は二つの町だけ…ひどくないですか？	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、

表 7-1-2（314）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1135 （続き）		影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1136	・友人からの話では、この計画を紹介したのが県ですって？そんな事が許されるのか、信じ難い暴挙だ。 環境アセスメントの意味がない、許認可権は県にあるんですよ。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概

表 7-1-2（315）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1136 （続き）		要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1137	・今、全国的に問題となっている PFAS の事が準備書では触れてませんね、なんていい加減なんですか？信用できません！	PFAS については、準備書「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。
1138	・友人が熊本なので地震の時、心配しました。 施設立地場所は熊本地震で大きな被害を受けた所でしょう？やめてください。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1139	・農免道路を 660 台の運搬車とありますが、使用目的が違うでしょう、いい加減にしてください	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の大型車両の通行台数を予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、生活道路における安全性は重要な観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。
1140	・空気には壁があるのですか？ 大気影響範囲を 2km なんて考えられません。 中国からの黄砂や PM2.5 の飛距離をどう捉えるのか	自然現象により発生した事象と、施設で排ガス処理を行い発生した事象では比較はできないものと考えます。また、大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、それを基に影響範囲を定めているため、妥当な結果であると認識しております。
1141	・昨今の行政、住民無視・軽視が許せません。 一般廃棄物処理施設を産廃施設にすり替えるなんてひど過ぎます。民主主義を踏み躙る恥ずべき行為です、許せません！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。

表 7-1-2（316）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1141 （続き）		また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1142	・何故山間部を狙うのか？ 住人が少なく反対運動も起きにくいとみくびっているのか、許せない！	当該事業は、上益城郡 5 町が一般廃棄物処理施設用地として取得した土地を当社が借り受けて事業を実施したいと提案し、協議が始まったものです。5 町が取得した一般廃棄物処理施設に係る事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。
1143	・施設計画地は崖の上に盛り土した造成地なんですね、 しかも阿蘇 A4 火砕流地質でもろい地盤だとの事、あまりにも無謀です。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1144	・現在上益城郡五町のゴミ処理は熊本市に持って行っていると聞いた。 熊本市で焼却する余裕があるのならば、そのまま委託方式でいいと思う。 建設費用もかからないし、国も広域処理施設を薦めている。	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。
1145	・エネルギー回収施設とか、地域循環共生圏とか、いかにも良さそうな言葉を並べているが、その地の住民が排出していないものを他所から持ってきて、なぜそれが地域循環になるのか、欺瞞的である。	熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
1146	・工場内に降った雨水は調整池に溜めておいて上澄み部分を用水路に流すという計画は川の汚染、ひいては海の汚染に繋がる。やめてほしい。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水を河川に放流することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄

表 7-1-2（317）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1146 （続き）		水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1147	・環境アセスの真っ只中に広域連合会長が「事業の計画を早急に進める」と公言。極めて問題発言である。	行政関係者の発言内容や意図については、事業者が評価・解釈する立場にはなく、行政の組織体制や判断についてコメントすることは控えさせていただきます。
1148	・どうして一般廃棄物処理施設の計画で用地買収した土地を産業廃棄物処理施設に変更するなんてことができるのですか？非常識です。もう一度一から出直すべきです。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡５町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1149	・今まで水道水については一言も触れてなかったのに、今回突如として水道水使用を言い出したのは何故か、説明すべきである。また、関係機関は認めたのか？それはどこか説明すべきだ。	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。
1150	・地下水を使用するとの事ですが、水位を下げない対策が地下水財団への寄付とは驚きです。どこに寄与されるかわからないとの事で、無責任過ぎます。しかも地下水財団寄付は税金控除対象とか、なんの努力も認められない。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110mと予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は１年間実施しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1151	・透き通った青空を見られなくなりました。熊本の空がいつの間にか灰色に感じます。大気が汚染されています。これ以上汚さないでください。 大型焼却炉建設に反対です。	大気質については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
1152	・熊本地震から 10 年が経過しようとしています。「熊本では大地震は起きない」なんて変な自信を語る人もいましたが、自然は過酷でした。今も忘れません。 想定外では済まされません。弱い地盤の所に産廃施設を造らないでほしい。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1153	・マミコウロードは自転車の競技者や愛好家が利用しています。 とてもいい環境で気に入っています。660 台もの運搬車、困ります	交通量に関するご懸念については、環境影響評価において、事業実施後の大型車両の通行台数を予測し、騒音・振動、交通安全などへの影響を評価しております。特に、小学校周辺を含む生活道路における安全性は重要な観点であり、必要な環境保全措置や安全対策について検討を進めております。
1154	・日本は焼却炉数が世界一です。地球温暖化に拍車をかけるのですか？ 上益城は現在ゴミ処理を熊本市に委託しています。 そのままでいいと思います。	現在、上益城郡５町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡５町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、適正処理のための処理方法（自ら処理・他者への委託処理など）は市町村の判断となります。ですので、民間委託により当社が一般廃棄物を処理する場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としています。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。

表 7-1-2（318）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1155	長期的な観点から、大気や土壌への悪影響が非常に懸念されます。	大気質の長期平均濃度や土壌汚染の累積的影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1156	ゴミ処理場建設予定地の近くには保育所や小学校、フリースクール、学童保育があります。有機農業も盛んであり、移住にも人気の土地です。地元の子どもたちの心と身体が発展途上にある時に、彼らの過ごす環境が民間業者でのゴミ処理によって営業利益優先のもとに害される可能性があり、心配です。	近隣施設やフリースクールへの影響に関するご懸念を重く受け止め、本事業では大気質や騒音・振動などの環境影響を事前に調査・予測し、子どもを含む周辺住民の安全と健康に支障が生じないよう必要な環境保全措置を講じる方針です
1157	水 250 トン/日を使用するそうですが、もしその内かなりの量の地下水汲み上げ予定であれば、地下水流が変わり、田んぼが多い地域での水量不足が懸念されます。多くの農家さんにとって既に気候変動による負担に更なる打撃であり、そういった事からも子ども達の将来の健康の土台・食を脅かす可能性が高いと考える為、ゴミ処理場の建設には反対です。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約１億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05％です。 地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110ｍと予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は１年間実施しています。 また、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1158	農村地域の作物に悪影響をおよぼすのでわないか？	大気質、土壌については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により地下水、農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
1159	熊本は地下水の豊富は県であり、地下水で県民の生活をおぎなっているわけですよね！！山を汚すということは、地下水を汚し、県民の健康を害する…ことになりますよね！！健康の保証ができない大きな事業に反対します。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡５町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1160	地域のゴミは地域で処理すべき。 一地域への環境負担が多すぎる。	日本では、平成９年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環

表 7-1-2（319）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1160 （続き）		境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 　将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1161	近くに子どもや老人の施設があるのに、なぜこの場所なのか？ 　煙による健康被害は絶対ないのか？	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1162	静かな山村に、（本計画によると）往復 660 台も大型車が通行することに、その地域の人々の安心安全な暮らしが守られなくなると想像できます。 　大きな施設ではなく、上益城郡 5 町のゴミのみ処理できる規模におさえないといけない。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1163	騒音、振動、低周波音の予測結果は評価基準との整合が図られていると評価しておりますが、それ以上の予測以上のものとなればどのような対処をされるのでしょうか？ 　県が間に立って指導、対応されますか？ 　大型車両の騒音もあわせると、村民の暮らしに負担がかかります。	各項目は、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1164	子供が沢山行きかう中、交通量が増える事はへんです。660 台以上の車や事故の確率が上がる事はへんです。あってからではおそいです。どう事故対策を考えていますか？	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1165	PFAS が完全に安全であるか？をどこで計ればいいのでしょうか？ 　PFAS が完全に安全であるか？→PFAS が完全にまざれこまない保証はあるのか？という所を証明して欲しいです。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 　PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 　当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受

表 7-1-2（320）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1165 （続き）		託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1166	PFAS は受け入れないとありますが、完全に受け入れできない事は可能なのでしょうか？ TSMC のゴミは受け入れないとありますがその他の関連工場から混入することは 100%ないといえますか？TSMC から関連工場を経由してくることはないといえますか？	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1167	人口減少傾向の中で、なぜそのような巨大施設が本当に必要なのでしょうか？ どのようなゴミ収集の事業計画なのでしょうか？	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1168	一般ゴミから、産ぱいゴミになった理由を住民説明会もないまま、知らない住民が大半の状態でなぜ進められているのですか？	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整

表 7-1-2（321）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1168 （続き）		備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1169	産業廃棄物処理施設に断固反対！！町は、ゴミを減らすとりくみをもっともっと推進すべき、又企業や事業者にもゴミをつくらない商品を提示していくよう働きかけをするべき。 私たち人間が出したゴミは、私たちの努力と根気で減らす努力をしよう。 そういう考えを基本に必要な施設を最小限の形でつくっていってはどうか？ 大きいものをつくってしまうと、どんどんふえる、化学物質もふえる、人間の力では追いつかず、生きていけなくなる。	循環型社会形成推進基本計画では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定しています。各企業は、そのことを十分に理解した上で、事業活動されていると認識しています。
1170	住める地球になるように、みんなで考えていきたい。 ・莫大なお金を使って施設をつくる ・たくさんの燃料をもやすことで費用もかかるし、維持費何といっても空気、水、土の汚	環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。

表 7-1-2（322）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1170 （続き）	染、人が動植物か、生きものが病気になって、生きていけなくなる。 世の中は、SDGs をかかげているのに何故逆行し、どんどん壊していく道を仙るのか？今一度、利益優先ではなく、住み続けられる地球のことを考えていきたい。	
1171	強引に進めるのではなく、いったん立ち止って考え、住民の意見、納得、関心を集約して進めてほしい。そして各地域に情報を知らせていくべき。民主主義の基本を大事にしてほしい。住民の意見、声なくして、私たちの安全な暮らしはありません。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1172	御船町上野に建設予定であるエネルギー回収施設は、熊本県が積極的に関わり、5 町の町長とともに話を進めているようだが、住民説明会をきちんとしているのか？住民説明会ででた住民の意見をどのように受け止め反映させたのか？私の近所では、今回のことを全く知らない人が多すぎて、これまでのいきさつ、このように進められていることに納得いかない。まずは、白紙にもどして上益城 5 町のゴミ問題を考えていきたい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城

表 7-1-2（323）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1172 （続き）		地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 住民の皆様からいただいた意見については、全てではありませんが、事業計画に反映（例えば、直近民家から施設まで 100m 以上離した設備レイアウトの見直し、排気筒高さを 35m から 49m に変更など）しています。
1173	行政は、住民とともに考え、よりよい社会づくりを目ざしていくことは当然のこと。今一度、行政の進め方、本当に人が暮らしていける為には、どう判断していくかを考え直して下さい。人間が人間の手で、この地球を壊すようなことをしないで下さい。この件は、そういうことを考えさせる問題です。	環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
1174	次の世代に、みんなが（生きものすべて）安心して暮せるよう、考えて下さい。豊かな自然の上野地区に産業廃棄物処理施設は、いらない！！”断固反対”	自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
1175	上益城 5 町ゴミ処理施設をいつのまにか産業廃棄物処理施設にかえてしまうというのは、どういうことか？地域住民に問う必要もなしに、県の知事、各町長、広域連合で着々と進めていくのは、おかしい。私たち住民は、物価高や生活しづらい状況の中、声も出しづらい最中にあることをいいことにして、あまりにも人権無視。人を、動物を、全部ひっくるめて、私たちの自然、環境のことを考え、よりよいものをつくってほしい。産業廃棄物処理施設建設、反対です。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本

表 7-1-2（324）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1175 （続き）		当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1176	上益城 5 町ゴミ処理施設の計画であったはず。 産業廃棄物処理施設建設となると、話が違ってくる。 自然をこわさないで下さい。くらしが成り立たなくなる。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（325）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1176 （続き）		説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
1177	PFAS のどの種類を受け入れるのか、また、安全基準を低く考えてほしいし、PFAS 等の受け入れは、しない（してほしくない）、別の所で分けて考えてほしい。 積み重なることで蓄積し、土、空気、水も汚染され、くらし、生活が成り立たない。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1178	○新規化学物質（PFAS 等）に対する予防原則に基づく管理基準の策定について厳しく監視、検査を行なうこと。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けら

表 7-1-2（326）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1178 （続き）		れています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1179	5 町のゴミ施設を建設する際、私たちの想像つかない大金が必要と考えられる。170 億という莫大な金額ときいている。しかし、”その費用と維持管理費等が要らなくなる”という安易な考えで、今回の件を強行に押し進めて良いのか？私たちの大事な水、空気、土のこと、考えなかったのか？そして自然環境、私たちのくらし、私たちの声を無視してよいのか？この段階で、誰が責任をとるのか！！と言いたい。5 町の町長、広域連合、町議、県知事に問う。	5 町の町長、広域連合、町議、県知事に対してのお問い合わせについては、ご回答できません。
1180	産業廃棄物がほとんど家庭ゴミと変わらないという認識をもっての今回の件を強行していること断固反対！！いったい、誰がそういう認識をもったのか？連合長、各町の町議たち、町長の責任は大きい。すでに大きな大事件。よりよい町づくりをするという住民から選ばれたトップたちの判断に不信感をもつ。本当によい町を住民と共に本気で考えたい。お金のかかることは、かかるのです。お金のかからないやり方、一銭も出さないやり方があるか？SDGs 私たちの出したゴミを減らす、つくらない努力をし続けるのみ！！	廃棄物処理法では、まずは産業廃棄物（20 種類）を定義し、それ以外の廃棄物は一般廃棄物としています。その大きな違いは、「事業活動を伴うかどうか（ただし、産業廃棄物の種類によっては、特定業種から発生するものに限るものもあります）」で判断していますので、廃棄物の大きさや形、性状、含まれる有害物質等の有無で区分されているものではありません。 以上より、法令上、産業廃棄物と一般廃棄物に区分はされていますが、それらは事業活動を伴うかどうかの違いであり、廃棄物自体に違いはありません。 また、施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 本事業により、ごみの分別やリサイクルをしなくても良いのではなく、これまでと同様あるいはそれ以上に、ごみの分別やリサイクルを推進していただきたいと考えています。
1181	上益城 5 町ゴミ処理施設は必要だが、産業廃棄物処理施設は必要ない。 ゴミは減りつつある。大きな施設をつくっても、上益城だけでは、ゴミが足りず燃料も、適切な温度を保ち、安心安全な状況までいくのか？ ある基準の温度以上にならないとダイオキシンも残ると聞く。又、上野地区に産廃施設をつくらずとも熊本市のゴミ処理場を利用していくという方法もあるのではないか？ 熊本市からでるゴミの量、かかる燃料、安全	現在、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡 5 町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効

表 7-1-2（327）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1181 （続き）	基準とかも確実な数値で出し、上益城5町のゴミ、や県内のゴミのことを考えていっても良いのではないか。	率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1182	熊本県内のゴミが産パイに集まらなかったら（ある程度のものが集まり、もやす温度もある程度あげなければダイオキシン類焼却し尽くせないときく）日本中からどこからでも集めて可動するのか？それに対応していくくらいの大きな施設ですよね。足りなければどんどんこの地域に広げていく可能性もあるのでは？上益城5町の一般ゴミ処理で充分です。多額のお金がかかるが、私たちの生活、くらしの場がなくなることの方が大事です。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。
1183	産業廃棄物の中身、内容は、どのようなものですか？具体的に教えて下さい。まちがっても、原発のゴミや汚染水など、持ちこまないで下さい。どういったものなら汚染をくいとめることができるのか？どういう施設なら周辺地域を汚染しないのか？いえ、やはり今回の建設には反対です。自然豊かな町を壊すようなことに納得できません。	本事業で処理する廃棄物の種類等は、準備書「第2章 対象事業の目的及び内容」にお示ししております。
1184	産業廃棄物処理施設建設稼動後の土壌、水、植生、農場の卵などの食品、又動物たちの生存などの調査を定期的に実施報告してほしい。専門家のアドバイスも受けて評価報告も住民に公開してほしい。高いダイオキシン濃度、水銀、鉛などの重金属が、産廃施設周辺で検出されていると聞きます。（パリ、ハルリンゲン、ズビエタ、日の出町）ゴミを減らそうと努力して、その成果がでているにもかかわらず大規模な産廃施設はいらない。	大気質、土壌汚染等については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。 工事中及び施設稼働時には、準備書「第10章 事後調査の内容」に記載したとおり、事後調査を実施します。その結果は、事後調査報告書としてまとめ、県に提出して、公告・縦覧されます。 また、条例に基づく事後調査とは別途、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 予想外のトラブルが発生した場合は、施設を稼働停止して原因を究明した上で、追加の環境保全措置を講じます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 なお、日の出町の施設は一般廃棄物の最終処分場です。
1185	今回の件で、交通状況が大きく心配される。 ○一般ゴミと産廃処理の場合の量の違い。産廃でトラックが行き来する台数は、ケタ違い。 大型トラックの行来で、道路はいたむし他の車もその分大きく影響を受けると考えられる。又、その際の土ぼこり、人への安全も大きく不安がでてくる。 私の住んでいる千滝地区は、新体育館、グラウンド整備、運動公園などでなど、これまでに、多数の大型トラックに悩まされてきた。それを上回るほどの大型トラックが行き	車両が走行による粉じんの影響は、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。 道路の補修については、マミコゥロードの管理者である御船町と今後、協議します。

表 7-1-2（328）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1185 （続き）	きするのは、千滝地区が経験した以上のものになる。本当に、大規模な産業廃棄物処理施設が必要なのか？ 　この上益城に見合った施設、又、環境を一番考えた上での施設であってほしい。	
1186	住民説明会をきちんとしたといえるのか？上益城 5 町の住民、この件を知っている人は少ないので関心がうすい。 　施設建設に入らずに、しっかり周知して進めるべき。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 　また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 　説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 　説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 　また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1187	今回の施設建設で、将来、私たちは、そこで暮していけるのか？ ・米、野菜、つくれるのか？ ・人は、水を飲めるのか？ ・病気にならないか、 ・動植物、自然を壊すことはないか、 　確実に、きちんとした検査、数値を提示してほしい。 　又、なんで、この地域なのか？	各項目の予測・評価は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
1188	先祖が苦難のうちに拓いた貴重な田畑を想像してほしい。 　上野地区は、元々草原地で水の涵養能力が低い地であった。52 年もの歳月をかけて植林し、井手を村人たちで穿った。その苦労は、機械も車もない時代、いかほどのものであったか。 　先祖が残してくれたものは、やさしい郷土愛に充ちている。簡単には失くしたくない。ゴミは、私たちの責任として、減らす努力の積み重ねの中、ゴミになるものは作らない、これからの技術、アイデアにも期待。 　そういう方向にもっていくことが SDGS、逆行してはならない産業廃棄物処理施設なんて、いらない。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 　この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 　以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。
1189	上野地区は、昔々、水不足で米もできずたいそう貧しい地域だったときく。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる

表 7-1-2（329）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1189 （続き）	先人が孫の子孫までこの土地で永遠に暮せるようにと、木を植え（文化 12 年（1815 年）～慶応 3 年（1867 年）52 年間で 34 万 58 千本植えられた）、井手を堀り（江戸時代初期全長 20km 元禄井手、江戸時代後期 28km 嘉永井手を完成）、現在に至っている。 その中でも嘉永の九十九折トンネル（873m）は難工事阿蘇の溶結凝灰岩でできた固い岩盤を昼夜兼行で 7 年、周辺の村のお百姓総出で穿ちました。御船の人々の生活を潤す水、大変な時間と人々の努力郷土愛、知ってほしい。	知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1190	県知事、木村知事へ 上益城 5 町は、豊かな自然の中にあります。豊かな自然には、水、土、空気がとてもきれいでその地域々々でとれる育つ作物は、とてもおいしいです。又、その地域に住む人たちは、少る高齢化が進む中、必死にくらしを成り立たせようと歯をくいしばり生き、守り続けています。 今回の上野地区産業廃棄物処理施設建設は、そのくらしをこわしてしまう恐れがあると考えなかったのか？木村知事のくらしに引き寄せて、ゴミ問題のこと考えてほしい。	いただいたご意見は、熊本県と共有いたします。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1191	上益城 5 町の町長は、各町の住民にていねいな説明をしたのか？ していない中での上野地区産業廃棄物処理施設建設は、納得いかない。 正しいと思うのであれば、きちんと説明すべき。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1192	上益城 5 町ゴミ処理問題が産業廃棄物処理施設変更にすり変わった経過を、上益城 5 町住民にきちんと説明すべき！！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置

表 7-1-2（330）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1192 （続き）		する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1193	私たち人間が生きていく上で不可欠な水、阿蘇の恵みである湧水の力は大きい。熊本名水百選にある、吉無田高原、今回の件で、水は汚染されないか、詳しく調査報告してほしい。私たちに分かるように説明してほしい。各地域の人に説明して進めてほしい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。
1194	自然環境を守っていくということは、私たちの責務です。社会経済成長の上、次第にゴミの多い問題が大きくふくれ上がり、海、山、空、空気、水が汚染され続けています。 TSMC進出で熊本の名水も、汚染や枯渇の心配も予想され、これから私たちの国は、どうなるのかと不安ばかり。 自然環境を考えた上で、どこまでなら安心なのか？くらしていけるのか、1つひとつ確実に実証し、提示、説明あるべき。水、土、空気をどれだけ影響あるか、納得いく説明をしてほしい。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1195	最大稼働時想定の予測を追加してほしい。 ・排ガス量最大 ・炉2炉同時運転	大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が2炉稼働で1年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。

表 7-1-2（331）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1195 （続き）	・停電復帰直後	また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1196	熊本地震同等、もしくは、それ以上の地震があった場合の備え、対震強度は、想定しての施設建設なのか？ 又、被災した場合、汚染物質が周辺に大きな影響を及ぼさないか？	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1197	ダイオキシン類の沈着による土壌、底質への累積影響評価をしてください。 長期影響の検討を願います。・年沈着量継続・土壌環境基準との照合評価の際、公平に安全基準を考えることのできる専門家を入れて下さい。公開も必ずお願いします。	土壌汚染のダイオキシン類の予測結果は、30 年蓄積したことを想定し予測を行っております。また、予測したダイオキシン類については、評価において環境基準と比較しております。 専門家について、準備書は、公開される熊本県環境影響評価審査会に図られ、各項目の専門家から意見をいただきます。
1198	私たちのくらしを守る為、よりよい町づくりのため、各地域での（益城、甲佐、御船、嘉島、山都町）公聴会開催を願います。知らない人が多すぎるので、すべきだと思います。疚しいことがないのであれば、正々堂々と公聴会開催ができるはず。	熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
1199	5 町の一般ゴミ処理から産業廃棄物処理施設へと移行したが（一般ゴミ処理も含む）産業廃棄物の方が何倍も多い。そして、その悪影響は私たちの住む町に大きく残ってしまう。私たちのくらしをおびやかし、生活の場を失くしてしまう今一度、ずっと住み続けられる場、とりくみ、SDGs を深く考え産業廃棄物処理施設建設をあきらめて下さい。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。
1200	8.7.3 地下水評価について 施設の稼働（地下水利用）に伴う地下水の水位に係る影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価するという記載は、環境保全の実効性を担保するには不十分です。住民の安心と信頼を得るためには、客観的な基準、具体的な低減措置、第三者による検証、そして情報公開が不可欠です。以上の点を踏まえ、事業者および行政に対して再評価と改善を強く求めます。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。

表 7-1-2（332）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1201	準備書第 11 章　対象事業に係る環境影響評価の総合評価 本事業の実施による環境への影響の程度は小さいとの評価の根拠が妥当とは思えない。騒音や悪臭、地下水への影響などについて、住民の生活実感と隔たりがある。実際住民はこの事業に反対し、準備書の評価と地域住民の受け止め方にギャップがある。以上の点から、事業者、行政に対して再評価と改善を強く求める。	騒音、悪臭、地下水については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、妥当であると認識しております。また、行政に対しての要求については、事業者としてお答えできない事項となります。
1202	準備書第 11 章　対象事業に係る環境影響評価の総合評価 事業者により実行可能な範囲内で、できる限りと記されてあるが、どこまでが可能な範囲なのかが、不明確で事業者の都合や技術的、経済的制約を前提にしており、必ずしも環境保全の最大限の努力がなされたとは言えないのではないか。 以上の事から、事業者及び行政に対して再評価と改善を強く求めます。	評価手法は、熊本県環境影響評価技術指針に基づき、「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。」とされております。そのため、事業者として影響を回避・低減できているかの観点から、適切に評価しております。 準備書「第 9 章　環境の保全のための措置」にお示しした環境保全措置を実施することで、影響の低減に努めてまいります。
1203	第 2 章 2-8(1)給水計画 準備書において「地下水および水道水を利用し、給水量は 220t/日」と記載されています。しかし、上益城地域は生活用水・農業用水の多くを地下水に依存しており、過剰な取水は水不足や水質悪化を招く恐れがあります。地域全体の地下水資源保全に「貢献する」との記載だけでは、具体的な安全性が担保されているとは言えません。 ・地下水依存度の高さ地域住民の生活・農業は地下水に大きく依存しており、220t/日の取水が持続可能か疑問。 ・水道水との併用による影響水道水の供給源も地下水に依存しているため、施設利用が地域全体の水道供給に影響を及ぼす可能性。 ・具体的な保全策の不透明さ「保全に貢献」との記載はあるが、再利用水や雨水利用の導入率、地下水位の監視体制などが明示されていない。 短期的な調査だけでは不十分。以上の点を踏まえ、事業者および行政に対して再評価と改善を強く求めます。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は 1 年間実施しています。 公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1204	第 8 章⑰安全（交通） 準備書では、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行ルートに関して「現状と同様の安全性が確保される」と記載されています。しかし、この評価は不十分であり、以下の理由から追加的な安全対策が必要と考えます。 ・現状の安全性の妥当性が不明現在の交通環境に既に課題が存在する可能性があり、それを「同様に維持」することは安全性の向上を意味しません。 ・交通量増加によるリスク資材・機械運搬車両は大型であり、交通量や走行頻度の増加により従来以上の危険が生じる可能性があります。 ・評価の根拠不足「安全性が確保される」とするならば、事故リスク評価や交通シミュレーションなどの具体的な根拠が必要です。 「現状と同様の安全性が確保される」との記述は、交通安全の確保を十分に説明するものではなく、むしろ不十分な評価といえます。事業による交通環境の変化を踏まえ、追	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。

表 7-1-2（333）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1204 （続き）	加的かつ強化的な安全対策を明示することを強く求めます。	
1205	環境影響評価準備書に対する意見書（検討段階における意見提出の意義について） 本件について、「現時点では事業実施が決定したわけではない」との説明がなされている。しかし、確かに形式上は未決定であったとしても、その先を見据えず、現段階で問題点や懸念を指摘しておかなければ、事業実施が事実上決定した後になってから意見を述べても、もはや手遅れとなる可能性は十分に考えられる。環境影響評価制度は、本来、事業実施の可否や内容を検討する前段階において、環境上の問題点を明らかにし、計画の見直しや是正につなげるための制度である。「まだ決まっていない」ことを理由に、現時点での意見表明を軽視することは、この制度の趣旨に反する。住民がこの段階で意見を述べるのは、反対のためではなく、将来に禍根を残さないためである。後になってから改めて意見を求められても、その時点では既に選択肢が狭められている可能性が高い。そうした事態を避けるためにも、住民の懸念や考えを、先入観を持たずに丁寧に受け止め、検討に反映させることを強く求める。	本事業は、現段階で事業の実施が決定している訳ではありませんが、本事業の実施を想定（将来を見据えて）して環境アセスメントを実施しています。 また、住民の皆様からいただいた意見については、全てではありませんが、事業計画に反映（例えば、直近民家から施設まで 100m 以上離した設備レイアウトの見直し、排気筒高さを 35m から 49m に変更など）しています。
1206	環境影響評価準備書に対する意見書（火災リスクについて） 火災に関する意見である。近年、産業廃棄物処理施設、とりわけ資材置場や焼却施設において、大規模な火災が発生する事例は決して珍しいものではない。実際には、大量の黒煙が数百メートルにわたって流れ、数キロ、場合によっては数十キロ離れた地点からも確認されるような事例が各地で発生している。本計画の建設予定地は民家と隣接しており、仮に火災が発生した場合、周辺住民の生命・健康・財産に甚大な被害が及ぶことは明らかである。これまで火災を起こした施設も、決して防火体制を軽視していたわけではなく、一定の安全管理を行っていたにもかかわらず事故に至っている点は、極めて重く受け止める必要がある。しかしながら、本準備書においては、こうした「火災」という重大リスクについての危険性認識が十分に示されておらず、具体的な安全管理体制、初期消火や延焼防止の体制、周辺住民への影響想定が不十分である。また、万が一火災が発生した場合の被害補償や住民保護のあり方についても、明確な説明がなされていない。以上を踏まえ、火災発生の可能性を過小評価することなく、危険性の認識、安全管理体制、緊急時の対応、ならびに被害発生時の補償・対応方針について、住民が理解できる形で詳細に説明することを強く求める。	安全（防災）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
1207	環境影響評価準備書に対する意見書（説明責任と結果責任について） 事業者および行政は、「環境影響評価の結果を丁寧に説明すること」や、「アセスメントから導かれた対策を実施すること」によって、住民の不安を解消していくと、これまで繰り返し表明してきた。しかしながら、説明や対策の提示だけでは、住民の不安や不信が解消されていないのが現状である。特に重要であるにもかかわらず十分に示されていないのが、「評価結果に対して誰がどのように責	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 環境アセスメントに関する業務の一部を当社と資本関係のない第三者の専門調査会社である国際航業に委託していますが、当社が著作権を有しており、全ての記載内容について責任を持って作成しています。

表 7-1-2（334）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1207 （続き）	任を負うのか」という点や、「事業実施後に、地域住民が受忍限度を超える負担を強いられることはない」という保証である。これらの点について、事業者と行政の双方が明確な姿勢を示していないことこそが、不安感や不信感が払拭されない最大の要因ではないかと考える。「丁寧な説明」を行えば、住民の理解が自動的に得られるわけではない。住民が本当に求めているのは、説明の巧拙ではなく、事業が実施された場合でも自らの生活や健康、環境が守られると確信できる具体的な担保である。その確信があってこそ、初めて計画に対する理解や納得が生まれる。以上を踏まえ、単なる説明や対策の列挙にとどまらず、結果責任の所在、被害発生時の対応、住民生活への影響に対する保証について、明確かつ具体的に示すことを強く求める。	また、本環境影響評価は、熊本県環境影響評価条例に則って実施しています。環境アセスメント手続きの中で、説明会や意見書で一般の方々からの意見を聴取するとともに、熊本県環境影響評価審査会で学識経験者や専門家の委員の審査を受けて、できる限り環境に配慮した事業計画とするように取り組んでいます。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行いますが、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1208	第 2 章 住民への説明について 「説明会等で丁寧な説明に努める」との記述は形式的であり、実効性を欠いています。廃棄物処理施設に対する住民の不安は大きく、単なる説明では理解は得られません。住民意見を反映する仕組みや、双方向の議論を保障する制度設計が欠落しており、信頼関係を築く姿勢が見えません。説明責任を「努める」と曖昧にするのではなく、義務として明記すべきです。住民参加を形式ではなく実質的に保障することを強く求めます。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 住民の皆様からいただいた意見については、全てではありませんが、事業計画に反映（例えば、直近民家から施設まで 100m 以上離した設備レイアウトの見直し、排気筒高さを 35m から 49m に変更など）しています。
1209	第 2 章対象事業の目的について 事業者は「エネルギー回収施設を核とした地域循環共生圏の形成」を目的と掲げていますが、その説明は抽象的であり、地域住民にとっての具体的な利益や生活改善の姿が示されていません。全国のモデル事業を目指すのであれば、環境負荷の低減や住民生活への直接的な還元を明確に位置づける必要があります。理念だけを掲げる姿勢は不十分です。 本準備書は、住民の安心や不安に十分に応えるものとなっていません。事業者は「環境保全」だけでなく「住民感情の保全」を事業の根幹に据えるべきです。安心して暮らしたいという住民の願いを軽視したまま事業を進めれば、地域社会との信頼関係は失われます。住民の不安を真摯に受け止め、安心を具体的に保障する姿勢を強く求めます。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 〇地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす 〇エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興

表 7-1-2（335）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1209 （続き）		強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。 熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。 また、施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。 環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1210	第 10 章「事後調査の内容」において、地域住民の健康影響に関する調査項目を明記し、継続的かつ丁寧なモニタリングを実施することを強く求めます。 本事業は、廃棄物を燃焼処理するエネルギー回収施設の設置を伴うものであり、大気中への有害物質（ダイオキシン類、微小粒子状物質、重金属等）の排出や、騒音・悪臭などが住民の健康に与える影響が懸念されます。準備書では大気質や騒音等の環境項目についての事後調査が示されていますが、それらが住民の健康にどのような影響を及ぼすかという視点が明確に記載されていません。地域住民の多くは、長期的な健康への影響に強い不安を抱いており、単なる環境データの収集にとどまらず、健康状態の変化を把握するための調査（例：健康アンケート、医療機関との連携による健康相談体制の整備など）を含めることが不可欠です。 また、調査結果は地域住民に対してわかりやすく、定期的に公表されるべきであり、住民が安心して暮らせる環境を守るためにも、健康影響に関する事後調査の実施とその透明性の確保を強く要望いたします。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により健康被害が生じることはないと考えているため、健康調査を実施する予定はありません。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定
1211	第 8 章⑬人と自然との触れ合いの活動の場 表 8.13-1(2)②鼎春園の利用状況について「冬季・春季・夏季・秋季とも利用者の確認はなかった」と記載されている。しかしながら、鼎春園は以下のように地域住民にとって重要な憩いの場として機能している。 ・年間を通じて住民が集い、交流や休憩の場となっている。 ・年に数回、地域マルシェが開催され、地域の文化活動や経済活動の拠点となっている。 ・歴史的背景を持つ公園として、顕彰碑や歌碑を通じて地域の文化的記憶を継承している。 準備書における「利用者なし」との記載は、地域住民の活動実態を過小評価しており、環境影響評価における「人と自然との触れ合いの場」の価値を正しく反映していない。これは評価の信頼性を損ない、地域文化	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。

表 7-1-2（336）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1211 （続き）	及び社会的機能の軽視につながる重大な問題である。 ・鼎春園が地域住民の憩いの場であり、文化的・社会的に重要な役割を果たしていることを記載に反映すること。 ・「利用者なし」との表現を修正し、年間を通じて住民が集う場であること、並びにマルシェ等の活動が行われている事実を明記すること。 ・環境影響評価法の趣旨に基づき、地域文化及び住民交流の場としての価値を適切に評価すること。	
1212	第 2 章 複合的影響について 住民は「水源が守られるのか」「子どもたちの健康は大丈夫か」といった生活に直結する不安を抱えています。複合的影響の評価を曖昧にすることは、住民の安心を軽視する行為です。科学的な調査だけでなく、住民が納得できる形で影響を説明し、不安を払拭する努力が必要です。安心して暮らしたいという住民の願いを軽視したまま事業を進めれば、地域社会との信頼関係は失われます。住民の不安を真摯に受け止め、安心を具体的に保障する姿勢を強く求めます。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1213	環境影響評価準備書に対する意見書（結果責任の所在について） 結果責任に関して意見を述べる。最終的な判断を下す主体は上益城郡の 5 町であるとされているが、これらの自治体は巨大な産業廃棄物処理施設の実態や運営の専門性について、十分な知見を有しているとは言い難い。計画の妥当性を自ら精査・判断できる体制が整っているわけではなく、実際には環境影響評価の結果を追認する立場に置かれているのが実情ではないかと考える。そのため、真に重要なのは、計画の初期段階において、施設立地や規模を含む計画自体の適切性が十分に検討されていたか、また施設稼働後の管理・監督体制について、行政と事業者の間で、住民の生活環境を守るために必要な取り決めが明確になされていたかどうかである。 これらが不十分なまま事業が進められた場合、将来、環境被害や生活被害が生じた際に、責任の所在が不明確となり、結果として住民に不利益が集中するおそれがある。以上を踏まえ、万が一責任問題が生じた場合において、主たる責任主体を誰と考えるのか、また行政と事業者の責任分担や過失割合について、事業者としてどのような考えを持っているのかを、本準備書の中で明確に示すべきである。 これについて、明確な回答を求める。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1214	環境影響評価準備書に対する意見書（想定外の悪影響と事業者の責任について） 本準備書において、施設稼働後に想定外の悪影響が発生した場合の対応について、十分な説明がなされていないことに強い不安を感じている。 事業者は、「本事業の主体として、住民の心配事を解決する責任がある」と述べている。しかし、その責任が、すべての行動の起点となっているとは言い難い。現状では、環境影響評価の結果に基づき、実行可能と判断された範囲の対策を講じることにとどまって	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

表 7-1-2（337）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1214 （続き）	いるように見受けられる。環境影響評価は、あくまで予測と想定に基づくものであり、すべての影響を完全に見通すことは不可能である。そのため、想定外の悪影響が実際に発生した場合に、「評価に基づく対策は実施したため、これ以上の責任は負えない」といった対応がなされる可能性を否定できない。このような事態となれば、不利益は一方的に住民側に押し付けられることになる。 以上を踏まえ、想定外の悪影響が発生した場合においても、事業者が主体的に責任を負い、原因究明、対策の追加・強化、被害の回復や補償まで含めて対応することを明確にすべきである。本準備書において、その責任範囲と具体的な対応方針を示すよう強く求める。これについて、明確な回答を求める。	
1215	環境影響評価準備書に対する意見書（法制度への過信と事後対応体制について） 事業者および行政は、本事業について「法や制度に則った進め方である」ことを強調している。しかし、近年、いわゆるメガソーラー事業などをめぐり、認可当時は制度上・手続上問題がないと判断されたにもかかわらず、後年になって周辺環境や住民生活に深刻な悪影響を及ぼした事例が多数顕在化していることは周知の事実である。 これらの事例が示すように、現時点の法令や制度を無批判に信頼することには大きな危険性がある。この点について、事業者はどのような認識を持っているのか、明確な見解を示すべきである。仮に事業が実施される場合であっても、施設稼働後に本当に住民の生活環境が守られているかを確認するには、定型的な各種モニタリング調査だけでは不十分である。特に、騒音、振動、悪臭など、住民の体感として現れる影響については、数値だけで判断できない側面が大きい。 そのため、住民からの申し出があった場合には、住民立会いのもとで再調査や再測定を行う仕組みを、あらかじめ制度として整えておくことが不可欠である。こうした事後対応体制が明確に示されていなければ、住民の不安は解消されず、計画への信頼も得られない。 以上の点について、事業者および行政の具体的な考え方と対応方針を示されるよう、明確な回答を求める。	本事業計画とメガソーラー事業は、まったく別物（業態や環境基準、周辺環境への影響など）でありますので、比べるものではないと認識しています。 モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果（知事意見や皆様からいただいたご意見も含む）を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1216	環境影響評価準備書に対する意見書（行政の関与と実効性ある監督体制について） 施設稼働後に行政が行える対応は、国際的な基準から見ても、各種モニタリングの監視や経営状況の確認など、限定的なものにとどまるとされている。その一方で、本計画は生活環境に大きな影響を及ぼす可能性のある大規模な産業廃棄物処理施設の建設計画であり、その重要性に比して、行政が関与できる余地があまりにも小さいのではないかという強い懸念を抱く。 仮に、受忍限度を超える振動・騒音・悪臭等が発生した場合や、取り決めを超える廃棄物の搬入が行われた場合に、住民や町が主体となって、事業者と個別に交渉しなければならないとすれば、それは過度な負担を住民側に押し付けるものである。生活環境を守る責	住民の生活環境を守る責任は、事業を運営する事業者にあると認識しています。 また、廃棄物処理法第 19 条の規定により、自治体には立入検査の権限が設けられていますので、当社が適正な事業運営を実施しているかどうかを監視し、万が一、実施できていない場合には、行政指導や行政処分を下す権限があります。

表 7-1-2（338）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1216 （続き）	任を、当事者である住民や基礎自治体のみに委ねるべきではない。 こうした事態に備え、行政が実効性のある強制力をもって事業活動に介入できる体制を、事前に制度として整えておくべきである。明確な基準に基づき、改善命令や是正措置を迅速に行える仕組みがなければ、環境影響評価は形骸化してしまう。 もし事業者が、施設稼働後の安全性や環境保全に本当に自信があるのであれば、行政による積極的な関与や監督を拒む理由はないはずである。行政は事業者の円滑な活動を支援する立場であると同時に、住民の生活と環境を守る責務を負っている。その責務を果たすためにも、消極的な監視にとどまらず、必要に応じて積極的かつ実効性ある介入を行う姿勢を明確にすべきである。以上の点から、本準備書において、施設稼働後の行政の関与のあり方および強制力を伴う監督体制について、具体的かつ明確に示すことを強く求める。	
1217	環境影響評価準備書に対する意見書（施設と住民との距離について）ごみ処理施設を建設するにあたっては、施設と住民との「距離」が、ほぼすべての問題の根本的な原因であると考える。したがって、この距離の設定を誤ることは、制度や法令、運用のいずれにおいても致命的な欠陥を生じさせるものである。 仮に当初の計画よりも、民家や公共施設、生活道路との距離が一定程度確保されていたとしても、建設予定地が隣接しているという事実自体は変わらない。そのため、景観に配慮したデザインや植栽などの対策が講じられたとしても、その効果は限定的であり、日常的に生じる精神的負担を解消することはできない。このような継続的な心理的負担について、十分に考慮されているとは言い難い。 ごみ処理施設は社会にとって必要なものであることは理解している。しかし、その必要性を理由に、周辺環境や住民との真の共生が果たされないまま計画を進めることが許されるわけではない。 また、住民がさまざまな問題点や疑問点を指摘することを、単なる「悪影響」や「反対」として捉えるのではなく、もし悪影響が生じた場合に備えて、あらかじめ十分で実効性のある対策を構築するための重要な指摘として受け止めるべきである。そうした姿勢こそが、実効性のある対策につながるはずである。 以上を踏まえ、本計画における施設立地の妥当性、特に住民との距離の問題について、改めて真剣に検討し直すことを強く求める。	住民説明会において、「施設と近隣民家との距離を 100m 以上離す」といったお話が過去にあったとのことでご意見がありましたので、設備レイアウトに反映しています。
1218	第 6.2-1(2)水環境・水象に対する意見書 準備書第 6.2-1(2)に示された水象に関する事業者の見解は、仮設調整池の設置が周辺河川及び住民の生活環境に与える影響を判断するには不十分であり、住民の生活に影響が及ぶおそれについて重大な懸念が残る。このような内容では住民理解は得られず、看過できない。知事意見では、仮設調整池の設計後に水質調査地点の変更又は追加を行うこと、並びに水量変化が動植物に及ぼす影響を含めて予測及び評価を行うことが求められてい	知事意見は「必要に応じて水質調査地点の変更又は追加を行うこと」となっており、事業者の見解に記載したとおり、仮設調整池の設計水質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（339）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1218 （続き）	る。しかし事業者は、川内田川を代表地点として従来の調査地点で調査を実施したとするのみで、仮設調整池の設計内容を踏まえた水量変化や、それに伴う河川環境の変化が下流域の生活環境にどのような影響を及ぼすのかを具体的に示していない。 以上のとおり、住民生活への影響が適切に評価されたとは言えず、本準備書の内容のままでは事業の妥当性を判断することはできないため、調査・予測・評価の抜本的な見直しを強く望む。	
1219	第6章2方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解 事業者による説明は、知事意見が求める「丁寧な説明」とは程遠い。 ・説明会の開催は限定的で、住民が参加しやすい環境が整えられていない ・周知方法が不十分で、住民の参加機会が実質的に確保されていない ・専門的で理解しにくい資料が提示され、住民への配慮が欠如している ・これは事業者の明確な不履行であるが、行政はこれを是正するための指導・監督を行っていない。知事意見を示した以上、その履行状況を確認し、必要な指導を行うのは行政の当然の責務である。にもかかわらず、行政は事業者の不十分な説明を黙認し、住民の不安を放置している。住民の不安が解消されていない ・事業者の説明責任が果たされていない ・情報公開が不十分なまま進行している ・事業者に対する指導の強化と、知事意見の履行状況の確認 ・住民が参加しやすい説明会の追加開催を行政主導で求めること ・既存施設の環境データの公開を事業者に義務付けること ・住民からの質問に対する期限付き回答を行政が管理・監督すること ・住民の理解と納得を得るための説明体制を行政が主導して構築すること ・監督責任の不履行が続かないよう、行政内部での改善策を明確に示すこと 知事意見の趣旨を実現し、住民の不安を解消するために、行政は監督責任を自覚し、直ちに具体的な行動を取るべきである。	配慮書、方法書に対する各意見については、準備書「第5章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解」、「第6章 方法書についての意見と事業者の見解」において、一つ一つの意見に対し、真摯に事業者の見解を記載させて頂いております。 また、各説明会においても、要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を用いて説明会で配布し説明をさせて頂きました。説明会等については、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。
1220	環境の保全の見地からのご意見及びその理由：第6.2-1(2)水環境・水象に対する意見書 準備書第6.2-1(2)に示された水象に関する事業者の見解は、仮設調整池の設置が周辺河川及び住民の生活環境に与える影響を判断するには不十分であり、住民の生活に影響が及ぶおそれについて重大な懸念が残る。このような内容では住民理解は得られず、看過できない。知事意見では、仮設調整池の設計後に水質調査地点の変更又は追加を行うこと、並びに水量変化が動植物に及ぼす影響を含めて予測及び評価を行うことが求められている。しかし事業者は、川内田川を代表地点として従来の調査地点で調査を実施したとするのみで、仮設調整池の設計内容を踏まえた水量変化や、それに伴う河川環境の変化が下流域の生活環境にどのような影響を及ぼすのかを具体的に示していない。	知事意見は「必要に応じて水質調査地点の変更又は追加を行うこと」となっており、事業者の見解に記載したとおり、仮設調整池の設計水質については、準備書「第8章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（340）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1220 （続き）	以上のとおり、住民生活への影響が適切に評価されたとは言えず、本準備書の内容のままでは事業の妥当性を判断することはできないため、調査・予測・評価の抜本的な見直しを強く望む。	
1221	環境影響評価準備書（第6.2-1(2)水環境・地下水）に対する意見書 準備書第6.2-1(2)に示された地下水に関する事業者の見解は、周辺住民が生活用水として利用する地下水への影響を判断するには不十分であり、住民の生活の根幹に関わる問題として重大な懸念が残る。このような状況では住民理解は得られず、看過できない。 川内田地区は水道給水区域外であり、地下水は住民の生活を支える不可欠な水源である。にもかかわらず、施設による地下水利用や揚水が地下水位及び水質にどのような影響を及ぼし、それが生活用水にどの程度影響するのかが明確に示されていない。また、地下水の最大使用量や地下水かん養についても、長期的に地下水環境を維持できると判断できる合理的根拠が示されていない。 このような評価では、地下水への影響が生活に及ぶおそれを否定できず、本準備書の内容のままでは住民が安心して生活できる環境が確保されるとは言えないため、生活用水への影響を中心に評価内容を見直すことが不可欠である。評価内容の見直しを強く求める。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万t/年）の約0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。
1222	準備書第6章6.2-1(4)「土壌」に関する知事意見および事業者見解 熊本県知事意見は、土壌調査について「重金属類を追加する必要がないか検討すること」と求めている。しかし事業者は、根拠を示さず「排出ガス経由の影響はほとんど無い」と断定し、水銀のみを追加したに過ぎない。これは知事意見の趣旨を著しく矮小化した対応であり、科学的妥当性を欠く。 本地域は熊本県の重要な水源涵養地であり、土壌汚染は地下水汚染へ直結する。重金属類は分解されず蓄積し続け、近年全国で問題化しているPFASのように「微量でも蓄積し、後から深刻な汚染が発覚する」事例は多数存在する。にもかかわらず、鉛・カドミウム・六価クロム・砒素など高リスク物質を調査対象から外すことは、住民の生命・健康を軽視した極めて危険な判断である。さらに、行政は事業者の不十分な対応を是正せず、知事意見の履行状況を確認していない。これは水源保全を担う行政の監督責任の重大な不履行である。 ■要求事項 1.水銀以外の重金属類（鉛・カドミウム・六価クロム・砒素等）を調査項目に追加すること 2.「影響はほとんど無い」とする主張の科学的根拠を示すこと 3.既存施設周辺の土壌・地下水データを公開すること 4.PFAS問題を踏まえ、微量蓄積リスクを軽視しない評価手法を導入すること 5.行政は知事意見の履行状況を確認し、監督責任を果たすこと 水源は一度汚染されれば回復不能である。行政と事業者は直ちに対応を改めるべきである。	重金属類については、可燃物に金属くず等が異物として微量に混入する程度であり、排出ガス経由での土壌への影響はほとんど無いものと考えますが、排出ガスの法規制値が定められている水銀については、土壌の調査項目に追加しました。 ヒ素やカドミウムなどは、焼却工程において飛灰に付着・濃縮される特性があるため、これらはバグフィルタでほとんど除去できます。

表 7-1-2（341）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1223	6.2-1(5)方法書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解項目動物・植物・生態系 調査範囲が狭すぎる川の生き物は上流から下流まで広く移動して生活している。現在のように限られた地点だけを調べても、生息状況の全体像はつかめない。 調査時期が足りない生き物は季節によって姿を見せる時期が大きく変わる。単発の調査では見落としが必ず発生し、「いない」と判断するのは誤りにつながる。 川のつながりを無視している川は一本の線でつながった生態系であり、上流・下流・周辺環境が互いに影響し合っている。一部だけを調べても、事業が生態系全体に与える影響は判断できない。 このままでは影響を過小評価する危険が高い調査が不十分なまま「影響は小さい」と結論づけることは信頼できない。生き物への影響を正しく評価するためには、調査のやり直しが必要である	水生生物の調査地点については、事業の実施による影響が最大となる箇所として、工事の実施時に工事区域からの排水が合流する公共用水域である川内田川を選定しています。影響が最も大きいと想定される地点で調査・予測・評価を実施しその影響を低減することで、より下流の影響についても同様に低減が図られると考えています。
1224	第８章 13-1（２）対象地の近くにある鼎春園は、地域住民が散歩や休憩に利用し、日常生活の中で自然に親しむことができる大切な場所である。 ところが、準備書第８章 13-1 では「年間を通して利用者はない」と記載されており、実際の利用状況とは明らかに異なる内容となっている。 このような記述は、住民の生活実態を十分に把握していないことを示しており、評価の前提として重大な問題がある。また、事業者は住民説明会において「施設から離れているため影響はない」と説明しているが、鼎春園の価値は距離だけで判断できるものではない。 同園は、静けさや景観といった環境によって成り立っており、周辺環境の変化が利用者の安心感や過ごし方に影響を与える可能性は十分にある。距離のみを根拠に「影響なし」と断定することは、住民の生活環境への配慮が不十分であり、慎重さを欠いていると言わざるを得ない。以上の点から、鼎春園の利用状況については実態に即した再調査を行い、地域の憩いの場として果たしている役割を踏まえたうえで、事業による影響を改めて評価することを強く求める。 現状の記述と判断では、住民の生活環境を適切に考慮した評価が行われているとは言い難い。	準備書の調査結果は、4 季の各調査日において、確認した際の結果となります。なお、鼎春園については、「日向往還コース」の調査地点で、日向往還歴史ウォークのイベントにおいて、鼎春園がスタート地点となり多くの利用者がいることを確認しております。 また、予測結果については、全ての地点で利用者がいることを想定しており、工事中は工事用車両の増加によるアクセルルートへの影響、供用時は地形改変後の土地及び施設の存在に伴う利用環境の変化や、廃棄物の搬出入車両の増加によるアクセルルートへの影響を予測し、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
1225	第 10 章 3-2 事後調査計画（騒音）今回の騒音の事後調査計画を読み、強い怒りを感じています。工事も車両も施設も、毎日状況が違うのに「最大となる時期の１日だけ測定」など、住民の生活をあまりに軽く見ています。こんな調査では、たまたま静かな日を選べば「問題なし」で終わってしまいます。調査地点も少なく、交通量は目視だけ。これで正確なデータが取れるとは到底思えません。夜間の生活への影響も十分に考えられていません。私たちは毎日この音の中で暮らすのです。形式だけの調査では、家族の生活も健康も守れません。調査期間・地点・方法を根本から見直すことを強く求めます。	事後調査は工事計画を踏まえ、影響が最大となる時期を調査時期に設定します。 調査時期の設定根拠は事後調査報告書に記載します。

表 7-1-2（342）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1226	第 10 章事後調査計画 3-1 今回の事後調査計画を読み、強い怒りと不安を感じています。施設稼働後の大気調査なのに、健康への影響が大きい PM2.5、ブラックカーボン、超微小粒子（UFP）が調査項目に入っていません。子どもや高齢者、妊婦に悪影響があると広く知られているのに、昭和の古い基準だけで「安全」と言われても到底信じられません。調査期間も年 4 回・1 週間だけでは、たまたま空気がきれいな時期だけ測って終わる可能性があります。私たちは毎日この空気を吸って暮らしています。一番危険な物質を測らない調査では、住民の健康は守れません。 PM2.5・ブラックカーボン・UFP を必ず調査項目に加え、調査方法を抜本的に見直すことを強く求めます。	微小粒子状物質（PM2.5）およびブラックカーボン、超微小粒子（UFP）については、現在、国（環境省）の「環境影響評価技術ガイド」等において、標準的な予測手法や、将来的な寄与度を正確に算出するための科学的なモデルが確立されておりません。予測手法が確立されていない項目を、不確実な仮定に基づいて定量評価することは、かえって不正確な結果を招く恐れがあることから、本評価書では個別の定量予測は行っておりません。予測は行わないものの、発生源対策として、焼却炉には微小粒子の捕集効率が極めて高いバグフィルタを採用し、破砕工程においては建物密閉化と集塵機設置を徹底します。これにより、PM2.5 や UFP を含む「浮遊粒子状物質（SPM）」全体を低減させることで、生活環境への影響を事実上回避・低減できるものと考えております。
1227	第 10 事後調査計画（1）大気質 今回の事後調査計画を読んで、怒りと不信感でいっぱいになりました。今の時代、健康への影響が最も心配されている PM2.5、ブラックカーボン、超微小粒子（UFP）が調査項目に入っていないなんて、どう考えてもおかしいです。 これらは、子どもの発達や呼吸器、心臓、妊婦さんの体にも悪影響があると、ニュースでも専門家でもずっと言われ続けています。 それなのに、昭和の古い基準だけを持ち出して「これで調査します」と言われても、住民の健康を本気で守る気があるのか疑わざるを得ません。 私たちは毎日、この空気を吸って生きています。子どもは大人よりも影響を受けやすいのに、一番危険なものを測らない調査で安全だと言われても、納得できるはずがありません。 この計画は、住民の不安を軽く見ているとしか思えません。 「調査した」という形だけ整えて、肝心な部分を見ないふりをしているように感じます。 私たちは、贅沢を言っているわけではありません。 ただ、家族が安心して暮らせる空気を守ってほしい。子どもたちの未来を守ってほしい。 それだけです。 PM2.5・ブラックカーボン・UFP を必ず調査項目に加え、住民が本当に安心できる調査にやり直してください。	微小粒子状物質（PM2.5）およびブラックカーボン、超微小粒子（UFP）については、現在、国（環境省）の「環境影響評価技術ガイド」等において、標準的な予測手法や、将来的な寄与度を正確に算出するための科学的なモデルが確立されておりません。予測手法が確立されていない項目を、不確実な仮定に基づいて定量評価することは、かえって不正確な結果を招く恐れがあることから、本評価書では個別の定量予測は行っておりません。予測は行わないものの、発生源対策として、焼却炉には微小粒子の捕集効率が極めて高いバグフィルタを採用し、破砕工程においては建物密閉化と集塵機設置を徹底します。これにより、PM2.5 や UFP を含む「浮遊粒子状物質（SPM）」全体を低減させることで、生活環境への影響を事実上回避・低減できるものと考えております。
1228	環境影響評価準備書に対する意見書（質問範囲の制限について） 本準備書に関する意見提出にあたり、「準備書に関する事項に限って質問・意見を述べるように」との説明がなされているが、このような制限のあり方には強い懸念がある。 これまで実施された説明会や、意見書に対する回答を見ても、計画全体に対する住民の不安や不信が十分に解消されているとは言い難い。むしろ、住民から提出された重要な質問の中には、十分な回答がなされていないものや、そもそも取り上げられていないものも数多く存在する。このような状況下で、意見や質問の対象を「準備書に関する事項」に限定してしまうことは、それ以前の計画段階における問題点が、すでに解決済みであるかのような誤った認識を固定化させるおそれがあ	今回は、準備書に対するご意見を募集していますが、準備書には、第 4 章に「計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」、第 5 章に「計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解」、第 6 章に「方法書についての意見と事業者の見解」を示していますので、意見の範囲に制限をかけていません。

表 7-1-2（343）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1228 （続き）	る。これは、住民理解を深めるどころか、かえって不信感を助長する結果になりかねない。 事業者はこれまで、「丁寧に説明し、不安をなくしていく努力をする」と明言してきたはずである。その姿勢が真に示されるのであれば、意見や質問の内容を形式的に制限するのではなく、計画の成り立ちやこれまでに寄せられた疑問も含め、幅広く真摯に受け止め、説明を行うべきである。 以上の理由から、住民意見の提出や質疑の範囲を不当に限定することなく、実質的な住民理解と信頼回復につながる対応を強く求める。	
1229	環境影響評価準備書に対する意見書（制度の限界と結果責任、責任体制について） 法令や各種制度を遵守することが重要であることは言うまでもない。しかし一方で、制度そのものに不十分な点や誤りがあった場合、住民の生活環境は一体誰がどのように守るのかという強い懸念がある。法や制度は守られているが、結果として住民の生活環境は守られないという事態が生じれば、それは本末転倒である。 本計画は、住民の生活圏内に立地する、しかも極めて大規模な産業廃棄物処理施設計画であり、通常以上に慎重で特別な配慮が求められる案件である。さらに、全国のモデル事業を目指すとされているのであれば、なおさら結果責任を曖昧なままにすべきではない。仮に行政が関与するのであれば、必要に応じて事業活動に対して強制力を行使できる体制をあらかじめ整えることも不可欠である。失敗が許されない計画である以上、それに見合った覚悟と責任を持って取り組むべきである。 また、「責任者」を明確に定めることには重要な意味がある。責任の所在が明確になるからこそ、責任を問われるような事態を未然に防ごうとする本気の対策が講じられる。以上を踏まえ、本準備書において、結果責任の考え方、責任者の明確化、行政の関与と強制力のあり方について、具体的に示すことを強く求める。	環境アセスメントに関する業務の一部を当社と資本関係のない第三者の専門調査会社である国際航業に委託していますが、当社が著作権を有しており、全ての記載内容について責任を持って作成しています。 また、本環境影響評価は、熊本県環境影響評価条例に則って実施しています。環境アセスメント手続きの中で、説明会や意見書で一般の方々からの意見を聴取するとともに、熊本県環境影響評価審査会で学識経験者や専門家の委員の審査を受けて、できる限り環境に配慮した事業計画とするように取り組んでいます。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行いますが、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。廃棄物処理法では、企業や責任者である役員（代表取締役や取締役、監査役など）が不祥事を起こせば、最悪の場合、許可の取り消し処分となります。ご指摘のとおり、通常以上に慎重な事業運営が求められる業界であると十二分に理解しています。 また、万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。
1230	環境影響評価準備書に対する意見書（アセス予測の限界と計画の妥当性、結果責任について） 環境影響評価による予測や評価は、本質的に限定的なものであり、将来において本来は実施すべきでなかった計画に対してさえも、「適切である」との評価が下されてしまう可能性を否定することはできない。だからこそ、環境影響評価の結果だけに依拠するのではなく、計画そのものの妥当性が極めて重要になると考える。 そこで改めて問いたい。事業者は、本計画が実施された場合であっても、悪影響は生じないという見通しに基づいて計画を立案しているのか。その見通しは、同規模・同種の産業廃棄物処理施設の稼働実績などから、客観的に検証・証明できるものなのか。 また、事業者は「法令や環境影響評価制度に則った進め方である」ことに自信を持っていると繰り返し述べている。であればこそ、事業の結果についても責任を持つと明言した	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に1,000ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 環境アセスメントに関する業務の一部を当社と資本関係のない第三者の専門調査会社である国際航業に委託していますが、当社が著作権を有しており、全ての記載内容について責任を持って作成しています。 また、本環境影響評価は、熊本県環境影響評価条例に則って実施しています。環境アセスメント手続きの中で、説明会や意見書で一般の方々からの意見を聴取するとともに、熊本県環境影響評価審査会で学識経験者や専門家の委員の審査を受けて、できる限り環境に配慮した事業計画とするように取り組んでいます。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行いますが、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

表 7-1-2（344）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1230 （続き）	として、何ら支障が生じるとは考えにくい。結果責任を明確にしない姿勢は、かえって計画の妥当性や安全性に対する不信を招くものである。 以上を踏まえ、本準備書において、計画立案の前提となる将来見通しの妥当性、その客観的根拠、ならびに事業結果に対する責任の考え方について、明確かつ具体的に示すことを強く求める。	
1231	環境影響評価準備書に対する意見書（結果責任に対する事業者の認識について） 事業者はこれまで、「結果責任」という考え方について、十分に説明してきたとは言い難いと感じている。そもそも本計画は、事業者自身が立案した計画について、環境影響評価制度を通じて「適切である」と評価されたことを前提に、実行へと進められるものである。 にもかかわらず、なぜ事業の結果に対して責任を持つと明言されないのか、大きな疑問を抱いている。住民の生活環境は、本来、条件付きではなく無条件で守られるべきものであり、環境影響評価において「実行可能」と判断された範囲の対策を講じれば足りるというものではない。 もし、事業の結果について責任を持つことができないのであれば、その計画自体が不適切であり、抜本的な見直しが必要であると考える。事業が実施される以上、住民の生活環境が確実に守られることが大前提でなければならない。 そこで問いたい。事業者は、事業実施後においても住民の生活環境が守られていることを当然の前提として認識しているのか。それとも、「法や制度に則って進めている以上、結果に対する責任までは負わない」という立場なのか。 これまで事業者が掲げてきた企業理念や、「地域からの信頼と安心」「地域との共生のため最大限の努力を行う」といった表明は、まさにこの結果責任の考え方と深く結びつくものである。これらと矛盾のない、明確かつ誠実な回答を求める。	環境アセスメントに関する業務の一部を当社と資本関係のない第三者の専門調査会社である国際航業に委託していますが、当社が著作権を有しており、全ての記載内容について責任を持って作成しています。 また、本環境影響評価は、熊本県環境影響評価条例に則って実施しています。環境アセスメント手続きの中で、説明会や意見書で一般の方々からの意見を聴取するとともに、熊本県環境影響評価審査会で学識経験者や専門家の委員の審査を受けて、できる限り環境に配慮した事業計画とするように取り組んでいます。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行いますが、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1232	環境影響評価準備書に対する意見書（悪影響発生時の原因究明体制と情報公開について） 施設稼働後に悪影響が生じた場合には、なぜそのような事態が発生したのかを遡って検証できる体制を、事前に整えておくことが不可欠である。そのための調査手順、関与主体、判断基準をあらかじめ明確にしておくよう求める。 原因を遡及的に解明できる仕組みは、事業者のみならず、認可を行った行政や関係自治体に対しても、判断の妥当性と責任の重さを自覚させるものとなる。仮に悪影響が発生した場合、それは環境影響評価制度や関連法令・条例が十分に機能していなかった可能性、あるいは行政による監視・監督内容が不十分であった可能性を示すものでもある。 こうした検証は、当該事業にとどまらず、今後の施設建設や制度運用に活かすべき重要な教訓となる。その意味においても、原因究明を形式的に終わらせるのではなく、第三者	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。

表 7-1-2（345）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1232 （続き）	性や透明性を確保した実効的な検証体制が必要である。 　また、悪影響や各種問題が発生した場合には、マスコミ対応を含め、外部に向けて適切かつ速やかに情報を公開することを、あらかじめ約束していただきたい。情報を隠さず共有する姿勢こそが、住民の信頼確保に不可欠である。 　以上について、事業者としての具体的な考え方と対応方針を示されるよう、明確な回答を求める。	
1233	環境影響評価準備書に対する意見書（交通量・安全性について） 　交通量に関する意見であるが、現在の交通量については、地域住民も一定程度把握している。しかし問題の本質は、現状の交通量そのものではなく、本事業により産業廃棄物処理施設が設置されることで、交通環境がどの程度悪化し、安全性がどれほど損なわれるかという点にある。一般に、食品製造工場のような施設であっても、大規模な物流を伴う場合には、周辺に住宅等が密集していない場所に立地されるのが通常である。それにもかかわらず、産業廃棄物処理施設という、より多様で深刻な影響が懸念される施設を、生活道路が存在する地域に設置すること自体に強い疑問を感じる。 　本事業により生じる影響は、交通量や事故リスクといった数値で示されるものにとどまらない。地域イメージの低下や、住民が日常的に感じる精神的負担、不安の大きさは、数値化して評価できるものではないが、生活環境にとって極めて重大である。仮に本事業が実施されるとすれば、安全性と安心感の確保は最低限の前提条件である。特に、繰り返し説明されている「産廃運搬車が片道 330 台通行する」という点については、具体的な根拠と実効性のある安全対策を明確に示すべきであり、曖昧な説明のまま受け入れられるものではない。 　以上の点から、交通量および安全性に関する評価は、住民の生活実態と不安を十分に踏まえた形で、改めて見直されるべきである。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1234	・「景観」の調査方法について、11 ヶ所の方向に対しても、もよりの民家のはるか後方より「施設の見え方」を確認しており、悪影響の過小評価に直結しうる不十分・不適切な調査方法ではないか。「眺望・景観の変化の程度は小さい」等と予測・評価されているが当該民家の方々にとっては景観の悪化はもちろんのこと、甚大な精神的負担が生じる事は明らかであり、このような負担の「可視化」が求められる。「全国のモデル事業」を標榜されるのであれば、定別どおりの方法に固執するのではなく、公明・公正な調査方法を用いて、事業が周辺環境に与える影響というものを正しく見極めるべきではないのか。	景観の調査地点は、方法書に記載し、方法書に対する知事意見を踏まえて設定しています。 　なお、施設配置については、近隣の皆様からのご指摘を踏まえ、近隣住家から 100m 以上離すこととしました。
1235	・ゴミの搬出入量が本当に守られるのか、なしくずし的に増えてしまうのではないか不安がある。一般道から見える位置に電光掲示板を設置したり、HP 上に公開するなど抑止力が必要ではないか。技術的には十分可能であるので実現してほしい。また公開される数値自体に疑問がある場合は住民や議会が計量所	搬入台数を電光掲示板で表示したり、会社のホームページで公表することは考えていませんが、今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考え

表 7-1-2（346）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1235 （続き）	のデータを閲覧できる体制も予め構築してほしい。	ています。なお、搬入量は、各施設の処理能力から想定した搬入量であり、これを超えて搬入することはあり得ません。
1236	・施設稼働後に悪影響が生じた場合は、なぜこのような事が起きたのか原因を検証する体制を事前に整備しておくことを約束してほしい。仮に悪影響が発生すれば、それはアセスメント制度や関連法・条例が機能していなかった事、行政による監視・監督の体制づくりが不十分であったこと等が考えられる。今後の施設建設における教訓とするためにも有意義であるのでぜひ実施してほしい。	環境アセスメントにおける事後調査とは別に、施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。
1237	・施設が稼働しはじめて事前予測と異なり騒音・振動・悪臭・沿道の地盤沈下等、様々な問題が生じた場合、どのような対応、補償を行うのか。二段がまえの対策の用意はあるのか。あらかじめ住民側に明確化してほしい。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1238	・近年、産廃処理施設の資材置場や焼却施設自体から大規模火災が発生する事はめずらしい事ではない。建設予定地と複数の民家は隣接しており、火災が発生した場合、甚大な被害が生じてしまう事は明らかである。これまでの杓子定規的なすすめ方ではなく、このようなケースに対応しうる安全管理マニュアルや関係者の危機意識の共有は行われているのか。また家屋消失など万一の場合の補償についてどのように考えているのか。住民側に対し具体的に示してほしい。	安全（防災）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1239	・アセスメントにおける予測はあくまで予測であり、どのようなケースであっても施設稼働後の現実を正しく反映しうるものなのかどうか大きな疑問がある。今回の建設予定地は民家の隣接地である。申し出があれば住民立ち会いのもと、特に心配される騒音・振動・悪臭等について再調査および結果の一般公開について実施される体制を予め準備してほしい。	環境影響の予測・評価に当たっては、最大影響を見込む条件で実施しています。 工事中及び施設稼働時には、準備書「第 10 章 事後調査の内容」に記載したとおり、事後調査を実施します。その結果は、事後調査報告書としてまとめ、県に提出して、公告・縦覧されます。 また、条例に基づく事後調査とは別途、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1240	・「資材置場」で予定されている作業内容や目的についてできるだけ詳しく説明してほしい。廃材や廃タイヤ、鉄クズの移動、スクラップ作業などに伴って大きな騒音・振動が生じる事はないのか。同規模施設での例も交えながら住民側に具体的に示してほしい。 (No.464-8)・準備書段階において、「資材置場」が民家に隣接するという土地利用計画の変更が行われているが、以前の計画よりも生活環境の保障という観点において「より良いものである」と言えるのか。「焼却施設が民家に近すぎる」という批判を受けての、短絡的措置とは言えないか。計画変更に至った経緯も交えて、整合性ある説明をお願いしたい。	資材置場は、施設の定期メンテナンス時に使用する機材の保管を予定していますので、ご指摘のような廃材や廃タイヤ、鉄クズの移動、スクラップ作業を行うものではありません。また、施設と近隣民家との距離を 100m 以上離すことで、施設からの騒音・振動などの環境影響がより低減されることになります。
1241	・準備書段階において、「資材置場」が民家に隣接するという土地利用計画の変更が行われているが、以前の計画よりも生活環境の保障という観点において「より良いものである」と言えるのか。「焼却施設が民家に近すぎる」という批判を受けての、短絡的措置とは言えないか。計画変更に至った経緯も交えて、整合性ある説明をお願いしたい。	資材置場は、施設の定期メンテナンス時に使用する機材の保管を予定しています。また、施設と近隣民家との距離を 100m 以上離すことで、施設からの騒音・振動などの環境影響がより低減されることになります。

表 7-1-2（347）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1242	8.17 安全（交通）③通学路等の状況 本書では、マミコウロードを通学路として徒歩で利用する児童はいなかったと記載されている。しかし、七滝中央小学校では、実際に 10 人程度の児童が当該区域を通って登下校している。この事実を確認せず「利用なし」と断定していること自体、調査が極めて不十分であり、内容の信頼性に大きな疑問がある。 通学時間帯には、児童が車の通る道路を横断しながら登下校している。見通しが良いとは言えず、車の往来もある中で、交通事故が起きる危険性は明らかである。それにもかかわらず、歩行者の利用がないとする評価は、子どもを守るという最も大切な視点が欠けていると言わざるを得ない。もし、この判断のまま事業が進められ、通学中の児童が事故に遭った場合、一体誰がその責任を取るのか。事前に実態を把握できたにもかかわらず見過ごした責任は極めて重い。実際の通学状況を現地で確認し、子どもの安全を最優先に考えた上で、判断をやり直すべきである。このような調査では、住民や保護者の理解は到底得られない。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
1243	8.17.3(1)本事業における車両運行に関する評価は、環境保全措置の実効性が不明確であり、地域住民の安全・安心を担保するには不十分です。特に「通学時間帯への配慮」「誘導員の配置」「待機スペースの確保」「搬入時間の分散」については、対象時間や配置基準、収容台数、運用方法などが具体的に示されておらず、実施の確実性に疑義があります。これらの措置が単なる努力目標にとどまらず、強制力と検証可能性を伴って確実に実施されるよう、具体的な計画の提示と地域住民への丁寧な説明を強く求めます。	各項目については、事業の実施に伴い、実際の状況に応じて適切に実施いたします。
1244	8.17.3(2)廃棄物の搬出入 本計画では、廃棄物搬出入車両の交通影響が「混雑度 1.0 以下で問題ない」とされていますが、評価には課題があります。混雑度予測は通常時を前提とし、雨天や災害時、観光シーズン、通学時間帯など交通量増加時を考慮していません。特にマミコウロードは生活道路で交通量変動が大きく、実態を踏まえた再評価が必要です。対策は「規則遵守」「配慮」「必要時誘導員配置」など具体性に欠け、基準や運用方法の明示が求められます。右折レーン設置も周辺道路幅員や歩行者・自転車の安全確保との関係が不明で、安全性への影響検討が不可欠です。 以上より、現状の評価は地域の交通実態を十分に反映しておらず、示された対策も具体性に欠けています。住民の安全を確保するためには、交通量の変動を踏まえた再評価・対策の具体的な基準と運用方法の明示・右折レーン設置による安全性への影響の詳細な検討が不可欠であり、再調査と再評価を強くもとめる。	雨天、災害、観光シーズンについて、非定常時の一般車両の増加は、本事業に起因するものではございません。また、通学時間帯については、交通量調査は 24 時間調査を行っているため、調査結果に含まれております。マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。その他、歩行者や自転車への安全配慮について、交通規則を遵守することを徹底することで安全に配慮いたします。
1245	8.18.2.予測 3 評価 本事業の事故・災害リスクに関する予測および評価は、重大な論点を欠落させたまま「安全性は確保される」と断定しており、到底容認できない。事業者は法令遵守を安全の根拠としているが、法令は最低基準に過ぎず、遵守しても事故は発生しているのが現実	本事業における施設の設計および施工にあたっては、建築基準法、盛土規制法、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準等の関連法令が定める「技術基準」を厳格に遵守します。 これらの法令や基準は、過去の国内における大規模地震（阪神・淡路大震災や東日本大震災など）の教訓に基づき、科学的知見をもって策定されたものです。これに適合させることは、想定される最大級の地震動に対しても、施設の構造的安定性を確保し、周辺環境へ

表 7-1-2（348）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1245 （続き）	である。にもかかわらず、事故発生確率、被害規模、住民への健康影響など本質的な評価が示されていない。特に、現代の主要環境リスクである PFAS、PM2.5、ブラックカーボン、超微小粒子に関する検討が完全に欠落している。中間処理施設では破砕・選別工程や車両排ガスにより微細粒子が不可避的に発生し、UFP は血中に侵入して心血管疾患や胎児への影響を引き起こすことが国際的に指摘されている。また PFAS は難分解性で、地下水汚染や長期的な健康被害をもたらす可能性があるにもかかわらず、評価書では一切触れられていない。さらに、地形改変後の豪雨・地震時の災害リスク、調整池破損時の下流被害、事故時の住民避難や有害物質飛散の評価も欠如している。「事業者の実行可能な範囲内」という表現は、住民の生命を事業者の都合に委ねる極めて不適切な姿勢である。以上より、本評価は環境影響評価として成立しておらず、抜本的な再評価を強く求める。	重大な影響を及ぼさないための、最も客観的かつ信頼性の高い根拠であると考えております。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 微小粒子状物質（PM2.5）およびブラックカーボン、超微小粒子（UFP）については、現在、国（環境省）の「環境影響評価技術ガイド」等において、標準的な予測手法や、将来的な寄与度を正確に算出するための科学的なモデルが確立されておりません。予測手法が確立されていない項目を、不確実な仮定に基づいて定量評価することは、かえって不正確な結果を招く恐れがあることから、本評価書では個別の定量予測は行っておりません。予測は行わないものの、発生源対策として、焼却炉には微小粒子の捕集効率が極めて高いバグフィルタを採用し、破砕工程においては建物密閉化と集塵機設置を徹底します。これにより、PM2.5 や UFP を含む「浮遊粒子状物質（SPM）」全体を低減させることで、生活環境への影響を事実上回避・低減できるものと考えております。
1246	10.3 事後調査計画 大気質 提示された事後調査計画は、住民の健康を守るという本来の目的に照らして極めて不十分であり、現代の大気環境リスクに対応していない点は看過できない。調査項目が NO2・SPM・降下ばいじんに限定されているのは時代遅れであり、健康影響が明確に示されている PM2.5、ブラックカーボン（BC）、超微小粒子（UFP）を調査対象から外す理由は一切存在しない。これらを含めない計画は、住民の安全よりも形式的な整合性を優先したものと言わざるを得ない。さらに、工事期間中の 1 週間・1 ヶ月、稼働後の四季ごと 1 週間という短期間の測定では、実態を把握することは到底不可能である。気象条件や作業内容による変動を考慮すれば、連続測定または大幅な頻度増加が必須であるにもかかわらず、その視点が欠落している。調査地点も限定的	微小粒子状物質（PM2.5）およびブラックカーボン、超微小粒子（UFP）については、現在、国（環境省）の「環境影響評価技術ガイド」等において、標準的な予測手法や、将来的な寄与度を正確に算出するための科学的なモデルが確立されておりません。予測手法が確立されていない項目を、不確実な仮定に基づいて定量評価することは、かえって不正確な結果を招く恐れがあることから、本評価書では個別の定量予測は行っておりません。予測は行わないものの、発生源対策として、焼却炉には微小粒子の捕集効率が極めて高いバグフィルタを採用し、破砕工程においては建物密閉化と集塵機設置を徹底します。これにより、PM2.5 や UFP を含む「浮遊粒子状物質（SPM）」全体を低減させることで、生活環境への影響を事実上回避・低減できるものと考えております。 事後調査は、工事中は工事計画を踏まえ、影響が最大となる時期を調査時期、施設稼働時は季節変動を捉えられる時期に設定しており、適切であると考えます。 追加の環境保全措置は、事後調査の結果、予測との乖離や環境への影響が確認された場合には、まず速やかに「影響が生じている直接的な原因」を特定・分析します。その上で、特定された原因に対

表 7-1-2（349）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1246 (続き)	で、生活圏を十分にカバーしていない点は重大な欠陥である。住民の健康影響を評価する姿勢が本当にあるのか疑わざるを得ない。加えて、「環境影響が著しい場合の方針」が抽象的で、基準値も具体策も示されていないことは、実効性を欠き、住民への説明責任を果たしていない。以上の理由から、調査項目の拡充、測定頻度の強化、地点設定の見直し、そして結果の迅速かつ透明な公開を強く要求する。	して最も低減効果が高いと判断される手法を選択し、機動的に追加実施します。 これらの判断基準や実施プロセスについては、事後調査報告書等を通じて透明性を持って公表し、客観的な妥当性を確保しながら環境保全に努めます。
1247	事後調査計画 10.3-2 騒音 調査地点の設定について最大影響地点や 3 地点での測定が示されているが、以下の点が不十分である。・住居密集地、学校、保育施設、高齢者施設など、生活弱者が多い地点が含まれているか不明確・風向・地形・反射音など、騒音伝搬に影響する要因を考慮した地点選定の説明が不足・住民から寄せられた懸念地点を反映したかどうかの記載がない地域住民の関心が高い項目であると明記している以上、住民参加型の地点選定プロセスを導入すべきである。	騒音の事後調査は、環境影響が最大となると想定される予測地点に設定しており、適切であると考えます。
1248	第 11 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価「本事業の環境への影響は小さい」「適切に配慮されている」という結論を読み、強い怒りを覚えています。これまでの各項目の調査内容を見れば、こんな結論が出せるはずがありません。調査はどれも“1 日だけ”、調査地点は必要最低限どころか不十分、調査方法は目視ばかり。こんな粗い調査の積み重ねで「影響は小さい」と言い切るのは、住民を軽視しているとしか思えません。さらに、「環境保全措置を適切に実施すれば影響は回避・低減できる」と書かれていますが、その“適切”の基準がどこにも示されていません。判断基準もなく、具体的な対策内容も曖昧なまま、「大丈夫」と言われても信じられるわけがありません。都合の悪い部分を隠し、形だけ整えた結論にしか見えません。土壌汚染、地下水、騒音、振動、交通安全など、住民の生活に直結する項目では、調査の不十分さや追加措置の曖昧さが特に目立ちました。それにもかかわらず、総合評価ではそれらの問題点を一切無視し、「影響は小さい」と一方的にまとめています。これは住民の不安を踏みにじる行為であり、到底受け入れられません。総合評価とは、本来、個別の問題点を踏まえて慎重に判断すべきものです。しかし、この総合評価は、最初から「問題なし」と結論づけるために作られたような内容で、住民の生活や安全への配慮がまったく感じられません。以上より、この総合評価には強く反対します。住民の命と生活を守るため、調査方法・判断基準・追加措置の内容を抜本的に見直し、実態に即した再評価を行うことを強く求めます。	各項目は、熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しているため、妥当なものと考えております。
1249	事後調査計画 10.3-11（安全・交通） 今回示された安全・交通の事後調査計画を読み、あまりの無責任さに強い怒りを覚えています。「工事計画に不確実性がある」と自ら認めているのに、調査はたった“1 日だけ”。これでは住民の安全を守るどころか、危険を見逃すための言い訳にしか見えません。工事車両の通行量は日によって大きく変わるのに、1 日だけ測って「問題なし」とさ	事後調査は工事計画を踏まえ、影響が最大となる時期を調査時期に設定します。 調査時期の設定根拠は事後調査報告書に記載します。 調査地点は、環境影響が最大となると想定される予測地点に設定しており、適切であると考えます。 調査方法及び判断基準についても、一般的な手法を採用しており、適切であると考えます。

表 7-1-2（350）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1249 （続き）	れるのは、私たちの命を軽く扱っているとしか思えません。調査地点も「マミコウロードと県道 221 号の交差点」や進入口の 2 地点だけ。実際に子どもが通学で歩く道、地域の人が買い物や通院で使う道、歩行者と車が近づいて危険な場所など、他にも調べるべき場所は山ほどあります。地域の生活を知らないまま、机の上だけで決めたとしか思えません。さらに、調査方法が「目視のみ」というのも信じられません。大型車か普通車か、ピーク時間帯はどうか、速度はどうか。交通の危険度を左右する大事な要素を、ただの目視で正確に把握できるはずがありません。これでは「調査をした」という形だけ整えた、完全な形式的対応です。そして、「影響が大きい場合は追加措置を講じる」と書きながら、その判断基準が一切示されていないことにも強い不信感を抱きます。基準がなければ、行政や事業者の都合でどうとでも判断できてしまいます。住民の命を守る姿勢が本当にあるのか、疑わざるを得ません。私たちは、形だけの調査ではなく、家族の命を守るための本気の対策を求めます。調査地点の抜本的見直し、調査回数の増加、調査方法の改善、判断基準の明確化を強く要求します。	
1250	事後調査計画 10.3-7 土壌汚染 今回の土壌汚染の事後調査計画を読み、あまりの甘さに強い怒りを覚えています。ダイオキシン類や水銀のように、一度土に入れば何十年も残り続け、子どもや妊婦、高齢者の体に深刻な影響を与える可能性がある物質を、「1 年後に 1 回だけ調べればいい」という考え方自体が信じられません。私たちの生活や健康を何だと思っているのでしょうか。さらに、全国で問題になっている PFAS が調査項目に入っていないことは、住民の不安を完全に無視した姿勢だと感じます。PFAS は分解されず、土壌や地下水に蓄積し続ける物質です。なぜこれを調べないのか、説明すらありません。これでは「危険なものは見ないふりをする」と言っているのと同じです。調査地点も 4 か所だけで、その選び方の理由が書かれていません。子どもが遊ぶ場所、住宅地、農地など、本当に守るべき場所が含まれているのかも分からない。こんな曖昧な計画で「安全です」と言われても、誰が信じられるでしょうか。さらに、「影響が大きい場合は対策をする」と書かれていますが、その判断基準がないことにも強い不信感を抱きます。基準がなければ、行政や事業者の都合でどうとでも判断できてしまいます。私たち住民は、形式だけの調査ではなく、家族の命と健康を守るための本気の対策を求めています。PFAS の追加、調査回数の増加、地点の見直し、判断基準の明確化を強く要求します。	土壌汚染の事後調査は、熊本県環境影響評価技術指針に規定されている「事後調査の項目及び手法の選定に関する指針」には該当しないものの、地域住民の関心の高い項目でもあるため実施することとしています。施設が 30 年稼働した場合の累積的影響の予測結果は、ダイオキシン類は最大 3.9334 pg-TEQ/g（評価基準 1,000pg-TEQ/g 以下）、水銀は 0.03mg/kg（評価基準 15mg/kg 以下）と極めて小さい値であることから、施設の稼働が定常的な状態となり 1 年間が経過した時期に、予測結果の妥当性を確認することを目的として設定しています。万が一、想定以上の値が検出された場合には、追加の環境保全措置（継続的な調査を含む）を講じることとします。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。

表 7-1-2（351）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1250 （続き）		なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1251	事後調査計画 10.3-3 振動 今回示された振動の調査計画は、正直、この内容では私たち住民の生活を守れるとは思えません。まず「工事の状況がはっきりしないから調べる」と書いてあるのに、調査はたった１日だけというのはおかしいと思います。振動は、使う機械や車の量、天気や地面の状態でも大きく変わります。そんな不安定なものを１日だけ測って「大丈夫でした」と言われても、とても納得できません。さらに、調査場所も「一番影響が出る場所」と書いてありますが、その理由がどこにも書かれていません。本当にそこが一番なのか、住んでいる私たちには判断できませんし、説明もないまま決められるのは不安です。車の通りを数える方法も「目で見るだけ」と書かれていて驚きました。車の大きさやスピードで振動は全然違うのに、そんな大ざっぱな調べ方で正しい結果が出るとは思えません。また、「影響が大きかったら対策をする」と書かれていますが、何をもって「大きい」と判断するのかが書かれていません。これでは、都合よく判断されてしまうのではないかと心配になります。私たち住民が一番気になるのは、家が揺れたり、子どもや高齢者が不安を感じたりしないかということです。しかし、そうした生活への影響についての説明がほとんどありません。以上の理由から、この計画はとても不十分で、安心できるものではありません。調査のやり方や期間、結果の知らせ方など、住民が納得できるように、もう一度きちんと見直していただきたいと思います。	事後調査は工事計画を踏まえ、影響が最大となる時期を調査時期に設定します。 調査時期の設定根拠は事後調査報告書に記載します。 調査地点は、交通量が集中して環境影響が最大となると想定される予測地点に設定しており、適切であると考えます。 調査方法及び判断基準についても、一般的な手法を採用しており、適切であると考えます。
1252	事後調査計画 10.3-2 騒音 「環境影響が著しい場合」の判断基準が存在しないという重大な欠陥全項目で「著しい影響が明らかになった場合は追加措置を講じる」としているが、何をもって“著しい”と判断するのかが一切示されていない。基準がない以上、・行政が判断を先送りする・事業者が都合の良い方に判断する・住民が異議を申し立てても根拠が示されないという事態が必然的に生じる。これは、環境管理計画として致命的な欠陥である。「住民の関心が高いから調査する」という説明の浅さ施設稼働・廃棄物搬出入については「住民の関心が高い項目であるため調査する」としているが、これは行政としての説明責任を果たしていない。本来示すべきは、・住民が何に不安を抱いているのか・過去の事例や地域特性からどのような影響が懸念されるのか・その懸念に対して調査がどのように応えるのか「関心が高いから調査する」という説明は、住民の不安を軽視した形式的な対応に見える。計画自体の見直しを求める。	事後調査の結果は、予測結果や各規準等と比較と行います。各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1253	事後調査計画 10.3-2 騒音 「環境影響が著しい場合」の判断基準が存在しないという重大な欠陥全項目で「著しい影響が明らかになった場合は追加措置を講じる」としているが、何をもって“著しい”と判断するのかが一切示されていない。基準がない以上、・行政が判断を先送りする・事業	事後調査の結果は、予測結果や各規準等と比較と行います。各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。

表 7-1-2（352）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1253 （続き）	者が都合の良い方に判断する・住民が異議を申し立てても根拠が示されないという事態が必然的に生じる。これは、環境管理計画として致命的な欠陥である。「住民の関心が高いから調査する」という説明の浅さ施設稼働・廃棄物搬出入については「住民の関心が高い項目であるため調査する」としているが、これは行政としての説明責任を果たしていない。本来示すべきは、・住民が何に不安を抱いているのか・過去の事例や地域特性からどのような影響が懸念されるのか・その懸念に対して調査がどのように応えるのか「関心が高いから調査する」という説明は、住民の不安を軽視した形式的な対応に見える。計画自体の見直しを求める。	
1254	事後調査計画 10.3-2 騒音 「予測条件に不確実性がある」なら、なぜ調査が“1 日だけ”なのか計画書では複数の項目で「予測条件に不確実性があるため事後調査を行う」としている。しかし、不確実性が存在するのであれば、1 日のみの測定で実態を把握できるという根拠が全く示されていない。・工事工程は日によって変動する・車両運行量は曜日・天候・作業内容で大きく変わる・騒音は気象条件（風向・風速・湿度）で大きく変動するこれらの要因を無視して「1 日で十分」とするのは、不確実性を理由に調査を行うという計画書自身の主張と矛盾している。住民の生活環境を守るためには、形式的な事後調査ではなく、透明性と実効性を備えた調査計画への抜本的な見直しを強く求めます。	事後調査は工事計画を踏まえ、影響が最大となる時期を調査時期に設定します。 調査時期の設定根拠は事後調査報告書に記載します。
1255	8.5 10.3 悪臭 悪臭は「不快」では済まない。窓も開けられず、洗濯物も干せず、子どもを外で遊ばせることすらためらう、そんな日常を押しつけられる可能性があるのに、事後調査を“たった 1 日だけ”で済ませる計画など到底受け入れられない。現況調査では季節を変えて 2 回も測っているのに、施設が実際に動き始めた後は 1 日だけで十分だと言う。この矛盾は何なのか。住民の生活を守る姿勢が本当にあるのか疑わざるを得ない。さらに重大なのは、もし悪臭が発生したときの具体的な対策が一切書かれていないことだ。「追加の環境保全措置を講じる」とだけ書いているが、これでは何も説明していないのと同じだ。どの程度の悪臭でどんな対策を発動するのか、どれだけの時間で対応するのか、住民への連絡はどうするのか、苦情窓口はどこなのか、生活者が当然知るべき情報が全て欠落している。これでは、悪臭が発生しても住民は泣き寝入りするしかない。私たちの暮らしは、机上の「代表的な 1 日」では測れない。季節も気象も稼働状況も変わる現実の中で、住民の健康と生活を守るためには、複数日の調査と、悪臭発生時の明確な対応が不可欠だ。住民の生活を守る気があるのなら、事後調査計画を根本から見直すべきだ。	悪臭の事後調査は、施設の稼働が安定し、施設のフル稼働時で、気象条件（気温や湿度）が悪臭の拡散に不利に働くと予想される時期などを考慮して選定します。これにより、一時的な数値ではなく、通常運営における「最も厳しい状況」での影響を正しく評価します。 「追加の環境保全措置」とは、原因を特定した上で行う直接的な対策です。その時の原因に対して最も防臭効果の高い手法を速やかに選択し、実施います。 悪臭に関するご意見や苦情につきましては、住民相談窓口を常設し、真摯に承ります。 万が一、周辺環境に甚大な被害を及ぼすような異常事態が発生した場合には、原因を究明し安全が確認されるまで、対象となる設備の稼働を一時停止、または制限する措置を含め、迅速かつ適切に対応します。 また、条例に基づく事後調査とは別途、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1256	第 10 章事後調査の内容 地域で暮らす私たちの目線に立てば、「事後調査の実施主体はすべて事業者とする」という記述は、到底受け入れられるものではありません。私たちの生活環境に直接影響する調査を、影響を与える側である事業者自身が	環境影響評価における事後調査は、熊本県環境影響評価条例に基づき、事業者が実施するものです。 今回、事後調査を行う理由の大部分は「地域住民の関心の高い項目でもあるため実施する。」としており、予測できない影響が出る可能性があるとは考えていません。建設機械の稼働及び工事用車両の走行については、工事計画に不確実性があるためとしています

表 7-1-2（353）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1256 （続き）	行うという仕組みは、どう考えても公平性も透明性も担保されません。事業者に不利な結果が出た場合、本当に正直に公表されるのか。問題が見つかったとき、迅速に対策が取られるのか。住民としては不安しかありません。そもそも事後調査は、「予測の不確実性が大きい」「知見が不十分」「環境保全措置の効果が不明確」だからこそ必要だとされています。つまり、事業者自身も“予測できない影響が出る可能性がある”と認めているわけです。それなのに、その調査を事業者に任せるというのは、住民の安全を守る姿勢がまったく感じられません。私たちが求めているのは、事業者の都合ではなく、住民の生活を守るための調査です。だからこそ、行政や第三者機関が必ず関与し、データの取得から評価まで独立性を確保する仕組みが必要です。事業者任せの調査では、住民は安心して暮らすことができません。地域の生活を守るためにも、事後調査の実施主体には、事業者だけでなく、行政および第三者機関を必ず含めるよう、計画の抜本的な見直しを強く求めます。	が、現時点では詳細な工事計画が決まっていないものの、最大影響を見込んで予測しており、予測条件よりも環境影響が出ないよう工事工程を調整します。また、代償措置を講じる動物、植物、生態系については、環境保全措置の効果を確認するために、事後調査を実施します。
1257	第2章対象事業の目的及び内容 2.1.1 今回の計画では、「発電した電気を地域で使う」「地元でエネルギーを回す」と書かれている。しかし、どうやって、誰が、どれだけ使えるのか、肝心なことが何ひとつ説明されていない。こんな曖昧なままでは、住民として納得しろという方が無理である。私たちは、この施設ができれば、におい、騒音、車の増加、空気の心配など、毎日の暮らしに直接影響を受ける側だ。負担は確実にこちらに押しつけられる。それなのに、「地域に役立つ」と言うだけで、実際に私たちの生活がどう良くなるのか、何の説明もない。これでは、良いことは全部事業者が取り、悪いことだけ住民に押しつけるようにしか見えない。「地域のため」「地元に還元」と言うのであれば、住民が実際に使える電気がどれだけあるのか、料金が安くなるのか、災害のときに本当に助かるのか、はっきり示すべきだ。言葉だけで立派で中身がない計画では、信頼しろと言われても無理がある。私たちは、負担を受ける地域として、具体的な説明と、実際に生活が良くなる仕組みを示すことを強く求める。曖昧なまま進めることには、断固として納得できない。	余剰電力は、「第8章　調査、予測及び評価の結果　8.15　温室効果ガス等」に示したとおり、約4,500万kWh/年（発電量−電気の使用量）を見込んでいます。 施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。
1258	この度、熊本県上益城郡御船町に分布する後期白亜紀の地層である御船層群上部層（約9,000万年前）から、恐竜の卵殻化石2点が発見されました。本発見は、恐竜の卵殻化石として九州初、後期白亜紀のものとしては国内初であり、極めて学術的価値の高いものです。この発見により、御船層群が堆積した地域が恐竜の繁殖地であった可能性が示され、後期白亜紀の東アジアにおいて、恐竜の繁殖域が内陸部だけでなく沿岸地域にまで広がっていたことが明らかになりました。このような重要な化石が、計画中の産業廃棄物処理施設の近接地で発見されているにもかかわらず、環境影響評価準備書には当該事実についての記載が見当たりません。これは、地域が有する学術的・自然的価値を十分に考慮しているとは言えず、調査および評価が不十分で	文化財については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおりであり、新たに埋蔵文化財等が発見された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処します。

表 7-1-2（354）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1258 （続き）	あると考えます。恐竜が生息し繁殖していた可能性のある貴重な地域の至近で、産業廃棄物処理施設を建設することには強く反対します。計画の妥当性について、立地を含めた再検討を求めます。	
1259	環境保全 住民として、今回の環境影響評価の「適切」とする結論には強い怒りと失望を禁じ得ない。評価書自身が、多数の重要種について「事業計画段階の措置では十分に低減できない」と明記しているにもかかわらず、最終的には「できる限り低減されている」と結論づける姿勢は、あまりに無責任である。これは科学的評価ではなく、事業ありきの“結論先にありき”の姿勢そのものだ。追加措置も、光害の低減や造成緑地、水辺環境の創出といった代償措置ばかりで、失われる自然環境の質を本当に補えるとは到底思えない。コウモリや両生類、希少昆虫の繊細な生息環境が、人工的な「代わりの環境」で再現できると本気で考えているのか。住民の生活圏に生きる生き物たちを、机上の計画で守れるとする姿勢そのものが軽視であり、怒りを覚える。さらに、工事中の騒音・振動・水質汚濁対策も「努める」「周知する」といった曖昧な表現ばかりで、実効性を担保する仕組みが全く示されていない。これでは守られなかったときに誰も責任を取らない。住民に影響が出てからでは遅いのだ。「実行可能な範囲内」という言葉でごまかし、環境保全を事業者の都合に合わせて矮小化する姿勢に、住民として強い疑問と怒りを表明する。地域の自然は一度壊れば戻らない。これほど不確実性の高い計画を「適切」とすること自体、到底容認できない。	評価手法は、熊本県環境影響評価技術指針に基づき、「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。」とされております。そのため、事業者として影響を回避・低減できているかの観点から、適切に評価しております。 ご指摘の光害の低減や造成緑地、水辺環境の創出についても、適切に実施していきます。また、水辺環境の創出に至っては、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、両生類、昆虫類（水生昆虫類）の事後調査を行う予定としております。 工事中の騒音、振動、水質汚濁対策について、建設機械など低騒音型が指定されてない重機等もあるため、「努める」という表現となっております。また、各車両ドライバー等へアイドリングストップなどを指導していく項目については「周知・徹底」としております。基本的には実施するものとご認識下さい。
1260	本事業に係る環境影響評価において、国のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に指定されているクマタカが確認されているにもかかわらず、「調査地域外の対象事業実施区域南東に位置する」として影響評価の対象外とする整理には、重大な疑問がある。 クマタカは広大な行動圏を持つ猛禽類であり、繁殖期には営巣地を中心に数キロメートル規模で採餌・移動を行うことが知られている。そのような生態特性を有する種に対し、施設周囲 1.5㎞の円内のみを調査範囲とする手法では、生息実態や事業による影響を十分に把握できているとは言えない。 本資料においても、クマタカは「重要な種」として位置づけられ、第 2 営巣期に営巣地が特定されたとされている。それにもかかわらず、営巣地が調査範囲外であることを理由に評価を限定することは、国の絶滅危惧種に対する調査・評価として著しく不十分であり、環境影響評価に求められる予防的配慮を欠くものである。 以上より、クマタカの生態を踏まえた調査範囲の再設定と、影響評価の見直しを強く求める。	クマタカについて、営巣地が調査地域外に位置していることが理由で重要な種に選定していない、ということはありません。重要な種の一覧表に記載し、他種と同様に予測・評価を実施しております。また、クマタカの予測・評価においては、環境省から示されている「猛禽類保護の進め方」に基づいて行動圏解析を実施しております。この結果営巣中心域、高利用域に対象事業実施区域が含まれておらず、繁殖が確認されたペアの行動圏から離れていることから、影響はないものと考えております。
1261	御船町において公表されている資料によれば、令和 6 年度の御船甲佐クリーンセンターへのごみ搬入量は 7,341 トンであり、前年度と比較して約 146 トン減少しています。この数値は、町内のごみ排出量が増加しているとは言えず、むしろ減少傾向にあることを示し	自治体が整備する循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設では、例えば、当初 100 t /日規模の焼却施設を建設したとして、将来、人口減少や更なる分別・リサイクルの徹底により一般廃棄物の発生量が減少し、仮に 50 t /日となった場合、安定的かつ効率的な施設運営を継続することができなくなります。この場合、例

表 7-1-2（355）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1261 （続き）	ています。人口減少や分別・資源化の進展を踏まえれば、今後、一般廃棄物が大幅に増加するとは考えにくく、現状及び将来見通しのいずれにおいても、処理量の急増を前提とする合理的根拠は示されていません。このような状況にもかかわらず、巨大な産業廃棄物処理施設の整備を前提とした計画が進められていることに、強い疑問を抱きます。ごみ処理施設は、規模が大きくなればなるほど、周辺環境への影響、交通量の増加、地下水や生活環境へのリスクも大きくなります。本来であれば、・既存施設の改修や更新で対応できない理由・小規模・段階的整備との比較検討・将来のごみ量予測とその算定根拠・一般廃棄物処理に必要な規模と、産業廃棄物を含める必然性これらについて、町民が納得できる具体的な説明が不可欠です。しかし現時点では、「なぜこの規模でなければならないのか」「本当に必要なのか」という最も基本的な問いに対する説明が十分になされているとは言えません。ごみ搬入量が減少している現状を踏まえ、巨大な産業廃棄物処理施設の新設ありきではなく、計画の妥当性を根本から再検討することを強く望みます。	えば、減少した枠を活用して産業廃棄物を補填することはルール上できないとなっています。 一方、本事業は、本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1262	ゴミ処理場 環境アセスメント準備書に対する意見書 私は、今回計画されてる産業処理施設の建設について、一般住民の立場から強い不安と疑問を感じており、以下の点について意見を述べます。 まず、本計画は表向きにはリサイクルや焼却施設を含んでいますが、実際には一般ごみの受入割合はごくわずかで、多くの産業廃棄物を対象とした施設であると理解してます。そのような施設の建設することについて地域住民の十分な理解が得られているとは言い難い状況だと感じています。 また、環境面についても、大気や土壌、水への影響は短期的な評価だけでなく、長期的な視点での検証が不可欠です。特に中山間地に施設を設置することによる河川や海への影響、地下水の利用量や地下水流動の変化については、より深い具体的な説明と慎重な評価を求めます。 さらに一般廃棄処理という本来行政が責任を持つべき分野を民間事業者に委ねることに対し、事業の継続性や将来施設が解体されるまでの責任の所在について不安を感じています。 PFAS 類をはじめとする有害物質についても、現時点で国の規制がないから対応しないという姿勢では、住民の安心は得られないと思います。将来を見据えた慎重な対応を強く求めます。 加えて交通量の増加や事故のリスク、焼却施設における火災等の非常時の環境影響についても机上の計算だけでなく、現実的な想定に基づいて検証が必要だと考えます。最終処分場の所在が明確でないまま事業が進められることも不安を感じています。 以上の理由から本計画については拙速に進めるのではなく住民の不安や疑問に真摯に向き合い十分な説明と検証を行った上で慎重に判断していただくことを強く要望します。	大気質の長期平均濃度や土壌汚染の累積的影響、地下水の水位、安全（交通、防災）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けら

表 7-1-2（356）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1262 （続き）		れています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1263	・計画予定地の近辺には七滝中央小、学童保育・上野保育園・介護施設・フリースプールなどあり、そこに片道 330 台ものトラックが往来して何もない、安全だと言えるのか？330 台ものトラックが往来するようになれば安心して子ども達を学校に通わせる事が出来なくなります。 ・なぜ自然豊かな所にあえて自然破壊してまで巨大なごみ処理施設を作らないといけないのか？ 作ることにより、水質汚染・土壌汚染による健康被害がとても心配です。現在既に、熊本市・益城町・宇城市・南関町などで国の暫定目標値（50ng/L）を超過する事例が相次いで発生しています。 絶対に大丈夫という安易な言葉では私達は安心出来ません、徹底的に検査して安全だという事を証明出来るデーターを出して来さい。 これからの時代に生きていく子ども達に安全な環境を残すという義務が私達にはあります。自然は人間だけのものではない。住民の意見を無視してすすめるようなことは絶対にやめていただきたいです。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。 また、国の暫定目標値（50ng/L）については PFOS・PFOA のことと認識しております。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1264	関連項目 4. 方法書に対する意見と事業者の見解 PFAS について、廃棄物受け入れについて	大気質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国

表 7-1-2（357）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1264 （続き）	6.調査、予測及び評価の結果①大気質④水質⑤地下水⑥土壌汚染 近年、急速に進む世界規模の DX 化の中で日本政府は半導体分野を戦略産業に位置づけ促進してゆく動きを見せています。熊本県は半導体製造に欠かせない水資源を豊富に有する地として、今後半導体を始めとするハイテク産業のさらなる立地が見込まれています。そこで一番の課題となるのがハイテク産業の出す膨大な廃棄物です。ハイテク産業は電力、水など資源の消費量も莫大ですが、排出される廃棄物も莫大であり、有害な化学物質や重金属類を大量に出します。取り扱いの難しいこれらの物質が集約し集められる場所が産業廃棄物処分場です。 私が一番心配しているのが化学物質や有害鉱物などによる環境汚染と健康被害です。自然界にある木や草なら、自然の働きで速やかに分解されて土に還ります。しかし、人工的に造り出された化学物質は自然の中で分解されず蓄積されて、飲料水や食物の中に入り込み、生体内に摂取されても同様に自然に代謝されず、体内に蓄積されて発ガン作用や体の機能を乱します。問題なのは、その汚染の実態と被害状況のわかりづらさです。 汚染物質の特性上、目に見えない微量で毒性を発揮すること、はた目にわかる明確な症状が出ない場合があり、本人だけが苦しむ状態になることです。仮に気づかず汚染された地で暮らす住民の間で発ガンする人が増えたり、疲れやすいなど慢性的な不調を感じる人が増えたとしても、原因が特定できず〝ごくありふれた病気〟とか〝年のせい〟として見逃されてゆくかもしれません。 それはあってはいけない事です。病気や不調はその人の人生を損なうからです。 2000 年の資料には―――引用　半導体産業では数百種類以上の化学物質、ガスを使用しており、その廃棄物は主に汚泥、廃油（廃有機溶剤）、廃アルカリ、廃酸、廃プラスチックに分類される～中略～再資源化率は 18%から 60%に改善されたが、各社ごとの格差が大きい～中略～ヒ素を含んだ廃液の処理は、海洋投棄禁止後、焼却処理されるようになったが、大量の塩が発生し、焼却炉を傷めている。～中略～古くなった半導体装置の処理をまかされた業者は、装置に付着した化学物質の種類がわからず、対応に苦労している～、と書かれています。事業の取扱品目をそのまま書き写したような内容ですが、汚泥や廃油に含まれる物質が何なのか厳密に特定する必要があります。半導体製造業のような巨大資源消費型の産業の周辺には、それをとり巻くように幾多の事業体が複雑に関係し合っています。半導体製造業とは直接取り引きしないとしても、その関連企業を通じてなど、何らかの形で有害物が混入しないとも限りません。また有害物に分類されない品目であったとしても、その製造課程で有害物に相当するものが使われていてそれが付着している場合や、それが付属品として混入している場合もあるはずです。現在でも半導体の洗浄の他にクリーニング、金属加工業の洗浄液に使われているトリクロロエチレンは、過去に米シリコンバレーで地下水汚染を起こし、地	又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 7-1-2（358）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1264 （続き）	域住民に小児白血病、先天異常児を多発させて毒性の発覚後に規制されました。その後、それに替わる代替物質が何種類も出ましたが、毒性があることには変わりありませんでした。トリクロロエチレンと類似物質による漏洩、地下水汚染事故は国内でも度々起きています。PFAS は 1 万種以上のうち、3 種類が原則、製造禁止になっただけで、過去に生産され、製品化されたものなどを厳密に分別することは不可能です。PCB は、数十年前に製造禁止になりましたが、今でも保管中の漏洩事故や過去に製品化されたものによる汚染事故が起きています。化学物質は、化学工場で合成され生産された後あらゆる分野の製造業に供給されて、色んな用途で使われたり、材料として製品の一部と化して日用品の中に入り込んできました。化学物質が、製品の中で物体として安定した形を保っている時はいいですが、時間と共に経年劣化したり、粉々に破砕されたり、燃焼されたりすると、環境中に放出され、大気の中に土壌の中に水の中に微小な粒子として溶け込み、分解されずに残存し続けます。日々廃棄される様々な製品からこれらを取り分けることは不可能なので、廃棄物処理をする上で有害物質の蓄積は避けられないでしょう。全ての化学物質が高温処理で無害化できるかは不明ですし、いつもその性能を維持できるのかも疑問です。資料にこうあります。〝半導体業界は製品化までに数百の化学物質と重金属類が使われている。技術開発が急速なため、新たな化学物質が次々に導入されるが、その化学毒性の評価と対策が追いついていない。～技術保護の名目で使用している化学物質を公表しない企業も多く、従来の限定された環境規制品目ではカバーしきれない状況にある～〟 現在、規定された品目だけ調査しても汚染を防ぎきれないということです。このツケはどこに回ってくるのでしょうか？産廃処分場そのものが負うことになるでしょうし、そこからの排出物に触れる環境全体が負うことになるでしょう。 環境と住民の健康を守るために次の事を要望します。―――環境のモニタリング――― ●地下水のモニタリング事業者によるモニタリングの他に住民が選定した第三者によるモニタリング（検査項目は住民が決める） 地下水脈調査　万一、汚染が起きた際、影響を与えうる地域の特定、そこを水源としている世帯の把握、その水源が汚染で利用できなくなった際の代替手段の提示、浄化手段の提示	
1265	●周辺河川の水質調査　川底の土壌、滞留物の採取調査　事業所排出物による重金属類などの汚染がないか調査（検査項目は町民が決める）	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1266	●大気質調査　地形、風向きなどから排気筒からの飛散物質が集中的に溜まる吹き溜まり地点を選出する。	大気質の調査は、配慮書における大気質予測結果の最大着地濃度出現距離の約 2 倍を調査地域として設定し、最大着地濃度出現距離付近の集落の代表地点を調査地点として選定しています。長期平均値（年平均値）の予測結果も最大着地濃度出現地点は、約 700m（二酸化窒素のみ約 130m）であり、調査地点の設定は適切である

表 7-1-2（359）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1266 （続き）		と考えます。 大気質の長期平均濃度は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、地形の影響を考慮して予測を実施しており、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1267	●土壌調査　排気筒からの降下物が想定される範囲での土壌汚染調査　遠方でも吹き溜まり地点は調査範囲に入れる。検査項目に PFAS を加える（項目の追加は住民が決める）	土壌汚染の事後調査は、熊本県環境影響評価技術指針に規定されている「事後調査の項目及び手法の選定に関する指針」には該当しないものの、地域住民の関心の高い項目でもあるため実施することとしています。施設が 30 年稼働した場合の累積的影響の予測結果は、ダイオキシン類は最大 3.9334 pg-TEQ/g（評価基準 1,000pg-TEQ/g 以下）、水銀は 0.03mg/kg（評価基準 15mg/kg 以下）と極めて小さい値であることから、施設の稼働が定常的な状態となり 1 年間が経過した時期に、予測結果の妥当性を確認することを目的として設定しており、事後調査計画で設定した 4 地点で十分把握できるものと考えます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1268	●地域住民の健康調査　直接聞き取りによる健康状態、自覚症状の調査　比較有病率調査　ぜんそく、肺疾患、ガンに留意する ―――賠償責任の明確化―――事業運営にあたり、万一環境や人に対して汚染や被害をもたらした際の賠償方法と、責任者を明確にすること ・地下水汚染　浄化設備とその運営をどこが負担するか？水源が閉鎖された場合、住民の新たな水供給システム配備をどこが負担するか？ ・河川の汚染　汚染河川から水を引いて田を作っていた下流の農家に対する賠償責任とその責任者	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

表 7-1-2（360）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1268 (続き)	・住民の健康被害　排出された有害物質によってもたらされた健康被害に対する賠償とその責任者 以上。	
1269	遺跡発掘の現場では、古い地層の中から石器のかけら、土器のかけらしか出てきませんでした。豊かになったと言われる現代の地層からは、遠い未来に何が出てくるでしょうか。私達は日々無自覚に、その出所もわからずに、安易に物を買っては、安易に捨てる生活をしています。そのような社会構造を造ったのだから、それは当たり前の行為です。物が豊かな華やかさだけを取り上げて、それを賛えてもてはやし、その暮らしの終局にある部分には目を向けずに過ごしています。飾られた商店街の、デパートの華やかさには心を向けても、その対極にある廃棄物処分場という存在を意識すらしません。しかし、その暮らしから出た物が最後に辿り着く場所 廃棄物処分場こそ、社会の実像を映している気がします。 古代から、人が生活する上で必要な物を身近な物でまかなっていた時代には処分場は必要ありませんでした。自然からのものはすぐ分解されるからです。ポイ捨てもできれば、田畑の堆肥にしたりして、最後まで有効利用もできました。現代では、地中深くから、わざわざ採掘されたもの（金属類）、化学工場で人工的に合成された物（化学物質）を使うようになり様々な問題が出てくるようになりました。これらの物質は最初から（採掘労働者の健康被害、鉱山利権争い、鉱山住民の追放、精練副産物による汚染、カドミウム、工場労働者の発ガン etc...最後まで（毒性・残留性、処理の難しさ）世界中で問題を出し続けています。化学物質の多くは、世界大戦時に、軍需産業だった欧米のメーカーによって産み出されたもので、その微量で毒性を発揮する力や、拡散力、残留性は兵器の特性を備えています。現在では、軍需産業から化学メーカー農薬メーカーに転身して、世界中に様々な化学素材の材料を供給したり、農業分野で殺虫剤や除草剤を世界向けに供給するグローバル企業として活躍しています。これらの製品が広く使われるようになってから、多くの生き物が激減しました。子供の頃の田んぼや川には、色んな種類の生き物が沢山いましたが、現在では、ジャンボタニシなど単一種しか目につきません。ミツバチの群れも見なくなりました。人間のもたらしているものが想像以上に生物界に影響を与えているのだと思います。 廃棄物処分場は、社会的重要度が高いものの、様々な厄介な問題と向き合わなければいけない業種だと思います。その社会的使命は大きいです。厄介な問題と向き合いながら向上していって下さい。	環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
1270	※別紙に記載しています。 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価準備書に対する意見書 今回の環境影響評価準備書を読み、法律に基づいた手続きや、環境に配慮しようとしている点があることは理解しました。しかしその一方で、計画の内容や進め方について、将来的に施設を利用する可能性のある住民として	当該事業は、上益城郡 5 町が一般廃棄物処理施設用地として取得した土地を当社が借り受けて事業を実施したいと提案し、協議が始まったものです。5 町が取得した一般廃棄物処理施設に係る事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費

表 7-1-2（361）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1270 （続き）	納得できない点や、不安に感じる点が多く残っています。 特に気になったのは、 1.なぜこの地域にこの施設をつくる必要があるのかが、十分に説明されていないこと 2.当初は一般廃棄物が中心と聞いていた計画が、産業廃棄物も受け入れる内容に変わっている理由が分かりにくいこと 3.「基準を満たしている」という説明だけでは、生活や健康への不安が解消されていないこと これらの点から、現時点の計画には賛成できず、反対の立場から意見を提出します。 1.なぜこの地域に施設を設置するのかについて 準備書では、資源循環やエネルギー回収の必要性といった考え方が示されていますが、なぜこの地域が選ばれたのかについては、住民として納得できる説明が十分とは感じられません。ほかの場所との比較をした上での、ここでなければならない理由が見えてこないのが正直なところです。 この規模の大きな施設をつくる以上、立地の経緯や、別の選択肢が本当に検討されたのかを、もっと分かりやすく、丁寧に説明してほしいと思います。	等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。
1271	2.産業廃棄物の受け入れについて この計画は、当初は一般廃棄物が中心の施設建設であったものが、途中から産業廃棄物も受け入れる内容に変わったことを知り、大変不安に思っています。この変更は、施設の規模や性質、周辺環境への影響にも関わる重要な点だと思いますが、なぜそのような変更が必要になったのかが、十分に説明されていないと感じます。 産業廃棄物は種類も多く、どんなものが、どのように処理されるのかが分かりにくいため、住民としてはどうしても不安が大きくなります。このような大きな変更については、計画の初期段階に戻って見直し、改めて住民への説明や話し合いを行う必要があるのではないでしょうか。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（362）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1271 （続き）		説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1272	3.環境や健康への影響についての不安 準備書では、大気や水、騒音、地下水などについて「環境基準を満たしている」と説明されていますが、基準を守っていることと、安心して暮らせることは別だと思います。 特に気になるのは、 ・焼却施設が長期間動き続けることで環境への影響が少しずつ積み重ならないか ・事故やトラブル、災害が起きたときに、どこまで対応できるのか ・地下水や農地、近隣住民への影響は本当に大丈夫なのか といった点です。数字や専門的な説明だけでなく、住民の目線に立った説明や配慮がもっと必要だと感じています。 また、まだ分かっていないことが多い物質については、「今の基準では問題ない」ではなく、できるだけ慎重に考えてほしいと思います。 以上の理由から、この事業は今の段階では住民の理解や納得が十分に得られているとは言えず、計画の見直し、または立地や内容を含めた再検討が必要だと考えます。私たちが毎日暮らす環境や健康は、事業の効率や都合よりも、何より大切にされるべきものです。十分な説明と話し合いが行われないまま計画が進んでいくことに、強い不安を感じていることをお伝えします。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。予測結果について、最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。 また、事故や災害について、建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します 地下水について、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。施設が稼働している限り、将来も変わりません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1273	エネルギー回収施設の設置に関して、環境汚染と地域住民に対しての配慮をもっとお願いしたいです。地下水の汚染、枯渇、大気汚	大気質、地下水の水位等については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図

表 7-1-2（363）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1273 （続き）	染等、しっかり調査を行い、地域住民が納得するまで、調査、説明をする必要があると思います。上益城地域で出たゴミを処分するのに、人口が減っている中、そのような大きな施設が本当に必要なのでしょうか？ゴミが出続ける社会の中、処理場が必要なのは分かりますが、もう少し住民に寄り添った計画をお願いします。	られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。
1274	要約書：P304 第 12 章関係地域及びその認定理由で環境影響を受ける範囲を対象事業実施区域（排気筒）から半径 2km の範囲を影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえてから設定したと記載されている。 記 意見書：少量の一般破棄物なら半径 2km で良いが産業破棄物の場合は公害の原因と成る危険物も多い事から 2km では不十分である。「環境影響地域の設定」について、排気塔から 21km を設定し実施運用状況を見て設定点を広げる。「測定点とセンサー設置個所」について、排気塔から同心円状に設定しセンサー同士の間隔は 300m とする。測定状況により測定点の間隔や測定方法を変更する。「測定項目」について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子、ダイオキシン類、水銀化合物、他、測定項目以外は後日追加する。「測定日時」当分の間、毎日測定し一週間のデーターを提出する事。 「測定結果データーの報告提出先」について、 〒■■■-■■■■熊本市■■区■■■■ ■■■■代表　■■■■ 〒■■■-■■■■熊本市■■区■■■■ ■■■■代表　■■■■	大気質の調査は、配慮書における大気質予測結果の最大着地濃度出現距離の約 2 倍を調査地域として設定し、最大着地濃度出現距離付近の集落の代表地点を調査地点として選定しています。長期平均値（年平均値）の予測結果も最大着地濃度出現地点は、約 700m（二酸化窒素のみ約 130m）であり、調査地点の設定は適切であると考えます。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1275	要約書：P10 表 2.2-1 対象事業の規模－処理能力 1,430t/日について 意見書：上記、処理能力 1,430t/日の産廃トラック台数を推測すると 10t トラック 143 台分に成る。これが御船町の通学道路や生活道路を走り回ると思うと住民生活は破綻する。稼働時の交通規制として、車両台数規制と時間規制が必要である。 記 1. 産廃運搬車両は 4t～10t までと規制する、10t を超えたトラックは使用しない。 2. 車両運行時間、焼却場施設 4km 以内の運航時間（一日 4 時間以内）朝 5，00～7，00 迄の間、夜 8，00～10，00 迄の間、 3. 10t トラックの運行台数は 8 台/1 日とする。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1276	要約書：P22 表 2，2－6(1)エネルギー回収施設（焼却施設）の概要一覧の項目「廃棄物の想定内訳」汚泥 50ton/日 上記について： 記 熊本の飲料水は地下水利用であり、川が流れ込む有明海は内海であり外洋と直に接していない事から、他県から汚泥の持ち込みは禁止して頂きたい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。

表 7-1-2（364）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1276 （続き）		主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡5町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1277	要約書：第4章計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価結果P64(2)予測、表4.2-2本事業による大気質への影響予測結果の表内の煙突排ガスによる寄与濃度Bについて、P76の5,1-1配慮書について述べられた熊本県知事の意見「周辺の環境に充分配慮する事で全国のモデル事業となる様に努める事と述べられている。 意見書：今の日本の技術なら産廃を焼却しても排煙の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子物質、ダイオキシン等をゼロにする事は可能だと思う。優秀なプラントメーカーが沢山ある。良く調べて熊本県内に公害を出さない産廃焼却プラントを構築して頂きたい。熊本は山に囲まれた盆地で一部有明海の内海に囲まれ、外洋と接して無い閉鎖環境で、飲料水は全国唯一の地下水である。有害物質は逃げ場が無く、地下水と内海に溜まり続けるだけだ。 蒲島知事が言う全国モデルとは無公害を目指せと言っているのである。排煙に有害物質を含まず、焼却残滓は無害化技術が開発される迄、埋め戻しせず外洋投棄する事で無公害焼却プラントが実現できる。 熊本県民の為、（株）シムファイブスには頑張って頂きたい。	残念ながら現在の最新技術を用いても、排ガス中に含まれる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の排出をゼロにすることは不可能です。ですので事業者は、「環境基準を守ってさえいれば良い」ではなく、「環境基準を守ることは当然で、環境影響をより低減する努力」が必要であると考えます。 また、ご指摘のように廃棄物を海洋投棄すれば、それが例え外洋であったとしても、廃棄物の不法投棄（廃棄物処理法違反）であり、最終的には海洋汚染に繋がります。
1278	要約書：(1)破棄物処理・エネルギー回収フォローの11行目 不燃物や主灰・飛灰等の残滓物は熊本県内の最終処分業者に委託し埋め立て処分する。 上記に対する意見として、 記 意見書： 残渣物には公害の元となる重金属や化合物が大量に含まれていると考えるのが普通である。埋め立て処分は雨により重金属や化合物が地下に浸透し地下水を汚染するし、川から有明海の内海に流れて蓄積する。微生物の体内に入りそれを小魚が食べ、中型・大型魚がたべて重金属や化学物資は濃縮され、それを人間が食べて食物連鎖により更に濃縮され、20年30年後には公害病に成ったのが水俣病である。有明海は内海である。外洋で無い為、原因物質の拡散減少が成されない。又、悪い事に熊本の飲料水は地下水である。埋め戻し方法は、蒲島知事が言う産廃処理の全国モデルケースどころか公害の代表例に成り兼ねない。 「処置方法として」埋め立て処分では無く、残渣物は保存して在る量が溜まったら、外洋へ投棄する方法が今の所、一番良い。科学技術の発達でその内、公害物質の無害化が	管理型最終処分場では、廃棄物に触れた水が地下浸透しないよう、埋立地の底盤に遮水工を施しています。このことは廃棄物処理法で定められています。 また、ご指摘のように廃棄物を海洋投棄すれば、それが例え外洋であったとしても、廃棄物の不法投棄（廃棄物処理法違反）であり、最終的には海洋汚染に繋がります。

表 7-1-2（365）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1278 （続き）	出来る様になる。それ迄、海洋投棄での辛抱である。	
1279	要約書：P22 表 2，2－6(1)エネルギー回収施設（焼却施設）の概要 1 日当たりの平均取り扱い計画量 400t/日（産業破棄物：約 320t、一般破棄物：80t） 廃棄物の想定内訳 ・汚泥 約 50t/日 ・廃油、廃酸、廃アルカリ、合計 20t/日 ・廃プラスチック類他可燃物 160t/日 ・感染性産業破棄物約 50t/日・一般破棄物約 80t/日 記 意見書：上記要約書に記載された項目「破棄物想定内訳の・汚泥約 50t/日について、わざわざ熊本まで運び込んでも焼却出来る可能性は低く、下手に焼却処理したら返って汚染物質の毒性が強まり、結果が悪く成る可能性もある。又汚泥にはどんな重金属や化学薬品が含まれるかも分からない。東京ガス跡地や築地市場移転地も汚染土の上に表土を盛ってその上に建物を建て利用している。汚泥の殆どは処理不可の為、土に埋め戻すしかないのであれば、発生元の責任で現地が処理すべき問題と思う。熊本は地下水を飲料にしている。熊本へ持ち込む物ではない様に思うが発案者の見識は・・・如何なのだろう？	エネルギー回収施設（焼却施設）で取り扱う汚泥は、主に食品工場などから発生する有機物を多く含む泥状のもので、堆肥化・メタン発酵に適さないものを取り扱います。
1280	要約書 P2、第 2 章対象事業の目的及び内容 2，2，5 主要な施設及び設備の概要 （1）破棄物処理・エネルギー回収フロー上から 14 行目：施設では法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む破棄物、PCB 破棄物、水銀破棄物、アスベスト及び放射性破棄物等は取り扱わない。と要約書に記載されている。 P76 配慮書で述べられた熊本県知事意見：事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成において、周辺の環境に充分配慮する事で全国のモデル事業となる様に務める事。と述べられている。 （記）意見書：上記の有害物資の中に下記物質を書き加えるべきです。下記物質は微量で国基準を満たしても全て扱わない事を明記する事。ヒ素とその化合物、カドミュウムと化合物、PFOA や PFAS 等のフッ素化合物、ガリューム、	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 ご指摘の重金属類（ヒ素、カドミウム、ガリウム等）については、産業廃棄物や一部の一般廃棄物に微量に含まれる可能性がある

表 7-1-2（366）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1280 （続き）		元素であるため、「一切扱わない」とすることは事業の継続上困難ですが、ヒ素やカドミウムなどは、焼却工程において飛灰に付着・濃縮される特性があるため、これらはバグフィルタでほとんど除去できます。また、ガリウム等、 次世代半導体由来の物質についても、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1281	要約書の一覧表に記載された煙突の高さ、「49m」について。意見書：熊本市並びに周辺部の御船町も山に囲まれた盆地形状で気温の寒暖差が大きい。ダウンバーストが起きやすい地形である。近くに小学校や病院なども有る為、煙突高 90m 以上は必要です。49m は余りにも低い。	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1282	環境説明会について：益城町 1 ヶ所、御船町 2 ヶ所で住民説明会が有った。蒲島知事は住民が納得する様に十分に説明する様に指示している。 意見書： 上記に関する意見書：御船町に近い熊本市東区や川下の南区や西区でも住民説明会を開催して住民の意見を聞くべきです。今の状態では説明責任が十分果たされているとは言い難い。不十分です。宇土市も含む。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1283	住民説明会について：御船町 2 ヶ所と益城町 1 ヶ所で説明が有ったと聞いている。蒲島知事は住民に充分説明し納得を得られる様にする事を指示している。 記 緑川上流に出来る産廃焼却処分場については万が一、重金属汚染や化学物質汚染でも発生したら下流の南区や西区にも被害が及ぶ。東区は風の影響を受ける。ついては東区、南区、西区での住民説明会と住民の意見を充分に聞いて頂きたい。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1284	要約書 P82 表 6，2－1（1）方法書で述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（全体事項）・・・住民への説明について知事意見：本事業は産業廃棄物処理施設関連事業であることから地域住民に対し、事業について周知を図ると共に・・・説明会等において丁寧な説明に勤める事と述べている。 意見書： 上記に対する私の意見；12 月 15 日、16 日、25 日、御船町 2 ヶ所と益城町 1 ヶ所で住民説明会が行われたが産廃処理施設の規模を考えると説明会が余りにも少なく、又説明会も会社説明が 1 時間 30 分も有り、質疑応答が 30 分で住民の納得いく説明は殆ど無かったとの事、お粗末である。 影響が及ぶ恐れの有る所は全て説明する義務が有る。影響は広域に及ばないと仮定している様にも見えるが、黄砂を見たら良い、産廃焼却の煙霧粒子より遥かに大きい黄砂粒子は数千キロを飛んで日本へやって来るそれより遥かに小さいミクロな煙霧が 2km しか飛ばない等、考えられ無い。人口の多い熊本市全域や宇土市一帯も含めるべきであるが、最低	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（367）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1284 (続き)	でも下記地域で充分な説明会を複数会実施して住民の承諾を得るべきである。 記 「最低限の説明地域」御船 5 町、益城町、熊本市東区、熊本市南区、熊本西区、宇土市、宇城市、山都町、甲佐町	
1285	要約書：(1)破棄物処理・エネルギー回収 フォローの 11 行目 不燃物や主灰・飛灰等の残滓物は熊本県内の最終処分業者に委託し埋め立て処分する。 上記に対する意見として、 記 意見書： 残渣物には公害の元となる重金属や化合物が大量に含まれていると考えるのが普通である。埋め立て処分は雨により重金属や化合物が地下に浸透し地下水を汚染するし、川から有明海の内海に流れて蓄積する。微生物の体内に入りそれを小魚が食べ、中型・大型魚がたべて重金属や化学物資は濃縮され、それを人間が食べて更に濃縮され、20 年 30 年後には公害病に成ったのが水俣病である。有明海は内海である。外洋で無い為、原因物質の拡散が妨げられる。又、悪い事に熊本の飲料水は地下水である。 埋め戻し方法は、蒲島知事が言う産廃処理の全国モデルケースどころか公害の代表例に成り兼ねない。 「処置方法として」埋め立て処分では無く、残渣物は保存して在る量が溜まったら、外洋へ投棄する方法が今の所、一番良い。科学技術の発達でその内、公害物質の無害化は出来る様になる。それ迄、海洋投棄での辛抱である。	管理型最終処分場では、廃棄物に触れた水が地下浸透しないよう、埋立地の底盤に遮水工を施しています。このことは廃棄物処理法で定められています。 また、ご指摘のように廃棄物を海洋投棄すれば、それが例え外洋であったとしても、廃棄物の不法投棄（廃棄物処理法違反）であり、最終的には海洋汚染に繋がります。
1286	要約書：第 4 章計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価結果 P64(2)予測、表 4.2-2 本事業による大気質への影響予測結果の表内の煙突排ガスによる寄与濃度 B について、P76 の 5,1-1 配慮書について述べられた熊本県知事の意見「周辺の環境に充分配慮する事で全国のモデル事業となる様に努める事と述べられている。 意見書： 今の日本の技術なら産廃を焼却しても排煙の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子物質、ダイオキシン等をゼロにする事は可能だと思う。優秀なプラントメーカーが沢山ある。良く調べて熊本県内に公害を出さない産廃焼却プラントを構築して頂きたい。熊本は山に囲まれた盆地で一部有明海の内海に囲まれ、外洋と接触して無い閉鎖環境で、飲料水は全国唯一の地下水である。有害物質は逃げ場が無く、地下水か内海に溜まるだけだ。蒲島知事が言う全国モデルとは無公害を目指せと言っているのである。排煙に有害物質を含まず、焼却残滓は無害化技術開発される迄、埋め戻しせず外洋投棄する事で無公害焼却プラントが達成できる。熊本県民の為、（株）シムファイブスには頑張ってもらいたい。	残念ながら現在の最新技術を用いても、排ガス中に含まれる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の排出をゼロにすることは不可能です。ですので事業者は、「環境基準を守ってさえいれば良い」ではなく、「環境基準を守ることは当然で、環境影響をより低減する努力」が必要であると考えます。 また、ご指摘のように廃棄物を海洋投棄すれば、それが例え外洋であったとしても、廃棄物の不法投棄（廃棄物処理法違反）であり、最終的には海洋汚染に繋がります。
1287	要約書 P82 表 6，2－1（1）方法書で述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解 （全体事項）・・・住民への説明について知事意見：本事業は産業廃棄物処理施設関連事業であることから地域住民に対し、事業につ	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（368）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1287 （続き）	いて周知を図ると共に・・・説明会等において丁寧な説明に勤める事と述べている。 意見書： 上記に対する私の意見；12 月 15 日、16 日、25 日、御船町 2 ヶ所と益城町 1 ヶ所で住民説明会が行われたが産廃処理施設の規模を考えると説明会が余りにも少なく、又説明会も会社説明が 1 時間 30 分も有り、質疑応答が 30 分で住民の納得いく説明は殆ど無かったとの事、お粗末である。影響が及ぶ恐れの有る所は全て説明する義務が有る。影響は広域に及ばないと仮定している様にも見えるが、黄砂を見たら良い、産廃焼却の煙霧粒子より遥かに大きい黄砂粒子は数千キロを飛んで日本へやって来るそれより遥かに小さいミクロな煙霧が 2km しか飛ばない等、考えられ無い。人口の多い熊本市全域や宇土市一帯も含めるべきであるが、最低でも下記地域で充分な説明会を複数会実施して住民の承諾を得るべきである。　記　「最低限の説明地域」御船 5 町、益城町、熊本市東区、熊本市南区、熊本西区、宇土市、宇城市、山都町、甲佐町	
1288	煙、排水の検査値を定期的に公示、確保が明確に約束契約条令がされなければ建設は反対です 陸の水俣病の再来になるのではと懸念してます、世界に恥を残すな次世代に罰を残さないようにすること。100 年先不浄の土、空気が残して下さい	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。
1289	・環境を悪くするような産業廃棄物処理施設はいらない！ ・水問題も心配だ ・県や町、しっかりしてほしい。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1290	アセスメントの精神を無視しているのは大問題！熊本地震から 10 年、震度 7 を 2 度も経験している地域です。水源地での地下水保全、大気汚染、騒音等、環境問題は予防の原則で計画するべき	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1291	もともと生活ゴミの処理施設じゃなかった？なぜ急に産業廃棄物処理施設になったの？ずるくない？企業寄りではなく住民・地元・自然の保全を守るのが行政の務めではありませんか？上野は自然あふれるすてきな所です守って下さい！！！	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効

表 7-1-2（369）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1291 （続き）		果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1292	農免道路を大型トラック 660 台通過 排ガスで大気汚染　騒音　道路破損（穴あき）農作業への影響などなど 良い事なし 先に設置ありきでは納得できない	大気質、騒音、安全（交通）ついては、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、農作業への影響はないものと考えられます。
1293	豊かな自然環境をこわすな！ 建設に反対です。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約 5 割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
1294	町民が望むのは、自分達が出した生活ゴミの処理です。産業廃棄物を一緒にするならば、土地・水の汚染につながります。 熊本は水俣病で環境汚染はあぶない事をわかっているはずです。 車も沢山通るなら道路周辺の廃キガスの影響も大変です。 まず、住民に対する説明会をし、町民のための処理施設をつくってほしいです。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。 また、これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されていますので、そちらをご覧ください。

表 7-1-2（370）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1295	大型の車が沢山とおるのが不安 交通事故、環境汚染など施設ができて環境に及すことが、はっきりしないのも不安	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1296	要約書 P82 表 6，2－1（1）方法書で述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解 （全体事項）・・・住民への説明について知事意見：本事業は産業廃棄物処理施設関連事業であることから地域住民に対し、事業について周知を図ると共に・・・説明会等において丁寧な説明に勤める事と述べている。 意見書： 上記に対する私の意見；12 月 15 日、16 日、25 日、御船町 2 ヶ所と益城町 1 ヶ所で住民説明会が行われたが産廃処理施設の規模を考えると説明会が余りにも少なく、又説明会も会社説明が 1 時間 30 分も有り、質疑応答が 30 分で住民の納得いく説明は殆ど無かったとの事、お粗末である。 影響が及ぶ恐れの有る所は全て説明する義務が有る。影響は広域に及ばないと仮定している様にも見えるが、黄砂を見たら良い、産廃焼却の煙霧粒子より遥かに大きい黄砂粒子は数千キロを飛んで日本へやって来るそれより遥かに小さいミクロな煙霧が 2km しか飛ばない等、考えられ無い。人口の多い熊本市全域や宇土市一帯も含めるべきであるが、最低でも下記地域で充分な説明会を複数会実施して住民の承諾を得るべきである。 記 「最低限の説明地域」御船 5 町、益城町、熊本市東区、熊本市南区、熊本西区、宇土市、宇城市、山都町、甲佐町	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1297	要約書：P22 表 2，2－6(1)エネルギー回収施設（焼却施設）の概要 1 日当たりの平均取り扱い計画量 400t/日（産業破棄物：約 320t、一般破棄物：80t） 廃棄物の想定内訳 ・汚泥約 50t/日 ・廃油、廃酸、廃アルカリ、合計 20t/日 ・廃プラスチック類他可燃物 160t/日 ・感染性産業破棄物約 50t/日 ・一般破棄物約 80t/日 記 意見書：上記要約書に記載された項目「破棄物想定内訳の・汚泥約 50t/日について、わざわざ熊本まで運び込んでも焼却出来る可能性は低く、下手に焼却処理したら返って汚染物質の毒性が強まり、結果が悪く成る可能性もある。又汚泥にはどんな重金属や化学薬品が含まれるかも分からない。東京ガス跡地	エネルギー回収施設（焼却施設）で取り扱う汚泥は、主に食品工場などから発生する有機物を多く含む泥状のもので、堆肥化・メタン発酵に適さないものを取り扱います。

表 7-1-2（371）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1297 （続き）	や築地市場移転地も汚染土の上に表土を盛ってその上に建物を建て利用している。汚泥の殆どは処理不可の為、土に埋め戻すしかないのであれば、発生元の責任で現地が処理すべき問題と思う。熊本は地下水を飲料にしている。熊本へ持ち込む物ではない様に思うが発案者の見識は・・・如何なのだろう？	
1298	要約書 P2、第 2 章対象事業の目的及び内容 2，2，5 主要な施設及び設備の概要 （1）破棄物処理・エネルギー回収フロー上から 14 行目：施設では法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む破棄物、PCB 破棄物、水銀破棄物、アスベスト及び放射性破棄物等は取り扱わない。と要約書に記載されている。 P76 配慮書で述べられた熊本県知事意見：事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成において、周辺の環境に充分配慮する事で全国のモデル事業となる様に務める事。と述べられている。 （記） 意見書：上記の有害物資の中に下記物質を書き加えるべきです。 下記物質は微量で国基準を満たしても全て扱わない事を明記する事。ヒ素とその化合物、カドミュウムと化合物、PFOA や PFAS 等のフッ素化合物、ガリューム、	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 ご指摘の重金属類（ヒ素、カドミウム、ガリウム等）については、産業廃棄物や一部の一般廃棄物に微量に含まれる可能性がある元素であるため、「一切扱わない」とすることは事業の継続上困難ですが、ヒ素やカドミウムなどは、焼却工程において飛灰に付着・濃縮される特性があるため、これらをバグフィルターで確実に捕捉します。また、ガリウム等、 次世代半導体由来の物質についても、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1299	企業側の説明では、あらゆる項目において「評価基準以下」であって、環境や人体への悪影響は「許容範囲」であるとのことだった。しかし例えば、「粉じん等」においては、「散水効果あり」の場合において、基準の 74%に届く悪影響がある。粉じんが最も排出される時間帯に十二分な散水が行われてもかなりの粉じんが舞うということだ。そもそも現在の国の基準で「許容」されるレベルの 7 割以上の汚染は起きるということである。二酸化硫黄、塩化水素、騒音レベルなど非常に高い予測数値が出ており、「夜間騒音レベル」については基準値ぴったりである。そして当然、騒音、ガスの排出などは一定ではなく、一日のうちに時間帯によって大きなブレがあるだろう。近隣の者にとっては、非常に不快な騒音が起こるということである。これ	排出量や騒音レベルは時間的に変動する可能性がありますが、予測は最大影響を想定した予測結果となります。また、大気や騒音については主に環境基準と比較しております。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。そのため、影響は軽微であると考えます。また、本事業の実施に当たっては、工事中及び供用後においても必要に応じて環境保全措置を適切に実施し、周辺環境への影響の低減に努めてまいります。今後も関係法令等を遵守するとともに、周辺環境の保全に十分配慮しながら事業を進めてまいります。

表 7-1-2（372）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1299 （続き）	らは、評価基準が許容しても、一部地域の者に被害や苦痛を押しつけるものであり、許されることではないと考える。	
1300	環境説明会について：益城町 1 ヶ所、御船町 2 ヶ所で住民説明会が有った。蒲島知事は住民が納得する様に十分に説明する様に指示している。 意見書： 上記に関する意見書：御船町に近い熊本市東区や川下の南区や西区でも住民説明会を開催して住民の意見を聞くべきです。今の状態では説明責任が十分果たされているとは言い難い。不十分です。宇土市も含む。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1301	要約書の一覧表に記載された煙突の高さ、「49m」について。 意見書： 熊本市並びに周辺部の御船町も山に囲まれた盆地形状で気温の寒暖差が大きい。ダウンバーストが起きやすい地形である。近くに小学校や病院なども有る為、煙突高 90m 以上は必要です。49m は余りにも低い。	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1302	環境説明会について：益城町 1 ヶ所、御船町 2 ヶ所で住民説明会が有った。蒲島知事は住民が納得する様に十分に説明する様に指示している。 記 緑川上流に出来る産廃焼却処分場については万が一、重金属汚染や化学物質汚染でも発生したら下流の南区や西区にも被害が及ぶ。東区は風の影響を受ける。ついては東区、南区、西区での住民説明会と住民の意見を充分に聞いて頂きたい。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1303	要約書：P22 表 2，2－6(1)エネルギー回収施設（焼却施設）の概要一覧の項目「廃棄物の想定内訳」汚泥 50ton/日 上記について： 記 熊本の飲料水は地下水利用であり、川が流れ込む有明海は内海であり外洋と直に接していない事から、他県から汚泥の持ち込みは禁止して頂きたい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

表 7-1-2（373）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1304	要約書：P304 第 12 章　関係地域及びその認定理由で環境影響を受ける範囲を対象事業実施区域（排気筒）から半径 2km の範囲を影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえてから設定したと記載されている。 記 意見書：少量の一般破棄物なら半径 2km で良いが産業破棄物の場合は公害の原因と成る危険物も多い事から 2km では不十分である。 「環境影響地域の設定」について、 排気塔から 21km を設定し実施運用状況を見て設定点を広げる。 「測定点とセンサー設置個所」について、 排気塔から同心円状に設定しセンサー同士の間隔は 300m とする。 測定状況により測定点の間隔や測定方法を変更する。 「測定項目」について、 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子、ダイオキシン類、水銀化合物、他、測定項目以外は後日追加する。 「測定日時」 当分の間、毎日測定し一週間のデーターを提出する事。 「測定結果データーの報告提出先」について、 〒■■■-■■■■熊本市■■区■■■■ ■■■■代表　■■■■ 〒■■■-■■■■熊本市■■区■■■■ ■■■■代表　■■■■	大気質の調査は、配慮書における大気質予測結果の最大着地濃度出現距離の約 2 倍を調査地域として設定し、最大着地濃度出現距離付近の集落の代表地点を調査地点として選定しています。長期平均値（年平均値）の予測結果も最大着地濃度出現地点は、約 700m（二酸化窒素のみ約 130m）であり、調査地点の設定は適切であると考えます。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1305	要約書 P2、第 2 章 対象事業の目的及び内容 2，2，5 主要な施設及び設備の概要 （1）破棄物処理・エネルギー回収フロー上から 14 行目：施設では法令等で定める判定基準を超える有害物質を含む破棄物、PCB 破棄物、水銀破棄物、アスベスト及び放射性破棄物等は取り扱わない。と要約書に記載されている。 P76 配慮書で述べられた熊本県知事意見：事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成において、周辺の環境に充分配慮する事で全国のモデル事業となる様に務める事。 と述べられている。 （記） 意見書：上記の有害物資の中に下記物質を書き加えるべきです。 下記物質は微量で国基準を満たしても全て扱わない事を明記する事。ヒ素とその化合物、カドミュウムと化合物、PFOA や PFAS 等のフッ素化合物、ガリューム、	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準）を超える有害物質には、砒素又はその化合物、カドミウム又はその化合物も含まれています。基準以下のものは通常の産業廃棄物となりますので扱います。また、有機ふっ素化合物やガリウムは当該有害物質には該当しません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。

表 7-1-2（374）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1305 （続き）		なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1306	要約書 P82 表 6，2－1（1）方法書で述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（全体事項）・・・住民への説明について知事意見：本事業は産業廃棄物処理施設関連事業であることから地域住民に対し、事業について周知を図ると共に・・・説明会等において丁寧な説明に勤める事と述べている。 意見書： 上記に対する私の意見；12 月 15 日、16 日、25 日、御船町 2 ヶ所と益城町 1 ヶ所で住民説明会が行われたが産廃処理施設の規模を考えると説明会が余りにも少なく、又説明会も会社説明が 1 時間 30 分も有り、質疑応答が 30 分で住民の納得いく説明は殆ど無かったとの事、お粗末である。 影響が及ぶ恐れの有る所は全て説明する義務が有る。影響は広域に及ばないと仮定している様にも見えるが、黄砂を見たら良い、産廃焼却の煙霧粒子より遥かに大きい黄砂粒子は数千キロを飛んで日本へやって来るそれより遥かに小さいミクロな煙霧が 2km しか飛ばない等、考えられ無い。人口の多い熊本市全域や宇土市一帯も含めるべきであるが、最低でも下記地域で充分な説明会を複数会実施して住民の承諾を得るべきである。 記 「最低限の説明地域」 御船 5 町、益城町、熊本市東区、熊本市南区、熊本西区、宇土市、宇城市、山都町、甲佐町	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1307	環境基準に適合していないが、全国的に同様の傾向にあるとなっていますが「みんなで渡ればこわくない赤信号」の発想で、全てが計画されているように感じます。暮らしの安全が忘れられています。 ダイオキシン等は少量とのことですが、毎日、30 年以上空中や地中に降り積もれば、それなりの濃度になります。工場内で、無害の煙と、廃棄物に処理して、対応してください。日本の技術は、世界でもトップの方と聞いています。次の世代、その次の世代が安心して川遊びしたり深呼吸できる空気をのこしていきたいと思います。 熊本市でダイオキシンの高かった場所は、北区の産廃処理場の跡地だったと聞きました。その時代よりも今の方が、安全対策は、なされるかと思いますが、汚してしまえば、とり返しがつかないことになります。公害が拡がらないために、現在の、ダイオキシン等の処理状況や、汚染状況を、こまめに、住民に、伝えてください。HP にあげるだけでは、担当者の気休めで、住民には伝わりません。きちんと安全の担保を伝えてください。	大気質の長期平均濃度や土壌汚染の累積的影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1308	運搬用のトラック等が、毎日、あの狭い道を休みなしに、行き来するとなると、騒音や、排気ガス、道路の損傷が、激しいかと思います。騒音の軽減、安全な空気と道路状況は、どうなりますか。マミコウロード（道路）は、野生生物の宝庫です。生態への影響が、出ると思います。人間の暮らしの安全と、野生の動植物の生存を、しっかりと守っ	大気質、騒音、安全（交通）について、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 動植物への影響については、上記項目で実施する環境保全措置を通じて、その影響を低減してまいります。

表 7-1-2（375）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1308 （続き）	てください。街の人々の快適な暮らしのために田舎の安全な暮らしが、おしつぶされてしまうのは納得出来ません。豊かな自然と共存しながら次の世代に、ひきついでいける施設を目指してください。これからも安全安心を目指して、より技術を高めて、ダイオキシン等ゼロの施設にしてください。街のまん中でも建設稼動可能な施設にしてください。	自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
1309	大気汚染は、県境や自治体の境界で区切られるものではなく、風向きや気象条件によっては周辺地域や他県にまで影響が及ぶ可能性がある。 こうした広域性を踏まえた影響範囲の設定および再評価を行わない限り、本準備書に基づいて事業の妥当性を判断することは適切ではない。	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。
1310	本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯がある。 一般廃棄物処理は本来、市町村の責任において公共性を前提に行われるべきものであり、住民理解や合意形成を重視した手続きが不可欠である。にもかかわらず、本計画では、事業の性質が大きく異なる産業廃棄物処理事業へと転換されており、この変更がなぜ必要であったのか、また県がどのような判断のもとで関与したのかについて、準備書では十分な説明がなされていない。計画の前提条件が大きく変化している以上、その必要性や妥当性については、改めてゼロベースで検証されるべきである。こうした経緯を不問に付したまま環境影響評価を進めることは、住民の理解と信頼を著しく損なうものであり、本準備書の手続き的妥当性に重大な疑問がある。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
1311	一般廃棄物処理は、市町村が責任主体となり、公共性と住民合意を前提に進められるべき事業である。それが県の関与のもとで、性質の大きく異なる民間の産業廃棄物処理事業へと転換されたのであれば、その理由、代替案の検討状況、県としての判断基準が明確に示されなければならない。 にもかかわらず、準備書では事業転換の是非そのものが検討対象から外され、あたかも当初から民間産廃施設であったかのように扱われている。このような整理は、事業の前提条件を意図的に不可視化するものであり、住民の理解と信頼を著しく損なう。県がどのような段階で、どのような理由により、この計画転換に関与したのかを明確にし、その妥当性を説明しない限り、本事業の環境影響評価を進めることは適切ではない。計画のあり方を含めた再検証を強く求める。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。
1312	水道水使用について自治体の同意は得られているのか。 本準備書では、事業において水道水を使用するとの記載がなされているが、その使用について、給水主体である自治体の明確な同意や協議結果が示されていない点に重大な疑問がある。水道水は住民生活を最優先に確保されるべき公共資源であり、特に大規模事業による恒常的な使用については、供給能力や渇水時の影響を含め、自治体の判断と責任のもとで慎重に検討される必要がある。事業者の	本事業計画では、事務所の生活用水（飲用水、給湯室用、トイレ・シャワー用など）として水道水を使用します。御船町に確認した結果、安定的に供給できる水量は少量であるが、上水道の供給は可能であると聞いています。今後、受水量等の詳細設計が完了した段階で、改めて御船町と具体的な協議を実施します。

表 7-1-2（376）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1312 （続き）	計画だけで使用が当然視されるべきではない。事業者は、水道水使用について、どの自治体と、いつ、どのような内容で協議し、どの範囲まで同意を得ているのかを明確に示すべきである。これが示されない限り、本準備書の水資源に関する評価は前提条件を欠いた不十分なものと言わざるを得ない。	
1313	元の計画から大きく変わり、県外から多くのごみが持ち込まれると予想される。 どのようなごみが持ち込まれ処理対象になるのか判明しないかぎり、正しい評価ができない。 一度汚染された環境は、お金では元にはもどらない。 それは、住民の人生に直結する。 現在の調査、報告では不十分です。根本的な見直しを求めます。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 各施設で取り扱う廃棄物の種類毎の想定量は、準備書の表 2.2-3～表 2.2-6 に記載しています。主に建物の建設現場や製品の製造工場、倉庫、病院、農業、漁業などで発生する産業廃棄物を取り扱います。
1314	御船町上野の処分場に持ち込まれる産業廃棄物は熊本県内はもちろん九州外からも持ち込まれるとありますがせめて熊本県内で、出された廃棄物としていただきたいです。	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。
1315	交通関係について 準備書ではマミコウロードについて「児童の利用はない」とされているが、実際には約 10 人近くの児童が通学路として日常的に横断しており事実と異なります。通学路の有無は交通安全評価の前提条件であり、これを誤れば影響評価は成立しません。調査方法の不備または事実誤認に基づく評価であり、通学時間帯を考慮した再調査と再評価を強くもとめます。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
1316	大気汚染について 大気汚染は県境や自治体の境界できられるものではなく、風向きや気象条件によっては周辺地域や他県にまで影響が及ぶ可能性があります。こうした広域性をふまえた影響範囲の設定および再評価を行なわない限り本準備書に基づいての事業の妥当性を判断することは適切ではありません。	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。
1317	事業の成り立ち・手続きの妥当性に関する意見 本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て、民間による産業廃棄物処理施設へと変更されています。一般廃棄物処理は本来、市町村の責任において公共性を前提に行われるべきものであり、住民理解や合意形成を重視した手続きが不可欠であります。にもかかわらず、本計画では、事業の性質が大きく異なる産業廃棄物処理事業へと転換されておりこの変更がなぜ必要であったのか、また県がどのような判断のもとで関与したのかについて準備書では十分な説明がなされていません。計画の前提条件が大きく変化している以上、その必要性や妥当性については、改めてゼロベースで検証されるべきです。こうした経過を不問に付したまま環境影響評価を進めることは、住民の理解と信頼を著しく損なうものであり本準備書の手続的妥当性に重大な疑問があります。	一般廃棄物と産業廃棄物を併せて処理する廃棄物処理施設を前提として、熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。

表 7-1-2（377）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1318	嘉島町在住です。 ゴミの埋め立てにより、環境汚染が懸念されます。サントリー工場もありますし、水の汚染等心配です。	本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。
1319	同じ上益城郡に住む者として大規模産業廃棄物埋設処理場の建設に反対いたします。 何が入っているのか分からない産業廃棄物を持ってきてはならない。	主に建物の建設現場や製品の製造工場、倉庫、病院、農業、漁業などで発生する産業廃棄物を取り扱います。
1320	同じ上益城郡に住む者として大規模産業廃棄物埋設処理場の建設に反対いたします。 大規模地震や耐用年数オーバーで防水構造物にヒビが入り汚染物質が地下へと流れ出し、土壌、水脈、大気を汚染することが考えられる為、次世代へこの様な設備を残してはならない。	事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1321	・環境保全の歴史、積み重ねのある地域です。 ・少なくとも住民当事者の意見をよく聞いて、やり取りを重ねて、方向性、合意をつくるべきです。 ・何をもって住民の利益とするのか、お金や市町村としての利益を最優先でいいのか、改めてよく考えてほしいです。 ・現在や少し先のこと、目先のことだけではなく、過去のこと、中・長期の未来のことなど、長い視点・目線で住民のことを想ってほしいです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
1322	準備書の中に何ヶ所も環境への影響への低減をはかる為の処置を貴社が行う為、問題はないと評価してあるができるだけの対策とは何かが欠落し、しかも、基準値を越える、排ガスや排水、その他の環境汚染、又、住民への健康被害が生じた場合、稼動を停止するのか、どう公表するのか、住民の健康調査をするのか、全て触れられていない、これでは安全な稼動は保証されていない事になると考えます。もっと具体的に問題発生時の対応を、又問題発生しない様な対策を記すべきです。	万が一、モニタリング結果に異常が認められた場合や環境事故が発生した場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。
1323	ゴミ処理場の問題は環境破壊に直結する様に、我々の子孫まで健康被害など多くの被害を及ぼしていく事は自明の理です。	廃棄物処理法では、廃棄物を排出する事業者（排出事業者）は、事業活動に伴って発生した産業廃棄物を適切に処理する責任（排出事業者責任）がありますので、廃棄物を運搬業者や処理業者に委託して、廃棄・リサイクルにかかる費用を負担することになっていま

表 7-1-2（378）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1323 （続き）	只それに対する処方来として署名活動、意見書の提出など以前から日本全国でたくさん実行されてきましたが、実行性のあるものがあったかと思うと疑問を感じる事が多くありました。 実行性のある対策も必要なのかと思います。 例えば早効性のあるものとして ①裁判所に対し工事差止めの仮処分を求めるとか （例　原発発稼動でも全国でも前例はあると思います） 少し時間はかかりますが 例えば ①政治家に直接陳情し製造者責任を明確し、廃棄する時の費用まで負担させ、その費用を市町村に分配しその費用で処理場の計画実施をするなどいくらもあると思います。	す。一方、容器包装リサイクル法では、製造者が製品の廃棄・リサイクルにかかる費用を負担することになっています。
1324	別紙の通り上益城郡御船町に建設を計画されている廃棄物処分場について自然保護に関わる立場からの意見この度の「環境評価準備書」について意見を述べたい。準備書の 65 ページ「6.調査、予測及び評価の結果⑦動物」に、次のように書かれている。「重要な種及び群集並びに注目すべき生息地に係る影響は実行可能な範囲内でできる限り低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているものと評価」とあり、「環境保全措置」として「予測地域内に存在する開放水域付近に動物が利用可能な水域を創出し、両生類や水生昆虫、水辺を生息環境とする動物への影響を代償します」とあるが、水のある場所を造ればよいということでなく、どのように以前の生態系（多種多様な生物どうしのつながり）を維持できるのかが重要である。具体的に一例を示すと、ニホンアカガエルが確認されているが、冬の時期に産卵場所として水辺を利用するが、成体はそれ以外の時期は落葉広葉樹林の林内に生息し、冬眠は落ち葉の下で行う。水があればよいというのではなく、周りの林などを含めた環境が保全されるのかが問題である。哺乳類に関しては、コウモリ類が多数種確認されており、オヒキコウモリは絶滅危惧 II 類、ヒナコウモリ類も確認とあるが、ヒナコウモリ及びノレンコウモリも絶滅危惧 II 類であり生息環境を含めた保護対策が必要である。さらに注目すべき生物は猛禽類のタカ科の鳥である。絶滅危惧 IA 類のハチクマ、絶滅危惧 IB 類のサシバ、さらに絶滅危惧 II 類のクマタカ、ツミ、ハヤブサが確認されており十分な保護対策が必要である。また、タカ科以外では絶滅危惧 II 類のフクロウやクロツグミが確認されており希少な鳥類の種は 10 種以上である。この地域一帯が極めて貴重な自然環境であることが明らかである。その象徴というべき種であるクマタカについては、1 ペアの営巣が確認されており、工事により繁殖が阻害された場合は重大な問題となる。計画されている施設の計画について、準備書には「環境保全についての配慮が適切にされ得るものと評価」とあるが、その根拠が示されておらず疑問点が多く極めて問題と考える。熊本県は「生物多様性くまもと戦略 2030」を策定して豊かな生物多様性の維持を図る取り組みを	生態系については、動物、植物の調査結果から生物同士のつながりを示す食物連鎖図を作成し、その内容を踏まえて地域の生態系を指標する種として在来カエル類（典型性）を選定しております。このため、在来カエル類の予測・評価を通して、地域の生態系に対する影響の低減を図っております。以上により、在来カエル類の繁殖環境として水域を創出することは、地域の生態系への影響の低減につながるものと考えています。また、環境を創出して終わりではなく、その利用状況については事後調査でモニタリングしていく計画としております。在来カエル類の予測・評価においては、産卵が確認された場所から成体の行動圏までの範囲を推定した上でその範囲内の改変率を算出しており、この解析により産卵環境である水域と樹林等の陸域環境との連続性を考慮しています。また、水域は現在存在している開放水域の近くに創出することで、元々の生息環境の連続性に配慮した措置とする計画です。さらに、在来カエル類の行動圏内で工事の実施時に一度改変される環境についても、約４割を本種が利用できる環境（緑地）として整備することで、生息環境の修復に努めます。以上により、ニホンアカガエルを含む在来カエル類への影響を低減してまいります。コウモリ類の利用環境の内、ねぐら環境として対象事業実施区域内に坑道が存在し、キクガシラコウモリの利用が確認されておりますが、坑道は改変区域外に位置していることから、事業の実施による消失はないものと予測しております。また、コウモリ類のうち、重要な種の多くは対象事業実施区域外の環境で確認していることから、周辺に利用環境が存在し、今後も残されるものと考えています。一方で、施設の供用時に周辺環境の光環境が変化することが想定されるため、LED 等、昆虫類を誘引しにくい照明の採用、フードルーバー等による照明方向の制限、建屋内の光を制限するブラインドの設置等の環境保全措置により、その影響を低減する計画としています。以上により、コウモリ類への影響を低減してまいります。クマタカの予測・評価においては、環境省から示されている「猛禽類保護の進め方」に基づいて行動圏解析を実施しております。この結果営巣中心域、高利用域に対象事業実施区域が含まれておらず、繁殖が確認されたペアの行動圏から離れていることから、影響はないものと考えております。その他、記載頂いた種についてもその確認状況に応じた予測・評価を実施しており、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。引き続き、環境保全措置及び事後調査を適切に実施してまいります。

表 7-1-2（379）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1324 （続き）	進めているが、これは国や世界の動きでもある。このことを踏まえて考える必要がある。	
1325	大気汚染は、目に見えるものではないので、近辺の住民だけでなく遠方に住んでいる人々、動物や植物全ての生き物たちに影響がある可能性があるので、一部の人々だけでなく、全ての人々が、納得できるまでわかりやすく説明してほしい。全ての未来を生きる生き物たちの為に。どうか宜しくお願い致します！	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。 動物への影響要因について、熊本県環境影響評価技術指針におけるごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目において「排出ガス」の影響が含まれていないことから、予測・評価は実施しておりませんが、大気質の予測・評価から被害が生じることはないと考えています。
1326	今すぐにはこの計画による、影響を数値化したり、この産業廃棄処理場の廃出する空気や水、大地、、、そして私たちにどのような健康被害があるのか分からない。それは見えないことだけれど、確実に後々起きること　だ。原因を無害化することを、切にお願いしたい。空気に放出する成分が、確実に浄化できるフィルターを設置することで、不安を最小限にできるのではないでしょうか。経済的に費用がかかろうとも、人々が生きとし生けるものたちの命の安全を優先すべきだと思います。どうか、暮らしの中に、安心が広がるように、小さな意見に聞く耳を持ってください。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1327	「方法書」段階での意見もさせていただきましたが、当初上益城 5 町での計画では 80 トン/日の一般ゴミ処理の予定が、結果としてその数倍規模（産業廃棄物処理を含む）の計画となっている。昨今問題懸念の顕著しい「巨大太陽光パネル」もそうで、なんでも「必要だから」とどんどん推し進めていけば施設そのものの耐用年数にも限度があり、最後には我々が当たり前に暮らしていくための国土と環境の保全に収拾がつかなくなる。このことは私たち誰もが胸に手を当て自己の知性良心に働きかけ思えばわかること。作れ作れ、もっともっと、快適に、雇用と経済が大切！！！で今なほ走り続けている我々国民の在り方を変えねばならぬのは根本に悩ましき問題です。しかしそのうえで国、行政そしてそこに参入の事業体その関係者には専門性から責任が大なものと思います。ですからご自身方の知性と良心に照らし、していかなる行動をとるかで自己と子孫の未来に結果として因果のめぐることをよくよく認識され、今一度すべてのかかわる方々に慎重に対応推進されんことを切に願います。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1328	木や水、自然、うしなわれた物をもとにもどすことは難しい、自然汚染しないか数字化して説明してほしい	大気質、土壌汚染、水質等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、最大影響を想定し、予測を行っております。そのため、長期的おいても健康被害が生じることはないと考えています。また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。

表 7-1-2（380）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1329	要約書：Ｐ３０４第１２章関係地域及びその認定理由で環境影響を受ける範囲を対象事業実施区域（排気筒）から半径２ｋｍの範囲を影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえてから設定したと記載されている。記意見書：少量の一般破棄物なら半径２ｋｍで良いが産業破棄物の場合は公害の原因と成る危険物も多い事から２ｋｍでは不十分である。「環境影響地域の設定」について、排気塔から２１ｋｍを設定し実施運用状況を見て設定点を広げる。「測定点とセンサー設置個所」について、排気塔から同心円状に設定しセンサー同士の間隔は３００ｍとする。測定状況により測定点の間隔や測定方法を変更する。「測定項目」について、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子、ダイオキシン類、水銀化合物、他、測定項目以外は後日追加する。 「測定日時」当分の間、毎日測定し一週間のデーターを提出する事。 「測定結果データーの報告提出先」について、 〒■■■-■■■■熊本市■■区■■■■ ■■■■代表　■■■■ 〒■■■-■■■■熊本市■■区■■■■ ■■■■代表　■■■■	大気質の調査は、配慮書における大気質予測結果の最大着地濃度出現距離の約２倍を調査地域として設定し、最大着地濃度出現距離付近の集落の代表地点を調査地点として選定しています。長期平均値（年平均値）の予測結果も最大着地濃度出現地点は、約 700m（二酸化窒素のみ約 130m）であり、調査地点の設定は適切であると考えます。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡５町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1330	要約書：P22 表２，２－６(1)エネルギー回収施設（焼却施設）の概要１日当たりの平均取り扱い計画量 400t/日（産業破棄物：約 320t,一般破棄物：80t）破棄物の想定内訳・汚泥約 50t/日・廃油、廃酸、廃アルカリ、合計 20t/日・廃プラスチック類他可燃物 160t/日・感染性産業破棄物約 50t/日・一般破棄物約 80t/日記意見書：上記要約書に記載された項目「破棄物想定内訳の・汚泥約 50t/日について、わざわざ熊本まで運び込んでも焼却出来る可能性は低く、下手に焼却処理したら返って汚染物質の毒性が強まり、結果が悪く成る可能性もある。又汚泥にはどんな重金属や化学薬品が含まれるかも分からない。東京ガス跡地や築地市場移転地も汚染土の上に表土を盛ってその上に建物を建て利用している。汚泥の殆どは処理不可の為、土に埋め戻すしかないのであれば、発生元の責任で現地が処理すべき問題と思う。熊本は地下水を飲料にしている。熊本へ持ち込む物ではない様に思うが発案者の見解は・・・如何なのだろう？	エネルギー回収施設（焼却施設）で取り扱う汚泥は、主に食品工場などから発生する有機物を多く含む泥状のもので、堆肥化・メタン発酵に適さないものを取り扱います。
1331	要約書：(1)破棄物処理・エネルギー回収フォローの１１行目不燃物や主灰・飛灰等の残滓物は熊本県内の最終処分業者に委託し埋め立て処分する。上記に対する意見として、記意見書：残渣物には公害の元となる重金属や化合物が大量に含まれていると考えるのが普通である。埋め立て処分は雨により重金属や化合物が地下に浸透し地下水を汚染するし、川から有明海の内海に流れて蓄積する。微生物の体内に入りそれを小魚が食べ、中型・大型魚がたべて重金属や化学物資は濃縮され、それを人間が食べて食物連鎖により更に濃縮され、２０年３０年後には公害病に成ったのが水俣病である。有明海は内海である。外洋で無い為、原因物質の拡散減少が成されない。又、悪い事に熊本の飲料水は地下	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。

表 7-1-2（381）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1331 （続き）	水である。埋め戻し方法は、蒲島知事が言う産廃処理の全国モデルケースどころか公害の代表例に成り兼ねない。「処置方法として」埋め立て処分では無く、残渣物は保存して在る量が溜まったら、外洋へ投棄する方法が今の所、一番良い。科学技術の発達でその内、公害物質の無害化が出来る様になる。それ迄、海洋投棄での辛抱である。	
1332	要約書P82表６，２－１（１）方法書で述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（全体事項）・・・住民への説明について知事意見：本事業は産業廃棄物処理施設関連事業であることから地域住民に対し、事業について周知を図ると共に・・・説明会等において丁寧な説明に勤める事と述べている。意見書：上記に対する私の意見；１２月１５日、１６日、２５日、御船町２ヶ所と益城町１ヶ所で住民説明会が行われたが産廃処理施設の規模を考えると説明会が余りにも少なく、又説明会も会社説明が１時間３０分も有り、質疑応答が３０分で住民の納得いく説明は殆ど無かったとの事、お粗末である。影響が及ぶ恐れの有る所は全て説明する義務が有る。影響は広域に及ばないとしている様にも見えるが、黄砂を見たら良い、産廃焼却の煙霧粒子より遥かに大きい黄砂粒子は数千キロを飛んで日本へやって来るそれより遥かに小さいミクロな煙霧が２ｋｍしか飛ばない等、考えられ無い。人口の多い熊本市全域や宇土一帯も含めるべきであるが、最低でも下記地域で充分な説明会を複数会実施して住民の承諾を得るべきである。記「最低限の説明地域」御船町５町、益城町、熊本市東区、熊本市南区、熊本西区、宇土市、宇城市、山都町、甲佐町	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1333	環境説明会について：御船町２ヶ所と益城町１ヶ所で説明が有ったと聞いている。蒲島知事は住民に充分説明し納得を得られる様に事えお指示している。記緑川上流に出来る産廃焼却処分場については万が一、重金属汚染や化学物質汚染でも発生したら下流の南区や西区にも被害が及ぶ。東区は風の影響を受ける。ついては東区、南区、西区での住民説明会と住民の意見を充分に聞いて頂きたい。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1334	環境説明会について：益城町１ヶ所、御船町２ヶ所で住民説明会が有った。蒲島知事は住民が納得する様に十分に説明する様に指示している。意見書：上記に関する意見書：御船町に近い熊本市東区や川下の南区や西区でも住民説明会を開催して住民の意見を聞くべきです。今の状態では説明責任が十分果たされているとは言い難い。不十分です。宇土市も含む。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1335	要約書の一覧表に記載された煙突の高さ、「４９ｍ」について。意見書：熊本市並びに周辺部の御船町も山に囲まれた盆地形状で気温の寒暖差が大きい。ダウンバーストが起きやすい地形である。近くに小学校や病院なども有る為、煙突高９０ｍ以上は必要です。４９ｍは余りにも低い。	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、

表 7-1-2（382）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1335 （続き）		国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1336	要約書：第４章計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価結果 P64(2)予測、表 4,2-2 本事業による大気質への影響予測結果の表内の煙突排ガスによる寄与濃度Ｂについて、P76 の 5,1-1 配慮書について述べられた熊本県知事の意見「周辺の環境に充分配慮する事で全国のモデル事業となる様に努める事と述べられている。意見書：今の日本の技術なら産廃を焼却しても排煙の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子物質、ダイオキシン等をゼロにする事は可能だと思う。優秀なプラントメーカーが沢山ある。良く調べて熊本県内に公害を出さない産廃焼却プラントを構築して頂きたい。熊本は山に囲まれた盆地で一部有明海の内海に囲まれ、外洋と接して無い閉鎖環境で、飲料水は全国唯一の地下水である。有害物質は逃げ場が無く、地下水と内海に溜まり続けるだけだ。蒲島知事が言う全国モデルとは無公害を目指せと言っているのである。排煙に有害物質を含まず、焼却残滓は無害化技術が開発される迄、埋め戻しせず外洋投棄する事で無公害焼却プラントが実現できる。熊本県民の為、(株)シムファイブスには頑張って頂きたい。	残念ながら現在の最新技術を用いても、排ガス中に含まれる二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類の排出をゼロにすることは不可能です。ですので事業者は、「環境基準を守ってさえいれば良い」ではなく、「環境基準を守ることは当然で、環境影響をより低減する努力」が必要であると考えます。 また、ご指摘のように廃棄物を海洋投棄すれば、それが例え外洋であったとしても、廃棄物の不法投棄（廃棄物処理法違反）であり、最終的には海洋汚染に繋がります。
1337	産廃施設の問題は、どこか別の所に作ればいいということでもなく、新しい技術をもっと検証、導入していくことも必要だし、ゴミをへらしていくことも、根本的な解決の糸口を、多角的に調査・検討していくようお願いします。環境に最大限負荷をかけない方法を、住民とともに考えていくようお願いします。	今後、技術進歩に伴い新たなリサイクル手法や新技術が確立される可能性もありますので、引き続き業界情報を注視していきます。
1338	pg.6-337 地域の人々に対して事業について周知を図るとともに、すでに稼働中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会においてていねいな説明に努めること。←状況の情報が伝わっていない部分の改善を。	説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。また、既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。
1339	地域住民に対し事業についての周知を図り真実の情報を開示して下さい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しい

表 7-1-2（383）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1339 （続き）		との要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1340	ゴミ焼却施設を作られるにあたり、住民の健康問題への影響、環境問題への影響を懸念します。問題が起きないための必要な定期的検査はどのように計画されていますか？住民に健康被害があった場合に、誰が、どのように責任を取るのか、どう対応していくのか、そこまでの対策が立てられていますか？まず、年に 1 回だけの水質検査では足りてないと思います。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1341	地域住民に対しての説明会をしっかりと行ってほしい。周辺環境や川河への影響に懸念を感じます。しっかりとした水質調査、土壌調査など行われるのでしょうか？大規模な施設により、環境に対する PFAS 汚染など起きてくる可能性はありませんか？周辺住民が安心して暮らせる、納得できるように説明をお願いします。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 土壌汚染の事後調査は、熊本県環境影響評価技術指針に規定されている「事後調査の項目及び手法の選定に関する指針」には該当しないものの、地域住民の関心の高い項目でもあるため実施することとしています。施設が 30 年稼働した場合の累積的影響の予測結果は、ダイオキシン類は最大 3.9334 pg-TEQ/g（評価基準 1,000pg-TEQ/g 以下）、水銀は 0.03mg/kg（評価基準 15mg/kg 以下）と極めて小さい値であることから、施設の稼働が定常的な状態となり 1 年間が経過した時期に、予測結果の妥当性を確認することを目的として設定しており、事後調査計画で設定した 4 地点で十分把握できるものと考えます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水

表 7-1-2（384）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1341 （続き）		質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1342	H27 年度当初の計画では、上益城 5 町が”一般廃棄物”処理施設を設置されることとなっていました。それにもかかわらず、R3 年 10 月には民間事業者 2 社より県を介して提案を受け、産業廃棄物や埋機能も有する施設を整備する可能性のある確認書を締結されたとのこと。この間、住民に知らされることなく、ふたをあけたら計画が変わっていたともとれる点について、説明責任は果たされるのでしょうか？熊本県全域における豊かな資源や、ここに暮らす人々の健康面において、一部地域だけではなく、県全体に関わる問題になり得る事だと思います。後々出てくる可能性のあるそうした健康被害等を考えた時、やはり”計画段階で知らされていなかった”では済まされないのではないでしょうか？	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周

表 7-1-2（385）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1342 （続き）		知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1343	1.大気環境への影響について エネルギー回収施設の稼働に伴う排ガス（ばいじん、窒素酸化物、ダイオキシン類等）が周辺住民の健康や農作物への与える影響について、より長期的かつ最悪条件を想定した評価が必要であると考えます。 2.水環境、地下水への影響について 上益城地域は地下水涵養や農業用水に恵まれた地域であり、施設稼働に伴う排水や事故時の流出が、地下水および河川へ与える影響について強い懸念があります。地下水汚染防止策、監視体制、万一の事故時の対応計画について、住民に対する十分な説明と情報公開を求めます。 3.生活環境交通、悪臭への影響について、通学路や高齢者の生活動線への配慮が十分になされているか、再検討をようぼうします。	施設の稼働に伴う排ガスの影響は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、本事業により、農作物への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 その他、悪臭や安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価しています。
1344	要約書：P10 表 2,2-1 対象事業の規模－処理能力 1,430t/日について 意見書：上記、処理能力 1,430t/日の産廃トラック台数を推測すると１０ｔトラック１４３台分に成る。これが御船町の通学道路や生活道路を走り回ると思うと住民生活は破綻する。稼働時の交通規制として、車両台数規制と時間規制が必要である。 記１，産廃運搬車両は４ｔ～１０ｔまでと規制する、１０ｔを超えたトラックは使用しない。 ２．車両運行時間、焼却場施設４ｋｍ以内の運航時間（一日４時間以内）朝５，００～７，００迄の間、夜８，００～１０，００迄の間、 ３，１０ｔトラックの運行台数は８台/１日とする。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1345	要約書 P2、第２章対象事業の目的及び内容２，２，５主要な施設及び設備の概要(1)破棄物処理・エネルギー回収フロー上から 14 行目：施設では法令等で定める判定基準	法令等で定める判定基準（廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の判定基準）を超える有害物質には、砒素又はその化合物、カドミウム又はその化合物も含まれています。基準以下のものは通常

表 7-1-2（386）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1345 （続き）	を超える有害物質を含む破棄物、PCB 破棄物、水銀破棄物、アスベスト及び放射性破棄物等は取り扱わない。と要約書に記載されている。 P76 配慮書で述べられた熊本県知事意見：事業の目的であるエネルギー回収施設等を核とした地域循環共生圏の形成において、周辺の環境に充分配慮する事で全国のモデル事業となる様に務める事。と述べられている。（記）意見書：上記の有害物資の中に下記物質を書き加えるべきです。下記物質は微量で国基準を満たしても全て扱わない事を明記する事。ヒ素とその化合物、カドミュウムと化合物、PFOA や PFAS 等のフッ素化合物、ガリューム、	の産業廃棄物となりますので扱います。また、有機ふっ素化合物やガリウムは当該有害物質には該当しません。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1346	要約書：P22 表２，２－６(1)エネルギー回収施設（焼却施設）の概要　一覧表の項目「廃棄物の想定内訳」汚泥 50ton/日上記について：記熊本の飲料水は地下水利用であり、川が流れ込む有明海は内海であり外洋と直に接していない事から、他県から汚泥の持ち込みは禁止して頂きたい。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1347	環境アセスメント手続きと並行して行われるべき地域住民への説明と合意形成が著しく不足しています。周辺自治会や利害関係者からの反対意見が多数ある中で、建設計画ありきで準備書手続きを進めることは、環境影響評価法の趣旨である「住民等の意見の反映」を軽視するものであり、手続きの正当性に疑義があります。アセスメントに様々な計測があり、基準値内だったと謳ってますが、そもそもその基準値が緩い可能性を感じました。どうなってるのか説明足りないと思いました。	比較している基準については、国又は地方公共団体による基準又は目標値などを採用しているため、基準値が緩いとは考えられません。
1348	環境を守るために反対いたします。ないほうが言いに決まっています	環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。

表 7-1-2（387）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1349	反対します。建設は他の地域でもできます。御船町である必要はないです。	事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。
1350	御船町に引越します。環境の面からも安全が 100%確保できないなら、反対です。白紙撤回を希望いたします。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1351	産業廃棄物を大切な水源に置く等、もってのほかです。廃棄する会社の方は住まない方だろうから関係ないとお思いでしょうが、いずれ我が身にも降りかかる事柄だと思いますが、いかがですか。自然は回復する迄に長い年月を要します。軽率に考えないで、地元民の事、自然の事をしっかりと考慮して下さい。どうぞ宜しくお願い致します	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1352	熊本の水はどんどん汚染されています。水は命の源。これ以上、熊本の自然を汚さないで下さい。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
1353	熊本は地下水 100%でまかなわれている。阿蘇山の山々に囲まれ、豊かな自然と豊富な湧き水、田畑と海に恵まれ、日本でも誇れる城を構えている。これらを守っていくには、産業廃棄物処理施設なんて環境破壊にすぎないことぐらい誰でもわかる。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1354	住民は反対したはずです。そして企業に売却して外部からなんて卑怯すぎる。	本事業は、自治体が保有する資産（土地や廃棄物処理施設）を当社に売却して廃棄物を処理するという事業ではありません。 本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。

表 7-1-2（388）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1354 （続き）		公民連携事業（民間活用）は、環境省が進める広域化・集約化の一つの手段として挙げられています。 また、事業計画地の土地所有者は上益城広域連合となりますので、上益城広域連合にて土木造成工事を実施し、造成後の土地を当社が上益城広域連合からお借りする形になります。
1355	貴重な水質の安全が疎かになるので建設は許せません。反対です	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1356	まずは、日本の国として、県として町としての今後の測定する約束や、何か出た場合の責任など明らかにしておく必要があること。こちらは、町の住人として熊本県人として水俣病を2度と出さないように、しっかり測定をして、世界共通で、基準も揃えてやって欲しい。県知事は地元の人ではないから、熊本を捨てたな、、と感じる場面が多々ある。しっかり今後、農地にこちらの生活圏の水をしっかり測定し、あきらかにするようにしてほしい。また、ピーファスも含めて、誰がいつ測定しなど全て明らかにしてほしい。熊本は地震の県。また、高いところから低い土地へ水は流れる。何かあれば低い場所にある農地、御船町、益城町の農業の補償などしっかり約束した上で、行う必要があると思う。今の国、環境省、県、町、企業の責任をどのようにしていくかなどもあきらかにしてから、行う必要があると思う。	大気質、土壌汚染、地下水、安全（防災）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1357	私は自然豊かな御船町で子育てを行いました。この自然を壊したくありません。私たちには、この地域の自然環境と水資源を次世代に引き継ぐ責任があります。将来にわたり影響が及ぶ可能性のある事業については、「問題が起きてから対応する」のではなく、「問題が起きない選択」をすべきだと考えます。	各環境要素については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（389）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1358	自然、環境は生き物にとって大切で、人にとっても相当な資産であり心身にとって大切なもの。一度崩れてしまえば相当な損失であり、戻すことができないものです。どうか慎重に計画し、説明と対話と、熟慮をオープンに重ねて欲しいです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1359	計画地周辺は山に囲まれた盆地状の地形であり、風が弱く大気が滞留しやすい特性があります。一般的な平坦地を想定した大気拡散シミュレーションでは、逆転層形成時の高濃度滞留等が過小評価される恐れがあります。現地の地形特性と気象条件（無風・弱風頻度）を精緻に反映した再予測を行うべきです。	大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、工事期間中は排ガス量がもっとも多く排出される期間、供用時は各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、事業実施区域周辺は山地が分布していることから、ERT PSDM モデルを用いて、地形の変化踏まえ予測を行いました。その他、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。
1360	上益城 5 町の産廃処理を行う規模として膨大であり、住民の理解と納得が得られていません。環境保全の見地から、本計画は見直し、または十分な再調査を行うべきです。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1361	事業者は「クローズドシステム」を強調していますが、想定外の豪雨やシステム不具合時におけるオーバーフロー（越流）の可能性と、その際の汚染防止策についての記述が抽象的です。「放流ゼロ」の前提条件が崩れた際の最悪の場合の例を具体的に示さない場合は認めるべきではありません。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、プラント排水槽に送り、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 敷地内に降った雨水が再利用水槽やプラント排水槽に流入する訳ではありませんので、仮に想定外の大雨が降ったとしても、再利用水槽やプラント排水槽がオーバーフローすることはありません。また、水槽からポンプで送水するだけですので、特別なシステムを組んでいる訳ではありません（システム不具合はありません）。
1362	住民への事前説明がなされた地元 5 町の一般廃棄物処理という性質の施設から、大幅に規模を拡大し、実質的にも産業廃棄物処理施設となる計画変更が住民の同意を適切になされない形で行われていることから、この計画に強く反対します。加えて、熊本の自然が育	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（390）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1362 （続き）	んできた貴重な水資源に対し、万が一の際の保全まで計画されておらず、このことからも計画の実施に対して強く反対します。このような進め方の計画で私たちの豊かな自然が破壊されることに強い懸念を感じます。また、計画の変更によるトラックなどの交通量の急激な増加に対し、住民の理解を得られているとは言えず、このような計画をその状況で進めることに対し、強く反対します。廃棄物処理施設がどこかに必要だとしても、今の計画には進め方も含め、強い違和感があり、そのまま実施されるべきではありません。中止してください。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1363	水俣病のようになってほしくない	周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1364	大気質への影響評価において、施設稼働に伴う排ガスだけでなく、搬入出車両（大型ディーゼル車等）の走行に伴う窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）の排出負荷を、施設周辺の通学路や住居地域において合算して評価しているか不明確です。移動発生源からの負荷を含めたトータルの大気汚染リスクを示してください。	本事業に係る騒音の予測評価については、熊本県環境影響評価技術指針及び既存の騒音評価手法に基づき「施設の稼働」と「廃棄物の搬出入」の影響要素ごとに予測・評価を実施しております。 また、ご指摘の二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、施設の稼働に伴う影響、廃棄物の搬出入車両に伴う影響のそれぞれの本事業による影響は、いずれもバックグラウンド濃度のほうが高く、予測結果は、環境基準を大きく下回っているため、複合的影響においても、影響は軽微であると考えられます。
1365	人は毎日水道水を飲みますそして貴方もその家族・大切な人もですそれなのに汚い水を流し続けて、大事な人の体にその汚い水が流れ込み続けても良いのでしょうか？貴方の子どもが産まれた時にその汚い水を飲ませ続けていけますか？人間も自然も共存しているのです！いけない事と心ではわかっていますよね？もう一度、1人1人が自分の良心に向き合えば自分がしている事が、わかるのではないでしょうか。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。
1366	上記の点について不明点・未評価項目が多く、環境への影響を適切に判断できる情報が揃っていません。環境保全の見地から、本計画は見直し、または十分な再調査を行うべきです。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1367	熊本の水を守りたい	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1368	御船に作るのはやめてください！とっても貴重な水源があります。本当にやめてください！	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴

表 7-1-2（391）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1368 （続き）		霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1369	上記の点について不明点・未評価項目が多く、環境への影響を適切に判断できる情報が揃っていません。環境保全の見地から、本計画は見直し、または十分な再調査を行うべきです。環境保全その全てが熊本県民の事考えないやり方に不自然さと不満を感じてます	「上記の点」というのが何を指すのかは分かりませんが、環境アセスメントの結果については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1370	上記の点について不明点・未評価項目が多く、環境への影響を適切に判断できる情報が揃っていません。環境保全の見地から、本計画は見直し、または十分な再調査を行うべきです。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1371	上記の点について不明点・未評価項目が多く、環境への影響を適切に判断できる情報が揃っていません。環境保全の見地から、本計画は見直し、または十分な再調査を行うべきです。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1372	上流域に廃棄物を…。万が一、自然災害が発生した時の事を考えていない！としか思えません。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1373	環境破壊廃棄施設は通常、大量の廃棄物を処理し、それにともなう騒音・空気汚染・水質汚染など環境への悪影響が懸念されます。この施設の建設は、周辺の豊かな自然環境や生態系に悪影響を及ぼす可能性があります。	大気質、騒音、水質、安全（交通）については、準備書「第８章調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制

表 7-1-2（392）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1373 （続き）	環境破壊について考えてほしい。健康への懸念産業廃棄物焼却施設から発生する化学物質や有害物質の放出は、住民の健康に悪影響を及ぼすことが否めません。特に、子どもや高齢者など、健康リスクが高い人々にとって危険です。大型車による事故増加廃棄物は大型車で運ばれます。登下校中の児童生徒の安全が懸念されます。	限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1374	熊本県御船町は、豊かな水資源と自然環境に恵まれた地域です。この環境は、地域の人々の生活だけでなく、農業や生態系、そして次世代の暮らしを支える大切な財産だと考えています。産業廃棄物処理施設の建設により、水質汚染や土壌汚染などのリスクが高まることを強く懸念しています。一度失われた自然環境は、簡単には元に戻りません。目先の利便性や経済性だけでなく、将来の世代にどのような環境を残すのかという視点を大切にし、この計画には反対します。tsmc の建設から、熊本の地下水位はみるみるうちに下がり、PFAS の検出量の増加により水俣病と同じ轍を踏むシナリオが描かれていることに恐怖しています。海外の方が水源を買い漁り、水の国と言われた熊本はもはや空前の灯火だと危機感を抱いています。どうか、今だけ金だけ自分だけの考えを改め、子孫のために、ミクロではなくマクロの視点からもう一度考え直して頂きたい。どうかお願いします。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 7-1-2（393）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1374 （続き）		万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1375	SDGS というのが掲げられ始めたのにそもそも生産の観点から見直そうとなっているはずなので廃棄場を増やす予算より今ある廃棄場へその予算をまわす方が得策なのではと思います。	本事業は、廃棄物処理施設を増やすものではなく、上益城郡５町にある３ヵ所のごみ処理施設（益城クリーンセンター、御船甲佐クリーンセンター、小峰クリーンセンター）がいずれも老朽化により更新時期を迎えていることから、これら施設を廃止し、１ヵ所に統合する計画となります。 本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。
1376	絶対に自然を破壊しないで建設に反対です	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
1377	環境汚染のリスク・地下水・河川・土壌が汚染される可能性・事故や不適切な管理が起きた場合、回復が困難・自然環境・生態系への悪影響が準備書では十分評価されていない 準備書の内容が不備と考えます	大気質、土壌汚染、水質等については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、最大影響を想定し、予測を行っております。そのため、長期的おいても健康被害が生じることはないと考えています。また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
1378	熊本の環境を水を守っていくことが未来に対する責任です。これまでのこの恵まれた環境を壊してはいけない	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1379	熊本の世界でも貴重な地下水を汚すことに繋がる行為は、決して許されるものではないと県民をはじめ認識している。世界の人びとは思うはずです	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利

表 7-1-2（394）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1379 （続き）		用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1380	御船町住民として、この自然豊かな環境を守り、未来の子どもたちに繋げていくためにも、エネルギー回収施設事業に反対します。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
1381	水くみを行っていて、飲水にしているので汚染を止めたい。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1382	水資源は未来の町民の健康、生命にかかわる重要な事柄です。産業廃棄物処理についてもう一度考えてもらいたいことです。できることなら一部の関係者によって決定されるのではなく町民の投票みたいな形で決定されることを望みます。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡５町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 事業の適否を判断するのは上益城郡５町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡５町であり、基準となる判断材料（環境アセスメントの結果）を提供するのが当社の役割であると考えています。

表 7-1-2（395）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1382 （続き）		それら判断基準や適否の結果については、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にて公表されるものと考えています。
1383	御船町の豊かな水資源と自然環境は、地域に暮らす人々だけでなく、これから生まれてくる子どもたち、そして多くの動植物の命を支えています。産業廃棄物処理施設の建設によって、水や自然が汚されることがあってはなりません。子どもたちに美しい日本を残すため、そして日本の自然と動物たちを守るため、この計画の中止を強く求めます。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1384	建設に反対いたします。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1385	建設に反対いたします。交通量が多くなり渋滞など他の地域でもみられています。土地の価値の低下。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1386	御船町の住民への説明が足りていないので明確な事を住民ファーストで建設するべきだと思います。又、水源に近い場所であるので、一度汚染してしまった自然は、戻らない事を知ってほしい。	水源について、廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1387	人間がごみを出しているいじょう、ごみの施設は必要になってしまうけど、施設を設置するにおいて、必ず行わないといけない事があると思うので、それを行う義務・責任は必ず果たすべきだと思う。御船町住民へのしっかりとした内容の説明会の実施。水の保全に対する、対策や工夫。水や自然の汚染は、一度汚染されたら戻らない。公害になってからでは遅すぎます。どうか、熊本、日本、地球の自然が守られますように。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。

表 7-1-2（396）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1387 （続き）		計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1388	私も日常生活でゴミを出す側であり、難しい問題だとは思いますが、立地予定地近くに住む住民の方達の理解を深め安心した環境で暮らして頂けるような努力を常に続けて頂ければと思います。後、小学校や保育園等の通学路等への影響を懸念しています。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 各学校関係者へヒアリングした結果、マミコゥロードを通学路としている児童はいないとのことでしたが、ご意見を踏まえ、評価書では、マミコゥロードを通学路とする児童を想定し、予測・評価を行います。
1389	生きる上で一番大切な水を未来の子どもたちのために残したいと思いますので、しっかり厳しめに調べて慎重に進めてほしいと強く思います。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観

表 7-1-2（397）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1389 （続き）		の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 各学校関係者へヒアリングした結果、マミコゥロードを通学路としている児童はいないとのことでしたが、ご意見を踏まえ、評価書では、マミコゥロードを通学路とする児童を想定し、予測・評価を行います。
1390	熊本の水をもっと未来の子供達のために守ってほしい。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1391	自然環境を守ってほしい！！	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
1392	事故が起きた際どうするかを明確にしてほしい。	万が一、事故を起こした場合は、原因究明とともに再発防止策を関係者で共有するとともに、当社が責任をもって対処いたします。
1393	処理施設にやましいことがないのであれば県民に十分な情報を開示すべきではないでしょうか。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。

表 7-1-2（398）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1393 （続き）		説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1394	住民、県民との合意けいせいが出来ていますか？せつめいが十分だと思いますか？私は、このままでは、反対です。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2㎞ の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1395	未来の子どもたちの環境について不明な部分あります。心をよせて頂きありがとうございます	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1396	5 町が購入した土地は、一般廃棄物処理施設用なので別の話として用地獲得からやって下さい。	事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年 5 月 17 日に

表 7-1-2（399）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1396 （続き）		開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡5町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1397	住民そっちのけで県や自治体首長や企業が秘密裏に推し進めた今回の計画に断固反対します。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1398	熊本県知事意見書の中に、地域住民への事業内容の周知、既存の廃棄物施設における環境への影響の情報提供を行うとありますが、十分な説明・周知がされていません。平常時ではなく、地震等、様々な想定される事態をふまえた影響についても、丁寧に説明をしていただきたいと思います。	事業内容や既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。 自然災害について、建築物は、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があり、各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止すると考えます。
1399	住民への説明が足りていないので公聴会を開いてほしいです。	熊本県環境影響評価条例第19条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
1400	知人を通してこんなひどい話があるのかと驚きました。正しい説明もなく、環境に大きく影響を与える所が進んでいるなんて。私は御船町が好きです。そこに住む方々への説明責任、安全に暮らせる保証はあるのか。もしかしたら1つも大きく被害がでるような事だと感じ、許せません。正しい情報と安全な環境作りを目指してほしい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概

表 7-1-2（400）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1400 （続き）		要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和８年１月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1401	・大気汚染物質の影響予測に対して、設備トラブルや異常運転時といった不確定条件が十分に考慮されていない。 ・大気汚染物質による健康影響について、子どもや高齢者などの人への影響が十分に検討されていない。	大気質については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1402	学校で SDGs を学び、環境を大事にしないといけないと思います。身近な御船町で環境がこわされることはあってはならないと思います。大人の人が自然を守ってほしいです。	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。 自然環境や清浄な水を次世代へ引き継ぐべきとの思いを真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、必要な環境保全措置と継続的な監視を行うことで地域の自然環境を損なうことのないよう努めるとともに、住民の皆さまと協力しながら丁寧な情報提供と説明に取り組んでまいります。
1403	施設周囲の測定計画 現在の保水量で未来の使用水量はどのようになるのか明確にしてほしい。「水の国」熊本県が砂ばく化するのが現状でみえてきてます。本当に必要ですか？今さえ良ければで他の国は砂ばく化してますよ、まねしなくていいのでは	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和２年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約１億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
1404	ゴミ処理施設が出来ることで安心なのではなくゴミが出ないようにしていく方針を模索する方が先ではないか。	ご指摘のとおり、現代社会における廃棄物の発生抑制や削減、その適正な処理は、行政・企業・そして私たち一人一人が共に取り組むべき重要な課題であると認識しています。 本事業においても、単に廃棄物を処理するだけでなく、環境負荷の低減や資源の有効活用を目指し、持続可能な社会の形成に貢献できるよう努めてまいります。
1405	大気汚染物質による健康への影響について、大変心配しておりますこれからの世代・子供たち、病気のある方などにどのくらい影響があるか、きちんと検討して欲しいと思います	大気質については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1406	きれいな水ときれいな土と豊かな生き物と自然な環境を残したいですね。	各環境要素については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（401）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1407	・地域住民に対し充分な説明がない。 ・意見交流する機会がない。 ・地域住民以外にも、影響があるが、充分な説明がされていない。 ・環境や災害が起こった場合のリスクマネージメント、対応について充分な、検証、説明がされていない。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1408	①一般廃棄物と産業廃棄物は別にするべき ②処理施設の目的が途中で変わったことに不信感がある ③そのことに対する住民に対する説明が不十分 ④一般廃棄物であれば全く問題ないむしろ応援したい！（自分たちのゴミは自分たちでという考えは全国に広げるべき） ⑤元々の計画へ戻されることを希望します。（一般廃棄物処理施設へ）	自治体が整備する循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設では、例えば、当初 100 t /日規模の焼却施設を建設したとして、将来、人口減少や更なる分別・リサイクルの徹底により一般廃棄物の発生量が減少し、仮に 50 t /日となった場合、安定的かつ効率的な施設運営を継続することができなくなります。この場合、例えば、減少した枠を活用して産業廃棄物を補填することはルール上できないとなっています。 一方、本事業は、本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t /日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 本事業により、ごみの分別やリサイクルをしなくても良いのではなく、これまでと同様あるいはそれ以上に、ごみの分別やリサイクルを推進していただきたいと考えています。 熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（402）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1408 （続き）		説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1409	水道水、我々が住む環境の破壊にならないのか、心配でならない。対策すれば良いのではなく…自然を守ることに従事してほしい。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1410	①地元住民はもちろんのこと、県民にもしっかり説明をしてほしい。 ②当初の計画とはちがう計画に話が変わってきているのが理解できない。誠意を持った対応をしてほしい。 ③10 年後、30 年後、100 年後の水の質をどう保障する気ですか？水の源に処理施設を作ることはまちがってると思う。 ④1 度、立ち止まる勇気を持ってほしい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に

表 7-1-2（403）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1410 （続き）		各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 地下水（水象）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価します。
1411	①当初の計画から、規模拡大されているが必要性や環境に対する負荷等、再検討されたい。 ②未来に残す自然環境を今一度考え、今、立ち止まるべき所で、止まり、取り返しのつかない事にならないようにして頂きたいです。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t / 日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1412	気候変動が激しい昨今に対して充分な対応措置を具体的に示してほしいです。	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1413	当初地域の公的事業のゴミ処理場のはずが、いつの間にか何十倍もの規模の巨大産廃施設になり、一般企業が入った経緯を明確にせず住民や元地主の納得を得られないまま進めようとしている。それが罷り通るのはおかしい。水源のすぐ上の地区でもあり、特に災害時などの水汚染リスクや地下水枯渇リスクは当然大きい。一旦白紙に戻して計画し直しが必要と考える。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に

表 7-1-2（404）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1413 （続き）		各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 地下水（水象）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価します。
1414	土壌及び地下水の調査項目として、内容が不十分だと思います。重金属類など追加する必要があるのでは？又、現在考えられていない不安物質が問題になった際は、その都度必要に応じて項目を追加できるようにしてほしいです。	重金属類については、可燃物に金属くず等が異物として微量に混入する程度であり、排出ガス経由での土壌への影響はほとんど無いものと考えますが、排出ガスの法規制値が定められている水銀については、土壌の調査項目に追加しました。 ヒ素やカドミウムなどは、焼却工程において飛灰に付着・濃縮される特性があるため、これらはバグフィルタでほとんど除去できます。 地下水については、環境基準項目の他、水道水質基準項目についても調査を実施しています。
1415	当初の計画 5 町の為の公的事業がなぜ一般企業の巨大な産業廃棄焼却になったのか、経緯の充分な説明がほしい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
1416	地下水、雨水、再利用水に関し水量の調査、予測の根拠を示してほしい。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110m と予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は 1 年間実施しています。 雨水、再利用水については、予測の対象としていません。
1417	熊本県では、こども・若者がキラキラ輝き、県民が子育てに夢をもてる「こどもまんなか熊本」を実現させる計画があります。そのなかに、重要事項として「水俣病等を通じた環境教育の推進」とあります。 今回のゴミ処理の施設について、当事者であるはずの地域住民子ども達へと十分に情報	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観

表 7-1-2（405）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1417 （続き）	が伝わっていません。公聴会を丁寧にひらいてほしいです。 この計画には“こども、当事者からの意見も多くいただきたい”と、当事者（地域住民など）を大事にする必要性も強調してあります。	の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
1418	産廃処理施設を作ることで、本当に、飲み水や周辺への環境にどのぐらい影響あるのか、影響範囲が非常に広いと思われるが、素人にその安全性、リスクを理解できるように説明会や資料などでもっとわかりやすく示して欲しい。一度作って何らかの影響がでてからでは、遅い、とりかえしがつかないため、もっと慎重に、丁寧に進めていって欲しい。また、熊本は半導体工場の建設も進んでおり、台湾など海外の事例（現地で起きている環境汚染、住民への健康被害なども示して欲しい。熊本県は水俣病での公害の歴史があることから、同じことを繰り返してはならないし、本件に関する住民説明の過去も注目されることから、その点も含め、一度計画はなかったことにして、1 から計画について説明を行い、練り直すべき。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 また、大気質、騒音、振動等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1419	子どもです。（小学生）ゴミしょり場ができるときいてとても×100 おどろきました！そんなことが信じられるわけありません。私たちが大変な目にあうからです。 子どもにも分かるように「意見」「理由」「こんきょ」で話してほしい。 説明会をたくさん行なってほしい。なぜなら水俣病の学習をしたときに、「もうこんなことになりたくない」と思ったから。 しょう来水がきたなくなったり、空気がきたなくなってこまるのは、私たち子ども。 私たちが大人になってその孫にもおいしい水、空気をすってほしい。ゴミしょり場がで	大気質、土壌汚染、安全（交通）等については、準備書「第 8 章調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 TSMC では、日本の規格以上にマテリアルリサイクルを推進しているので、TSMC が自ら発生する廃棄物を焼却することは基本的に考えておられません。そのため、TSMC で発生する廃棄物は本事業では受け入れません。

表 7-1-2（406）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1419 （続き）	きたらたくさん車がくる。未来を生きる子どもの通学路まであぶなくなる。 TSMC（どの事務所のどんなごみを処理するのか子供にも分かるように示してほしい。）の工場で何の化学物をしょりしたり、かいしゅうしたりするか？どんな子どもにもちゃんと分かりやすく説明してほしい！！！！！！ ゴミしょり場をなくしてほしい！（しょう来のことも考えて公害なんて起きないように）	
1420	「こどもまんなか熊本」の実践にむけた重要事項に以下のように明記してあります。熊本県が掲げる行政の指針であるため、これを県民全体で大切にする必要があります。 「熊本の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくため、個人、事業者、団体、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら連携、協力して環境問題に取り組んでいきます。」（下線部は書き手加筆） ・この計画は、最初一般廃棄物処理施設として募集した土地だとされています。住民や町議会にもしっかりと説明なしで進めていては、上記の県の基本方針（しかも重要点）と相違しています。信頼関係ができていません。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡5町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1421	この施設の近くにあるフリースクールに、町外から、お世話になっている子どもがいます。ぜん息もちの子どもが安心してすごせるため、通っています。交通量が多くなったり、排煙の影響があったりすることを大変心配しています。 自然が豊かな御船町だからこそ、子どもたち、病気をもった子たちの受け皿でもあります。 また、熊本市の江津湖には国の天然記念物に指定しているものや環境省レッドリストに指定されているものも数多く存在します。水は雨水にもなり、同じ県内の生き物達への影響はゼロだといえるのでしょうか？天然記念物がなくなってしまいませんか？	大気質については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1422	6-337 方法書についての知事意見 地域住民に対し事業について周知を図るという所、まだ、知らない住民がほとんど。事業内容が、まだ最初の計画の認識しかない。2町以外のまだ説明会をしていない3町でも説明会をしてほしい。説明会のあった2町でもまだ周知ができていない。周知した上で住民が意見を言える場を作ってほしい。公聴会をお願いします。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。

表 7-1-2（407）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1422 （続き）		公聴会については、熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。
1423	6-337「既に稼動中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めること。」 全国で既に稼動中の同じような施設例やそこでの周辺環境の情報が説明されていない。12/25 説明会で■■氏が事故実例を写真を出して聞いていたが「知らない」と返答。住民が一番心配するのは事故が起きた場合、どう対処するのか？ということではないか。今の準備書は不十分の内容です。	説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。また、既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。
1424	6-337 知事意見の(4) 「廃棄物の搬入に用いる車両の台数により環境影響が変化する項目（騒音、振動等）の予測に当たっては、年末年始等一般廃棄物の搬入車両が増加する時期を対象時期とする必要がないか検討すること。」と(3)の年間の平均的な状況が把握できる時期に調査を実施するという所一番一日でも時間帯で多い時間に調査してください。調査回数も増やしてください。時間帯 9 時 1 日と 17 時と前回あったが今回なし。平常時ではなく、一番混雑する時間で 660 台積み下ろしも含めて可能なのか実証検査してください。	交通量調査は、平均的でない時期に調査した場合に、その状況は多岐に渡り、その日の交通量が適正であるかの判断が極めて困難となります。環境影響評価においては、一般車両の走行台数の変化は、本事業に起因するものではありません。そのため、予測においては、一般車両の走行台数は、平均的な状況の時期に調査を行い、その台数に、平常時と繁忙期の廃棄物の搬出入車両の台数をそれぞれ加算したうえで予測を行っております。
1425	環境破壊を考え水源近くでするべきではないです。子供達の未来のために反対いたします。0 に近くない限り反対。一生住む場所であるなら長年、排気に悩まされる場合もあります。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1426	これから御船町に住む予定ですが、地元に負担がありすぎです。これから発展する御船町を家庭ゴミではなく産業廃棄物処理場とか外部のゴミ処理の場にしていいわけはない。あり得ない。建設するなら将来的に引越します。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1427	長く住む方々の事を考えるとこれから発展する御船町にすべきではないし、長く住んでる方は引越しもできない。環境に影響もゼロではないならすべきではない。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1428	環境を守るために反対いたします。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1429	マミコウロードを産業運搬車が片道 330 台、往復 660 台も通行するとされており、交通容量以前に安全性が深刻に損なわれる。通学路であり、この交通量は日常的な危険を生じさせるものであり、交通影響評価は、時間帯を含め、再調査をお願いしたい。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1430	マミコウロードについて、「児童の利用はない」と記載されているが、実際には約 10	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御

表 7-1-2（408）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1430 （続き）	人近い児童が日常的に通学路として利用している。これは、調査方法が著しく不十分であるし環境影響評価として重大な問題である。交通安全対策や大型車両の通行計画を検討する上での前提条件であり、この条件が誤っていれば、その評価は成立しないです。再度事実を正確に調査していただき、再評価をお願いしたい。	船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
1431	大気汚染物質による健康影響について、 子どもや高齢者などへの配慮が足りていないように感じる。環境基準値を下回る場合であっても、長期的、慢性的曝露により健康影響が起こる可能性は否定できない。通学や野外活動、日常生活の場を考慮した評価が欠けている。住民の健康保護の観点から、大気汚染に関する調査、予測、評価を見直すべきである。 影響予測は平常時及び平均的な気象条件を前提としており、逆転層発生時や無風時、設備の異常時など不利条件への配慮が十分とは言えない。累積影響や長期曝露の観点から再検討をお願いしたいと同時に住民の血液検査などの実施も継続的にお願いしたい。	環境基本法第 16 条に基づき設定される環境基準は、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されています。 この基準値は、単に「健康な成人」を対象としたものではありません。中央環境審議会等における専門家の審議を経て、乳幼児、高齢者、呼吸器疾患を有する方々などの「感受性の高い層（ハイリスクグループ）」が長期間にわたって曝露されたとしても、健康への影響が出ないよう、科学的知見に基づき十分な安全率を見込んで設定されています。 したがって、予測結果が環境基準を下回っていることは、行政上の目標を達成しているのみならず、医学的・公衆衛生的な観点からも、対象地域の住民の皆様の健康が十分に守られる水準であることを意味します。 また、大気質については、長期平均濃度だけではなく、上層逆転層発生時、逆転層崩壊時など、一時的に高濃度となるケースの短期平均濃度も予測しています。
1432	熊本のキレイな水が本当に守られるのかしっかりしんじつを住民に伝えて水を守ってほしいです。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1433	計画が一般ゴミ施設から巨大産廃複合施設に変わったことで、話が違うと思います。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1434	第 5 章 5.1.1-[全体事項] (3) 知事意見「事業により設置される各施設に起因する影響因子による複合的な影響を予測および評価すること。」とあり、それに対する事業者見解[表 5.1-1(1)]では「各施設に起因する環境影響について、それらを複合的に調査・予測・評価を行います。」複合的に判断するために、以下の点について「具体化」「義務化」を ●各施設で監視されている影響因子の測定地点や頻度 ●第三者測定の導入 ●基準値、注意値、警戒値の三段階で管理 ●超過時の是正措置と運転停止判断基準 まずは、各施設における測定値をきちんと把握した上で、確固に是正する仕組みを明確なリストとして作成し、実効性を持たせる必要がある。国内外の既存の類似施設で起きた事故、訴訟、周辺環境への影響を確認することで、本事業において確認すべき影響因子の洗い出しや、どのような健康被害が起こるのかなど、事前の観察すべき指標も具体化できると考えられる。その上で、各施設で「具体	大気質、騒音、振動等の予測・評価に当たっては、全ての施設からの影響を見込んでいます。 また、事後調査についても、施設の稼働が安定し、全ての施設のフル稼働時での影響を正しく調査します。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。

表 7-1-2（409）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1434 (続き)	化」、「義務化」された条件を活用することで、複合的な影響を軽減するのに効果的な対策を立てやすくなると考える。	
1435	第5章 5.1.1-{全体事項} (2) 知事意見「廃棄物処理施設関連事業の実施は、地域住民の理解が重要であるため、方法書以降の環境影響評価において、説明会等で丁寧な説明を行うよう努めること。」とあり、業者見解[表 5.1-1(1)]とより「本事業を進めるにあたっては、説明会等で丁寧な説明に努めます。」とされていますが、現状、説明会の日程、開催場所、内容について、事業者からの一方的な定時に終わって質感が強く、大変残念です。ただし、住民側からの意見で、意見書提出締め切りが当初の 1/9(金)から 1/19(月)まで延長されたことは、素晴らしい事だと思います。 とは言え、内容が単なる測定値の提示で終始してしまい、今後に関しての説明が少ないと感じます。全国のモデル事業をうたっているのであれば、事業者だけでなく、自治体や第三者機関できちんと協議する。通常運転中や異常値を検出した時点で、どのような報告・連絡・相談を、誰といつ行うのか、明確にしておく必要がある。 各物質の基準値を超えたかどうかだけでなく、測定値の上昇の仕方によっては、それ以前でも警報を発する必要がある。住民への公表は、測定により、即時公開、事故には即時対応。24 時間の監視体制、連絡網の構築。監視・対策費用は、全額事業者負担とか。地域住民等が	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
1436	第6章 6.2.1{全体事項} (2) 、第9章 知事意見「準備書の作成に当たっては、事業計画をより具体化するとともに、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、可能な限り、環境影響を回避又は提言すること。又、事業計画について未確定の事項は、想定される案を記載する等、わかりやすい記載に努めること。」環境保全措置については、対策の列挙がち有神で、具体的な拘束力がないため、実際に保全できるかどうかは、心許ない報告になっている。具体的な数値目標や停止条件が、大気質、騒音振動、低周波、悪臭について定められていない。上記の苦情に対する具体的な解決策への言及も不明。調査も行われているが、その地域に生息する動物や住民は、その環境に二十四時間 365 日晒され続けるという前提を軽視してはならないし、それにより引き起こされる健康被害等の可能性は、原因の特定がむづかしい場合が多いので、全国に先駆けたモデル事業を歌うのであれば、より一層、それら対する対策も立てておくべきであると考える。水俣病の二の舞にしてはならないという戒めを、事業者。自治体、地域住民それぞれがきちんと心に刻んで、お互いに協議して対策を練るべきであろう。生態系や景観についても、工事範囲の最小化への配慮、夜間の照明への配慮や、植栽による植生の変化について、評価が曖昧で、達成目標や評価方法が不明確である。本当にこの規模の施設が必要なのか、もっと小規模でも効率の良いものができるのではないか、本当に必要な設備・機能は何かを追求するこ	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 具体的な数値目標は、準備書「第 2 章 対象事業の目的及び内容」に記載した排出ガス濃度の自主基準値や、準備書「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に記載した国又は地方公共団体による基準又は目標とします。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。ご意見や苦情につきましては、住民相談窓口を常設し、真摯に承ります。 万が一、周辺環境に甚大な被害を及ぼすような異常事態が発生した場合には、原因を究明し安全が確認されるまで、対象となる設備の稼働を一時停止、または制限する措置を含め、迅速かつ適切に対応します。

表 7-1-2（410）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1436 （続き）	とを怠ってはならない。議論を尽くしてほしい。	
1437	自然の豊かな地域で、エネルギー回収施設などの設置事業を推進する必要があるのか。一度汚染された自然は、元に戻すのに膨大な手間と資金と時間が必要となり、生きていく上で必要不可欠な水や大気、食の安全が脅かされて、慢性的な健康被害では、医療費の増大、健康な働き手の確保が困難になり、生活の困窮すら目前に迫る危険性を含んでいる。生活ごみの焼却施設であれば、現行の老朽化しているものを、最新の技術と丁寧な分別回収により、今以上に減量させ、効率的な焼却も可能であろうが、このような複合型の大規模施設が本当に必要なのか。 全国からの産廃ゴミを回収してのエネルギー回収施設は、産廃ゴミの分別処理の手間と費用とその後販売単価等、施設運用にプラスになるのか。発生させたエネルギーの利用形態はどのような形なるのか、どの程度の範囲まで利用可能エネルギーとして届けることが可能なのか。苦労して集めたり作った割には、使えないものは多く存在する。稼働させればさせるほど負荷が増える可能性はないのか。もう少し厳しい目で、建設から稼働まで、施設の維持費、産廃ゴミや生活ゴミの搬入にかかる費用、必要な人件費、各施設の管理のための諸費用とあらゆる条件を含めて、費用対効果も含めて詳細に検討すべきだと考える。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t /日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 熊本県内を集荷エリアのメインとすることで、ローカルでの地域循環共生圏が形成されると考えていますし、そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えています。 余剰電力は、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.15　温室効果ガス等」に示したとおり、約 4,500 万 kWh/年（発電量−電気の使用量）を見込んでいます。 施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。 施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。
1438	12/25 説明会資料 P.466. 調査、予測及び評価の結果③悪臭があるが、 準備書 P.337 の知事意見にあるように「現在稼動中の廃棄物処理施設における周辺環境の状況などの情報も含めて説明会等において丁寧な説明に努めること」に対し国際航業の環境担当部長は一切情報を取っていないと断言しました。このことは準備書としての情報不足であり準備書が不完全であることを認めています。未評価準備書の改訂を強く求めます	既に稼働中の廃棄物処理施設における情報については、当社の出資企業である大栄環境の紹介ビデオ（大栄環境のホームページで誰でもご覧いただけます）を説明会の冒頭で放映することで、施設における取組事例を紹介しました。

表 7-1-2（411）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1439	12/25 の説明会資料 P.15 には方法書に対する意見と事業者の見解として意見書 207 通意見総数 2138 件とあるしかし今回の準備書では事業者の見解が述べられているのは 1024 件に過ぎない。総数 2138 件 1024 件のみの答えでは差の 1114 件の内容・見解はどのようなものか開示願いたい。	方法書に対する意見のなかで、同意見も多くあり、同意見を集約したため 1024 件となっております。なお、同意見については「同意見他○件」として記載し、整理をしております。
1440	12/25 説明会資料 P.88 調査、予測及び評価の結果⑮安全 対象事業実施区域内交差点の交通混雑度の指標では問題の無いような記述があるが本質的にはマミコウロードの片側一車線に大型車をはじめ 660 台が毎日（方法書の段階では 9:00-17:00 の間という説明だった）通るわけでこれは交差点の問題ではなく、通行量の問題であり通行量としての 1 日 660 台が実地でどうなるか建設着手前に実証実験必要である	ご指摘の実証実験は行う予定はありませんが、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1441	12/25 報告書 P.28-P.59 の調査、予測及び評価の結果がまとめられていますが、住民にとっては QOL として、現状の状況に比べ悪化させないことか守らなければ建設には賛成できないのでまずは現状のデータ把握、建設前の定点観測値などを測定しておき、建設後のデータと比較できるようにすべきです	現況調査の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載しています。
1442	本計画は、御船町周辺の局所的な環境影響にとどまらず、熊本県全体の水環境、産業基盤、地域経済、社会的信用にまで重大な影響を及ぼす可能性があり、環境の保全の見地から強い懸念を抱いています。 まず、本計画地は地下水涵養域に位置し、熊本県の貴重な地下水資源と水系に直接関係する地域です。熊本県は生活用水の大部分を地下水に依存しており、一度水環境に汚染や不安が生じた場合、 その影響は長期かつ不可逆的となります。準備書においては、事故や災害時を含めた最悪ケースの想定や、長期的な蓄積リスクについて十分な評価がなされているとは言えません。 さらに、本計画の下流域には、嘉島町に立地するサントリー熊本工場（サントリーホールディングス株式会社）が存在し、「サントリー天然水」をはじめとする全国流通の飲料製品が製造されています。 これらの製品は、熊本の地下水の清浄性を象徴する存在であり、全国の消費者に「熊本の水は安全でおいしい」という強いイメージを形成してきました。仮に本計画に関連して、有害物質の混入やその疑念が生じた場合、実際の健康被害の有無にかかわらず、製品回収、操業停止、ブランド価値の毀損といった深刻な経済的影響が発生するおそれがあります。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1443	続く熊本県は、70 年前の水俣病という重大な公害の歴史を経験しており、「水の汚染」というイメージが再び全国的に想起されることの影響は計り知れません。一度形成された負のイメージは容易に払拭できず、県全体の社会的信用に長期的な影を落とすことになります。 また、水環境への不安は、飲料産業にとどまらず、熊本県が全国で長年築いてきた農作物の安全性・高品質という評価をも大きく毀損する可能性があります。熊本県の農業は、	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。

表 7-1-2（412）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1443 （続き）	豊富で清浄な地下水を基盤として成り立っており、水に対する信頼が失われれば、たとえ実害が確認されなくても、風評被害による価格下落、取引停止、販路縮小など、農業全体に深刻な影響が及ぶおそれがあります。農業は回復に長い時間を要する産業であり、その影響は地域経済、雇用、後継者確保にも波及します。 近年、阿蘇地域における大規模太陽光発電施設による景観破壊への懸念や、半導体関連工場進出を巡る水資源・環境負荷への不安などが全国的にも報じられ、熊本県の環境イメージは決して安定しているとは言えません。そのような状況下で、水源に関わる新たな大規模リスクを内包する計画が進めば、熊本県全体のブランド価値と将来の経済発展に深刻な影響を与えることになります。 熊本は、くまモンの誕生や熊本地震からの復興を通じて、全国的な知名度と好意的なイメージを積み重ねてきました。しかし、水に関する不安や汚染の疑念は、それらの努力を一瞬で失わせかねません。一度失われた「水の安全」への信頼は、回復に極めて長い時間と社会的コストを要します。 環境の保全とは、自然環境の保護にとどまらず、その環境に依存して成り立つ産業、雇用、地域の信用、将来世代の生活基盤を守ることを含む概念です。本計画が熊本県全体のイメージ、農業・食品産業、観光、移住促進など将来の経済に与える影響について、総合的かつ慎重な評価が行われない限り、本計画の安全性は確認できず、環境保全の見地から容認することはできません。	
1444	熊本県は「こどもまんなか計画」を作成しており、知事もこれを重要課題として取り組むといっております。 そこには、「特に、こども、若者や子育て世代にとって安全、安心で快適に過ごせるかという視点に立って通学路を含めた道路の安全対策・・・」ということが記されています。学校や保育所、フリースクールへ通う子どもたちの安全、また空気や水質といった部分での十分な周辺児童、こども達への説明はできていません。 県の基本方針としっかり合わせてほしいです。当事者の意見をきくためにもまずは公聴会、住民への説明を丁寧にしてほしいです。 うらへ また、「こどもまんなか熊本」では、子ども・若者の意見を政策へ反映させることを推進しています。ゴミ処理にまつわる施策は、将来のこども達へと影響が大きいです。 水俣病の被害が胎児へとあったように、環境問題に関わることは特に子ども達の存在、意志を絶対的に無視しないでほしいと思います。 実際に子どもの意見として「熊本の水や自然を大切にしてほしい」というものはでていたようです。 「こども、若者が意見を表明し、社会に参画できるように、こどもや若者が理解しやくアクセスしやすい多様な方法でこども施策に関する十分な情報提供を行うとともに、意見表明を行う際にも必要な支援を行うように努める」ということが明言されています。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。

表 7-1-2（413）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1444 （続き）	ゴミ処理や処分場のことは、子どもの未来に関わる重大な子どもに関する施策だと思います。	
1445	熊本の水は素晴らしい と全国に、世界に向けて、大西市長自ら売り込んでいる現状、県外からの出張の帰りには、必ず熊本の野菜を買って帰るんですという知り合い。食は生きることの基本です。 ごみ焼却施設であれば、減らす努力やごみに関する学びもしながら、少しずつでも減らす、安全性、日々の暮らし、環境に配慮して再生、リサイクルの方向へと努力目標をあげ、新たな一歩…も、積極的に推しますが、いきなりのエネルギー回収施設併設も含む計画。 裏面につづく 現状では、エネルギーを生み出すため、原料である廃棄物の量は？種類は？有害な焼却残渣の保管、無害化の技術はどこまで進んでいるの？みんなが安心安全な施設を作る建設費用は？施設維持のランニングコストは？ 県外からの産廃ごみまで想定されているのであれば、ことは上益城地域だけの問題ではなく、熊本県全体で考えるべき課題であると考えます。 水俣病のような健康被害を出さないように、熊本に来たら元気になって帰れると、そこまで誇れる熊本県になってほしいです。最先端といいますが、すべての元は体力です。頭を使うにも、物事を形にするにも、体力がないと踏ん張れません。 今ある水や自然、食べ物は、世界を見回しても、今後さらに資産価値も上がっていくこと間違いなしです。目先の利益に惑わされず、百年先も、千年先も、みんなが元気に安心して暮らせるためにも、きちんと納得できるレベルまで意見を出し合いたいです。結果ありきではなく、世界初の誰もが納得できる、生きるための仕組みづくりにむけ、お互いに意見を出し合いましょう。	施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡5町にご負担いただくことはありません。上益城郡5町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 本事業により、ごみの分別やリサイクルをしなくても良いのではなく、これまでと同様あるいはそれ以上に、ごみの分別やリサイクルを推進していただきたいと考えています。 環境アセスメントの結果については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。 住民の皆様からいただいたご意見は、方法書、準備書、評価書に掲載し、事業者の見解を示しています。
1446	御船町在住の知人から話を聞きました。 5町民にきちんとした説明がないまま勝手にゴミ処理場の計画が進んでいるとのことみたいで地域のゴミ処理の為にという言葉で説明しているのに、外部からの産業廃棄物を大量に受け入れるゴミ処理場の巨大施設として話が進んでいる矛盾。そして調べた所、巨大施設だった場合には煙突は100メートル以上の高さが安全の基準なのに検討されているのは、38メートルか48メートルの2択だということ。御船町の上野地区は盆地状になっており、風が抜けにくい地形なのに、焼却施設の排ガスや粉じんが滞留しやすい危険な状況を作り出そうとしているということ。準備書に今世界中で問題になっているＰＦＡＳの記載がゼロなこと。	大気質は地形も考慮して予測しており、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。なお、排気筒高さは方法書時に35mを採用しましたが、方法書についての一般の意見を勘案して、さらに大気質への影響の低減を図るため、49mを採用しました。 PFASについては、準備書「第6章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。
1447	続く 巨大ゴミ処理場が出来れば、一日に大型トラック660台が田舎の生活道路を通る想定もされている方もいて子供の通学路、高齢者の生活道路、農作業の道など日々の生活に危険が及ぶことは明らかです。 御船町は地震・豪雨災害の常襲地帯でもあるから	環境アセスメントの結果については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。 建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術

表 7-1-2（414）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1447 （続き）	災害が起こった場合、施設の貯留槽が破損汚水が河川に流出産廃残渣が周辺に漏れ出す焼却炉が急停止し高濃度煙が発生など、複合的なリスクが一気に増大したらどう対応出来るのでしょうか？どう責任をとれるのでしょうか？ そして焼却時に生まれるエネルギーは、一番最初の事業者説明会の時は、地域に還元すると説明会で述べていたと記憶します。それがいつの間にか事業者の利益に変わっていました。 何もかもが納得することが出来ません。このまま計画を進めていくのは憲法違反なのではないでしょうか？白紙撤回を求めます。	基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 余剰電力は、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.15　温室効果ガス等」に示したとおり、約 4,500 万 kWh/年（発電量−電気の使用量）を見込んでいます。 施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。このことは当初から変わっていません。
1448	熊本は日本でも世界中でも珍しい、地下水で生活用水をまかなう貴重な地域です。また、熊本の農業・畜産が発展しているのは、阿蘇・菊池川流域に蓄えた豊富な地下水への影響が大きいことは周知の事実です。 産業廃棄物の焼却が大気に混じり、地下水の汚染につながるのではないか、結果的にこの地域の子や孫、その先の世代にとって負の影響を与えるのではないかということに強い危機感を感じています。 熊本は水俣市の一企業による有機水銀の排水が引きおこした公害を経験しました。いまだに公害で苦しみ解決していません。もっと早い段階で調査し対策していたら、もっと早く有機水銀の排水を停止していたら、病気で苦しむ人々も、責任の賠償に奔走する人々ももっと少なくて済んだと思います。 うらへつづきます。 続き→ どうか今回の建設計画を見直して欲しい。ちゃんと水俣病の前例にならって、大気や地下水への影響を考えてほしいです。もし汚染が深刻になって、苦しんだり、賠償責任をするのは我々だけでなく、後の世代もです。同じことをくり返さないで下さい。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 排気筒からの排出ガス中の大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。
1449	・土壌汚染による水質低下（地下水） ・マイクロプラスチック発生による大気汚染 ・ダイオキシン発生、PFAS 問題 ※以上の点の問題、再検証の必要性が有り	大気質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、土壌経由での地下水質への影響はほとんどないものと考えます。 マイクロプラスチックについては、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受入、処理、保管、車両への積込作業を行うことで周囲への粉じんの飛散を防止します。また、焼却施設からの排ガスについては、バグフィルタにより、マイクロプラスチックを含む粒子状物質がほとんど含まれないレベルまで浄化します。これらにより、マイクロプラスチックによる大気質への影響はほとんど無いものと考えます。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水

表 7-1-2（415）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1449 （続き）		質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1450	産業廃棄物には PFAS（有機フッ素化合物）を含むものが多く存在し、燃焼時に排出される煙からこれらを完全に除去することは、現段階の技術では極めて困難とされています。PFAS は分解されにくく、地下水中に長期的に残留する性質を持ち、人の健康や環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。本施設が産業廃棄物を受け入れることになれば、高濃度の PFAS が大量持ち込まれることは避けられず、これが今後数十年にわたり排出され続ける場合、地下水汚染のリスクは大幅に高まると考えられます。さらに、本計画では大量の地下水を使用することが想定されており、御船町の水道水の供給不足を招く可能性も懸念されます。水は私たちの命の根幹であり、郷土を守り、未来の子どもたちに健全な水資源を引き継ぐことは、現在を生きる私たちの責務です。 以上の点から、環境保全の観点に立ち、本計画については慎重な見直しを行うべきであると考えます。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1451	上益城五町の一般ゴミ焼却炉計画が産業焼却炉計画となり、上益城広域連合で着々と手続きが進み、懸念しております。 報道では、最終処分の件、山都町車ヶ原には持ち込まないとありましたが、最終処分の方法を明確にして下さい。	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。また、山都町東竹原地区で計画されている最終処分場には搬入・埋立しません。

表 7-1-2（416）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1452	頭初より本計画に深い懸念を覚えます。 公聴会の開催を希望、要望します。 工場の煙突を高くする最大の根拠をお示めし下さい。	熊本県環境影響評価条例第 19 条に基づき、知事が意見を述べるために必要があると認めるときは、公聴会が開催されることになります。 排気筒の高さは、方法書段階では 35m を採用しておりましたが、方法書についての一般の意見を勘案して、大気質への影響を低減するため 49mに変更しました。
1453	イズハハコ、エビネ蘭、ムヨウラン属の 3 種については、生育地点の工事前に生育個体または個体から採取した種子を他の同質な環境に移植し、植物への影響を代償します。 とありますが、植物の移植がそんなに簡単にできるのでしょうか。実際に移植するのはどなたで、その後の成育を管理されるのでしょうか。	植物に対する代償措置である移植は環境影響評価の他事例でも実施されており、環境保全措置として実績のある内容です。また、植物の重要な種の移植候補地は対象事業実施区域内を想定しており、近距離で生育環境と類似した環境を選定することで移植個体に対するストレスをできる限り低減する等、適切に対応してまいります。移植後は、事後調査において移植個体のモニタリング調査を実施致します。以上により、環境保全措置の適切な実施に努めてまいります。環境保全措置の実施者は事業者であり、専門的な能力を有する協力会社とともに実施する予定です。
1454	○熊本は水の国（都） ゴミを出しているのは人間だけど、熊本の自然をこわさないで欲しい。 水は、高い所から低い所に流れるから平地にはできないのか。 西日本全域は、広すぎる。自分たちのゴミは自分たちで…… 建設するのであれば、熊本県民に（全員に）問うべきだと思う。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。

表 7-1-2（417）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1454 （続き）		説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和８年１月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1455	熊本県も上益城郡も、これから大きな水質汚染の問題を抱えていくと思います。それは、地下水の汲み上げすぎ、使いすぎ、そして工業排水、この上益城地域における、エネルギー回収施設も含まれます。元々、地下にある砒素も多い大地の地下水から、水を抜くことにより、砒素が、酸化、融解溶出し、地下水に、溶け出すことも考えられます。（バングラデシュ等、そのような砒素汚染があります。）それが、この施設で対策として、考えられてますでしょうか、また、想定されているでしょうか、不安の多い計画だと思います。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和２年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約１億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05%です。 地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110ｍと予測しています。 バングラデシュでは、1970 年代以降の公衆衛生向上を目的として、全土で約 800 万～1,000 万本に及ぶ浅井戸が掘削されました（UNICEF/BGS, 2001）。これら膨大な数の井戸による広域かつ集中的な揚水が、地域の水収支を大きく変え、砒素溶出の引き金となったと考えられています。本計画の揚水量では、周辺の地下水位を大きく変動させ地層を酸化状態にする（砒素を溶出させる）ほどの負荷はかからないものと判断しております。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。
1456	大気汚染の心配と、空気中に浮遊した化学物質が地に染み込み地下水となり私達、未来の飲料水となる事を懸念しています。 産廃場が稼動して、どれくらいの土地、水質に影響が及ぶ可能性があるかは未知数だと感じています。問題が人体に起きてからは遅いです。産廃施設を作る場所は、環境、生活、人体全てにおいて本当に安心できる基準がなければ作ってはいけないと思います	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 大気質については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1457	ぼくは、七たき中おう小、学校にかよっています。つうがくろにたくさんダンプカーがとおるのがこわいです。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1458	住人に取ってよくわからないと思ってる方々が多いのでは、５町の住人は、事業者に利用されているとしか、思えません。私達に取っては、川は生活にかかせない大事な水です。 PFAS（ピーファス）名前だけはしってますがどのようなものがわからず聞きのがしましたが有害な化合物子供、子々、孫々に、大変な事になります５町の住人に取って、住よい町づくりを産廃処理施設建設は、反対です	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年５月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年６月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年４月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正

表 7-1-2（418）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1458 （続き）		はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1459	当初の計画は一般廃棄物処理施設を建設するという内容で土地所有者、住民、町関係者で合意していたのに、いつの間にか施設の規模が拡大し、当初の計画の内容が別の目的のものにすりかわっているのは、詐欺です。関わった人は納得できぬまま、心に負の念を抱いています。詐欺の手口で住民をだますのはやめて下さい。進め方が悪徳です。白紙撤回して下さい。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1460	施設稼働に伴う有害物質の排出抑制と、徹底した監視体制の構築を求めます。 理由：計画地周辺には住宅地や農地が点在しており、焼却過程で発生するまだ評価するものとして既定はないものの、心配の声があるような物質による被害を危惧しています。万が一、基準値を超えた場合の即時停止措置や、リアルタイムでの測定結果公開など、住民が安心できる具体的な運用ルールを策定してほしいです。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 施設が稼働している間は、施設で処理した産業廃棄物の種類毎の処理量や搬出量、排ガス等のモニタリング結果、決算報告書等の財務状況などを会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1461	排水による地下水および河川の水質汚染防止対策を強化してください。 理由：御船町は豊かな水資源に支えられた農業が盛んな地域です。処理施設からの排水が農業用水や地下水に混入し、農産物の風評被害や品質低下を招くことを強く懸念しています。排水の高度処理に加え、定期的な水質検査結果の報告を義務付けなどしてほしいです。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
1462	廃棄物搬入車両の運行ルート限定と、通学路の安全確保を要望します。 理由：大型車両の通行増加により、騒音や振動が発生するだけでなく、子供たちの通学路における交通事故のリスクが高まる可能性があると感じます。運行時間帯の制限や、特定ルート以外の通行禁止、誘導員の配置など、安全を守るための措置を講じてもらいたいです。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1463	排水による地下水および河川の水質汚染防止対策を強化してください。 理由：処理施設からの排水が農業用水や地下水に混入し、農産物の風評被害や品質低下を招くことを強く懸念しています。排水の高	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。

表 7-1-2（419）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1463（続き）	度処理に加え、定期的な水質検査結果の報告を義務付けるなど心配を小さくする策をお願いしたいです。	
1464	私は、この地域に住む中学生です。今回のエネルギー回収施設等設置により私たちの地域の交通量が多くなってしまうことが心配です。友達のうちに遊びに行くときなどにも通る道です。七滝中央小学校に通っている友達等もこの道を使っています。大型のトラックなどが毎日たくさん通る予定であると聞き、これからこの道を使っていくのがとても不安です。大型車 55～68 台、小型車 1230～81 台／24h の交通量は見直してほしいです。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1465	①環境騒音や交通騒音については稼動時と同等の条件下での調査でないため、実測した評価をしてほしい	事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1466	②最終処分については、説明会では「県北」といかにも施設外での搬出を想像するかのごとく言われたが、質問でどうやってどこでするかの詳細の説明を求められたら、熊本県、熊本市、想定しているとのことだった。想定であるので、どこでどう処分されるか心配である。一番住民が知りたいことである、どこの業者に委託されるのか明示すべきでないか	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。 現時点で最終処分先は決まっていません。事業計画地近隣の最終処分場を第一優先と考えていますが、最終的には値段（埋立物を運ぶための運搬費と埋立するための処分費の合計額）の交渉をして判断します。
1467	③PFOS、PFOA 等の廃棄物は取り扱わないとのことだが搬入時点での検査体制の確立を明確にしていただきたい	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1468	今までのゴミ焼却炉が老朽化した為、御船町の上野に新しく嘉島・益城・山都を含む 5 町村の一般ゴミ焼却炉が作られると思っていましたが、県内や九州県内外の産業廃棄物を処理することになると知り驚いています。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。

表 7-1-2（420）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1468 （続き）	御船町の中でも特に上野の方は、自然がたくさん残されている場所で空気もきれいで、吉無田高原や水源もありとても癒される場所です。そんな場所にたくさんのトラックが行き来し、産業廃棄物を燃やすことになれば、今までの、空気や水のきれいさがなくなるとにと懸念しています また嘉島町は、井戸水が生活の中心にあります。浮島周辺水辺公園あり湧き水も出てとてもきれいな場所です。そんな素敵な場所が、なくなるのは悲しいし、ずっと残していかないといけないと思いますので、5町のゴミ焼却炉だけに戻してほしいと願います。	
1469	事業計画は熊本県外など他地域からの産廃物も受け入れる可能性があるようになっている。搬入計画によれば一日当たりの搬出入車両台数は大型車だけで平常時合計２６３台となっているが、現在の交通量を合わせると大型車だけでも４００台を超えます。マミコゥロードおよび県道２２１号線の通行量はこれまでの倍以上になり、地域の環境悪化、交通事故等の発生は高くなります。中央高速道を降りてから施設までの道路の状況は通行量の増加に対応できるものではありません。５町内だけからのごみ受け入れであれば、自動車の通行量の増加は抑えられるはずです。 既存のごみ処理施設はいずれも設置後３０年以上たっているので、ごみの増加もあり処理ができなくなっており、新しい施設が必要なことは理解できますが、５町以外からの産廃物まで受け入れた施設計画には反対です。上益城内５町のごみ処理施設として計画されたものであるから、産廃物も含めた５町だけのごみの受け入れで事業計画を立ててもらいたい。	本事業においては、環境影響評価制度に基づき、大気質、水環境、騒音・振動、生態系などの各項目について、現時点で得られる知見や関連法令、技術的基準等を踏まえ、想定条件を設定したうえで、事業実施に伴う環境影響の調査・予測・評価を行っております。これらの想定条件に基づき、環境への影響を可能な限り回避・低減するための環境保全措置を検討し、準備書において示しております。 なお、本環境影響評価における諸条件につきましては、現段階では見直しを行わない方針としておりますが、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1470	施設予定地 1km 圏内にて農薬等不使用栽培で農業をしています。いずれ有機 JAS 認定も考えておりました。 有機農業では PFAS 等の未評価物質を含む汚染リスクの存在が重大な問題となります。 これらの物質について調査、監視を行わないまま事業を進め、有機農業の継続が困難となった場合の補償や対応方針を環境影響評価の段階で明らかにすべきです	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。

表 7-1-2（421）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1470 （続き）		なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1471	本計画地周辺は、水源と農地に近接し、有機農業および有機 JAS 認定の成立可能性を有する地域です。 本計画では焼却施設由来物質が水系および農地土壌へ移行した場合の影響評価が不十分であり、PFAS 等を含む水質・土壌の事前調査および継続調査を求めます。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 PFOS 等は受け入れない方針のためモニタリングは必要ないと考えていますが、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1472	本事業は当初の一般廃棄物処理施設から、産業廃棄物を含む計画へ変更されています。この変更が有機農業および有機 JAS 認定に与える影響と、継続不能となった場合の補償の考え方を含め、環境影響評価の再検討を求めます。	大気質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しており、農地への影響が発生することはないと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1473	6 調査、予測及び評価の結果⑫廃棄物等について 主灰や飛灰は定期的に重金属類の溶出試験やダイオキシン類の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認します。とあるが、適合していないとなった場合の対応を明記してください。	焼却灰に含まれる有害物質が判定基準を超えて検出されないように、適正に焼却処理しますが、万が一、判定基準を超えた場合は、施設を一時的に停止するとともに、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。なお、焼却灰は、適正に処理できる処理業者に委託します。
1474	ルート②となっている 221 線は、とても道が狭い。 その上に、小学校、保育園、地域密着の病院、老人施設、ゲートボール場、郵便局、商店など地域住民が多く利用する施設が立ち並ぶので、車や人が行きかう。保育園送迎車や病院を利用する車などが時間を問わず往来し、放課後には自転車や徒歩の子供たちが多	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両

表 7-1-2（422）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1474 （続き）	く、商店は子供たちのいこいの場となっている。 現在、地域住民が安心して利用できている小さな道路となっている。そんな地域の中核道路を大型トラックが往来するのは現実的ではないので、ルートの変更を検討してください。	を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1475	ルート②となっている 221 線は創立以来七滝中央小学校の持久走大会のルートとなっている。持久走大会には試走が数回、本走があり、その間に大型トラックが往来するのは大変危険であり、地域の小学校の行事に影響を与えるなどあってはならない。 ルートの変更を検討してください。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1476	6⑩景観について 眺望景観の変化の程度は小さいと予測します。と、あるが、基準が不明確。小さいと判断する基準を明確にしてください。	景観の予測結果については、小さいの明確な基準は定められておりませんが、最も眺望の変化が大きいとされる対象事業実施区域西側の集落付近からの眺望については大部分が樹木や耕作地等が占めるため、眺望景観の変化の程度は小さいと予測しております。また、建物は周辺環境と調和のとれた親しみやすいデザインとし、圧迫感を感じさせないものとする。また、熊本県景観計画を踏まえ、周辺の景観へ配慮するなどの環境保全措置を実施することで、影響は更に低減されると考えます。
1477	6⑨生態系について 予測地域内に存在する会報水域付近に、注目種が利用可能な水域を創出し、カエル類への影響を代償します。などと記載があるが、実際に代償となっているのかその後の調査報告や証明方法を明記してください。	事後調査の方法は、準備書「第 10 章 事後調査の内容」に記載しています。
1478	6⑤地下水について 涵養活動に必要な費用を支援したからといって、実際地下水が減ってしまった場合の解決にはならないので、異なる方法での地下水涵養活動を提案、明記してください。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05％です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1479	施設稼働による健康影響について、長い目で見た健康影響が示唆されていないのではないか。 少なからず、大気汚染や土壌汚染、水質汚染は発生する可能性はあるので、乳児からお年寄りまで持病がある方など、幅広い層における長期的な健康影響を想定検討する必要があり、その調査、評価を明記してください。	大気質、土壌汚染、水質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、最大影響を想定し、予測を行っております。そのため、長期的おいても健康被害が生じることはないと考えています。
1480	6⑥土壌汚染について 吸着させて捕集除去したバグフィルタは永久的に使用できるものではないので、その場合の取り替え方や廃棄方法等を詳しく明記してください。ダイオキシン類はバグフィルタを使用しても 100 パーセント取り切れるものではないはずです。取り逃したダイオキシン類はどう処理されるのか、そちらも詳しく明記してください。	バグフィルタを養生し、バグフィルタ内に設置したろ布を取り外し、新しいろ布を取り付けます。使用済みのろ布は焼却処理や溶融処理、埋立処分されるのが一般的です。 また、バグフィルタで排ガスを処理した後は、ダイオキシン類は排ガス基準以下（0.1ng-TEQ/N ㎥以下）となりますので、排気筒から蒸気として大気に放出します。

表 7-1-2（423）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1481	昨年、アジア初とされる貴重な化石が御船町の山間部で発見されました。世界的にも貴重な大発見を目の当たりにして、他にも貴重な化石発掘の可能性があるであろう地域を、発掘調査もせず施設建設するのはいかがなものか。 建物建設をする際、歴史的な発掘調査を十分行ったうえで建設することも多いので、長期的な発掘調査を行った後で、施設建設を行うべきである。	文化財については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおりであり、新たに埋蔵文化財等が発見された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処します。
1482	熊本地震で大きな被害があった地区に大きな施設が建つには、もっと精密な地盤調査を行い、予測評価を再検討するべきである。 また、建設後、自然災害の被害に合った場合の地盤、建物などの損害補償について、どこが補償するのか、人的被害があった場合などの責任のありかなどをもっと細かく検討し明記するべきである。 自然災害のみならず、産廃関係者による事故が起こった場合なども同様に、全ての懸念材料について細かく検討し明記してください。	環境アセスメントの調査とは別途、造成設計のために詳細な地質調査を実施しており、その結果を踏まえ、盛土規制法に定められた技術基準に適合する設計・施工を行います。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1483	建設予定地間近に小学校や保育園がある。施設搬入出の時間を制限するとのことだが、小学校の登校時間、特に下校時間は一定ではなく、状況判断によって変わってくることがある。保育園も同様、一定ではないため、搬入出の時間を制限するだけでは安全面を考慮することにはならないので、その他の案も含めて再検討するべきある。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守することや、地元車両を優先し、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1484	搬入出の車のルートを設定するだけでは、安全面の配慮はできない。 搬入出する業者がルートを厳守できるような罰則など、抑止力となるものを細かく検討明記し、実際に取り組む計画を明記する必要がある。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1485	そもそも地域住民の多くは当初の計画から変更されていることを納得していないわけなので、ゼロベース再計画再検討し直すべきである。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、

表 7-1-2（424）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1485 （続き）		上益城郡５町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 事業の適否を判断するのは上益城郡５町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡５町であり、基準となる判断材料（環境アセスメントの結果）を提供するのが当社の役割であると考えています。 それら判断基準や適否の結果については、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にて公表されるものと考えています。
1486	今後長い目で見た場合、環境汚染がないとは言い切れず、万が一、健康被害が起こった場合の、補償元や補償内容など細かく検討明記するべきだ。 また、健康被害に限らず、土壌や水質汚染における作物の被害などへの配慮が十分行われていない。土壌や水質汚染に関しては建設地域のみならず、御船町平坦地までの被害も広く検討するべきでそれが欠けている。再検討明記するべきだ。	自然災害について、建築物は、建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を行う必要があります。また、土地の造成にあたっても、盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を行う必要があり、各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害を未然に防止すると考えます。
1487	鼎春園について、定期的に祭りが行われていたり、保育園や小学校の遠足に利用されていたりと、地域住民のいこいの場であり、事実認識が間違っている。調査が十分とは言い切れない。	鼎春園については、準備書「第８章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、文献その他の資料調査と現地調査により把握し、主要な人と自然との触れ合い活動の場とした上で、適切に予測、評価を実施しているものと考えます。
1488	地下水について、量の確保だけではなく質の確保も徹底していただきたいので、その調査検討も細かく明記してください。 また、質の確保が不十分になった際の、対応を細かく検討明記してください。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1489	例えば水俣病のように取り返しのつかない事態が起こってしまった場合の、責任の所在と補償内容を明記してください。	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1490	全ての内容において、科学的観点からの正確なデータが乏しい。ほとんどない、できる限りの保全、減量を図る、低減が図られる、適切な対処、計画している、などのあいまいな表現でしかなく、明記されていない。 正確なデータとともに明言してください。	各項目の評価方法において、「事業者として、影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを評価する。」としており、評価の中で、事業者として各項目の影響の低減が図られているを明記しているため、ご指摘の文言を多く使用しております。 一方で、大気質、騒音・振動等においては、科学的知見に基づく予測をしており定量的な予測が可能であるため、各基準との比較を明記した表現としております。
1491	6①について 廃棄物運搬車両のカバー使用等は励行ではなく強制しなければならないことであると思うが、どこまで強制できるのか疑問である。強制するための方法を明記してください。	状況に応じて適切に対応を実施いたします。
1492	6 の⑮安全（交通）について マミコウロードを通学路として利用する児童はいませんでした。とあるが、現在利用している児童が数名います。これからも利用予定の子供がいます。一人でも利用している児	各学校関係者へヒアリングした結果、令和７年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対

表 7-1-2（425）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1492 （続き）	童がいれば、それは利用していることになります。評価が甘い、再検討してください。	策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
1493	上益城ゴミ処理工場建設に断固反対します！ 太古の昔から地域住民達によって大切に守られてきた大自然の中に、この様な恐しい計画が提案されたことに怒りと悲しみを感じざるを得ません。人間の発想する机上の話等どんな公共施設の利益を讃美しようと想定をはるかに越える問題が必ず発生して、その時住民達に病気が発生しようと環境問題が起きようと絶対業者は100%責任を取らない。うやむや、もしくは逃亡。 そういう経験を昭和の時から日本は嫌という程させられてきた。業者はあの手この手で上手い事を言うもの熊本という素晴らしい水郷、水源の豊庫！責任取れない段階で見切り発車断固反対！	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に1,000ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1494	大型ゴミ処理工場建設に断固反対です。 この処理場建設にあたり、環境を守りながら公害を出さないで運営してゆく…みたいな説明ですが、都合が悪くなった時は「後の祭り」を我々日本人は何10年も体験してきています。冗談は終わりです。 影響が出そうな時は植物群落や貴重種を他の土地に植え代えます…など、そもそも何も解ってない。動、植物は現状の環境で自然の摂理の中で調和して土壌の中の微生物群と共に循環してお互い協調して生きている。人間の都合で他に移せばそれで済む。という考えは暴力です。大反対です。	環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。 植物に対する代償措置である移植は環境影響評価における環境保全措置として実績のある内容です。また、植物の重要な種の移植候補地は対象事業実施区域内を想定しており、近距離で生育環境と類似した環境を選定すること、ラン科の仲間は共生する菌根菌にも配慮する等、移植個体に対するストレスをできる限り低減する等、適切に対応してまいります。移植後は、事後調査において移植個体のモニタリング調査を実施致します。以上により、環境保全措置の適切な実施に努めてまいります。
1495	住民そっちのけで、県が、自治体首長が企業が秘密裏に推し進めた今回の計画に断固反対します。 建設予定地は、私の故郷の上流にあります。生まれ育った地が汚染されるのは、受け入れがたいことです。 PFASに関する記述がどこにもありませんが、なぜですか新規有害物質（PFAS等）を受け入れるのか受け入れないのかはっきりしてください。 もし受け入れるのならば、どのような対応をなさるのでしょうか。PEASEを受け入れない方針ならば、その確認方法まで明らかにしてください。	PFASについては、準備書「第6章 方法書についての意見と事業者の見解」に対応方針を記載しています。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされたPFOS及びPFOA含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS等以外のPFASについては、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社と

表 7-1-2（426）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1495 （続き）		しては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1496	当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯について、準備書では十分な説明がなされていない。 公共性の高い計画が性質の異なる民間事業へ転換された以上、その必要性や妥当性はゼロベースで再検討されるべきである。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 事業の適否を判断するのは上益城郡5町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡5町であり、基準となる判断材料（環境アセスメントの結果）を提供するのが当社の役割であると考えています。 それら判断基準や適否の結果については、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にて公表されるものと考えています。
1497	本事業は、当初、一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が、県の関与を経て民間による産業廃棄物処理施設へと変更された経緯を有している。 しかしながら、その判断過程や県の関与の内容、意思決定の根拠について、環境影響評価準備書ではほとんど説明がなされていない。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。

表 7-1-2（427）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1498	騒音評価が稼働、車輌運行別々にされているが同時の騒音評価もすべきでは。	本事業に係る騒音の予測評価については、熊本県環境影響評価技術指針及び既存の騒音評価手法に基づき「施設の稼働」と「廃棄物の搬出入」の影響要素ごとに予測・評価を実施しております。 施設の稼働に伴う騒音については、設備機器からの発生する騒音を対象とし、敷地境界における騒音レベルを予測したうえで、工場・事業場騒音に係る考え方に基づき評価を行っております。 本事業における施設の稼働騒音は設備から発生する定常的な騒音であり、敷地境界を中心とした評価となるのに対し、車両の走行に伴う騒音は道路上を移動する移動音源であり、評価地点や発生時間帯も異なります。また、車両の走行は時間内で分散して発生するものであり、施設騒音と道路交通騒音が同一地点において常時重畳する状況は限定的であると考えられます。 なお、施設運営に当たって、低騒音の機器を採用することや搬入車両を分散させるなどの環境保全措置の実施により、周辺生活環境への影響の低減に努めてまいります。
1499	片側一車線の道路において、大量の車輌が往復することは、交通安全上（一般車輌・通学一般住民）大変な危険を伴うもので交通影響評価は前提から見直すべき。	安全（交通）の項目について、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、適切に行われているものと認識しています。
1500	取水に対して 10 割を超える地下水涵養を目指すとあるがその具体的根拠を示すべきではないか。	公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1501	排気筒の高さを上げたとしても長期間の粉塵が遠くに飛散される。広域性を踏まえた影響範囲の設定・再評価が必要ではないか。	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、それを基に影響範囲を定めているため、妥当な結果であると認識しております。
1502	・通学時間帯への配慮の徹底が必要であり、誘導員の配置は重要であり、必要に応じてではなく、通学時（行・帰）の誘導員の配置は不可欠ではないか。	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、状況に応じて誘導員の配置を行ってまいります。
1503	先ず、今回の産廃処理施設建設については、当初の計画で一般廃棄物処理施設として用地取得されていたものが、住民や地権者への説明もなく、いつの間にか大規模産廃処理施設建設へと計画変更された点で手続き上完全に瑕疵があると言わざるを得ないと思います。町議会にも諮られていなかったとのこと、これは、一旦計画を白紙に戻して考え直さなければ、後々まで禍根を残すことになり、このまま進めてしまえば取り返しのつかない行政の汚点になってしまうのではないでしょうか。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1504	昨今、メガソーラーの問題など、人間の大規模開発による自然破壊や災害が問題となっている中、さらにもともと守られてきた自然を犠牲にしてこのような施設を作るのはあまりにも危険だと感じています。 産業廃棄物には毒性物質を含んだ広い範囲のものが含まれ、定期検査をしても安全とは言い切れない現実があるそうです。万一事故や被害が起きてしまった場合、補償があるとのことですが、起きた後に金銭等の補償があっても環境や健康など、大事なものは取り戻せないのではないでしょうか。	大気質、土壌汚染、水質等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、最大影響を想定し、予測を行っております。そのため、長期的おいても健康被害が生じることはないと考えています。また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 また、ご指摘のとおり万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、本事業では大気・水・土壌などの環境影響を事前に調査・予測し、災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。

表 7-1-2（428）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1505	今回、準備書では大きな環境上の懸念がなく、計画を進める方向で報告がなされていましたが、昨今、気象も不安定で極端になっており、大地震に山火事に、およそ人間には予測不可能なレベルの激甚災害が増えている中、絶対大丈夫ということは決して言えないと思います。 これまでの歴史でも福島の原発事故は記憶に新しく、県内では水俣病の悲しい歴史が刻まれ現在も解決していない進行中の問題を抱えています。人間のすることにも機械のすることにも、100%安全なことはあり得ないと実感するばかりです。クローズドシステムにも不安が残ります。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、プラント排水槽に送り、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 敷地内に降った雨水が再利用水槽やプラント排水槽に流入する訳ではありませんので、仮に想定外の大雨が降ったとしても、再利用水槽やプラント排水槽がオーバーフローすることはありません。また、水槽からポンプで送水するだけですので、特別なシステムを組んでいる訳ではありません（システム不具合はありません）。
1506	準備書では、施設稼働による最少限の影響のみ予測範囲としているように思われ、不安です。 産業廃棄物には当初の想定を超えた有害物質が含まれる可能性があり、全国的にも県内でも問題になっている PFAS（PFOS、PFOA）による土壌や地下水等への汚染についての対応がまだできていないことや、化審法、PRTR 法の対象物質も評価対象とすべきではないかと懸念します。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 環境影響評価項目の選定は、県や国の指針に基づき、事業特性と地域特性を勘案し、環境に影響を及ぼす恐れがある項目を選定して実施するものです。 化審法や PRTR 法の対象物質は多岐にわたりますが、焼却施設から排出される可能性のある有害物質については、すでに「大気汚染防止法」や「ダイオキシン類対策特別措置法」等により、環境リスクの大きい物質（ダイオキシン類、水銀、塩化水素、硫黄酸化物、ばいじん等）が特定されています。 これらの「代表的な有害物質」を適切に制御・監視することで、他の微量な化学物質についても同様に高度な処理（高温焼却による熱分解やバグフィルタによる捕集）が行われると判断し、評価項目を選定しております。また、環境影響評価項目に含まれない物質についても、操業段階においては以下の法規制に基づき厳格に管理いたします。 化審法への対応: 搬入される廃棄物の原材料として使用されている化学物質については、排出事業者から提供される廃棄物データシート（WDS）に基づき、法的に厳格な管理が求められる物質の有無を事前に把握します。

表 7-1-2（429）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1506 （続き）		PRTR 法への対応：操業開始後は、PRTR 法に基づき、対象物質の排出量・移動量を自ら把握し、国へ届け出ます。これにより、実際の稼働状況に基づいた透明性の高い管理を行います。
1507	計画地周辺には小学校やフリースクール等もあり、子どもたちの歩く姿も見かけます。このような場所に、危険物を含む産廃ごみ等を積んだトラックが毎日多数往来する光景を想像すると、恐いです。子どもたちが交通事故に遭う可能性も高まり、不安がぬぐえません。 熊本県立大学の石橋先生が昨年 12/9 のカルチャーセンターでの勉強会で、出席者からの質問を受け「個人的には、この地が今回の施設の設置に適しているとは思わない」と漏らされていたのが印象的でした。本当にそう思います。	一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1508	なぜ、御船町の人々が熊本県内全域や九州各地、もしくはそれ以外の地域の産業廃棄物処理による大気や土壌、水の汚染を引き受けることになったのか、まだ住民にしっかり説明されていないと思います。御船町にはきれいな水や空気を求めて移住して来られる方も多く、豊かな自然環境を少しでも損なうことはしてほしくないです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 大気質、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水等の水質に影響を与えることはないと考えます。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。
1509	雨水処理、河川影響 本計画では、事業区域内に降った雨水を貯水池に集めた後、用水路等へ放流するとされている。 しかし、貯水池は水質改善施設ではなく、車両走行路等を流下した雨水が汚濁物質を含む可能性がある。また、時間雨量 50㎜ を超える豪雨時の越流や水質影響が評価されておらず、「影響は軽微」とする前提は成立していない。安全側に立った再評価を求めます。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。

表 7-1-2（430）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1509 （続き）		調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1510	地下水、水資源 準備書では地下水への影響について涵養対策により「相殺される」と説明しているが地下水は涵養地点と取水地点が一致せず時間差や地質条件の影響も大きい。 単純な量的比較による「全量相殺」は科学的に妥当とは言えない。また、水道水使用についても自治体との具体的な合意内容が示されておらず、水資源評価の前提が不十分である。	公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。 また、水道水の使用については、生活用水として利用を考えており、大規模な使用を計画しておりません。今後、関係機関等と協議し、適切に進めて参ります。
1511	エネルギー回収は一定量以上の焼却量がなければ成立しません。将来廃棄物量が減少した場合、 ・受入量の増加 ・受入地域の拡大 ・計画変更 が行われる可能性はありますか？明確な否定や、制限を示して下さい。	焼却施設の最大処理能力は 440ｔ/日となりますので、それ以上に焼却することはできません。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。この考えは将来も変わりません。 処理効率や作業効率の向上のために設備機器を一部変更するといった場合や、技術進歩に伴い新たなリサイクル手法や新技術が確立され設備導入を検討するといった可能性はゼロではありません。その際には、上益城郡 5 町や地元地区に改めて事業計画を説明した上で、検討を進める必要があると考えています。
1512	なぜ数ある事業者の中で本事業者なのか、改めて、具体的理由を教えて下さい。 また本事業は民間事業とされていますが、県による事業者紹介や必要性の説明などを踏まえると、公的関与はどこまでですか？ 事業者が建築費を負担すると説明されていますが、国、県、町の税金が、建築費にいかなる形でも一切使われないのか教えて下さい。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 本事業スキームでは、市町村による一般廃棄物の適正処理責任を果たす（完全民間任せにしない）ために、当社への一部出資を可能としています。ただし、当社に出資するかどうかは各自治体の判断となります。 また、施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになりま

表 7-1-2（431）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1512 （続き）		す。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。
1513	熊本県では処理能力が不足していると説明される一方で、将来は人口減少によりゴミ量が減少するとされています。ごみ量の減少を前提とするならば、安定的なゴミ供給を必要とする大規模なエネルギー回収施設の必要性とは論理的に整合しません。この矛盾について、具体的かつ合理的な説明を求めます。	自治体が整備する循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設では、例えば、当初 100ｔ/日規模の焼却施設を建設したとして、将来、人口減少や更なる分別・リサイクルの徹底により一般廃棄物の発生量が減少し、仮に 50ｔ/日となった場合、安定的かつ効率的な施設運営を継続することができなくなります。この場合、例えば、減少した枠を活用して産業廃棄物を補填することはルール上できないとなっています。 一方、本事業は、本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1514	本事業について、「場所については５町が決めた」と意見がありました。その前提となる合意形成の過程に重大な問題があると考えます。当該用地は、町議会での十分な審議や議決を経ることなく、産業廃棄物処理施設用地へと変更されようとしています。この経緯は、町民に十分周知されていません。	当該事業は、上益城郡５町が一般廃棄物処理施設用地として取得した土地を当社が借り受けて事業を実施したいと提案し、協議が始まったものです。５町が取得した一般廃棄物処理施設に係る事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成 30 年２月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年５月９日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年５月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。
1515	本計画の施設規模について、町民に正確に伝えられていません。多くの町民は、町内に現存する一般廃棄物処理施設と同程度の規模を想像していた可能性が高く、実際に計画されている大規模な産業廃棄物処理施設であるという認識が、十分に共有されていなかったと考えます。一番影響を受ける町民が正確な情報を得られていない可能性があります。5町の判断となっている以上、施設の種類・規模・処理内容について、5町の町民に回覧板、広報誌などを利用して、老若男女に分かりやすい大きな文字で掲載するよう、関係自治体に強く求めて下さい。	本事業計画は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理する施設であることや施設規模については、これまで開催したすべての説明会で説明していますし、上益城郡５町のホームページや各町広報誌にも掲載して周知しています。
1516	提出される意見書は、立地の適否や将来世代への影響、行政の責任と判断の在り方など、事業者のみでは判断、対応できない事項を含んでいます。 以上の理由から、提出される全ての意見書は、事業者による要約や、解釈を加えず、原文のまま、県および関係自治体に提出、共有されることを強く求めます。 私が提出する意見書は、事業を前提とした改善要望ではありません。 この計画の進め方そのものに異議があります。 事業を前提とした改善要望ではありません。	皆様からいただいたご意見は原文のまま、県及び上益城郡５町と共有します。

表 7-1-2（432）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1516 （続き）	行政が直接住民意見を受け止め、判断の責任を負う体制を求めます。	
1517	将来廃棄物量は減少すると説明されているにもかかわらず、本計画は広域から廃棄物を集めることを前提とした大規模・長期運用型施設です。これは、廃棄物が減少しては困る事業構造であり、この矛盾について事業者、行政のいずれかからの合理的説明をお願いします。	自治体が整備する循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設では、例えば、当初 100ｔ/日規模の焼却施設を建設したとして、将来、人口減少や更なる分別・リサイクルの徹底により一般廃棄物の発生量が減少し、仮に 50ｔ/日となった場合、安定的かつ効率的な施設運営を継続することができなくなります。この場合、例えば、減少した枠を活用して産業廃棄物を補填することはルール上できないとなっています。 一方、本事業は、本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1518	熊本県に産業廃棄物処理施設が不足していることを前提に説明されていますが、県が公式に不足を認めた文書、数値は示されていません。不足が事実であるならば、熊本県にある産業廃棄物処理施設の、 ・既存施設の処理能力 ・稼働率 ・将来予測 を公開資料として示して下さい。	産業廃棄物処理施設が不足しているからではなく、県内に十分な廃棄物処理体制がないために充実が必要な状況にあるということを説明しています。熊本県廃棄物処理計画（第５期）においても、現状の分析から判断して、優良な廃棄物処理業者の育成や廃棄物処理体制の確保を進めて行くとされています。例えば、県内に産業廃棄物施設が十分にあるからといって、「優良な廃棄物処理業者が多数いる」、「県内で適正処理が十分にできる」ことに繋がる訳ではありませんので、既存の産業廃棄物処理業者の状況をお示ししたとしても、それは何の意味も持たないデータとなります。
1519	熊本地震の際、水を汲みに行こうとしましたが、通常利用している道路が陥没し、通行できませんでした。また同じ状況となったとして、代替ルートとして長い橋を通るか、高速道路を通るかという事になるのですが、実際…災害時に安全かつ確実に利用できる状況ではないと思います。災害時の実効性という点で大きな不安があります。道路寸断時の検証をしていただけますか？	災害時はその災害の規模や、その時の周辺環境の状況がどのようになっているかは想定できないため、検証は困難であると考えます。 災害時について、本施設への搬入が困難な場合においては、他の施設への搬入となることも考えられます。また、他施設の方が災害で搬入できないとなった場合においては、本施設で処理を行うなど、災害の状況に応じて、関係機関等と調整して決めていくことになると考えます。
1520	一般廃棄物は廃棄物処理法により市町村処理責任とされており、産業廃棄物処理施設が恒常的に処理することは、制度上認められていないという認識は合っていますか？ 今現在、東部環境工場において、上益城地域の一般廃棄物は広域処理されています。 過去に上益城のゴミも一緒に処理します、という話もあったそうです。また、発電も行っているため、ゴミがたりない時は、重油を使ってもやしているそうです。処理能力に余力があるという事ではないでしょうか？ 将来ゴミ減少は、本計画の事業者に限らず、現在の一般廃棄物処理施設を含む、すべての処理施設に共通する課題だと思います。 この状況下で巨大な産業廃棄物処理施設ができれば、既存の処理施設の経営悪化、倒産や雇用喪失を招く可能性はありませんか？既存施設の活用と連携を検討して下さい。	おっしゃるとおり、一般廃棄物の処理責任は市町村にありますが、一般廃棄物を適正処理するための処理方法は市町村の判断となります。ここでいう処理方法とは、市町村が自らごみ処理施設を建設して処理する方法や、民間企業に委託して処理する方法などが挙げられます。ですので、短期的であろうと長期的であろうと民間企業に一般廃棄物の処理を委託することは何ら違法ではありません。また、民間企業に一般廃棄物の処理を委託した場合であっても、一般廃棄物の処理責任は引き続き市町村にあります。 現在、上益城郡５町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡５町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 ご指摘の「既存の処理施設」というのが何を指しているのかはわかりませんが、上益城郡５町にある３ヵ所のごみ処理施設（益城クリーンセンター、御船甲佐クリーンセンター、小峰クリーンセンター）がいずれも老朽化により更新時期を迎えていることから、これら施設を廃止し、１ヵ所に統合する計画（本事業）となります。 自治体が整備する循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設では、例えば、当初 100ｔ/日規模の焼却施設を建設したとして、将来、人口減少や更なる分別・リサイクルの徹底により一般廃棄物の発生量が減少し、仮に 50ｔ/日となった場合、安定的かつ効率的な施設運営を継続することができなくなります。この場合、例えば、減少した枠を活用して産業廃棄物を補填することはルール上できないとなっています。 一方、本事業は、本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営

表 7-1-2（433）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1520 （続き）		を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1521	令和 5 年 12 月の益城町議会において、 ・施設規模が想定より大きいこと ・24 時間稼働であること ・交通量の増加、地下水、農地、生活環境への影響 ・学校が近接していることによる安全面への懸念 ・町民への説明不足 などが議員から指摘されています。 しかし、これらの重要な懸念に対し、町側の答弁は「環境影響評価を注視する」「法令に基づき適切に対応させる」といった手続き面の説明に終始しており、明確な判断は示されていません。この状況で、事業内容を正確に十分に町民へ情報提供されていると思われますか？	令和 5 年 12 月の時点では、方法書手続きが完了し、これから現地調査に入るところであり、環境アセスメントの予測評価結果が得られていない段階であったことから、懸念事項に対して、具体的な回答ができなかったものと考えます。
1522	本計画は、議会での十分な審議や議決を経ることなく、秘密裏に産業廃棄物処理施設計画へと変更されています。正確な変更の経緯、施設の種類、規模、処理内容について、5 町の住民が誤解なく理解できる形での周知と説明を町の広報や、回覧板も利用して老若男女 全ての住民に周知徹底して下さい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1523	5 町で協定を結ぶ事になっているのに、説明会を 2 町でしかやらないのは不公平です。広報では、5 町の処分場と説明を受けています。5 町すべてにおいて説明会を開催し、住民が自由に質問、意見交換できる公開討論会の実施を強く求めます。住民の知る権利が保障されていないと、強く感じます。極めて、不適切な進め方です。 5 町の判断を求めるのであれば、5 町すべての住民に対し、同内容、同一条件での説明を、周知を行うことが不可欠です。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1524	「人口減少により行地域が維持できなくなる」「雇用が生まれる」ため、本計画が必要とされていますが、産業廃棄物処理施設でなければ地域が維持できないと誰が言っているのでしょうか？ 客観的、具体的根拠を公式な文書で示して下さい。	「産業廃棄物処理施設でなければ地域が維持できない」と言っているのではなく、一般廃棄物のみを焼却する施設の場合、近年の人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況から、将来にわたり持続可能な適正処理を確保することが難しくなるので、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていくために、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきとしています。

表 7-1-2（434）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1524 （続き）	本地域は水源や農地など、将来世代に引き継ぐべき重要な環境資産を有しています。 これらは、一度失われれば、回復が極めて困難であり、経済効果を単純に比較できるものではありません。さらに、本計画については、住民の不安や疑問が十分に解消されておらず、合意形成ができていません。判断に必要な情報を5町全てに周知徹底して下さい。 5町全ての住民に周知徹底して下さい。	将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 事業の適否を判断するのは上益城郡5町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡5町であり、基準となる判断材料（環境アセスメントの結果）を提供するのが当社の役割であると考えています。
1525	場所の適正性について「5町で決めたんでしょ？」という意見がありました。 ・5町すべてで同等の説明はされていますか？ ・住民合意はありますか？ ・リスク説明は公開されていますか？ 合意の中身が不明です。	当該事業は、上益城郡5町が一般廃棄物処理施設用地として取得した土地を当社が借り受けて事業を実施したいと提案し、協議が始まったものです。5町が取得した一般廃棄物処理施設に係る事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成29年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内10か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成30年2月15日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年5月9日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年5月17日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。
1526	県の半導体関連政策、九州シリコンアイランド構想との関連性について。 この事業について、県知事また県が事業者の誘致事前協議に関与した事実はありますか？ また、県や、国との協議が環境アセス前から行われていましたか？ 関連していない場合、その理由と正式な説明をお願いします。 2022年のパンフレットに「県および自治体が強力にバックアップしている」と明記してあります。 2022年、県および自治体は、本事業についてどのような立場で関与していたのですか？公式には主体ではないが実質的に関与していましたか？ 県または自治体から文書、協議、了解等ありましたか？ 農業地帯であり、水源に近い上益城郡という場所に、強い疑問を感じています。具体的かつ文書に基づく説明を求めます。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和2年12月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
1527	PFASを含む化学物質リスクの評価が不十分	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021

表 7-1-2（435）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1527 （続き）	計画当初、住民の多くは「PFAS」についてほとんど知識がありませんでした。現在、PFAS 汚染は国内外で深刻な社会問題となっており、土壌、地下水への長期残留性が特に大きな懸念です。 どこから、どんなゴミが持ちこまれるか分からないという事ですが、九州には新生シリコンアイランド計画があり熊本県では、半導体産業集積や「サイエンスパーク」構想を打ち出しています。ので、PFAS に関する最新のリスク評価を求めます。また専門家の先生はクローズドシステムは排水が出ないだけで、大気汚染は必ずある。と説明されました。 当初とは大きく変わった今、計画地の選定を見直して下さい。	年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1528	立地の適正性が十分に検討されていない 本計画地は、農業が基盤の御船町に位置し、周辺に農地、集落、地下水地域が存在します。農業地域として、水田、畑地のリスク。地下水への影響これらの評価、立地の適正性を説明して下さい。 12 月 9 日御船町で行われた御船町町議主催の環境アセスの勉強会では専門家の先生に「農業地帯である御船町は適正ですか？」と質問したところその先生は、「個人的には適正ではない」と明確に回答されました。 この事実は重大な疑問を投げかけるものです。『PFAS』を含めた最新の知見を反映した環境影響評価を行う必要性があります。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1529	このエネルギー回収施設で何人が地元住民として、正規雇用されるのですか？ その効果は、農業、観光、移住定住、地域イメージへの影響を含めた社会的影響を上回ると判断する根拠を説明して下さい。具体的に、地元雇用人数の算定根拠を示して下さい。地域経済に、何人分の雇用に相当する経済効果がありますか？	従業員は、全体で 90 名程度を想定していますが、地元雇用率は特に定めていません。
1530	災害時に県内のゴミは県内で処理すべきという事業者の意見について、「九州、山口県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定」締結日平成 29 年（2017 年）11 月 15 日締結 この協定は、大規模な災害発生時に被災県単独で災害廃棄物処理が困難な場合に備え、九州、山口の広域で支援体制を確立する協定ルールを定めたものです。 協定の存在そのものが「県内完結論」を否定しています。この協定は、県内で処理できない事態を想定しているためにあります。災	本協定は、災害発生時における初期対応を迅速かつ円滑に進めるために、支援が可能な県（支援県）が、被災して支援を必要とする県（被災県）に対して、職員の派遣などを行うための支援協定であると認識しています。

表 7-1-2（436）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1530 （続き）	害時の廃棄物は県内で処理すべきが原則ならなぜ県境を越えた協定が結ばれているのですか？ この協定は最初から、広域処理を組み込んだ制度です。この協定をふまえて、県内処理を前提に巨大な施設が必要という理由、根拠を教えて下さい。災害対応のために、農業地帯に巨大施設を常設する必要性の理由、根拠を教えて下さい。	
1531	本事業に関する意見書の提出先が事業者に限定されているのは、なぜですか？ 本事業は、地域の将来に長期的な影響を及ぼす可能性がある公共性の高い計画であり、本来、住民の意見は、許認可、監督の責任を負う行政に（※R6 12/5 県議会において、木村知事が県として監視を行うと発言）直接提出できる仕組みであるべきではないでしょうか？事業を実施、推進する立場にある事業者のみに意見書を提出させ、事業者側に委ねる仕組みは、住民意見の中立性、透明性、客観性を損なうおそれはありませんか？	意見書の手続きについては、熊本県環境影響評価条例により、環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業者に対し意見書を提出することとされております。
1532	他自治体の事例として、三重県伊賀市では、当初約 3 万平方メートルとして計画された処理施設が結果的に約 70 万平方メートルへと拡張され、当初の想定を大きく超える規模となっています。 伊賀市と同様の拡張は起こりませんか？伊賀市と同じような規模拡張は、将来にわたって起こりませんか？	現在の事業計画地を拡張する計画はありませんし、将来もありません。
1533	「ゴミ処理費用について、自治体の財政難により、処理費用が上がるかもしれませんよ？」という意見がありました。しかし実際には産業廃棄物処理においても、処理費用が短期間で大幅に上昇した事例を経験しています。産業廃棄物処理が料金面で安定するという根拠は何でしょうか？処理費用が将来にわたり安定するという具体的根拠は何でしょうか	物価変動に伴い、産業廃棄物の処理費用も価格見直しにより変動しますので、安定はしていません。
1534	PFAS 等有害物質 準備書では、PFAS について評価が行われていないが、説明会では「持ち込まない」とされている。しかし、産業廃棄物処理施設において、特定物質の混入を完全に排除することは現実的に困難である。PFAS は環境中で残留性が高く、放出後の回収も困難な物質であり、評価を行わず事業を進めることは、環境影響評価として不十分です。 日本に環境基準が定められていない事を理由に、PFAS を対象外にしないで下さい。欧米をはじめ世界各国で深刻な被害や水質汚染が報告され、規制強化や対策が進められています。 日本では基準が整備されていないからこそ、予防原則に基づき、将来の健康、環境リスクを見据えた十分な影響評価をして下さい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確

表 7-1-2（437）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1534 （続き）		認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1535	最大稼働条件を想定していない大気質評価について 準備書では、大気質の予測において年平均排出量を用い、設計保証ではなく「目標管理値」に基づく評価が行われています。 しかし、これは環境影響評価として最も影響が大きくなる最大稼働条件を想定したものとは言えません。特に、排ガス量が最大となる場合、2 炉同時運転時、停電復帰直後など不安定な運転条件付、といった最も厳しい条件下での予測が行われていないことは住民の健康影響を適切に評価しているとは言えず、評価の前提条件として不十分です。 最大稼働時および最悪条件を想定した再予測を行うことを強く求めます。	大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1536	事業の成り立ち・手続きの妥当性 本事業は、当初一般廃棄物処理施設として検討されていた計画が県の関与を経て民間の産業廃棄物処理事業へと転換された経緯。しかしその判断過程や必要性、県の関与の内容について準備書では十分な説明がなされていない。 計画の前提が大きく変わっている以上、その妥当性はゼロベースで再検証されるべきであり、この点を不問にしたまま環境影響評価を進めることは手続き上不適切です。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 事業の適否を判断するのは上益城郡 5 町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡 5 町であり、基準となる判断材料（環境アセスメントの結果）を提供するのが当社の役割であると考えています。 それら判断基準や適否の結果については、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」にて公表されるものと考えています。
1537	大気汚染・煙突・逆転層 準備書における大気汚染評価は、平常時かつ平均的な気象条件のみを前提としており、逆転層の発生、無風、弱風時、地形による滞留、異常運転時などの不利条件が十分に考慮されていない。また煙突高さ 49m の設定根拠も不明確である。環境基準値を下回ることの	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。

表 7-1-2（438）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1537 （続き）	みで「影響は軽微」と結論づけるのは不適切であり、累積影響や広域的影響を含めた再評価を求めます。	事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。大気質の各物質の予測結果は「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、複合暴露や長期・累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1538	交通影響（マミコウロード・児童） 準備書では、マミコウロードについて「児童の利用はない」と記載されているが、実際には約 10 人近くの児童が通学路として日常的に横断しており、事実と異なる。 本計画では産廃運搬車が片道 330 台、往復 660 台通行するとされており、農免道路としての道路特性や通学時間帯を考慮すれば、交通安全上の影響評価は前提から成立していない。 事実確認を含めた再調査と再評価を求めます。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。
1539	PFAS 等について ・受け入れの可否 ・受け入れる場合の濃度基準 ・受け入れない場合の PFAS 含有の確認方法 といった基本的事項が明記されておらず、環境中への排出や土壌、地下水汚染を防止できる体制が十分と言えない。評価や対策を行わない事は、国際的に健康環境影響が問題視されている現状を踏まえると、環境の保全の見地から、適切とは言えない。なので、PFAS 等の受け入れる方針、濃度基準、確認方法を明確にした上で、環境影響を再評価し、その内容を住民に説明することを強く求めます。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 7-1-2（439）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1540	ダイオキシン類の長期沈着、累積影響評価の不足について 準備書におけるダイオキシン類の評価は着地濃度のみを対象としており、土壌や底質への沈着・蓄積による長期的累積的影響が評価されていません ダイオキシン類は分解されにくく、長期間にわたり環境中に蓄積する性質を有しています。そのため短期的な濃度評価だけでなく年沈着量を基にした30年程度の累積評価を行い、土壌環境基準等との照合を含めた長期的影響評価を追加して下さい。	土壌汚染の予測結果は、30年蓄積したことを想定し予測を行っております。また、予測したダイオキシン類については、評価において環境基準と比較しております。
1541	13.4ヘクタールは将来拡張を前提にした面積ではないですか？ 敷地内での処理能力増強はあり得るのですか？焼却量、破砕量、搬入台数の将来変更は想定していませんか？将来一切拡大しない」と文書で明記できますか？将来一切拡大しないなら、文書で拡大しないと明記して下さい。	処理効率や作業効率の向上のために設備機器を一部変更するといった場合や、技術進歩に伴い新たなリサイクル手法や新技術が確立され設備導入を検討するといった可能性はゼロではありません。その際には、上益城郡5町や地元地区に改めて事業計画を説明した上で、検討を進める必要があると考えています。
1542	本計画における事故時および否定常時運転時の環境影響評価について、重大な懸念がある。 計画では、停電時は「炉停止」で終了するとされているが事故や装置故障時の想定が楽観的であり、最悪ケースを想定した評価が行われていない。特に、停電・装置故障時におけるバグフィルタ停止、排ガスバイパス作動、非常用電源不作動などの事態が発生した場合、未処理ガスが環境中に排出される可能性についての評価が不十分である。最悪ケースを想定した評価が必要です。その結果を住民に明確に説明することを強く求めます	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1543	本計画は敷地面積13.4ヘクタールと大規模であり、将来的な処理能力の増強や施設追加等が技術的に可能な余地を有している。 しかし、事業計画書等において、将来にわたり処理能力や施設規模取扱品目を拡大しない旨の明確な記載は確認できない。将来拡大が行われた場合、大気環境、生活環境、土壌及び地下水環境への影響が増大するおそれがあり、現時点の環境影響評価は不十分であると思います。環境の保全の見地から、将来にわたり拡大しないことを文書で明確にするとともに、万一変更が生じる場合には、改めて環境影響評価及び住民意見聴取を行うことを求めます。	処理効率や作業効率の向上のために設備機器を一部変更するといった場合や、技術進歩に伴い新たなリサイクル手法や新技術が確立され設備導入を検討するといった可能性はゼロではありません。その際には、上益城郡5町や地元地区に改めて事業計画を説明した上で、検討を進める必要があると考えています。 また、当該施設が、熊本県環境影響評価条例の対象事業であれば環境アセスメントを、廃棄物処理法に基づく許可施設であれば生活環境影響調査を改めて実施する必要があります。
1544	焼却、破砕処理に伴いPFAS等の難分解性有機フッ素化合物や、重金属が環境中に放出される可能性が指摘されている。 現時点で国内基準が整備されていない物質であっても、国際的に環境及び健康影響が問題視されている以上、環境保全の見地からは、事前に影響評価を行うことが不可欠である。 本計画において当該評価の行われていない点は重大な懸念です。日本に基準がない＝評価不要ではありません。予防原則。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS等については、2020年5月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025年6月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026年4月施行）。廃棄物処理に関するPFOS等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和4年9月、環境省が「PFOS及びPFOA

表 7-1-2（440）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1544 （続き）		含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 重金属類については、産業廃棄物や一部の一般廃棄物に微量に含まれる可能性はありますが、ヒ素、カドミウムなどは焼却工程において飛灰に付着・濃縮される特性があるため、これらはバグフィルタでほとんど除去できます。
1545	排水・水質影響評価が平常運転条件に偏っており、豪雨・トラブル時を含む実効的な環境リスク評価となっていないことについて 準備書の該当箇所 ・第 8 章 8.6「水質」・第 7 章「調査・予測・評価の手法」・第 9 章「環境の保全のための措置」・第 10 章「事後調査の内容」 1. 問題の所在 準備書では、施設からの排水について、「排水基準を満足するよう処理されるため、水質への影響は小さい」との結論が示されている。 しかし、水質影響評価としては、 ・評価条件が平常運転時に限定されている ・気象条件（豪雨・集中豪雨）や運転異常時を考慮していない ・排水の変動性・不確実性が評価されていない という点で、科学的・技術的に十分な検討が行われているとは言い難い。	水質（水の濁り・水素イオン濃度）については、工事期間のうち水質に及ぼす影響が最大となる時期において、予測評価を実施しています。
1546	2. 排水量・水質変動に関する評価の不足 排水処理施設においては、 ・原水（水質・濃度）の変動・処理能力の限界・流入負荷の一時的集中が水質に大きく影響する。特に本事業では、産業廃棄物を大量に受け入れる計画であり、廃棄物の性状変動に伴い、 ・有機物負荷・重金属・窒素/リン・難分解性化学物質 などが時間的に変動する可能性が高い。 しかし準備書では、代表的な水質条件を前提とした評価にとどまり、負荷変動時や高濃度流入時の処理性能評価が示されていない。	本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。よって、排水処理施設もありません。
1547	3. 豪雨・異常気象時の影響評価の欠落 近年、気候変動の影響により、 ・短時間強雨・集中豪雨・長雨の頻度と強度が増加している。 排水系において豪雨が発生した場合、 ・排水量の急増・滞留時間の短縮・処理性能の低下・未処理水・部分処理水の流出が生じる可能性がある。 しかし準備書では、 ・設計降雨条件・豪雨時の運転モード・処理能力超過時の対応	本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。よって、排水処理施設もありません。 また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、豪雨による調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。

表 7-1-2（441）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1547 （続き）	が具体的に示されておらず、豪雨時の水質影響評価が実質的に行われていない。	
1548	3.排水先水域との関係評価の不足 水質影響評価では、 ・排水そのものの濃度・排水量・排水先水域の流量・水質・自浄能力 を組み合わせて評価する必要がある。 準備書では、排水が基準値以内であることが強調されているが、 ・排水先水域の流況（渇水期・増水期）・背景水質（既存負荷）・累積的影響 との関係が十分に検討されていない。特に、渇水期においては排水の寄与率が高くなり、基準内であっても水域への影響が顕在化する可能性がある。	本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。よって、排水処理施設もありません。 また、敷地内に降った雨水のみを調整池から公共用水域に放流する計画であることから、水質（有害物質）の予測評価は実施していません。現況調査のみ実施しています。
1549	5.有害物質・微量物質評価の不十分性 排水評価項目は、主として法定項目を中心に設定されているが、 ・微量有害物質・重金属の形態別挙動難分解性有機化合物 については、詳細な検討が示されていない。 特に産業廃棄物を扱う施設においては、排水基準に含まれない物質が環境影響を及ぼす可能性を考慮すべきであり、その点の評価が不足している。	本事業では、事業計画地内に最終処分場は建設しませんので、事業計画地内での廃棄物の埋立は行いません。よって、排水処理施設もありません。 また、敷地内に降った雨水のみを調整池から公共用水域に放流する計画であることから、水質（有害物質）の予測評価は実施していません。現況調査のみ実施しています。
1550	6.事後調査計画の実効性 準備書の事後調査計画では、調査項目と調査頻度が概略的に示されているが、 ・豪雨後の臨時調査・異常値検出時の対応運転停止・改善措置との連動 が明確に示されていない。 事後調査は「確認作業」ではなく、異常の早期検知と被害拡大防止を目的とすべきである。以上を踏まえると、本準備書の排水・水質影響評価は、 ・平常時前提の評価にとどまっている・変動性・不確実性の考慮が不足している ・排水先水域との統合的評価が不十分 その結果として示された「排水による水質影響は小さい」との結論は、慎重な再検討が必要である。	事後調査を行う目的は、予測結果の妥当性並びに環境保全措置の効果を確認し、必要に応じて追加の環境保全措置を講じることを目的として実施します。調査時期は、工事中並びに供用時に影響が最大となる時期等に設定します。 調査時期の設定根拠は事後調査報告書に記載します。 水質（河川における浮遊物質量、水素イオン濃度）は、準備書「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、平常時ではなく強雨時を前提に予測しています。 また、条例に基づく事後調査とは別途、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1551	7.要望事項 以下の対応を求める。 1.排水量・水質の変動を考慮した定量的評価（高負荷時・変動時）を追加すること。 2.豪雨・集中豪雨時を想定した排水処理能力および水質影響評価を実施すること。 3.排水先水域の流況・背景水質を踏まえた累積的影響評価を行うこと。 4.微量有害物質を含む水質項目の検討範囲を拡充すること。 5.異常時対応を含む、実効性のある事後調査・管理計画を明確に示すこと。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1552	地下水流動および汚染拡散に関する科学的評価が不十分であり、「影響は小さい」とする結論の妥当性が検証されていないことについて 準備書の該当箇所 ・第 8 章 8.7「地下水」 ・第 3 章「実施区域と周囲の概況」（地質・水文条件） ・第 7 章「調査・予測・評価の手法」 ・第 10 章「事後調査の内容」 1.問題の所在（科学的観点からの整理）	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に「Sichart の経験式」を用いて予測しており、地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。

表 7-1-2（442）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1552 (続き)	準備書では、地下水に対する影響について「遮水構造等の対策を講じることにより影響は小さい」と結論づけている。しかし、この結論に至るまでの調査・予測・評価のプロセスが、地下水科学および環境リスク評価の観点から十分とは言えない。 地下水影響評価においては、少なくとも以下の要素が科学的に検討される必要がある。 1. 地下水流動系（流向・流速・涵養域・流出域）の把握 2. 汚染物質が地下水に混入した場合の移流・分散挙動 3. 遮水構造の機能低下・破損時を含むリスクシナリオ 4. 地域の地下水利用実態との関係（井戸・湧水・農業用水） 本準備書では、これらの要素が定量的・統合的に示されていない。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 なお、地下水の水質は評価項目として選定していないので、ご指摘の「準備書では、地下水に対する影響について「遮水構造等の対策を講じることにより影響は小さい」と結論づけている。」という記載はどこにもありません。
1553	2. 地下水流動に関する評価の不十分性 準備書では、ボーリング調査や地質概要の記載はあるものの、 ・地下水の流向 ・流速 ・帯水層の連続性 ・不透水層の有無・厚さ といった地下水流動を支配する基本パラメータが、体系的に整理・提示されていない。また、地下水流動モデル（例：2 次元/3 次元数値モデル）による解析結果が示されておらず、「どの方角に、どの範囲まで、どの程度の時間スケールで影響が及ぶ可能性があるのか」を検証することができない。これは、地下水影響評価として定性的説明にとどまっており、科学的検証可能性（再現性）を欠く状態である。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に「Sichart の経験式」を用いて予測しており、地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。
1554	3. 汚染拡散シナリオの欠落 地下水汚染の評価では、以下のようなシナリオを設定することが一般的である。 ・遮水シートの局所的破損 ・継ぎ目部・貫通部からの漏洩 ・経年劣化による透水性の変化 ・地震・豪雨等による構造への影響 しかし準備書では、遮水構造が完全に機能することを前提とした評価が中心であり、機能低下時・破損時の漏洩量、拡散範囲、到達時間などについての検討が示されていない。科学的なリスク評価の観点からは、「発生確率が低くても影響が大きい事象」を無視することは妥当ではなく、最悪ケースを含めた評価が不可欠である。	ご指摘の「遮水シートの破損や劣化に伴う汚染拡散シナリオ」は、ごみを地中に直接埋め立てる「最終処分場」を想定したものと推察しますが、本事業はごみ焼却施設等の建設であり、前提となる構造が根本的に異なります。 本施設は、ピット（ごみ貯留槽）などの主要構造物を強固な鉄筋コンクリート造とし、土壌に直接触れる「遮水シート」を敷設する構造ではないため、ご指摘のような「シートの局所的破損」や「継ぎ目からの漏洩」といった事象は想定されません。
1555	4. 調査密度・期間と不確実性評価の不足 準備書に示された地下水調査は、調査地点数および調査期間が限られており、 ・季節変動（降雨期・渇水期） ・年変動 ・長期的傾向 を把握するには不十分であると考えられる。地下水は、表流水と異なり反応が遅く、汚染が顕在化した時点では既に広範囲に影響が及んでいる可能性がある。そのため、本来は調査結果に伴う不確実性（誤差、ばらつき）を明示し、結論の信頼性を評価する必要があるが、準備書ではその点が示されていない。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に、影響圏半径は最大 110mと予測しており、適切な評価であると考えます。また、施設用水の採取深度における地下水位観測は 1 年間実施しています。

表 7-1-2（443）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1556	5.地域の地下水利用との関係 本地域では、地下水・湧水・井戸水が生活用水や農業用水として利用されている。地下水影響評価は、単に「環境基準を超えるか否か」ではなく、地域の水利用と一体として評価されるべきである。地下水はひとたび汚染が発生すると、原状回復は容易でないことを忘れてはならない。 準備書では、利用井戸の分布や利用量と、想定される影響範囲との関係が十分に示されておらず、実質的なリスク評価につながっていない。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1557	6.総合的評価 以上を総合すると、本準備書の地下水影響評価は ・定量的解析の欠如 ・リスクシナリオ設定の不足 ・不確実性評価の欠落 ・地域利用との統合不足 という点において、科学的・技術的に十分な検証が行われているとは言い難い。その結果として導かれた「影響は小さい」という結論は、科学的根拠が十分に示されていないと考える。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に「Sichart の経験式」を用いて予測しており、地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1558	7.要望事項：以下の対応を求める。 1.地下水流動および汚染拡散について、数値モデル等を用いた定量的評価を追加すること。 2.遮水構造の機能低下・破損を想定した複数のリスクシナリオを設定し、影響範囲と時間スケールを評価すること。 3.調査地点数・調査期間を拡充し、季節変動および長期変動を考慮した基礎データを整備すること。 4.地域の地下水利用実態（井戸・湧水・農業用水）と影響評価を統合し、住民が理解可能な形で説明すること。 5.上記を踏まえ、地下水影響評価の妥当性を再検討し、必要に応じて準備書を修正すること。以上	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に「Sichart の経験式」を用いて予測しており、地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1559	事業規模の設定根拠および代替案比較の欠如が、環境影響評価制度の要請する技術的合理性・透明性の要件を満たしていないことについて 1.本意見の法的根拠（条例および制度上の位置づけ）本件に関連する法的根拠は、主として以下と解される。 (1) 熊本県環境影響評価条例第 4 条（技術指針）「調査、予測及び評価は、科学的知見及び技術の動向を踏まえた方法により行わなければならない」 (2) 同条例第 13 条（準備書の作成）準備書には対象事業の目的及び内容、調査・予測・評価の結果及びその根拠を記載すべき	熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。

表 7-1-2（444）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1559 （続き）	（3）同条例第 25 条（事業内容の修正）事業内容が変更され、環境影響が著しく変わるおそれがある場合は評価のやり直しが必要。→規模設定が不合理であれば、事業内容の見直し・再手続きの対象となり得る。 （4）環境影響評価法の一般原則（目的規定）との整合評価は「環境の保全を図る」ために行われ、事業規模の設定はその前提条件である。	
1560	2. 準備書記載の整理（該当箇所） （1）対象事業の規模（準備書第 2 章） ・焼却施設：平均 400t/日、処理能力 440t/日 ・うち一般廃棄物 80t/日、産業廃棄物 320t/日 →地域人口規模に対して大きい受入能力が提示される。 （3）代替案の比較に関する記述の欠如（第 4 章） →設備規模の異なる案、小規模分散案、既存施設委託案、ゼロオプションなどが整理されていない。	本事業は一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプション（事業を行わないという選択肢）も含め現実的に実施可能ではない別の案は設定していません。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうか（従来計画との比較検討も含めて）は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
1561	3. 法令の要請と準備書記載との齟齬 （1）規模設定根拠の欠如は「結果の根拠」の欠落に該当条例第 13 条は「調査・予測・評価の結果とその根拠」を記載することを求めている。ところが、本準備書では以下が確認できない。 ・地域（上益城 5 町）に必要とされる一般廃棄物処理量の将来予測 ・既存処理施設の能力・広域連携可能性を踏まえた施設規模の精査 ・産業廃棄物受入量の設定根拠（変動を伴う業界廃棄物の将来推計など） これらが欠如したまま最大受入能力を前提に規模を設定したように見受けられる点は、条例の趣旨に照らし問題である。 （2）代替案比較の欠如は「技術指針」違反の疑い 条例第 4 条は、調査・予測・評価を合理的に行うことを求めている。代替案比較は環境影響評価の国際原則でもあり、特に： ・小規模分散型案 ・廃棄物減量施策との整合性を踏まえた最小限焼却案 ・新設しない案（ゼロオプション） などは、本件事業の性質上、必ず比較すべきと解される。 しかし準備書には体系的な代替案比較が記載されていない。 （3）産業廃棄物受入比率が高いにもかかわらず、その政策的位置づけが不明確。焼却施設の平均処理量の 80%が産業廃棄物であり、一般廃棄物処理が主目的とされる事業目的との整合が取れていない。 →事業目的と施設規模との関係が不明確である状態は、行政審査の前提を欠く。	熊本県環境影響評価条例に基づき、配慮書、方法書の手続きを経て、準備書を作成しており、適切であると考えます。 複数案の比較検討については、事業の計画を具体化する前の段階である配慮書手続きにおいて、既に検討を実施済みです。 本事業は一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプション（事業を行わないという選択肢）も含め現実的に実施可能ではない別の案は設定していません。
1562	4. 行政判断上の観点（審査会で確認すべきと考える事項） 1. 事業規模の設定が、地域の一般廃棄物排出量・将来推計に基づいているか 2. 産業廃棄物受入量の設定根拠の妥当性 3. 代替案（規模縮小案・分散案・既存施設活用案・ゼロオプション）の比較検討の欠如	ご指摘の各項目は、熊本県環境影響評価条例に基づき、知事が専門的知見を有する審査会の意見を聴いた上で、最終的に評価・判断を下される事項です。 これらの行政判断の基準やプロセス、および審査の在り方そのものについて、事業者が自ら妥当性を論じたり、回答を申し述べたりする立場にはないものと考えています。

表 7-1-2（445）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1562 （続き）	4. 準備書の「結果の根拠」の記載が条例第13条の要件を満たしているか 5. 事業目的と施設機能の整合性の確認（一般廃棄物施設か、産廃焼却事業か） 6. 規模設定が不合理な場合、条例第25条による見直し手続が必要となる可能性	本件のご指摘は、行政による厳正な審査を求める趣旨として承り、当社といたしましては、引き続き法令を遵守し、審査プロセスにおいて透明性のある対応を継続してまいります。
1563	5. 総括的見解 以上から、以下の点が明らかと考える。 ・準備書は、事業規模の設定根拠および代替案比較という、環境影響評価の根幹に関わる説明を欠いており、 ・熊本県環境影響評価条例第4条（技術指針）、第13条（準備書の作成義務）の趣旨に照らして、環境影響評価としての要件を十分に満たしているとは言い難い。 行政による審査においては、この点を中心に慎重な検討が求められる。	ご指摘の各項目は、熊本県環境影響評価条例に基づき、知事が専門的知見を有する審査会の意見を聴いた上で、最終的に評価・判断を下される事項です。 これらの行政判断の基準やプロセス、および審査の在り方そのものについて、事業者が自ら妥当性を論じたり、回答を申し述べたりする立場にはないものと考えています。 本件のご指摘は、行政による厳正な審査を求める趣旨として承り、当社といたしましては、引き続き法令を遵守し、審査プロセスにおいて透明性のある対応を継続してまいります。
1564	一点集中・高い産業廃棄物比率が極めて高い一点集中型焼却計画は、処理対象の多様化に伴う技術的複雑性と運用リスクを増大させる可能性があり、科学的・工学的妥当性の検証が不十分であることについて 準備書の該当箇所 ・第2章「対象事業の目的及び内容」 ・表2.2-1「対象事業の規模（焼却施設の処理量内訳）」 ・第7章「調査・予測・評価の手法 1. 問題の所在（技術的視点） 準備書に示された焼却計画では、焼却量の太半を産業廃棄物が占め、一般廃棄物は少数にとどまる。この構成は、多種多様な廃棄物を最大規模で一地点に集約処理する方式であり、以下の点で技術的な検証が十分とは言えない。 1. 処理対象の性状多様性が増大することによる運転管理の複雑化 2. 一点集中がもたらすリスク集中（事故・災害・停止時影響） 3. 事業者の処理効率（コスト）合理化と、地域環境リスクの関係整理不足	一般廃棄物のみを焼却する施設では、一般廃棄物そのものの性状が同じ（低カロリー）であるため、廃棄物ピットでのミキシングはそこまで重要ではありませんが、産業廃棄物の焼却施設の運転管理においては、高カロリーの廃棄物もあれば、低カロリーの廃棄物もあることから、廃棄物ピット内でのミキシングによるごみ質の均一化は最も重要な作業であると考えています。その作業を実施しないと、炉内の燃焼ガス温度の変動や炉内投入量の変動が発生し、完全燃焼を妨げることに繋がってしまいます。ですので、ごみ質の均一化により炉内温度をコントロールし、その炉内温度は中央操作室の制御モニターにて常時監視します。 操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1565	2. 一点集中型処理の工学的含意 一点集中型処理は、物流・運転の効率化という点で事業者側に利点がある。一方で、環境工学・リスク工学の観点からは、以下の問題を伴う。 ・廃棄物搬入の集中による交通・事故リスクの集中 ・設備トラブル・停止時に代替処理が困難 ・災害時（地震・豪雨・停電）における影響の同時多発化準備書では、これらの点が個別項目として評価されているが、一点集中によるリスク集約効果として統合的に整理されていない。	交通量の増加に伴う大気質、騒音、振動、安全（交通）等については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 万が一、施設の緊急トラブルにより長期間施設を停止する必要が生じる場合は、復旧するまでの間、当社の出資企業あるいは近隣の処理業者にて一時的に処理を行います。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1566	3. 処理対象多様化に伴う技術的リスク	一般廃棄物のみを焼却する施設では、一般廃棄物そのものの性状が同じ（低カロリー）であるため、廃棄物ピットでのミキシングは

表 7-1-2（446）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1566 （続き）	産業廃棄物は、発生源・業種により以下のような特性差を有する。 ・発熱量のばらつき ・含水率・灰分の変動 ・塩素、硫黄、金属類等の含有差 ・微量有害物質の混在可能性 これらが同一炉・同一処理系に大量に投入される場合、 ・燃焼制御の難易度上昇 ・排ガス処理負荷の変動増 ・排水・灰処理系への影響 が生じ、設計時の想定を超える運転条件が発生する可能性がある。 準備書では「適切な運転管理により対応可能」とされているが、どの程度の性状幅までを設計条件として想定しているのか、制御限界を超えた場合の対応策について、定量的な説明が示されていない。	そこまで重要ではありませんが、産業廃棄物の焼却施設の運転管理においては、高カロリーの廃棄物もあれば、低カロリーの廃棄物もあることから、廃棄物ピット内でのミキシングによるごみ質の均一化は最も重要な作業であると考えています。その作業を実施しないと、炉内の燃焼ガス温度の変動や炉内投入量の変動が発生し、完全燃焼を妨げることに繋がってしまいます。ですので、ごみ質の均一化により炉内温度をコントロールし、その炉内温度は中央操作室の制御モニターにて常時監視します。
1567	4. 最大規模×多様性が生む「処理困難領域」 処理対象の多様性が増すほど、以下のような「処理困難領域」が生じやすくなる。 ・燃焼安定性と排ガス基準を同時に満たしにくい条件 ・特定成分の局所的濃縮（飛灰・排水） ・非定常運転（切替・調整）頻度の増加 特に最大規模運転を前提とした施設では、運転余裕度（マージン）が小さくなり、異常時・調整時の環境負荷上昇リスクが高まる。準備書では、このような運転マージンとリスクの関係が明確に整理されていない。	焼却施設の最大処理能力は 440 t/日であり、平均取扱い計画量は 400 t/日となります。大気質の予測評価においては、最大稼働時にて実施しています。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1568	5. 地域産業インフラとしての合理性の検討不足 産業廃棄物処理は、本来、発生特性、処理技術、地域条件に応じた適正配置（分散・特性別処理）が、環境負荷とリスクの低減につながる場合が多い。しかし本事業では、 ・地域産業の種類 ・発生廃棄物の特性分布 ・既存処理施設との役割分担 といった視点から、なぜこの規模・この方式で一括処理する必要があるのかが十分に検討されていない。結果として、処理効率（事業者側）と環境安全性（地域側）のトレードオフ構造が明確に示されていない。	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1569	6. 総合的評価 以上を踏まえると、本事業の産業廃棄物処理計画は、 ・一点集中によるリスク集約 ・処理対象多様化に伴う運転 ・管理の不確実性 ・最大規模運転による運転余裕度低下 ・地域産業インフラとしての合理性検証不足 という点で、科学的・工学的な妥当性の検証が十分とは言えない。その結果として、「適切な管理により対応可能」とする準備書	上記で回答のとおり。

表 7-1-2（447）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1569 (続き)	の結論は、追加的な技術検討なしには確認できないと考える。	
1570	7. 要望事項（技術的観点） 以下の対応を求める。 1. 産業廃棄物の性状幅（発熱量、含有成分等）を明示し、設計条件との整合性を定量的に示すこと。 2. 一点集中型処理によるリスク集約効果を整理し、分散型・特性別処理との比較検討を行うこと。 3. 最大規模運転時の運転余裕度、非定常運転頻度、異常時対応能力を明確にすること。 4. 地域産業インフラとしての適正配置の観点から、本事業方式の妥当性を再検討すること。 5. 以上を踏まえ、産業廃棄物処理計画の規模・方式について再評価を行うこと。 以上	上記で回答のとおり。
1571	焼却施設からの排ガス・大気質影響評価が、非定常運転および気象条件の多様性を十分に考慮しておらず、科学的検証として不十分であることについて 準備書の該当箇所 ・第 7 章「調査・予測・評価の手法」 ・第 9 章「環境の保全のための措置」 ・（関連）第 11 章「環境影響評価の総合的な評価」 1. 問題の所在（科学的観点） 準備書では、焼却施設から排出される窒素酸化物（NOx）、硫黄酸化物（SOx）、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類等について、排出基準および環境基準を満足することをもって「大気環境への影響は小さい」と結論づけている。 しかし、大気環境影響評価としては、 ・評価条件が定常（通常）運転時に偏っている ・気象条件の多様性（弱風・逆転層・局地循環）を十分に反映していない ・排ガスの非定常排出（起動・停止・異常時）が評価されていない という点で、科学的・技術的に十分な検証が行われているとは言い難い。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。 また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 その他、短期平均濃度予測においては、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時等の高濃度が出現するケースを予測しており、逆転層の発生状況や無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。
1572	2. 非定常運転時排出の評価欠如 焼却施設においては、起動時、停止時、焼却条件の不安定化時、設備トラブル発生時において、通常運転時とは異なる排出特性を示すことが知られている。特に、ダイオキシン類、一酸化炭素（CO）、未燃炭化水素などは、燃焼状態の変化に強く依存する。準備書では、これらの非定常時排出を考慮した評価条件・排出係数・発生頻度が明示されておらず、「通常運転時の平均排出」を前提とした評価値にとどまっている。この点は、リスク評価として重要な排出ピークの見落としにつながる可能性がある。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1573	3. 気象条件設定の限定性 大気拡散予測では、気象条件の設定が結果に大きな影響を与える。準備書では、年間平均的な風向・風速条件を用いた拡散計算が示されているが、 ・弱風条件	大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、事業実施区域周辺は山地が分布していることから、ERT PSDM モデルを用いて、地形の変化踏まえ予測を行いました。その他、短期平均濃度予測にお

表 7-1-2（448）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1573 （続き）	・逆転層発生時 ・夜間安定成層 ・谷地形における冷気流・局地循環 といった、汚染物質が滞留・集中しやすい条件についての検討が十分ではない。特に、山間部・盆地的地形では、平均条件では評価されにくい局地的高濃度事象が生じることが知られている。準備書では、これらの条件を考慮したワーストケース（保守的）気象条件での評価が示されていない。	いては、大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、接地逆転層崩壊時等の高濃度が出現するケースを予測しており、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。
1574	4.複合曝露・長期曝露の評価不足 準備書では、各物質ごとに、環境基準、指針値との比較が行われているが、 ・複数物質が同時に存在することによる複合曝露 ・長期・低濃度曝露による健康影響 についての整理は示されていない。特に、ダイオキシン類や微小粒子状物質（PM）については、累積曝露・長期影響の観点が重要である。基準値以下であることは重要であるが、それのみをもって「影響は小さい」と結論づけることは、科学的には慎重さを欠く可能性がある。	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、複合暴露や長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。 また、微小粒子状物質（PM2.5）については、現在、国（環境省）の「環境影響評価技術ガイド」等において、標準的な予測手法や、将来的な寄与度を正確に算出するための科学的なモデルが確立されておりません。予測手法が確立されていない項目を、不確実な仮定に基づいて定量評価することは、かえって不正確な結果を招く恐れがあることから、本評価書では個別の定量予測は行っておりません。予測は行わないものの、発生源対策として、焼却炉には微小粒子の捕集効率が極めて高いバグフィルタを採用し、破砕工程においては建物密閉化と集塵機設置を徹底します。これにより、PM2.5 を含む「浮遊粒子状物質（SPM）」全体を低減させることで、生活環境への影響を事実上回避・低減できるものと考えております。
1575	5.排出管理・監視体制の実効性 準備書では、排ガス対策として、高性能集じん装置、排ガス処理設備、排出濃度の測定が示されている。しかし、測定頻度、非定常時の測定方法、異常値検出時の対応（運転停止・公表）が具体的に示されておらず、排出管理がどの程度実効性を持つか判断しにくい。科学的評価としては、「基準を守る」だけでなく、「逸脱を早期に検知し抑制できる体制」まで含めて検証されるべきである。	排ガスのモニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。 万が一、排出基準を超過する排ガスを放出した場合には、速やかに施設を停止し、熊本県や上益城郡 5 町並びに地元地区へ報告した上で、その原因究明を行い、原因が明らかになってから運転を再開させます。
1576	6.総合的評価 以上を踏まえると、本準備書の排ガス・大気質影響評価は、 ・非定常排出の考慮不足 a 保守的気象条件での評価欠如 ・複合曝露・長期曝露の整理不足・監視・管理体制の具体性不足 という点で、科学的・技術的に十分なリスク評価とは言えない。その結果として示された「大気への影響は小さい」との結論は、追加検討なしには妥当性を確認できないと考える。	大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 また、監視・管理体制として、排気筒からの排出ガスについては、モニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。 排ガス等のモニタリング結果などは会社ホームページで公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタ

表 7-1-2（449）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1576 （続き）		リング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。
1577	7. 要望事項（技術的観点） 以下の対応を求める。 1. 起動・停止・異常時を含めた非定常運転条件における排出評価を追加すること。 2. 弱風・逆転層等を考慮した保守的気象条件での拡散予測を実施すること。 3. 複数物質の同時存在による長期・累積曝露について整理・説明すること。 4. 排ガス測定・監視の頻度、異常時対応、情報公開の方法を具体的に示すこと。 5. これらを踏まえ、大気質影響評価の結論を再検討すること。 以上	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が 1 年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。また、短期平均濃度予測においては、逆転層の発生、無風・弱風時等の状況を踏まえて予測を行っております。大気質の各物質の予測結果は「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、複合暴露や長期・累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。 また、監視・管理体制として、排気筒からの排出ガスについては、モニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。 排ガス等のモニタリング結果などは会社ホームページで公表します。また、インターネットを活用した公表だけでなく、施設が供用開始した後に、上益城郡 5 町や地元地区と意見交換する場（モニタリング会議などの開催）を定期的に設けさせていただき、その中で直接ご報告する機会を設けさせていただきたいと考えています。
1578	廃棄物搬入車両の大幅な増加による交通安全・生活環境への影響評価が不十分であることについて 準備書の該当箇所 ・第 2 章「対象事業の内容」（搬入計画） ・第 8 章 8.17「安全（交通）」 ・第 12 章「関係地域及びその認定理由」 本事業では、焼却施設および関連施設に多量の廃棄物を搬入する計画が示されており、それに伴い大型車両を含む搬入車両の通行回数が大幅に増加すると想定されます。しかし、準備書における交通影響の評価は、地域住民の生活実態や安全面への影響を十分に反映したものとは言えないと考えます。 準備書では、搬入車両による交通量増加について「交通容量に余裕がある」「安全対策を講じることで影響は小さい」と評価されています。しかし、交通容量や平均的な交通量の数値だけでは、実際の生活道路や通学路における危険性を十分に評価したことにはなりません。 計画地周辺の道路は、幅員が限られた区間や見通しの悪い箇所が多く、歩行者や自転車、通学中の児童、生徒、農作業中の住民など、日常的に多様な利用がなされています。このような道路に大型車両の通行が恒常的に	安全（交通）の項目について、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、適切に行われているものと認識しています。 また、対象事業実施区域周辺が車両の最も多く集まる地点でもあり、影響が最も大きいところであるため、対象事業実施区域周辺の主要な交差点で予測を行っております。 交通量調査は 24 時間実施したうえで、交差点の流入車両台数が最も多い時間帯で予測を行っているため、通勤通学時間帯も踏まえた予測結果となります。 また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。

表 7-1-2（450）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1578 (続き)	増加すれば、事故リスクや心理的な不安が高まることは避けられません。 　また、準備書では、朝夕の通学時間帯や通勤時間帯など、時間帯別の交通集中について十分な検討が行われているとは言えません。交通量が一日平均で基準内に収まっていても、特定の時間帯に車両が集中すれば、実際の危険性は大きくなります。 　さらに、交通影響の評価は主に計画地周辺に限定されており、搬入ルート全体としての影響、特に集落内道路や学校周辺、交差点での安全性についての具体的な検討が不足しています。これでは、影響を受ける可能性のある住民が十分に含まれているとは言えません。 　以上の点から、準備書における交通影響評価は、「車がどれだけ通れるか」という視点に偏っており、「地域で人がどのように暮らしているか」という視点が弱いと考えます。 　私は、以下の点について対応を求めます。 1. 搬入車両の通行ルート全体を対象とし、生活道路や通学路を含めた交通安全の再評価を行うこと。 2. これを机上の計算のみでなく、安全に十分配慮した実車実験データも含めて行うこと。 3. 朝夕の通学・通勤時間帯を考慮した時間帯別の交通影響評価を実施すること。 4. 大型車両増加による事故リスクや生活上の不安について、数値だけでなく地域の実情を踏まえて評価し、必要な対策を具体的に示すこと。 5. これらの検討結果を踏まえ、関係地域の設定を見直し、影響を受ける住民の意見が適切に反映されるようにすること。 　以上	
1579	悪臭・低周波音・騒音について、生活実感に基づく影響評価が十分に行われていないことについて 　準備書の該当箇所 　第 8 章 ・8.5「悪臭」 ・8.3「振動」 ・8.4「低周波音」 ・8.2「騒音」 　第 9 章「環境の保全のための措置」 　本事業では、焼却施設や廃棄物処理設備の稼働により、悪臭、騒音、低周波音、振動などが発生すると考えられます。これらは、環境基準や規制値だけで評価しきれない「生活の質」に直接影響する問題です。 　準備書では、悪臭や騒音、低周波音について、「基準を満足する」「影響は小さい」と評価されています。しかし、その評価は主に数値基準との比較に基づいており、実際にその地域で暮らす人の感じ方や、長期間にわたる影響が十分に反映されているとは言えません。 　特に悪臭については、わずかな臭いでも繰り返し発生することで強い不快感やストレスにつながります。準備書では、臭気の発生源や発生頻度、風向や気象条件による影響について、住民が具体的にイメージできる説明が不足していると感じます。	各項目は、事後調査の実施することやを予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。 　各項目の予測評価については、 　悪臭・騒音・低周波音の詳細な内容と予測・評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 　今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 　なお、各項目は、事後調査の実施することやを予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。その他に、施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 　今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。

表 7-1-2（451）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1579 (続き)	また、低周波音や振動は、人によって感じ方に大きな差があり、頭痛や睡眠障害、体調不良の原因になることもあります。これらは数値基準を下回っていても、日常生活に支障が出る場合がありますが、準備書ではその点が十分に考慮されていません。 以上のことから、悪臭・騒音・低周波音については、「基準を満たしているから問題ない」とするのではなく、地域で暮らす人の生活実感を重視した評価が必要であると考えます。要望事項 私は、以下の点について対応を求めます。 1. 悪臭の発生源、発生頻度、気象条件による影響について、住民に分かりやすく説明すること。 2. 騒音・低周波音について、長期間の継続的な影響や、夜間・早朝の生活への影響を考慮した評価を行うこと。 3. 苦情が発生した場合の対応方法や、住民が相談できる体制を具体的に示すこと。 4. 悪臭・騒音・低周波音について、継続的に監視し、結果を住民に公開する仕組みを整えること。 以上	
1580	住民意見の反映が形式的にとどまっており、実質的な住民参加が十分に確保されていないことについて 準備書の該当箇所 ・第 5 章「配慮書に対する知事意見及び一般意見と事業者の見解」 ・第 6 章「方法書に対する知事意見及び一般意見と事業者の見解」 ・第 11 章「環境影響評価の総合的な評価」 環境影響評価制度は、単に環境への影響を数値で評価するだけでなく、計画段階から住民が情報を共有し、意見を述べ、それが事業内容に反映されることを重視する制度であると理解しています。 準備書では、配慮書および方法書の段階で提出された住民意見や知事意見と、それに対する事業者の見解が一覧として示されています。しかし、その内容を見ると、住民意見が実際にどのように事業計画や評価内容に反映されたのかが分かりにくく、形式的な整理にとどまっているように感じられます。 多くの意見に対する事業者の回答は、「影響は小さいと考える」「適切な対策を講じる」「今後参考とする」といった表現が中心であり、その結果として、具体的にどの項目がどのように修正されたのかが明確ではありません。これでは、住民が意見を提出しても、計画や評価にどの程度影響を与えたのかを確認することができません。 また、準備書の総合評価では、「環境への影響は軽微である」との結論が示されていますが、その結論が、住民から出された懸念や疑問をどのように踏まえた結果なのかについて、十分な説明があるとは言えません。 環境影響評価は、事業を円滑に進めるための形式的な手続ではなく、住民の不安や疑問を計画に反映し、必要に応じて事業内容を見直すための仕組みであるはずです。その趣旨から考えると、本準備書における住民意見の扱いは、実質的な住民参加という点で課題が残ると考えます。	配慮書、方法書に対する各意見については、準備書「第 5 章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解」、「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」において、一つ一つの意見に対し、真摯に事業者の見解を記載させて頂いております。 また、影響は小さいなどの表現においても各項目の予測結果等において、理由を記載しております。 今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。

表 7-1-2（452）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1580 （続き）	要望事項私は、以下の点について対応を求めます。 1. 住民意見および知事意見が、具体的にどの部分にどのように反映されたのかを、分かりやすく整理して示すこと。 2. 意見に対して「影響は小さい」「対応可能」とする場合でも、その理由や根拠を具体的に説明すること。 3. 住民意見を踏まえてもなお残る不安や論点について、丁寧な説明や追加検討の機会を設けること。 4. 今後の手続においても、住民が意見を述べ、それが計画や評価に反映される実質的な参加の場を確保すること。 以上	
1581	そもそも環境アセスメントを開始するに至る手順が不適切であることについて 本件はそもそも上益城 5 町連合が一般廃棄物処分場の準備を進めていたところに、大型産廃処理場建設を探求していた民間企業からの提案（と県による調整？）によって、「従来の一般廃棄物処理から、民間事業者による一般＋産業廃棄物処理の新計画」へと変更されて話が進んできたと言われています。ところが、当時、この事は地元住民はもとより御船町議会議員にすら周知されておらず、2021 年 9 月 29 日の熊日新聞スクープ記事によって初めて公の情報となりました。その際、御船町長は周知不十分であった事を認め、これから周知に力を入れていくとの発言をされたと記憶していますが、実際には説明会が数回開かれたものの、広報誌や回覧による広報も十分とはいえず、いまだに計画の内容はおろか、計画の存在自体を知らない人が大半であると言わざるを得ません。しかし、この段階でアセスメントは立ち止まる事なく開始されました。私は、法的にはどうあれ、この時点で立ち止まってアセスメントの対象とする原案の見直しを行なわれなかったことが、県の環境影響評価条例に照らしても不適切であったと思います。それは次の点においてです。 1. 住民参加の実質性：当該地である御船町ですら計画の内容はおろか、存在自体知らない人が圧倒的に多数である現状。環境問題における民主性、透明性はないがしろにしてはならない原則。 2. 選択肢が一案のみである点：原案提出者には、広域から大量の産廃を集めてコストダウンを達成し、余力で 1 割程度の一般廃棄物を引き受けるというアイデアはベストで唯一の選択肢との思い入れが見て取れるが、視点を変えると必ずしもそうとは言えない。早い段階から県民、町民の間で広い視点と複数の選択肢による議論が必要であった。 例 1：産廃の集中処理はコストダウンになる事は確かかもしれないが、それが環境負荷の低減になるとは言えない。むしろ、質の多様性が増すことで、処理の難度も増し、長期的には環境負荷と処理コストの増大にさえつながりかねない。 例 2：本件に限らず、日本では廃棄物処理（分）場が人口の少ない山間地に作られる場合がほとんどである。地価が安く人口も少なく、反対運動も弱いといった理由からかもしれないが、迷惑施設扱いになっている事が多	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 本事業は一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプション（事業を行わないという選択肢）も含め現実的に実施可能ではない別の案は設定していません。 また、日本とデンマークでは、自然的状況や社会的状況などの地域特性が全く異なると考えています。本事業は、日本国内での計画となります。

表 7-1-2（453）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1581 （続き）	い。その際、本件同様、山間部は貴重な自然、特に水源として重要な地域が多く、このままでは、いずれ日本の山間部は廃棄物関連施設で覆い尽くされてしまいかねない。しかし、世界を見ると必ずしも同様ではない。例えば、デンマークのコペンハーゲンでは都市の中に大きな焼却場がある。 PPP(PolluterPayPrinciple)の原則に則り、廃棄物最大排出地相当の税金で処理場が運営されている。廃棄物処理（処分）場は迷惑施設などではなく、水道や電気同様に都市を支える重要インフラと考えられており、そこで働くことは誇り高いことと捉えられているそうだ。また、環境意識が高い市民によって排ガスなどもリアルタイムでモニタリングされているとともに、処理する側からも、市民や製造メーカーに対して分別や素材に対するメッセージが出ると聞いた。 以上はほんの一例ですが、これからの廃棄物処理場処ああ分場のあり方はもっと多様なあり方を議論してゆくべき時代にかかっているのではないでしょうか？お決まりのように山間の過時代は疎地を抑え、反対運動を政治力で抑え込むような時代は終わりにしましょう。	
1582	廃棄物事業者に望むこと 私は産廃の集中処理には問題が多いと思っていますが、自分も出している一般廃棄物の処理場を迷惑施設扱いする事は住民エゴだと思っています。中でも廃棄物処理の実務や研究に携わる方々へ正当な評価とリスペクトは必要だと考えています。ただ、産業廃棄物の厄介さは増す一方です。人間は便利なものを追求する勢いで難分解性の物質を短期間の間に次々と生み出し、地表のわずかな生命空間を満たしてしまいました。「ありとあらゆる厄介物を受けて立つ」ことも廃棄物プロの誇りかもしれませんが、その問題性にいち早く気づくのも廃棄物プロではないかと思います。これからの時代、人類が同じ過ちを繰り返さないためには、廃棄物サイドから製造サイドへの抑制フィードバックの確立が必要だと思います。直近のわずか数十年で、人類はプラスチック、PCB,PFAS 等々便利だが難分解なものを際限なく生産し、問題点が発覚した時にはすでに地球表層の薄い生命空間全域に拡散していたという経験を何度も繰り返してきました。これ以上同じ過ちを繰り返さないためには廃棄物処理の視点からの抑制フィードバックが必須で重要です。	製品の製造業者や建築物の建設業者は、原材料の調達から製造、流通、使用、廃棄・再資源化までの全過程で環境への影響を考慮する環境配慮設計を意識した取り組みがなされているものと考えています。
1583	地震・豪雨などの災害時における廃棄物処理施設の複合的なリスク評価が不十分であることについて 準備書の該当箇所 ・第 8 章 8.18「安全（防災）」 ・第 8 章 8.6「水質」、8.7「地下水」 ・第 2 章「対象事業の内容」（施設配置・搬入計画） ・第 10 章「事後調査の内容」 本事業は、焼却施設や排水処理施設などを有する大規模な廃棄物処理施設であり、平常時だけでなく、地震や豪雨といった災害時における安全性や環境への影響について、特に慎重な検討が求められる事業です。準備書では、防災に関する項目が設けられています	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。

表 7-1-2（454）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1583 （続き）	が、その内容は主に施設構造の安全性や一般的な対策の説明にとどまっており、災害時に複数の問題が同時に起こる可能性についての具体的な評価が十分とは言えません。例えば、豪雨が発生した場合には、雨水の流入増加による排水処理能力の低下や、未処理水の流出、施設周辺の浸水などが懸念されます。これに地下水への影響が重なれば、地域の水環境に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、地震が発生した場合には、施設の損傷だけでなく、遮水構造や配管の破損、停電による処理機能の停止などが同時に起こることも想定されます。そのような状況下で、汚染物質の管理や排水処理が適切に行えるのか、具体的な説明は示されていません。さらに、災害時には道路の寸断や交通規制が発生することも考えられますが、準備書では、廃棄物の搬入・搬出が滞った場合の対応や、周辺住民の避難や安全確保との関係について、十分な検討が行われていないように見受けられます。このように、地震・豪雨・停電・交通障害などが同時に起こる複合的な災害リスクについての評価が不足していることは、2016 熊本地震、2020 豪雨災害を経験している私たちには大きな不安要素です。 以下の点について対応を求めます。 1. 地震や豪雨などの災害時に、複数のトラブルが同時に発生した場合を想定した総合的なリスク評価を行うこと。 2. 災害時における排水・地下水への影響や、汚染拡大を防ぐための具体的な対応策を明確に示すこと。 3. 停電や道路寸断時を含めた、廃棄物処理の継続性と安全確保の方法を具体的に説明すること。 4. 災害時に住民へのような情報提供や連絡が行われるのか、その体制を明確にすること。 5. 以上は平地に処理場を建設した場合と対比して具体的定量的に検討すること。 以上	
1584	産業廃棄物の比率が圧倒的に高い計画であることの妥当性について ―一点集中型処理の必要性と技術的・地域的観点からの再検討を求める― 準備書に示されている焼却施設の処理計画を見ると、焼却量の大部分を産業廃棄物が占めており、一般廃棄物は全体の一部にとどまっています。このような産業廃棄物比率が圧倒的に高い計画について、その必要性や妥当性が十分に説明されているとは言えないと考えます。まず、このように大量の産業廃棄物を一つの施設に集中的に集める方式は、事業者にとっては処理効率やコスト面で合理的である可能性があります。しかし、その合理性が地域環境や住民生活の負担増と引き換えになっていないかについては、慎重な検討が必要です。一点集中型の施設は、交通量の増加、事故リスク、災害時の影響集中など、地域にとってのリスクも同時に集中させることになります。次に、技術的な観点から見ると、産業廃棄物は発生源や業種によって性状が大きく異なり、成分の幅も広いという特徴があります。多種多様な産業廃棄物を最大規模で一括処理しようとすると、焼却条件や排	日本では、平成 9 年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t / 日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 一般廃棄物のみを焼却する施設では、一般廃棄物そのものの性状が同じ（低カロリー）であるため、廃棄物ピットでのミキシングはそこまで重要ではありませんが、産業廃棄物の焼却施設の運転管理においては、高カロリーの廃棄物もあれば、低カロリーの廃棄物もあることから、廃棄物ピット内でのミキシングによるごみ質の均一化は最も重要な作業であると考えています。その作業を実施しない

表 7-1-2（455）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1584 （続き）	ガス処理、排水処理の管理が複雑化し、処理が難しい部分や想定外の事象が生じる可能性が高まるのではないかと懸念されます。準備書では「適切な管理により対応可能」とされていますが、処理対象の多様性がどこまで想定され、どのように制御されるのかについて、住民が理解できる説明は十分ではありません。さらに、地域の産業との関係という視点も重要だと考えます。産業廃棄物は、本来その発生特性に応じた処理方法や施設が分散して存在することで、リスクを分散し、適切な管理が可能になる面があります。地域の産業のインフラの一部として、それぞれの産業特性に見合った産業廃棄物処理施設が適切な場所に存在する方が、環境面・安全面の両方から望ましいのではないでしょうか。その点で、本事業のように、広域から多種多量の産業廃棄物を集めて一括処理する方式が、地域にとって本当に最適なのかについては、改めて検討する余地があると考えます。 　要望事項私は、以下の点について対応を求めます。 1. 産業廃棄物の受入量が計画の大部分を占める理由について、地域的な必要性の観点から明確に説明すること。 2. 一点集中型処理が、事業者の処理コストの合理化だけでなく、地域全体にとっても最適な方式であるのかを検証すること。 3. 多様な産業廃棄物を最大規模で処理することによる技術的な難しさやリスクについて、具体的な想定と対策を示すこと。 4. 地域の産業構造や将来像を踏まえ、分散型・特性別処理など他の選択肢についても検討した結果を示すこと。 　以上	と、炉内の燃焼ガス温度の変動や炉内投入量の変動が発生し、完全燃焼を妨げることに繋がってしまいます。ですので、ごみ質の均一化により炉内温度をコントロールし、その炉内温度は中央操作室の制御モニターにて常時監視します。 　本事業は一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプション（事業を行わないという選択肢）も含め現実的に実施可能ではない別の案は設定していません。 　本事業スキームは、上益城郡５町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうか（従来計画との比較検討も含めて）は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
1585	国際比較に基づく構造的問題指摘―北欧モデルと御船町計画の比較― 1. 私は 20 年以上前に何度かデンマークを訪れたことがあったが、その時、コペンハーゲン市中では廃棄物処理場が稼働している事を知った。それは都市を構成する重要インフラの一部として人々から存在を認められていて、人口密集地での排煙データはリアルタイムで監視・公開されていた。また燃焼対象物となる素材の管理も厳しいと聞いた。発生した熱は公共施設の暖房等に使われ、トータルで環境に寄与できるかが考慮されていた。本計画は、個別技術の安全性や法令適合性について説明がなされているが、廃棄物処理施設の立地思想および社会的責任の配置について、国際的な視点からの検討が十分とは言い難い。特に、北欧諸国における廃棄物処理政策と比較した場合、本計画は「技術」以前に「責任構造」において本質的な差異が認められる。 2. 立地思想の国際比較 　観点北欧モデル御船町計画 　立地原則ごみ発生地で処理人口希薄地へ集約 　施設位置都市圏・生活圏内中山間地・地下水涵養域 　社会的位置都市インフラ忌避施設 　責任主体都市住民地方住民 　北欧では「廃棄物は都市生活の結果であり、都市が引き受ける公共的責任」という考	日本とデンマークでは、自然的状況や社会的状況などの地域特性が全く異なると考えています。本事業は、日本国内での計画となります。

表 7-1-2（456）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1585 （続き）	え方が政策の前提に置かれている。一方、本計画は、日本国内で繰り返されてきた「影響が少ないと想定される地域への立地」という構造を踏襲している。 3.リスクの質と時間軸の違い 項目北欧都市型御船町計画 主リスク排ガス・運転管理地下水汚染・浸出水 時間軸運転期間中数十～数百年 可逆性改善・停止可能原状回復困難 可視性常時測定可能地下で不可視 地下水は一度汚染されれば、将来世代にわたり影響が継続する代替不能資源であり、国際的なリスク管理原則から見て、本計画のリスク特性は都市型施設よりも重い。 4.受益と負担の非対称性 観点北欧モデル御船町計画 廃棄物排出者都市住民主に町外 受益者同一主体主に町外 リスク負担者都市住民御船町住民 北欧モデルでは、受益・費用・リスクが同一主体に帰属するため、社会的合意が成立しやすい。本計画では、受益と負担が地理的に分断されており、国際的に見ても紛争が生じやすい構造である。 5.環境アセスメントの位置づけ 観点北欧本計画 役割意思決定の中核手続的要件 代替案実質比較形式的 市民関与計画初期から計画後説明中心 住民の不信は、安全性そのものと共に「結論ありきで進められているという構造認識」に起因している。 6.結論本計画は、国内法令上の形式的整合性を備えているとしても、国際的な廃棄物処理政策および環境リスク管理の観点からは、 ・都市（産業界）が自らの廃棄物処理責任を引き受けていない（PPP 原則逸脱） ・不可逆的リスクを人口希薄地に集中させている ・代替立地・代替方式の実質的検討が欠落している という根本的課題を有している。よって、本計画については、国際的な環境ガバナンスの潮流を踏まえた再検討が必要である。	
1586	人と自然とのふれあいの場および地域の生活環境への影響が、実態に比して過小に評価されていることについて 準備書の該当箇所 ・第 8 章 8.13「人と自然との触れ合いの活動の場」 ・第 8 章 8.12「景観」 ・第 3 章「実施区域と周囲の概況」 ・第 11 章「環境影響評価の総合的な評価」 本事業の計画地およびその周辺は、日常的な散策や自然観察、農作業、子どもの遊び、地域行事など、人々が自然と関わりながら暮らしてきた場所です。これらは、数値化しにくいものの、地域の生活環境や魅力を支える大切な要素であると考えます。準備書では、「人と自然との触れ合いの活動の場」について評価が行われていますが、その内容は、主に公園や指定された施設の有無といった形式的な整理にとどまっており、実際の暮らしの	人と自然とのふれあいの場の調査地点、各項目の影響の予測・評価手法については、熊本県環境影響評価条例等に基づき、方法書において項目ごとに設定して、方法書に対する知事意見を踏まえて設定しており、適切であると考えます。 環境影響への懸念を指摘するご意見を真摯に受け止め、引き続き災害時の流出や地下水汚染を含む多様なリスクに対して必要な環境保全措置と監視を行うとともに、資料の提示などを通じて情報公開と住民の皆さまとの対話の充実に努めてまいります。

表 7-1-2（457）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1586 （続き）	中で自然がどのように利用されているかが十分に反映されているとは言えません。例えば、計画地周辺では、特定の施設として整備されていなくても、山道や林縁、田畑の周辺などが、散歩や自然観察、子どもの遊び場として日常的に使われています。しかし、こうした場所は「公式な利用地」ではないという理由で評価の対象から外されているように見受けられます。また、廃棄物処理施設の建設・稼働により、景観の変化、騒音や悪臭、交通量の増加などが生じた場合、人と自然との関わり方そのものが変化する可能性があります。準備書では、これらの要素を個別に評価していますが、それらが重なったときに、地域の暮らしや自然との関係がどのように変わるかについての検討が十分とは言えません。さらに、「影響は小さい」とする結論は、数値基準を満たしていることを前提としており、「静けさ」「安心感」「自然の中で過ごす心地よさ」といった、住民が日常的に感じている価値が十分に考慮されていないと感じます。私は、以下の点について対応を求めます。 1. 公園や指定施設だけでなく、日常的に利用されている山林、農地周辺、散策路なども含めて、人と自然との関わりを評価すること。 2. 騒音、悪臭、交通量、景観の変化などが重なった場合に、生活環境や自然との関係がどのように変化するかを総合的に検討すること。 3. 「基準を満たしているかどうか」だけでなく、地域で暮らす人の感じ方や生活の質の変化を重視した説明を行うこと。 4. 地域の将来像や暮らしのあり方と整合するのかという視点から、本事業の影響を再検討すること。 以上	
1587	廃棄物減量・リサイクル・循環型社会の方向性と、本事業計画との整合性について 準備書の該当箇所 ・第 2 章「対象事業の目的及び内容」 ・第 11 章「環境影響評価の総合的な評価」 ・第 9 章「環境の保全のための措置」 本事業は、廃棄物を焼却し、エネルギーとして回収することを特徴とした施設として説明されています。準備書では、エネルギー回収による効果や環境負荷の低減が強調されていますが、その一方で、廃棄物そのものを減らす取り組みや、リサイクル・再使用を優先する考え方との関係が十分に整理されているとは言えません。現在、日本では、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を優先し、焼却や最終処分をできるだけ減らしていく「循環型社会」の形成が目指されています。この方向性は、国の基本計画や自治体の施策においても繰り返し示されています。しかし、本事業では、大規模な焼却能力を持つ施設を新たに建設することが前提となっており、その結果として、将来にわたって一定量の廃棄物を確保し続ける必要が生じるのではないかという懸念があります。焼却能力が大きい施設が先に整備されることで、廃棄物の減量やリサイクルを進めにくくなる可能性も否定でき	循環型社会形成推進基本計画では、循環資源については、できる限り循環的な利用（再使用できるものは再使用、再使用されないものは再生利用、再生利用されないものは熱回収）が行われなければならないと規定しています。 焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しています。しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。 本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画ですので、将来も処分方法は変わりません。

表 7-1-2（458）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1587 （続き）	ません。また、準備書では、一般廃棄物だけでなく、産業廃棄物も大量に受け入れる計画が示されていますが、これは「地域で出たごみを地域で最小限処理する」という考え方と整合しているのか、疑問が残ります。広域から廃棄物を集めて焼却することが、本当に循環型社会の実現につながるのか、十分な説明が必要だと考えます。さらに、廃棄物の減量やリサイクルが今後どの程度進むと想定しているのか、それによって本施設の稼働率や必要規模がどのように変わるのかといった点について、準備書では明確に示されていません。 私は、以下の点について対応を求めます。 1. 廃棄物減量・リサイクルをどの程度進めることを前提として本事業が計画されているのか、将来見通しを具体的に示すこと。 2. 減量やリサイクルが進んだ場合に、本施設の規模や稼働率がどのように変化するのかを説明すること。 3. 大規模焼却施設の建設が、循環型社会の形成や地域の環境政策とどのように整合しているのかを明確にすること。 4. 焼却やエネルギー回収以外の選択肢（減量、再使用、資源化の拡充）についても、十分に検討した結果を示すこと。 以上 ・「子ども世代にどんな社会を残すのか」 「将来もごみを燃やし続ける前提でよいのか」	
1588	産廃こそ過剰集積すべきではない 準備書に書かれてこそないが、これまでの説明会で「産業廃棄物といっても発生場所が違っているだけで中身は一般廃棄物と変わらない」と何度も聞かされました。これは「紙や木材が事業所から出た場合」といった極めて限定された条件下に限って該当する事実ではあるかも知れませんが、それ以外の殆どのケースに普遍的に該当することではなく、ミスリードにつながる誤りです。今後やめていただくよう願います。言うまでもなく、産廃を生じる産業活動では我々が日常生活で所有も使用することがない、ありとあらゆる物質が関与しています。私たちの日常生活も日々導入される新製品で複雑化していますが、産業活動に伴う廃棄物の量と多様性は一般廃棄物のそれとは比較になりません。それを広範囲に集積してしまうと廃棄物の多様性は極限にまで増大してしまい、処理の負荷が増大するだけにとどまらず、処理コストが増大したり、不完全な処理に終わるリスクが増大することにつながる可能性もあります。産業はある程度の地域ごとに特徴を持っており、それに伴う主要な廃棄物にも地域特性があるはずです。産業の種類、規模にもよりますが、廃棄物の発生地域ごとの適度な塊のそれぞれに処理場が産業インフラの一部として存在する方が健全な廃棄物処理のあり方ではないでしょうか。一箇所集中方参拝処理場では、ありとあらゆる分野の、しかも日々変動する無限とも言える廃棄物に対応する必要がありますが、それはおよそ不可能に近いことではないでしょうか。それぞれの地域産業の場に、当然必要な産業インフラの一部として産業廃棄物処理が備わっていることが適切な処理の効	紙や木材に限った話ではなく、それ以外の種類についても同じです。 廃棄物処理法では、まずは産業廃棄物（20 種類）を定義し、それ以外の廃棄物は一般廃棄物としています。その大きな違いは、「事業活動を伴うかどうか（ただし、産業廃棄物の種類によっては、特定業種から発生するものに限るものもあります）」で判断していますので、廃棄物の大きさや形、性状、含まれる有害物質等の有無で区分されているものではありません。 以上より、法令上、産業廃棄物と一般廃棄物に区分はされていますが、それらは事業活動を伴うかどうかの違いであり、廃棄物自体に違いはありません。

表 7-1-2（459）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1588 (続き)	率化のためにも、廃棄物処理技術の高度化にとっても望ましい姿に思えます。	
1589	一般廃棄物処理施設を名目としながら、実質的には産業廃棄物焼却が主体となっている点について疑問が多数あります 準備書の該当箇所 ・第 2 章「対象事業の目的及び内容」 ・表 2.2-1「対象事業の規模」（焼却施設の処理量内訳） 本事業は、上益城地域の一般廃棄物処理を目的とした施設として説明されていますが、準備書に示された処理計画を見ると、焼却量の大部分を産業廃棄物が占めており、事業の実態と説明との間に大きな乖離があると考えます。準備書では、焼却施設の平均取扱量は 1 日あたり約 400 トンとされ、そのうち一般廃棄物は約 80 トン、産業廃棄物は約 320 トンと記載されています。この数値から判断すると、焼却量全体の約 8 割が産業廃棄物であり、数量面では産業廃棄物焼却が事業の中心になっています。一方で、事業目的の説明では「上益城地域の一般廃棄物処理体制の確保」や「地域への貢献」が強調されています。しかし、実際の計画内容を見る限り、一般廃棄物処理は副次的な位置づけにとどまり、広域からの産業廃棄物受入れを前提とした事業であるように受け取られます。このように、「一般廃棄物処理施設」として説明されている事業と、実際の処理計画との間にズレがあることは、住民が性格を正しく理解し、意見を形成する上で大きな問題です。また、産業廃棄物は排出事業者や業種によって性状が大きく異なり、将来の量や成分も変動しやすいという特徴があります。にもかかわらず、準備書では産業廃棄物の種類や性状の幅、想定される最悪の場合についての説明が十分とは言えません。一般廃棄物を主とする施設と同じ前提で評価してよいのでしょうか。 以上を踏まえ、私は以下の点を要望します。 1. 本事業が「一般廃棄物処理施設」なのか、「産業廃棄物焼却を主とする施設」なのか、その性格を明確に示すこと。 2. 産業廃棄物を大量に受け入れる計画であるならば、その種類・性状・受入範囲を具体的に示し、それに応じた環境影響評価を行うこと。 3. 事業の説明と実態とのズレを解消したうえで、住民が理解し判断できるよう、準備書の記載を見直すこと。以上	本事業は、「上益城地域の一般廃棄物処理をする施設」ではなく、「一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理する施設」となります。この内容は、当初の説明時から変わっていません。 産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 各施設で取り扱う廃棄物の種類毎の想定量は、準備書の表 2.2-3～表 2.2-6 に記載しています。主に建物の建設現場や製品の製造工場、倉庫、病院、農業、漁業などで発生する産業廃棄物を取り扱います。 それら廃棄物を取り扱うことを前提として、環境アセスメントを実施しています。
1590	処理場を構成する主要設備及び処理場自体の寿命をどの程度と見積もっていますか？処理場が全ての役割を終えた時、全てを自然に返すための手順とコストを具体的に示してください。 建設が予定されている地域の自然環境は地質時間レベルの経緯を経て形成された財産です。面積の多くを占める比較的新しい阿蘇火砕流による地盤ですら数万年の歴史があり、地下水脈の多くはその後形成されてきました。その中にあって、人工的構造物の寿命は短く、特に、ロータリーキルン・ストーカ炉など稼働設備部分の寿命は適切なメンテナンスを施す前提であっても建物よりはるかに短	当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の中で、一番古い施設は平成 5 年に供用開始した施設になります。32 年程前の施設であるが、今でも現役で動いているので、今後もメンテナンスを繰り返すことで 35 年とか 40 年とかそれ以上に稼働させることは可能であると考えています。「焼却施設の稼働限界は何年」と定められたものはありません。 将来、施設の稼働限界を迎えて、施設を取り壊す際に発生する廃棄物は、産業廃棄物（ただし、鉄くずなどのスクラップは有価物となります）となりますので、その際には適正に処分します。 土地所有者である上益城広域連合との土地賃貸借契約は、現時点で締結していませんが、原状回復義務に基づき、借主である当社が適切に対応します。

表 7-1-2（460）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1590 （続き）	いのが常識でしょう。建造物であれ、設備であれ人工物は完成した瞬間から劣化が始まるのですが、この事を廃棄物の専門家に説くのも釈迦に説法です。自然の一部をお借りしても、目的を達したならできる限り元通りにお戻しする事がこれからの産業のあり方ではないでしょうか？産廃処理施設自身がやがて巨大な産廃となるのです。その点を曖昧にしたままの活動は、例えるなら、トラックを乗れるだけ乗って、動けなくなったら道端に放置するようなものです。「適切に」といった抽象的表現を用いる事なく、具体的定量的に施設の最終的な到着点を示してください。	
1591	産廃施設に搬入するルートについてマミコロードの説明がありました。各町村の搬入ルートはそのように考えられますが災害や事故、工事に伴う通行ができない場合の対応が不明です。またそのような場合の環境に対する調査が出来ていないと思います。	災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1592	※添付別紙参照 意見①～⑧について対応を望みます。 （別紙） （意見①） 5町の住民への説明がないままに、一般廃棄物処理から産業廃棄物処理への事業が変更されていることから、適正な手続きとなっていない。したがって、『上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業』を白紙に戻して検討すること。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1593	（意見②） 御船町大字上野の「古閑原・古閑迫地区」は上益城郡5町が計画していた一般廃棄物処理場の候補地ではあるが、産業廃棄物処理場の設置は想定されていないのではないか？したがって、産業廃棄物処理場の候補地選定からやり直すこと。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡5町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1594	（意見③） 御船町カルチャーセンターでの説明会において、PFAS等の取扱いは『無い』と明言していたが、益城町保健福祉センターの説明会では大栄環境（株）の代表者が『国の基準	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS及びPFOA（以下「PFOS等」という。）、PFHxSに関しては、それぞれ、2010年、2021年、2024年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。

表 7-1-2（461）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1594 （続き）	（規則）が変われば、PFAS 等を取扱う』と明言していた。以上のことから、計画時点においては必要最低限の事業規模や取扱い廃棄物の種類となっていることが想定される。したがって、事業開始後に事業の規模や取扱う廃棄物の種類が変更できないようにすること。	PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。なお、説明会議事録を確認しましたが、「国の基準が変われば取り扱う」という発言はしておりません
1595	（意見④） P6-37 の産業廃棄物の事業計画の主体と内容変更の事業者見解について、各自治体の事務方と議会への説明実施後、すぐに『エネルギー回収施設等検討に関する覚書』を締結しているが、各町議会での議決が行われていない。議会軽視と判断できることから、『上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業』を白紙に戻して検討すること。 【経緯・進捗状況】 ・令和２年１２月：石坂グループと大栄環境が熊本県に相談 ・令和３年３月２９日：上益城郡５町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受ける ・令和３年９月２７日：各自治体の事務方に当該事業の説明 ・令和３年９月２９日：各町議会に当該事業の説明・令和３年１０月１日：『エネルギー回収施設等検討に関する覚書』を締結 ・令和４年３月２８日：『環境アセスメント実施等に向けた基本協定書』の締結 【議会軽視と見なされる行為のポイント（AI による概要）】 ・情報公開の遅れ・隠蔽：重要な情報を直前になって開示する、または不透明な対応をする。 ・議会決定への不当な介入：議会の議決を無視するような発言や行動、または手続きをわざと遅らせる。 ・権限の逸脱：議会が本来持つ権限（議決権など）を侵害するような首長の専決処分など。これらの事例は、行政と議会の関係性、首長の姿勢、情報共有のあり方など、地方自治体の運営における重要な課題を示しています。	『エネルギー回収施設等検討に関する覚書』の締結については、締結前に各町議会への説明を実施しています。なお、本件は、地方自治法に定める議会の議決事件に該当しないと認識しています。

表 7-1-2（462）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1596	（意見⑤） 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業の進め方について、一般廃棄物処理から産業廃棄物処理への変更となっているが、本件の進め方を認めてしまうと今後も同様な事案が発生することが想定される。また、行政や事業者への信頼が失われる行為であることから、『上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業』を白紙に戻して検討すること。 【引用】※以下、著作権上の問題から、意見書の記載内容を抜粋・要約した。 出典：『南日本新聞』2025 年 12 月 24 日記事 「果樹園計画だから売却したのだが…一転。産廃処分場計画が浮上――市は買い戻しを通知。業者は面積縮小し推進の構え、地元住民は反対 霧島永水」より要約・抜粋 『鹿児島県霧島市で、グループ会社が果樹園整備のために取得した土地について、短期間での造成を理由に産業廃棄物最終処分場へと計画を変更した。市は条件違反として買い戻しを通知し、事業者側は面積を縮小して継続する構えを見せるが、水質汚染や不信感から地元住民による強い反対署名運動へと発展している。』	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1597	（意見⑥） 搬入廃棄物の受入れについて、PFAS 等及び放射性廃棄物が混入されることが想定される。目視による検査では不十分であるため、搬入廃棄物全数を検査できるような設備を導入すること。また、混入した場合の体制や対応方法等を示すこと。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社と

表 7-1-2（463）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1597 （続き）		しては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1598	（意見⑦） 上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業について、産業廃棄物処理施設が『核』となっていることから名称を変更し、最初からやり直すこと。例：上益城地域における産業廃棄物処理施設等設置事業	本事業の名称は、「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」としていますが、これまで公表している配慮書や方法書、また、説明会においても、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を適正に処理して、エネルギー回収する廃棄物処理施設を整備することをご説明しています。 なお、仮に事業名称のみを変更したとしても、環境影響評価手続きを最初からやり直す必要はありません。
1599	（意見⑧） 地域住民の健康被害が発生することを想定し、その因果関係を調べるために必要な大気質・地下水の自動監視（観測）装置を各自治体と協議し設置すること。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1600	別紙参照 別紙 廃棄物処理事業は、私たち自身が毎日排出している物の大事な処分施設として重要な役割があります。どこかに必要だとは思いますが、人間勝手なもので、それが自分の住むところの近くだと少し構えるのが通常の感覚のように思います。いろんな疑問点がありますが、その一部を挙げてみます。 １．風評被害について 産業廃棄物処理施設について、例えば最近 PFAS 問題が新聞などで頻繁に報道されているように、環境への汚染が一般的に懸念されています。我々一般住民はそういう情報に接すると、大丈夫だろうかという心配とともに、悪い風評が出てしまいます。コロナの時には、風評で実際以上に被害を受けた事実があります。実際はそうでなくても、一般・産業廃棄物を当初予定をはるかに超える処理を行う施設を御船町の環境の良い地区に作った場合、大量のごみを処理する町としての悪い風評が出てしまう恐れがあります。自然の緑の豊かな御船町にそんな評判は出ないでしょうか？	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1601	２．施設の安全性について 施設がマニュアル通りに通常に稼働すれば、それほど心配はないかもしれませんが、大きな地震や予想を超える台風などがあったとき、施設の安全性は保たれるでしょうか？把握できにくい施設の破損からの漏れなどは起こりませんか？福島の原発事故のようなことは起こらないでしょうか？	建築物においては建築基準法により定められた耐震基準に適合する設計を、土地の造成においては盛土規制法により定められた技術基準に適合する設計を、また、調整池においては都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計を行う必要があります。各種基準に適合する設計・施工を行うことで、地震による建物の崩壊や豪雨による土砂災害や調整池からの雨水のオーバーフローを未然に防止します。
1602	３．調査の主体性について そもそも施設の計画自体が民間事業者の調査・計画によって進められているような気がしますが、事業者主体だとまず建設ありき、になってしまいませんか？事業者ではない第三者による客観的な計画や考え方が必要ではないでしょうか？私達町民が安心して暮らしやすく住みやすい町を行政は模索していただきたいと思います。御船町の環境と自然を壊さないでいただきたいし、将来に深刻な禍根を残すこの事業の再考をお願いしたいと思います。	本環境影響評価は、熊本県環境影響評価条例に則って実施しています。環境アセスメント手続きの中で、説明会や意見書で一般の方々からの意見を聴取するとともに、熊本県環境影響評価審査会で学識経験者や専門家の委員の審査を受けて、できる限り環境に配慮した事業計画とするように取り組んでいます。なお、本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
1603	１全般について 当該準備書には、建設及び運用段階については記されているものの、異常事象若しくは、緊急事態についての想定及びその影響に	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定

表 7-1-2（464）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1603 （続き）	ついて記されておらず、計画としては不足している。十分な想定を考察する必要がある。	常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1604	２廃棄物処理について （１）広域処理 熊本県内に十分な廃棄物処理体制がない記述しているが、環境省は広域処理を推進している中、全国的な廃棄物処理の状況（３０年度だけ）は記述があるものの、推移についての裏付けがないまま、本計画を推進し必要性を記している。また、平時と非常時を分別しない目的、及び激甚化（げきじんか）・頻発化（ひんぱつか）する大規模かつ広域的な自然災害に関する裏付けに関する記述がないことに疑義がある。 （２）メリットとデメリット メリットについては、財政的メリットの期待だけとしているものの、デメリットについて記述されていない。本計画の推進は、「水の都」と称される熊本県内における廃棄物処理量を増加させ、その影響を受けることは明らかである。	熊本県内の産業廃棄物排出量の推移については、熊本県廃棄物処理計画（第５期）で示されています。 操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。 デメリットとしては、マミコウロードにおける交通量増加が挙げられますが、環境アセスメントの結果については、準備書「第８章調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1605	３給水計画 給水計画中、地下水涵養について記述しているが、当該計画との関連性がないと思料する。また、地下水と水道水を利用することとしているものの、利用割合の見積り及び水道水利用による影響（渇水時、上水道の能力等）が不足している。	公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。 水道水は、事務所で使う生活用水として考えており、量的には例えばご家庭で使われる分の数軒分ぐらいを使わせてもらえないかという形で今後、町と協議します。
1606	４大気質大気質は、熊本県全体に影響すると思料するが、熊本県全体を対象とした裏付けとなっていない。	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、それを基に影響範囲を定めているため、妥当な結果であると認識しております。
1607	５水 （１）影響範囲 地表を流れる水は、大気を通じて土壌に到達するものである。よって、大気及び土壌と同範囲を調査の対象とすべきであり、その範囲には、御船町の上水道に使用される天君ダムが含まれるため、当該ダムを含めた河川を調査する必要があると思料する。 （２）地下水の涵養 地下水涵養は、公益財団法人くまもと地下水財団へ費用を支援することを計画することで地域全体での地下水資源の保全に貢献としているが、指針策定の趣旨にある、地下水は「公共水」であるという認識が欠如している。公共水である地下水は、地下浸透を経て２０～３０年をかけて海へ到達するため、その地域間に影響があってはならない。地下水のくみ上げを１日当たり２５０ｔ（年間９１，２５０ｔ）しているが、当該準備書に係る調査はその観点が欠如しており地下水の涵	排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 施設の稼働に伴う地下水採取量は、約7.5万ｔ/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約１億6,500万ｔ/年）の約0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響

表 7-1-2（465）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1607 (続き)	養及び影響範囲の特定の資となっていないと思料する。 （３）群井の計画案 調査井戸（No.6）は、目標取水量（２５０㎥/日）に達しないことから、同規模の井戸を複数追加することとしているが、揚水試験において同時に実施した裏付けがないことから評価はできないと思料する。	の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。 群井の計画案は、地下水位の低下の影響範囲が、お互い干渉しあわない箇所に設置することから、適正な評価であると考えます。
1608	「上益城地域におけるエネルギー改修施設等設置事業に係る配慮書・方法書及び準備書等に係る意見書」 表題の件に関して、事業者である国際航業が「事業者の見解」として公表されている記載内容についてシムファイブスが著作権を有しており総て国際航業に委託したシムファイブスに責任の所在があると述べています。以下、意見を記載いたします。 記 （本事業では、「使用済み紙おむつ」の再生利用（パルプ・プラスチック回収等）に特化した施設の設置は予定していないため、焼却することによりエネルギー回収に努めたいと考えております。） 上記記載した事業者の見解は準備書記載文中と矛盾している。それはエネルギー回収（サーマルリサイクル）を「リサイクル」として強調しているからに他ならない。環境影響評価準備書２－４では 「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環・多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現・資源循環、廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行」といった循環型社会形成に向けた中長期的な方向性に合致する事業であると考えている」と記載している。 しかし、「地方創生」を理解していない。「資源循環」と「廃棄物管理基盤の強靭化」の整合性がないばかりか住民説明を煙に巻く美辞麗句が並んでいるに過ぎない。令和６年８月２日・環境省発にて第五次循環型社会形成推進計画が発出されました。 ①これらのことを手本にするものとして次のゴシック記載を参考にして頂きたい。ネットで公表されているものです。株式会社エコポート九州では「環境事業分野においても資源処理技術は日に日に進歩しており、従来廃棄物として処理されていたものも、最新技術や最新機器の導入により再資源化の道が大きく開けております。と発信しています。 今や「使用済み紙おむつ」は最新技術機器で滅菌ペレット化が可能となっています。単に焼却処分されていた「使用済み紙おむつ」は再生資源として生まれています。再生資源可能な使用済み紙おむつ（一般廃棄物であり・特別管理一般廃棄物＝感染性）をまるごと滅菌ペレット再生資源可能なのです。）地方創生の基盤は、金融の地産地消であり経済の地産地消であり地域医療を支え、高齢化対策を取り入れなければならない ②熊本県北において大型産業廃棄物処理場及び木質バイオマス発電がされています。熊本県第六次環境基本計画にあるように発電に関しては奨励しています。シムファイブスによ	本事業では、使用済紙おむつの再生利用（パルプ・プラスチック回収等）に特化した施設の設置は予定していないため、焼却することによりエネルギー回収に努めたいと考えていますが、近隣で使用済み紙おむつの再生利用に特化した施設がある（あるいは建設予定がある）場合は、当然そちらでの再生利用を優先します。

表 7-1-2（466）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1608 （続き）	る発電が再生利用できるもの以外、即ち「ゴミ」を原料とした発電ならば同意できます。「使用済み紙おむつ」は再生利用の資源なのです。私人の気に病むのはシムファイブスの組織として経理情況を住民に説明可能であるかということです。近年、他県で産業廃棄物中間処理場設置許可を受けたにもかかわらず裁判所が許可を取り消した事由に経理的説明を挙げていた事例があったからです。縮小均衡できるならば企業の存続の為ご一考を期待するものです。	
1609	１、御船町上野に産業廃棄物処理場を設置するということについて、町内の審議が行われていないことについて回答を得たい。上益城郡５町のごみ処理場について、上野は思いやりで門戸を開いたと聞いている。産廃処理場については聞いていない。町全体の水の問題につながるため、きちんと説明と同意（選挙など）を得ていただきたいという意見。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和２年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和３年３月 29 日に上益城郡５町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和３年９月 27 日に各自治体の事務方、９月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月１日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和４年３月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡５町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡５町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡５町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和７年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計３回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和８年１月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット

表 7-1-2（467）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1609 （続き）		（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1610	２、上野周辺の環境アセスメントには、人間への環境負荷の有無についてアセスメントがなされていない。 医療のアセスメントには、人間の健康への示唆が含まれる。おおきく環境アセスメントにも、人間への環境負荷のアセスメントを行ない、進めることを強く求める。まずは、現時点での住民の方の血液検査による健康リスク評価を行なう。経年ごとに健康リスク評価を行なうという意見。	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 環境基本法第 16 条に基づき設定される環境基準は、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されています。 この基準値は、単に「健康な成人」を対象としたものではありません。中央環境審議会等における専門家の審議を経て、乳幼児、高齢者、呼吸器疾患を有する方々などの「感受性の高い層（ハイリスクグループ）」が長期間にわたって曝露されたとしても、健康への影響が出ないよう、科学的知見に基づき十分な安全率を見込んで設定されています。 したがって、予測結果が環境基準を下回っていることは、行政上の目標を達成しているのみならず、医学的・公衆衛生的な観点からも、対象地域の住民の皆様の健康が十分に守られる水準であることを意味します。
1611	３、風評被害が起こるリスク・可能性について施設、町の考え方をうかがいたい。また、風評被害が発生した場合の賠償等のレイアウトはあるのか知りたい。	当社の出資企業が運営する施設周辺地域とのコミュニケーションを図る中で、健康被害や農作物への被害、風評被害が発生しているというお話は聞いておりません。 廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1612	４、日本中、最終処分場の問題が浮上している。この熊本の産廃の最終処分場はどこか。明確に示してほしい。そして、現状の日本の最終処分場では無理があるので、産廃処理場の計画は撤退白紙にしていただきたい。	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。
1613	５、２０２６年４月より、pfos など水質基準値が変更になると見聞した。環境アセスメントの水質調査については、再度実施評価を求める。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 7-1-2（468）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1613 （続き）		PFOS 等は受け入れない方針のためモニタリングは必要ないと考えていますが、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1614	先ず環境への影響について、住民の方々への説明が真摯な姿勢ではないことに憤りを覚えます。地中に汚水は染み込まないのでしょうか。安心出来る答えを持たれていないのではないかと思います。自然が破壊され、循環に悪をもたらすのではないかと心配です。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1615	資源循環型堆肥化施設 エネルギー回収施設（焼却施設）について エネルギー回収施設（焼却施設）で発生する廃棄物は県内の最終処分業者にて埋立処分となる計画です。御船町で当初計画されたゴミ処理実施計画案に対して、域外からの産業廃棄物等ゴミの持ち込み量が膨大に多くなる計画変更は、地域住民、及び県民に対して、当施設での処理が環境影響を引き起こさず問題なくされるかの不安・懸念に対する対応を改めて行うべきです。特に、全国、そして、熊本県内各地で検出されている PFAS 対策を、産廃ゴミ処理の委託受託契約時点で持ち込ませない対応をするとなっていますが、受け入れ廃棄物が全く PFAS を含まないことの検証作業は、御社が確実にされるのでしょうか？廃棄物の内容と当施設での処理後の有害化学物質 PFAS の含有の有無の検証等実質的な対応方針を要望します。 資源循環型堆肥化施設についても、同様で、域内は勿論、域外から大量の持ち込まれる産業廃棄物で当施設で堆肥処理されるものの中には、汚泥を始め、PFAS 等有害化学物質未検査の多くのものが委託受託の対象となります。受け入れ予定がない、だけで済まない現状があることは県外県内で起きた事例でも明らかです。対応方針の策定、説明が施設の設置と稼働に向けて要望します。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1616	私は上野地区の出身で、七滝中央小学校の卒業生です。今回の施設計画への反対の声が強いことは、家族やお世話になった地域の人たち、友人などから聞いています。私は、七滝中央小学校の子どもたちが、今回の計画に不安を感じていることを心配しています。小学校に出向いて説明するなどの対応を求めます。なおその際には、保護者や地域住民も招いて、質問をする時間を確保してもらいたいです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。

表 7-1-2（469）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1616 （続き）		説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1617	私たち家族は、予定地の近くに住んでいます。今は進学で地元を離れていますが、この問題で地元が揺れていることは、多くの方から聞いています。実家に戻ると、まずは吉無田水源からのきれいな水を飲み、深呼吸をしておいしい空気を味わいます。 私は地元の自然を愛しているので、ごみ処理施設が建設されたら、地元に戻るのを躊躇してしまいます。希少な動植物も多く発見されたと聞いています。動植物の保護の観点からも、今回の計画は見直してほしいです。	大気質、土壌汚染、水質等については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。予測は、最大影響を想定し、予測を行っております。そのため、長期的おいても健康被害が生じることはないと考えています。また、計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水や河川の水質に影響を与えることはないと考えます。 自然環境への影響については、土地利用計画において対象事業実施区域の約5割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
1618	「工業専用地域や工業地域、準工業地域であれば、都市計画審議会の議を経れば建設は可能」と書かれています。もう一度、初めから「合わせ処理をする施設」とのことで、計画地を募ってください。水源に近い地域に建設をするよりも、環境に負荷が少ないはずです。	事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成29年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内10か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成30年2月15日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年5月9日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年5月17日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。
1619	No.225の回答は、ずれています。「ゴミ処理施設、産廃施設で、町おこしができた自治体は世界にあるのですか」という質問です。世界の事例を調べるのは困難でも、日本の事例を調べ、周辺地域の人口減少速度が、他地域よりも遅くなっているというデータを示してください。地元の若者世代からはすでに、「今回の施設ができるならば、故郷に戻れない」という声も聞いています。	当社の出資企業が運営する施設が属する自治体では、その貢献率はほんのわずかかもしれませんが、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に少なくとも寄与できていると考えます。
1620	No.236の質問では、放射性廃棄物が混入しない根拠を聞いています。回答が不十分ですので、再回答をお願いします。	まず混入しない根拠については、我が国の法制度上、放射性廃棄物を扱う医療機関や研究施設等は一般の廃棄物とは完全に独立した専用の保管・処分ルート（日本アイソトープ協会等への委託）が義務付けられており、通常の産業廃棄物ラインとは物理的・法的に遮断されていることが最大の防壁となっています。その上で、人為的ミス（誤廃棄）が起こり得るという前提に立ち、契約時の書面確認に加え、荷下ろし時の展開検査（目視確認）における監視項目とし

表 7-1-2（470）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1620 （続き）		て「放射性物質を示す特有のシンボルマーク（三つ葉マーク）」や「鉛遮蔽容器」等の有無を明確に位置付け、万が一これら不審な物品が発見された場合には、即座に作業を停止し、当該荷物を完全に隔離して排出事業者に引き取りを求める厳格な運用プロトコルをマニュアル化することで、安全性を二重三重に担保してまいります。
1621	No.268 では、東京 23 区で水銀の排ガス濃度がたびたび基準値を超えることがあったと指摘しています。「排出者（住民）のモラル」の問題であり、「悪意を持った排出者」がいたのでは、と推測されていますが、「悪意」ではなく、ただ「分別の仕方がよく分らなかった」「いっぺんにゴミ袋に入れただけ」という人もいるはずです。悪意であれば是正も可能かもしれませんが、いくら啓発活動をしても、何らかの理由で「そもそも理解できない」住民もいるはずです。同様のことが「起きない」とは断言できないはずです。	排ガス濃度については、自主基準値を遵守するとともに、法規制に基づく排ガスの定期的な測定を実施することで、管理致します。
1622	No.313 の質問に対する回答「基本的には各自治体の担当する事務方の皆様と協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております」は、不明瞭です。5 町の集合体ではなく、それぞれの自治体と協定を結ぶのでしょうか。例えば工事中などに何か問題が生じた際にも、5 町の担当者それぞれに相談するのでしょうか。	令和 3 年 10 月 1 日の「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」、令和 4 年 3 月 28 日の「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」は、当社と上益城郡 5 町とで締結しましたが、環境保全協定については、上益城郡 5 町と締結するのか、立地町である御船町と締結するのかは、これからの判断となります。問題が生じた場合の相談先についても、協定締結に向けた協議の中で確定するものと考えます。
1623	No.331 では、火災発生時（化学物質の飛散時）に対応できる消防の特殊車両の有無について聞いています。「ポンプ車でおそらく消火可能」というのは回答になりません。	本事業では、引火点が低い危険物などの廃棄物は取り扱いません。 建築基準法や消防法に基づき、建築物は防火構造とすること、消火器や消火栓、放水銃等の消火設備を適切に設置します。 万が一、廃棄物の火災事故が発生した場合は、それら消火設備による適切な消火活動や、消防署による消防車両（ポンプ車）での消火活動により、鎮火できると考えています。 ご指摘の化学車は熊本市が保有しています。
1624	No.332 では、火災発生時の対応について質問しています。「サイレン等を鳴らすのか」「避難訓練などを行うのか」、この時点で具体的に提案していただけないと、イメージが沸きません。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、緊急事態発生時における連絡方法（防災無声の使用など）について決めていきたいと考えています。 施設の供用開始後、定期的に避難訓練は実施します。
1625	No.347 は、「同規模施設の例も複数挙げて再回答をお願いします」という意見です。回答を求めます。	実際の同規模施設の実績をもとにした回答になります。
1626	一廃の搬入車両については、町ごとの台数がすでに示されているので、それがどのルートを通るのかも提示できるはずです。ルート①②③のいずれを通るのか、教えてください。	各ルートの台数については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」の大気汚染・騒音・振動等の予測条件に記載しております。
1627	No.384 の回答「そこに熊本県外からの集荷があれば、更に広域での地域循環共生圏が形成されるものと考えております」とはどういう意味ですか。「地域循環共生圏」における「地域」とはどのゾーンなのか、示してください。事業者の都合によって「地域」を狭く見積もったり広げたりするような内容であり、一貫性をまったく欠いています。	事業者の見解に記載したとおりですが、例えば、九州管内から廃棄物の集荷があれば、九州管内を一つの地域と捉えた地域循環共生圏が形成されることになります。
1628	No.408 は、「震災や放射能などの影響で避難のために移住してきた方」の立場からの質問です。「自然や景観と調和のとれた施設になるようにします」という回答では不十分です。放射能や化学物質の影響を特に憂慮しておられるのに、その方の思いを捉え損ねています。	本施設においては、放射性廃棄物の受け入れを一切行わないことを搬入規定により厳格に定めており、水際での検査体制を構築することで放射性物質の混入を未然に防止いたします。 また、今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
1629	No.414 の回答では、「河川への汚染物質の放流はないことから、河川底質への影響は、水質の調査を行うことにより十分確認可能」と書かれています。「汚染物質の放流は	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、河川の水質及び底質に影響を与えることはないと考えます。

表 7-1-2（471）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1629 （続き）	ゼロ」ということですか。「ゼロとまでは言えない」ということであれば、河川底質の調査もお願いします。	なお、調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡５町と協議の上決めていきます。
1630	No.417 の意見では「維持管理費の増加を含めた会計収支状況についてシミュレーションを行い公表すべき」と述べられていますが、無回答です。回答をお願いします。	本事業に伴う事業収支シミュレーションは機密情報のため公表はできませんが、適正な価格で、適正に処理することで、企業が経営悪化することはないと考えます。
1631	例えばNo474～No464 は、子どもたちからの意見だと思われます。それに対する事業者の見解がトーンを変えずに書かれているのには、違和感を覚えます。子どもはこの土地で、大人よりも永く生きていく可能性が大いにある存在です。そのような子どもに敬意を払うのであれば、子どもが読める文字で、子どもにも分かりやすい説明をする努力をしてもらいたいです。	回答については、優劣を付けない回答とさせて頂いております。
1632	交通量の調査時期は、年間の平均的な状況が把握できる秋季に年１回とされていますが、交通状況が最も険しくなる時期の調査はできませんか。マミコウロードは農免道路なので、例えば田植えや稲刈り等で農業車両がよく通行するような時期に、ごみ収集車が同時に走ってもうまく流れるのか、試してもらいたいです。	交通量調査は、平均的でない時期に調査した場合に、その状況は多岐に渡り、その日の交通量が適正であるかの判断が極めて困難となります。環境影響評価においては、一般車両の走行台数の変化は、本事業に起因するものではありません。そのため、予測においては、一般車両の走行台数は、平均的な状況の時期に調査を行い、その台数に、平常時と繁忙期の廃棄物の搬出入車両の台数をそれぞれ加算したうえで予測を行っております。 なお、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守することや、地元車両を優先し、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1633	No.579 の意見は、「目視確認するとして、その方法やそれにかかる時間はどのくらいか等、詳細な手順を提示してほしい」とのことです。回答が不十分ですので、再回答を求めます。	状況に応じての対応もあるためお時間等はお答えできませんが、手順については同様の回答となりますが、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。
1634	廃棄物の処理に伴って生じる電気や熱は有償なのですよね。売電は商売の一環であり、それならば「電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する」とは言えません。もしも値引きをして売電することによって還元するのであれば、その対象となる地域を教えてください。	施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。 なお、発電した電気や回収された熱は、無償での提供ではなく、有償でご利用いただくことを考えています。
1635	湧き水について、No588 で「代表的」という言葉を外してほしいという要望がありますが、私も同様の要望をします。地域で生活のために使用されている湧き水も含め、詳細な調査を求めます。	地下水・湧水の利用状況は、準備書「第８章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、調査地域内の住宅、事業所等として、アンケート調査を実施しています。
1636	No705 などでは三重県多度町で発生した爆発事故（２名死亡）に言及されていますが、	本事業では、ごみ固形燃料（RDF）の取り扱いはありませんので、同様の事故は発生しません。

表 7-1-2（472）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1636 (続き)	この主原因に対して、今回の施設ではどのように解消する計画でしょうか。	
1637	熊本県では「自然共生社会の実現」という2050年の長期目標実現のために、「生物多様性くまもと戦略2030」を作成し、「種の絶滅の防止のために開発行為の規制により希少野生動植物の生息数や生育域の減少を防ぎます」という短期目標を掲げている。自然豊かと言われている熊本県でも、都市化や産業優先で自然環境が失われつつある。生物多様性を守り生態系を維持することは人間の生存にとっても重要である。第8章では計画地周辺で確認された生物について記されているが、計画地周辺には多くの絶滅危惧種、準絶滅危惧種が確認されている。これらの重要な種の中には、環境影響について、地形改変後の土地及び施設の存在により、「照明の存在に伴い、夜間の光環境の変化が生じる」「上記の影響については、事業計画段階の環境保全措置のみでは影響を十分に低減することが難しいと考えられる」と評価されるものがかなりの数ある。8.9-79では光環境の変化の低減のための環境保全措置として【供用時】・施設に設置する照明について、以下の内容を検討・実施し、夜間に活動する動物への影響を低減する。LED等、昆虫類を誘引しにくい照明の採用、フードルーバー等による照明の方向の制限、建屋内の光を制限するブラインドの設置等とあるが、このような措置で本当に効果があるものなのだろうか。実際に実験してみて、その結果が知りたい。絶滅危惧種、准絶滅危惧種の生存がこの施設の存在によって脅かされることにならないように、慎重に対応してほしい。	光環境の変化に対する環境保全措置は、他の環境影響評価事例や工事における環境対策で採用されている内容であることから、実験をすることは想定しておりませんが、その実施にあたっては既存の知見を収集する等、より適切な内容になるよう努めてまいります。
1638	第6期熊本県廃棄物処理計画素案ではサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行に向けた方向性や取組みについて述べている。サーキュラーエコノミーとは、「大量消費・大量廃棄型の経済から、資源投入量・消費量を抑え、持続可能な形で資源を効率的・循環的に利用する新たな経済システム（循環型経済）を目指すもの⇒「作ったものを使い続けて、できるだけ捨てないようにして、捨てられるものもいろんな方法で生まれ変わらせて、ぐるぐる回す仕組み」ということだ。熊本県の現状では令和5年度実績で、一般廃棄物の再生利用率は17.7%であるが、再生利用率が低い要因として焼却率の高さ（79.6%）を挙げている。サーキュラーエコノミーを目指すのであれば、一般廃棄物の排出抑制、再使用、再利用を進めて焼却率を下げ、資源化促進のための分別回収等の取組みを支援することが重要だ。一般廃棄物処理施設の「長期広域化・集約化計画」は県のサーキュラーエコノミーの方針とは矛盾していると考えるので、シムファイブスの事業は撤退すべきである。	3Rの推進や廃棄物の焼却を回避できる対策の構築には当社としても賛同しています。しかしながら、現時点では焼却による処理しか出来ないものも大量にあるため、本事業を計画しました。本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画です。
1639	第5章 表5.2-1配慮書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解No.4エネルギー回収施設（焼却施設）について、「～電気を自家消費・地域で利活用（売電）します」とあるが、売電を地域で利活用とは言わないだろう。売電は企業の利益となることであり、地域には何の利益もない。2回目の説明会の折に、石坂グループの方から、県	施設で発電した電気は非化石エネルギー（二酸化炭素の排出ゼロ）となりますので、その電気を利用することで、利用者は二酸化炭素排出量実質ゼロという価値が得られると考えています。 TSMCは熊本県内にありますので、熊本県を一つの地域と捉えた地域循環共生圏が形成されると考えています。 また、施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地

表 7-1-2（473）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1639 （続き）	が TSMC 等へ売電できる新会社を設立準備中だと聞いた。TSMC は地域の企業でもない。これがなぜ地域で利活用になるのか。説明が欲しい。	産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。
1640	配慮書に対する知事意見として、「廃棄物処理施設関連事業の実施には、地域住民の理解が重要であるため、方法書以降の環境影響評価において、説明会等で丁寧な説明を行うよう努めること」とある。しかし、今回事業者による準備書の説明会は、御船町 2 回（4 時間）、益城町 1 回（2 時間）、計 6 時間しかなかった。1 回 2 時間のうち事業者からの説明が 1 時間強で、住民からの質問可能な時間は各々1 時間弱、計 3 時間しかなかった。しかも、上益城郡 5 町の一般ゴミ処理を担う施設であるにもかかわらず、御船町・益城町の 2 町でしか説明会が開かれていない。他の 3 町でも住民説明会を開くべきだ。3 回目の最後の説明会では、まだ質問したい人がたくさん手をあげていたが事業者は時間を理由に打ち切った。たった 3 回、3 時間の質問で住民の疑問に答え切れるわけがない。事業者からは、「丁寧な説明」をしようという意図が感じられない。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 住民の皆様からのご質問については、意見書を受け付けることで対応しています。
1641	要約書 p65 表 4.2-4 本事業における大気質への環境保全措置「特にダイオキシン類対策として、ごみの減量化…」とある。全く同感である。大気質の環境保全策としては、ごみの減量が第一であると考える。しかし、地域住民が環境保全を目指してごみの減量化に努力しても、この焼却施設が計画されることで、努力は水の泡となる。ごみの減量とシムファイブスの産廃処理施設建設とは全く相反するものだ。環境保全と大型ごみ焼却施設は論理矛盾である。説明会で石坂グループの方が、シムファイブスという社名は自分が命名したもので、「五町に寄り添う」という意味であるというようなことを言ったが、内実は社名に全く相反するものである。	施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 本事業により、ごみの分別やリサイクルをしなくても良いのではなく、これまでと同様あるいはそれ以上に、ごみの分別やリサイクルを推進していただきたいと考えています。
1642	要約書 p23 表 2.2-6(2)エネルギー回収施設（焼却施設）の概要この表の排出ガス濃度にはすでに法規制値が定まっているものについてしか記載がないが、これから規制されると考えられるものについては、どういう扱いになるのか。例えば PFAS 類については、何も記載がないが、近い将来規制値が決まる可能性が高いと考えられる。どのような対策を考えているのか示してほしい。もし、活性炭で処理するというのであれば、PFAS その他の物質を吸着した活性炭のその後の処理についても計画を示してほしい。「適正に処理」などという曖昧な表現ではなく、具体的な方策を示してほしい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA

表 7-1-2（474）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1642 （続き）		含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1643	要約書 p23 表 2.2-6(2)エネルギー回収施設（焼却施設）の概要排出ガス濃度として、6 項目（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）について自主基準値を示しているが、これは濃度の基準であるため、処理する廃棄物の量が増えるほど、また稼働期間が長期間にわたるほど排出されるダイオキシン類や重金属の総量は増えていく。そして排出されたこれらの物質は、土壌に沈着・蓄積するものと考えられる。例えば 30 年間稼働したとして、その間に排出されるダイオキシン類や重金属その他の化学物質の総量はどれだけになるのか、その予想を示してほしい。	土壌汚染の予測結果は、30 年蓄積したことを想定し予測を行っております。
1644	要約書 p47「主灰および飛灰は、定期的に重金属類の溶出試験やダイオキシン類の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する」とあるが、「定期的」とはどのくらいの頻度か？P113 には「法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は 2 カ月に 1 回以上、ダイオキシン類は 1 年に 1 回以上）を～」とあるが、バグフィルターは容易に破損するという事例が報告されている。破損すればダイオキシンや重金属類が環境中に漏出してしまうので、事故が起きたらすぐに把握するためには常時監視できる機器を設置すべきだ。2 カ月に 1 回とか、1 年に 1 回とかでは少なすぎて、周辺住民は安心して生活できない。	主灰及び飛灰に係る溶出試験等の頻度は、最終処分先との協議によって最終的に決定することになりますが、当社関連の類似施設においては、凡そ３ヶ月に１回程度の頻度で実施しております。 また、排ガス中のばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、酸素濃度、一酸化炭素濃度については、自動分析装置による常時監視を実施します。それとは別に、ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素は 2 ヶ月に 1 回以上、ダイオキシン類は 1 年に 1 回以上、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します
1645	自動車タイヤの摩耗によるマイクロプラスチックマイクロプラスチック（MPs）の発生源は、化学繊維の洗濯や日常生活で用いるプラスチック製品の微細化など様々なものがあるが、その中でも、自動車などのタイヤの摩耗によって生じる合成ゴムタイヤ由来 MPs が大きな割合を占めるということが近年の研究で分かっている。これらの粒子は川から海に運ばれ、海底に沈殿・蓄積されるが、大気汚染の原因となることも知られている。静かな山間部の集落で、産廃運搬車が 660 台/日も増えることによる大気汚染の原因として、タイヤ摩耗によるマイクロプラスチック汚染の状況も評価すべきだと考える。当準備書では、この問題について全く触れられていない。	自動車のタイヤの摩耗により発生するマイクロプラスチックについては、現時点では、熊本県環境影響評価技術指針及び環境省「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」において評価項目として位置付けられていないことや、法令等に基づく環境基準や規制基準が定められおりません。このため、本事業に係る環境影響評価においては評価対象項目として選定しておりません。 なお、マイクロプラスチックに関する知見については、現在、国等において調査・研究が進められているところであることから、今後の国の検討状況や法令等の規制動向を注視し、必要に応じて適切に対応してまいります。
1646	環境影響評価項目で選定されていないもの 光害・熱害環境影響評価項目は 7 章で選定されているが、ここに挙げられていないもの	ヒートアイランド現象については、熊本県環境影響評価技術指針における参考項目ではなく、一般的な施設運営において周辺環境への重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断しています。

表 7-1-2（475）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1646 （続き）	で、影響あるものも多いと思う。例えば容易に想像できるものとしては光害、ヒートアイランド現象などが考えられる。24 時間稼働の施設であることを考えると、深夜でも工場には電気が点いている。暗闇は、現代では都市生活者にとっては望み得ない、希少で貴重なものである。また、稼働による熱害も評価すべきである。このような巨大な焼却施設近傍ではヒートアイランド現象が十分予想される。これらの事態は、都市生活者にとっては当たり前の日常かもしれないが、あえて不便を忍びながら静謐な生活を選んできた住民にとっては、住み続けることが難しくなるほどの苦痛を感じざるを得ない、人権侵害である。光害、熱害についても防止策を講じるべきである。	しかしながら、住民の皆様の不安を払拭するため、以下の通り適切な対策および配慮を行います。 ヒートアイランド現象については、施設からの排熱に対しては、ボイラによる熱回収や排熱の再利用を徹底し、エネルギーの有効活用を図ります。さらに、十分な高さを持つ煙突から排ガスを放出することで上空での拡散を促進し、地上付近への影響を最小限に抑えます。あわせて敷地内の緑化を推進し、蒸散作用による温度上昇の緩和にも努めます。
1647	事業者の実行可能な範囲内でとは「事業者の実行可能な範囲内で影響の低減が図られる」という表現が多く目につく。これは事業の実行を前提とした表現であると思う。環境や人体への健康被害が予想される場合、事業者の実行可能な範囲内で影響が十分低減できない場合には、事業は撤退すべきである。「実行可能な範囲内で」という文言は納得できない。	「事業者の実行可能な範囲内で」とは、「事業の実行を前提とした」ということではなく、「事業者が計画する環境保全措置を適切に講じることで」の意味となります。
1648	総量規制を考えるべき事業者は法規制に基づき排ガスを定期的に測定するという（812、990、1226、1230）が、それは毒性のあるものを規制の範囲内で薄く広く放出するということ。自然界で分解されないものはどこかに蓄積され、濃縮されていく。年間で放出される総量規制が必要だと思う。また人間のみならず、動植物への影響も調査するべき。	施設の稼働に伴う大気質等の影響については、焼却施設が２炉運転時の最大排ガス量で予測しています。また、大気質については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査技術指針」（平成 18 年、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）及び「ごみ焼却施設環境アセスメントマニュアル」（昭和 61 年 6 月、社団法人全国都市清掃会議）に基づき、施設の稼働（排ガス）による大気質への影響が高濃度になるおそれのある気象条件で短期平均濃度も予測しています。また、大気質の長期平均濃度や土壌汚染の累積的影響についても予測しています。これらの予測及び評価の結果は、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。 動物への影響要因について、熊本県環境影響評価技術指針におけるごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置又は変更の事業に係る参考項目において「排出ガス」の影響が含まれていないことから、予測・評価は実施しておりませんが、大気質の予測・評価から被害が生じることはないと考えています。
1649	バグフィルタの信頼性「排ガス中の硫黄酸化物や塩化水素対策で、バグフィルタでの入口煙道中に消石灰を噴霧」「再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バグフィルタにて捕集・除去」（p44、113）とある。だが、この消石灰や活性炭が原因でバグフィルタが焼け焦げて穴が開くという事故が起きている。バグフィルタの故障・事故の対策はどうなっているのか。破損事故が起きた場合、大気における環境影響評価も必要である。	バグフィルタの破損を防止するため施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。また、差圧計やばいじん計を設置することで、バグフィルタの破れやその予兆を常時検知することが可能となります。 また、バグフィルタ内に設置したろ布の上部から定期的に圧縮空気を瞬間的に噴射することで、パルスジェット気流をつくりだし、ろ布の表面に付着した微粒子を払い落とすことで、ろ布の目詰まりを防止します。 操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早

表 7-1-2（476）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1649 （続き）		急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1650	8.18.3 評価(1224)「関係法令を遵守することや、環境保全措置を実施することで、事故防止対策や万が一の事故等が発生した際に適切な対応を取るようにし、施設稼働時における本事業による事故や災害における安全性は確保されるものと予測する」とあるが、法令を遵守し環境保全措置を実施しても、事故が起きることは、福島第一原発の事故を見れば明らかである。最先端の科学技術で設計・運転されていたはずの原発でも事故は起きる。自然災害はコントロールできないことを考えれば、事故や災害が起きた場合の環境影響を評価しておくべきだと思う。まして、地球規模での気候変動が明らかになっている今、どのような災害が起きても不思議ではない。様々な災害に備えて最悪の場合の環境影響評価をしておくべきだ。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1651	関係地域およびその認定理由(304)「関係地域は、（中略）事業実施想定区域（排気筒）から半径 2km の範囲に含まれる上益城郡御船町及び益城町とした」とある。しかし、大気や水環境への事業の影響範囲はもっとずっと広いと考えられる。「影響が及ぶ可能性のある範囲」を関係地域とすべきだろう。海外の文献では数十キロまで影響が及ぶというものもある。2 キロというのは、あまりにも狭すぎる。山形県上山市の上山地区エネルギー回収施設では 5 キロ先の高層マンションのベランダで鉛やカドミウムという重金属類が発見された。東京農工大で測定したところ、組成からエネルギー回収施設から飛散したものと考えられる。関係地域については新しい知見を取り入れ、調査をやり直すべきだと思う。	大気の予測は科学的知見に基づく大気拡散式（プルーム式、パフ式）により算出しており、妥当な結果であると認識しております。また、関係地域については、各項目の予測結果を踏まえ、設定しているため適切と考えております。
1652	準備書説明会を 5 町で開くべき環境アセスメント条例では、「準備書の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない」とある。上益城 5 町のうち、説明会が開かれるのは御船町と益城町のみであるが、嘉島町、甲佐町、山都町で説明会を開かない理由は何か。たとえ環境影響が及ぶ範囲を御船町と益城町のみと評価にしても、他の 3 町の一般ごみ処理の問題でもあるので、5 町全てが関係地域であることは明白である。説明会を開くべきだろう。5 町で説明会を開かないのは手続き違反だと思う。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1653	エネルギー回収施設・産廃処理工場周辺の重金属汚染・PFAS 検出山形県上山市のエネルギー回収施設周辺、及び東京都武蔵村山市の産廃処理工場周辺では、重金属類による高濃度汚染や廃プラ処理工場から流出した PFAS が高濃度に検出されている。スペイン、フランス、オランダ等海外でも同様に廃棄物焼却施設周辺地域でのダイオキシン類、PFAS、重金属類の濃度が警戒すべきレベルに達しているという報告が出ている。この件について、大栄環境の同様な施設周辺での調査は行われているか。行われていないのであれば調査が必要であると思う。新しい知見を取り入れ、環境保全に努めることは、企業の社会的責任として重要だと思う。各種の有害な	他施設での検出事例について、私共がその原因を特定し公表することは、調査権限や情報の制約から極めて困難です。PFAS は数十年前の埋め立て物から溶け出すこともあれば、周辺環境から流入することもあり、その経路は複雑を極めます。他所の過去の原因を追うよりも、当施設において何を防ぐべきかに全力を注ぐことが、住民の皆様の安全を守る現実的かつ最善の方法であると考えております。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水

表 7-1-2（477）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1653 （続き）	環境汚染物質の人体への健康影響が懸念される。疫学調査も必要と考える。	質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1654	地下水使用量　県全体の水収支を施設の水使用量は 250t/日であり、「地下水の使用量以上の積極的な涵養に務め」「具体的にはくまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援する」となっているが、要するに水を買うのと同じことである。「地域全体の地下水資源の保全に貢献を計画」とあるが、熊本県では半導体企業 TSMC の子会社 JASM が 7500t/日の地下水を使用している。また、TSMC 第二工場が建設中であり、第一工場より先端的な製品を製造するとなれば、より大量の水を使用することが予測される。さらに、熊本県内には多数の半導体関連産業が集積し、多量の水を使用することで地下水の枯渇を懸念する専門家もいる。このような状況で、上益城郡周辺の地下水位の低下も予想される中、実際に地下水の涵養が可能であるのか疑問である。県全体の水収支を考慮すべきである。	施設の稼働に伴う地下水採取量は、約 7.5 万ｔ/年であり、令和 2 年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約 1 億 6,500 万ｔ/年）の約 0.05％です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約 110ｍの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約 800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約 1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。
1655	24 時間稼働は可能か？熊本県では資源循環型社会を目指し、サーキュラーエコノミーの考え方を重視している。人口減で一般廃棄物は自然に減少する。廃棄物を減らし、再利用、リサイクルするものが増えていけば、産業廃棄物も減少するはずである。24 時間稼働の計画だが将来的に廃棄物が減少していくと、24 時間稼働は難しくなる可能性がある。十分な廃棄物の量が得られない場合は、どのように対策するのか。その場合の環境影響は評価しているのか。	自治体が整備する循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設では、例えば、当初 100ｔ/日規模の焼却施設を建設したとして、将来、人口減少や更なる分別・リサイクルの徹底により一般廃棄物の発生量が減少し、仮に 50ｔ/日となった場合、安定的かつ効率的な施設運営を継続することができなくなります。この場合、例えば、減少した枠を活用して産業廃棄物を補填することはルール上できないとなっています。 一方、本事業は、本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1656	スケールメリットを満たすゴミの量が不足したら？12 月 16 日の説明会で、人口減が見込まれ規模の縮小が見込まれるからこそスケールメリットで大規模化が必要という説明があった。スケールメリットを活かすためには、地域外から大量の産廃を持ち込むことになるが、環境のためにはなるべく分別して資	事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないよう

表 7-1-2（478）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1656 （続き）	源化し、ゴミの分量を減らすことが重要であるという考えと矛盾する。廃棄物を焼却すれば有害化学物質や重金属等、環境を汚染する可能性が大きい。地域にとって大規模化のメリットがあるとは考えられない。企業であるからには地域環境より利益を優先することが考えられる。まずリサイクル可能なものを処理し残ったものを焼却するというが、企業の安定した経営のためにゴミの量が不足した場合、リサイクル可能なものを焼却しないという保証はあるのか。	に、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。 また、本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画ですので、将来も処分方法は変わりません。
1657	地域循環共生圏とは？12 月 16 日の説明会で、エネルギー回収施設で発電する電気は売却する、県が買い取って TSMC 等へ売却する仕組みを構築中という説明があった。説明書にある地元地域への供給が単に売却ということであれば、地域循環とは言えないだろう。何が地域循環なのか説明してほしい。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。
1658	搬出入ルート 12 月 16 日の説明会で質問が出たが搬出入ルートでの走行実験をして欲しい。環境影響評価を関係地域内に限ることは不十分ではないかという 1 例として挙げられた質問であった。水俣では実際に走行実験をしてみたところ、橋や交差点等で渋滞が発生したというが、この事実を国際航業の担当者は知らなかった。近隣の事例を収集して判断するべきではないのか。搬出入ルートとされるマミコウロードでは大型車両の離合が難しい箇所も多い。このような箇所をボトルネックとして渋滞が発生することも十分考えられる。また、コンサルからは、予定地に近いところで計算上渋滞の発生は考えられないのでより遠方では影響はないはずという答えだった。この考えは明らかにおかしい。計画地近隣のマミコウロードでは確かに現在のところ、交通量は少ないかもしれないが、遠方から産廃を持ち込む場合、遠方からの道路の交通量が問題になるだろう。どこでどのような影響が発生するかは、実際に走行実験をしてみないと分からない。道路事情は曜日や時間帯によって大きく変化することは明らかである。予定地近傍のみではなく、想定される搬出入ルート全てにわたっての走行実験を求める。	対象事業実施区域近傍での調査については、車両が最も集中する地点となっており、影響は最も大きいと想定される地点で調査・予測・評価を行っております。そのため、遠方の地点については、準備書で調査・予測・評価した地点より影響は小さいものと考えます。 また、走行実験は行う予定はありませんが、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1659	項目の非選定　水の汚れ モニタリング物質は？表 7.1-3(1)環境影響評価項目の選定または非選定とした理由　水環境で水の汚れ・有害物質および地下水の水質について「施設の稼働に伴う排水は、敷地外への排水は行わないクローズドシステムとすることから影響はない」ことを非選定の理由としてい	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着しますが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が

表 7-1-2（479）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1659 （続き）	るが、敷地内に降る雨には施設の稼働により排気塔から排出される有害物質が溶けて降下すると考えられる。2-45 では、「敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流」し、また「放流水のモニタリングを定期的に実施」するとあるが、モニタリングする物質は何であるか、定期的とはどのくらいの頻度か、具体的に示してほしい。有害物質はダイオキシン類や水銀だけではなく、重金属類や PFAS についても調べる必要があると思う。また、故障や事故により万が一にも有害物質が調整池から漏れ出すことがないように、常時のモニタリングを希望する。近年、気候変動により熊本県では毎年のように豪雨水害が起きている。調整池の容量は予想外の豪雨の折にも雨水を十分貯留できるだけの容量はあるのか。万一調整池から雨水が溢れ出るような事態になることがないと保証できるか？	堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 また、防災調整池の設計にあたっては、都市計画法の開発許可申請に伴う調節池設置基準に適合する設計・施工を行います。
1660	災害による被害の想定要約 p38 には「各種基準に適合する設計・施工を適切に行うことで、地震による崩壊や豪雨による土砂災害、下流域における水害を未然に防止する」とあるが、具体的にどのような設計にするのか、震度はどの程度を想定しているのか。また、各施設の設備・機器にはどのような被害が想定されるか、環境や人体への影響も含めて具体的に示してほしい。	建築物は、「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計することになります。この指針は「震度●以上に耐えれる設計」と明記されている訳ではありませんので、震度をお示しすることはできませんが、指針に適合する設計を行うことで、建物が倒壊するということは考えられません。 万が一、地震や豪雨災害によりインフラ不通（停電など）となった場合は、非常用発電機を作動させ、施設を緊急的に安全停止します。 施設が緊急停止したからといって、それにより環境や人体に影響を及ぼすことはありません。
1661	底質本編第 3 章 3.1.2　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況(2)水質の状況①水質汚濁の状況の次に②底質の状況という項目がある。ここでは「対象事業実施区域及びその周辺の河川の底質において、公表された測定結果はない」とある。また、要約書 p52 の表 3.1-1(2)自然的状況の概要　水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況　水質の状況【水質汚濁の状況】の次には【底質の状況】という項目がない。7 章では実際に底質は環境影響評価の項目として選定されていない。対象事業実施区域及びその周辺の河川の底質において、公表された測定結果がないのであれば、調査する必要があるのではないか。PFAS の調査でも明らかだが、河川の底質には有害化学物質が蓄積されていることが多い。同じ表の動物・植物の状況　動物相の状況では底生動物 7 種、【動物の重要な種】では底生動物 4 種が確認されている。これらの動物への影響を評価する必要がある。測定結果がないのであれば、ぜひ調査をするべきだろう。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が周辺河川に流出することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1662	土壌汚染の調査に重金属を選定しない理由は方法書に対する知事意見で「土壌の調査項目として、重金属類を追加する必要がないか検討すること」とあるが、第 7 章では調査すべき情報として、土壌汚染についてダイオキシン類と水銀のみを選定している。重金属類を選定しない根拠として、事業者の見解は「重金属類については、可燃物に金属くず等が異物として微量に混入する程度であり、排出ガス経由の土壌への影響はほとんど無いものと考えます」というものだ。しかし、焼却施設の内部で高温の環境により、廃棄物に含まれる化学物質が相互に反応しあってダイオ	重金属類については、可燃物に金属くず等が異物として微量に混入する程度であり、排出ガス経由での土壌への影響はほとんど無いものと考えますが、排出ガスの法規制値が定められている水銀については、土壌の調査項目に追加しました。 ヒ素やカドミウムなどは、焼却工程において飛灰に付着・濃縮される特性があるため、これらはバグフィルタでほとんど除去できます。

表 7-1-2（480）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1662 （続き）	キシンや重金属等の有害物質が合成されているという報告がある。焼却場周辺の土壌に含まれているものを調べたらPCBが含まれていたという事例もある。なぜ製造が禁止され、廃棄物も別途処理されているはずのPCBが発見されたか。焼却設備の炉内で製造されたと考えられる。土壌の重金属調査は絶対必要である。	
1663	本編と要約書結論の矛盾　本編第3章3.1.2水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況(2)水質の状況①水質汚濁の状況(a)生活環境項目2～3行目（3-14）では、「全ての項目で2地点ともに環境基準に適合している」とある。一方、要約書p51の表3.1-1(1)自然的状況の概要水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況水質の状況【水質汚濁の状況】(a)生活環境項目5～6行目「溶存酸素（DO）については御船川五庵橋で、大腸菌群数については、いずれの地点とも、環境基準に適合していない」とある。本編と要約書の評価が合致していないことになるが、なぜこのようなことになるのか。環境影響評価準備書に関する業務を委託した事業者である国際航業株式会社の調査は信用できるものであるか、疑問である。	ご指摘の部分について、評価書にて適正に修正致します。
1664	放射能汚染の可能性木くずリサイクル施設や焼却施設では木くずを扱うことになっている。福島第一原発事故では近隣の山林の木々に放射性物質が降り注いだ。その汚染された木々は放射能レベルが高すぎて、木材としては利用できない。本来であれば、薪としての利用もできないが、バイオマス燃料に加工されている現実がある。燃焼後の灰は燃やす前の燃料よりも放射能が濃縮されて高レベルになる。「放射性廃棄物は取り扱わない」のであれば、周囲の環境を放射能で汚染しないために、焼却施設で受け入れる木くずがどこから来ているか、放射能に汚染されていないかを確認する必要がある。排出先との契約書では確認できない。必ず測定すべきであり、その確認を怠るのであれば、木くずの受け入れはやめるべきである。	東北地方にも他社の焼却施設やバイオマス発電施設がありますので、福島県内で発生した木くずをわざわざ高い運搬費を支払って熊本県まで運搬して、処理をしたいという排出事業者がいるとは考えにくいですが、もし仮に福島県内の排出事業者から木くず処理の依頼があれば、廃棄物処理委託契約書の締結前に放射能汚染された木くずでないことを確認します。
1665	放射性物質の測定第7章7.1.2環境影響評価項目の選定において、「放射線の量」については「放射性廃棄物は取り扱わないことから、環境影響評価項目として選定しない」としている。しかし、原発は事故がなくても日常的に放射性物質を排出している。極低レベルの廃棄物は一般的な産業廃棄物として処理が可能となっている。放射線はどんなに少なくても影響がゼロではない。影響は少ない方がいい。そして、放射性物質が含まれているか否かは目視で確認できない。また、含まれていた場合、測定してみないとそのレベルも判定できない。熊本県環境影響評価技術指針の別表第13では「放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する」となっている。相当程度とはどの程度か不明だが、放射性物質がどの程度拡散・流出するおそれがあるかは、測定してみないと確認できない。排出事業者と契約があるといっても、放射性物質については、含まれていないことの確認は測定してみないと分からないので、全部測定するべきだと思う。焼却しても放射性物質は消えない。灰になっても危険。	環境省が策定した「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」は、主に福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による影響を対象としており、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある対象事業としては、避難指示区域等で事業を実施する場合が一つの目安とされています。 熊本県は福島第一原子力発電所から遠く離れており、事故由来の放射性物質が「相当程度拡散・流出するおそれ」があるとは考えにくく、熊本県内の放射線量の状況も「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に記載したとおり、すべての地点において「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である0.23μSv/hを下回っていることから、評価項目として選定しなかったことは適切であると考えます。

表 7-1-2（481）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1666	PFOA を分解できる焼却炉 PFAS の一種である PFOA は 1000 度以上の高熱で燃焼すれば分解されると言われているが、今回上野地区の焼却施設では 1000 度以上での焼却は可能か。これまではダイオキシン類を分解することが重要視され、今回の施設でもダイオキシン対策として燃焼ガスを 800℃で 2 秒以上とされている。しかし、永遠の化学物質と言われる PFAS が有害であることが明らかになってきている以上、PFOA を分解できる焼却炉は絶対必要だと思う。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1667	PFAS への対応 PFAS は環境中で分解されにくい化学物質で、永遠の化学物質とも呼ばれている。1 万種以上もあると言われ、現在使用が禁止されている PFOA、PFOS 以外にも、日本では規制されていないが欧米では基準値が決まっている PFAS も多い。日本でもこれから新たに規制されるものあると予想されるが、そういうものに対しての対応はどうするのか。県知事意見でも「地下水の水質汚濁にかかる環境基準に示されている項目（28 項目）以外の項目についても、必要に応じ調査を行うこと」とある。現在法的に規制がなくとも、環境への悪影響を与えることが懸念される物質について、予防的な措置を講じるべきだと思う。地域住民の生活と健康を守ることは企業として大事なことだと思うが、御社の見解からはそのような視点が欠けているとしか思えない。少なくとも、地域共生圏などという理想を掲げる企業であれば、環境や住民の健康を守るべき姿勢が重要だと思う。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社と

表 7-1-2（482）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1667 （続き）		しては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1668	PFAS 混入の可能性 6 章の一般意見で、数人から焼却施設の排ガス中に含まれる PFAS についての懸念が示されているが、事業者の見解では「PFOA および POFOS は受け入れない方針であり、排出事業者のデータを確認して契約するので混入はないものと考える」となっている。だが、熊本市では産廃処分場からの PFAS 汚染が公表されている。全国的にも廃棄物処理・処分場からの PFAS 汚染が公表されている現在、御社が、絶対に PFAS 含有廃棄物が混入しないとする根拠は何か。PFAS は使用が禁止されている PFOS、PFOA だけではない。代替物質として使用される PFAS 類もたくさんある。PFAS の使用された製品としてはテフロンフライパンが有名だが、その他日常生活で使用する様々な製品に PFAS が含まれていることが明らかになっている。この焼却施設で想定されている廃棄物のうち、廃プラスチック類、繊維くず、医療系廃棄物には多くの PFAS 類が含まれている可能性がある。これらの製品の全てについて廃棄物を確認できるのか。その方法を示してほしい。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 また、一般廃棄物において、PFAS を含む古い製品（撥水加工製品や一部の消火剤等）が微量に混入する可能性はゼロではありませんが、国内ではすでに 10 年以上前から段階的に製造・輸入が制限されており、現在ごみとして排出される製品に含まれる PFAS は、工業用原液などと比較して極めて低濃度であること、PFOS 等はダイオキシン類除去のための活性炭を含む飛灰に吸着しやすい特性がありバグフィルターで大部分が捕捉されることから、施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響は無視できるほど小さいと判断しております。 医療現場で使用される消耗品（カテーテルやバッグ等）は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく厳しい品質管理下にあります。現在、主要な PFAS 類を原材料として使用した医療用消耗品が新たに市場に出回ることは、法令上の規制により事実上ありません。
1669	本編と要約で不一致の箇所が散見される例 要約書 p52 の表中黄色マーカー部は本編 3-16、3-18 の記述と矛盾している。表 3.1-1(2) 自然的状況の概要水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況地下水の状況【地下水位の状況】周辺町においての令和 3 年度の地下水位の観測は、嘉島町の 1 地点、益城町の 2 地点で行われているが対象事業実施区域及びその周辺には観測地点が存在しない。【湧水の状況】略【地下水の水質の状況】概況調査が御船町で 1 地点、嘉島町で 1 地点、益城町で 1 地点、甲佐町で 1 点、山都町で 3 地点において、継続監視調査が御船町で 2 地点、山都町で 1 地点において調査が行われており、測定をおこなったすべての項目において環境基準に適合している。本編 3-	ご指摘の部分について、評価書にて適正に修正致します。

表 7-1-2（483）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1669 （続き）	16　2行目～①地下水位の状況周辺町においての令和6年度の地下水位の観測は、嘉島町の1地点、益城町の2地点で行われているが対象事業実施区域及びその周辺には観測地点が存在しない。本編 3-18③地下水の水質の状況周辺町においての令和5年度の地下水の測定結果を表 3.1-14 に、御船町及び熊本県が実施した PFOS 及び PFOA 等の測定結果を表 3.1-15 に示す。概況調査が御船町で1地点、嘉島町で1地点、益城町で2地点、甲佐町で1地点、山都町で3地点において、継続監視調査が御船町で2地点、山都町で1地点において調査が行われており、測定をおこなったすべての項目において環境基準に適合している。要約書は本編を要約した内容であるべきものだが、別の調査について記載しているのだろうか。どちらが正しいのか、この調査は信用できるのか？	
1670	方法書について述べられた一般意見への事業者の見解　No.509 では、「建設予定地の土地については、上益城広域連合から有償で借り受けることとしています。契約期間終了の際には、上益城広域連合に明け渡すこととなります」とある。明け渡す場合には、土壌汚染を調査し、完璧に除染して返還することの義務づけはされているのか。除染について責任を持つことを明らかにしてほしい。	土地所有者である上益城広域連合との土地賃貸借契約は、現時点で締結していませんが、原状回復義務に基づき、借主である当社が適切に対応します。
1671	廃棄物処理施設では過去に火災や事故が起きている。リサイクル施設や焼却施設で事故が起きた場合の環境への影響が評価されていない。コントロールされている平常時より、非常時の影響こそが深刻なものになると思うので、きちんと影響を評価すべきだと考える。事故時の環境影響評価を求める。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1672	方法書について述べられた一般意見への事業者の見解 No.862 では、「これらの施設では火災や事故が多発している。大栄環境での事故について公表してほしい。また同種の施設の火災や事故について原因を調べ、予防対策など明らかにしてほしい」と要望しているが、この件について事業者からは何も回答が示されていない。火災や事故について公表し、原因や対策を示すように求める。	類似施設における事故の事例については、「第8章　調査、予測及び評価の結果　8.18　安全（防災）」に示しています。
1673	方法書について述べられた一般意見への事業者の見解 No.862 で、「施設を大型化して排ガスによる環境の規制基準を厳しくするとも言われるが、基準は濃度規制でなされる。濃度が低くても大型化することにより排ガスの総量が増えることは誰にでもわかることである」と一般意見が指摘している。だが、排ガスの総量が増え、排ガスによる環境汚染が蓄積していくことに対する事業者の見解が示されていない。たとえ排ガス中の有害物質が基準値以内だとしても、汚染は薄くても環境中に蓄積していく。廃棄物処理施設の大型化によって地域環境に与える影響を重大にしていくことに対する、事業者の見解を求める。	大気質の予測結果については、最大影響を予測しており、施設の稼働に伴う排ガスの影響は、各物質の排ガス基準値（自主基準値）が1年間排出し続けた場合を想定し、予測を行っております。そのため、最大影響を想定した予測となります。大気質の各物質の予測結果は「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、累積暴露等においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。

表 7-1-2（484）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1674	方法書について述べられた一般意見への事業者の見解 No.862 では、「本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えておりますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものと考えております」「基本的には各自治体の担当する事務方のみなさまと協議を行い、各自治体にて決裁をとられるものと理解しております」とある。最終的には上益城郡 5 町の判断と考え、基本的には各自治にて決済と理解しているとのことである。ではなぜ、各自治体において住民への説明会が開催されないのか？事業者の見解によれば、5 町全部が関係自治体のはずである。関係自治体の住民への説明会が開かれるべきである。御船町、益城町だけでなく、嘉島町、甲佐町、山都町での説明会の開催を求める。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1675	焼却炉はエネルギー回収施設という名前の、火力発電所と考えられる。火力発電所はいらない。気候温暖化の観点からも推進すべきではないと考える。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。
1676	ゴミはなるべく手元で分別し、資源はできるだけ回収してゼロ・ウェイストを目指すべきである。シムファイブスの説明会では、人口減少による一般ゴミの減少が予想されることから、産業廃棄物を一緒に処理する広域化・大規模化を進めるということだったが、大規模化すればするほど施設周辺の環境に与える影響は甚大になる。企業は収益のためにゴミが不足すれば、当初の予定より広範囲からもゴミを持ち込むことが考えられる。ゴミ処理施設の広域化・大規模化は、一部地域に過剰なゴミを持ち込み、過大な負担を強いることになる。地域の一般ゴミの処理に必要ならばということで、土地を手放した方々は、産廃施設への計画変更に戸惑っていると聞く。大量のゴミを持ち込まれる地域の住民は環境汚染にさらされ、安全・安心な日常生活を維持することが困難となる。憲法に保障された人権（生存権：健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）の侵害である。計画は絶対に認められない。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1677	全国の下水汚泥から PFAS が検出されている。下水処理施設ではダイオキシン類の分解のために 800 度以上での焼却を廃棄物処理法	一般廃棄物において、PFAS を含む古い製品（撥水加工製品や一部の消火剤等）が微量に混入する可能性はゼロではありませんが、国内ではすでに 10 年以上前から段階的に製造・輸入が制限されて

表 7-1-2（485）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1677 （続き）	で義務付けている。ところが、PFOA を高濃度に含む廃棄物を処分する際には、分解に必要な 1000 度以上で焼却するように、環境省の指針で定めている。1000 度以上で燃焼できないと PFOA が分解されないまま排ガスに含まれて大気に放出される可能性があり、地域住民の健康に影響を与える恐れがあるという専門家の意見だ。今回計画されている焼却炉では焼却温度について「排ガス中のダイオキシン類対策として、燃焼ガスを 800℃で 2 秒以上滞留させて完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制する」としか記載がない。1000℃以上の温度で燃焼できる構造であるのか。PFAS を受け入れないと言うが、一般廃棄物を処理する以上、どうやって PFAS が含まれているか否かを判断するのかについても説明を求める。	おり、現在ごみとして排出される製品に含まれる PFAS は、工業用原液などと比較して極めて低濃度であること、PFOS 等はダイオキシン類除去のための活性炭を含む飛灰に吸着しやすい特性がありバグフィルターで大部分が捕捉されることから、施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響は無視できるほど小さいと判断しております。
1678	事後調査は環境影響評価評価の予測通り、環境保全措置が正しく作用しているかを判断するために重要な調査であると考える。また、事業による環境影響の程度を判断するためにも重要である。もし事業によって周囲の環境に著しい悪影響がもたらされていると判断された場合には、地域の環境保全を優先的に考慮して対策を講ずべきだと考える。ところが、当準備書第 10 章の事後調査計画においては、ほとんどの調査計画において「環境影響が著しいことが明らかになった場合の方針」として「追加の環境保全措置を講じる」としか記述がない。これではどういう措置が取られるのか、全く不明であるので、正しい措置であるかの判断もできない。具体的な方策を示してほしい。	事後調査の結果、予測との乖離や環境への影響が確認された場合には、まず速やかに「影響が生じている直接的な原因」を特定・分析します。その上で、特定された原因に対して最も低減効果が高いと判断される手法を選択し、機動的に追加実施します。 これらの判断基準や実施プロセスについては、事後調査報告書等を通じて透明性を持って公表し、客観的な妥当性を確保しながら環境保全に努めます。
1679	表 2.2-2 取り扱う廃棄物の種類エネルギー回収施設においては〈特別管理産業廃棄物〉として感染性産業廃棄物（医療系可燃廃棄物）を受け入れることになっている。医療系廃棄物の多くはプラスチック製品であることが予想される。またその多くの部分に PFAS が使用されているものと考えられる。事業者は PFAS は受け入れないとして、準備書では何も言及していないが、医療系廃棄物を受け入れる場合に PFAS 含有か検査しないのか。どうやって判断するのか、方法を示してほしい。	医療現場で使用される消耗品（カテーテルやバッグ等）は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく厳しい品質管理下にあります。現在、主要な PFAS 類を原材料として使用した医療用消耗品が新たに市場に出回ることは、法令上の規制により事実上ありません。
1680	エネルギー回収施設・産廃処理工場周辺の重金属汚染・PFAS 検出山形県上山市のエネルギー回収施設周辺、及び東京都武蔵村山市の産廃処理工場周辺では、重金属類による高濃度汚染や廃プラ処理工場から流出した PFAS が高濃度に検出されている。スペイン、フランス、オランダ等海外でも同様に廃棄物焼却施設周辺地域でのダイオキシン類、PFAS、重金属類の濃度が警戒すべきレベルに達しているという報告が出ている。この件について、大栄環境の同様な施設周辺での調査は行われているか。行われていないのであれば調査が必要であると思う。新しい知見を取り入れ、環境保全に努めることは、企業の社会的責任として重要だと思う。各種の有害な環境汚染物質の人体への健康影響が懸念される。疫学調査も必要と考える。	他施設での検出事例について、私共がその原因を特定し公表することは、調査権限や情報の制約から極めて困難です。PFAS は数十年前の埋め立て物から溶け出すこともあれば、周辺環境から流入することもあり、その経路は複雑を極めます。他所の過去の原因を追うよりも、当施設において何を防ぐべきかに全力を注ぐことが、住民の皆様の安全を守る現実的かつ最善の方法であると考えております。 有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準

表 7-1-2（486）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1680 （続き）		に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1681	要約書 p15〈廃棄物の受け入れ、処理にあたっての維持管理〉産業廃棄物を受け入れる際には、一次チェック（計量証明書、廃棄物データシート、安全データシート等）、二次チェック（トラック荷台の目視確認）、三次チェック（展開検査）、定期的な抜き打ち検査を行うという。そして万が一これらの検査で「契約外のものや許可品目外のものが発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、産業廃棄物の引き取りを依頼する」という。さらに「一般廃棄物については、マニフェストの発行はないが、産業廃棄物と同様確認を行う」とある。国際航業の担当者は、産業廃棄物については契約の時に原料や使用薬物についてはデータが示されるので、契約外のものや許可品目外のものが持ち込まれることはないという。企業秘密などないので安心しても良いそうだ。これが本当かどうかは知る由もないが、百歩譲って、製品についての全ての情報が公開されていたとしても、では一般廃棄物についても同じ扱いができるだろうか。一般廃棄物は家庭や事業所から排出される多種多様なゴミが渾然一体となっている。日常生活で多用されているプラスチック製品やその他の日用品には、多くの化学物質や PFAS が含まれていることは、現在常識といえるだろう。これらのゴミに PFAS や放射性物質に汚染されたものが含まれているか否かを、目視にてトラックの荷台や展開検査して判断できるわけがない。PFAS や放射性物質に汚染されたものの混入を防ぐ方策を示してほしい。	一般廃棄物において、PFAS を含む古い製品（撥水加工製品や一部の消火剤等）が微量に混入する可能性はゼロではありませんが、国内ではすでに 10 年以上前から段階的に製造・輸入が制限されており、現在ごみとして排出される製品に含まれる PFAS は、工業用原液などと比較して極めて低濃度であること、PFOS 等はダイオキシン類除去のための活性炭を含む飛灰に吸着しやすい特性がありバグフィルターで大部分が捕捉されることから、施設の稼働が周辺環境に及ぼす影響は無視できるほど小さいと判断しております。
1682	要約書と本編の不一致ということでは、本編で記載されている項目で要約書にはまったく記載されていないものがあることも問題だ。例えば要約書 p52 の表 3.1-1(2)自然的状況の概要中、地形及び地質の状況の項では地形の状況のみ記載があるが、本編第 3 章 3-26 には地質の状況、3-28 には活断層の状況が記載されている。要約書だけを見ているものは、地質や活断層についての現況が示されないことになるので、調査について判断できないことになる。調査の信用性に関わるのではないか。	ご指摘の部分について、評価書にて適正に修正致します。

表 7-1-2（487）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1683	自主基準値の意味表 6.1-2 方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解 No.72、No.98、No.725 等で、「排ガスは、法規制値よりも厳しい自主基準値を設定します」としながら、「※法規制値は、超過時には速やかに施設を停止し、早期復旧を図るための停止基準※自主基準値は、超過時には排ガス物質に応じた安定操作や臨時の現場確認・点検を実施するための運転管理基準」と言っている。法規制値よりも厳しい自主基準値と言うが、自主基準値を超過してもただち施設を停止するわけではなく、運転は継続するということだ。法規制値より厳しい自主基準値というなら法規制値と同様の停止基準であるべきだろう。自主基準値が運転管理基準であるなら、法規制値より厳しい自主基準値という言い方は住民に安心感を与えるためのまやかしだとしか思えない。	自主基準値は、法的強制力を持たない自主的な基準ではありますが、本基準値を超えても良いという安易な考えではなく、排ガス濃度が自主基準値以下になる運転管理を行います。
1684	「環境アセスメント技術ガイド」（社団法人日本環境アセスメント協会）によれば、環境要素の抽出に関して、p76 で「大気汚染物質のうち標準項目以外の物質による大気質への影響の有無についても考慮する。特に、新たに有害物質として認知されるようになった物質や、法令等による規制物質ではないが住民等の関心の高い物質等にも留意する」とあり、主な大気汚染物質の表では、環境基準が設定されている物質 10 種類、大気汚染防止法で定める物質等として有害物質 10 種類、特定物質 27 物質、有害大気汚染物質全 234 物質、一般粉じん、特定粉じん、自動車排出ガスが挙げられている。ところが、第 7 章（7-2、632）の環境影響評価項目の選定の表では、大気質の評価項目は硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん等、有害物質 3 種類（ダイオキシン類、塩化水素、水銀）が選定されているのみである。この他の物質について評価項目に取り上げない理由は何か。特に有害物質が 3 種類であるのは納得できない。	熊本県環境影響評価技術指針や環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等に基づき、方法書に対する県の審査を経て、適正な項目・手法で実施しております。調査項目はダイオキシン類や水銀に加え、主要な大気汚染物質を網羅しており、科学的な客観性において何ら不備はないものと判断しております。
1685	始め、上益城 5 町のゴミ処理場ということでしたが、いつのまにか、産業廃棄物が加わって、一日の処理する量が増えていました。強い不信感があります。運搬トラックの多さなどは、近くの住民や子供たちの不安は大きいと思います。又、必ず自然環境に与える影響も大きいと思います。対立を生まず、対話を大切にして、やさしい生き方をめざす、企業になっていただきたいと強く望みます！！	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1686	上益城郡のごみだけでなく、九州各県のごみが集まってくることが予想されます。九州全域からごみが集まることにより地域に住む人たちの生活不安が高まります。また、処理場から出される汚染物の可能性も高まると思われます。	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1687	準備書の環境保全対策では、「適正に焼却処分する」や「適正に埋立処分する」とされている（P48）がその具体的な科学的、技術的根拠が示されていないため、不安をとりはらうことができない。	リサイクル施設（選別破砕施設）や堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）では、特別管理産業廃棄物は取り扱いませんので、発生する可燃物（可燃物や包装類、発酵液など）は通常の産業廃棄物となります。それらは他の可燃物と同様にエネルギー回収施設（焼却施設）で十分に焼却が可能となります。 主灰及び飛灰は、液体キレートによる薬剤処理を施して安定化させ、埋立基準を満たした上で、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。

表 7-1-2（488）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1688	準備書の環境保全対策（P45～49）には低周波音対策に関する項目が欠落している。どう対策をするのか、成功した過去の事例があるのであれば、具体的に例示すべきである。	準備書「第9章 環境の保全のための措置」にお示ししており、振動が発生する機器は、低振動の機器を採用することや、施設機器の運転管理において低周波音の発生の低減に努めるとともに、各設備の定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底することの環境保全措置を実施いたします。
1689	エネルギー回収施設で発生する悪臭対策として、「捕集して、焼却炉内へ吹き込み、燃焼用空気として高温分解処理する」とされているが、高温燃焼による特有臭気の除去は困難であると思う。	臭気成分のは熱分解・酸化分解されることから、適切と考えます。また、悪臭については、準備書「第8章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
1690	計画が一般ごみ処理場から産業廃棄物処理場へと変更になった。準備書を読むと震災に起因する経済的な理由によるものとある。経済的な理由であれば、数値を示して根拠をきちんと住民に説明し、もともとの計画とエネルギー回収施設設置費用比較を詳細に行うことを要望する。その上で例えば、負担を増やせばもともとの計画で実施できるなど、いくつの案を示し住民に問うべきと考える。エネルギー回収施設になって、以下の施設が除外された。・ごみ埋め立て（最終処分場）・し尿処理今となっては、当初から、よくよく検討すれば最初の計画にもごみ埋め立てとし尿処理は不要だったのではないかとさえ思える。これらが除外されたことによる負担減も勘案し、最初の計画について再検討して欲しい。現在は、経済的な問題の解決方法をよく見当もせず、住民の健康より経済を優先し、民間業者に丸投げすることによる負担を住民に強いているようにしか感じない。シムファイブスではなく、広域連合（または五町）に聞いてくれという回答が予想される。であれば、準備書の説明会に広域連合は出席すべきと考える。	本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 その際には、従来計画（上益城郡5町でごみ処理施設を整備した場合）とも比較検討した上で、判断されるものであると考えています。
1691	エネルギー回収施設の準備書「2.2対象事業の内容」に書かれている対象事業の規模、廃棄物の種類等々、将来拡大の方向で変更されないように、法的に規制できる文章を作成し、広域連合、もしくは住民と取り交わして欲しい。地権者は一般廃棄物処理場という前提で、土地を提供した。しかし、現在は産業廃棄物を含む施設として計画が進んでいる。要は土地を提供した地権者は広域連合に欺かれた結果となっており、行政に対する不信感が拭えない。地元住民としては、同じ轍を踏まないためにも、何らかの法的な効力がある契約書の提示と締結を要望する。	処理効率や作業効率の向上のために設備機器を一部変更するといった場合や、技術進歩に伴い新たなリサイクル手法や新技術が確立され設備導入を検討するといった可能性はゼロではありません。その際には、上益城郡5町や地元地区に改めて事業計画を説明した上で、検討を進める必要があると考えています。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡5町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1692	AMESA（アメサ）の導入を再度、要望します。ダイオキシン類の測定は、日本の法律上では年1回の短時間測定（約4～6時間）で良いとされていますが、フランスやベルギーではAMESAによる常時監視（約1ヶ月の連続採取による年12回測定）が義務づけられています。日本の法律では求められていないので導入しないというのではなく、安全性を高める技術を活用して欲しいです。	AMESAはダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESAによる試料採取は、JIS法（JIS K 0311）に規定された方法（公定法）に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 測定結果を公表する以上は、日本の公定法で定められた方法により得られた結果を公表すべきであると考えています。 以上のことから、AMESAの導入は考えていませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。
1693	「熊本県廃棄物処理計画（第6期：令和8年度～令和12年度）素案では、令和5年度の産業廃棄物の移動状況が示されています。これによれば、産業廃棄物の排出量7,460千トンの内、約239千トン（10.1%）が県外に搬出されており、搬出量の約9割がすでに県	素案となりますので、準備書においては最新データとして使用しませんでした。 評価書においては、令和5年度の移動状況も追記しました。 なお、事業の背景・経緯については、検討時点のデータとして平成30年度のデータを記載し、令和5年度のデータは参考としています。

表 7-1-2（489）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1693 （続き）	内で処理・処分されています。搬入量が定かでないので明言はできませんが、4 頁や 155 頁で示された平成 30 年度の状況（県外搬出は約 427 千トン）とは大きく異なっています。どうして最新のデータを使用しなかったのかを教えてください。素案が出されたのは 9 月、準備書が出されたのは 11 月ですから、最新のデータは使用可能だったはずです。	
1694	方法書の一般意見 No.3 によれば、県北では大規模中間処理施設が運転を開始しているそうです。そうすると「県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にある」とは言えなくなってきているのではないでしょうか。「熊本県廃棄物処理計画（第 6 期：令和 8 年度～令和 12 年度）素案では、「半導体企業の進出や新たな工場の稼働に伴い、産業廃棄物の排出量が増大すると予測されています。これに対応して、今回の計画は作られたのでしょうか。TSMC は第 2 工場の建設が延期されていますし、第 3 工場については熊本以外に建設予定とされています。半導体業界は先行きが不透明であり、産廃の排出量についても、今後、大幅な下方修正が生じる可能性があります。「産業の活性化による産廃の排出量増大」という楽観的な見通しの中で、先に巨大なゴミ処理場を建設してしまうのは、リスクが大きいと思います。	県内に半導体企業の進出があったから、本事業を計画した訳ではありませんので、関係はありません。
1695	今回の計画で、一般廃棄物の受入量はリサイクル施設で 7.5%、焼却施設で 20%しかありません。また、今後は上益城郡の人口減少により、産業廃棄物の比率がさらに高まるとも書かれています。もともと「一般ゴミ処理場を建設するのであれば仕方がない」という思いから、地域の住民は土地を提供しています。産廃と一廃の合わせ処理場建設ということであれば、当初から、住民の反対の声はもっと大きかったと思います。	財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことでした。
1696	使用済み紙おむつリサイクル施設の建設は、経済面等の課題から計画していないとのことですが、準備書では繰り返し「リサイクルを最優先」という言葉が使われています。結局、民間事業者による事業ですから、利益優先でリサイクルは二の次なのではないですか。そして、この事業全体についても、今後、経済面での課題から「あれはできない、これもできない」ということになってくるのではないですか。	事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。 また、本事業は廃棄物を全て焼却するという考えではなく、リサイクルを最優先とし、汚れや異物の付着などによりどうしてもリサイクルに向かない廃棄物は焼却処理によりエネルギー回収する計画ですので、将来も処分方法は変わりません。
1697	資材置き場が従来案よりも民家に近くなっています。災害廃棄物の仮置き場になるかもしれないとのことですが、その場合に近隣への環境影響はないのでしょうか。	資材置場は、施設の定期メンテナンス時に使用する機材の保管を予定しています。 また、資材置場を災害発生時に発生する災害廃棄物の仮置き場として活用するかどうかは、当社の一存で決めることができないため、今後、御船町や地元地区と協議（環境面も含めて）の上、決めていきたいと考えています。
1698	意見書 No.12 の中で、益城町での説明会において「個人的に車の流量を測定したところ 2 時間で 660 台が通過した」という発言があったと書かれています。このような発言が事業者からあったのでしょうか。どの地点での流量を測定したのかなど、具体的に教えてください。	あくまで参考として、熊本市東部環境工場の前面道路で測定した結果、660 台の車両が走行するのに要した時間は約 2 時間半であったことを説明しただけであり、今回の事業計画とは何ら関係はありません。

表 7-1-2（490）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1699	意見書 No.18 で、ルート途中に一時停車場などを設置してほしいという意見が出されていますが、それに対する回答はいかがですか。	搬入ルートの安全性に対するご懸念として受け止めています。本事業で想定している搬入ルートは、大型車同士の離合が可能な道路を選定しており、交通安全の確保を前提として計画しています。なお、道路状況については必要に応じて確認し、安全な運用が図れるよう取り組んでまいります。
1700	最終処分場がはっきりと決まっていないのは心配です。供用を開始する時点で決定するとのことですが、はたしてうまく行くのでしょうか。熊本市を含む熊本県内の最終処分場がきちんと引き受けてくれるのでしょうか。行き場のなくなった産廃ゴミが、中間処理施設にいつまでも仮置きされて、最終処分場のような状態になってしまうことはないのでしょうか。	埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。 現時点で最終処分先は決まっていません。事業計画地近隣の最終処分場を第一優先と考えていますが、最終的には値段（埋立物を運ぶための運搬費と埋立するための処分費の合計額）の交渉をして判断します。 万が一、災害等により熊本県内の最終処分場が受け入れできないときは、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する最終処分場を緊急対策として活用します。
1701	意見書 No.31 などで「しっかりとした事業者」という表現が使われていますが、これはどのような意味でしょうか。クリスマスの夜に説明会を実施するなど、これまでの対応からは今回の事業者がしっかりと住民とのコミュニケーションを図れる事業者であるとは思えません。	廃棄物の適正処理、廃棄物処理施設の適切な維持管理を実施している事業者や廃棄物処理法に基づく優良認定業者のことをいいます。
1702	意見書 No.15 で、施設が供用開始された時点で地元住民と意見交換する機会を定期的に設けるとしていますが、どの程度の頻度で開催する予定ですか。開催頻度についても住民の意見を尊重していただけますか。	今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
1703	エネルギー回収率が約 16%しかないのに、エネルギー回収施設と呼べるのでしょうか。	エネルギーを回収しているため、エネルギー回収施設になります。
1704	地下水の採取量以上の涵養活動を行うとのことですが、「地域全体」とはどこを指しますか。上野地区周辺でしょうか。	熊本県地下水保全条例で重点地域とされている、熊本地域（熊本市、菊池市（旧泗水町・旧旭志村）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町からなる 11 市町村）を指しています。
1705	調整池からの放流水に混入する化学物質が下流域や海に与える影響を、心配しています。モニタリング頻度は、協議の上、後日決定とのことですが、モニタリングする化学物質の内容を列挙してください。	水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月 28 日　環境庁告示第 59 号）に基づく「人の健康の保護に関する環境基準」に定める項目とダイオキシン類のモニタリングを計画しています。
1706	排ガスに関するモニタリングの頻度を、5 町との協議の前に決めてほしいです。私たちは最低限、AMESA の設置を求めています。	施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。 AMESA はダイオキシン類の長期連続採取を可能とする装置でありますが、ダイオキシン類の測定結果を常時監視できるというものではありません。ダイオキシン類を常時監視できる装置は世界的にも実用化できる技術がまだ確立されていません。また、AMESA による試料採取は、JIS 法（JIS K 0311）に規定された方法（公定法）に準拠していないため、ダイオキシン類対策特別措置法の定めに沿った届出ができません。 測定結果を公表する以上は、日本の公定法で定められた方法により得られた結果を公表すべきであると考えています。 以上のことから、AMESA の導入は考えていませんが、排ガス中のダイオキシン類濃度は、当社と資本関係のない第三者の分析会社に委託して測定を実施します。
1707	エネルギー回収施設において展開検査（3 次チェック）を実施しない理由を教えてください。	リサイクル施設（選別破砕施設）や堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）から供給する可燃物等の占める割合が多く、既に三次チェックを実施しているためです。
1708	ルート①②では、マミコウロードに深い霧が発生します。運転に慣れている地元住民で	安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による

表 7-1-2（491）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1708 （続き）	も一寸先が見えず、怖いことがあるくらいです。ここを多くのトラック等が走行するのは危険だと思います。	影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。また、一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底することや、特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止するなど安全に努めてまいります。
1709	排煙筒の高さについて 49 メートルを採用したとされていますが、そもそもなぜ 35 メートルと 49 メートルで検討したのでしょうか。その科学的根拠を説明してください。	配慮書と方法書における大気質への評価結果について、排気筒高さを 35m と 49m で比較検討した結果、いずれの項目も環境基準を下回ると予測されることから、重大な環境影響が生じることはないと評価し、排気筒高さを 35m に設定しました。その後、住民の皆様から、「排気筒高さを 35m にするより、49m にした方がより環境影響を低減できるのであれば、49m にするべき」とのご意見をいただいたため、今回、排気筒高さを 49m に設定しました。 排気筒高さについては、当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の実績から設定しています。 大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。
1710	「今後も地域のみなさまに、事業に対して理解していただき、応援していただけるよう、丁寧な説明に努めていきたいと思います」と書かれていますが、これまで事業に対して理解を示したことはありません。また、説明会は（事業者が関係地域と定義する）2 町でしか開催されていないなど、丁寧に説明していただいたとも思えません。少なくとも一般ゴミ処理については 5 町に関わる問題です。5 町で説明会を開催してほしかったです。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1711	配慮書の段階からずっと主張している内容ですが、処理能力の規模を縮小した案や、一般廃棄物のみという案と比較検討すべきです。「一廃と産廃を合わせて処理する施設の建設が目的なので、その目的にそぐわない案は設定していない」とのことですが、私たちはその目的に同意していません。意見書では「同意できない」という声が圧倒的に多数です。	本事業は一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理する焼却施設等の整備が目的であり、事業を実施しなければ、目的は達成できないことから、ゼロオプション（事業を行わないという選択肢）も含め現実的に実施可能ではない別の案は設定していません。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうか（従来計画との比較検討も含めて）は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
1712	人口が減少する上益城地域においては、一廃と産廃を合わせて処理する施設を建設する方が合理的だとのことですが、今後、産廃の比重がますます高まっていくのであれば、「産廃を誘致したのとほぼ同じ」ということになりませんか。私たちはそんなことはしていません。今、上益城 5 町のゴミ処理は、熊本市に委託・処理していただいています。準備書では、現状維持ではダメな理由として、災害時の受入量増大の可能性が挙げられていますが、上益城郡で熊本地震のような被害が生じる可能性は当面は相当に低いことが、データからも明らかです。水害等を含めて大規模災害が発生する確率を何%と推測しているのでしょうか。0%に限りなく近い値であれば、そのために巨大な施設を建設するデメリットの方が大きいです。また、将来的に熊本市での受け入れが難しくなる可能性もあるとされていますが、準備書でも、人口減少やゴミの減量化が進み、焼却に依存しない処理体制へと移行する可能性が高いとされています。そのような中でなぜ受け入れが難しくな	熊本市の焼却施設もいつかは稼働限界を迎えることから、未来永劫、上益城郡 5 町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理することは難しいと考えています。

表 7-1-2（492）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1712 (続き)	るのでしょうか。「熊本市で災害が発生した場合」と主張するのであれば、数十年以内にそれが発生する可能性の概算値も示してください。 一方では「スケールメリット」「広域集約化」、他方では「上益城のゴミは上益城で」。一体どちらなのでしょうか。主張に一貫性が欠けているとは思いませんか。	
1713	事故の発生要因として、ごみ焼却施設では「その他（不可抗力など）」が 79 件、資源化等施設では 252 件も発生しています。また物理的要因や人的要因も、完全になくすことはできません。最悪の事態を想定した災害アセスメントの実施と、万全の安全対策がなければ、私たちは安心して暮らせません。	操作ミスによる故障や事故時、停電や自然災害といった非定常時の運転における評価については、その発生条件や事象の進展が多岐に渡るため、客観的に定量的な予測評価を実施することは極めて困難となります。ですので、環境影響評価においては、事故時や非定常時を想定した排ガスの予測評価は一般的には実施対象外とされています。これは本事業に限らず、どの環境アセスメントでも同じです。 事故時や非定常時の対応については、配慮書段階から皆様よりご意見をいただいていましたので、方法書にて環境アセスメントでは通常実施しない「安全（防災）」といった項目を追加して、どのような対応を講じるのかを示しています。その中で、事故時や非定常時の対応については、「安全（防災）」で示した方針のもとに、早急に復旧することにより、環境影響を最小限に抑えるように最大限努めていくこととしています。
1714	排ガス中の重金属類（PCB、カドミウム、クロム、ニッケル等）などについては、5 町との協議を待つのではなく、早急に基準値を設け、自主的に規制してもらいたいです。	ご指摘の物質については、現在法令等による排出基準が設定されておらず、一般廃棄物および産業廃棄物の焼却工程において環境や健康に及ぼす影響は極めて軽微であると判断していることから、現時点において独自に数値目標を定める計画はございません。 国が大気汚染防止法などで一律の排出基準を設けていないのは、廃棄物焼却施設からの排出量が、健康に影響を及ぼすリスクが極めて低いと科学的に評価されているためです。
1715	健康被害等が生じた場合には、「万が一、当社に起因して、影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします」と書かれていますが、健康被害が生じても、明確な因果関係を立証するのは困難であり、弱い立場の人たちが、結局、泣き寝入りするしかないという状況に追い込まれています。このような記載を信用することはできません。	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
1716	焼却灰のモニタリング頻度や内容を明らかにしてください。「環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城 5 町との協議の上、決めていきたいと考えております」という文言からは、何も決まっていないという印象しか受けません。	飛灰及び主灰は、定期的に重金属類の溶出試験（6 ヶ月に 1 回以上）やダイオキシン類の測定（年 1 回以上）を実施し、埋立て基準等に適合していることを確認します。
1717	意見書 No.117 の意見に同感です。登下校時間は日によって変わりますし、臨時下校もあります。多くの関係者もいる中で、企業が直前に調整を行えるとは思えません。	いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。
1718	しばしば「SDGs の理念に沿って本事業が遂行されている」と書かれていますが、「誰一人取り残さない」という点を守れていますか。都市部に住む人が、自分たちの地域でとりわけ多く出されるゴミを田舎に持ち込み、土地の人たちが自然と共に心豊かに暮らすための権利を侵害しているように思います。	本事業が目指す地域循環共生圏（ローカル SDGs）とは、環境省が第 5 次環境基本計画（2018 年）以降で提唱している概念で、地域の資源（人・モノ・エネルギー・情報など）を持続可能な形で活用しながら、環境・経済・社会の課題を同時に解決し、地域が自立し、他地域と支え合うネットワークを形成するという考え方になります。 この構想の具体的な取り組みとしては、以下のような内容が含まれます。 ○地域資源の活用：廃棄物をエネルギーや資源として再利用し、地域内で循環させることで外部依存を減らす ○エネルギーの地産地消：廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活に還元する 以上より、本事業は、資源循環のモデルとなるエネルギー回収施設等を整備し、当該施設において一般廃棄物（災害廃棄物を含む）と産業廃棄物の両方を適正に処理し、資源循環の取り組み強化による循環型社会の実現を目指しつつ、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域で利活用することによる脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とし

表 7-1-2（493）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1718 （続き）		た地域循環共生圏を形成することを目的とする計画で、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指していますので、SDGs の理念に沿って計画しています。
1719	No.399 の回答について、5 町で 72 億円以上が必要だとされています。また、これには、し尿処理施設の費用が含まれていないとされていますが、し尿処理施設は延命可能で、今回の計画には含まないのではなかったですか。それならば従来案でも、し尿処理施設は建設不要のはずです。また、御船町にはキッズドリーム運動公園構想も立ち上がり、ずいぶん投資することになっていたはずです。ごみ処理優先で考えるならば、その程度の費用は、少なくとも御船町では十分捻出できるはずです。	本事業では、事業計画地内にし尿処理施設は建設しませんが、従来計画では、し尿処理施設を建設する計画であったと聞いています。また、令和 7 年度から新施設が稼働するまでの間については、し尿処理施設の延命化を図っていくこととされていますが、延命化のための工事費用は必要となります。 また、キッズドリーム運動公園プロジェクトについては、PPP/PFI による民間の資金や経営能力、技術などを活用した整備を目指していると聞いています。
1720	意見書 No.115 に関連して、企業が経営悪化により倒産してしまうような事態にならないように、どのような手段を講じるのでしょうか。多くの方がすでに指摘しておられますが、手段の一つとして、一廃の処理価格を値上げすることによって、町民が企業を支えるという構造に陥ることも考えられます。	ダンピングにより著しく低価格で処理を続ければ経営悪化に陥るリスクは高くなりますが、適正な価格で、適正に処理することで、企業が経営悪化することはないと考えます。 また、一般廃棄物の委託費（処理単価）は、各自治体と当社の間で締結する処理委託契約に規定するため基本的に変動はありません。ただし、著しい物価変動により、委託費（処理単価）の見直しが必要になるケースも考えられることから、スライド条項を設けることになります。
1721	No146 の意見は「上野地区には企業の誘致はまったく不要である。上野地区住民が企業の誘致を望んでいると考えているのだろうか。」と主張していますが、「上野地区だけでなく上益城郡 5 町全体と捉えて、企業誘致に繋がると考えております。」と回答しています。まったく質疑応答がかみ合っていません。もう一度、真摯に回答してください。	もし仮に上野地区では、非化石エネルギーを使用するような企業の誘致を不要と考えておられるのであれば、電気は送電線により遠方まで送ることが可能ですので、上益城郡 5 町全体と捉えて、企業誘致に繋がると考えています。
1722	マミコウロードのメンテナンスについては、「基本的には道路管理者の責任において実施すべきもの」とされていますが、産廃処理の比重もかなり大きいのに、道路管理者が実施すべきものなのでしょうか。企業には、協力ではなく主体的に責任を負ってもらいたいです。	道路の補修については、マミコゥロードの管理者である御船町と今後、協議します。
1723	すでに多くの意見が寄せられていますが、交通量増大の影響（渋滞、排ガスなど）については、机上の計算ではなく走行実験を行ってください。	本事業では走行実験は行う予定はありませんが、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1724	No.161 の意見に対する回答で、一定の条件下（摩擦など）で、プラスチックの圧縮によるダイオキシン類の前駆物質が発生するというような論文があると指摘されています。今回はそのような条件がいっさい生じないということでしょうか。	リサイクル施設には、高圧で廃棄物を圧縮・減容する設備は設置いたしません。論文で示されている分子結合を物理的に強制切断するほどの持続的な高圧負荷がかかる工程は存在しないため、メカノケミカル反応が生じる条件には至らないと判断しております。 また、破砕工程においては摩擦による一時的な温度上昇が想定されますが、低速回転式の破砕機を採用し、かつ投入量を適切に制御することで、破砕機内部での滞留や過度な摩擦を防止いたします。これにより、熱の蓄積を抑え、ダイオキシン類の前駆物質が生成される温度域に達しないよう厳格に管理いたします。
1725	しばしば回答に用いられている文言「『県外に持ち出されている産業廃棄物の量が多いから、県内で処理する施設を整備する』ものではなく、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、『廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物体制を整える』」とは、どういうことですか。文章の意味が理解できません。今後、30～40 年以内に県内で地震が起きたときに廃棄物処理ができるようにしておくということでしょうか。	産業廃棄物の多くが県外の廃棄物処理施設で処理されているから本事業を計画したのではなく、「県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を構築する」ために計画したものになります。

表 7-1-2（494）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1726	「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業」という事業名であるのに、「余剰電力や熱を地域で利活用する」（P2-1）、地下水涵養についての「具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画している。」（P2-29）といった場合の「地域」は「上野地区」でも「上益城地域」でもなく、「熊本県」という意味で使われている。12月16日の説明会では、「売電を行って熊本県内の電力の一助になればと今は思っている」、「寄付をするにしても地域の特定はできない。財団は県内の地下水を全体でとらえて涵養を行っている。上野地区のとはならないかもしれないが広い県の範囲で考えて寄付はできる」といった主旨の説明があった。つまり、エネルギーの還元や地下水の涵養の影響は、この施設の影響を受ける地域にもたらされるとは限らない。このことはもっと明確にわかりやすく書くべきである。とくに地下水については、この施設で汲み上げた分が減ったまま回復されない可能性があるので周辺地域の住民の生活が重大な影響を受ける懸念がある。地下水の流れについては完全に把握するのは困難だろうし、販売飲料用に地下水を汲み上げる工場が取水し出してから井戸水の量が減ったという嘉島町の住民の証言もあるのだから、もっと広範囲の井戸や湧水について影響が出るという前提で調査が必要なのではないか。	当社の事業活動に伴い、建設工事の一部や供用中の維持管理工事を地元企業へ発注することによる地域経済への貢献、地元雇用の創出、地域交流や地域イベントへの参加・協賛による地域活性化に寄与していく考えです。また、廃棄物の処理に伴い生じる電気や熱を地域の公共施設や住民生活で利活用することで、エネルギーの地産地消を実現し、脱炭素化や災害時の復旧・復興強化に資する取り組みを推進することで、廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏を形成し、持続可能な地域づくりの一端を担うことを目指します。 また、施設の稼働に伴う地下水採取量は、約7.5万t/年であり、令和2年度の熊本地域（熊本市、菊池市（旧旭志村・旧泗水町）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町）における地下水採取量（約1億6,500万t/年）の約0.05%です。 地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。 公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献することが、事業者として実行可能な範囲内で最大限、地下水位への影響の低減を図る実効性の高い環境保全措置であると判断しました。具体的には、同財団が推進する「水田を活用した涵養活動」や「冬期湛水事業」等により、事業活動で消費する以上の水量を、地下水脈へ還元することが可能となります。ここで言う地域全体とは、熊本県地下水保全条例で重点地域とされている、熊本地域（熊本市、菊池市（旧泗水町・旧旭志村）、宇土市、合志市、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町からなる11市町村）を指しています。
1727	「エネルギー回収施設等設置事業」であるのに、エネルギーに関してはとくに、当初から説明がはっきりしないうえ、二転三転している。初期の説明会では「火力発電所が来ると思ってください」との説明があったと聞いた。地域に誘致をした企業に売電するとか、発電のためのメタンガスを販売するという説明がなされたこともあった。2023年8月7日の説明会では「住民のために使える電気、ガス、そういうものになるのか」という質問に対し、そのようになるという回答はなかった。12月16日の説明会でも、「売電を行って熊本県内の電力の一助になればと今は思っている」とのことだった。「今は」ということなので、この後も変わる可能性があるということか。「廃棄物を焼却してエネルギーを回収する」という事業なのであれば、エネルギーの回収方法については確定して進めるべきものではないのか。ここまで曖昧であると、実際には焼却さえできればよいと考えているのではないかという疑念が湧く。また、住民に対してはその場しのぎの回答をしておけばいいと考えているのかと心配になる。エネルギー回収の方法はいつ確定するのか。	焼却施設におけるエネルギーの回収方法は、廃棄物を焼却した際に発生する高温の排ガスの熱を利用して、ボイラにて間接的に蒸気を作り出し（熱エネルギーを回収し）、その蒸気を用いてタービン発電機にて発電します。また、メタン発酵施設におけるエネルギー回収の方法は、搬入した食品廃棄物をメタン菌の働きにより有機物を分解し、バイオガスを発生させて、そのバイオガスを用いてガスエンジン発電機にて発電します。 なお、このエネルギーの回収方法は、当初の説明時から変わっていません。
1728	P2-29「調整池からの放流水及び地下水については、水質のモニタリングを定期的に実施し、その結果を各自治体、地元地区へ報告する」とあるが、「定期的に」の頻度を明確にしてほしい。毎日してほしい。	各種モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1729	P.6-131「交通について、一般道では『地元車両を優先』とあるが、片側一車線しかない道路では『優先』といってもできることに限りがある。何か有効なことができるような書き方はおかしい。また、『搬入車両を分散	安全（交通）については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。

表 7-1-2（495）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1729 （続き）	させる』というが、往復 660 台もの車が搬入を行うので、分散させたところで多すぎることに変わりがない。」（503）という意見に対し、事業者の見解では「事業計画地への出入口や交差点に進入する際には、地元車両の通行を優先します。マミコウロードでは交通安全上、車両の追い越しはご遠慮させていただきますが、停車帯がある場所においては地元車両の通行を優先させていただきます。ただし、周囲の安全確保が最優先となります。」と述べられている。住民が心配しているのは、静かな住環境が変わってしまうこと、交通事故などの危険性が高まり、子どもや高齢者が通行をしにくくなることである。住民が犠牲にするものが大きすぎるし、周辺の道路は大量の車が往来するのに適していない。この計画には無理があるのでやめてほしい。12 月 25 日の説明会では、施設に廃棄物を載せてきた車が焼却灰を載せて出ていくという説明があったが、通常、目的地で廃棄物を下ろしたら、そのトラックはいったん業務終了となるのではないか。新たに荷を積んで別の目的地に行くというのは無理があるのではないか。何台がそのような動きをする予定か明確にしてほしい。「環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものと考えております。」「モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたい」など、上益城郡 5 町が頻繁に登場するが、肝心なことが曖昧であり、不明瞭である。明確にしておくことを求める。また、「上益城郡 5 町と協議」というのが具体的に何を指すのかも明確にしておくことを求める。2024 年 9 月の山都町議会会議録によれば（該当部分要約）、「上益城広域ごみ処理計画について、基本協定書第 3 条の 3 にある『環境アセスメントの結果、5 町がこの事業の計画を適切であると判断する』その判断基準と、どこが責任をもって判断することになるのか。」という質問に対し、町長は「判断基準については、今検討中。判断は 5 町の町長ですることになると思う」と答弁。さらに「これまで、前町長にも幾度も尋ねてきたが、5 町でと言ったり、新たな協議会をつくったりすると言ったりあいまいであり、決めてきたことに対する議事録もなかった。今後に決しては判断基準をきちんと示し、その判断がされる会議については公開だという確認と、議事録もきちんと残すということをしてほしい」との質問に対し、町長が「議事録を残すことについて、5 町で検討する」と答弁している。こうしたことを曖昧なまま進めることは、住民が反対をしにくいようにしたいという気持ちがはたらいているのかもしれないが、「事業を進める根拠がない、或いは明確でない」という事態でもあるので、事業者側からも 5 町に対してこれらについて確認し、得られた情報については住民に対し明らかにしてください。	場合によっては、廃棄物を運搬してきた車両が焼却灰を積んで出ていくこともありますが、その場合は台数を 1 台としてではなく、搬入で 1 台、搬出で 1 台としてカウントして、搬出入台数を算出しています。 事業の適否を判断するのは上益城郡 5 町となりますので、その基準を策定するのは上益城郡 5 町であり、基準となる判断材料（環境アセスメントの結果）を提供するのが当社の役割であると考えています。
1730	そもそもの環境アセスメント自体、計画地の土地利用について確定しないまま進んでいる。2022 年 12 月山都町議会会議録によれば、当時の山都町長の答弁では「今後アセス	計画地の土地利用は、準備書「第 2 章 事業計画の内容」に記載したとおりです。

表 7-1-2（496）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1730 （続き）	を終わり、建設等々が正式に決まった時点で売買であったり貸し付けであったり、色んな問題が出てくるものという思いでおります。」とある。広域連合で話し合われていた内容を、広域連合の各議員が各町の議会に持ち帰って諮って確定し、立地協定を結ぶという手順を踏んでいれば住民の間にここまでの不信感は生じなかったのではないか。今からでも遅くないのできちんと手順を踏むところからやり直すことを求める。	
1731	P6-69、6-233「2021 年 9 月 29 日に熊本日日新聞がスクープした直後の 10 月 1 日に、おそらく急きょ交わされた『覚書』について、方法書では『検討を重ねた結果』締結し、住民等への説明を実施した、と淡々と順調に進めてきたような印象の書き方をしているのには納得がいかない。」との意見（244 の一部、775）に対し、「覚書の締結については、報道があって急遽取り交わしたのではなく、上益城郡 5 町と検討を重ねた結果、締結したものであり、報道がなくてもあらかじめ予定されていたものとなります。」との事業者の見解であった。2022 年 12 月の山都町議会の会議録によれば、2021 年 9 月 29 日の報道があったその日の午前に 2 年ぶりに「熊本中央一般廃棄物処理施設促進協議会」が開催され、県からの事業説明があり、午後には 5 町の町議会議員への説明が一斉になされたそうである。2022 年 2 月 22 日の上益城広域連合議会会議録によれば、この事業について、当時の連合長が「極秘で進めましたのは、早く公表すると出来る物もできないということもございまして、この上益城 5 町の町長で、いろんな対応をして」きたのだと述べている。これらを総合すれば、この事業については、熊本県と上益城広域連合が住民には知らせない「極秘」の形で進めてきて、予定していた覚書締結の直前に報道があったために各町の議会に急きょ説明をせざるを得なかったということだと考えられる。各町の町議会議員にもそのときまで知らせていなかったのであれば、一般の住民は知る由もない。住民に知らせず、各町の議会にもはからずに「決定した」ことにされているこの事業には、その経緯に問題があるので、いったん中止にしてやり直してください。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。

表 7-1-2（497）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1732	本計画は私たち地域住民の命、けんこう、かんきょうにとってとてつもなく重大な影響を与え続ける可能性が高く準備書には重大な欠陥があるため、以下の意見を述べさせて頂きます。まず、私たちに最重要ないきょうとして、地下水かんきょうへのえいきょう熊本地域の多層の砂礫層・透水性の高さ、活断層の存在から本計画はあまりにも地下水汚染のリスクが極めて高く私たち住民の不安感と危険性の心配はつのるばかりである。しかし、遂に準備書では、地下水流動解析がかんいすぎであり、長期浸出水のリスク評価があまりにも不十分である。私は以上の重大な欠陥があるとみなすため、現計画は一度撤回し準備書の大幅な見直しを折に求める。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1733	本計画は私たち地域住民の命、健康、環境にとってとてつもなく重大な影響を与え続ける可能性が高く、準備書には重大な欠陥があるため、以下の意見を述べさせて頂きます。まず、私たちに最重要な影響として、地下水環境への影響。熊本地域は多層の砂礫層・透水性の高さ、活断層の存在から本計画は、あまりにも地下水汚染のリスクが極めて高く私たち住民の不安感と危険性の心配は募るばかりである。しかし準備書では地下水流動解析が簡易すぎであり、長期浸出水のリスク評価があまりにも不十分である。私は以上の重大な欠陥があるとみなすため、現計画は一度撤回し準備書の大幅な見直しを折に求める。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1734	環境保全の見地からのご意見及びその理由大気質の評価について準備書では大気質の評価が年平均予測で行われていますが、最大稼働時も想定していないので、最大時の最も厳しい運転状況における予測を追加して下さい。以下の3要件で再予測を求めます。・排ガス量最大・炉2炉同時運転・停電復帰直後そもそも地元のゴミだけでなく、従来の計画の3倍近くにあたる広域ゴミ処理施設を建てるという事に断固反対します。ゴミ処理問題は地元住民の方とことん迄話し合って大規模化せず小規模でその地域毎に解決策を考えて処理していく問題だと思います。現に鹿児島の自治体の取り組みでゴミの量を大幅に減らし、その地域で解決し致った事例も存在します。国民主権を害するこのような計画は絶対に容認する事は出来ません。計画の白紙撤回を求めます。	施設の稼働に伴う大気質等の影響については、焼却施設が2炉運転時の最大排ガス量で予測しています。 停電復帰時や立ち上げ・立ち下げ時などの一時的な非定常状態については、以下の理由から、一般的に環境影響評価における定量的な予測対象とはしていません。 一過性の現象：非定常状態は極めて短時間であり、年平均値や日平均値で規定される環境基準との比較・評価には適さない性質のものです。 安全装置の作動：異常時や停電時には安全装置が作動し、速やかに燃焼を制御・停止する仕組みとなっており、汚染物質が無制限に排出され続けることはありません。 したがって、定常走行時の最大負荷で評価を行うことが、環境影響を把握する上で最も合理的かつ確実な手法であると考えています。 日本では、平成9年よりダイオキシン類対策を目的にごみ処理施設の広域化が進められてきました。また、近年では人口減少、廃棄物処理に係る担い手不足や財政が逼迫している状況となっており、将来にわたり持続可能な適正処理を確保するために、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要があることから、環境省では廃棄物の広域的な処理・廃棄物処理施設の集約化を推進していくべきであるとしています。 将来的に、プラスチックと廃油はともに焼却による熱回収ではないリサイクルが進むとされていますし、人口減少による廃棄物発生量も減少することが予想されています。そうなった場合、これまでのように一般廃棄物は自治体で処理、産業廃棄物は民間で処理することは、ますます非効率になりますので、本事業では、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行うために、性状の似た一般廃棄物と産業廃棄物を一体的・広域的に処理する計画です。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量400 t /日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1735	御船町の水源は、私たちの命の源です。その源が今封鎖されようとしています。そのじじつを知ったとき、ものすごいショックを受けました。水質汚染が危ぶまれることは、絶	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。

表 7-1-2（498）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1735 （続き）	対ないとは言い切れません。また、大型車が通行することによって、騒音、振動、悪臭などで、近隣住民の平穏な生活が脅かされる可能性は大いにあります。また、希少な動植物が生育する山林を切り開くことで、貴重な生態系のバランスがくずされることがあります。私は教職に 40 年間就いていましたが、子供たちにも、熊本の自然の素晴らしさを教え、一緒に学んできました。子供たちも自分たちが住む熊本が大好きだからこそ、大切にしていきたいと思っています。そんな子供たちのためにも、熊本の自然や資源を破壊する事業は、決して行うべきではありません。どうか、熊本の経済を発展させることよりも、熊本の良いところをずっと大切にしていくことのほうが大事だと思います。どうか、熊本県民の思いを受け取ってください。よろしくお願いします。	エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 騒音、振動、悪臭、生態系等については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1736	本計画は、天君水源をはじめとした地下水への影響評価が不十分で、安全性が確認できません。このままでは、生活環境の維持が困難になるため、現状の計画には賛同できません。計画地は、地下水の流れの上流にあり、水源に汚染が流れ込む可能性があります。準備書には、地下水の調査地点や調査回数が不足しており、水の動きが正確に示されていません。一度地下水が汚れた場合、元に戻るまで何十年もかかると専門家も指摘しています。熊本は地下水 100%で生活しているため、影響が少しでも不明なまま施設を作るべきではありません。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1737	1、事業内容・環境影響・将来的なリスクについて、専門的な内容も含めた分かりやすい説明の場を設けてほしい 2、上益城地域の特性を十分に考慮した計画の再検討を行ってほしい 3、住民の意見を形式的でなく、実質的に事業へ反映させる仕組みを構築してほしい	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 本事業計画は、上益城地域における自然的状況や社会的状況などの地域特性を十分に考慮した事業計画としています。 また、住民の皆様からいただいた意見については、全てではありませんが、事業計画に反映（例えば、直近民家から施設まで 100m 以上離した設備レイアウトの見直し、排気筒高さを 35m から 49m に変更など）しています。

表 7-1-2（499）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1738	本計画は、生活環境の保全の観点から賛同できません。計画地は地下水の流れの上流にあり、水源に汚染が流れ込む危険があります。準備書には調査地点や調査回数が不足しており、水の動きが正確に示されていません。災害時において有害物質が流出する可能性や1日660台もの大型車両の通行等も考慮すると、深刻な健康被害が出る事も考えられます。水は私達の命を育むものです。地下水100%で生活をしている熊本では、影響が少しでも不明のまま施設を作るべきではありません。次世代のためにも、熊本のきれいな水を守って下さるようどうかよろしくお願い致します。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 車両の走行に伴う影響については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1739	この計画は、地域住民に十分な説明や理解が得られておらず、環境保全の観点からも問題があると考えます。施設の設置により、周辺の自然環境や住民の健康への影響が懸念されます。これらの影響について、より詳細な調査と情報公開を行い、住民の意見を反映した計画の見直しが必要であると考えます。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、本事業では、事後調査の実施を予定しております。事後調査の結果は、事後調査報告書として熊本県に提出するとともに公告・縦覧が行われます。また、事後調査で、各予測結果を上回る著しい環境影響が確認された場合には、原因を究明し、本事業による影響であった場合は、追加の保全措置等の検討を行います。
1740	焼却施設等の稼動により、大量の給水排水が発生する計画となっているが、地下水保全については「地下水涵養に努める」といった表現に留まっており、地下水採取量に見合う量を超える地下水涵養の目標を達成するため、具体的にどのような対策やデータが不足していると感じた。熊本の特色である地下水が汚染される可能性が現段階の計画ではあると考えられるので、産廃処理施設の建設に反対します。	地下水の水位については、対象事業実施区域におけるボーリング調査、揚水試験等で得た条件を基に「Sichartの経験式」を用いて予測しており、地下水採取に伴う影響範囲は、最大で対象事業実施区域から約110mの範囲であり、御船町水道水源の天君水源地（対象事業実施区域から約800m）や川内田地区（対象事業実施区域から約1.2km）を含む対象事業実施区域周辺の地下水の利用に影響はないと予測しています。また、地下水の使用量以上の積極的な涵養に努めます。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。 廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1741	実家が嘉島町あります。嘉島の地下水が汚染され、美味しい水が無くなると、生活に影響が出たり、トラックの交通量が増えることで交通量が増え、事故の確率も上がり危険であると考えられます。以上の理由から産廃は必要ないと思います。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。

表 7-1-2（500）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1741 （続き）		車両の走行に伴う影響については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1742	この地域は、豊かな自然を求めて移住してくる方や介護・教育施設が集まる穏やかな場所です。巨大な産廃施設の建設は、地域のイメージを損ない、土地の資産価値低下や入所者の減少を招く恐れがあります。これら経済的な損失や精神的な不安に対し、事業者はどのように地域に還元し、責任を持つのか、具体的な地域振興策や補償の枠組みを提示してください。	廃棄物の焼却施設は、日本国内に 1,000 ヵ所以上もある施設になります。公共が運営する焼却施設や、しっかりとした事業者が運営している焼却施設であれば、周辺環境へ大きな影響を及ぼすような事業ではないとイメージいただけるものと考えています。万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 余剰電力は、「第 8 章　調査、予測及び評価の結果　8.15　温室効果ガス等」に示したとおり、約 4,500 万 kWh/年（発電量−電気の使用量）を見込んでいます。 施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。
1743	住民への説明が不十分だと思います。この事を知らない人が沢山いるのではないかと思うのでもっと多くの人に安全性やリスクを知らせてから進めてほしいと思います。今までは不安しかない中で進めるのはとてもキケンな事だと思います。交通量、大気汚染、地下水汚染等全ての事が納得いく説明を 5 町全ての人に伝えてほしいです。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1744	・御船が選定された理由について近くの住民へわかりやすい説明を希望します。	当該事業は、上益城郡 5 町が一般廃棄物処理施設用地として取得した土地を当社が借り受けて事業を実施したいと提案し、協議が始まったものです。5 町が取得した一般廃棄物処理施設に係る事業計画地については、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、以下のとおり決定されたと聞いています。 平成 29 年度、同協議会では建設候補地評価委員会を組織し、上益城郡内 10 か所に候補地があり、現事業計画区域及び益城クリーンセンター周辺が、各町からの収集運搬の効率、有効面積、造成費等の側面から、建設候補地として評価が高いと判断されました。その後、評価委員会からの意見を踏まえ、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、最終施設整備候補地の決定を行うための協議を行いました。平成 30 年 2 月 15 日に熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が開催され、最終施設整備候補地について協議がなされましたが、協議会の意見としては、最終的に、決定については、管理者である町村長に一任するということになりました。この協議会の意見を受け、同年 5 月 9 日に開催された町村長会議での町村長間協議において、御船町の「古閑原、古閑迫地区」を最終施設整備候補地として選定されました。そして、同年 5 月 17 日に開催された熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において、報告・承認があったとのことです。

表 7-1-2（501）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1745	十分な説明や検証がなされているとは思えません。地域住民の理解と合意が不十分なまま計画を進めることは将来的なトラブルの原因になると考えます。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはびねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1746	上益城地域は、吉無田のおいしい水を汲みに行きますその地区には、保育園、学校、介護施設などがあり自然豊かな場所に、なぜ作るのか、地域住民には、納得できる説明がなされたのか？この計画を実行しようとしている人達は、地区の人達がいるのでしょうか。そこに関係ない人なら他人事かもしれませんね。自分が住んでいたらと考えてみて下さい。大量のゴミで温室効果ガス、CO2 を排出し、二酸化炭素や化学物質のリスクはどうなのか人体に影響はないのか、すぐに出なくても何年後かに人体やそこの作物に全々影響はないか、もしそういう問題が起きた時の保障の約束は出来るのか先のことまで考え、地区の人達の賛成を得るべきではないでしょうか充分説明をして、町民投票をしたらどうでしょうか	温室効果ガス等準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。 今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1747	私は熊本市内に住んでいますが、嘉島町に住む姉から廃棄物処理施設の計画を聞きました。世界的に問題となっている PFAS やダイオキシン類などの有害物質が焼却により大気中に放出、土壌や御船川、緑川に拡散されることを強く危惧しています。「安全である」という抽象的な言葉ではなく、稼働後排ガスや排水の成分検査を事業者だけでなく、第三者委員会が抜き打ちで実施できる体制を整え、その数値をリアルタイムで住民が確認出来る体制を求めます。万が一、健康被害や環境汚染が発生した場合の補償体制、許可を出した県や事業者の責任の所在を明確にしてください。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とさ

表 7-1-2（502）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1747 （続き）		れた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。 ダイオキシン類を含む大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1748	上益城郡 5 町のゴミ処理場から始まった計画ですが、そこへ産業廃棄物処理施設を作ることになったという経緯はまだ理解できます。しかし、そのことを上益城郡 5 町の町民への説明が不足していると思います。1 月の広報誌に少しだけ説明がありましたが...「産業廃棄物処理施設」という文字はありませんでした。くわしいことは説明されないまま、住民は何も知らされないまま、計画が進んでいるように感じられます。今まで、御船町と益城町のみの説明会があったようですが、御船となりの町の嘉島町への影響もあると思われます。住民に周知してもらい、納得した上での計画をしてほしいです。ゴミの問題は私達にとっても考えることだと思いますが、地域と共に進めていくものではないでしょうか!!	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1749	生活環境への影響を強く懸念しています。・産業廃棄物を含む大量のごみを扱うことで、排ガスや臭気の発生が心配。・大型トラックの増加により、騒音や交通事故の危険性が高まり、高齢者や児童が安心して暮らせる環境が損なわれる恐れがある。上記の理由により、住民の生活と健康を最優先に考え、計画の見直しと丁寧な説明を求めます。	大気質、悪臭、騒音、安全（交通）ついては、準備書「第 8 章 調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
1750	御船町の上野地区、実際に行ってみました。山々が広がり、グリーンロードがつづく自然豊かな場所ですすぐ近くには、熊本名水百選にもえらばれた吉無田水源がある湧水地です。この山の上で産業廃棄物を焼せて、本当に影響はないと言いきれるのでしょうか？PFAS、ダイオキシンなどの有害物質による健康被害が心配です。焼やしたものは風にのって、拡散され土壌につもっていきます。山の上なので、周辺の地域にも影響があると思われます。それは、時間をかけて地下水へもかかわってくると思います。絶対に大丈夫、な	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。 環境基本法第 16 条に基づき設定される環境基準は、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されています。 この基準値は、単に「健康な成人」を対象としたものではありません。中央環境審議会等における専門家の審議を経て、乳幼児、高齢者、呼吸器疾患を有する方々などの「感受性の高い層（ハイリスクグループ）」が長期間にわたって曝露されたとしても、健康への影響が出ないよう、科学的知見に基づき十分な安全率を見込んで設定されています。

表 7-1-2（503）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1750 （続き）	んてことはないと思います。これから子どもたちが安心してくらせる場所を残せるように、徹底した検査（事業者だけでなく、第三者委員会が実施する）体制をとり、その内容を住民が把握できるシステムなど、常に安全性を感じられるような仕組をつくってください。	したがって、予測結果が環境基準を下回っていることは、行政上の目標を達成しているのみならず、医学的・公衆衛生的な観点からも、対象地域の住民の皆様の健康が十分に守られる水準であることを意味します。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1751	計画の現時点で、「人体に影響はない」と言っていますが、例えば、その調査地点が適切か、最悪の気象条件を想定した検査などされたのでしょうか？・もし、災害や地震などで有害物質が出てしまった場合などは住民への補償をすること。・また、長期的にみて、住民に健康被害が出ないか検査をしてもらい、その費用を保障するなど...起きてしまってからでは遅い、様々なリスクに対しての対処法を考えください。安心してくらせる場所を守ってください。	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えているため、健康検査を実施する予定はありません。 予測は、影響が最大となる気象条件等をもとに実施しています。施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えています。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1752	住民への説明が不当である。地元住民や近隣地域への安全性をきちんと、説明を行い、納得を出来る様お願いしたい。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1753	・熊本の宝、清らかな水が汚染されてしまうのではないかと危惧します 県民の癒しの場であり、観光地でもある吉無田水源の近くに産業廃棄物処理施設を建設することで、有害物質が排出されることはないと言い切れるのでしょうか?!処理の方法を町民や県民に情報公開することを望みます。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。

表 7-1-2（504）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1754	1.経緯について本来一般廃棄物処分は自治体事業であるが、人口減コスト高騰に対し、住民は応分の負担を行っているのか?単独事務の困難から広域行政による処分場も検討されたが、住民の合意も得られず実現もままならぬ事。そこで民間事業から一廃、産廃処理施設の提案があり、県の管理の元で稼動する事は一考の価値はない。 2.地下水利用について 250t/日と表れているが、その内訳は調整池貯水を含めプラント内で使用される。またその排水は自己処分で循環して再利用。また処分場外に排出することは有り得ない。 3.焼却炉バグフィルターによる集塵技術は進歩しており、大気中に排出される汚染物質の拡散は 100%ではないにしても除去されている。その現状や実際に稼動しているプラント等のデータを確かな数値で提示してもらえばよいと思う。・広域において住民の平等は不可能であるなら、民間力を生かし環境保全に努める対策が採れているか監視することだ。 4.焼却残渣についてクローズド型、管理型の処分場で適正に処理されるものであり、憶測による東竹原地区建設計画されている処分場へ搬入することは絶対に有り得ないと確信している。また県内のエコや南関町及びグループ企業の大栄環境（株）所有の埋め立て処分場にて適正に処理される。 5.消費者、廃棄者として大量生産、大量消費の時代も流れが変わってきているかもしれないが、消費者だけの問題ではない。製造するメーカーの責任は果たされているのか?製造物の適正処理をきちんと行っていける情報の共有は?PL 法がどこまで徹底されているのか?その廃棄物を専門に処理する業者へ単に感情的にヒステリックに反応するだけでいいのだろうか?その企業体にも大切な人権や企業権がある。役割分担による環境負荷の少ない仕組みづくりに協力していく意識も大事である。	人口減少や物価高騰に伴い、住民の皆様が直接的に負担を強いられることはないと考えます（例えば、ごみ袋の値段が上がれば別ですが）が、財政が逼迫しているのは間違いないと考えています。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 当社の出資企業が保有する焼却施設からの排ガスのモニタリング結果は、会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で公表しています。 埋立物については、熊本県内の最終処分業者（熊本県及び熊本市ホームページにて公表されています）に委託し、適正に埋立処分します。また、山都町東竹原地区で計画されている最終処分場には搬入・埋立しません。 製品の製造業者や建築物の建設業者は、原材料の調達から製造、流通、使用、廃棄・再資源化までの全過程で環境への影響を考慮する環境配慮設計を意識した取り組みがなされているものと考えています。
1755	今回の準備書を拝見しましたが、多数の「配慮書」「方法書」に対する一般からの意見に、正面から真摯に回答しているとは言い難い内容かと思います。例えば影響範囲の検証１つとっても、あまりにも狭い範囲に限定された内容であり、近隣市町村の生活者の不安を払拭するものになっているとは到底思えません。さらなる広範囲での検証が必要です。また、評価の対象物質がごく限定的であり、また、放射能公害に関する予測評価も成されていません。環境基本法には放射性物質による放射能公害が加えられているのではありませんか?これについても必ず検証願います。他にも、電磁波公害、電波障害、騒音、光害、熱害（ヒートアイランド）も加えての検証をお願いします。そして何よりも、予定地の地域的特性をお考えください。小学校・保育園・フリースクールなど、子ども関係の施設を多く、地下の水資源、有機農業の盛んな地域であることを考えると、こうした施設の存在はあらゆる点でマイナスにしかなりません。計画を根本から見直して、計画の撤回を求めるものです。〈以上〉	調査地域は、熊本県環境影響評価条例等に基づき、方法書において項目ごとに設定して、方法書に対する知事意見を踏まえて設定しており、適切であると考えます。 また、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、予測結果からも調査地域の妥当性については問題ないものと考えます。 放射性物質については、放射性廃棄物は取り扱わないことから、評価項目として選定していません。 なお、環境省が策定した「環境影響評価技術ガイド（放射性物質）」は、主に福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による影響を対象としており、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある対象事業としては、避難指示区域等で事業を実施する場合が一つの目安とされています。 熊本県は福島第一原子力発電所から遠く離れており、事故由来の放射性物質が「相当程度拡散・流出するおそれ」があるとは考えにくく、熊本県内の放射線量の状況も「第３章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に記載したとおり、すべての地点において「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である 0.23μSv/h を下回っていることから、評価項目として選定しなかったことは適切であると考えます。 騒音については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共

表 7-1-2（505）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1755 （続き）		団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 電磁波、電波障害、光害、ヒートアイランド現象については、熊本県環境影響評価技術指針における参考項目ではなく、一般的な施設運営において周辺環境への重大な影響を及ぼす可能性は低いと判断しています。 しかしながら、住民の皆様の不安を払拭するため、以下の通り適切な対策および配慮を行います。 電磁波については、標準的な送電設備を利用するため、国の基準値を十分に下回り、健康への影響はないものと判断しております。また、電波障害や光害（照明の漏れ光）については、建物の配置工夫や遮光型照明の採用など、適切な環境保全対策を講じるとともに、万が一、電波障害は生じた場合には、共同受信施設の設置等の適切な措置を講じます。 ヒートアイランド現象については、施設からの排熱に対しては、ボイラによる熱回収や排熱の再利用を徹底し、エネルギーの有効活用を図ります。さらに、十分な高さを持つ煙突から排ガスを放出することで上空での拡散を促進し、地上付近への影響を最小限に抑えます。あわせて敷地内の緑化を推進し、蒸散作用による温度上昇の緩和にも努めます。
1756	2025/12/16 御船町での説明会の後、上益城 5 町の各町での説明会を求める住民に対して、「それも意見書に書いてください」と事業者側が応じていた。意見書を書くための説明会を開くようにという要望に対して「それも意見書に書いてください」という言葉を発することは、外形的には会話の形式になってはいるが、意味の上ではコミュニケーションがまったく成り立っていない。このことは住民に対して誠実な対応をする必要がないと事業者側が考えていることの証左であると思われる。そのような事業者が実際の稼働において住民を尊重するとはどうして信じられるだろうか。この計画では、当初予定されていた一般廃棄物の処理施設とは比べものにならないほどの大きな施設ができることになっている。周辺住民への影響が当初予定されていた施設からのものより格段に大きなものになるのは当然である。住民が不安に感じるのは当然だし、広く上益城 5 町の住民に知って考えてもらってから計画をすすめてほしいと考えるのも当然である。このように、施設ができる前から不誠実な対応をする事業者が、稼働開始後に例えば火災や、配管が破れて汚染水が外部に流出するなどの事故の際にのみ誠実な対応ができるとは考えにくい。この事業を行わないことが最も安全である。	汚水配管の設備不良による事故を防止するため、施設を定期的に停止し、メンテナンスを実施することで予防保全を行います。 プラントエリア内については、外周部に排水溝を設け、集水して汚水ピットに流入する計画であることから、万が一、汚水配管が破損した場合は、汚水ピットに流入させ、適正に処理することで外部への流出を防止します。また、施設稼働時に緊急時の作業手順書、関係各所への緊急連絡体制をあらかじめ整備し、緊急時の対応訓練や避難訓練を定期的に実施することで、従業員の危機管理意識の向上を図ります。 今後、施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げる必要があると考えています。その連絡協議会において、上益城郡 5 町や地元地区との取り決め事項等、モニタリング方法や評価手法、問題が発生したときの連絡体制や対策方法（問題が発生したときに限らず、普段からの連絡体制も含む）などを具体的に決めていきたいと考えています。
1757	事業の目的に関してどの程度の必要性、緊急性があるのかの説明が不十分に感じた。どこでどれだけの廃棄物が出ている現状があって各処理施設がどれだけ機能しているか、外部のデータの参照が必要だと思う。また「10 割を超える地下水涵養」の具体的な取り組みが財団への費用支援とあるが、どうやって採取量以上の涵養実績を示していくかがうやむやにされそうな表現に留められている。「エネルギーの地産地消」をうたうのであれば、近隣住民に確実なコンセンサスを得たという実績をきちんと提示した上で事業をスタートさせるべきだ。	熊本県廃棄物処理計画（第 5 期）において、現状の分析から判断して、優良な廃棄物処理業者の育成や廃棄物処理体制の確保を進めて行くとされています。 地下水涵養については、くまもと地下水財団への寄付だけでなく、当社が直接的に貢献できる具体的な取り組みがないかどうか、事業計画地の周辺地域の団体や土地改良区あるいは御船町とも相談した上で、検討していきたいと考えています。 また、施設で発電した電気や回収された熱を地域内の公共施設や避難所などに供給することで、地域エネルギーの自立性を高め、災害時の電力確保や電力料金の削減に繋げることで、エネルギーの地産地消による地域振興を図ることも可能ですので、今後の御船町との協議とさせていただきます。
1758	最初の話では、5 町の家庭ゴミの施設の予定だったと聞きました。 住民にちゃんとした説明もなく、とんでもない大きさの施設ができるなんてありえませ	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十

表 7-1-2（506）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1758 （続き）	ん！！子どもたちのためにも、自然をこわさないようにしてほしい。	分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和3年3月29日に上益城郡5町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1759	せっかくの豊かな自然が壊されてしまわないかが心配です。生態系への影響がどうなりそうか、環境アセスの結果を地元住民に丁寧に説明してほしいです。 作ることありきではなく、反対している人の声をしっかり聞いてほしいです。	生態系については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。
1760	ごみ処理施設を作ることが、上益城地域の豊かな自然を破壊するのではないか心配しています。 また、上益城地域の住民に対して充分な説明がされているとは思えず、施設が、なし崩し的に作られてしまうのではないかと気になります。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲

表 7-1-2（507）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1760 （続き）		に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1761	子ども達の未来のために安全な環境を残したいと思ってます。 施設を作ることによる水質汚染、土壌汚染、健康被害がとても心配です。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。 各環境要素については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価していることから、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1762	必要な施設であれば、住人が納得するまで話し合うべき。 住人が感情的になって話しが進まないなら、町の議会に委ねるべき。 一部の利益の為に強行すると、深い溝が出来、将来まで環境も心も汚染されていきます。正しい美しい判断を！！	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1763	ごみ処理施設を作ることにより自然が壊されることが人や動物たちにとって本当にすべ	本事業において、対象事業実施区域内で事業者の実行可能な範囲内でできる限り動物・植物・生態系への影響を回避・低減又は代償

表 7-1-2（508）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1763 （続き）	きことなのか‥疑問に思いますどうかよろしくお願い致します。	することが、周辺の自然環境への影響を低減することにつながると考えています。このため、土地利用計画においては対象事業実施区域の約５割を緑地とし、できるだけ周辺の自然環境との連続性が維持されるよう配慮しております。また、動物・植物・生態系への影響については、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。以上により、周辺の自然環境への影響を低減してまいります。
1764	この計画においての安全の定義として「法令・基準値を満たす、もしくは基準値以下であれば安全」ということが、資料を通して「基準値以下」であることが強調されている点からわかります。しかし、EU の予防原則（Precautinary Principle）では基準値は最低限の規制値であり、安全を保証する値ではないとされています。 EU では、基準値内でもリスクが疑われれば政策変更が行われています。 事例　2018 年に EU 加盟国によってネオニコチノイド農薬の全面的な使用禁止が合意ネオニコチノイド農薬は当初基準値内であれば利用が許可されていましたが、この予防原則に基づいて禁止になりました。 そのため、「基準値内もしくは基準値を満たしているだから安全であり、政策・本計画を進めることができる」ではなく、基準値以下であっても、産業廃棄物による健康被害の長期的リスクがないことをしっかりと明確に提示してから本計画を進めて頂きたいです。	準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため長期においても、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。
1765	こんにちは。20 歳になるまでの 10 年間、ここ熊本で育ってきました。東京、オーストラリア、他の日本各地を回る中で、日本の中で最も水がきれいで、おいしい場所だなと思っています。その中でも、水の特にきれいな町である御船町で浸出水のリスクがあり、長期的地下水のリスクがゼロではない焼却施設建設、最終処分を行うのは健康状のリスクが高く不安です。また、環境保全の見地からも、安全性が確認できず、安全性を十分に調査、データの提示をしてから計画を進めていただきたい。 そのため、安全性を確実に保証できるデータを提示してください。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1766	事業者の見解では「PFOA および POFOS は受け入れない方針であり、排出業者のデータを確認して契約するので混入はないものとする」となっています。しかし、熊本だけでなく、全国的にも廃棄処理場、処分場からの PFAS 汚染が確認されています。 そんな中、絶対に PFAS 含有廃棄物が混入しないとする根拠を提示してください。また、混入を完全に防ぐために行う予定の措置を複数案提示してください。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とさ

表 7-1-2（509）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1766 （続き）		れた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1767	EU・OECD・国連は共通して参加性として次のように定義しています。「Participation＝意見を聞くことではなく、意思決定の形成過程に実質的な影響力を持つこと」そして、参加性の最低条件として 1 早期参加 2 代替案の対案提示 3 参加が結果に影響すること とされています。しかし、本計画の資料、説明会では私達市民の意見がどういった風に意思決定に反映されたか、その径路が不明です。また、説明会は意見の募集ではなく、「決定事項の理解促進」が目的のように実態に見えます。 国際基準から見た住民の意思決定のプロセスへのより多くの参加機会を要求します。	熊本県環境影響評価条例に基づき、知事は、関係町長の環境保全の見地からの意見、熊本県環境影響評価審査会の意見を勘案するとともに、アセス図書についての住民の皆様からの意見書に配意して、知事の意見を述べるものとされています。
1768	住所、意見書について、皆さん書かれているかと思いますが、それについての回答をぜひ、個人個人の住所へ回答し送っていただくことはできないのでしょうか？そうしてほしいですが無理ですか？そうであるならその理由は？よかったら丁寧に、送付いただけませんか？♡	住民の皆様からいただいた意見に対する事業者見解については、評価書にて一律で公表しますので、個別での対応は行いません。
1769	環境影響評価準備書では、地下水に関する事後調査について、「地下水の調査を、1年間実施し、環境影響が明らかになった場合には、追加の環境保全措置を講じる」と記載されている。しかし、その具体性、具体的な内容が示されていない。 そして、PFAS による地下水汚染の可能性をムシできない。 そこで、 ●PFAS の濃度の事後調査の必要性 ●PFAS の流出・漏洩リスクの評価 ●汚染が確認されたときの具体的な対策（とくにコレ！！） についてお教え下さい。具体的に教えてください！！	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もな

表 7-1-2（510）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1769 （続き）		く、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1770	●準備書では、大気汚染物質による健康への影響について、子どもや高齢者などの影響力の大きい・高い人々への影響が十分に検討・明言されていない。環境基準値を下回る場合でも、長期的に見て、健康影響が生じる可能性は否定できません。野外活動、日常生活の場等を考慮した評価が欠しているため、住民の健康保持の観点から、大気汚染に関する調査・予測・評価を見直すべきですが…どうですか？？？？	環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標となります。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていこうと定められているものとなります。大気汚染の予測結果について、排ガスは、自主基準値を含む各基準の最大濃度が 2 炉稼働で 1 年間排出される最大影響を想定し予測を行っており、評価において環境基準等と比較しております。そのため、長期的に最大影響の状況が継続した場合についても、影響は軽微であると考えられます。
1771	●『環境影響評価準備書について』の P9”給排水計画”について、排水について心配しています。炉内噴霧処理によるクローズドシステムで排水はないとあるが…雨水により施設に近いところに集まりますよね？また、公共用水域に放流したあとの影響はないのでしょうか？それについて明記されていないので気になりまして。教えてください。	計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡 5 町と協議の上決めていきます。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1772	●当初“一般廃棄物処理場施設”として検討されていた計画が、民間による“産業廃棄物処理施設”に変更された経緯について準備書では十分な説明がされていません！！また、住民理解や合意形成を重視した手続きが不可欠であると考えます。 ①この変更がなぜ必要だったのか？　②経緯説明は今後ないのか？教えてください。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、

表 7-1-2（511）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1772 （続き）		上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。
1773	社会風潮的に見て、これからの時代はいかにゴミを出さないか、いかに再利用して使い続けるか、という流れになっていると思います。さらには人も減り続けている日本にこの計画のような大きな処理場が本当に必要なのでしょうか？ 1 年、2 年でも大きく変わる現状です。たったの数年後でもこの施設の必要性も変わる様に思います。それでいて、住民の反対意見が多数出ている中でこのまま計画が進むべき理由を教えて下さい。	自治体が整備する循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設では、例えば、当初 100 t /日規模の焼却施設を建設したとして、将来、人口減少や更なる分別・リサイクルの徹底により一般廃棄物の発生量が減少し、仮に 50 t /日となった場合、安定的かつ効率的な施設運営を継続することができなくなります。この場合、例えば、減少した枠を活用して産業廃棄物を補填することはルール上できないとなっています。 一方、本事業は、本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400 t /日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。
1774	処理場自体の寿命はどのくらいですか？ 建設予定地の自然環境は何千年、何万年という時間をかけてできたものです。そこに人工物を造り、寿命がきた時に、同じ自然環境に戻すことはできるのでしょうか？ 人が造りだした建造物の多くはそのまま放置されることが多いと感じています。そしてまた新たな建設のために自然を切りひらくといった循環ばかりをくり返さないためにも、「適切に」といった表現だけでなく、具体的な施設の最期を教えて下さい。	当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する焼却施設の中で、一番古い施設は平成 5 年に供用開始した施設になります。32 年程前の施設であるが、今でも現役で動いているので、今後もメンテナンスを繰り返すことで 35 年とか 40 年とかそれ以上に稼働させることは可能であると考えています。「焼却施設の稼働限界は何年」と定められたものはありません。 将来、施設の稼働限界を迎えて、施設を取り壊す際に発生する廃棄物は、産業廃棄物（ただし、鉄くずなどのスクラップは有価物となります）となりますので、その際には適正に処分します。
1775	今現在どこで処理されているゴミ、廃棄物が 1 日に 900 トンも集まってくるのですか？元々の 5 町のゴミだけでなく、どこから来たかも分からない物を町民に十分な説明もなく、進められ、近隣住民、隣接する町民の健康被害や事故があった場合、どのように補償してくれますか？	産業廃棄物の集荷エリアは、熊本県内（メイン）並びに九州管内（準メイン）を想定しています。また、廃棄物を排出される事業者から処理の依頼があれば、一部九州以外からも集荷する可能性はありますが、その場合は運搬コストもかかるため、取扱量としては全体の数%程度と想定しています。 各施設で取り扱う廃棄物の種類毎の想定量は、準備書の表 2.2-3～表 2.2-6 に記載しています。主に建物の建設現場や製品の製造工場、倉庫、病院、農業、漁業などで発生する産業廃棄物を取り扱います。 万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1776	環境アセスメントの目的の一つに「環境保全措置の検討」があり調査・予測結果に基づき影響を回避・低減する対策を検討・実施しなければなりません。 ここではとりわけ「上益城郡御船町田代」地域における運搬トラックによる路面の粉塵飛散に対する環境保全措置の検討を求めます。	環境保全措置の検討については、調査・予測結果を踏まえ、準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」に記載したとおり、適切に検討しているものと認識しております。また、各環境保全措置は、事業の実施に伴い適切に実施致します。
1777	環境アセスメントの目的の一つに「環境保全措置の検討」があり調査・予測結果に基づき影響を回避・低減する対策を検討・実施しなければなりません。 ここではとりわけ「上益城郡山都町浜町」地域における運搬トラックによる路面の粉塵飛散に対する環境保全措置の検討を求めます	環境保全措置の検討については、調査・予測結果を踏まえ、準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」に記載したとおり、適切に検討しているものと認識しております。また、各環境保全措置は、事業の実施に伴い適切に実施致します。
1778	環境アセスメントの目的の一つとして「環境保全措置の検討」があり調査・予測結果に基づき影響を回避・低減する対策を検討・実施しなければなりません。 ここではとりわけ「上益城郡御船町高木」地域における運搬トラックによる路面の粉塵飛散に対する環境保全措置の検討を求めます。	環境保全措置の検討については、調査・予測結果を踏まえ、準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」に記載したとおり、適切に検討しているものと認識しております。また、各環境保全措置は、事業の実施に伴い適切に実施致します。
1779	環境アセスメントの目的の一つとして「環境保全措置の検討」があり調査・予測結果に	環境保全措置の検討については、調査・予測結果を踏まえ、準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」に記載したとおり、適切に

表 7-1-2（512）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1779 （続き）	基づき影響を回避・低減する対策を検討・実施しなければなりません。 ここではとりわけ「上益城郡御船町滝尾」地域における運搬トラック等による路面の粉塵飛散に対する環境保全措置の検討を求めます。	検討しているものと認識しております。また、各環境保全措置は、事業の実施に伴い適切に実施致します。
1780	環境アセスメントの目的の一つとして「環境保全措置の検討」があり調査・予測結果に基づき影響を回避・低減する対策を検討・実施しなければなりません。 ここではとりわけ「上益城郡御船町陣」における運搬トラックによる路面の粉塵飛散に対する環境保全措置の検討を求めます。	環境保全措置の検討については、調査・予測結果を踏まえ、準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」に記載したとおり、適切に検討しているものと認識しております。また、各環境保全措置は、事業の実施に伴い適切に実施致します。
1781	環境アセスメントの目的として「環境保全措置の検討」があり調査、予測結果に基づき、影響を回避・低減する対策を検討・実施しなければなりません。 ここではとりわけ「上益城郡御船町小坂」地域の主な道路の状況や建物の状況を鑑みたうえでの環境保全措置の検討を求めます	環境保全措置の検討については、調査・予測結果を踏まえ、準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」に記載したとおり、適切に検討しているものと認識しております。また、各環境保全措置は、事業の実施に伴い適切に実施致します。
1782	環境アセスメントの目的として「環境保全措置の検討」があり調査・予測結果に基づき、影響を回避・低減する対策を検討・実施しなければなりません。 ここではとりわけ「上益城郡山都町北中島」地域の周辺道路の状況や建物の状況を鑑みた上での環境保全措置の検討を求めます。	環境保全措置の検討については、調査・予測結果を踏まえ、準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」に記載したとおり、適切に検討しているものと認識しております。また、各環境保全措置は、事業の実施に伴い適切に実施致します。
1783	環境アセスメントの目的の一つとして「住民参加と透明性の確保」があります。 住民や自治体から意見を聴き、事業計画に反映させることで透明性と合意形成を図らなければならぬ所、住民説明会や自治会説明会が不足しているように感じます。より関係する 5 町（益城町、御船町、嘉島町、甲佐町、山都町）の住民にはそれぞれ 1 ヶ所ずつの説明会の実施、その説明会の告知をして下さい。	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1784	環境アセスメントの目的として「より良い事業計画の策定」があります。 これは環境の保全を最優先に事業内容をより望ましい形に修正・改善する、というものです。その為にシムファイブス様が出された最初の計画書から配慮書、方法書を経て修正、改善した所を分かりやすく、かつ丁寧にまとめて下さるよう求めます。	施設配置については、近隣の皆様からのご指摘を受け、近隣住家から 100m 離すこととしました。 排気筒の高さは、方法書段階では 35m を採用しておりましたが、方法書についての一般の意見を勘案して、大気質への影響を低減するため 49m に変更しました。 排出ガス濃度については、事業計画の具体化に伴い、自主基準値を設け、法規制値と同じ値又は法規制値未満に設定しました。
1785	環境アセスメントの目的として「環境保全措置の検討」があり調査・予測結果に基づき、影響を回避・低減する対策を検討・実施しなければなりません。ここではとりわけ「上益城郡御船町上野」地域の周辺の道路状況及び建物状況を鑑みたうえでの環境保全措置の検討を求めます。	環境保全措置の検討については、調査・予測結果を踏まえ、準備書「第 9 章 環境の保全のための措置」に記載したとおり、適切に検討しているものと認識しております。また、各環境保全措置は、事業の実施に伴い適切に実施致します。
1786	貴社の基本方針の 1 つである『サステナビリティ基本方針「未来は信頼から生まれる。」お客様と地域の皆様の信頼がなくては成り立たないものです』とあります。その通りだと思います。思うがゆえに何故こんなにも憤りを抱えた人が多いのか、もうお分かりではありませんか？元々の計画からかなり大きくした規模の建物を考えさせるヒマもなく次の段階、次の段階…もうこの地域での「信頼」は無いも同然です。お願いですから貴社の為にも今一度踏みとどまり、計画が全町民が知れるよう尽力お願いします。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。 その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置

表 7-1-2（513）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1786 （続き）		する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和3年9月27日に各自治体の事務方、9月29日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。 その後、同年10月1日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和4年3月28日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡5町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1787	大栄環境の金子社長が日経ESGのインタビュー（2025年2月）で 「既に熊本県上益城郡5町、兵庫県相生市、大阪府泉北郡忠岡町の3カ所で地域エネルギーセンターの整備に向けて公民連携協定を締結しました。30年までに全国12カ所で協定を締結し、うち4カ所では地域エネルギーセンターなどの稼働開始を目指しています。自治体にとっては公設で施設整備するより将来のコスト負担を抑制でき、私どもにとっては民間委託が進んでいない一廃の市場を獲得できるため、双方にとってメリットがあるスキームです。」と述べています。 企業にとって、この計画は「市場の獲得」なのです。準備書にある「スケールメリット」という言葉も企業にとってお得という話ではないですか。なぜ、私達が220t/日×2炉という焼却施設を、900t/日の処理能力のある選別破砕施設を、そのような半端ではない大規模な産廃の施設を抱え込まなければならないのでしょうか。企業はゴミをたくさん集めたい、しかし住民はゴミを減らしたい。	財政面・環境面を考慮しても、上益城郡5町にとって、本事業（公民連携事業）がベストであり、ベターな選択であると考えています。 ＜財政面のメリット＞ 従来計画の施設整備に係る事業費の試算は約156億円程度で、国からの補助金等を除いても上益城郡5町で約72億円程度の負担が必要であると聞いています。ただし、この費用には整備予定であったし尿処理施設の費用が含まれていないことや近年の物価高騰の影響を考慮すると、負担額はさらに高くなるかと思います。さらに、施設の維持管理費用や将来の基幹改良費用も別途かかります。 本事業においては、施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡5町にご負担いただくことはありません。上益城郡5町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。さらに、固定資産税や法人税等の税収入が見込まれます。 ＜環境面のメリット＞ 従来計画にあった最終処分場を計画地に整備する必要がないことに

表 7-1-2（514）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1787 （続き）	周辺住民は静かで安らかな日常をそのままにしてほしい、私達は環境や健康に被害を被る可能性が高い計画を歓迎することはできない、当然のことです。財政面だけを切り取って「双方にメリットがあるスキーム」と言ってしまう企業の考え方を受け入れることはできません。	対する環境面のメリットに加えて、今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
1788	私は五町の一つ山都町の住民です。 シムファイブスさんの産廃処理施設の計画が無くなったら、もう一度山都町のゴミをどのように処理するかという課題に取り組むことになります。簡単なことではないと思いますが、避けては通れないので知恵をしぼり、行政を中心に住民も一緒に取り組むことになると思います。現在一時的に熊本市の東部環境工場に焼却を委託していますが、人口の減少やリサイクルの推進などで燃やすごみが減っているということで、この先も継続して委託することができるという話を聞きました。また、生ごみについては自宅で処理（キエーロなどの無料配布）し、できないものを集めて堆肥化する施設を作る。とにかくリサイクルするための分別、分解などを、できるところで住民がして、燃やすゴミ、埋めるゴミを出来る限り減らす努力をするのが理想です。人口が減少し財政難であっても、地元ならではのゴミ処理を模索するチャンスを簡単に手放すことはしたくありません。財政難であろうと、一般ゴミについての責任は地方自治体にあります。「利益を追求すること」が基本である民間の参入、それも大規模な産廃処理施設としての参入をお断りしたいと思います。	現在、上益城郡５町で発生する可燃ごみを熊本市に委託して焼却処理されていますが、現在の委託では災害時などは搬入できない可能性があり、安定的なごみ処理体制が確保されていません。これを確保するためには、将来的に熊本市施設の更新費用の一部を上益城郡５町でも負担した上で、広域処理を継続する必要があることから、あくまで新施設が稼働するまでの一時的なものであると聞いています。 施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡５町にご負担いただくことはありません。上益城郡５町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 本事業により、ごみの分別やリサイクルをしなくても良いのではなく、これまでと同様あるいはそれ以上に、ごみの分別やリサイクルを推進していただきたいと考えています。 事業を永続させるためには、一定の利益確保は当然必要でありますが、利益確保優先で施設の安全管理や環境対策をなおざりにすることは決してありませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。 万が一、当社が事故や故障などのトラブルを隠蔽したり、経営悪化により倒産するような事態になってしまうと、自治体のごみ処理が滞り、信頼関係の失墜にも繋がりますので、そうならないように、当社側では会社の経営状況や施設の稼働状況、環境モニタリング状況などを自治体側に正確に掲示し、自治体側ではそれらを監視いただきたいと考えています。
1789	地元の環境保全に尽力されている、■■会の■■■■先生にお話を聞きました。 「６、調査予測及び評価の結果　動物」 哺乳類に関しては、コウモリ類は多数確認されており、オヒキコウモリは絶滅危惧Ⅱ類、ヒナコウモリ類も確認とあるが、ヒナコウモリ及びノレンコウモリも絶滅危惧Ⅱ類であり、生息環境を含めた保護対策が必要である。さらに注目すべき生物は猛禽類のタカ科の鳥である。絶滅危惧ＩＡ類のハチクマ、絶滅危惧ＩＢ類のサシバ、更に絶滅危惧Ⅱ類のクマタカ、ツミ、ハヤブサが確認されており十分な保護対策が必要である。また、タカ科以外では絶滅危惧Ⅱ類のフクロウやクロツグミが確認されており希少な鳥類の種は十種以上である。この地域一帯が極めて貴重な自然環境であることは明らかである。その象徴というべき種であるクマタカについては、１ペアの営巣が確認されており、工事により繁殖が阻害された場合は重大な問題である。計画されている施設の計画について準備書には「環境保全についての配慮が適切にされ得るものと評価」とあるがその根拠が示されておらず疑問点が多く極めて問題と考える。 シムファイブスさんから、矢部郷自然観察会など地元で日頃から環境保全に取り組んでいる方達へ現地調査を依頼してください。そしてどのような配慮がされるのか具体的に示してください。	コウモリ類の利用環境の内、ねぐら環境として対象事業実施区域内に坑道が存在し、キクガシラコウモリの利用が確認されておりますが、坑道は改変区域外に位置していることから、事業の実施による消失はないものと予測しております。また、コウモリ類のうち、重要な種の多くは対象事業実施区域外の環境で確認していることから、周辺に利用環境が存在し、今後も残されるものと考えています。一方で、施設の供用時に周辺環境の光環境が変化することが想定されるため、LED 等、昆虫類を誘引しにくい照明の採用、フードルーバー等による照明方向の制限、建屋内の光を制限するブラインドの設置等の環境保全措置により、その影響を低減する計画としています。以上により、コウモリ類への影響を低減してまいります。 クマタカの予測・評価においては、環境省から示されている「猛禽類保護の進め方」に基づいて行動圏解析を実施しております。この結果営巣中心域、高利用域に対象事業実施区域が含まれておらず、繁殖が確認されたペアの行動圏から離れていることから、影響はないものと考えております。その他、記載頂いた種についてもその確認状況に応じた予測・評価を実施しており、準備書「第８章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しています。このため、現地調査の依頼などは想定しておりませんが、引き続き、環境保全措置及び事後調査を適切に実施してまいります。

表 7-1-2（515）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1790	地元の環境保全に尽力されている、■■会代表の■■■■先生にお話を聞きました。 「６、調査予測及び評価の結果　動物」 「環境保全処置　予測地域内に存在する開放水域付近に動物が利用可能な水域を創出し両生類や水生昆虫、水辺を生息環境とする動物への影響を代償します。」とあるが、水のある場所を作ればいいというのではなく、どのように以前の生態系（多種多様な生物同士のつながり）が維持できるのかが重要である。具体的に一例を示すと、ニホンアカガエルが確認されているが冬の時期に産卵場所として水辺を利用するが、成体はそれ以外の時期は落葉広葉樹林に生息し冬眠は落ち葉の下で行う。水があればよいというのではなく周りの林等を含めた環境が保全されるかが問題である。 シムファイブスさんから矢部郷自然観察会など、日ごろから地元の環境保全に取り組んでいる方達へ調査の依頼をしてください。	生態系については、動物、植物の調査結果から生物同士のつながりを示す食物連鎖図を作成し、その内容を踏まえて地域の生態系を指標する種として在来カエル類（典型性）を選定しております。このため、在来カエル類の予測・評価を通して、地域の生態系に対する影響の低減を図っております。以上により、在来カエル類の繁殖環境として水域を創出することは、地域の生態系への影響の低減につながるものと考えています。また、環境を創出して終わりではなく、その利用状況については事後調査でモニタリングしていく計画としております。在来カエル類の予測・評価においては、産卵が確認された場所から成体の行動圏までの範囲を推定した上でその範囲内の改変率を算出しており、この解析により産卵環境である水域と樹林等の陸域環境との連続性を考慮しています。また、水域は現在存在している開放水域の近くに創出することで、元々の生息環境の連続性に配慮した措置とする計画です。さらに、在来カエル類の行動圏内で工事の実施時に一度改変される環境についても、約４割を本種が利用できる環境（緑地）として整備することで、生息環境の修復に努めます。以上により、ニホンアカガエルを含む在来カエル類への影響を低減してまいります。このため、現地調査の依頼などは想定しておりませんが、引き続き、環境保全措置及び事後調査を適切に実施してまいります。
1791	沖縄で PFAS による心筋梗塞のリスクが、共同通信のニュースで流れています。また下水処理汚泥中の PFAS は、環境省の指針により 1000℃以上でないと分解しないので、現在計画中のダイオキシン対応燃焼温度 850℃の焼却施設は、制度的にも使えなくなるのではないでしょうか。もし、すぐに対応できない、法規制も遅れるというような場合、被害を被るのは私達地元住民です。PFAS についての有害性がこれだけ注目されている今、それに対応できない大規模な施設を新設することは、やめてください。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。 当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1792	2021 年、環境省は、産廃処理の在り方について、 ●これまで 3R といいながら焼却処理・ごみ発電を優先してきたが、「減量・資源化優先」へと大きく切り替えていく。焼却施設数と処理能力がさらに適正かつ合理的な規模となるように、サイズが小さくなっていくように、国としてもとりくんでいきたい ●2050 年までに廃棄物分野における温室効果ガス排出をゼロにすることを目指すともあります。	環境省では、焼却施設の規模を小さくするように推進しているのではなく、廃棄物処理施設の広域化・集約化を推進することで、可能な限り処理能力 300 t / 日以上の焼却施設を設置できるようごみ処理の広域化計画を推進しています。 焼却施設ではプラスチックと廃油を焼却した重量に応じて温室効果ガス排出量がカウントされ、バイオマス由来の廃棄物を焼却しても温室効果ガス排出量はカウントされません。技術やコスト面での課題を解決する必要はありますが、将来的には、排ガス中から二酸化炭素を回収し、回収した二酸化炭素を有効利用することでカーボンネガティブを目指します。 規制対象となっていない化学物質については、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。

表 7-1-2（516）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1792 （続き）	このような時代に、大規模な焼却炉を２つも新設すると聞いて驚きました。「熱回収はリサイクルではない」も常識になってきているのに、時代遅れのものを、まるで最新の技術のように説明しないでいただきたい。たとえば、まだ法制化されていないが有害とされている化学物質に対してどのような対策をうつのか、そのようなことを説明していただければと思います。	
1793	施設の老朽化または会社の倒産などで稼働しなくなった場合、この施設自体が大きな産廃となりますが、その処理はどのようにされますか。きれいに片づけて更地にして地域に返してもらえますか。そのための予算がどのくらいありますか。あれば、その数字と内訳を明らかにしてください。	将来、施設の稼働限界を迎えて、施設を取り壊す際に発生する廃棄物は、産業廃棄物（ただし、鉄くずなどのスクラップは有価物となります）となりますので、その際には適正に処分します。 土地所有者である上益城広域連合との土地賃貸借契約は、現時点で締結していませんが、原状回復義務に基づき、借主である当社が適切に対応します。 万が一、当社の資金が不足する場合は、当社の出資企業にて負担します。
1794	環境アセスメント上環境リスク評価は義務付けられていませんが、必ず行ってほしい。多数の大手企業が、「事業者としての責任」という理由で環境リスク評価を行っていることは事実です。 今回の処理施設が、大栄環境が取り組まれる全国 12 箇所のうちの 3 つの先進事例であるならばなおのこと、ただ法に順守しているというだけでなく、事業者として自主的に環境リスク評価を行ってください。①行うかどうかということと、②環境リスク評価の有効性についてシムファイブスの見解を教えてください。	今回の予測評価の結果、各種基準を満足することで、本事業により環境への影響や健康被害が生じることはないと考えています。
1795	6-141（429） 意見書の『他の同様な施設で、実際にどのようにして涵養につとめたかを説明してください』という質問にたいして回答がないのはなぜですか。その理由を教えてください。シムファイブスが新設の会社だということや全く同様な施設はないということが、回答がなかった理由なのだろうかと考えておりますが、それが理由だと仮定すると、まずシムファイブスが大栄環境と石坂グループの経験・知見を活かして運営されることは間違いないと思います（住民説明会では大栄環境のこれまでの歴史を紹介し、信頼できることをアピールされていました）。ですから様々な施設を建設するうえで涵養に努めた事例はあると思います。そして住民が知りたいのは、ゴミに関する処理施設を建設する場合の涵養の取り組みです。まったく同様の施設でなくてかまいません。 どのように涵養につとめてきたか、施設名とその取り組みの内容を最低 3 例教えてください。太字の質問への回答をどちらもお願いします。	地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととします。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画しています。
1796	環境アセスメントは『住民個人の健康維持を直接の目的としていない』という明確な説明を、地域の回覧板や新聞広告等、住民が通常目を通す・購読するものを使って、広く行ってほしい。 住民説明会で環境アセスメントについて、『住民個人の健康維持を直接の目的としていない』という説明はありませんでした。 「（化学物質等の大気排出が）基準値以内であるため問題ない」という言葉は、住民に健康への影響は全くないという誤解を与えています。	大気質については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。そのため、本事業により健康被害が生じることはないと考えています。 また、いただいたご意見は、今後の事業の検討や環境保全措置の具体化、ならびに環境管理の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきます。今後とも、地域の皆さまのご懸念に丁寧に向き合い、情報提供と理解の促進に努めてまいります。

表 7-1-2（517）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1796 （続き）	環境アセスメント自体に欠陥があるということは、事業者もコンサルの方も理解されていることと思いますが、住民にとっては調べなければわからないのです。既に説明済みだとおっしゃるかもしれませんが、私自身説明会に参加し、配慮書・方法書・準備書と読む努力をしてきましたが、その前提は理解していませんでした。 そして、健康被害が起きるということは、住民はもちろん事業者にとっても望ましくないことだと思います。被害者を発生させることなく発生源で未然に防止する場合に比べ、被害を拡大させてから、汚染の除去、被害の救済をしていくのは、コストもかかります。現状のアセスメントの制度では、健康被害を未然に防ぐことはできないということに対して、事業者としてはどうお考えですか。今一度、早急に、アセスの 4 段階目に進むより少なくとも 3 カ月以上前に、環境アセスメントについての説明をし、そして必ず目立つように『住民個人の健康維持を直接の目的としていない』ということが明確にわかる内容を書面で公表してください。	
1797	6-141（429）542 意見書の『～資源化施設（破砕）や焼却処理施設で多くの火災や事故が起きています。大栄環境は、多くの産廃施設を有すると聞いているが、自社施設において火災や爆発事故の事例があるか』という質問に対しての返答がないのはなぜですか。 理由と、事例があるかどうかに対しての回答を明確にお願いします。一般の意見に正面から真摯に回答を行うことは、今後処理施設を運用していく上での住民との関係性を考えても必要だと思います。大栄環境のホームページに掲載されている『掲載廃棄物処理は社会インフラを担う重要な事業でありながら、ネガティブなイメージをもたれていることがあるから、それを払拭し、透明性の高い企業であることを知ってもらう』という大栄環境の姿勢は本当に素晴らしいと思います。だからこそ、意見書の中に複数の質問がある場合も、1 つ 1 つ回答し、住民の疑問や意見に答えてほしいです。	当社の出資企業である大栄環境株式会社が保有する施設において、火災事故の事例はありますが、爆発事故の事例はありません。
1798	①焼却基準を 1000℃以上にしてほしい。可能か。 環境省は 2022 年（化学メーカーなどを対象に）PFOA を高濃度に含む廃棄物を処分する際には分解に必要な 1000 度以上で焼却するよう求めています。	有機ふっ素化合物（PFAS）のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）、PFHxS に関しては、それぞれ、2010 年、2021 年、2024 年に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」により、国内における製造・輸入等が原則禁止されています。 PFOS 等については、2020 年 5 月以降、公共用水域や地下水において知見の集積に努める必要があると考えられるものとして要監視項目に追加され、都道府県知事に対して、地域の実情に応じ必要と考えられる項目の測定及び環境省への報告が依頼されており、全国的に河川や地下水の調査が実施され公表されています。また、「水質汚濁防止法」において、2023 年以降、指定施設における流出・漏洩事故に係る応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられています。さらに、2025 年 6 月、「水道法」に基づく水質基準を定めた「水質基準に関する省令」が改正され、PFOS 等が水質基準に引き上げられるとともに、水道事業者による定期的な検査が義務付けられました（2026 年 4 月施行）。廃棄物処理に関する PFOS 等の取り扱いに関しては、現時点において「廃棄物処理法」の改正はなされていませんが、令和 4 年 9 月、環境省が「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」を定め、同法に定める特別管理産業廃棄物に準じた保管、処理委託、収集運搬及び分解処理をするよう求めています。

表 7-1-2（518）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1798 （続き）		当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。 以上のことから、計画施設は、PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の受け入れを目的とした専門施設ではないため、現在の設計を維持する方針です。超高温での燃焼では、過剰なエネルギー消費による二酸化炭素排出量の大幅な増加や、超高温での燃焼による炉壁や配管の早期劣化や故障リスクの増加が考えられることから、安定したごみ処理を継続するためには、現在の設計温度が最も効率的で安全です。なお、PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1799	②PFOA は持ちこまれないとしているが間違いありませんか。	間違いありません。
1800	③ヒューマンエラー等により誤って持ちこまれてしまう可能性はゼロではありません。この理解は正しいでしょうか。※PFOA が	当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。また、廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等を廃棄物の現物だけでなくデータとともに確認した上で、受け入れ可能かどうかの確認を行いますので、受入物への混入リスクはないものと考えています。
1801	④PFOA 含む 1 万種類以上の PFAS のうち、持ちこまれる可能性があるものを教えてほしい。 質問①～④への回答をお願いします。	当社が計画する施設においては、特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物は除く）は受け入れないため、この技術的留意事項の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物も受け入れません。 PFOS 等以外の PFAS については、法令等に基づく規制もなく、国において知見の集積に努めているという状況にあり、当社としては、国の検討状況や法令等の規制動向に注意を払い、適切に対処して参ります。
1802	表 8.9-28 環境保全対策（8 章 333 ページ目） 表 8.9-73 環境保全措置（8 章 367 ページ目） これらの対策と措置で種が保全される可能性は高まるが完全に保全されるという保障はもちろんないという①理解であっていますか？ 資料を作られる上で現地調査がきちんと行われたという事は理解しています（素人目線ですが）。しかしそこに地域住民の中の有識者はいたのかどうかがどこに書いてあるのかわかりませんでした。 ②熊本野生生物研究会とは、現地の状況（細かな）把握のために連絡等とられましたか。 ③調査メンバーの中に町内・県内在住の方はおられましたか。 ④事後調査メンバーに、県や町の職員と、地元住民（郡内）有識者、県内有識者が入ってほしいです。 「できる限り」保全するという表現はあいまいに感じます。具体的な対策を図などで示して頂きたいです。よろしくお願いいたします。	代償措置を講じる動物、植物、生態系については、環境保全措置の効果を確認するために、事後調査を実施します。 熊本野生生物研究会とは、連絡を取っていませんが、調査員に県内在住者はいます。また、調査、予測及び評価の結果は、熊本県環境影響評価審査会で各分野の有識者である委員により審査されるため、内容の妥当性は担保されるものと考えます。
1803	方法書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解を読みましたが、誠実に解答されているとは思えませんでした。ま	配慮書、方法書に対する各意見については、準備書「第 5 章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解」、「第 6 章 方

表 7-1-2（519）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1803 （続き）	ず、「ホームページに掲載されております」という解答が多くありますがその肝心のホームページがとても分かりにくく、求めている情報にたどり着くのに時間がかかりますし、ネット検索が得意ではない人やお年寄り、子どもに対して不親切だと感じます。意見書で質問しているのですから、1つ1つ丁寧に回答欄にお答え頂きたいと思います。	法書についての意見と事業者の見解」において、一つ一つの意見に対し、真摯に事業者の見解を記載させて頂いております。
1804	二つ目は、意見書を書いてくれた子ども達、地域の子ども達に対して冷たい対応をされているなあと感じました。例えば表 6.1-2(117)No.454 の意見は「学校のみんな」と書いてあるので子どもが書いたものであると予想されます。それに対して事業者の見解は「振動については、『第 8 章、調査、予測及び評価の結果 8.3 振動』に調査、予測・評価の結果を記載しました。」とあります。この文章を読んで子ども達に意味が伝わると思いますか？私は伝わらないと思います。一生懸命意見書を書いてくれた子ども達に対して、なぜこのような回答をされたのか。何度も書かれている「丁寧な説明に努めていきたいと思います。」という言葉に対して不信感が募る要因の1つになっています。	回答については、優劣を付けない回答とさせて頂いております。
1805	その他にも、マミコウロードを登下校している児童・生徒はいないという調査結果がありましたが（12 月に開催された準備書の説明会において）私の知人はマミコウロードを歩いて七滝中央小へ通っているそうです。 どのような調査の結果そのような実態との違いが出たのでしょうか？本事業の目的に「地域循環共生圏」を掲げておられますが、地域の子ども達を大切にしなければそれは達成されません。子ども達が 10 年後 20 年後大人になった時、この地域で働きたいと思うでしょうか。事業者の見解の中にも「地元地区はもちろんのこと、地域のみなさまに当社のことを知っていただき、理解をしていただき、応援をしていただける、信頼していただけるような事業運営に努めていきたいと考えております。また、御船町で育った若い世代が当社で働きたい、働いてみたいといっていただけるように、精進して参ります。」とありますがそのための具体的な努力が感じられません。 計画地に一番近い七滝中央小はもちろん、御船町の保育園～高校で説明会を開催すること、全町民を対象としたアンケート調査を実施すること。これらは必須だと思います。表 6.1-2(107)に「アンケート調査の予定はない」とありますが、しない理由がわかりませんし、1つ1つ対応し行動に移してこそ誠実な態度であり「丁寧な説明」につながると思います。どうかこの要望に「する予定はない」という回答はしないでください。	各学校関係者へヒアリングした結果、令和 7 年度時点で、マミコゥロードに沿って徒歩で通学している児童はいません。県道田代御船線を利用し、マミコゥロードを徒歩で横断している児童がいることは把握し、マミコゥロードについても交通安全施設の状況については把握した上で、準備書にも明記したうえで予測・評価・安全対策の検討を行っており、調査は適切に行われているものと認識しています。 なお、環境アセスメントに必要な住民の生活の事態については、事業地周辺地域へのアンケートや関係機関や個人への聞き取りなどにより、把握したうえで予測、評価を行っており、全住民に対するアンケート調査は実施しません。
1806	まとめます。 ①事業者の見解に「○○のホームページに掲載されております。」と書かず1つ1つ丁寧に回答してください。 ②子ども達からの意見書に対しては分かりやすい言葉で説明してください。 ③地域住民の生活の実態を調査するためには当事者の声が必要不可欠です。全住民を対象としたアンケート調査を行ってください。	配慮書、方法書に対する各意見については、準備書「第 5 章 計画段階環境配慮書についての意見と事業者の見解」、「第 6 章 方法書についての意見と事業者の見解」において、一つ一つの意見に対し、真摯に事業者の見解を記載させて頂いております。 回答については、優劣を付けない回答とさせて頂いております。 また、マミコゥロードを通学路としている児童について、準備書の調査結果は各学校関係者へヒアリングした結果となりますので、個人へのアンケート調査は実施しません。ご意見を踏まえ、評価書では、マミコゥロードを通学路とする児童を想定し、予測・評価を行います。

表 7-1-2（520）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1806 (続き)	④③をしない場合、その理由をお答えください。 ⑤御船町の保育園～高校で本事業の説明会を開催してください。 ⑥⑤をしない場合、その理由をお答えください。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1807	自分が書いた意見書に対する事業者の回答を探すのがとても大変です。住所も名前も書いているのですから回答を送ってほしいです。インターネットが使えない方や足が不自由で縦覧場所まで見に行くことができない方は準備書を読んだり意見書を書くためにどうすれば良いのでしょうか？	住民の皆様からいただいた意見に対する事業者見解については、評価書にて一律で公表しますので、個別での対応は致しません。また、準備書の公表については、熊本県環境影響評価条例に基づき、適切な方法で公表していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。健康上の理由などで準備書にアクセスできない方への対応については、当社としては答えを持っておりません。
1808	計画地の土地を売った方が「はじめに聞いていた計画と違う」とおっしゃっています。一般廃棄物の処理施設のはずが産業廃棄物の処理施設になっていておどろき憤りを感じていると。これは違法ではないのですか？ そこをそのままにして準備書まで進んでいるのは順番が違いますよね。違法だと思うのであれば計画をスタートに戻してください。違法ではないと思うのであればその理由をお答えください。	詳しくは、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されておりますのでそちらをご覧ください。 令和 2 年 12 月に、有価物回収協業組合石坂グループと大栄環境株式会社から熊本県に対し、熊本地震の経験を踏まえて、県内に十分な廃棄物処理体制がなく、充実が必要な状況にあるので、廃棄物処理を県外に頼らず、県内で適正に処理できる廃棄物処理施設を整備し、その廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏の構築を目指したい旨を相談しました。その上で、令和 3 年 3 月 29 日に上益城郡 5 町の各町長が熊本県から事業提案の説明を受け、各町長間での協議や熊本県及び民間事業者との協議を重ねながら、類似施設の現地視察や類似施設が位置する自治体の首長との意見交換などを実施し、事業計画の調査検討が行われました。 その結果、各町長において、財政負担の軽減、最終処分場の整備を行わないなどの環境面に対するメリット、地域経済への一定の効果が見込める事業であるとの評価がなされ、令和 3 年 9 月 27 日に各自治体の事務方、9 月 29 日に各町議会に当該事業の説明を実施しました。その後、同年 10 月 1 日に「エネルギー回収施設等検討に関する覚書」を締結し、令和 4 年 3 月 28 日に「環境アセスメント実施等に向けた基本協定書」の締結を経て、環境アセスメントの手続きを現在進めています。 本事業スキームは、上益城郡 5 町が抱えるごみ処理における課題（財政面など）を解決する事業であると考えていますが、それが本当に適切であるかどうかは、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町にて最終的に判断され、適切である場合は事業に着手するものであると考えています。 財産の使用目的の変更等について、上益城広域連合に確認したところ、「環境アセスメント手続きが完了し、上益城郡 5 町において本事業が適切であると確認された後に、土地の使用目的の変更が確定するものであり、その時点において、土地所有者である上益城広域連合において、法令に即した手続きを取っていく。」とのことで

表 7-1-2（521）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1808 （続き）		した。なお、自治体が様々な事情や状況の変化に応じて計画を変更することは何ら違法ではいと考えます。
1809	水俣病公式確認から 70 年が経ちますが、いまもなお病気に苦しみ救済を求めている人達がいます。このような公害を二度とくり返さないため新しい事業には慎重になってほしいです。そちらの公害に対する姿勢を知りたいので以下の質問にお答えください。 ①水俣病はなぜ起きてしまったと思いますか？ ②企業は水俣病を未然に防ぐために何をするべきだったと思いますか？ ③水俣病の原因が有機水銀であると 1959 年に熊本大学が報告しましたが、国や企業は 9 年間排水を止めませんでした。それはなぜだと思いますか？ ④大栄環境さんが水俣病を起こしてしまった企業だった場合、患者やそのご家族にどのような責任の取り方をしますか。 ⑤水俣病問題は今もなお病気に苦しみ仕事や生活が困難な人や認定を求めて声をあげている人達がいます。私は国や県、企業が充分な償いをしたとは思えません。このことについて大栄環境さんはどのようにお考えでしょうか。 以上の質問に対する事業者の回答は、 今回の上益城地域におけるエネルギー回収施設からの環境汚染があった場合（そもそも環境汚染があってはいけないのですが）大栄環境さんがどのように対応されるかをイメージする大きな材料になると考えております。	当社（出資企業を含む）は水俣病の当事者ではありませんので、その発生原因や対策、当時の関係者の対応が正しかったどうかについて、当社からご説明することはできませんが、本事業における施設の供用開始後は、当社が責任をもって施設の運営管理を実施することから、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1810	事業者の見解に度々「上益城郡 5 町と協議の上、決めていきたいと考えております。」とありますが、5 町はそれぞれの町民に、一般廃棄物の処理施設から産廃を扱う計画に変更したことを伝えていませんでした。 町民がそのことを知ったのはほとんどの人が熊日に記事が出た以降です。土地を売った人さえもですよ！ 住民にきちんと説明しない行政には大きな責任があり、信用を回復するには至っていないと思います。 5 町と覚書を締結されたのだから大栄環境さんにも責任があると思います。あると思います。 ①5 町は住民に対して説明を充分にしていると思いますか？はいかいいえでお答えください。 ②本施設が原因で環境汚染があった場合、5 町にも責任があると思いますか？はいかいいえでお答えください。 ③今現在この事業に不信感を持っている住民に対して、5 町ができることは何だと思いますか？ 「丁寧な説明に努める」という言葉を使わずに具体的にお答えください。 なお、①～③の質問に対し、「意見を言う立場にない」や「5 町が決めること」など他人事のように回答されぬようお願い申し上げます。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡 5 町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和 7 年 12 月 15 日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12 月 16 日（御船町カルチャーセンター）、12 月 25 日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計 3 回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和 8 年 1 月 19 日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602 ページ）を要約した要約書（306 ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95 ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。 施設の供用開始後は、当社が責任をもって施設の運営管理を実施することから、万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。 また、上益城郡 5 町におかれましては、引き続きホームページや広報紙等を通じて住民の皆様への事業の周知を図っていただくと共に、ご質問等がある場合においては個別対応を実施していただきたいと考えています。

表 7-1-2（522）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1811	エネルギー回収施設が原因で周辺地域にPFAS 汚染が起きてしまったと仮定しての質問です。 ①PFAS 汚染の対策として、PFOS や PFOA を吸収する活性炭フィルターを設置するという方法があります。汚染地域の水道水や湧水、井戸水などを活性炭フィルターを使って浄化してくれますか？PFAS 汚染が起きたという前提でお答えください。	万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1812	今、我が家の目の前、家から 100m 程の所で九州中央自動車道のための工事が行われていますが、騒音がとても苦痛です。我が家が毎日飲んでいる湧き水もそのうち飲めなくなります。そのことも、考えるだけでとても悲しいです。水が飲めなくなると困ります。また、毎日ながめていた美しい森もなくなってしまうので精神的に辛いです。御船町上野地区に住んでいる人達もエネルギー回収施設の工事を機に、日々辛い思いをされるのだと想像しています。	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1813	大栄環境さんはこの処理施設を「全国 12 ヶ所に計画する先進事例 3 つのうちの 1 つ」として計画されています。 地域には、それぞれの特色があります。私は御船町自動車学校にバスで通っていましたが（まだ高速が通っていない頃でした）町内の散策をしていると、地域の人が小さな市場を開いていたり、個人経営のお団子屋さんがあったり、史跡の紹介をする看板があったり、看板はなくとも歴史を感じさせるような、橋があったり周辺の自然も豊かで上空を飛ぶ鳥も沢山いました。とても魅力ある町で事業者の方にも歩いて見て回ってほしい。この場所に大規模な処理施設が本当に必要かもう一度見直してほしいと感じます。 事業者にとっては未開発の土地に見える場所かもしれませんが、住民にとっては充分豊かな土地です。スケールメリットは事業者目線の言葉です。たとえコストがかかっても、自分たちのゴミは自分たちで、手に負える範囲で処理したいです。このような住民の理解を得ずに建設しようとしているものを、先進事例・成功事例としないでください。	自治体が整備する循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設では、例えば、当初 100ｔ/日規模の焼却施設を建設したとして、将来、人口減少や更なる分別・リサイクルの徹底により一般廃棄物の発生量が減少し、仮に 50ｔ/日となった場合、安定的かつ効率的な施設運営を継続することができなくなります。この場合、例えば、減少した枠を活用して産業廃棄物を補填することはルール上できないとなっています。 一方、本事業は、本来、自治体が建設する廃棄物処理施設を、当社の資金で建設し、一般廃棄物と性状の似た産業廃棄物を一体的・広域的に処理することで、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う公民連携事業（民間活用）として進めています。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますので、その減少した分を産業廃棄物で補填することで、エネルギー回収施設（焼却施設）の平均取扱い量 400ｔ/日を維持し、安定的かつ効率的な施設運営・事業運営を行う計画です。 施設の建設費と維持管理費は当社が全額負担しますので、上益城郡 5 町にご負担いただくことはありません。上益城郡 5 町にご負担いただくのは、当社にごみ処理を委託する費用のみとなります。今後、人口減少により、一般廃棄物の発生量も必然と減少していくことになりますし、住民の皆様への啓蒙活動が必要になりますが、各自治体でごみの分別やリサイクルをこれまで以上に促進していただくことで、可燃ごみの発生量も減少していくことになります。ですので、各自治体の努力次第で、ごみ処理にかかるコストも低減することが可能ということになります。 本事業により、ごみの分別やリサイクルをしなくても良いのではなく、これまでと同様あるいはそれ以上に、ごみの分別やリサイクルを推進していただきたいと考えています。 周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1814	吉無田高原は水に苦労した先人が木を植え山をととのえ土地をうるおしたという話を知りました。 その大切な水をおびやかす心配のある施設はやめた方がよいのではないかと感じます。 命と健康を支える水です。計画のすすめ方にも信頼を欠くところがあるようで大切な水をまかせられない気持ちになります。どうぞ、何を大切なことにするかよく感じて知恵と技術をつかってください。命が最優先です。	廃棄物は全てコンクリート舗装した建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止することから、施設で発生する汚水が地下浸透することはありません。 エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水等のプラント排水は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水等として再利用します。また、その他のプラント排水や場内床洗浄水・車両洗浄水並びに生活排水は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、施設からの排水はありません。 調整池からの放流水と地下水（上流側と下流側）の水質モニタリングを定期的に実施することで、施設が問題なく稼働していることを確認します。
1815	市内に住んでいるので、熊本の自然がどれほど美しいものか知っていましたが、学生時代御船町で見た大自然に心底感動したのを覚えています。人間がこれだけ不安なのに、何	各環境要素については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、

表 7-1-2（523）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1815 （続き）	も分らない動物たちはどれだけ怖いだろうか…豊かな自然、水源、土地の事を、聲をきいてほしい、強く願います	また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1816	上益城5町のゴミ処理に関わる問題であるのに住民説明会がすべての町で行なわれてないのに建設が進んでいくのには納得できないのではないか、 もう少し住民の理解が得られるように話し合いを進めていくべきと思う。	これまで環境アセスメント手続きに基づく説明会の開催や、御船町主催による説明会に当社も出席して事業計画のご説明をさせていただきました。説明会の開催時期は、御船町ホームページ「上益城地域におけるエネルギー回収（廃棄物焼却）施設等設置事業について」に掲載されています。 また、直近では、熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径2kmの範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。 説明会は、当社の出資企業である石坂グループ及び熊本県並びに上益城郡5町のホームページや各町広報誌に開催案内を掲載して周知し、令和7年12月15日（御船町立七滝中央小学校体育館）、12月16日（御船町カルチャーセンター）、12月25日（益城町保健福祉センターはぴねす）の計3回開催し、説明会での質疑応答の概要を当社の出資企業である石坂グループのホームページに掲載しました。 説明会にて、準備書の閲覧場所を追加して欲しいとの要望がありましたので、山都町、甲佐町、嘉島町でも閲覧できるようにしました。また、準備書の閲覧期間、意見書の提出期限を延長して欲しいとの要望もありましたので、令和8年1月19日まで期間を延長しました。 また、準備書（1,602ページ）を要約した要約書（306ページ）を作成するだけでなく、さらに要点だけを絞り込んだパンフレット（95ページ）を説明会で配布するとともに当社の出資企業である石坂グループのホームページにも掲載しました。
1817	・大気や土壌、河川や地下水への影響などについて、調査や評価を行うことは必須です。しかし、そのデータが出た時には、すでに環境が汚染されており、元の状態に戻ることは不可能です。事業停止も、意味をなしません。	大気、土壌、河川、地下水等については、準備書「第8章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。 施設の稼働後は、主に以下のモニタリングを実施し、基準を満たしているかどうかを継続して確認します。 ・排気筒からの排出ガスの測定 ・敷地境界における粉じん、騒音、振動、悪臭の測定 ・調整池からの放流水の測定 ・地下水の測定 なお、モニタリング頻度は、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議の上、決めていきたいと考えています。
1818	反対です 理由はゴミ処理は各地域、地域でなされるべきです。 産廃は何か入っているか化学分析しなければ解らない。解らない物を安全とみなし他地域で処理するのは問題が大きい。化学物質に汚染された廃棄物が大量に持ち込まれるようになり、いくいくは福島の放射能汚染土が持ち込まれる可能性もある。熊本の水や大気が汚染されることを否定できない。 大変大きな処理施設のようであるのに民間事業者への委託であって仲介した県の責任の所在が不明確である。県が中心となって御船町と業者の三者で問題が起きた時住民が訴えられる機関を作るべきである。問題を持っていく所がないことは問題です。 将来住民がこうむる不利益な汚染問題に苦しむことになることを考え処理施設建設に反対します。	廃棄物を受け入れるためには、事前に廃棄物を排出する事業者（排出事業者）と当社の間で、廃棄物処理委託契約書を締結しなければならないと廃棄物処理法で定められています。 契約締結前には、処理を受託する廃棄物の性状等をデータとともに確認（一次チェック）した上で、処理可能かどうかの確認を行います。 確認の結果、廃棄物の種類やデータが処理可能と確認できた場合は、排出事業者との間で廃棄物処理委託契約を締結します。 廃棄物を受け入れる段階においても、伝票（産業廃棄物管理票）に記載された内容と相違がないかどうかの目視確認（二次チェック）を行います。 リサイクル施設（選別破砕施設）、堆肥化施設、エネルギー回収施設（メタン発酵施設）においては、廃棄物を建屋内で受け入れた際（廃棄物を車両から土間に荷下した際）に展開検査（三次チェック）を実施します。 なお、エネルギー回収施設（焼却施設）においては、全ての廃棄物を展開検査することは想定しておりませんが、定期的に抜き打ちチェックを実施いたします。 万が一、二次チェック、三次チェック、抜き打ちチェックにおいて、契約内容に合致しない廃棄物が発見された場合は、速やかに排出事業者に連絡し、廃棄物の引き取りを依頼します。

表 7-1-2（524）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1818 （続き）		万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。
1819	・一般ゴミの受入量について聞いていたものより、はるかに多くの産廃を一緒に処分することについて住民に十分な説明をしてほしい。 計画されている産廃処理施設への車両出入り計画が片道 330 台と聞き、学校等の安全、大気への影響も心配です。 ・日に 250 トンもの水を使用するとのことですが、地下水汲み上げや流域、土壌へのしみ出しなど環境への影響についても十分に予測評価を行ってほしいです。 持続可能な自然環境を子どもたちが健やかに成長していける御船町上野地区を大切にしたい住民たちの想いにしっかりと向きあいこたえていただきたいです。	大気質、安全（交通）、地下水、土壌汚染については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1820	・熊本の水質や土壌が汚染されるおそれがあるため、具体的な説明が無いのは疑問に思う。 ・交通渋滞につながるおそれがある。道路の整備問題に対する具体的な説明を求める。	水質、土壌汚染、安全（交通）については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響については、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しています。
1821	本件説明会が行われたのは御船町と益城町だけである点について強い疑問を抱いています。 当該地域は、居住者だけでなく、通勤、買い物等で日常的に利用する人々、さらには地産物の生産、流通に関わる多くの関係する人々によって支えられています。 そのため、本計画の影響は特定の住民に限定されるものではなく、広範囲に及ぶことは明らかです。 したがって説明会は地域住民など一部に限定するのではなく地域を利用する幅広い層を対象とした形で、より広域的かつ十分な周知のもとに実施されるべきと考えます	熊本県環境影響評価条例に基づき、本事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（関係地域）は、影響範囲が最も広範囲にわたると想定される大気質、地下水、景観の環境影響評価の結果を踏まえて、事業計画地から半径 2km の範囲に含まれる御船町と益城町に決めた上で、準備書の公告・縦覧、説明会を開催しています。
1822	建設予定地は熊本地震の際に大きく被害をうけた地区でもあります。 災害発生時のリスクについて、対策を明確にし、広く、わかりやすく周辺住民に説明すべきです。説明会という参加者が積極的に動かなければ情報が得られない場、ではなく、一斉広報などで説明されてはいかがでしょうか。 災害（地震など）時、本施設自体は耐久性があったとしてそこへ緊急的に関係者辿りつけないリスク対応が迅速に行えない（地面・道路の被害で）可能性はありませんか？その場合どのように対応なさる予定なのでしょうか。	災害時はその災害の規模や、その時の周辺環境の状況がどのようになっているかは想定できないため、検証は困難であると考えます。 災害時について、本施設への搬入が困難な場合においては、他の施設への搬入となることも考えられます。また、他施設の方が災害で搬入できないとなった場合においては、本施設で処理を行うなど、災害の状況に応じて、関係機関等と調整して決めていくことになると考えます。
1823	相当数の車両が運搬のために走行するようになるとのことですが、近接する小学校と登下校時の注意事項の申しあわせや、実際に走行するにあたって予見される危険性の周知が不十分と感じます。日時を設定し「実際に走行すると周辺の交通事情がこうなります」という実験、再現を行い影響のある周辺住民にも広く公開したうえで建設を進めないのは不誠実ではないでしょうか。	騒音については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に記載したとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価しております。
1824	・産廃施設はいらないです	周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。
1825	住民だけではなく日本全体の問題です。 国民および住民の合意なくすすむ計画に違和感しか感じません。住民の幸せを思い建設	環境アセスメントの結果については、準備書「第 8 章　調査、予測及び評価の結果」に示すとおり、いずれの項目も対象事業の実施による影響は、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られており、

表 7-1-2（525）準備書について述べられた一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の内容	事業者見解
1825 （続き）	をすすめておられるなら、今一度フェアな状態から再スタートをする事が必要です。 　一度壊した自然はお金で元に戻すことができない！理解した上で人類の宝だということを多方面の専門家によって環境保全に努めるべきです。 　災害大国における日本において絶対安全はありえません。地下水汚染のリスクなど根本的な見直しを求めます。	また、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合も図られていると評価します。 　周辺地域にご迷惑をかけることがないよう、しっかりとした事業運営を行います。 　また、本環境影響評価は、熊本県環境影響評価条例に則って実施しています。環境アセスメント手続きの中で、説明会や意見書で一般の方々からの意見を聴取するとともに、熊本県環境影響評価審査会で学識経験者や専門家の委員の審査を受けて、できる限り環境に配慮した事業計画とするように取り組んでいます。 　計画施設は、汚水を一切放出しないクローズドシステムを採用することから、地下水の水質に影響を与えることはないと考えます。 　敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流します。 　排気筒からの排出ガスは、非降雨時は乾性沈着、降雨時は湿性沈着により周辺の土壌及び水域に沈着するが、排出ガスが拡散、移流しながら雨水に取り込まれるので、敷地内に集中的に化学物質が堆積することはありません。大気汚染物質が雨水に混じることによる水質への影響を定量的に評価するのは困難ですが、排出量をできるだけ少なくすることにより、大気質や水質への影響の低減を図ります。 　廃棄物は全て建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止します。 　主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管し、車両への積み込み作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止します。また、リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積み込み作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止します。車両洗浄水についても、エネルギー回収施設（焼却施設）にて炉内噴霧処理によるクローズドシステムを採用することから、雨水に混入することはありません。 　なお、地下水や調整池からの放流水については、水質のモニタリングを定期的に実施しますが、モニタリング頻度は、今後、上益城郡５町と協議の上決めていきます。 　万が一、当社の事業に起因して影響を及ぼした場合は、当社（出資企業を含む）が責任を持って補償いたします。

7.2 準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解

7.2.1 準備書について述べられた熊本県知事の意見

「熊本県環境影響評価条例」（平成 12 年条例第 61 号）の規定に基づき、熊本県知事が送付した準備書についての熊本県知事意見は次のとおりである。

「上益城地域におけるエネルギー回収施設等設置事業環境影響評価準備書」についての熊本県知事意見

上益城地域におけるエネルギー回収施設等の設置が計画されている御船町上野地区周辺は、森林や農用地が広がる自然豊かな環境に恵まれ、熊本地域の地下水涵養に資する地域でもある。また、周辺には、江戸時代に整備された「元禄井手」及び「嘉水井手」により、現在も農業が営まれるなど、自然環境が地域の生活や歴史・文化と深く結びついた環境が形成されている。

本事業は、この上野地区において株式会社シムファイブスが、一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とした焼却施設（１日当たり処理能力 440t）を中心に、選別施設、たい肥化施設、メタン発酵施設等を併設する廃棄物処理施設を設置するものである。

また、本事業は、老朽化したごみ処理施設の更新事業に取り組む上益城５町の財政状況を踏まえて、上益城５町の財政面及び中長期的なごみ処理計画という２つの課題に資する事業として検討されている。

しかしながら、公聴会においては、大気汚染、騒音、地下水や土壌への影響など、自然環境・生活環境全般に対する懸念が多数示されており、特に、施設稼働後の地下水揚水に伴う周辺地下水への影響、排ガスによる周辺環境への影響について不安の声が多く聞かれたところである。

また、建設予定地に近接する地区においては、廃棄物搬入が想定されている道路が生活道路や通学路としても利用されていることから、搬入車両の増加に伴う交通安全への影響が強く懸念されている。

さらに、本事業に関しては、地域住民への説明のあり方に対して疑問を呈する意見が聞かれたところである。

このため、本事業の実施に当たっては、対象事業実施区域が自然環境に恵まれ、住宅や学校等が点在する生活圏に近接した立地であることを十分に踏まえ、環境負荷の低減を可能な限り図るとともに、交通量の増加に対する安全対策を講じ、大気、地下水その他の生活環境への影響に係る環境保全措置を徹底する必要がある。

また、生態系への影響に関する代償措置の不確実性等を踏まえ、準備書に記載した環境保全措置を確実に実行するとともに、適切に事後調査を行う必要がある。

さらに、事業実施前にとどまらず、継続的・積極的な情報提供及び丁寧な説明を行い、地域住民との十分なコミュニケーションを図ることにより、事業に対する理解が得られるよう最大限努める必要がある。

よって、環境影響評価書の作成及び事業の実施に当たっては、本書の内容について十分に勘案すること。

［全体事項］

（１）公聴会等で、地域住民への説明のあり方に対して疑問を呈する意見が聞かれたことから、事業全般に関して、地元住民等へ積極的に情報提供を行うとともに、住民とコミュ

ニケーションを図ることにより、理解が得られるよう努めること。

［大気環境］

＜大気質＞

（１）焼却施設から排出される排ガス中のばいじん及び有害物質について、排出源での低減策を確実に行うとともにばい煙の測定結果については、公表に努めること。

また、土壌汚染について、予測・評価した地点における事後調査を適切に行うこと。

＜騒音・振動＞

（１）騒音の調査・予測・評価については、調査地点の周囲の地形が関係するため、高低差等の地形を判読できる図（断面図等）を掲載すること。

（図 8.2-1 騒音調査地点図）

（２）施設の稼働による騒音については、事後調査を実施し、環境影響が著しいことが明らかとなった場合、追加の環境保全措置を講じるとされているが、当該措置の検討に当たっては、周辺住民の意見に配慮すること。

（表 10.3-2 事後調査計画（騒音））

（３）車両の通行による騒音・振動の環境負荷を抑制するため、資材及び機械の運搬、又は廃棄物の搬出入に当たっては、特定の時間帯に車両が集中しないよう、搬入時間を分散させるよう努めること。

［水環境］

＜水質＞

（１）施設建設工事に当たっては、適切な対策を講じることにより、放流先河川の水質汚濁負荷の低減に努めること。

＜地下水＞

（１）「地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図る」(2-29(31)) とあるが、雨水の活用や使用水の再利用等に関する計画について、より具体的に記載すること。

また、地下水への影響を低減するため、雨水の活用及び使用水の再利用を可能な限り拡大し、地下水利用量の抑制に努めること。

（２）「各井戸がお互いに干渉しあわない箇所に同規模の井戸を複数追加する」(8.7-53(981)) とあるが、影響範囲については、井戸ごとで異なると考えられるため、井戸を追加する場合は、周辺の地下水の利用に影響がないかを改めて予測・検証すること。

（３）「対象事業実施区域内に地下水観測井を設置し、施設の稼働が定常的な状態となった時期から１年間､地下水位に関する事後調査を実施する」(10-6(1242)) 旨の記載があるが、事業による地下水位への影響を把握するため、地下水利用前から観測を開始するとともに、より長期間の調査を行うことにより、地下水位に関する事後調査を適切に実施すること。また、調査の結果、事業による影響が著しいことが明らかになった場合には追加の環境保全措置を講じること。

（４）用水として地下水に併せて水道水も利用する計画（2-29(31)）となっているが、対象事業実施区域周辺では、渇水期に地下水位低下及び湧水量減少が発生することがあるとの情報があることから、水道事業者による給水制限時等には、プラント用水槽や再利用水槽の水、雨水を活用することなどにより、給水制限に対応できるようにすること。

（５）地下水採取量に見合う量を超える地下水涵養を行うに当たっては、公益財団法人くまもと地下水財団を通じた取組みに加え、地域団体・土地改良区・御船町等と連携し、対象事業実施区域周辺地域における地下水涵養に寄与する取組についても検討すること。

［生態系］

＜全般＞

（１）重要な種の保全等を図るため、専門家の意見を聴取したうえで、動物、植物、生態系に関する環境保全措置を確実に履行すること。

＜動物＞

（１）動物保護の観点から、環境影響を回避、低減、代償する環境保全措置を確実に実施するとともに、非改変区域の既存樹林（特に西側）の長期的な保全を検討すること。

また、施設に設置する照明について、夜間に活動するフクロウ等の動物への影響を低減するように工夫をすること。

さらに、事後調査に当たっては、専門家の意見を聴取したうえで実施すること。

［景観・人と自然との触れ合いの活動の場］

（１）対象事業実施区域周辺は、大きな建物がない地域であり、当該事業による施設が設置されると、上益城平坦地区広域営農団地農道（以下「マミコゥロード」という。）沿いからの景観が大きく変化することとなるため、マミコゥロードを普段から利用する方々の視点（シークエンス景観）という観点からの評価も例として示すことを検討すること。

（２）建物の外観の色彩や素材の選定に当たっては、周囲に圧迫感や違和感を与えない親しみやすいものとし、対象事業実施区域周辺の緑豊かな自然環境や眺望景観との調和を図ること。

（３）建物について、具体的な外観が未定であるが、普段、生活・通行等されている方の視点も考慮する必要があることから、建物外観の色彩及びデザイン等の概要を適切な時期に公表し、地域とのコミュニケーションを経て決定すること。

［生活環境（交通）］

（１）公聴会等において、地元の方から、マミコゥロードの通学路としての利用状況の調査結果が実態と異なるとの指摘があったことから、改めて状況を確認すること。また、現在、通学に利用している児童・生徒がいない道路であっても、今後、通学路として児童・生徒が利用する可能性があるため、状況に応じた適切な交通安全対策に努めること。

（２）交通管理者及び道路管理者と十分に協議し、工事中及び稼働後の交通安全に万全を期すこと。

［その他］

（１）準備書において、「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（R4.9 環境省）」の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物は受け入れない方針とされているが、廃棄物の受け入れに当たっては、受け入れようとする廃棄物が、PFOS 及び PFOA 含有廃棄物や「PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について（R7.3 環境省）」で示された使用済活性炭に該当しないことを確認すること。

　また、これらの廃棄物に該当しないことを確認のうえ受け入れ可能と判断した場合においても、展開検査を計画的かつ適時行うなど、受入物への混入防止を徹底する監視体制を構築すること。

（２）事業計画の実施に当たっては、万一の事故や災害の際にも、周辺環境にできる限り影響を及ぼさないよう、事故・災害対応に万全を期すこと。

7.2.2 熊本県知事の意見についての事業者の見解

準備書についての熊本県知事の意見及びこれに対する事業者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりである。なお、知事の意見にある図表番号は準備書のものである。

表 7.2-1(1)　準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（全体事項）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
全体事項	住民への説明	公聴会等で、地域住民への説明のあり方に対して疑問を呈する意見が聞かれたことから、事業全般に関して、地元住民等へ積極的に情報提供を行うとともに、住民とコミュニケーションを図ることにより、理解が得られるよう努めること。	本事業の実施に当たっては、事業全般に関して、地元住民等へ積極的に情報提供を行うとともに、住民とコミュニケーションを図ることにより、理解が得られるよう努めます。

表 7.2-1(2)　準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（大気環境）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
大気環境	大気質	焼却施設から排出される排ガス中のばいじん及び有害物質について、排出源での低減策を確実に行うとともにばい煙の測定結果については、公表に努めること。 また、土壌汚染について、予測・評価した地点における事後調査を適切に行うこと。	焼却施設から排出される排ガス中のばいじん及び有害物質については、バグフィルタ等による排出源での低減策を確実に行うとともにばい煙の測定結果については、会社ホームページ等で定期的に公表します。 また、土壌汚染について、予測・評価した地点において、ダイオキシン類及び水銀の事後調査を適切に行います。
	騒音・振動	騒音の調査・予測・評価については、調査地点の周囲の地形が関係するため､高低差等の地形を判読できる図(断面図等）を掲載すること。 （図 8.2-1 騒音調査地点図）	騒音調査地点図に断面図を追加しました。 なお、騒音の予測は安全側を考慮して、地形による回折減衰は見込んでいません。
		施設の稼働による騒音については、事後調査を実施し、環境影響が著しいことが明らかとなった場合、追加の環境保全措置を講じるとされているが、当該措置の検討に当たっては、周辺住民の意見に配慮すること。 （表 10.3-2 事後調査計画（騒音））	施設の稼働に伴う騒音に関して、事後調査の結果、追加の環境保全措置を講じる必要が生じた場合には、周辺住民の意見に十分配慮し、実効性の高い最適な環境保全措置を実施してまいります。
		車両の通行による騒音・振動の環境負荷を抑制するため、資材及び機械の運搬、又は廃棄物の搬出入に当たっては、特定の時間帯に車両が集中しないよう、搬入時間を分散させるよう努めること。	車両の通行による騒音・振動の環境負荷を抑制するため、資材及び機械の運搬、又は廃棄物の搬出入に当たっては、特定の時間帯に車両が集中しないよう、搬入時間を分散させるよう努めます。

表 7.2-1(3)　準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（水環境）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
水環境	水質	施設建設工事に当たっては、適切な対策を講じることにより、放流先河川の水質汚濁負荷の低減に努めること。	施設建設工事に当たっては、仮設沈砂池の設置やアルカリ排水の pH 調整等の適切な対策を講じることにより、放流先河川の水質汚濁負荷の低減に努めます。

表 7.2-1(4)　準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（水環境）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
水環境	地下水	「地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図る」(2-29(31)) とあるが、雨水の活用や使用水の再利用等に関する計画について、より具体的に記載すること。 また、地下水への影響を低減するため、雨水の活用及び使用水の再利用を可能な限り拡大し、地下水利用量の抑制に努めること。	地下水利用量は最大 245ｔ/日を計画していますが、エネルギー回収施設（焼却施設）で発生するボイラブロー水（20ｔ/日）と純水廃液（10ｔ/日）と機器冷却水（5ｔ/日）は、再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水や主灰の加湿水として再利用する計画です。また、各機器で使用する機器冷却水と廃熱ボイラで使用する水は循環利用する計画です。 建屋周辺に降った雨水を集水して再利用水槽に送り、減温塔の噴霧水や主灰の加湿水として再利用します。また、調整池に貯水した雨水も必要に応じて再利用することで、地下水利用量の抑制を図ります。
		「各井戸がお互いに干渉しあわない箇所に同規模の井戸を複数追加する」(8.7-53(981)) とあるが、影響範囲については、井戸ごとで異なると考えられるため、井戸を追加する場合は、周辺の地下水の利用に影響がないかを改めて予測・検証すること。	井戸を追加する際には、熊本県地下水保全条例に基づき、適切に事前協議、揚水試験を実施し、周辺の地下水の利用に影響がないかを予測・検証した上で、許可申請を行います。
		「対象事業実施区域内に地下水観測井を設置し、施設の稼働が定常的な状態となった時期から１年間、地下水位に関する事後調査を実施する」(10-6(1242)) 旨の記載があるが、事業による地下水位への影響を把握するため、地下水利用前から観測を開始するとともに、より長期間の調査を行うことにより、地下水位に関する事後調査を適切に実施すること。また、調査の結果、事業による影響が著しいことが明らかになった場合には追加の環境保全措置を講じること。	地下水位の事後調査の期間を、地下水利用開始１年前から施設の稼働３年後までとし、長期的な地下水位の変動の把握に努めます。 また、調査の結果、事業による影響が著しいことが明らかになった場合には追加の環境保全措置を適切に講じます。
		用水として地下水に併せて水道水も利用する計画 (2-29(31)) となっているが、対象事業実施区域周辺では、渇水期に地下水位低下及び湧水量減少が発生することがあるとの情報があることから、水道事業者による給水制限時等には、プラント用水槽や再利用水槽の水、雨水を活用することなどにより、給水制限に対応できるようにすること。	水道水の利用に当たっては、水道事業者による給水制限時等には、プラント用水槽や再利用水槽の水、雨水を活用することなどにより、給水制限に対応できるようにします。
		地下水採取量に見合う量を超える地下水涵養を行うに当たっては、公益財団法人くまもと地下水財団を通じた取組みに加え、地域団体・土地改良区・御船町等と連携し、対象事業実施区域周辺地域における地下水涵養に寄与する取組についても検討すること。	地下水採取量に見合う量を超える地下水涵養を行うに当たっては、公益財団法人くまもと地下水財団を通じた取組みに加え、地域団体・土地改良区・御船町等と連携し、対象事業実施区域周辺地域における地下水涵養に寄与する取組についても検討します。

表 7.2-1(5)　準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解（生態系）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
生態系	全般	重要な種の保全等を図るため、専門家の意見を聴取したうえで、動物、植物、生態系に関する環境保全措置を確実に履行すること。	重要な種の保全等を図るため､動物、植物、生態系に関する環境保全措置の実施に当たっては、各保全対象種に精通した専門家の意見を聴取したうえで、確実に履行してまいります。
	動物	動物保護の観点から、環境影響を回避、低減、代償する環境保全措置を確実に実施するとともに、非改変区域の既存樹林（特に西側）の長期的な保全を検討すること。 また､施設に設置する照明について、夜間に活動するフクロウ等の動物への影響を低減するように工夫をすること。 さらに、事後調査に当たっては、専門家の意見を聴取したうえで実施すること。	動物保護の観点から、光環境の変化の低減､造成緑地の構成植物への配慮、水辺環境の創出といった適切な環境保全措置を確実に実施するとともに、非改変区域の既存樹林（特に西側）の長期的な保全を検討します。 また､施設に設置する照明について、フードルーバー等による照明の方向の制限や建物内の光を制限するブラインドの設置等により、夜間に活動するフクロウ等の動物への影響の低減に努めます。 さらに、事後調査に当たっては、保全対象種に精通した専門家の意見を聴取したうえで実施します。

表 7.2-1(6)　準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解
（景観・人と自然との触れ合いの活動の場）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
景観・人と自然との触れ合いの活動の場	景観・人と自然との触れ合いの活動の場	対象事業実施区域周辺は、大きな建物がない地域であり、当該事業による施設が設置されると、上益城平坦地区広域営農団地農道（以下「マミコゥロード」という。）沿いからの景観が大きく変化することとなるため、マミコゥロードを普段から利用する方々の視点（シークエンス景観）という観点からの評価も例として示すことを検討すること。	景観の調査・予測地点として、マミコゥロード沿いに１地点を追加し、日常的に道路を利用される方々の視点も考慮して予測・評価を実施しました。
		建物の外観の色彩や素材の選定に当たっては、周囲に圧迫感や違和感を与えない親しみやすいものとし、対象事業実施区域周辺の緑豊かな自然環境や眺望景観との調和を図ること。	建物の外観デザイン、色彩および素材の選定に当たっては、熊本県景観計画やくまもとカラーガイド等を踏まえ、周辺の自然環境と調和する低彩度で落ち着いた基調色を選定してまいります。また、建物の配置や形状についても工夫を凝らし、圧迫感や違和感を抑えた親しみやすい外観とすることで、対象事業実施区域周辺の緑豊かな自然景観および眺望景観との十分な調和を図ってまいります。
		建物について、具体的な外観が未定であるが、普段、生活・通行等されている方の視点も考慮する必要があることから、建物外観の色彩及びデザイン等の概要を適切な時期に公表し、地域とのコミュニケーションを経て決定すること。	建物外観の色彩およびデザイン等につきましては、今後の詳細設計段階において概要がまとまった段階で速やかに公表してまいります。 公表に当たっては、地域住民の皆様へ丁寧な周知と説明を行い、意見交換などのコミュニケーションの場を設けながら、周辺の生活環境や景観に配慮した決定に努めてまいります。

表 7.2-1(7)　準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解
（生活環境（交通））

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
生活環境（交通）	生活環境（交通）	公聴会等において、地元の方から、マミコゥロードの通学路としての利用状況の調査結果が実態と異なるとの指摘があったことから、改めて状況を確認すること。また、現在、通学に利用している児童・生徒がいない道路であっても、今後、通学路として児童・生徒が利用する可能性があるため、状況に応じた適切な交通安全対策に努めること。	マミコゥロードの通学路状況については、令和6年度時点における各小学校への聞き取り調査に基づき、準備書を作成しておりましたが、徒歩での横断箇所があることやスクールバスの利用など、把握していた実態の全体像を示す表現としては不十分な記述となっておりましたので、改めて通学状況を再確認し、評価書において誤解を生じさせないよう本文を補正しました。 なお、準備書におきましても、こうした利用実態や交通安全施設の状況等を把握した上で適切な交通安全対策を盛り込んでおり、環境影響が十分に低減され、現状と同等の安全性が確保されるものと予測・評価しております。 今後につきましても、将来的な通学環境の変化等に留意し、関係機関と連携しながら、状況に応じた適切な安全対策に万全を期してまいります。
		交通管理者及び道路管理者と十分に協議し、工事中及び稼働後の交通安全に万全を期すこと。	交通管理者及び道路管理者と事前に十分な協議を行い、その指導・助言を踏まえた適切な措置を講じることで、工事中及び稼働後の交通安全に万全を期してまいります。

表 7.2-1(8)　準備書について述べられた熊本県知事の意見及び事業者の見解
（その他）

項目	事項	知事の意見	事業者の見解
その他	その他	準備書において、「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項(R4.9 環境省)」の対象とされた PFOS 及び PFOA 含有廃棄物は受け入れない方針とされているが、廃棄物の受け入れに当たっては、受け入れようとする廃棄物が、PFOS 及び PFOA 含有廃棄物や「PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について（R7.3 環境省)」で示された使用済活性炭に該当しないことを確認すること。 また、これらの廃棄物に該当しないことを確認のうえ受け入れ可能と判断した場合においても、展開検査を計画的かつ適時行うなど、受入物への混入防止を徹底する監視体制を構築すること。	廃棄物の受け入れに当たっては、受け入れようとする廃棄物が、「PFOS 及び PFOA 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（R4.9 環境省)」で示された PFOS 及び PFOA 含有廃棄物や「PFOS 等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について（R7.3 環境省)」で示された使用済活性炭に該当しないことを事前に厳格に確認いたします。 また、受入可能と判断した場合においても、受入時における目視確認や計画的かつ適時な展開検査を徹底し、万一不適格物が混入することのないよう監視体制を構築・運用するとともに、不審な廃棄物が確認された場合の受入拒否や搬入停止等の手順を周知徹底し、混入防止に万全を期してまいります。
		事業計画の実施に当たっては、万一の事故や災害の際にも、周辺環境にできる限り影響を及ぼさないよう、事故・災害対応に万全を期すこと。	本事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守することや適切な点検・整備、事故等対応マニュアルの整備等により、万一の事故や災害の際にも、周辺環境にできる限り影響を及ぼさないよう、事故・災害対応に万全を期してまいります。

（空　白）